憚賜ひて、顯には得幸さず欺き隱して(此吉備に)來坐て密て聘し給ふを云り、(契冲が、とせむかくせむなど、かねて思ひおくを、下よ延つゝとは云なりと云るは、いみしき非なり、又師の冠辭考に、波を濁て下婚の意に注せられたるも叶はず、用は、從なること右に引る萬葉の哥どもにてしるく、且婚は、與婆比にて、與婆閇とは云る例なし、婚と延と其事は同じけれど詞は別なり、)○由久波多賀都麻は、上なるに同じ由久は、天皇の京へ還幸すを云、さて誰夫とおぼめき云るに、大后を憚り賜ひて、御思すまゝにも得物し賜はで、いそぎ還り坐を、あはれと思奉れる意含みて、いとゞ別奉る情深くあはれに聞えたり、

古事記傳三十五之巻終

吾將忘乎にて、（天皇を）忘奉らじとなり、丹後國風土記に、水江浦嶼子が過たりし神女の哥とて、夜麻等幣爾加是布企阿義天久母婆奈禮所企遠理等母與和遠和須良須奈とあるは、此の哥を、（爾斯を、加是にかへ、四句に與を添へて、七言に足し、結句をかへて）彼に移えて、語傳へたる物なり、○夜麻登幣邇は、上なるに同じ、○由玖波多賀都麻は、（波字を婆と書る本は誤なり、今は眞福寺本、又一本に依れり、）往者誰夫なり、○許母理豆能は、隱水之なり、次の句の枕詞にて、冠辭考に見えたるが如し（引れたる萬葉十一の哥の、隱處の處字は、若は泉を誤れるには非るか、其故は、處は、度とこそ訓べけれ、豆とは訓がたし豆に此字を書べきに非ず、又美豆を省きては、美とこそいへ豆と云る例を知らず、されば泉字にて、豆と訓て伊豆美の省きならむか、若然らば此の豆も泉なるべし、なほ考ふべきなり、）○志多用波閇都々は、從下延乍なり、用と由と通ふと契沖が云る宜し、志多用とは、しのび隱して物するを云、萬葉四（三十一丁）に、戀爾毛曾人者死爲水瀨河下從吾瘦月日異、十（十四丁）に、藤浪咲春野爾蔓葛下夜之戀聞乏雲在、（夜は借字にて、從なり、）十一（三十五丁）に、埋木之下從其戀など、又同卷（八丁）に、隱沼從裏戀者、又（三十四丁）隱沼乃下爾戀者、十二（廿丁）に、隱沼之下從者將戀、又隱沼乃下從戀餘、十七（十六丁）に、許母里奴能之多由孤悲安麻里、これらは枕詞よりつゞきたる意まで此と同じ、波閇は、心をかけて聘するをいふ、明宮段大御哥に、波閇祁久斯良邇、とあるところ、（傳卅二）考あはすべし、萬葉の哥どもを引たり、遠飛鳥宮段輕太子の御哥に、斯多備袁和志勢志多杼比爾和賀登布伊毛袁、とあるも、下延と同意なり、さて此句は、天皇の大后の御妬を

散るを、阿賀流と云を、此は自散る、には非ず、風の吹て散ら令るを云、故に阿宜とは云なり、(散らせを切めて、阿宜と云は分らせを、和氣と云埋らせを、宇豆米と云など、同じ活用なり、)○玖毛婆那禮は、雲離なり、西風の吹令散て雲の散々に分れ離るゝにて、次の句の序なり、されば、上句の、西風吹令散而も、此句を云む料なり、(契冲が、天皇の西風を追手にて上らせ給ふを雲によそへて、雲の離るゝ如くに別れ奉るを、そへたりと云るも由なきに非れども、天皇の追手の風にて、上らせ賜ふまでをよそへたるにはあるべからず、) 但倭方にと云るは、天皇の京へ還坐こゝろをもこめたるべし、○曾岐袁理登母は、(延佳本に、曾々岐と今一ッ曾字のあるは、頭書に大殿祭詞に、蘇々岐と云ことのあるを引るを思ふに、彼と同言と心得て、さかしらに加へたるなるべし、諸本みな、曾字一ッなるをや、) 雖放離居なり、曾岐は、放りと同くて、離れ遠ざかることなり、退くと云も後の方へ放るなり、登富叙久も遠く放るなり、これらにて心得べし、(契冲が引たる萬葉哥の、山乃曾伎野之衣寸、また曾伎幣などは、遠放りたる處を云るなれば躰言なり、此は用言なれば躰用の異あり、) 萬葉十五(二十五丁)に、久毛婆奈禮等保伎久爾敝能とあるも、遠く放れるにて、同意のつゞけなり、袁理登母は、(後世の心には、遠流登母、と云べく思はるれど然らず、) 白檮原宮段の哥にも、比登佐波爾伊理袁理登母とあり、其處に云り、(傳十九忍坂大室條下) なほ居といふ言の用格のこと、上卷に、退居とある下に委くいへり、(傳十四) さてこの句の意、天皇還上幸て今より京と吉備國とに、遠放りて居とも云るなり、(上の序のつゞきの意は、風に吹れて雲の遠く分れ離るゝ如くとなり、) ○和禮和須禮米夜は、

後には、方の名を本として思ふ故に、西風を、爾斯とのみ云るは、風を署ける如聞ゆるなれど然らず。）斯は風にて、風神を、志那都比古と申す志、又嵐飄などの志も同じ、（風は神の御息にて、息を志と云こと、師の冠辭考、志長鳥條に云れたるが如し。）又暴風東風などの、知も通音にて同きなるべし、さて東風西風と云名の意は、比牟加斯は、日向風なり、（凡て、東方を日向と云ること多し。）爾斯は、詳ならねど試に云ば、和風ならむか、（那岐は、爾と切る、又那伎を、爾岐とも云。）和とは天の霽たるを云、（常には風の無きをのみ和とは心得たれども、其のみならず、雨、又雲霧などもなく晴たるをも云、古今集戀哥に、雲もなく和たる朝の我なれやいとはれてのみ云々、とよめるは、甚晴といはむ料に和たる朝と云り、是晴を和と云故なり、風のなきことは此哥に用なし、凡て那具とは、何にまれ靜まり收まるを云へば、雨雲霧などの晴るをも云べき理なり。）西風は殊によく雲霧を吹晴らす物なれば和風と云るか、さては、次の句の、雲ばなれにも殊に由あり、（さて、比牟加斯爾斯を、もと風名とするにつきて、美那美伎多も、共にもとは、風名か、又是は、本より方名か、いまだ考得ず。）萬葉十八（二十六丁）に、南吹雪消益而射水河、これも南風を美那美とのみよめり、（是は此哥に、西風を、爾斯とのみあるを、風を略きたるものと心得て其にならひて、美那美とはよめるか、はた、そのかみ常に然云ることの有しか、さだかならず、若常に然云ことの有しならば、美那美と云も、もと、風名にやありけむ、かにかくに定めがたし、伎多も、此に准へて定むべし。）阿宜は、上とも聞ゆれど、（西風は、倭の方へ吹なれば、上とも云べし、能煩流と云とひとしければなり。）なほ令散なるべし、凡て集りたるが、分れ

母は、蒔有菘もなり、○岐備比登々は、（記中、吉備には皆吉字をのみ書るに、此に岐字を書るは、哥なる故なり、是を以ても此記の、假字用の嚴なるほどを知べし、）與吉備人にて、黑日賣を指て詔へるなり、○等母邇斯都米婆は、共に採者なり、斯は助辭○多怒斯久母阿流迦は、樂くもある哉なり、（たぬしきは、俗に云、うれしくおもしろきなり、）一首の意はあらはなり、（但し、麻祁流阿袁那母とある御詞の勢を以て細に解かば、此山縣は、御縣にて朝廷の御料に、蒔生したる菜なれば、御料に採は、もとよりの事ながら、今朕御みづから來坐て、黑日賣と共に採ば殊に樂し、その御意にやあらむ、如此見るときは、山縣を地名に負ることも、御料の御縣なれば、殊に由あるなり、國々に御縣ありし事も、志賀宮段に云り、考へ見べし、されど又右の如く見むは、中々にくだ〳〵しからむか、されば蒔るとあるをば輕く見て、たゞ山の畠なる菜を採ことは、さしも樂きわざにはあらざれども、それも黑日賣と共に採ば樂しと云、御意に見てもあるべきなり、）○上幸は、京へ還り上坐なり、○獻御歌、御字衍か、はた、此下に字の脫たるか、○夜麻登幣邇は、倭方になり、遠國よりは、畿內の方を指てかく云り、（此御代の都は難波なれども倭を本とするなり、）○爾斯布岐阿宜豆は、西風吹令散而なり、西風を、爾斯とのみ云は、（風と云ことを省きたるにはあらず、此御代のころ、さまで省ける語はいまだあらじ、）此哥に依て考るに、比牟加斯と云は、もと其方より吹風の名にて、比牟加斯は、東風、爾斯は、西風のことなりしが轉て、其吹方の名とはなれるなるべし、（故古は方をば多く、東西とのみはいはず、東方西方といへり、是西風の吹來る方、東風の吹來る方と云意より云なれたることなるべし、然るを

非ず。）○獻大御飯は、上に處々に、獻大御食とも、獻大御饗ともあるに同じ、○大御羹は、和名抄に、羹和名阿豆毛乃とあり、名義は、ぬるからず熱きを好しとゑて、熱物と云なるべし、（物は和名抄に、蒸　茹　炙　齏など、又今世にも、吸物香物などいふに同じ。）書紀允恭卷に、御膳羹汁凝以作氷、萬葉十六に、水葱乃羹物、○爲煮、萬葉十（十一丁）に、春野之菟芽子採而煮良思文、○菘菜は、阿袁那と訓べし、即御哥に見ゆ、和名抄に、蘇敬本草注云蕪菁北人名之蔓菁、和名、阿乎奈、（温菘和名古保禰）と見え、書紀持統卷に、蕪菁、萬葉十六に、蔓菁、字鏡に、蔓阿乎奈、葑蕣阿乎奈、聰明子阿乎奈などある是なり、（字には拘るべからず、凡そ古人は、字をば心々に當たればなり、字異なりとて疑ふべからず、今委く分るときは、常にいふ那は、菘なり、蔓菁とも蕪菁とも云は、加夫良那なりと云り。）今世に云菜なり、（今も青菜とも云なり。）那と云は、凡て魚菜の惣名なる故に、菘をば古へは分て、阿袁那と云しなり、（今は、菘に限りて、那とはいふなり。）○採は、黒日賣の採なり、○採菘處、この菘をば、たゞ那と師の訓れたる宜し、（上に阿袁那と云へれば、此はたゞ、那と云ぞ文なる。）萬葉一に、籠毛與美籠母乳布久思毛與美夫君志持此岳爾菜採須兒、○夜麻賀多邇は、於山縣にて、山なる畠を云、上卷八千矛神の御哥にも見ゆ、（共に山方の謂には非ず。）凡て縣と云名は、上田にて、もとは、畠のことなる由は、中卷志賀宮段にくはしく云るがごとし、（傳廿九）考へあはすべし、さて此地の名を山方と負へるも（方は借字）此山畠のあるに依てなるべし、（然るを此の御哥調に依て、上の山方地とあるを、地名に非ずと思ふはひがことなり、令大坐と云獻大御飯など云るに依るに、必地名とこそ聞えたれ。）○麻祁流阿袁那

は始終皆よく似たり。）若然らば、淡路より傳て吉備に幸せるも、彼、應神天皇なるが紛れつるか、（然るときは、上なる、淤岐幣邇波云々、次なる、夜麻賀多邇云々などの御哥も、應神天皇なるべく、久漏邪夜能とあるも、兄媛の郷にて、黑日賣と云も、兄媛の亦名にもあるべし。）かくて右の、淤志弖流夜の御歌は、此、天皇（仁德）の別に淡路に幸之・ことの有し時のにやあらむ、故彼御歌に黑日賣を御思せる意のなきにや、〇其國は、吉備國なり、〇山方は、地名なるべし、大かた古書に某地とあるは、地名なる例なればなり、上卷なる、鳥髮地須賀地などの如し、さて吉備には山方と云地、古書には見えざれども有しなるべし、（安藝國に山縣郡あり安藝かけて、吉備の國內ともすべけれど、なほ彼には非じ、備中などに今此地名は無きにや、國人に尋ぬべし。）此地名の事次なる御哥の下に云べし、〇令大坐は、意富麻斯麻佐志米弖と訓べし、續紀四に、大坐々而、廿七に、別好久大末之末世波、卅に、御身都可良之久於保麻之麻須爾依天、卅一に、悔彌惜彌痛彌酸彌大御坐、また、憂賜比大坐止云々、大坐々間爾、三代實錄廿一に、此遍思女須大心大坐麻須爾依天奈毛平野祭祝詞に、萬世爾御坐令在米給登、齋內親王奉入時祝詞に、堅磐爾平氣久安久御座坐志米武止、（古今集詞書に、おましゝ とあるは、大を省きて、淤と云るなり、又常におはしますと云も、大坐坐の、富麻を切て、波となれるなり。）などあり、此は天皇を迎入奉るを云り、さて令字の上に諸本に、命字あるは衍なり、今削けり、（令と形の似たるより、紛ひて重なれるひがことなり、眞福寺本には令字なくて、命字あるは、令を誤れるにて、是命の衍字なる證なり。）黑日賣の名、上にも下にも、命と云ること無ければなり、（又此人、命と云ばかりの品に

にいづ、(傳四のはじめ) 此二嶋ともに淡道嶋に近き地方なること、上卷の傳に云るがごとし、○阿遲摩佐能は、檳榔之なり、檳榔と云物のことは、中卷玉垣宮段にいへり、(傳廿五) ○志麻母美由は、島も所見なり、此嶋檳榔の多く生たるより名に負るなるべし、(今世にも、薩摩又土佐の海などに檳榔嶋と云ありて、此木多しとぞ、) ○佐氣都志摩美由、此嶋の名の意詳ならず、さて此二嶋も淡路嶋より遠からぬ處にはあるべけれど、何地方ならむ、在處も詳ならず、物にも見えたることと無し、(彼あたりの國人、又舟人などによく問聞て考ふべきなり、) ○此大御哥たゞ見渡しのけしきのみにて、黑日賣を所思したる意無きはいかゞ、此事なほ次に云べし、○其嶋は、淡道嶋なり、○傳而とは、初に行たる處より即又異處に遷行を云て、玉垣宮段に見えたる下 (傳廿五の始) にいへるが如し、萬葉廿 (三十七丁) に、海原乃可之古伎美知乎之麻豆多比伊己藝和多利弖、又 (三十九丁) 之未豆多比由久、○幸行吉備國、凡て此黑日賣の事書紀應神卷に甚よく似たる事あり、彼廿二年に吉備臣祖御友別の妹兄媛云々、夏四月大津より發船して吉備國に還るを、天皇高臺に上坐て、其船を望坐て歌ひ賜はく、阿波旋辭摩云々、秋九月天皇狩于淡路嶋云々自淡路轉以幸吉備云々、奉饗云々とある是なり、かくて彼紀此卷(仁德) には、十六年宮人桑田の玖賀媛を天皇娶むと御念しかども、皇后の御妬に苦まして不得娶云云玖賀媛を桑田 (丹波にあり、) に還し遂賜へる事見えて、黑日賣の事は凡て見えず、故思ふに、此記の傳へは、此玖賀媛の事と、彼應神卷の兄媛の事と、一になりて混ひつるものにやあらむ、(玖賀と黑と名もやゝ近く、皇后の御妬に因て、本國に歸りし事も似たり、又兄媛の事

久案能君仁波、十九（三十二丁）に、遙々爾鳴霍公鳥、廿（三十七丁）に、波呂波呂爾和可禮之久禮婆、〇淤志弖流夜は、（淤字諸本に、於と作るは誤なり、記中には、於は假字に用ひたる例なし、今は眞福寺本に依れり、）難波の枕詞にて、冠辭考に見えたるが如し、〇那爾波能佐伎用は、（用字を延佳本に、由と作るは、さかしらに改めたる物なり、其由は上に委く云り、諸本並用なり、）自難波之崎なり、書紀此天皇の他大御哥にも、於辭弖屢那珥破能瑳耆能とあり、〇伊傳多知弖は、出立而なり、〇和賀久邇美禮婆は、朕之國見者なり、（朕今國見をすればと詔ふ意なり、朕國とつゞきたる御言にはあらず、朕と姑切て心得べし、）是は海上を見渡し賜へるにて、國には非れども遠く望見る事をば、（必しも國鄕ならざれども、）凡て國見とぞ云けむ、さて此に論あり、難波の崎より出立てとては、此御句難波崎より見給ふ意なれば、（出立て難波崎より見ればの意にて、自は、此御句へ係ればなり、）出立は、其處に出立なり、萬葉に例多し、立處より發には非ず、又船出して海路におもむくを、出立と云むも、似つかはしからず、）坐淡道嶋とあるに叶はず、たとひ難波崎を出發てと見ても、海路のほどなれば、なほ叶ひがたし、（若淡道嶋に坐てとあるが誤かとも思へど、次なる嶋々は、淡路より見ゆる處にして、難波よりは見ゆまじきなり、）故思に出立而の上に二句脫たるなるべし、（其御句に淡路に至り坐る事あるべきなり、）試に云ば、那爾波能佐伎用伊和多理弖阿波遲能志麻用伊傳多知弖、など云さまにぞありけむ、かくて用伊とつゞきたる字の、上と下とにあるよりや、紛れて脫たりけむ、さる例よくあることなり、）〇阿波志摩は、上卷に見えたる淡嶋なり、（傳四神代七世段）〇淤能碁呂志摩も上卷

山方地而。獻大御飯。於是爲煮大御羹。採其地之菘菜時。天皇到坐其孃子之採菘處。歌曰。夜麻賀多邇。麻祁流阿袁那母。岐備比登登等母邇斯都米婆。多怒斯久母阿流迦。天皇上幸之時。黑日賣獻御歌曰。夜麻登幣邇。爾斯布岐阿宜豆。玖毛婆那禮。曾岐袁理登母。和禮和須禮米夜。又歌曰。夜麻登幣邇。由玖波多賀都麻。許母理豆能志多用波閇都都。由久波多賀都麻。

欺とは、實は、吉備國に幸行て、黑日賣に逢給はむとてなるを、たゞ淡路嶋を見賜ひにと、詔ひ欺くを云なり○欲見淡道嶋、此嶋は、書紀應神卷に、二十二年云々天皇狩于淡路嶋、是嶋者横海在難波之西、峯巖紛錯陵谷相續花草薈蔚長瀾潺湲亦麋鹿鳬雁多在其嶋、故乘輿屢遊之(履中天皇允恭天皇なども此嶋に、御狩のこと見えたり、)とある地からなり、○坐淡道嶋、書紀には此天皇此嶋に幸る御事すべて見えず、但反正天皇初生于淡路宮と、彼御卷にあれば、大后と共に幸まヽことやおはしましけむされど此は、大后を欺きて黑日賣に逢賜はむためなれば、(大后と)共には幸すまじければ彼時とは異なるべし、(なほ此幸の事まきらはしき由あり、次に云べし、)○遙望は、波呂波呂爾美佐氣坐豆と訓べし、書紀皇極卷謠哥に、波々魯々爾渠騰曾枳擧喩屢、萬葉五(二十三丁)に、波漏婆漏爾於忘方由流可母志良久毛能智弊仁邊多天流都

云むこともいかゞなるうへに、豆てふ辭も穩ならず、殊に濁音なるは、決なく助辭にはあらず。）和藝毛は、吾妹を切めたるにて（萬葉廿に和我伊毛古ともあり。）吾妹兒ともいへり、書紀繼躰卷の哥にも、倭蟻慕と見え、なほ萬葉に多し、○玖邇幣玖陀良須は、國へ下らすなり、（流を延て良須と云。）○大浦とは、難波の海上を云なるべし、（既に船出しつる後なれば海邊にはあらず。）書紀應神卷此卷などに大津とあるも、難波の津と聞え、又此御段に、難波之大渡などもあれば其海上を、大浦といひしなるべし、（又吉備國までの間の海邊の地名かとも思へど、然には、非じ。）○遣人は、黑日賣の跡を追て、舟より海路を遣すなり、○追下は、黑日賣の船に在るを逐て陸へ下すなり、○自歩萬葉十三（二十五丁）に、次嶺經山背道乎人都末乃馬從行爾己夫之歩從行者毎見哭耳之所泣云々、君之歩行名積去見者、また、馬替者妹歩行將有縱惠八子石者雖履吾二行、さて如此爲たまふ故は、船より行ば容易きを歩より行玄めて苦しめたまふなり、○追去は、夜良比賜伎と師の訓れたる宜し、上卷に、神夜良比爾夜良比賜也、書紀神代卷に、逐之などあるに同じ、此段の事など、まことに、足もあがゝに嫉たまふといひつべき、御所爲なり、

於是天皇。戀其黑日賣。欺大后。曰欲見淡道嶋而。幸行之時。坐淡道嶋。遙望歌曰。淤志弖流夜。那爾波能佐岐用。伊傳多知弖。和賀久邇美禮婆。阿波志摩。淤能碁呂志摩。阿遲摩佐能。志麻母美由。佐氣都志摩美由。乃自其嶋傳而。幸行吉備國。爾黑日賣。令大坐其國之

冠辭とせるなりと云れしかども、對屋心得ぬことなり。）〇摩佐豆古和藝毛、摩は眞にて美たる言なり、佐豆は、萬葉七（三十一丁）に、照左豆我手爾纒古須玉毛欲得云とある、照左豆は、人の容貌を稱美たる稱か若然らば此も一なるべし、佐豆古は、さにづらふ兒を約めていへる稱にや、顏色にはめてさにづらふと云は、萬葉に常のことなり、されど彼哥の總ての趣を以て思ふに美たる稱なるべくも聞えず、女をいへりとも聞えず詳ならずおぼゆ、（師は、照は、借字にて、衒ふなり、佐豆は、商人にて、玉を衒ふ商人を、照左豆と云るなりと云れしかど、其も哥に叶へりとも聞えず、商人を、左豆といへることも由なし、又さつ男と一に云る說もあれど其も由なし。）故又思ふに、佐は例の眞に通ふ言、（此は其を重ねて眞佐と云るなり、正しと云も此二を重ねたる言なり、又青色を、佐袁と云は、眞青の意なるを重ねて、麻佐袁とも云り、佐は眞に通ふ言なる由は、既に上に云り。）豆は、弖字を誤れるにて、（古書どもに此二字は、互に誤れる例往々にあり。）弖古ならむか、弖古は、萬葉三、又九に、眞間之手兒名、十四に、伊思井乃手兒、また左和多里能手兒などありて、（手は皆借字にて。）照子と賛たる稱なり、（又親の手にあるほどの幼き兒を手兒と云ることあり、其は別なり、それは、多碁と訓べし、照子と思混ふべからず。）容貌を美て照と云は、下光比賣と云名、又萬葉十一に、玉如所照公などあるが如し、かゝれば摩佐豆古は、（眞佐照子ならむか、なほよく考ふべし、（契沖が此上句を諸鞘と見たるまゝに、此句を眞鋤津子なりとして推古紀の御哥の如く大刀ならば、眞鋤の如くおぼしめすとの御意なりと云るは、甚物遠し又師は、正つ子なり、まなごなど云類なりと云れしかど、女を美て正と

此御句は黒日賣の船のみには非で先大方の船等のあまた浮べるを、見そなはしたるさまなり、(其故は、黒日賣は、從人などはあまたありとも、逃下らむほどに、數の船に乘るばかりの人數はあるまじければなり。) ○久漏邪夜能は、諸本並久字を文に誤れり今改む、(記中に文を假字に、用ひたる例なければなり、又記中、白黒の假字に、漏字を用ひたる例なれば、此は決く久字なり、又延佳本に、夜字なきは、さかしらに削しなり。) 久漏は、黒にて必此日賣の名に由ある事と聞ゆ、邪夜は、詳ならず、今備中國小田郡に黒崎と云處あれば (古書には見あたらず。) 若くは夜字は岐を誤れるにて、黒崎之か然らば、此地本郷にて黒日賣と云名も此地、より負るなるべし、本鄕を以て詔へること、國此天皇の明宮段の御哥に、美知能斯理古波陀袁登賣とよみ給へるに同じ、(又邪字は、都を誤り、夜能は、能夜を、下上に誤れるにて、黒津之やかとも思ひ、又邪夜は、都良の誤にて、良は例の助辭にて黒津ら之かとも思へど、今も昔も吉備に、黒津と云地名聞えざれば、今在黒崎の方まさるべし、又黒酒白酒と云ことあるを以て思ふに夜字は、祁或は、氣の誤にて、黒酒之にて、其酒の甘美きが如くなると云意にて、美たる詞か、黒酒白酒の中に分て黒をとれるは、比賣の名に寄せてなりなども思ひしかど、なほいかゞなり、さて契沖は、久字を、文と作るに就て、萬葉四に、二鞘之家乎隔而戀乍將座とあるを引て、諸鞘之なりといへど、文字は誤なること論なく且かの二鞘は、六帖には、もろさやと云て入たれども、萬葉今本の如く、ふたさやとこそ訓べけれ、又たとひ、もろさやと云ことはありとも、かの萬葉哥の如き、隔而など云言もなく、たゞ諸鞘とのみにて、別れ坐る意にはいかでかならむ、又師は、對屋にて、眞の

あり。）黒日子と云名もあり。○其容姿端正は、曾禮加富余志と訓べし、例は白檮原宮段に見えて其處に云り。（傳廿大物主神下）其とは、黒日賣を指て云る言なり。○喚上は、賣佐宜と訓べし、上に出。（傳廿五比婆須比賣命下）○本國は、吉備國なり。○高臺は、多迦杼能と訓べし、書紀應神卷此卷にも然訓り。又此卷に臺上、繼躰卷に、高堂などある訓も同じ。和名抄には、樓辨色立成云、太加止乃、（とありて、臺は、宇天奈とあり。然れども、臺と書るも、高殿の意なり。）續記二に宴於西高殿、萬葉一に、芳野川多藝津河内爾高殿乎高知座而上立國見乎爲波、○船出浮海四字を、布那傳須流袁と、師の訓れたるに從ふべし、（浮海は、漢文ざまの字なり。讀べからず。船出すと云に其意は具はれり。）○瞻望は、師の美佐氣坐豆と訓れたるにしたがふべし。この言のこと、中卷明宮段に、望葛野とある下にいへり。（傳卅二）○淤岐幣邇波は、於澳方者なり。（幣は邊にはあらず。）○哀夫泥都羅々玖は、（下の羅字を、舊印本又一本に之と作るは、羅々の重點を見誤れるなり。記中に、之を假字に用ひたる例なし、又延佳本に、羅々之と作るは、羅々とある本と羅之とある本とを合せてのさかしらなり。今は眞福寺本、又一本などに依ぬ。）小舟連らくなり。（小とは必しも小さからねどいふ。）都羅々は、數連なり。浮べる貌なり。玖は、（かきくけ、と）活用かす辭なり。（枕にするを麻久良加牟麻久良久、蔓にするを加豆良伎加豆良久など云類なり。又浮の字を省けるかとも思へど然には非じ。契冲は、羅字を之に誤れる本に依て列敷と注せれど非なり。）萬葉十五（十三丁）に、伊射理須流安麻能乎等女波小船乘都良々爾宇家里、十九（廿丁）に、布勢乃海爾小船都良奈米眞可伊可氣伊許藝米具禮婆などあり。さて

嗣止高御座爾坐而此食國天下乎撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃意能賀弱兒乎養治事乃如久治賜比慈賜來業止奈母隨神所念行須、十に、又於天下政置而獨知倍伎物不有必母斯理幣能政有倍之此者事立爾不有天爾日月在如地爾山川有如並坐而云々十七に云々事立不有云々）萬葉廿（五十一丁）に、都加倍久流於夜能都可佐等許等太豆々位豆氣多麻敝流、伊勢物語に、正月なれば事立とて大御酒賜ひけりなどあるを合せて考るに、平常ならぬ、異なる事するを、事立と云なり、（言と書るは借字なり、又書紀孝德卷に、計從事立とあるも、漢ぶみの語なれば別なり）されば此も御妻たちの中に、平日に異なる事のけしきなどあれば云意なり、（そは天皇の御寵あるかと疑ひおもほすからなり）○足母阿賀迦邇は、足掻貌にて足摩などし給ふ貌を云るなり、萬葉五（四十丁）に、立乎杼利足須里佐家婢伏仰武禰宇知奈氣吉、九（十九丁）に、反側足受利四管、又（二十八丁）足垂之泣耳八將哭、（垂字は、摩を誤れるか）などある如くにて、嫉妬賜ふことの甚く熾なるさまなり、足掻は、萬葉七（十二丁）に、赤駒足何久激、十一（十四丁）に、赤駒乃足我枳速者、字鏡に、踠蹀也踊也馬奔走貌阿加久、また蹀阿加久などあり、うつほ物語（國ゆづりの卷）に、おぼす事平かにと手をあがき祈り願立させ給ふともあり、○吉備海部直は、何れの末にか知られず氏人は書紀雄畧卷に、吉備海部直赤尾、敏達卷に、吉備海部直難波、吉備海部直羽嶋など見ゆ、さて此は姓のみを擧たるは、其名は傳はらざりしなるべし、○黑日賣は、履中天皇の妃、又玉穗宮段などに同名あり、又日代宮段に、迦具漏比賣眞黑比賣など云もあり、名義迦具漏比賣の處に云り、（又次なる御哥の處に云べき事も

皇坐高臺。望瞻其黑日賣之船出浮海。以歌曰。淤岐幣邇波。袁夫泥都羅羅玖。久漏邪夜能。摩佐豆古和藝毛。玖邇幣玖陀良須。故大后聞是之御歌。大忿。遣人於大浦。追下而。自步追去。

甚多は、(甚を其と作る本は誤なり、)波那波陀と訓べし、萬葉七(三十六丁)に、甚多毛不零雨故、十(六十丁)に、甚多毛不零雪故、又(六十二丁)甚毛夜深勿行、十三(九丁)に、天地之神毛甚吾念心不知哉などあり、(波那波陀と云ことは中昔の物語文などにはをさ〳〵用はぬ言にて、源氏物語などには、ことさらにふつゝかなる儒者の語に用ひたることあり、當時雅やかならぬ言としたるなるべし、されど漢籍にては、甚字必然訓は古言のこれるなり、書紀に、甚字は多く、ニヘサニと訓たれど、其は當らぬ訓なり、にへさは、物の多なるを云言にて、其由肥後國風土記に見えて、釋紀に引り、)又二字を、伊多久とも訓べし、○嫉妬は、上卷に見ゆ、(傳十一字伎由比段)○所使は、都加波須と訓べし、(つかひ賜ふと云意なり、)此言の事、上卷(傳十六大山津見神神詛段)中卷(傳二十四の始)に委く云り、○妾は、美賣多知と訓べし、(御妻等なり、中古の物語書などにも、女御更衣などのたぐひを、みかどのみめといへることあり、)この字の事日代宮段に又妾とあるところにいへり、(傳廿六のはじめ)○不得臨宮中は、宮能宇知袁母延能叙加受とよむべし、上卷石屋戸段に、稍自戸出而臨坐とあるも、能叙伎坐なり、なほ彼處にいへり、(傳八)○言立者は、許登陀弖婆と訓べし、續紀四に、天皇御々世々天豆日

しらに省き去しなるべし、さて又、師の説に、於是天皇と云より此まで一段は、日本紀に依て後人の加へたるなり、文のさま多く四六に書て古に非ずと云れたるは、中々に非ず、後人の所爲にはあらず、文のさまも皆此記の例に叶へり、多く四六にとゝのへたるは、皇國の古の漢文の常にして、凡て漢文は必四六に書物と心得たるが如し、されば此記も此段のみならず、事とある處はいづこも〳〵皆多く四六にて、此段に限れることには非るをや、そのうへ序にも、此段の事を擧たるを以て、後人の所爲には非ることを知べし、凡て序に御世々々の事を擧たる、皆記中にある事なり、）書紀云、四年春二月詔群臣曰、朕登高臺以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧而家無炊者、朕聞云云、三月詔曰、自今之後至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之黼衣鞋履不敝盡不更爲也、溫飯煖羹不酸餧不易也云々、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露床蓐、是後風雨順時、五穀豊穰、三稔之間、百姓富寛、頌徳既滿、炊烟亦繁、七年夏四月、天皇居臺上而遠望之、烟氣多起云々、九月、諸國悉請之曰、云々、然猶忍之不聽矣、十年冬十月、甫科課役以構造宮室云々、故於今稱聖帝也、（此處書紀には、例の漢ざまの潤色の文殊に多く見ゆ、故今は多く畧きて引つ、）

其大后石之日賣命。甚多嫉妬。故天皇所使之妾者。不得臨宮中。言立者。足母阿賀迦邇嫉妬。自母下五字以音。爾天皇。聞看吉備海部直之女名黑日賣。其容姿端正。喚上而使也。然畏其大后之嫉。逃下本國。天

の百濟國より參候し、和邇などが造りたる訓にやあらむ、須賣良美許登に天皇の字を設け當奉て、此大御號を立たるも此人ならむかとおぼしきなり、其事は上巻に云へり、) 其は、漢籍に、聖人と云者の德をほめて、日月に譬へたることあるを取て、日の如くして、天下を知しめすと云意なるべし、(されば、日の如知の意なるを、如を省き云は常なり、然るに此を、皇國の元よりの稱と云て、日嗣所知看す意と思ふは非ず、日嗣知を、日知と云むは、古の物言ざまに非ず、且若其意ならば、御世々々の天皇は、皆本より日知に坐ますを、今此仁德天皇をとり分て、稱申せるは、何の意とかせむ、) されば、天皇を賛奉て日知と申すは、此天皇より始まれる事にて、漢國の例に效へる稱なり、萬葉一 (十六丁) に、橿原乃日知之御世從、續紀十に、許能天高御座坐而天地八方調賜事者聖君止坐而賢臣供奉天下平久、十五に、飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命などあり、(又萬葉三に、酒名乎聖跡負師古昔大聖之など、天皇ならねど云る、是らは漢國にて、必しも王ならでも德を以て聖人と云る例にて、たゞ聖字の訓なり、又後世に、僧をしも、比士理と云、其も聖字に就て移れる稱なり、) 此記、序に、望烟而撫黎元於今傳聖帝、(これ此天皇の御事を申せるなり、) ○世、諸本に、此字無し、今は眞福寺本に依れり、(稱其御世とあれば、此に必此字なくては言たらず、さて舊印本又一本などに、謂聖帝止申也とある、止申二字は謂字の訓點に附たりしを後に誤て、本文に書なしたるものなり、中巻白檮原宮段にも、指聲と云ことを誤て、本文に書る例あり、似たることなり、さて又、眞福寺本には、帝字の下に、世上申也とあり、此はかの、止を又、上に誤れるなり、又諸本に世字の無きは、上に御世とあるを以て、後人さか

（禍は誤なり、）槭（字書に篋也とも函屬也とも木篋也とも注して、波許なり、）も然ることなれども漏雨を受るには篋の類は少し物遠きこゝちするを、槭は、玉篇に、決塘木也と注ゑて書紀武烈卷にも塘槭とあり其は必しも細く長き樋ならずとも、水を受る物を云べければ、槭よりは、今少し似つかはしく聞ゆ、（此字又虎子也とも注せり、虎子は、大小便を受る器にて、今云麻流なり、此は、大小便には非れども、水の屬を受るなれば、由なきにあらず、）比と訓べし、和名抄には、槭和名以比とあり、○後とは、三年になりて後を云なるべし、○滿烟、日本紀竟宴、哥に、大鷦鷯天皇を、多賀度能兒乃保利天美禮波安女能之多與母爾計布理弖伊萬蘇度美奴留、（新古今集賀に、みつぎ物ゆるされて、國富るを御覽じて、仁德天皇御哥、高き屋にのぼりて見れば烟たつ民のかまどは饒ひにけり、是は右の竟宴の哥なるを、後世ざまに作りなしたる物なるを、かく此天皇の、大御哥とは申したるなり、）萬葉一（七丁）に、天乃香具山騰立國見乎爲者國原波烟立籠、○爲は、淤母本志弖と訓べし、（其由は首卷に云り、例は水垣宮段にもありて、其處にいへり、）○今は、（延佳本に、令と作るは、さかしらに、改めつるにやわろし、）伊麻波登と訓べし、（今は科すとも敢なむとてなり、○之榮は、之字衍なるべし、（榮之を下上に誤れるかとも思へど、書紀にこそさる之字の用ひざまは常の事なれ、此記にはさる例をさ〳〵見えず、）水垣宮段にも人民榮とあり、さて此句は、課を免されしに係りて、次の句の役を免されし驗を云と、二なり、○聖帝、二字を、比士理と訓べし、日知の意なり、但し此は、皇國の元よりの稱には非じ、（上卷に聖神と云あれど、其は借字なり、）聖字に就て設けたる訓なるべし、（若くは、か

得五百束也とあり、凡調田租などの御制書紀孝德卷大化二年に見ゆ考合すべし、又白雉三年云々細書に、段租稻一束半町租稻十五束とあるは、上に違へりいかゞ。) とあり、(右の調及副物田租などを合せて課と云なり。) 役は、賦役令に、凡正丁歳役十日次丁二人同一正丁とありなほ委きことは令を見て知べし、萬葉十六 (二十二丁) に、氏戸等我課役徵者、(此課役をエ。ダ。ス。と訓るはいかゞ是も課と役と二ならば、書紀の訓の如く、エ。ツ。ギ。と訓むか、又役ばかりを云るならば、コ。ダ。チ。と訓べし、さて氏戸は、誤字と見えたり。) ○除は、由流世と訓べし、(世と仰言によむは、官司人に仰する御言なり。) 此まで大御詔なり、かくて除されたる事は此詔にこめて省ける古の文なり、○破壞は、夜禮許煩禮豆と訓べし、破を、夜禮と云るは、書紀、武烈、卷御哥に、耶黎夢之魔柯枳とあり、(此大宮の本よりの事を、書紀に元年云々、即宮垣室屋弗堊色也云々とあれど其は例の潤色の漢文と聞えたり。) ○雖雨漏、日本紀竟宴、哥に、於保散々岐多加都乃美也乃安女毛留遠布可世奴古度乎多美波與呂古布、○都は、加都豆と訓べし、其由は上卷にいへり、(傳十七の始) ○修理は、都久良比と訓べし、書紀皇極卷哥に、擧始豆矩羅符母とあるに依れり、(都久呂比とも云ども此に依て、良比と訓つ。) そもそも此字は、常に都久流と訓を、都久良布は、即都久流を延たる言にてたゞ同じことなれども (新に造作るをも又破壞はれたるを直すをも共に都久流と云て此修理字も二方に用ひて同じことなり。) 後世には別ありて、都久流とては、新に造作る如聞ゆる故に姑く分て訓ず、○勿字は、記中には不の意に用ひたることも首卷に云るが如し、○械は本どもに或は棫と作、或は棧と作るを、今は一本に依れり、

四面なり、さてこゝは、天下を總て云とは異なり、たゞ山上より四面に見渡し賜へる近き國々なり、萬葉一（七丁）に、天乃香具山騰立國見乎爲者國原波烟立籠海原波加萬目立多都云々、又（十九丁）芳野川多藝津河內爾高殿乎高知座而上立國見乎爲波、三（三十九丁）に、國見爲筑波乃山矣、九（二十二丁）に、二並筑波乃山乎云々嘯鳴登云々言借石國之眞保良乎委曲爾示賜者、十三（二十八丁）に、春避者殖槻於之遠人待之下道湯登之而國見所遊、○國中は、久奴知と訓べし、萬葉五（六丁）に、阿乎爾與斯久奴知許等其等美世麻斯母乃乎、十七（三十九丁）に、古思能奈可久奴知許登其等、○烟不發、萬葉五貧窮問答哥に、可麻度柔播火氣布伎多弖受許之伎爾波久母能須可伎弖飯炊事毛和須禮提、○貧窮は、麻豆志と訓べし、○至三年は、美登勢登伊布麻傳と訓べし、三年の間なり、○課役は、美都藝延陀知と訓べし、（書紀にオホセツカフともエツギとも訓り、）課と役と二なり、賦役令に、課役並徵、また免課徵役、また課役俱免などある是なり、義解に謂課者調及副物田租之類也とあり、（民に科せて、獻らしむる物を凡て課と云なり、又田租をば除て、餘を課と云ることもあれど、まづ常には、田租をもこめて云り、）さて、上代の課役の量品は、如何ありけむ知らず、賦役令には、凡調、絹絁絲綿布並隨鄉土所出、正丁一人絹絁八尺五寸、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、若輸雜物者云云、次丁二人中男四人並准正丁一人、其調副物云々、（こは一人毎に右の數品を並具へて貢るには非ず、其鄉土より所出物を右の中何にまれ、一品貢るなり、副物は其外なり、）田租は、田令に、凡田長三十步廣十二步爲段、十段爲町、段租、稻二束二把、町租、稻二十二束、（義解に、段地獲稻五十束、束稻舂得米五斗也即於町須

東生郡深江村是なり、其あたり今も菅を多く作りて、朝廷にも獻る例なり、此地など今は嶋に非れども、古へは凡て此郡內など、川々多く流れ合て廣く沼にて海の如く、舟の往來て、まことに嶋にてありしなり、と云り、其說なほ委きを今は省きて擧つ）抑吳國使は、異國の中にも希見しき客なる故に、（難波津には泊ずして）ことさらに此住吉津に泊べく、豫ておきて賜へるなるべし、凡て異國の事は此大神の所知看すが故なり、萬葉十九に、贈入唐使長哥に、忍照難波爾久太里住古乃三津爾船能利直渡云々、（三津は住吉津を美稱て御津と云るなり、難波の三津、大伴の三津など云る處には非ず、）是又書遣使なるを以て、ことさらに此津より、發船するなるべし、

於是天皇登高山。見四方之國。詔之。於國中烟不發。國皆貧窮。故自今至三年。悉除人民之課役。是以大殿破壞。悉雖雨漏。都勿修理。以椷受其漏雨。遷避于不漏處。後見國中。於國滿烟。故爲人民富。今科課役。是以百姓之榮。不苦役使。故稱其御世謂聖帝世也。

高山は、多加夜麻と訓、（中古よりこなたは、高き山とのみ云を古へは、多加夜麻と云ぞ常なりける、さるは必しも、俗に云、高山ならねども、よろしきほどの高さなるをも云り、さて難波の近き所にはかく云ばかりの山はなければ、此は大和などへ幸坐とて道なる山を越坐る時の事か、はた國見し給はむとて、ことさらに登坐るか、さる細なることは知がたし、）○四方國、與母は、

の住吉神社の御事は、傳六御身滌段下に云り）さて然遷奉賜へるは、必神の御誨なりけむこ
とは論なし、さるは、此御世難波に、大宮敷坐るに就て、大神の御心京師近く坐まく欲くや所念看
したりけむ、かくて津の事は、書紀神功卷に、此大神の御誨言に宜居大津淳中倉之長峽看往來
船とある如く、彼菟原郡に坐しほどより、其地大津にてありしを（和名抄に同郡に津守鄕も
あるは、其津を守れりし人等の居住なるべし）此時に、大神を遷奉賜ふまに〳〵、其津をも共
に移し定め賜へるなるべし、是今の住吉郡の住吉津なり、（郡名も移されての後なり、又住吉
に近き地に西生郡に津守鄕あるも、かの菟原郡より共に移されたるなり）書紀雄畧卷に、十
四年春正月身狹村主青等共吳國使將吳所獻手末才伎漢織吳織及衣縫兄媛弟媛等泊於住吉
津、是月爲吳客道通磯齒津路名吳坂、（是を菟原郡なるに非ず、今の住吉の地なりとする故は、
倭京へ入料に磯齒津路を開かれたるを以てなり、磯齒津は、萬葉六の哥に、和泉國の千路とよ
み合せたる、千沼は、住吉の南にて程近き處なり、さて或人の云く、住吉の東一里許に喜連村と
云あり、河内の堺なり、昔は河内に屬て萬葉に、河内國伎人鄕とある處なるを、久禮を訛て喜連
とは云なり、孝謙紀三代實錄などに、伎人隄とあるも此處のことなり、さて住吉より喜連に行
間にひきゝ岡山の横たはりてある、是ぞ萬葉三の哥に、四極山打越見者とある山にて、吳坂は
此なるべし、今も住吉より、河内へ通りたる此道を、古に吳國人の通りし道なりと云傳へたり、
喜連村に吳羽明神と云社などもあるなり、又かの萬葉の、四極山の哥によみ合せたる笠縫嶋
は内匠式に云々菅蓋一具菅幷骨料材從攝津國笠縫氏參來作とある、笠縫氏の居所にて、今の

堀江と記し、其處より西へ分れて、木津の邊へ流るゝ、支川を堀江川と記し、又猪飼より分れて西へ流るゝ、支川をも堀江川と記せり、かくて大和川は既く今の古大和川の處にあり、抑此圖は何時のころのとも知られねども、大かた四五百年よりあなたの物とは見えず、然るにかの池の如き處を、堀江と記しそこより分れたる川を、堀江川と記したるを思ふに、上代に大和川、此あたりを流れて小椅江を堀られて其をも共に堀江川と云し其、大和川の道は、後に他處に移りぬるを、かの池の如くなる處は、其江のなごりのいさゝか殘れるにて、名も其處に殘れるにや有む）なほよく考ふべし、さて此記には江を堀とのみありて、橋の事見えず、書紀には、橋を造れる事のみありて、江を掘れる事見えざるは、互に漏たるにて、傳の異なるには非じ、此時に此江を掘て（猪飼を書紀に、津とあるを以ても、大川にて船の舶し所なりけむ事知られたり。）橋を渡されたるなるべく、小椅と云名は、書紀にある如く其橋に因てぞ負つらむ、（彼國に依て思ふに、此江をも共に堀江とも云、又上に出たる堀江と混るゝ、時は、橋あるを以て、小椅江とぞ云けむ）○墨江之津、まづ息長帶比賣命の御世に住吉大神を鎭祭らるゝ、ところはかの御段（傳三十）にいへるごとく、菟原郡の住吉にゑて、今の地には非るを、今地に移されし事は傳へなければ、何の御世なりけむ知がたきを、今此御世に、此津を定賜ふとあるに就てつら〱思へば、彼大神を、今の地に遷奉賜へりしも、此同時にぞありけむ、（神功皇后の御靈を合せ祭り給へるも、此時などにやあらむ）書紀雄畧卷に見えたる趣は、既に今地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は知られたり、（住吉と云地名も、彼菟原郡のより移れる名なり、さて今

久波美夜故杼里香裳、古今集（戀四）堀江こぐ棚無小船ゆきかへり云々、後撰集冬に、眞菰刈堀江に浮て宿る鴨の云々、又（戀一）君を思ふ深さくらべに津國の堀江見にゆく我にやはあらぬ猶多し、○通海通は、（多くの本に廻と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり）師の登富志と訓れたる宜し、○小椅江、（椅字を延佳本に、土偏に作るは非なること上に云るが如し）書紀には、十四年冬十一月爲橋於猪甘津即號其處曰小橋也とあり、今も東生郡に、猪飼野村小橋村近くてあり、（猪飼野村は、大坂城の東南にあたれり、其西に小橋村あり、天王寺より十町ばかり東方なり、さて猪飼野に今も鶴橋とて平野川に渡せる橋あり、難波古圖にも此につるが橋とてあり）かくて此江を掘とは、何の川を云るにか詳ならず、若くは上代には、大和川の水、此小椅のあたりへ流來て是も汎く漫なりつるを、此時にかの堀江の如くに其川道を北へ掘通して堀江へ導かれたるにやあらむ、（凡て河內國より此あたりへ流れ來る川川何れも、古今と其道しば〳〵變りぬれば、上代には大和川此あたりへ流れしを、是より後に、古大和川の道へは、うつりしも知がたし、今世に、猪飼を經て流るゝ川は、平野川にて大坂の京橋の上にて、古大和川と一になるなり、平野川は、源は昔は、河內の丹比郡の狹山池より出しと云、今は、大和川の支にて、同國澁川郡より、住吉郡平野を經て來る川なり、此外猫間川、今川など云も此あたりなり、されば小椅江と云は、平野川などのことにやとも思はるれども、其は、さいふばかり大なる川には非ず、難波の古圖を考るに猪飼のあたりを流れて、今の平野川に當れる川を百濟川と記して、猪飼より南に田嶋と云所のあたりに、其川に池の如く廣き所ありて、

と一つになりしなり、今も古大和川とて川筋はあり、）汎く濫に流れて田地も少く水害も多かりしを、此時に此江を掘て其水を約にして直に海へ通されたるにて、此即今の大坂の大川なり、帝王編年記に、今山崎河通海是掘江也と云り、（山崎川とは、淀川を云るなり、さて渡邊と云し處は此江に傍て、南渡邊北渡邊とて有し里なり、其處の渡を、堀江渡と云、此渡の邊なる故に里を渡邊とは云しなり、又此渡に橋のありし時もありて、渡邊橋と云りき、其橋は、今の天神橋のあたりなりしとぞ、さて今世大坂に、南堀江北堀江とて堀のあるは、古の堀江には非ず思混ふべからず、今云堀江は近く元祿のころ堀れるなり、又難波の古圖に別に堀江と云も堀江川と云もあり、其事は次なる、小椅江の下に云べし。）書紀欽明巻に、十三年云々以佛像流弃難波堀江、敏達巻に、十四年云々既而取所燒餘佛像、令棄難波堀江、推古巻に、廿七年攝津國有漁父沈罟於堀江云々、萬葉七（十二丁）に、佐夜深而穿江水手鳴松浦船梶音高之水尾速見鴨、十（三十八丁）に、押照難波穿江之葦邊者雁宿有疑霜乃零爾、十二（三十七丁）に、松浦舟亂穿江之水尾早、十八（十丁）に太上皇御在於難波宮之時、歌、左大臣橘宿禰、保里江爾波多麻之可麻之乎大皇乎美敷禰許我牟登可年弖之里勢婆、御製哥、多萬之賀受伎美我久伊弖伊布保理江爾波多麻之伎美弖々都藝弖可欲波牟、伴、歌者御船泝江遊宴之日云々、廿（十九丁）に、佐吉母利能保里江己藝豆流伊豆手夫禰、又（二十五丁）云々難波宮者伎己之米須四方乃久爾欲里多弖麻都流美都奇能船者保里江欲里美乎妣伎之都々安佐奈藝爾可治比伎能保里由布之保爾佐爾佐乎佐之久太理云々、又（四十九丁）布奈藝保布保利江乃可波乃美奈伎波爾伎爲都々奈

百餘人、(百字は万の誤か、)卅二に、同三年八月自朔日雨、加以大風、河内國茨田堤六處云々並決、卅八に、延暦三年閏九月河内國茨田郡堤決一十五處單功六萬四千餘人給粮築之、續後紀十八に、嘉祥元年八月洪水云云茨田堤往々隤絶九月遣云々等令築茨田隄、○茨田三宅、書紀に、十三年秋九月始立茨田屯倉因定舂米部、宣化巻に、元年夏五月詔曰云々加運河内國茨田郡屯倉之穀云々、(運は筑紫へ運なり、)大かたの三宅の事は上にいへり、(傳廿六のをはり)○丸邇池、書紀に十三年冬十月造和珥池、推古巻に、廿一年冬十一月作掖上池畝傍池和珥池とあり、丸邇は、上に出たり、(傳廿三建波邇安王下、)但し或説に此和邇池は、大和のには非ず河内國石川郡喜志村に在て、今も仁徳天皇の御世に造れりと云傳へたり、推古紀なるとは別なりと云り、いかゞあらむ、若此説の如くならば、此丸邇と云は、たゞ池のみの名にや、河内には、丸邇と云地は、物に見えず、さて推古紀なる、和珥池は、大和國添上郡池田村に在て、光臺寺池とも云と云り、)○依網池は、水垣宮段に見えて其處(傳廿三のする)にいへるごとく、彼御代に造られたるが、淺せ崩れなどせしを、今此御世に又修理られしなるべし、○堀江は、書紀に十一年夏四月詔群臣曰、今朕視是國者郊澤曠遠而田圃少乏且河水横逝以流末不駃聊逢霖雨海潮逆上而巷里乘船道路亦埿故群臣共視之決横源而通海塞逆流以全田宅、冬十月掘宮北之郊原引南水以入西海因以號其水曰掘江、(是國とは、難波のあたりを指て詔へるなり、引南水とは、此水横さまに南方へ漫に流れたるを西なる海へ導くを云、)とある如く、上代には淀川大和川の末(大和川は、今は住吉の南方へ落れども其は近世の事にて、昔は大坂の京橋の川へ流來て、淀川

カヒテとも訓り、）明宮段に、亦新羅人參渡來云々爲役之堤池而作百濟池とあり、（エダ、セ
とエダテとは同じことなり、タテハタ、セの切りたるなればなり、）延陀知の事彼處に云り、
（傳卅三百濟池下）○茨田は、和名抄に河内國茨田郡、萬牟多茨田郷もあり、是なり、（茨は、常陸
國茨城郡牟波良岐とある如く宇婆良牟婆良とこそいへ、麻牟としも云はや、後の訛なるべ
し、本より麻牟多ならむには此字を書べくもあらず、本は宇婆良多なりけむを宇を省き婆を
麻に轉し、良を例の音便にンと云なせるなるべし、日本後紀に、延暦廿三年改茨田親王名爲萬
多、これは文字を改められたるなり、そのかみ既くまむたと呼しこと是にて知らる、武藏國荏
原郡に、滿田郷と云も見ゆ、此もまむたか、）皇極紀に、茨田池も見ゆ、（此池今も平池村にあり
と云り、）堤は、書紀に十一年詔群臣曰云々又將防北河之澇以築茨田堤是時有兩處之築而乃
壞之難塞時天皇夢有神誨之曰武藏人強頸河内人茨田連衫子二人云々其堤且成也故時人號
其兩處曰強頸斷間衫子斷間也是歳新羅人朝貢則勞於是役、（北河とは淀川を云、新羅人を役
とあるは、此記に、秦人とあると異なり、）姓氏錄（河内國皇別）に、茨田宿禰、彦八井耳命之後、
莒呂母能古、仁徳天皇御代造茨田堤、（莒呂母能古五字印本には、男野現宿禰と作り、今は一本
に依れり、但し書紀訓注と、假字の全く同きは疑はし、）茨田郡は西北の邊淀川に傍たれば、其
水の溢を防む料の堤なり、（今も、伊加賀村より、太間村、池田村のあたりまで、此堤の形いさゝ
か殘れりと云り、）神名帳に、茨田郡堤根神社あり、（此社は、今野口村にありとぞ、）書紀、此卷
に、五十年河内人奏言於茨田堤雁產之云々、續紀卅寶龜元年七月修志紀澁川茨田等隄單功三

やあらむ、或人は壬與姓同壬生謂胎壬産生也と云り、産生は然ることなれども、胎姙は美夫に由なし、又或は壬はみづのえなればは水の意なりと云、或はニムの音を取れるにてニの假字なりと云るなど皆非なり、ミにもりにも此字を假字に用ひたる例なきをや、）生字は、産生義を取れるなり、（蓬生淺茅生などの類の生の意には非ず、思混ふべからず、彼類と心得て淸てよむはひがことなり、）〇蝮部は、此御子の居住坐る河内の地名に因れる稱なり、姓氏錄丹比宿禰條に、云々御殿宿禰男色鳴、大鷦鷯天皇御世皇子瑞齒別尊誕生淡路宮云々、乃定多治比部於諸國爲皇子湯沐邑、即以色鳴爲宰令領丹比部戶號丹比連、遂爲姓云々と見え、又（和泉國皇別に）丹比部と云姓もあり、（又蝮部と云姓も見えたれど其は異由緣と聞えたり、但し字は、丹比部蝮部通はし書こと、上に云るが如し、）〇大日下部、若日下部、共に蝮部の例の如し、書紀雄畧卷に、根使主云々遂爲官軍見殺天皇命有司二分子孫一分爲大草香部民以封皇后一分云々、（皇后に封し賜ふならば若草香部民なるべきに、大草香部とあるは大字誤には非るか、但し此時既に、大日下王は坐さゞれば、大草香部も、共に皇后の有ち給へるにや、）

又役秦人。作茨田堤及茨田三宅。又作丸邇池依網池。又堀難波之堀江而通海。又堀小椅江。又定墨江之津。

秦人は應神天皇の御世に秦造の祖、弓月君が率て參渡來つる百姓どもなり、其事彼御段に云るが如し、（傳卅三秦造之祖條下とところ〴〵）〇役は、延陀豆々と訓べし、（書紀には此字ツ。

部を云、(さればもと、美夫辨なるを畧きて、美夫と云ならへるなり、) 書紀神代卷鸕鷀艸葺不合尊の生坐る處に、亦云彥火々出見尊、取婦人為乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養、焉此記玉垣宮段、本牟智和氣命の生坐る處に、云々、取御母定大湯坐若湯坐宜日足奉、(舊事紀五に、品陀天皇勅尻綱連曰汝自腹所產十三皇子等汝率養日足奉耶時連為大歡喜之己子稚彥連外妹毛良姬二人定壬生部) などある是なり、書紀天武天皇崩坐し時誄を奉る處に、第一大海宿禰蒭蒲誄壬生事、とあるも、大海宿禰は、御乳母の氏族なるか故に壬生事を申せるなり、(此天皇の御幼名を、大海人皇子と申せるを以て御乳母の氏族なることは知べし、そのかみ皇子皇女の御名は御乳母の姓を取れる例なればなり釋に兼方案之壬生事御封戶事也と云るは、いとをさなき說なり、) 皇極紀に、上宮乳部之民とある、此に乳部と書るは、凡そ兒を養育す事は乳を主とすればなり、此字にても其義を知べし、さて此に定壬生部とあるは、直に生坐る時の御產部を指て云には非ず、後に此御子の御產部と名を負せて、其民戶を定め置る なり、(右に引る書紀の、上宮乳部之民なども上宮太子の御產部と定め置れたる民なり、又其同卷に詣東國以乳部為本興師云々とあるも、彼上宮の乳部之民の東國にも有しを云り、凡て國々に壬生と云地名の多かるは、古の御世々々に定置れし壬生部の居住りし地なり、さて姓ともなれるなり、) 書紀推古卷十五年に、定壬生部、とあるは何れのにかあらむ、(若くは當代天皇の御なる故に御名を擧ざるにや、) さて壬生と書く壬字の義は詳ならず、(若くは史記律書に、黃鐘者云々為壬癸壬之為言任也言陽氣任養萬物于下也と云る此任養などの義を取れるに

れしは、右に引る書紀の卷々にも見えたる如く、其御名を物に因せて、後世に廣くのこし賜はむとての御所爲なるを、此孝德天皇の御世に、其御名を輕々しく呼ことを可畏しとして、是を罷られしは漢意にして、古の御意とは反なり、これらを以ても皇國と漢國と、よろづに心ばへの異なることをさとるべし、〇葛城部、葛城は、此大后の御都なり、(御哥にも葛城高宮吾家のあたりとあり、) 書紀に七年秋八月、爲大兄去來穗別皇子、定壬生部、亦爲皇后、定葛城部、〇壬生部、壬生は、書紀皇極卷に、乳部此云美文とあるに依て美夫と訓べし、(夫は濁るべし、そも〳〵壬生は昔より、美夫と、爾夫と、二の唱ありて何れ正しからむ、決めがたきに似たれども、右の書紀の訓注に依て決むべきなり、乳部即壬生なる由は次に云を待て知べし、或人云、拾芥抄に、以美福門、爲壬生氏所造、則壬生當訓美布と云る此も一の證なり、和名抄國々郷名に、壬生と云これかれある中に參河國八名郡には美夫と書るもあり、又爾布と訓るは遠江國盤田郡安房國長狹郡、筑前國上座郡などにある壬生郷はみな爾布とあり、又躬恒家集に、壬生忠岑を假字ににふのたゞみねと書り、これらに依らば爾夫かとも思はるれど、なほ爾夫と云は、やゝ後に音便にうつれる唱なるべし、今京の壬生も、美夫とも、爾夫とも呼り、或人爾夫は乳部の字音なり、かの訓注の、美字は寫誤なるべしと云るは非なり、此稱かの乳部の字音に關ることさらになし思ひまどふべからず、又師は、壬生は、もと地名にて、丹生なりと云れしかどわろし、若然らば、古よりたゞに、丹生とこそ書べけれ、丹生と云地名の別にあるとは分て、壬生としも書來れるは異なるが故なり、) さて美夫辨は、御産部にて、(字を省く) 生坐る時の御産殿に仕奉る諸

伊登志部、(この事傳廿四にくはしく云り、考へあはすべし。) 書紀景行卷に、日本武尊云々因欲錄功名即定武部也とあるなども御名代にて、はやくの御世よりありこし事なり、又此の後には、遠飛鳥宮段、朝倉宮段、甕栗宮段などにも此稱見えたり、(かくて、孝德天皇の御世に至て、凡て天下の御制を改めらるとては、此御名代の類も皆廢られにき、書紀、彼御卷に、大化二年春正月甲子朔宣改新之詔曰、其一曰罷昔在天皇等所立子代之民處々屯倉及別臣連伴造國造村首所有部曲之民處々田莊云々、また皇太子使使奏請曰云々、天皇問於臣曰其群臣連及伴造國造所有昔在天皇日所置子代入部皇子等私有御名入部皇祖大兄御名入部及其屯倉猶如古代而置以不臣奉答曰云云故獻入部五百二十四口屯倉一百八十一所、また詔曰云々始王之名々云々以王名輕掛川野呼名百姓誠可畏焉云々、また三年云々詔曰云々始於神名天皇名名或別爲臣連之氏或別爲造等之色云々神名王名逐自心之所歸妄付前々處々爰以神名王名爲人賂物之故入他奴婢穢汙清名云々などある是なり、文のさまこまかには分りがたけれど、大むねは右の類をみな廢られたる由なり、入部は、入は御子たちの御名に入毘古入毘賣と多くある入と同くて、御玄たしみうつくしみ給ふ意にて、伊呂母などの伊呂、郎子の伊良など皆同言なること、上に云るが如し、されば后又御子たちなどをうつくしみて定め賜ふ部と云意を以て入部とは云なり、されば此類も、御名代なり、さて大かた名と云物は、貴きも賤きも、皆其人を美稱へたる方にて名を呼は、其人を救ひ賞る意なり、然るを後世になりては、人名を呼を無禮として、諱憚ること、なれるは、漢國の俗にならへるものなり、古の御世々々に御名代を定置

御名をば擧ず、たゞ此天皇とある中に、日代宮段にのみ、此の如凡此大帶日子天皇云々と有り、

此天皇之御世。爲大后石之日賣命之御名代。定葛城部。亦爲太子伊邪本和氣命之御名代。定壬生部。亦爲水齒別命之御名代。定蝮部。亦爲大日下王之御名代。定大日下部。爲若日下部王之御名代。定若日下部。

御名代は、其御名を後世に廣く遺し傳へ賜はむために、其部の民を定め置るゝなり、書紀清寧卷に、二年春二月、天皇恨無子乃遣大伴室屋大連於諸國置白髮部舍人白髮部膳夫白髮部靫負冀垂遺跡令觀於後、武烈卷に、六年秋九月云々朕無繼嗣何以傳名且依天皇舊例置小泊瀬舍人使爲代號萬歲難忘者也、（繼躰卷に、大伴大連奏請曰云云白髮天皇無嗣遣臣祖父大連室屋毎州安置三種白髮部以留後世之名、また太子妃春日皇女云々妃曰云云、無嗣之恨鍾太子妾名隨絶云々、詔曰朕子麻呂古汝妃之詞深稱於理云々宜賜匝布屯倉表妃名於萬代、）安閑卷に、元年（秋七月詔曰皇后雖躰同天子而內外之名殊隔云々、）冬十月天皇勅大伴大連金村曰朕納四妻至今無嗣萬代之後朕名絶矣云々、大伴大連金村奏曰亦臣所憂也夫我國家之王天下者不論有嗣無嗣要須因物爲名請爲皇后次妃建立屯倉之地使留後代令顯前迹詔曰可矣宜早守置などあるも、皆御名代なり、これらを以て其意を知べし、さて此稱は此に始て見えたれども、此御世に始まれる事には非ず、既に玉垣宮段に、御子伊登志和氣王者因無子而爲子代定

瑞齒別天皇雄朝津間稚子宿禰天皇、○上云とは、明宮段なり、(傳卅二諸縣君條下) ○諸縣君牛諸、(諸は母呂と訓べし、諸縣の諸にならひて、牟良と訓まむはわろけむ) 名義未思得ず、此人上に出、○髮長比賣も上に出、○波多毘能大郎子此御名地名か詳ならず、郎子と云稱の事は上に云り、大郎子と申す御名も、明宮段末に見ゆ、○大日下玉、日下は、地名にて河內國河內郡にあり、この地のことは朝倉宮段(傳四十一のはじめ)に云べし、さてこの王の御事、穴穗宮段に見えたり、(傳四十) ○波多毘能若郎女、亦名長日比賣命、この御名義も未おもひ得ず、應神天皇の御女に同御名あるは、此皇女のまぎれつるなり、其由は彼處に云り、○若日下部王、(延佳本に、部字なきはさかしらに除きしなるべし、諸本此字あり、かの河內の日下を、日下部とも云しにや、朝倉宮段大御哥に久佐加辨能許知能夜麻とあり、然れば此御名も、部を加へても申せしなり、) 穴穗宮段には、部字無くても見ゆ、此皇女雄略天皇の大后となり坐り、彼御段に見ゆ、書紀雄略卷に、草香幡梭姬皇女とありて、細書に更名橘姬とあり、(此御名は、大和國の橘に依れるなるべし、后になり坐て後に彼地に居住給ひしことぞありけむ、又書紀に、此皇女、履中天皇の皇后となり坐る由あるは、傳へのまぎれなるべし、其由は彼御段に云べし、) 同紀云、(仁德なり、) 又妃曰日向髮長媛、生大草香皇子幡梭皇女、○庶妹は、麻々伊毛と訓べきこと、上に云るが如し、(傳廿九の末銀王條下) ○八田若郎女上に出、(傳卅二のはじめ) 此皇女の御事末に見えたり、○宇遲能若郎女も上に出、(傳卅二のはじめ) 書紀には、此皇女に娶坐ることは見えず、○無御子也は、美古坐邪理伎と訓べし、○凡此大雀天皇云々、記中に如此記せる例、皆大

姓氏錄丹治宿禰條にも、書紀の如く云れど彼は書紀に依てなるべし、抑書紀姓氏錄を誤りと云て後なる三代實錄にしも依れるは、いかにと云に、此命は河內の多治比に都坐せれば、本より彼處に居住給ひて、其地名なることいちゞるければなり、若又かの地名は、此命の御名より出たるかとも云べけれども、履中天皇の大御哥に既に、多遲比野とよみ賜へるをや、)水齒の事は、此命の御段に出たり、そこに云べし、書紀景行卷に、水齒郎女と云名も見ゆ、○男淺津間若子宿禰命、御名儀淺津間は、地名にて、大和國葛上郡なり、(葛城は、御母后の御本鄕にて由あり、)書紀此御卷(仁德)の大御哥に、阿佐豆磨能天武卷に、幸于朝嬬因以看大山位以下之馬於長柄杜、(長柄も葛城にあり、)姓氏錄に、大和朝津間腋上地、萬葉十(五丁)に、旦妻山、又朝妻之片山木之爾などあり、(今も朝妻村あり、さて又和名抄に、近江國坂田郡朝妻鄕ありて、中昔の書どもにも見えたれど其には非ず、又書紀私記に、難波にありと云るは由なし、)男は(借字)小にて、小長谷小筑波小佐保などの小なり、(古今集の哥のこよろぎの磯も、相模國の餘綾にて、をよろぎなるを、小と書るを後にコとよみ誤れるものなり、然る例なほあり、さて又小野小川或は小篠小車小櫛などの類の、小も皆同じ、)こは小き由には非ず、眞御などの類に美たる詞なり、小は大と、反對にて返て共に美稱とせり、若子は、和久碁と訓べし、書紀武烈卷、哥に、思寐能和倶吾、繼體卷、歌に、愷那能倭倶吾、舒明卷、歌に、氣菟能和區吳、萬葉十四に、等能乃和久胡等あり、宿禰の事上に云り、(傳廿二味師內宿禰下)大御兄命の御名の大兄云々に對へて少兄の由なり、書紀云、二年春三月辛未朔戊寅立磐之媛命為皇后皇后生大兄去來穗別天皇住吉仲皇子

廿三の始)にいへり、本は大なり、和氣の事上に出、○墨江中津王は、津國の墨江に居住賜へるなるべし、中津は書紀に仲とある意なり、(津は之に通ふ例の助辭なれば下に能を添ずして、ナカツミコと訓べし、)舒明紀に、初瀬仲王と云人も見えたり、さて此王の事、若櫻宮段に出たり、○蝮之水齒別命、蝮は、多治比と訓べし、其故は、書紀に、稱謂多遲比瑞齒別天皇と見え、民部式に、凡勘籍之徒、或轉蝮部姓、注丹比部、或變永吉名、爲長善、如此之類、莫爲不合、(これ、蝮部は、丹比部と同じことなる由なり、又下文定蝮部とある處に、姓氏錄を引るをも合せ見べし、)とあればなり、(舊印本に、ミハラと訓るを延佳も其に從て淡路國三原郡也、日本紀云、瑞齒別、尊生于淡路宮と云るは非なり、蝮をミハラと訓べき由なし、)さて多治比に、蝮字を書る故は詳ならず、(蝮は俗に云まむしなり、或人俗にたちばみとも云と云り、然らば古へに此虫を多治比と云しなるべし、さてたちばみは、たぢひばみならむか、又ハミを切むればヒなり、和名抄には、和名波美、字鏡には、乃豆知とあり、)さて多治比は、河内國の地名なり、其地の事は、此命の御段に云べし、(然るを書紀、此命御段に、天皇初生于淡路宮、於是有井曰瑞井、則汲之洗太子、時多遲花落在于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇とあるは事のまぎれたる傳なり、其は三代實錄十二に、丹墀眞人貞峯等上表曰、云々、私檢古記、檜隈廬入野宮御宇宣和天皇皇子、加美惠波皇子生十市王、十市王生多治比古王、此王生產之夕忽多治比花飛浮湯沐釜以斯冥感名多治比古王云々とあるに依るに、多遲花の故事は、此多治比古王の生坐し時の事なるを、此水齒別命の御名も、多治比云々と申せるから、此御事に誤り傳へたるなるべし、

御代のは、大美和神の御女に坐ば、異ことなり、其後開化天皇までの御代々々、書紀には、臣の女をも立て皇后と爲賜ふよし記されたれども、此記には其間には、大后と申せること見えず、崇神天皇よりこなたの御代々々には、此記にも書紀にも臣たる人の女の大后に立たまへることと、此石之比賣命をおき奉て外には見えず、故其例に引給へるなり、曾都毘古は、孝元天皇の御曾孫なれども既に其父大臣よりして臣の列なり、神功皇后の御父などは、開化天皇の御玄孫に坐せども、なほ王なれば、此例にあらず、凡て古は王ならでは、大后には居賜はざりし例なり、然るを書紀に、開化天皇までの御世々々に臣の女を皇后とし給ふよし記されたるは、實はみな妃夫人の列にこそありけめ、大后とは申さゞりけむを、皇后としも記されたるは例の潤色と見えたり、凡て某年月日立爲皇后と云ことも本より潤色の文なること前にも云るが如し、かにかくに、彼紀は漢めかむことをむねとせられしほどに、如此古義の沒れ失ぬることの多きは、いともいとも歎かはしきわざなり、大寶の御さだめには妃にも内親王をこそ納れ賜へれ、其は後宮職員令に妃二員右四品以上夫人三員右三位已上嬪四員右五位已上とあるにて知べし、四品以上とは、親王の階級なればなり、夫人嬪には品と云ず、位とあるは臣なるが故なり、妃すらかゝれば況て皇后は申すもさらなり、かゝる御さだめに就ても、上代はおしはかるべし、然るに此石之比賣命の御事は、いかさまにも殊なる故ありけるなるべし、）○大江之伊邪本和氣命は、御名義大江は（江は借字、）書紀に大兄とある字の意なり、この稱の事日代宮段、日子人之大兄王の下（傳廿六）にいへり、伊邪のことは、水垣宮段、伊邪能眞若命の條下、（傳

遠くは距るまじく思はる、今世にかうづを高津と書て、此大宮を其處なりと云、其神社を此天皇なりと云なれども、かうづは、書紀孝德卷に蝦蟇行宮とある處にて、此地名、うつほ物語の哥にも見えたりと谷川氏云り、さもあるべし、かうづ若古の高津ならむには、今も直にたかつとこそ呼べけれ、いかでかうづとは呼む、又今の高津神社は、中卷明宮段の末に見えたる難波之比賣碁曾社なりと云り、其事は傳三十四のはじめに云り、又攝津志に、高津宮一名大郡宮と云るはみだり說なり、大郡は書紀にも欽明卷より始め卷々に見えたれども、高津宮と一なるべき由はさらに見えず、孝德紀に小郡宮も見えたり、）○葛城之曾都毘古は、建內宿禰大臣の子にして境原宮の段下に出、（傳二十二）○石之日賣命、書紀天皇の大御歌に、弖怒瑳破赴以破能臂謎餓（云々）御名義は、磐石の如堅く常に坐せと、祝ひ稱へたるにやあらむ、書紀に三十五年夏六月皇后磐之媛命薨於筒城宮、三十七年冬十一月甲戌朔乙酉葬皇后於那羅山、諸陵式に平城坂上墓磐足媛命在大和國添上郡、兆域東西一町南北一町無守戶、令楯列池上陵戶兼守、（或云枕冊子に鶯陵とあるは、此御墓なり鶯山の頂にありと云り、神名帳に伊豆國賀茂郡伊波乃比咩命神社、また伊波比咩命神社あれど、こは此日賣命にはあらじ、）○大后續紀十に、立正三位藤原夫人為皇后詔に云々、此皇后位乎授賜然毛朕時乃末爾波不有難波高宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而食國天下之政治賜行賜家利今米豆良可爾新伎政者不有本由理行來迹事曾止詔云々、（高宮とは津字脫たるか、）これ王に非ず臣たる人の女の皇后に立給へりし古の例を引給へるなり、（そも〳〵、大后は、神武天皇の

舊印本眞福寺本又一本などに、初に起大雀皇盡豐御養炊屋比賣命凡十八天皇と云十八字の細書あり、(舊印本には、雀字鷦鷯と作、眞福寺本には、八字九と作り、其は飯豐命を一御代とせるか、はた八字を誤れるか、）後人の加へたるなるべし、中巻にもかゝることなし、故今は延佳本また一本に無きに依れり、○此天皇後の漢様の御謚仁徳天皇と申す、○大雀命、雀字舊印本に、鷦鷯と作るは後人の書紀に依て改めたるさかしらなり、諸本並雀とあり、(中巻にも下にもみな雀とあり、）○難波は、上にいづ、(中巻傳十八、白檮原宮段浪速の下、また傳三十四明宮段下）○高津宮は、書紀に元年云々都難波是謂高津宮、(元年に始めて難波に移り坐るには非ず、この命は本より此處に坐しこと、書紀に云々命進難波また從難波馳之到菟道宮など見え、此記にも明宮段に、大雀命見其孃子泊于難波津而云々などあるにても知るべし、）萬葉三に、久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳とあり、難波の地形今も北は大坂より南へ住吉のあたりまで、長くつゞきたる岸ありて、(岸より東は高く西は低し、）古は此岸まで、潮來り、(古に島と云る所々今は皆陸地つゞけるぞ多き、萬葉に、淺にけるかもとよめるは、當時既く此岸までは潮來らざりしにや、）船著て難波津は岸の上なりけむ、故高津とは云なるべし、宮は或人今の大坂の内なり、(上本町通安曇寺町筋の民家の後に小祠ありて今に古宮跡と云傳へたり、これ高津宮の跡なり、天滿社司渡邊氏の家に藏る難波の古圖を以て考るに此處にあたるべし、）と云り、(さもあるべし但し、古宮跡と云傳へたるのみは何れにまれ、昔の神社の跡ならむにても、然云べければ、慥に此大宮の跡とも定めがたしされど其あたり

古事記傳三十五之卷

古事記下卷

本居宣長謹撰

高津宮上卷

大雀命。坐難波之高津宮。治天下也。此天皇。娶葛城之曾都毘古之女。石之日賣命。大后。生御子大江之伊邪本和氣命。次墨江之中津王。次蝮之水齒別命。次男淺津間若子宿禰命。四柱 又娶上云日向之諸縣君牛諸之女。髮長比賣。生御子波多毘能大郎子。自波下四字以音下效此 亦名大日下王。次波多毘能若郎女。亦名長日比賣命。亦名若日下部命。二柱 又娶庶妹八田若郎女。又娶庶妹宇遲能若郎女。此之二柱。無御子也。凡此大雀天皇之御子等并六柱。男王五柱。女王一柱。故伊邪本和氣命者。治天下。次蝮之水齒別命亦治天下。次男淺津間若子宿禰命亦治天下也。

らば其由をこそ注すべけれ、是は裳伏を即百舌鳥とせる、注なれば論なきひがことなるをや、もふすともずと言の近きを以て、みだりにおしあてに云るなり、契冲が河社に云、百舌鳥と云所、今世には、萬代と書て和泉國大鳥郡にあり、萬代の八幡とて陵に似たる山に社おはします、其氏人のならひとして、毎年正月には、元日より三日間肉を食ふことをかたく斷て、たとひ遠國に行て仕つけども、さらにこれをゆるし怠ることとなし、これ仁德履中反正三代の山陵の外にありと云り、百舌鳥と云地の事は、仁德天皇御陵の下に云べし〕今は眞福寺本、延佳本などに無きに依れり、

古事記中卷終

終字はなき本もあり、又卷字も共に無き本もあり、

たり、又月も日も書紀と異なるは、此も一の古き傳なるべし、○川內惠賀は、上にいづ、(傳卅一のをはり) ○裳伏岡は、(此名は、母布志か母布須か詳ならねど姑く穩なるにつきて、布志と訓ず、田中道麻呂云、萬葉四の哥に吾漁有藻臥束鮒とあるは、誰もたゞ藻にかくれたる鮒と心得たるめれども、若は此裳伏の地より產るよしにはあらじか、) 諸陵式に、惠我藻伏山岡陵、輕島明宮御宇應神天皇、在河內國志紀郡、兆域東西五町南北五町陵戶二烟守戶三烟とあり、(山岡とあるは、崗を二字に誤れるには非るか、岡を古書に多く崗と書り、) 河內志に在古市郡譽田村、式屬志紀郡、陵畔有冢七、曰馬冢曰鞍冢曰圓冢曰登久理冢曰久旦冢陵、東有馬鬣封、俗傳武內宿禰墓云々、(前皇廟陵記に譽田八幡宮緣起曰、奉葬于古市郡長野山藻伏山岡、陵是也欽明天皇二十年二月十五日勅陵前立社、譽田八幡宮是也、今按云々、蓋古市郡志紀郡相隣陵接二郡界、故爲在志紀郡、爲在古市郡而已、また扶桑畧記曰、治曆二年四月廿五日石清水宮司言上、去三月廿八日戌刻河內國譽田天皇山陵震動、放光之異也と云り、譽田八幡宮緣起に欽明天皇二十年云々と云は、信がたし、社の建しは後の事なるべし、此社今も御陵の前にあるなり、) 書紀に此御陵を記されず、例に違へり、後に脫せるにや、さて雄畧卷に九年云々蓬蔂丘譽田陵(蓬蔂此云伊致寐姑) とあり、裳伏岡を蓬蔂岡とも云しにやいぶかし、(姓氏錄上毛野朝臣條に同故事を擧たるには、應神天皇陵邊とありて、地名は見えず、) ○舊印本又一本などに、裳伏の下岡の上に、百舌鳥陵也と云五字の細註あるは、決く後人の書加へたるみだりごとなり、(百舌鳥てふ地は、和泉國にていたく違へり、或說に、毛受より裳伏山に改葬せるなりと云れど若然

ことなることとなし、〇伊和島王、名義地名なるべし、(大神宮例文に、伍百野皇女の次の齋王に、伊和志眞王と云ありて、仲哀天皇の御女とせり、其は中日子王の妹と云を誤て、足中日子命の御女とせるにて、此王にやあらむ、仲哀天皇には此名の御子は無ければなり、) 〇註二王眞福寺本又一本には、二柱とあり、〇堅石王は、加多志波と訓べし、書紀雄略卷に、日鷹吉士堅磐固安錢と云人名ありて、堅磐此云柯陀之波と見ゆ、和名抄に、筑前國穗波郡堅磐(加多之萬)鄕あり、(萬字は方を万に誤れるを遂に萬とは書なせるなり、) 此地名に依れる名か、さて此王は上に見えずいかゞ、(書紀にも無し、そもそも上に出ざる名をかへ、ゆくりなく擧べき由なし、傳への亂れか、はた後に上に文の脱たるか、迦多遲王と云は、上に見えたり、若其にや、されど同此記の中にて前と後と、異なるべきに非るをや、) 〇久奴王、これも地名にやあらむ、

凡此品陀天皇。御年壹佰參拾歲。御陵在川内惠賀之裳伏岡也。

凡此云々、かく云る例白檮原宮段の終にあり、(傳廿) 〇壹佰參拾歲、書紀に、四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩于明宮、時年一百一十歲 (一云崩于大隅宮、) とあり、(仲哀天皇の九年庚辰に生とあるに依れば四十一年庚午は百十一歲にあたれば一年違へり、或書に、百十一歲と云るは、此年數に合せて云るなるべし、大隅宮は、難波にあり、廿二年の處に見ゆ、) 〇舊印本眞福寺本又一本などには、此間に甲午年九月九日崩と云八字の細注あり、此例の細注のこと水垣宮段末 (傳廿三) にくはしく云るがごとし、甲午年は書紀にては此天皇の五年 (四十一年より卅六年前なり、) 又仁德天皇の廿二年 (此御世の四十一年より廿四年後なり、) にあ

未と作るは並誤なり、(記中に、末未を假字に用ひたる例なし、) 今は眞福寺本に依れり、和名抄に、肥前國三根郡米多、(女多) 郷これなり、國造本紀に、竺志米多國造、志賀高穴穂朝、御世息長公同祖幼沼毛二俣命孫都紀女加定賜國造、(此米字も延佳本には、末に誤れり、舊印本に米とあるぞよき、さて志賀高穴穂朝と云るは、二俣命孫と時代違へりみだりごとなり、) 續紀三に、米多君北助と云人見えたり、○布勢君は、何國ならむ、未考得ず、(越中國射水郡因幡國高草郡隱岐國海部郡播磨國揖保郡美作國大庭郡などに、布勢郷あり、又神名式に布勢神社もこゝかしこにあり、其中に近江國伊香郡に、布勢立石神社あり此地縁あり、但し上の筑紫之と云る此姓へも係るか詳ならず、) 氏も慥には物に見えず、(布勢臣布勢朝臣などは異姓なり、) 姓氏錄に、布勢公仲哀天皇皇子、忍稚命之後也とあるは、此氏にて傳の異なるにや、又續紀十八に、布勢眞虫賜君姓とあるも此氏か、○繼躰天皇は、此意富々杼王の御曾孫に坐を彼天皇御段に、たゞ品陀天皇五世之孫とのみ記して、其御世系を記さず然れば、伊邪河宮段に、息長帶比賣命(神功皇后) の御世系を記せる如くに、此に必繼躰天皇の御祖世系を記すべきことなるに、たが御後の氏々をのみ擧て其を記さゞるは事闕たり、故今書紀釋に引る上宮記に依て試に云ば、故意富々杼王娶中斯和命生子宇比王此王娶牟宜都國造名伊自牟良君女久留比賣命生子宇志王此王娶伊玖米天皇七世之孫振比賣命生子袁本杼命也と記すべきことなり、(なほ此御世系の委き事は彼天皇御段に云べし、) ○根鳥王は、此天皇 (應神) の御子にて、上に出たり、○庶妹は、麻々伊毛と訓べきこと上に云るが如し、○三腹郎女も上に出、○中日子王、名意

の差別は、如何と云に、坂田、酒人君も本は坂田君より支別れたる姓にて、天武天皇の御世に共に眞人になれるを、(眞人になれることは姓氏錄にて知らる、) 別に記されざるは、本宗の坂田君にこめたるものなり、さる例あり、(物部、朴井連と云姓ありて、物部と共に朝臣になれるをも、物部にこめて別には其事記されざる類なり、此事傳十九物部連の下に云り、) さてたゞ酒人君と云は、もとより異姓なるを、(こは書紀に見えたる如く、繼躰天皇の御末なるべし、但此記の此處を、坂田と酒人と二姓とするとき、繼躰天皇の御末とするは、異なる傳へなり、) 其に別むために、此氏をば本宗の坂田を帶て、坂田酒人君とは云るなるべし、凡てこれらのことよくせずは混ひつべし、さて又此に其本宗たる坂田君をおきて支別の姓を擧むは、いかにと云に、そは其時代によりて、本宗は衰へて支別の榮えたらむなどは、其榮えたる方を擧たるにもあるべし、(三代實錄七に、詔令近江國坂田郡穴太氏譜國與息長坂田酒人兩人同卷進官とある、兩人は心得ず、兩氏の誤なるべし、然らば息長と坂田、酒人と兩氏なり、) ○山道君は、何國の地名によれるならむ未考得ず、(今畿內近江などに、此地名はのこれらずや尋べし、和名抄に、肥後國合志郡に、山道鄕ありこれ次なる、筑紫之米多君と緣あれば、凡て眞人の尸を賜へる姓には、さる遠國なるは、をさ〳〵見えざるなり、) 書紀天武卷に、十三年冬十月、山道公等十三氏賜姓曰眞人、(今本此姓を脫せり十三氏とあるに合はず、釋に擧たるに酒人公の次に此氏あり、) 姓氏錄 (左京皇別) に山道眞人息長眞人同祖稚渟毛二俣王之後也また (右京皇別) 山道眞人、息長眞人同祖應神皇子稚淳毛二俣王之後也、○筑紫之米多君は、米字諸本に末或は

に、延暦二十二年正月槻本公奈弖麻呂弟豊人豊成並賜姓宿禰、奈弖麻呂父老云々、故有此授、日本紀畧に、弘仁十四年十二月坂田朝臣弘貞改坂田姓賜南淵朝臣、文徳實錄九に、南淵朝臣永河卒、永河槻本公老之孫坂田朝臣奈弖麻呂第二之子也云々、弘仁十四年十二月與兄弘貞陳父先志賜姓南淵朝臣などあり、南淵朝臣と賜へるにつきては、此坂田は大和國高市郡なる坂田ならむかの疑もあれど、なほ近江の坂田なるべし、さて姓氏錄の趣、此坂田てふ姓は、奈弖麻呂に始めて賜へる如くなれども、其先祖近江國人なれば、舊姓にて坂田君の族にぞありけむ、なほこの姓の事次にも云べし、然るを書紀には、繼體天皇の御子中皇子を是坂田公先也とあるは、例の傳への異なるなり、(其亂ひつる由は、三國君と一例なり、)姓氏錄にも(左京皇別)坂田眞人出自諡繼體皇子仲王之後也(こは書紀に依れるものなり、)と見ゆ、酒人君は、書紀天武卷に十三年冬十月酒人君等十三氏賜姓曰眞人とある是なり、かくて書紀には、繼體天皇の御子菟皇子を是酒人公之先也とあるは、三國君坂田君と同例にて傳への異なるなり、(此事なほ次に云、)姓氏錄にも(大和國皇別)酒人眞人繼體天皇皇子兎王之後也、また(未定雜姓)酒人小川眞人繼體天皇皇子菟王之後也など見えたり、右の二(坂田酒人君とすると、坂田君酒人君と二姓にするとを云、)の內何方ならむ、書紀天武卷に、眞人姓を賜へる中に坂田公酒人公はありて、坂田酒人眞人と云は無きを以て見れば、後の方(二姓とするを云)なるべし、然れども又姓氏錄に、坂田酒人眞人もありて、息長眞人同祖とあれば、必しも二姓の方とも決めがたきなり、さて若坂田酒人君ならむには、(書紀姓氏錄に見えたる)坂田眞人酒人眞人と

字脱て決め難き由あれば二に釋べし、其一は諸本坂の下に君字あるは、君坂なるを下上に誤れるにて、(此君字は上の息長の戸なり、)坂の下に田字を脱せるなり、(又は上に君字を脱し田字を君に誤れるか何れにても同じことなり、)故今改補へつ、さて坂田は、和名抄に、近江國坂田、(佐加太)郡これなり、書紀允恭巻に、衣通郎姫(こは上に出たる琴節郎女なること既に云るが如し、)の母に隨ひて近江坂田に在しよし見えたり、されば其御兄弟なれば意富々杼王も其處に坐けむかし、(繼躰天皇の御父彦主人王の別業高嶋郡三尾にありし、彼御巻に見え、上の息長も同國同郡なり、されば此御族は、左右に近江國由縁あるなり、)酒人も地名なり、和名抄に、攝津國東生郡酒人郷あり此か、(神名式に、三河國碧海郡にも酒人神社あり、)氏は姓氏錄に、(左京皇別)坂田酒人眞人、息長眞人同祖とあり、(書紀に、此姓の見えざる由は次に云べし、)今一は諸本に坂の上下に君字田字の脱たるにて、坂田君と酒人君と二姓なり、かくて地は二共に右に云ると同じ、氏は、坂田君は、書紀天武巻に、坂田公雷と云人見え、同巻十三年冬十月坂田公等十三氏賜姓曰眞人、かくて姓氏錄に、(左京皇別)坂田宿禰、息長眞人同祖應神皇子稚渟毛二派王之後也天渟中原瀛眞人天皇、(謚天武)御世出家入道法名信正娶近江國人槻本公轉戸女生男石村附母氏姓曰槻本公男外從五位下老男從五位上奈弖麻呂次從五位下豊成次豊人等皇統彌照天皇、(謚桓武)延暦二十二年賜宿禰姓於是追陳父志取祖父生長之地名改槻本賜坂田宿禰今上弘仁四季同奈弖麻呂等改賜朝臣姓也、(既に賜朝臣姓と記しながら、宿禰と標たるは心得ず、今上と云より以下は、後に書加へたるにや、類聚國史

三年冬十月羽田公等十三氏賜姓曰眞人、姓氏錄（左京皇別）に、八多眞人出自諡應神皇子稚野毛二俣王也、續後紀六に、八多眞人清雄言、姓氏錄所載始祖錯謬非實、私門之大患也、詔令刊改之、（姓氏錄今本は、既に刊改められたる本なるべし、故思ふに、舊本には謬て三國眞人と同く椀子王之後也とや載られたりけむ、されば此氏に准へても、彼三國君の祖のまぎれも思ひはからるゝなり、又は今の姓氏錄を舊の錯謬のまゝの本かとも云べけれど、必さはあるまじきものなり、）○息長君は、君字諸本に次なる、坂字の下にあるは下上に寫誤れるなり、今改つ、（此事なほ次に云）諸陵式に、息長墓在近江國坂田郡と見ゆ、此地に因れり、書紀天武卷に、息長横河（續紀十三に坂田郡横河頓宮とある地なり、）萬葉十三（二十七丁）に、師名立都久麻左野方息長之遠智能小菅、廿（四十九丁）に、爾保杼里乃於吉奈我河（東大寺古文書に、近江國坂田莊息長莊、更科日記に、不破關あつみ山などこえて、近江國おきながと云人の家にやどりて云々、）などあり、氏は書紀天武卷に、十三年冬十月息長公等十三氏賜姓曰眞人、姓氏錄（左京皇別）に、息長眞人出自譽田天皇諡應神皇子稚渟毛二俣王之後也、また息長丹生眞人息長眞人同祖、また（山城國皇別）息長竹原公應神天皇三世孫阿居乃王之後也、（阿居乃王は意富々杼王の御子にや、）續紀廿六に、息長連清繼賜姓眞人、（連の尸になれりし族も有しにや、）姓氏錄（右京皇別）に、息長連應神天皇皇子稚渟毛二俣王之後也、○坂田酒人君は、（酒人は、佐加毘登と訓べし、書紀崇神卷に、掌酒此云佐介弭苔とあり、介は書紀にてはカの假字なり、さて此をサカウドサカンドなど訓るは後に音便に頽れたるにて正しからず、）今の諸本

自近江國高嶋郡三尾之別業遣使聘于三國坂中井納以爲妃遂産天皇天皇幼年父王薨振媛廼歎曰妾今遠離桑梓安能得膝養余歸寧高向奉養天皇(高向者越前國邑名)云々備法駕奉迎三國(和名抄に、越前國坂井郡高向)と見え、上宮記にも此趣見えて、三國は繼體天皇の御母の本郷にて、其天皇の成長坐し地なり、然れば此氏(三國君)は、彦主人王の御子の繼躰天皇の御同母兄弟の、共に三國に坐しが御末なるべし、(彦大人王は意富富杼王の御孫なり、)然るを書紀には、繼躰天皇の御子椀子皇子を是三國公之先也とあるは傳の異なるなり、(繼躰天皇も意富々杼王の御裔に坐せば異なることなきが如くなれども然らず、もし彼天皇の御末とならば、此記にも、彼御段にこそ擧べけれ、此に擧べきに非ず、故此記の傳は彼天皇の御末にはあらず、そも〳〵かく傳の異なる故は意富々杼王と、彼天皇の御名の、袁富杼とよく似たるよりぞ亂ひつらむ、今何れを正しとも決めがたし、)さて氏人は、書紀孝德卷に、三國公麻呂と云見ゆ、天武卷に、十三年冬十月三國公等十三氏賜姓曰眞人、(眞人尸は此御世に定賜へる八色の姓の第一に爲て、朝臣是に亞り、さて此尸は、麻比登とよむぞ正しきを、まうと、まつと、など讀は、後世に音便に頽れたる唱なり、)姓氏錄(左京皇別)に、三國眞人謚繼躰天皇皇子椀子王之後也、また(右京皇別)三國眞人謚繼躰皇子椀子王之後也、また(山城國皇別)三國眞人繼躰皇子椀子王之後也、(姓氏錄は多く書紀に依て定めたるものなり、)○波多公は、地名に依れり此名の地國々に多ければ何と定めがたし、(なほ境原宮段、傳二十二波多八代宿禰波多臣の下にくはしく云り、)氏人は、書紀天武卷に羽田公矢國其子大人見ゆ、同卷十

かの登富志郎女は、登の上に、曾字の脱たるか、又琴節は、若くは許は許呂母の許にて衣を許とのみも云べき由あるか、又曾を誤りて許と唱へ傳へたるか、そは何れにまれ登富志と、琴節と、衣通と皆一とこそ聞ゆれ、）また別構殿屋於藤原而居也云々天皇始幸藤原宮云々とあるも、（此に藤原之とあると）合り、（此藤原宮は、大原に構給へる殿屋を云るなり、持統天皇の大宮と思混ふべからず、）なほ此郎姫の事、允恭巻七年八年九年十年十一年にくさ〴〵見えたり、考へ見べし、十一年科諸國造等、爲衣通郎姫定藤原部ともあり、（世に木國の玉津嶋神を此衣通姫と云は由もなき説なり、そは契冲か委辨へたるがごとし、）さて此記に、又允恭天皇の御子輕大郎女の、亦名を、衣通郎女とあるは、いとまぎらはし、其事は彼御段に云べし、（傳卅九のはじめ）○取賣王は、（取の下に、上聲を注したるは鳥の如く讀べしとなり、）名義未思得ず、（取は、地名か、和名抄に、大和國葛上郡上鳥郷下鳥郷あり、續紀懷風藻萬葉などに、刀利と云姓も見ゆ、）賣と云るは、女王なるべし、（女假字必賣字を用たる例ぞ、）○沙禰王は、禰字若くは彌の誤ならむか、（禰字は、記中にたゞ宿禰に用ひたるのみにて其他例なし、彌字はをりをり見えたり、首卷に出せるが如し、禰と彌とは古書に互に誤れる例常多し、）名義未思得ず、地名にや、（禰字若彌ならば式に、近江國伊香郡佐味神社あり、又今大和國十市郡に佐味村あり、書紀に佐味君と云姓も見ゆ、萬葉九に、沙彌女王と云も見ゆ、）上宮記には此二王は無し、○三國君は、地名に因れり、續紀卅五に、越前國坂井郡三國湊、（今世にもかくれなき地なり、）神名帳に、同郡三國神社もあり、此地なり、書紀繼躰卷に、天皇父彥主人王聞振媛顏容姝妙甚有孍色、

本居此大原なる故に藤原と云姓は賜へるなり、されば大原即藤原なること彼此につきて著し、かくて持統天皇の京の藤原宮は異地なり、思混ふべからず、其宮は、萬葉一の長哥に依るに、もと藤井が原と云地なれば、其を畧きて藤原とも云しなるべし、其地は、香具山の西方耳成山の南方なり、書紀持統巻釋に、遷居藤原宮私記曰師說此地未詳愚按氏族琴記云藤原宮在高市郡鷺栖坂北地とあり、香具山は、十市郡なれども此宮は其西にて高市郡の地にぞありけむ、鷺栖坂の事は、玉垣宮段鷺巢池の傳を考合せて知べし、然るに彼大原と此宮とを一に心得たるは地理をも考へざる妄說なり、大原は香具山よりは南方にあたりて飛鳥に近き處なれば、かの萬葉の長哥の趣に合はず、さて書紀推古巻に、藤原池とあるは、藤原宮の藤原なるべく聞ゆ、又今添上郡にも藤原村あれど、其も又別なり）琴節の意は、未思得ず、（なほ次に云べし、琴節の字は借字なり、書紀顯宗巻に、節歌曰と云ことあれど此に由なし）さて上に出たる、天皇（應神）の迦具漏比賣の腹の御子五柱の中に登富志郎女と云あるは、此郎女の紛れつるなるべし、（此まきれの事既に傳卅二に云るが如し、登富志と琴節と言甚近し）又歌に名高き衣通姫も、此郎女のことなり、其故は彼衣通姫書紀允恭巻に、皇后忍坂大中姫の弟とありて、名弟姫容姿絶妙無比其艶色徹衣而晃之是以時人號曰衣通郎姫也とある、衣通と琴節と言甚近ければなり、衣通は、曾登富志と訓べし、（曾と許と音横に通ひ富と布とも殊に通音なり、又かの登富志郎女とあるは、通と全く同じ、然るを書紀にソトホリと訓、古今集序などにも然あるは、舊くより訓を誤れるものなり、書紀に又左傍には、キヌトホシとも訓を付たり、さて思ふに

九忍坂大室條下、)右の上宮記に、踐坂大中比彌王とある是なり、(忍坂を踐坂と云るはいかなることにか、) 此比賣命は、允恭天皇の皇后にて彼御段に見ゆ、書紀安康卷に、母曰忍坂大中姫命稚渟毛二岐皇子之女也とあり、(允康卷に、初皇后隨母在家遊苑中云々の事見えたり、) さて品陀天皇の御女に同御名なる上に出たるは、此比賣命の紛れつるなり、(其由は彼處に云り、傳三十二) ○田井之中比賣、田井は地名なり、和名抄に、河内國志紀郡田井郷あり、此か、(河内國は次にも縁あればなり、今も田井中と云村あり、) 又今山城大和などにも、此名の地あり、(山城國久世郡大和國葛下郡などに田井村あり、高市郡山邊郡などに田井莊あり、河内國茨田郡にも田井村あり、又和名抄伊勢國奄藝郡に田井郷ありて、多井と注せり、式に同郡多爲神社もあり、美濃國賀茂郡にも多爲神社あり、) 上宮記には、此比賣なし、○田宮之中比賣田宮は、地名なり、和名抄に、河内國交野郡田宮郷あり、此か、(上の田井も同國にあればなり、又東大寺の古文書に、越前國坂井郡田宮莊と云見ゆ是も縁あり次に出、さて伊勢國度會郡に、田宮寺と云もあり、) 上宮記に、田宮中比彌とあり、○藤原之琴節郎女、上宮記に、布遲波良己等布斯郎女とあり、藤原は地名なり、大和國高市郡大原村是なりと云り、さもあるべし、(大原村今もあり、其あたりに鎌足大臣の舊跡と云傳へたる處などもあり、) 萬葉一に、天皇賜藤原夫人御哥、吾里爾大雪落有大原乃古爾之郷爾落卷者後、(天皇は、天武天皇なり、藤原夫人は鎌足大臣の御女にて、萬葉八に字曰大原大刀自とあり、大原其本郷なり、天皇初此夫人の家に通ひ住賜へりし故に古にし郷とはよみ給へるなるべし、十一卷の哥にも、大原の古にし里とあり、鎌足大臣の

れつるなるべし、其由は彼處に云るが如し、(傳卅二のはじめ) また書紀釋に引る上宮記には、二俣王の御母の名弟比賣麻和加とあり、此等の事なほ次に云べし、○大郎子名義ことなることなし、郎子てふ稱上にあり、繼躰天皇の御子に同、御名あり、○意富々杼王、名義繼躰天皇の大御名袁本杼命と申すと相照して思ふに、意富は大、袁は、小にて富杼は同じ、かくて彼大御名を、書紀に、男大迹と書れたり、(男は借字) 然らば富杼は意富杼の意を省けるにて、(意富は大なり其大を意を省きて富と云例多し、此は殊に上の大にも小にも意の韻あれば更なり) 彼大御名は、小大杼此王の御名は、大大杼なり、さて大杼の義は未思得ず、(持統紀に、土師連富杼と云人名も見ゆ) 地名にやあらむ、(和名抄に、近江國高嶋郡大處郷、神名式同郡に大處神社もあり、此大處オホトと訓て此地名か、彼高嶋郡のあたりは由縁あること次々に云が如し、御曾祖父の御名大大處なる故に彼天皇は小大處と申せしなるべし、但記中の例處の意の斗の濁音には、度字を用ひたるに、杼字なるはなほ疑はし、さて此富杼を陰と心得るは非なり、陰のとには、登字をのみ書て濁音の杼を用ひたることなし) 上宮記に、一云凡牟都和希王娶經俣那加都比古女子名弟比賣麻和加生兒若野毛二俣王娶母恩己麻和加中比賣生兒大郎子一名意富々等王妹踐坂大中比彌王弟田宮中比彌弟布遲波良己等布斯郎女四人也とあり、(凡牟都和希王は品陀別にて此天皇なり經俣は、此記に依ば、咋俣書紀に依ば、川派なり、經字寫誤なるべし、母恩己は母の下に弟字脱たるなるべく恩己は、息長の誤なるべし、踐坂は、忍坂なり、比彌は比賣に同じ) ○忍坂之大中津比賣命御名、義忍坂は、倭國の地名なり上に出、(傳十

名弟日賣眞若比賣命生子大郎子。亦名意富富杼王。次忍坂之大中津比賣命。次田井之中比賣。次田宮之中比賣。次藤原之琴節郎女。次取上賣王。次沙禰王。七王。故意富富杼王者。三國君。波多君。息長君。坂田酒人君。山道君。筑紫之米多君。布勢君等之祖也。又根鳥王娶庶妹三腹郎女生子中日子王。次伊和島王。二王。又堅石王之子者。久奴王也。

若野毛二俣王野字上に沼とあると同じ、(古は野をも凡てぬと云へればなり。)○母弟は、御母息長眞若中比賣の弟なり、伊邪河宮段にも如此云る例あり、(傳廿二袁祁都比賣命下○漢文に同母の弟を母弟と云て書紀などにも然あるとは異なり。)御姨に御娶坐る例、神代葺不合命の玉依毘賣命よりあり、○百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命は、日代宮段のすゑ(傳二十九)にいづ、(倭建命の御曾孫なり。)但彼處にはたゞ弟比賣とのみ出たり、名義百師木(百石城の意なり。)とはいかなる由にて負給へるにか知らず、伊呂辨と云例は、書紀崇神卷に、八坂振天某邊、(某と書る字の事上に云り。)繼躰卷に、たゞ色部などあり、(皆女の名なり。)伊呂は、伊呂泥伊呂杼などの伊呂なり、(上に云り。)辨は、某刀辨と云女名多かる其辨と同じ、(刀辨の事は傳廿三の始にいへり。)眞若は、男女の名に例多し異なることなし、さて此品陀天皇の妃に迦具漏比賣と云ありて、上に出たるは此弟比賣の亦名にて此若野毛二俣王の妃なりしが紛

なほ繼母なるべし、○詛戸は、戸とは、其物を指て云りと聞ゆ、(師は、戸は處なり其戸を詛處とする故に斗とよむ、此事なほ考ふべしと云れつれど、處の意には非じ、)烟上に置たる物なり、上卷に須佐之男命に負千位置戸とある戸と同じ、彼處と考あはすべし、(傳九の始)○令返は、母の霞壯夫をして返さしむるにて、返すとは烟上に置たる詛物を取返し撤るを云、(又詛ひたる趣を請返して、本の如く復す意ともすべけれど、詛戸をとあるは其意にあらず、されど、詛物を取撤るは、即請復すなれば、末は同意におつるなり、)○其身は、兄の身なり、○安平は、多比良岐伎と訓べし、水垣朝段にも國安平とあり、○神宇禮豆玖、上件の故事はいと〳〵上代にて凡て神代めきたれば神とは云なり、○言本は、字の如くにてもあるべく、又事本にてもあるべし、書紀神代卷に、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛、此其緣也、また此用桃避鬼之緣也、また世人愼收己爪者此其緣也、これらの緣を、許登能母登と訓るは事に就てなれば、事本なり、又仁德卷に、故諺曰有海人耶因己物以泣、其是之緣也とあるは、言に就てなれば此と同じ、(此は神宇禮豆玖と云ならはしたる言に就て云なり、そも〳〵言に就て云は、言本とせむは論なし、又其をも事本と見むもさることなり、言に云ならはすも本事ありて其事に緣てなればなり、)上卷天若日子段に、故於今諺曰雉之頓使本是也とある本も同じ、さて此は世間に神宇禮豆玖とて爲る事のあるは、上件の故事ぞ其言の起本なると云なり、(師は此の注を後人のしわざなりと云れしかど然らず、

又此品陀天皇之御子。若野毛二俣王。娶其母弟百師木伊呂辨亦

らむ、さて、詛字は請神加殃謂之詛また謂祝之使沮敗也など注せり、）〇畑上は、畑は、師の加麻度と訓れたるに依べし、民戸を幾畑など云も竈處を以て云なり、（今世言にも民戸を加麻度と云ことあり、）上は直に其上には非ず、竈の上の方の畑の昇る高き處を云なるべし、（されば畑字はたゞに、氣夫理と訓むもあしからじ、）さて此は霞壯夫の己が家の畑の上方なるべし、〇置は、上件の詛物を置なり、〇八年之間とは、干萎病臥せる間八年なるを云、上巻に三年之間必其兄貧窮と海神の申給へると同じ、（彼も此も間の下に爾てふ辭を添てはよむべからざること、彼處に云るが如し、傳十七綿津見宮段、）〇干萎病枯は、干は加和伎と訓べし、（假字字鏡に見ゆ、カハキと書は非なり、）比流と加和久とは同じことながら、人身などには、比とは云べからざればなり、（上の鹽には乾と書るに、此は字をかへて、干と書るも、讀の異なることを示したるにもあるべし、）さて此は身躰の潤澤の去れるを云るにて、かの鹽の乾るが如くと、詛ひたる驗なり、かくて潤澤亡ぬれば、身躰の萎むこと木草の花葉も同じ、是かの竹葉の萎むが如くと、詛ひたる驗なり、枯字は、若くは臥を誤れるには非るか、此はかの石の沈むが如く沈臥せと云る驗なれば、必臥とあるべきものなり故許夜志伎と訓つ上巻にも病臥在とあり、（若くは、病と云るこれ臥と詛ひたる驗にて、枯は干萎病を總て云る言かとも思へど、さては干萎と同じさまの言重なりて沈臥せと云る驗は足はぬこゝちす、病臥と云てこそ、其驗は慥に聞ゆれ、）若枯の方を助けて云はゞ干萎の縁に添て云りとやせまし、〇患泣は、倭建命段にもかく見ゆ、上巻に泣患ともあり、〇請其御祖者こゝのさまは實母の如くにも聞ゆれど、

り、沈の古言と心得るは非なり、沈をば古より志豆牟とこそいへれ、）臥は、許夜世と訓べし、此言上巻（傳五）に、伊邪那美命、病臥在とある下に云り、さて人身にては起は浮が如く臥は沈が如くなるを以て石の沈むによせて如此云り、（心にも浮沈と云同じことなり、さて竹葉又鹽には、萎乾とのみ云るに、此のみ沈とのみは云ずゑて、臥てふ言を加へたるゆゑは、沈とのみ云ては人身のうくの事にはなほ慥ならざればなり、）又竹葉に青萎鹽に盈乾と云る例に依らば、此にも浮沈と云べけれど、石は重くして浮ことは無き物なる故に、浮をば云ざるなり、（さて此に浮を云ざるを以ても、かの竹葉鹽も青盈と云るには、用なきことを准知べし、）是まで詛言なり、○令詛は、母の霞壯夫に教へて、兄を詛はしむるなり、此事の例は書紀神代巻に、云々故磐長姫大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落、また海神云々乃以授彥火々出見尊、因敎之曰、以鉤與汝兄時、則可詛言貧窮之本飢饉之始困苦之根、而後與之、神功巻に、向天而兕詛、雄略巻に、指井程詛曰、此水者百姓唯得飲焉、王者獨不能飲矣、武烈巻に、眞鳥大臣恨事不濟、知身難免、計窮望絶、廣指鹽詛、遂被殺戮、詛時唯忘角鹿海鹽、不以爲詛、由是角鹿之鹽爲天皇所食、餘海之鹽、爲天皇所忌など見えたり、（此類なほあり、）古に其術ありしなるべし、（言の義は説請か、但し吉かれと請事に云るは見えず、たゞ人を凶くせむと請にのみ云り、能呂布と同じさまにて、伊勢物語に、あまの逆手を拍てなむのろひをるなる、などあるも詛なり、又麻士那布は吉凶に通はし云り、されど麻士とは凶にのみ云へば、まじなふを善事にも云は後の轉にやあ

そも／＼青むとは、青くなるを云言なり、然るに竹葉はもとより青き物なれば、青むとは云べきに非れども、此はたゞ萎むに對へて姑かくは云なり、又今青きに就て云なれば、青米流とも訓べけれど、なほ志煩牟に對へて、阿袁牟と云ぞ宜き、次なる鹽之盈乾と同格なり、）さて此の語は、此竹葉の青むが碁登と訓べし、次々なるも此に效へ、○萎は志煩牟と訓べし、萬葉十八（三十二丁）に、宇惠之田毛麻吉之波多氣毛安佐其登爾之保美可禮由苦、古今集序に、しぼめる花の色なくて云々是を眞字序に萎花と書り、（師はシナブと訓れたれど、しなぶるしなびと云言は、今世にこそ云へ古くは見あたらず、かの下氷を、志那備と解れたるは、當らざること上に云るが如し、）○而字讀べからず、次々なるも同じ、上卷大山津見神の宇氣比言に、如木花之榮榮坐とあるに准ふべし、○青萎は、阿袁美志煩米と訓べし、○如此鹽之盈乾は、上の竹葉の云ざまに准へば、如此鹽之盈如此鹽之乾而とあるべきを、上にゆづりて約めたる文なり、さて盈乾は、潮なれば、上の鹽とは同物ならざれども、鹽も潮の成れる物にて、名も同じければ相通はして潮に取れるなり、○盈乾は、たゞ乾に用ありて盈には用なし盈はたゞ乾を云む料に添へ云るのみなり、上の青萎も同く此例にて青には用なし、共に下文に干萎云々とあるを以て知べし、（されば此も青くてあるが萎みてあるが乾るよしなり、）○如此石之沈而沈臥は、（諸本に而沈、二字無し、そは沈字二つあるより誤りて脱せるなり、今は延佳本又一本に依れり、さて師は、沈をシヅクと訓れたれど、萬葉に、志豆久とよめるは、物の水中に見ゆるを云言にして、沈とは異な

（師云、第四句籠にも滿無なり、乃字誤なるべし、）四又十一に、鳥籠之山、（古に籠を古と云る故に如此は書り、）此らを以て古名古なることを知べし、なほ上卷、无間勝間の處に云り、考合すべし、（傳十七綿津見宮段）荒とは、目の疎きを云、書紀神代卷に、大目麁籠と云も見ゆ、八目は、いさゝか疑はし其故は、八とは、大方十に足ぬばかりの數を、大凡に云言にこそあれ、籠目は八十目などこそは云べけれ、八は其數に似つかはしからず、若くは八字は、大を誤れるには非るか、書紀にも然る名あればなり、（八目鳴鏑などは、八目と云ることよくあたれり、）○鹽は、和名抄に、陶隱居曰、鹽有九種、白鹽人常所食也、崔禹錫食經云、石鹽一名白鹽又有黑鹽、之保、日本紀私記云、堅鹽（古本にかくあり、印本は此に異なり、）○合は、阿閇と訓べし、阿閇は、阿波世の切りたるなり、（朝倉宮段大御哥に、尾行合と云ことを、袁由岐阿閇とあるが如し、）鹽に合と云は、和名抄に、四聲字苑云、齏擣薑蒜以醋和之、訓安布、一云阿倍毛乃、（安布は、阿波須の切りたるなり、）また唐韻云、膾切肉合糅也、今案鹿膾俗云阿閇豆久別是也などあるあけと同じ、又加弖々とも訓べし、萬葉十六（十八丁）に、醤酢爾蒜都伎合而これも古言にも阿閇と同意なり、人名に和字を加都とよむも是なり、（然るに此義を知らずして都を濁て唱へ、終に假字をも、加受と書は皆誤なり、）○其竹葉は、荒籠に作れる竹の葉なり、多氣能波と訓べし、（師は多加婆と訓れたり、其も古言なれど、此處は然よみてはわろし、）さて此に裹みて彼荒籠に入るなるべし、籠に入るとは云ざれども、籠を作とあるにて自ら然聞ゆ、さて如此爲るは、詛物の設なり、○此竹葉これは多加婆と訓べし、是より沈臥と云まで詛言なり、○青は、阿袁牟と訓べし、

も後代に比ぶれば、すべていとこよなく直かりき、然れども神は又殊に直ければ、其に比べては凡人は直からざりしなり、）○兄子は、阿爾那流古と訓べし、（此事上傳卅二大山守命條下に云り、）下氷壯夫なり、此は異腹なれども麻麻古なれば、子とは云べし、○其伊豆志河、其とは其地なるを云むが如し、此川は今世にも、伊豆志川と云川なり、○河嶋は、河中にある嶋なり、○之節竹は、之字諸本に、一と作り、今は眞福寺本に依れり、此は何れ善けむ、得思定めざれども、書紀繼躰卷哥に、以矩美娜開余嚢開と云ことあるに依て、姑く節竹とある方を取れり、されど一節竹も惡しとには非ず、さて節竹とは竹は節ある物なる故にたゞ竹を云か、はた竹を材用ふ時の名にて、節の間を切て用るを云か、（書紀の哥なるも、琴に作り笛に作りとあれば用ふ時なり、此も籠に作るを云處なり、河嶋の節竹を取とあるは、本より竹の一種の名の如くにも聞ゆめれど、取用ひむとて云處なれば妨なし、）又一節竹とあるに依らば、一節の間を用るを云なるべし、（契冲が彼書紀の哥の注に、よだけは、いくみ竹の四長か、一節を、一たけとも云て、四節を云にやと云るはいかゞ、いくみ竹のよだけと云るには非ず、よだけと云る即いくみ竹のことにて、一物をかく二に云は古哥の常なり、又師は、なよ竹の略かとも云れたれど、宜しとも聞えず、）和名抄に、野王按節、竹中隔而不通者也和名布之、また兩節間俗云與とあり、かゝれば與は節と節との間なれども古より通はして、其をも節と書は常なり、○八目之荒籠は、籠は古と訓べし、（必加多麻と云をのみ古名と思ふはかたおちなり、）和名抄に、籠和名古とあり、萬葉十四（十八丁）に、伎波都久乃乎加能久君美良和禮都賣杼故爾毛乃多奈布西奈等都麻佐禰、

の世にて、我子之事をかく云るにもあらむか、さて何れにまれ、自御と云るは、凡人に似つかはしからざるを、此段は、凡て神代のさまに語傳へたるものなり、(母を、御祖と云るも、此類なりかし。)○能許曾(曾字諸本に、男と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり。)能は、余久云々せよなど常に云(漢文にも能云々と云。)是なり、許曾は辭なり、○神習は、師の迦微那良波米と訓れたる宜し、能神の御所行をこそ效ふべき物なれと云意なり、○宇都志岐青人草は、上卷に出(傳六夜見國段)○習乎は、那良閉夜と訓べし、(ナラフヤと訓ては古言の格にあらず。)那良閉婆爾夜と云意なり、○不償は、不は奴と訓べし上の閉夜の結なればなり、(受と訓ては、閉夜の辭に叶はず。)此辭の例萬葉四に、吾念乎人爾令知哉玉匣開阿氣津跡夢西所見、(シラスヤと訓るは非なり、しらせばにやの意なり。)また、心由毛思哉妹之伊目爾之所見、(おもへばにやなり。)六に、妹爾戀哉時不定鳴、(こふればにやなり。)九に、常之陪爾夏冬往哉裘扇不放山住人、(ゆけばにやなり、不は奴と訓べし。)十二に、乳飲哉君之於毛求覽、(乳のめばにやなり。)これらの辭を以て知べし、(彼集中になほ多し、然るを今本は多く訓を誤れり。)さて此の語の都ての意は、吾世の事は、何事も能神の御所行をこそ效ふべきことなれ、然るに今其兄子は神には效はずして、青人草の所爲を效へばにや、償ふべき物を償はざるとなり、さるは師の云れけらく、神は直ければ、契約を違ふること無きを、今其には習はずして、青人草の直からざるに習ひて、契約をたがへたるを恨みたるなりと云れけり、(抑上代には青人草も皆直かるべきに、其を直からずとはいかゞとも云べけれど、然らず上代には、青人草といへど

て入むには、藤花はなくともあるべければなり。」然らず、上に其衣服も悉く藤花と成れりと云は、此處の用なり、其は衣袴沓など皆藤花になれゝば身は其に隱れて見えず、たゞ藤花のみなる如く見ゆる故に、孃子の心に人ありて後に立て來ることをば知らでたゞ廁にありし、同類の藤花ぞと思ひて再は異しまざるなるべし、されば弓矢の化れるも此に至て用あるにあらずや、さて如此爲て孃子の屋内に入ことを得たる、母の初よりのしわざ如此あらせむとてにぞありける、(白檮原宮段に、大物主神の丹塗矢に化て、勢夜陀多良比賣の廁に入し時云々の故事とや、似たり、傳廿の卷に在考合すべし。)白檮原宮段に從其八咫烏之後幸行者、〇一子は、古比登理と訓べし、(師は、二字をたゞ古と訓れたり其もよし。)〇慷慨は、宇禮多美豆と訓べし、此言は上(宇禮豆玖とある處)に、云るが如し、(字書に慷は意氣感激不平也と注し、愾は恨怒也とも太息也とも注せり。)下卷穴穗宮段にも慷愾忿怒とあり、〇宇禮豆玖之物は、上に擧たる上下衣服より山河の物までの種々の品なり、〇償は、都具能布と訓む、字鏡には、貸豆久乃布とあり、いかゞ言の意、都具は、給なるべく、能布は附云辭にて、登々能布などの類の能布なり、(宇良那布阿伎那布など那布と附云言は多かるを、能布と云は少し、さて償字は、還所値也とも、酬報也とも、注したり。)〇愁は、霞壯夫のなり、〇御祖は、卽母なり母を御祖と云は、上代の例にて記中に多し、(但し、此母は上には、母とのみあるを此に至て、御祖と云るは、子に就て云との差かとも思へど、下文には、子に就て云るにも、御祖とあり、いかなる由にか有む。)〇我御世之事とは、我世の間にある事を云、凡て人の現しくて在命のほどを世と云り、又此は世嗣

云るを思ふに若くは是即弟若此宇禮豆玖に負たらば兄に償はむの設にもやらむ（若然らずば、襪沓などを造る事までは云はでもあるべきことにや、）されど此は必然ならむとも決ては云がたし、〇衣褌等、等と云て上の襪沓などをこめたり、等は後に那杼と云が如くにて、（那杼は、何となるを音便になんどゝ云、又其んを省きてなどゝ云なり、）正しく其物に限らず餘もあることを云辭なり、萬葉五（三十八丁）に、絁綿良波母、〇令取は、執持しむるなり、〇遣は、霞壯士をなり、〇衣服は、上の衣褌襪沓などを都て云、〇藤花は、和名抄に、藤、和名布知、〇成は、化なり、そも〳〵衣服は藤葛以て織たるなれば、藤に縁あるを、弓矢は藤に縁なけれども、其形は此も藤花の玄なひにいさゝか似たる縁あるにや、〇春山之霞壯夫、上にはみな弟とのみ云て、名を云ることなきに此にかく名を云る故は、上はみな兄に對へて云處なる故に弟と云るを此は然らざればなり、〇其弓矢は、藤花に化れる弓矢なり、（既に藤花になれるなれば弓矢とは云べからず、たゞに藤花と云べけれど然云ては、衣服も同藤花に化れゝば、差別なき故に弓矢の化れる方なることを知さむためにかく云り、）〇廁は上に見ゆ、さて廁とのみ云て、此廁に（孃子の）入たる事をば略きておのづから然聞ゆるも文の美きなり、〇繋は掛なり、〇其花は、弓矢の化れる藤花なり、上には弓矢と云、此には花と云て互に相照して知るべく物玄たる古の文いとめでたし、〇思異は、藤花のあるべき時に非りしか、又たとひ其時なりとも廁中にあらむは異しかるべし、〇將來は、屋の內へ持還るなり、〇立其孃子之後云々、かくては、弓矢の藤花になれる事用なくいたづらなる如くに聞ゆめれど（娘子の廁よりかへる後に立

卷に、(仲忠が帝と碁を打て負奉りたるところに) 上輿ありとおぼしめして、早う賭物豆玖の事はと仰せらる云々、仲忠身に堪ぬべき事ならば仕奉り、堪ぬ事ならば其由をこそ奏し侍らめ、(碁の負わざをせよと仰せられたるなり) 遊仙窟に、賭酒また賭宿とあり、契沖、豆玖は、都具能比の畧語なりと云り、然もあるべし、即下文に不償其宇禮豆玖之物とあり、(償をば常に都を濁て云を、都具と云ときは、上に言連く故に、都を濁り都を濁るから、返て具を清は古への音便にてさる例あり、さて今世俗言に力づく錢金づくなど云言もある、其らも皆豆久の意の轉れるなり) かくて此の宇禮豆玖は、此孃子を弟の易得てむと云るを、慨憤みて爲る、豆玖にて、汝若孃子を得たらむには、上件の賭物を汝に與ふべし、若又汝得ずば上件の如き賭物を吾に與ふべしとなるべし、○云爾は、伊布と訓べし、(爾字は讀べからず、記中に例なき書ざまなり) ○其母は、弟の母にて、兄は異腹と聞えたり、○布遲葛は、下文に成藤花とあるに依るに藤の葛なり、葛は蔓にて今云都流なり豆良と訓べし、此事上に委云り、(傳六夜見國段) ○褌は、袴なり、(記中袴を褌と書り) ○襪沓は、久都志多具都と訓べし、(字のまゝに襪を先によまむは穩ならず聞ゆ) 和名抄に、履唐韻云、草曰屝麻曰屨革曰履和名並久豆用鞜字音沓 (沓字は久都の義なきを此字を用るは、例の偏を省けるにて、鞜字なるべし) この外履の類多く見えたり、同書に、說文云、韈足衣也、字亦作韤和名之太久頭と見え、字鏡に、韈襪也志太久豆と見ゆ、沓の裏にはく沓と云由の名なり、(志多宇豆と云は後世の音便なり) さて沓襪までと云るにて凡て身に服る物等を此に攝たるべし、さて此に此衣服の事を及襪沓と具に

と訓れたれど、甕にある酒を指てこそ然は云べけれ、酒釀事をいかでかさは云む、）又酒は、紀とも訓べし、さて酒は甕に釀むは常の事なるに、殊更に甕にとしも云る所以は、量身高而と云ことを慥にせむためなり、其はまづ量身高とは其酒を甕に湛へたる深さを、身の高と等くするを云るにて酒の量なり、故たゞ釀酒とのみにては慥ならざるに因て甕にとは云り、甕は酒を釀加米にて、和名抄には、本朝式云、瓱美加、辨色立成云、大甕和名同上、また甕和名毛太非とあれど、（毛太非と云名は、古くは見えず、）字鏡に、甕彌加とありて、古書皆此字は美加に用ひたり、かくて此は人身の長ばかりの深さに酒を釀なれば高く大なる甕なり、諸祝詞に甕上高知とあるも高き形を以て云り、さてこは如此して弟に與へむと云なり、○山河之物は、山野河海より出る種々の物なり、野と海とをば言ざるは、野をば山に、海をば河にこめて省けるなり、諸祝詞に、大野原爾生物者甘菜辛菜青海原住物者鰭能廣物鰭能狹物奧津藻菜邊津藻菜爾至豆爾とも、山野物者甘菜辛菜爾至麻豆とも、山爾住物者毛能和物毛能麁物大野能原爾生物者云々とも互に畧きて云るが如し、（祝詞には互に畧きて、山野海を云て河の物を云るは見えざれども其も互に畧けるものなり、）○宇禮豆玖、宇禮は、上卷八千矛神御哥に、宇禮多久とある言にして彼處（傳十一）にいへるごとく、書紀に慨哉と見え、萬葉にもこの言あり、また書紀欽明卷に、慨然をもウレタクと訓り、（又慨憤をネタム、慷慨をネタムともハゲムとも訓るも意同じ、）即下文に其兄慷慨とある是なり、豆玖は今世に云賭豆玖なり、（此を今京人は加氣呂久と云、呂久は祿の意か其も聞えたれど、加氣豆久と云ぞ古言に叶へる、）うつほ物語初秋

るも二方に聞ゆ、○上下衣服は、加美志母能佉母能と訓べし、鎮御魂齋戸祭祝詞に、奉御衣波上下備奉弖、とあると同じ、上とは衣を云、下とは袴を云り、(師の彼祝詞の考には、古事記に、伊邪那岐命の御禊に御衣御裳御褌あり、されば下とは、御裳を云なるべしと云れたれど然らず、男の裳は表にきる服に非ず、彼御禊段に云る如く下裳のことなれば、衣に對へて云たつべきほどの物にあらず、かの御禊の處には、御身に著る物のかぎりを種々云へればこそ御裳もあれ、ただ上下と云る下をばなどか裳とせむ袴こそ表に著る下の服にはあれ、但し上下衣服と云には、帶下裳などをも其中にこめたりとは云もすべし、)後にも吉部秘訓に、著白兩面上下、また著赤色上下、など見え、其他の書等にも或は淺黃上下或は赤色上下など云ること多し、皆上とは狩衣直垂素襖など何にまれ上に著る服を云、下とは袴を云り、(上も下も同色一具なるを、其色上下とは云り、さて又今世に上下と云服ある其も下とは袴を云り、)○避は、避國など云避にて、己が服たるを脱て弟に與へ渡さむと云なり、(脱去て裸躰になるを云には非ず、)○身高、高は、師の多氣と訓れたる宜し、即高さと云意なり、萬葉に、山の嵩をも高と書り、(嵩と云も即高き意の名又竹も長高く立のぼる物なる故の名なり、)○釀甕酒は、美加爾佐氣袁加美と訓べし(若然らば此記の文の例於甕釀酒と書くべく又漢文の格を以て云は、釀酒甕と書て、サケヲミカニカミとこそ訓べけれ、ミカニサケヲと云に、甕酒と書むこといかゞとも云べけれど、凡て記中字を置る例必漢文にも拘らず、又必一例に定まれることもなければ必しも字の置ざまに泥むべきに非ず、かにかくに語をよく思ひて訓べきなり、師はミカノキヲ

秋山の色の美麗きを以て稱へたる名なり、(然るを師の冠辭考に、弟の詛つるに因て、干萎病枯とあれば、秋山の萎男と云なり、志多備は、志那備なり、萬葉に、下部留妹とあるも、しなぶるてふ語なり、秋の木葉は、萎び落むとするころ紅出る物なる故に、轉じて色なることゝせしなり、下氷壯夫はたゞ枯るゝ方に云るを、萬葉にては、色づく方にとれり、かく轉じ用るは常のことなりと云れつるは違へり、凡て意を轉じ用るもことにこそよれ、女の紅顏をほむる言に萎るとはいかでか云む、又此下氷壯夫と云も、かの干萎云々の事に因れる名には非ず、ゆめ彼詛事に思混ふること勿れ、又下部留舌日を、契冲が、しなへるなりと云るもわろし、そは師のことわられたるが如し、又或人の下乾の意なりと云るも叶はぬことなり、)○春山之霞壯夫が、春の時の山の和に霞みたるけしきの美麗きを以て稱へたる名なり、此兄弟の名、萬葉十三(五丁)に、春山之四名比盛而秋山之色名付思吉百磯城之大宮人者、などある如く、春と秋との山のけしきを以て稱へたり、さて和名抄に、唐韻云、霞赤氣雲也和名加須美とあり、赤染の意なり、霞みたる天は朝夕日のかゞよひて赤きものなる故に云るなるべし、(なべては赤くはあらぬ物なれども、朝夕の日光に映ふところを以て云名なるべし、霞字をあてたるも其意なり、字書に東方赤也とも注せり、)但馬國美含郡に香住(加須美)鄕あり、此人に由あるにや、○雖乞は戀れどもなり、(此言後には、許比許布許布流許布禮と活きて許閇杼母などは活くことなけれども、本は乞と同言にて、許波牟、許比許布、許閇と活きたるにや、後にも許比とは云り、)又は母に乞にでもあらむか、下卷高津宮段に天皇以其弟速總別王爲媒而乞庶妹女鳥王とあ

色を云、そは萬葉二（四十丁）に、秋山下部留妹、（部留をベ。ル。と訓は非なり、）十（五十丁）に金山舌日下などあるを、秋山の紅葉の色なりと、師の云れたる是なり、かくて此言の本の意ば、朝備と云ことにて、（備は夫流と活く言なり、故志多夫流とも云り、）秋山の色の赤葉に丹穂へるが赤根さす朝の天の如くなる由なり、（萬葉十一に、朱引朝ともありて朝の天は赤き物なり、）さて境原宮段に、山下影日賣と云人名、（書紀孝靈卷に、眞舌媛とある名も、山下のやを省けるにや、）又萬葉十五（二十七丁）に、安之比奇能山下比可流毛美知葉能、六（四十四丁）に、鶯乃來鳴春部者巖者山下輝錦成花咲乎呼里、三（十九丁）に、客爲而物戀敷爾山下赤乃曾保船奥搒所見、これらの山下も皆秋山之下氷と同言にて、山朝備なるを備を省きて云るなり、（右の内に、影とつゞきたるは輝く意なり、かげ、かゞやく、かゞよふ、かげろふなど皆同言の活なり、光とつゞきたるも同意なり、皆秋山の紅葉の照れるを云り、鶯乃云々の哥は春によめれど、彼はたゞ錦成の序にて、哥の意には關らず、秋山の紅葉の錦の如くなる由のつゞけなり、抑此は春の花をよめる哥なれば、紅葉の序はいかゞと思ふ人もあるべけれど、凡て序詞は、哥の意にはかゝはらぬことにて、女良花咲野に生る白つゝじなどもあるが如し、さて右の哥どもいづれも、山下の字のまゝに心得ては、下と云こと無用なり、よく味ひて、借字なることをさとるべし、赤乃曾保船とつゞきたるも、赤の枕詞にて意同じ、彼は夜麻乃志多とも訓べし、然るに、ヤ。マ。モ。ト。ノと訓て其地のさまと心得來れるは非なり、さては奥搒とあるに叶はざるをや、）かくて右の、下部留妹、又山下影日賣など、皆紅顏を稱美て云るなれば、此（下氷壯夫）も

ひなり、なほ彼處に云り考へあはすべし、(傳二十)○伊豆志袁登賣神、名は地名によれり、さて此名に神と云ひ、(師は神の上に字の脫たるなるべしと云れしかど、然には非ず)此段の故事凡て神代めきたるは、いと〳〵上代の事とぞ聞ゆる、(是を以ても天日矛の參來つるは、いと〳〵上代なりけむことをしらる)○八十神とは、八十と多くの神たちをいふ、上卷に大國主神之兄弟八十神ともあるに同じ、(傳十の始)さてこゝは、當時の人なるを神としも云るは、(神の御靈を云には非ず)右の伊豆志袁登賣をも神と云ると同くて、甚も上代にて、凡ての事のさま神代の如くなるを以て、神とは語傳へたるなり、○雖欲得、この孃子は、神の御子なれば、世に絕れて美麗くぞありけむ、故八十神競ひて得むとせしなるべし、萬葉二に、吾者毛也安見兒得有皆人乃得難爾爲云安見兒衣多利、○不得婚は、延々受と訓べし、(延々受と云言の由は上に云り)次なるも同じ、こは上に雖欲得と云、次にも易得などあれば、必如此訓べき語なり、(婚字は意を以て書るのみなり)○二神は、布多理能神と訓べし、(神に、布多理と云むはいかゞとも聞ゆめれど、二柱之とは云べからざればなり)此は、八十神と云る內か、はた外か何れにてもあるべし、(八十神は皆不得婚とあれば、其內には非ずとも云べけれど、八十と云ばかり許多の中に、たゞ一人が得たらむからに、皆不得と云まじきに非ざれば、八十神と云る內とせむも妨なし、又八十神と云るは、得ざる人々と見て、其外とせむも違はずなむ)さて此は、兄弟なるを然云ざるは、次に即兄云々弟云々とありて、おのづから、兄弟とは聞ゆる故に畧けるも文なり、○秋山之下氷壯夫は、名義下氷は、(字は借字にて)諸木の變紅したる秋山の

子之厠。爾伊豆志袁登賣思異其花。將來之時。立其嬢子之後入其屋。卽婚。故生一子也。爾白其兄曰。吾者得伊豆志袁登賣。於是其兄。慷愾弟之婚以不償其宇禮豆玖之物。爾愁白其母之時。御祖答曰。我御世之事。能許曾（此二字以音）神習。又宇都志岐青人草習乎不償其物。恨其兄子。乃取其伊豆志河之河嶋之節竹而。作八目之荒籠。取其河石。合鹽而。裹其竹葉。令詛言。如此竹葉青。如此竹葉萎而。青萎。又如此鹽之盈乾而盈乾。又如此石之沈而。沈臥。如此令詛置於烟上。是以其兄八年之間干萎病枯。故其兄患泣。請其御祖者。卽令返其詛戸。於是其身如本以安平也。（此者神宇禮豆玖之言本者也）

玆神とは、上の伊豆志大神を指て云り、（伊豆志大神と云ことは、細書に在て、本文には見えざれども、如此き細書は註には非ず、本文なる例なり、其由は上に云り。）さて其女とは、此伊豆志大社の神の御靈の假に現男に化て、婦人に娶て生賜へる女子なり、（かゝる事をば、なまさかしき儒者などは例の疑ふことなれども。）上代には然る例往々ありし事にて、かの白檮原宮段に、美和大物主神の、現男に化て勢夜陀多良比賣に娶て、伊須氣余理比賣命を生給ひしたぐ

出見尊を祭ると云も心得ず、又或人、出石大社に今は八種神寶一種も傳はらずと云と云り、寶に然るにや、其はこゝばくの世々を經し間に、燒亡などし給ひしこともありけむ、はた國の亂にはふれ亡などやし給ひけむ、又思ふに、此は即此社の神體に坐て、人の見奉るべき物にはあらねば其とは知らずて、八種寶は別に有べき物と心得て、別には無きを然云にもやあらむ、なほよく尋ぬべし、）源重之集に、ちはやぶる出石の宮の神の駒、ゆめな乘そや祟りもぞする、八前は上卷に、墨江之三前大神ともある類なり、（傳六）

故茲神之女名伊豆志袁登賣神座也。故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣。皆不得婚。於是有二神。兄號秋山之下冰壯夫。弟名春山之霞壯夫。故其兄謂其弟。吾雖乞伊豆志袁登賣。不得婚。汝得此孃子乎。答曰易得也。爾其兄曰。若汝有得此孃子者。避上下衣服。量身高而釀甕酒。亦山河之物悉備設。爲宇禮豆玖云爾。自宇至玖以音下效此爾其弟。如兄言具白其母。卽其母。取布遲葛而。布遲二字以音一宿之間。織縫衣褌及襪沓。亦作弓矢。令服其衣褌等。令取其弓矢。遣其孃子之家者。其衣服及弓矢。悉成藤花。於是其春山之霞壯夫。以其弓矢繫孃

志）郡出石郷とある是なり、名義は、此地の山より異き石の出ると云ば其由なるべし、（其山は石山と云て高き山なる、其傍に大なる洞ありて、石は其洞の奥よりぞ出る、其石の異きことは、形おのづからに皆方にして石匠の作りなしたらむが如し、大小長短厚薄き、かはりはあれども悉く方にして圓なるは一もまじらず、色は薄鼠色して、肌こまやかなり、此石常に其あたりの里々より、あまねく取用ること數しらず、昔より今に至るまで、取れども盡ることなく、其數かぎりなしとぞ、かゝれば、出石と云は、此石より起れる名とぞ聞えたる、然るを書紀に見えたる、出石刀子出石槍より出たる地名と云は、本末たがへり、かの刀子などの名は、此地名によれるものなるをや、さて和名抄に、備前國御野郡にも出石郷と云あるは、此處に由縁ありて負へる名にやあらむ）書紀、一傳に出嶋とあるも、此地を云るなるべし、大神は、神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社八座（並名神大）是なり、續後紀十五に、承和十二年七月但馬國出石郡无位出石神奉授從五位下、依國司等解狀也、三代實錄十五に、貞觀十年十二月授但馬國從五位上出石神正五位下、廿五に、同十六年三月授但馬國正五位下出石神正五位上、（日本紀畧に、貞元元年二月廿五日、諸卿定申但馬國言上出石大社内烏鵲集會古老云國内第一靈社也烏雀蚊虻不入云仍有卜占）とあり、古語拾遺に、卷向玉城朝云云、此御世新羅王子海檜槍來歸、今在但馬國出石郡、爲大社也、とあるはいかゞ、（此大社は、式にも八座とありて此の八種の寶物を祠れること慥なるを、海檜槍を祠れる如く云るは誤なるべし、其は式に同郡に、御出石神社名神大とある、是や天日矛を祠れる社ならむ、其を大社と思混へたるにや、又或說に、此大社を彥火々

因れる名なるべし、熊神籬は、考あり、別に注せり、出石は地名を以て呼るなり、）然るに右の神寶と此記の八種とは數も合ず名も皆異にして物も多く同じからず三年の下の一傳なるは、(其文上に引り、）數は八種なれども其も皆此と異なり、故つら〳〵考るに此に擧たる八種と書紀なるとは、皆別物なるべし、さるは初新羅より持渡來たる寶物は、種々多く有けむ中に、此の八種は、あるが中に重く際殊なる物どもなりける故に、殊に出石大神と齋祀りて、其社の御靈實に坐々せば、倭へ召て見賜ふべき限にはあらず、されば、かの清彦が獻りしは、此八種の餘の寶物にぞありけむかし、(なほ然思はる、故は、かの京へ召たりし寶物は皆藏於神府とあれば、倭に留まりて、但馬には還らず、これ出石大神の御靈實には非りし一の證なり、其物どもは、石上の神庫などにぞ納まりつらむ、又かの出石小刀は、淡路嶋にして、神と祠るとあれば是又出石御靈實の屬に非ることを知べし、淡路に此神は物に見えず、たゞ和名抄に、津名郡に都志と云郷名のあるは若出石の由にもやあらむ、さて彼一傳の方には彼寶物どもを、貢獻物とあり、これ又出石御靈實に非る一の證なり、さて又書紀には、出石大神の事は凡て見えず、かの出石小刀を、淡路に祠れる事すら記されたるほどなれば、彼寶物ども、若出石大神ならむには、必其由記されずはあるべからず、記されざるは、彼社の御靈實に非るが故なり、かくて一傳の方の數の此記と同くて八種なるは、いさゝかまぎらはしけれど、其は、かの出石大神と祠れる寶の數八種なるに依て其よりまぎれて、かの貢獻寶の數をも八種と云傳へて、其數を具へて語り傳へたるにてもあるべし、）○伊豆志之八前大神、出石は、和名抄に、但馬國出石、(伊豆

浪又風の起りもし、止もするなり、かの海神の、火遠理命に授奉し鹽盈珠鹽乾珠と同じこゝろばへなり、○奧津鏡邊津鏡は、如何なる由を以てかく名けたるにか、未思得ず、師は、海中より出たる、寶鏡なるべしと云れたりき、(又四種の比禮に准へて思へば、天日矛遠き海上を經て來る道なりし故に、凡て此八種は皆其備にて、海上にして用ふべき徳用ある物にて、此二鏡も然る故に、奧邊の名は負るにもや有む、かの二貫の珠も然にもやあらむ、書紀に出たる、鵜鹿鹿赤石玉と云名も、窺明し玉にて、闇中にひそかに物を照し見る由にやと思ふに准へて思へばなり、)○幷八種、書紀には(垂仁卷、)三年春三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿々赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、幷七物、則藏于但馬國、常爲神物也、また八十八年秋七月詔群卿曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時將來寶物今在但馬、元爲國人見貴則爲神寶也、朕欲見其寶物即日遣使者詔天日槍之曾孫淸彥而令獻、於是淸彥被勅乃自捧神寶而獻之、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯有小刀一名曰出石則淸彥忽以爲非獻刀子仍匿袍中而自佩之、天皇未知匿小刀之情欲寵淸彥而召之賜酒於御所時刀子從袍中出而顯之、天皇見之親問淸彥曰、爾袍中刀子何刀子也、爰淸彥知不得匿刀子而呈言所獻神寶之類也、則天皇謂淸彥曰、其神寶之豈得離類乎、乃出而獻焉、皆藏於神府、然後開寶府而視之、小刀自失、則使問淸彥曰、爾所獻刀子忽失矣、若至汝所乎、淸彥答曰、昨夕刀子自然至於臣家、乃明旦失焉、天皇則惶之、且更勿覓、是後出石刀子自然至于淡路嶋、其嶋人謂神而爲刀子立祠、是於今所祠也とあり、(羽太足高などは、其形に

を上には置るなり、凡て某を云々すと云語は、袁を省きて云も常なり、花を見る月を待を、花見る、月待と云が如し、殊に此は物の名なれば、さらなり、）次なる、切振も、此に准ふべし、さて浪を振とは、浪を起すを云、其はまづ萬葉二（十八丁）に、夕羽振浪社來緣、六（四十六丁）に、朝羽振浪之聲躁、十一（三十六丁）に、風緒痛甚振浪能、十四（三十二丁）に、奈美乃保能伊多夫良思毛與、十七（三十六丁）に、宇知久知夫利乃之良奈美乃安里蘇爾與須流、相模國風土記に、鎌倉郡見越崎毎有速浪崩石、國人名號伊會布利、謂振石也、（萬葉十四に、かまくらのみこしのさきのいはくえの、）土左日記に、いそふりのよする磯には年月をいつともわかぬ雪のみぞふる、などあるみな浪の起を振と云り、さて此らは皆浪の自起つを云るを、浪を振ると云は、令起を云なれば、自然ると令然るとの差あれども、此言は通はして共に、布流と云り、（他にも、某を振ると云こと多し、布良須とは云ず、）比禮のことは、上卷に、蛇比禮とある下（傳十根堅洲國段）に云り考合すべし、此は浪を起す比禮にて、是を振れば忽に浪の發り起つなり、○切浪比禮は、切は、絶にて、浪を絶止むる比禮なり、（但し、切と云るは、浪の中を切分る意にもあらむか、然らば止むるとは異なり、鳥の羽の翮なども、切分る意なり、）○振風比禮は、風を起す比禮なり、風の吹をも振と云、萬葉二（十八丁）に、朝羽振風社依米とあり、凡て古は、布久と布流と通はし云ること多し、（上に云り、）されば、常に風の吹と云も振と云に同じ、さて令振るをも同く布流と云ことと、振浪の例の如し、○切風比禮は、風を止むる比禮なり、（但し此も切分る意にもあらむか、）和名抄に、翮和名加佐木里、さて此四種の比禮を用る法は、各此を出して振れば忽に、

し、母の由良度美も、倭に在けむかとおぼしき由は、上に云るが如し、さて又息長宿禰王の子、大多牟坂王は、多遲摩國造之祖と、伊邪河宮段に見えたる、これも但馬國に由縁あることにて、彼處にいへるが如し、傳廿二のところ〴〵考あはすべし、）○息長帶比賣命之御祖、此事も、伊邪河宮段に見ゆ、御祖とは御母を申す、其例の事上卷に云り、（傳十）

故其天之日矛持渡來物者。玉津寶云而。珠二貫。又振浪比禮。比禮二字以音。下效此。切浪比禮。振風比禮。切風比禮。又奥津鏡。邊津鏡。并八種也。此者伊豆志之八前大神也。

持渡來は、新羅國よりなり、○玉津寶とは、貴く美き室と云ことにて、八種を總て云るなり、凡て多麻とは、もと何物にまれ、貴く美き物を賛云言にして、萬の物に多麻某と云ことの多かるも、其物を稱美たる稱なり、（されば玉と書は、借字にして、此も然なり、初の珠二貫に就て云にもあらず、又珠二貫のみを云にもあらず、）かくて、珠玉を云も、世に貴く美き物なるが故に、分て負る名なり、（然るに、珠玉の名を本として、其を萬の物にも、附云と心得るは、本末違へり、）又其物の形の圓にて、玉に似たる由なりと云も謂れず、必圓ならぬ物にも多く云をや、）○珠二貫は、珠の數は多きを緖に貫たる二なり、二連と云むが如し、○又と云は、八種の内にて類を分たる言なり、次なるも然なり、○振浪比禮、振浪は、那美布流と訓べし、浪を振と云意なり、（故振字

方郡に久斗郷はあり、此字の下に上聲附たるは、此名は菅之とは讀ず、直に須賀加麻と唱る名なる故に、竈を若去聲に、讀まむことを恐ひて、(須賀加麻と、つゞけ讀むときは去聲になるなり、)去聲には非ず、唯に竈と云ときの如く上聲に讀めとなり、(是にて菅之とはよむまじきことをも知べし之とよむときは、竈は、もとより上聲なれば、ことさらに注すべくもあらざればなり、)これ菅と竈とは別なるが故に、(すがゝまと引連けてはよまず、)菅と讀て、竈由良と讀べき由なり、(されど意は、菅之竈と云意なり、)由良も、本は地名に因れる名か、(此地名但馬國にもありや、尋ぬべし和名抄に、伯耆國八橋郡また隱岐國知夫郡には共に由良郷あり、知夫郡には、式に、由良比女神社もありて名高し、)度美は、女名に多き、度賣斗辨など、通ひて同きか、又南方刀美布恐富大科度美などは皆、男神の名にて、富の意なるべければ此も其か、さて母の咩婆若當摩の人ならば、此兄妹も、共に倭國に生立べきに、(此事次に云べし、)但馬の地名の須賀を以て呼ることは、なほ但馬にて生立たるか、はた父の本國なれば、然呼べき由ありけるか、○上云は、(云字諸本に之と作るを今は、眞福寺本、延佳本に依れり、)伊邪河宮段に、上所謂云々、日代宮段に、故上云云々などある例なり、○姪は、和名抄に、釋名云、兄弟之女爲姪、爾雅云、所謂昆弟之子爲姪是也、一云、弟之女爲姪、和名、米比、○葛城之高額比賣命は伊邪河宮段に出て、其天皇の御玄孫なる、息長宿禰王の御妻なり、(此比賣、若父の國但馬にて生坐るものならば、葛城高額と、倭の地名を御名に負賜へるは、後に倭に移り住坐るなるべし、其事彼段に云るが如し、若又父の比多訶も、淸日子と共に倭に行通ひて、此比賣は倭にて生坐るにもあるべ

とし、）此人、書紀（一云）には、清彦の子とせり、（本書には、誰子とも見えず、かくて彼傳には、比泥一世無ければ、清彦の子としても天日矛の玄孫なることは此記と同じ、）三宅連の祖なること、玉垣宮段に出たるが如し、○多遲摩比多訶、名意日高か靈高か、此人書紀には無し、○清日子名義、字の如し、書紀には、天日槍之曾孫清彦と見え、また昔有一人乘艇而泊于但馬國因問曰汝何國人也對曰新羅王子名曰天日槍則留于但馬國娶其國前津耳（一云前津見一云太耳）女麻拕能烏生但馬諸助是清彦之祖父也、また一云々故天日槍娶但馬出嶋人太耳女麻多烏生但馬諸助也諸助生但馬日楢杵日楢杵生清彦清彦生田道間守也など見えたり、（清日子は此記にては、天日矛の玄孫なるに書紀にては、曾孫なるは、彼紀には、比泥一世なければなり、）此人の事なほ下に、書紀を引て云べし、○註に三柱とは、比那良岐の子三柱なるを云り、○當摩之咩斐、當摩は地名なり倭のならむか、其故は、書紀に依るに、清日子は京に召れて倭にも居住たりげに見ゆればなり、（清彦の言に臣家と云こともあるは、倭にての家なり、）此女人に娶るは倭に在しほどのことなるべし、）倭の當摩、下卷若櫻宮段に出、（傳卅八當岐麻道の下）咩斐の義未考得ず（和名抄に、越中國婦負郡あり、禰比とあれど、萬葉十七に、賣比河とも、賣比能野ともあれば、禰比は、後の訛にて、めひなるべし、）○酢鹿之諸男、酢鹿は地名にて神名帳に、但馬國二方郡須加神社ある、此地なり、次なる菅も是なり、三代實錄十五に、菅神とあるも、右の神社なり、諸は母呂須玖の母呂と同じかるべく男は字の如し、○菅竈上由良度美は、（由字諸本に申と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）竈も地名なるべし、（和名抄に、但馬國二

詳ならず五十跡手が事は仲哀紀に見ゆ〕なども見えたり、〇俣尾は、書紀には、麻拕能烏とありて一傳に麻多烏とあり、名義は、全男などにやあらむ、〇前津見は、前は、佐伎と訓べし、（書紀には麻閇と訓り麻閇か佐伎か詳ならねど、佐伎はいさゝか據あり次に云〕名義、幸か、津は辭見は耳と同くて、書紀には、即耳とあり、稱名なり、（上に委く云り〕但し女名にはめづらし、（上卷に布帝耳神といふあり、女神なり〕さて此父子の名、書紀には、父前津耳女麻拕烏にて反さまなり、（神名帳に、但馬國養父郡佐伎都比古阿流知命神社二座とある、佐伎都比古は、此前津耳と同く聞ゆれば、書紀に、父名とせるや、正しからむ、又前を佐伎と訓べき據も是なり、かくて彼神社は、即此人を祭れるにやあらむ、さて俣尾を女とするときは又、女名に袁と云は、めづらし〕〇多遲摩母呂須玖、書紀には、但馬諸助とあり、（助も須久と訓べきにや〕名義未思得ず、神名帳に、但馬國出石郡諸杉神社あり、（此人を祭へるにや〕〇多遲摩比泥、名義比は、靈か泥は、例の稱名なり、書紀には此人無し、神名帳に、但馬國出石郡日出神社、（泥と傳とは、通ふ音なり〕又比遲神社などあり、〇多遲麻比那良岐、名義未思得ず、比は靈、岐は君か、神代に、比那良志毘賣と云あり、さて書紀（一云）には、此人諸助の子とす、〇多遲麻毛理名義、守か森か詳ならず、（神名帳に、但馬國養父郡杜内神社あり〕さて此族世々の名みな、多遲摩某と云は、國名を標て呼るなり、（そは書紀を考るに、清日子など、倭にものぼりて、居住りと聞ゆれば、其族人を但馬某と、倭にて呼馴たるまゝに傳はりたるものなるべし、然るに此多遲麻毛理の名を、橘守の意とするは本末たがへり、返りて橘と云は、此人の名に因れること、玉垣宮段に、云るがご

嬢子には尋ね逢ざるに、いたづらに此但馬國に留まりて、尋來つる、嬢子のことをば、忽清く忘れたるが如く、此よりは初の天日矛には非で、別人のごとくなるは如何ぞや、（若終に、かの娘子に得尋逢ずは、必其由を記して後にこそ留但馬國云々の事をば云べけれ、彼事をば言竟ずして、直に此事に移れるは、首尾たしかならず聞ゆ、此に依て思へば、彼娘子の故事は、書紀の如く、都怒我阿羅斯等に係りて、天日矛には關らざるにやあらむ、故此は、彼傳の方や是からむとは云り、）書紀には、一云初天日槍乘艇泊于播磨國在於宍粟邑時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨而問天日槍曰汝也誰人且何國人也、天日槍對曰僕新羅國主之子也然聞日本國有聖皇則以己國授弟知古而歸化之仍貢獻物葉細珠足高珠鵜鹿々赤石珠出石刀子出石槍日鏡熊神籬膽狹淺大刀并八物仍詔天日槍曰播磨國宍粟邑淡路嶋出淺邑是二邑汝任意居之時天日槍啓之曰臣將住處若垂天恩聽臣情願地者臣親歷視諸國則合于臣心欲被給乃聽之於是天日槍自菟道河泝之北入近江國吾名邑而暫住復更自近江經若狹國西到但馬國則定住處也是以近江國鏡谷陶人則天日槍之從人也とぞ見えたる、又播磨國風土記に、天日槍命從韓國度來到於宇頭河底而乞宿處於葦原志擧乎命、汝爲國主欲得吾所宿之處志擧乎即許海中爾時客神以劍攪海水而宿之又曰天日槍命之黑葛皆落於但馬國故卜但馬伊都志地而在之、（宇頭河は、播磨國なるべし、同國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社神名式に見ゆ、）筑前國風土記に、恰土縣主等祖五十跡手云々、五十跡手、奏曰高麗國意呂山自天降來日桙之苗裔五十跡手是也、（高麗國云々とあるは、傳の異なるか、はた新羅國の天日矛とは別人か

爲日月之精至是置縣焉、と云ることあるはや、似たることあり〕〇將到難波は、かの娘子の難波に留れることを道などにて聞て覓來つるなるべし、〇其渡之神は、難波の渡神なり、書紀景行卷に、難波柏濟之惡神見え、此記同段に、倭建命東國の走水海を渡坐時其渡神興浪廻船不得進渡とあり、〇塞は、佐閇弖と訓べし、上卷に千引石引塞其黃泉比良坂とあり、(傳六のところ〴〵考ふべし、〕さていま天日矛を塞て難波に入れざるは、惡神にて、何となく妨げたるものか、はた是は、惡神にはあらで、此渡に鎭座神にて彼孃子を防護りて、過えざらむために、塞給へるか詳ならず、〇還を、師は、米具理弖と訓れつるは泊多遲摩國と云へ係ては誠に然るべし、然れども此はたゞ難波のあたりまで東方を指て來つるが、西方へ還るを云るにて此字を書るなればなほ字のまゝに加閇理弖と訓べきなり、(北海へ廻るまでを云るには非ず、さて書紀垂仁卷に、かの都怒我阿羅斯等が事を一云御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國笥飯浦云云傳聞日本國有聖皇以歸化云々、到于穴門時云々、卽更還之不知道路留連嶋浦自北海廻之經出雲國至於此間也、とある事のさま此天日矛の來つるさまとよく似て、傳聞日本云々などは、彼紀に、天日矛の事を記せると文まで同じ、かゝるより、かの娘子の事も、此と彼とまぎれつるなりけり、〕〇多遲摩は、但馬なり、名義未考得ず、(天日矛の子孫の世々の名、多遲摩某とあるを以て見れば、彼人々の名に因れる國名かとも云べけれど然にはあらじ、〕抑此國にしも泊たる所以は、初直に難波に入むとせしかども、塞られて不能り故に、北海より廻りて泊て陸より、難波に到らむとにやありけむ、〇留其國云々、此はいさゝか不審し其故は、未彼

於是天之日矛聞其妻遁。乃追渡來。將到難波之間。其渡之神塞以不入。故更還。泊多遲摩國。即留其國而。娶多遲摩之俣尾之女名前津見生子多遲摩母呂須玖。此之子多遲摩斐泥。此之子多遲摩比那良岐。此之子多遲麻毛理。次多遲摩比多訶。次淸日子。三柱此淸日子娶當摩之咩斐生子酢鹿之諸男。次妹菅竈上由良度美。此四字以音故上云多遲摩比多訶娶其姪由良度美生子葛城之高額比賣命。此者息長帶比賣命之御祖。

追渡來は、慕ひて尋求來るなり、そも〳〵天之日矛の參來つること、書紀にはたゞ來歸とのみ記されて其所由は見えず、一傳には聞日本國有聖皇而歸化とありて、比賣碁曾神の來坐るを追來つるとは見えず、彼神の事は別に意富加羅國の都怒我阿羅斯等に係りて、(其語上に引り) 凡て此天之日矛には關らず、此記とは傳の異なるなり、(其は彼都怒我阿羅斯等と此天日矛と參來つるほどの狀の似たるから、彼比賣神の事は彼と此とまぎれつるものなり、實は何れなりけむ今決めがたけれど、強ていはゞ、書紀の方や是からむ、其由は次に云べし、さてからふみ東國通鑑に漢永壽三年新羅阿達羅王四年新羅置迎日縣、初東海濱有人夫曰迎烏、妻曰細烏、一日迎烏採藻海濱、忽漂至日本國小嶋、爲王、細烏尋其夫、又漂至其國、立爲妃、時以迎烏細烏

幷風土記也而任那新羅同種也辛爲比賣語曾神之垂跡歟〕○阿加流比賣神は、比賣碁曾社の神號なり、(比賣碁曾と云は、社號なり。) 名義、かの玉に依れるか、書紀神代卷に、羽明玉天明玉櫛明玉など云神名あり、皆玉に依れる名なり、さて下照比賣と申すも同意にて、玉の光照る由か、又二共に玉に依るには非で彼孃子の容貌を美て稱へたる號か何れにてもあるべし、神名帳に、攝津國住吉郡赤留比賣命神社あり、此は、比賣碁曾社の神を又別に此にも祭れるなるべし、然る例あり、(出雲國に、櫛御氣野命と申すは意宇郡熊野大神の御號なるに、同郡に又別に久志美氣濃神社あると同じ。) 書紀垂仁卷云、一云御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國笥飯浦、問之曰何國人也、對曰意富加羅國王之子名都怒我阿羅斯等云々、一云初都怒我阿羅斯等在國之時黃牛負田器將往田舍、黃牛忽失則尋迹覓之、跡留一郡家中、時有一老夫曰汝所求牛者入於此郡家中、然郡公等曰由牛所負物而推之必設殺食、若其主覓至則以物償耳、即殺食也、若問牛直欲得何物、莫望財物、便欲得郡內祭神云爾、俄而郡公等到之曰牛直欲得何物、對如老父之敎、其所祭神是白石也、以白石授牛主、因以將來置于寢中、其神石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯等去他處之間童女忽失也、阿羅斯等大驚之問其婦曰童女何處去矣、對曰向東方、則尋追求、遂遠浮海以入日本國、所求童女者詣于難波、爲比賣語曾社神、且至豐國國前郡、復爲比賣語曾社神、並二處見祭焉とあるは、傳の異なるなり、(國前郡は豐後なり、此はかの豐前の田川郡の香春をかく傳へ誤りたるにやあらむ、豐後には此神あること物に見えたることなし、

(もし近世のさかしら人どもの説ごとく、天照大御神は、此國土に坐々し神人にして、天日に非ずとせば、此娘子何の由を以てか、皇國を祖國とは云む、) ○小船は、和名抄に、唐韻云、艇小船也、釋名云、一二人所乘也、漢語抄云、艇乎夫禰とあり、高津宮段、大御哥に、袁夫泥都良々玖、○比賣碁曾社は、神名帳に、攝津國東生郡比賣許曾神社、(名神大月次相嘗新嘗、) 四時祭式に、下照比賣社一座、或號比賣許曾社、臨時祭式に、比賣許曾神社一座、亦號下照比賣と見え、(下照比賣とは、此社の神號にて、即かの新羅國より來坐る、此娘子を祠れるなり、然るに、此を神代卷なる下照比賣と混に心得たる説あるはいみじきひがことなり、さて此社は、今世に云高津宮なりと云り、然るに、此高津宮を、今は仁德天皇なりと申すは心得ぬことなり、其は彼御代の高津宮を思ひてのおしあてには非ざるが、今の高津と云名は、かの高津宮とは、別なるをや、今の高津は、孝德紀に、蝦墓行宮とある所なるべし、うつぼ物語の哥にも、かはづとありと或人云り、さもあるべし、) 三代實錄二に、貞觀元年正月、攝津國下照比女神授從四位下とあるも、此神社なり、攝津國風土記に、比賣嶋松原、者昔輕嶋豐阿岐羅宮御宇天皇世、新羅國有女神、遁去其夫來暫住筑紫國伊波比乃比賣嶋乃曰、此嶋者猶不是遠、若居此嶋、男神尋來、乃更遷來遂停此嶋、故取本所住之地名以爲嶋號と見え、(上卷女嶋の下考合すべし、傳五大八島成出段、) 和名抄に、肥前國基肄郡に、姬社鄕もあり、(又神名帳に、豐前國田川郡辛國息長大姬大目命神社、これを、續後紀六には、香春岑神辛國云々とあり、此神社をも、比咩語曾神社と云とぞ、書紀釋に、豐前國風土記曰、田河郡鹿春鄕、昔者新羅國神自度到來住此川原、便即名曰鹿春神、案之豐州比賣語曾社、不見神名帳

とある處にいへるがごとし、（傳九）類聚國史に、大同四年正月令諸國停獻正月七日十六日兩節會珍味以煩民也、○恒は、此は、伊々都々母々と訓べし、（都泥爾と訓ては、上の常と重なりて、煩はしければなり、）萬葉四（十三丁）に、伊都藻之花乃何時々々來益云々、（此哥十卷十七葉にもかく見えたり、）○夫は、比古遲と訓べし、此稱上卷に出、（傳十一宇伎由比段）○食は、此は、須々米伎と訓べし、飲しむるを、須々牟と云り、朝夕の膳毎にいつも、珍味を羞むるなり、○心奢、奢の假字は、古書に見えたることなければ決めがたけれど、大ごるの意と聞ゆれば、（廣くなるを、廣ごると云に同じ、富許流とも云は、意富の意を省けるにて、意碁流と同じ、凡て大てふ言は、意を省きて、富とも云、富を省きて、意とも云例多し、おごるを、大ぼこりの意と云は、たがへり、）淤と定むべし、心おごりすと云言、物語書などに常多し、（其は、躰言なるを此は、奢を用言に讀べし、）さて此は、まづ此女人は、本美玉の化れる麗孃子にして、凡人にあらざれば、天日矛は、初のほどは重く齋きかしづきて在けむを、常に珍味物を羞めなどして、懇至に己を敬ひ、かしづくを見て、如此てはひたぶるに吾に從ふ心ぞと思ひ取て、奢る心の出來つるなり、○詈は、卑めて無禮げに物言なり、上にいづ、（傳十九の始）○凡は、意富加多と訓べし、訶志比宮段の神の御覺言に、凡茲天下者汝非應知國とある、凡と全同じさまなり、○吾祖之國は、父の國にて、皇國を指て云るなり、其由は、此娘子は、彼賤女の陰上を日光の刺たるより、妊て生れたるなれば、父は天日にして、天日は初、伊邪那岐大御神の御禊に因て、筑紫の阿波岐原にして、生坐つればなり、かゝれば、天照大御神即天日に坐坐こと、古傳の趣、いよゝいちしろきものぞ、

て、恒に身を放たざりしなり、○解は、腰に結着たるを解なり、○幣は、（此字、書紀釋に引たるには、與とあり、）麻比志都と訓べし、書紀垂仁卷に、卜兵器爲神幣、仁德卷に、河神祟之以吾爲幣、孝德卷に、課供神之幣、天武卷に、或捧幣以媚於其家、推古卷に、多得新羅幣物、又孝德卷に、貨賂物、（麻比を、麻比那比、麻比那布なども云は、卜をうらなひ、商をあきなひ、など云たぐひなり、）萬葉五（四十丁）に、末比波世武、六（二十八丁）に、天爾座月讀壯子幣者將爲、今夜乃長者五百夜繼許增、九（二十二丁）に、幣者將爲遐莫去、十七（四十四丁）に、多麻保許能美知能可未多知麻比波勢牟、廿（四十五丁）に、和我夜度爾佐家流奈弖之故麻比波勢牟由米波奈知流奈、また麻比之都々伎美我於保世流奈弖之故我、古今集（旋頭哥）に、まひなしにたゞ名のるべき花の名なれや、などあり、さて此賤夫さばかり、重みせし玉を、かく幣にせしは、此時は命にもかゝるべき身の大事なればなるべし、○將來其玉は、天之日矛が己が家に持還來てなり、○置於床邊、倭建命の御哥に、登許能辨爾和賀淤岐斯、○仍は、加禮と訓べし、故字と同じ用ひざまなり、（此字、書紀には多く用ひられたるを、此記には、只二ならでは見えず、此と、今一は、下卷近飛鳥宮段にあり、其處は、加久弖など訓べし、其由は彼處に云むとす、さて此字は、因也と注して、此方にてはおのづから、故の意に通へり、常には、ヨリテと訓ども、言の首によりて、又よてなど云は、漢文訓にこそあれ、皇國言の格に非ず、）○婚は、麻具波比志弖と訓べし、麻具波比の事上に出、（傳十根堅洲國段、）嫡妻も上に出、（傳十同じところ、）さてかく嫡妻にしたるにて、此娘子を甚く寵愛たるほど知られたり、○珍味は、多米都母能と訓べし、その由は上卷に、種々味物

牛は、た丶宇志と訓べし、(一字は漢文ざまなり) 和名抄に、牛和名宇之、○負は、萬葉廿(五十丁)に、由伎登利於保世、(和名抄に、特牛俗語云、古度比、萬葉九に、牡牛、十六に、事負之牛などある許登比は、殊負にて、物を殊に多く負よしの名なり) ○國主舊印本に、國字を脱せり、(諸本みな此字あり) ○遇逢は、阿閇理と訓べし、さて此語の格、天之日矛爾と、爾てふ辭を添て讀は俗し、直に天之日矛遇逢りと云ぞ雅言の格なる、(此事上に委く云り) ○問其人は、彼賤夫に、天之日矛の問なり、○殺食は、許呂志弖久良布那良牟と訓べし、○將入獄囚は (囚字一本、又書紀釋に引るには、因と作り、そのときは下に屬言なり、然れども、此記には、因云々と書る例なければ、因はわろし) 獄囚は、比登夜と訓べし、人屋の謂なり、(凡て、屋はみな、人の屋なるに、別てかく名くるは、物を入る丶如くに、人を籠置屋なるを以てなり、棺と云と同し例なり) 書紀神功卷に、捕臣等禁囹圄、仁賢卷に、沓下獄死、敏達卷に、獄、孝徳卷に、獄中四、天武卷に、大赦天下囚獄巳空、靈異記に、囚圄二合ひとや、(二合とは、二字を合せてと云ことなり) など見ゆ、抑今此賤夫を咎めて、獄に入れむとせしは、他人の牛を盗來て殺さむとするものと、思へるなるべし、盗と云ことは、見えざれども、入山谷をあやしみたるは、盗來つるものと思へりと聞ゆるなり、然るに、盗めることをば云ざるは盗むよりも、殺す方の罪の重き故なるべし、賊盗律に、凡盗官私馬牛而殺者徒二年半 (馬牛軍國所有故與餘畜不同) と見えて、漢國の律も同じ、是も盗と殺とを合せたれども、殺す方の罪を重しとせるなり、何の國にても、故なく牛を殺すをば、上代より罪とぞ云たりけむ、(故律にも、然定められたるなり) ○腰之玉は、上に恒裹著腰とあり

なる百濟國主の下に引る續紀の百濟遠祖都慕王者河伯之女感日精而所生、また、百濟太祖都慕大王者日神降靈云々（からぶみ後漢書云々、）の事と、よく似たり、〇乞取は、乞求めて己が物にするなり、（取は奪取たぐひにはあらず）なほ異き事ありやと伺ひしに、果して異物を生つれば、さてこそと此物凡なる物に非じと、貴く思ひて乞受たるなり、〇山谷之間は、多邇閇と訓べし、（字のまゝに、ヤマノタニノアヒダなどは、訓べくもあらず、此はなほ然訓とも、次にも同く、山谷とあるは、山字決てよむまじきさまなり、字はたゞ漢文ざまにて、山谷とは書るなり、萬葉十七に、山谷古延弖ともあれど、こは山と谷と二なり、）萬葉十一（四十丁）に、山高谷邊蔓在玉葛十九（十九丁）に、繁山之谿敝爾生流山振乎などあり、〇營田は、多都久禮理と訓べし、上卷にも、作高田營下田などあり、又天照大御神之營田とも見えたり、〇耕人は、多毘登と訓べし、即次には田人とあり、（凡て記中に同じことの此と彼とに出たる、一は、義を以て書、一は、言のまゝに書きて、相照して義をも訓をも知べく記せる例多し、首卷に云るが如し、此も、耕人とは義を以て書、田人とは言のまゝに書るなり、）榮華物語（御裳著卷に、この田人どものうたふ哥をきこしめせば、云々、（靈異記に農夫タツクルヲとあれど、然訓はわろし、）田子といふも同じ、〇飲食は、久良比母能と訓べし、（飲子に拘るべからず、又飲物を兼てもくらひものと云べし、土左日記に、をのれし酒をくらひつればなどもあり、）次に食とあるも同じ、書紀神武卷に、盛食、宣化卷に、食者天下之本也、天武卷に、以俗供養、養之など、皆然訓り、（神代卷又持統卷などには、飯食を、ヲシモノと訓たれど、其はよろしきほどの人に云言と聞ゆ、）〇一

一字は多くは讀まじき例なれども、此は讀て善けむ、和名抄に、唐韻云、沼池也、和名、奴萬（古本には萬字なし、）字鏡には、湛水名奴萬とあり、奴とのみも云、又萬葉などにも、奴麻とも多くよめり、○阿具奴摩、奴摩とは、此間の言以て云るにて、阿利那禮河と云類なり、（次に此沼とある沼字を舊印本に、泥と作るは誤なるを、師は其を用ひて此をも泥とせられれかど、諸本皆共に沼とあるをや、）○一賤女は、阿流志豆能賣と訓べし、阿流は、或の意なり、（一をヒトリノと訓ては、皇國言のふりにあらず、）賤き者を志豆と云は、萬葉十八（十二丁）に、美布禰左須之津乎能登母とあり、（契冲云、倭文と云布はあら〳〵しくおりて、賤き者の衣にしたる故に、それをきるほどの者をも衣につきて、しづとは云るかと云る説はひがことなり、）○晝寢は、比流泥志多理伎と訓べし、○虹は、和名抄に、虹和名爾之とありて、今世にも然云へども、天武紀に、殿内有大虹と見え、萬葉十四（十三丁）にも、伊可保呂能夜左可能爲提爾多都努自能とあれば、奴士と訓べし、是古言なるべし、（萬葉なるは東語かとも云べけれど、書紀の訓にも然あればなり、）○陰上は、上卷に、訓陰上云富登とあり、○有一賤夫は、阿流志豆能袁と訓べし、有字は、讀べからず、○其狀は、日光の賤女の陰上を刺たる狀なり、此下へ見てと云言を加へて心得べし、○恒は、其後恒になり、○行は、淤許那比と訓べし、志和邪、又布流麻比と云に同、書紀允恭卷哥に、佐瑳餓泥能區茂能於虚奈比、これを古今集には、くものふるまひとあり、（又萬葉四に、行事十一に行とあり、）○伺は、かの異き狀を見て、凡事に非じと思へるから、又他に異き事ありやと、伺ひこゝろむるなり、○生赤玉、上卷豐玉毘賣命御哥に、阿加陀麻とあり、さて此女人の事、上

し、者の誤りか出と草書似たり、又祖之上の者字は、之の誤、令字は也の誤りか、稻飯命者新羅國王之祖也とありて上文と相叶へり）上卷に、御毛沼命者跳波穗渡坐于常世國とあり、此二を合せて思ふに、御毛沼命新羅國に渡坐て始て其王と爲坐りしなり、姓氏錄に、稻飯命とあるは、御兄弟の間の傳への異なるなり、（◎此事傳十七鵜羽産屋段下考合すべし、さて朝鮮國の三國史記、東國通鑑などに記せる新羅國王の始祖と云は、なほ此より後の王なるべし、然るに其第三世脫解王と云は、本多婆那國所生也其國在倭國東北一千里初其國王娶女國王女爲妻有娠七年乃生大卵云々、またその始祖三十八年の處に、遣瓠公云々瓠公本倭人初以瓠渡海而來故號焉など云る事あるは、聊由ありげなれども、此らは共に垂仁天皇の御世に當れば、遙に後のことなり、新羅王の姓の事、なほ遠飛鳥宮段、傳卅九に出づ、）○天之日矛此名は、參來て後に皇國にて稱へたるなるべし、古語拾遺には、新羅王子海檜槍と書り、（此字に依らば檜木の矛の謂以て稱へたるか、海の意はあるべからず、こは天の義なるべし、）又書紀神代卷に、採天香山之金以作日矛、○參渡來は、麻韋和多理祁理と訓べし、祁理は、（辭のけりには非ず、）來而有（約めて伎多理と云）と云意の古言なり、萬葉十七（廿丁）に、多麻豆佐能使乃家禮婆とあるは、來而著者と云る意なり、是にて心得べし、（又十五に、許能安我家流伊毛我許呂母能云々、是も衣を著而有と云るにて同格なり、）書紀に、來朝來歸參來參赴詣至投化などを、麻宇祁理と訓る是なり、（但し、麻韋を麻宇と訓るは、後の音便言なり、）又萬葉に、辭の祁理に、來と書るも此を借れるものなり、○所以參渡來者、こは下文の即竊乘小船云々とある處へ係れり、○一沼かゝる

爲汝妻之女。將行吾祖之國。即竊乘小船。逃遁渡來。留于難波。此者坐難波之比賣碁曾社。謂阿加流比賣神者也。

又昔又は、上に此御代にありし事どもを云る一件毎の初にある又と同例にて、是は別に昔の事を云一件なり、昔とは此御代より前なるよしなり、其は何の御代と云ことは傳の詳ならざる故に泛く昔と云るなり、（書紀には、此事垂仁天皇三年に記されたれども、其は疑はし、何と云に、同九十年に常世國に遣えし田道間守は、天日矛の玄孫なり、其間八十餘年にして、成人れる玄孫のあらんは決てあるまじきにもあらねど、他の例を合せて思ふになほ疑はし、故思ふに此は、同八十八年天日矛之曾孫清彥云々の事の末に、昔云々とて天日矛の渡參來し事を記されたる、昔とはかの三年のことを指ても云べけれど、なほ其御代より往昔の事と聞えたり、されば日矛の來たりしは、其御代よりは前の事なりけむを、かの清彥の事につきて一にまぎれて同御代の事とも、語傳へしにやあらむ、又津國風土記に、比賣碁曾社神の渡來坐る事を、此明宮の御世のことゝして記せるもたがへり、）然るを此處にえも記せることは、異國の人々彼此と多く此御世に參來つることゝありしかば、其因なるべし、昔の下なる、有字、一本には、者と作り、其も通ゆ、（昔者二字にてむかしなり、有てふ言はなくてもよし、）〇新羅國主は、上（傳卅のところ〴〵）にいづ、この王の始祖は、姓氏錄に、（右京皇別新良貴彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是於新良國即爲國主稻飯命出於新羅國王者祖合、（出於二字心得がた

古事記傳三十四之巻

本居宣長謹撰

明宮下巻

又昔有新羅國主之子。名謂天之日矛。是人參渡來也。所以參渡來者。新羅國有一沼。名謂阿具奴摩。自阿下四字以音此沼之邊。一賤女晝寢。於是日耀如虹指其陰上。亦有一賤夫。思異其狀。恒伺其女人之行。故是女人。自其晝寢時姙身。生赤玉。爾其所伺賤夫。乞取其玉。恒裹著腰。此人營田於山谷之間。故耕人等之飮食負一牛而。入山谷之中。遇逢其國主之子天之日矛。爾問其人曰。何汝飮食負牛。入山谷。汝必殺食是牛。即捕其人。將入獄囚。其人答曰。吾非殺牛。唯送田人之食耳。然猶不赦。爾解其腰之玉。幣其國主之子。故赦其賤夫。將來其玉。置於床邊。即化美麗孃子。仍婚爲嫡妻。爾其孃子。常設種種之珍味。恒食其夫。故其國主之子心奢。詈妻。其女人。言凡吾者。非應

古事記傳三十三之卷終

今木嶺疑はし、（若くは、宇治宮の外に、今木にも宮ありしにや、今木と云處は、欽明紀に、倭國今來郡と見え、皇極紀、齊明紀、孝德紀、などに見えたるも倭なり、萬葉十に、今城岳とあるも、倭と聞えたり、又續紀卅七に、田村後宮、今木大神とある田村は、奈良にあり、然るに、山城志に、今木嶺在宇治、彼方町、東南、今曰離宮山、と云るは、此萬葉の哥に依てのおしあて說なるべし、姓氏錄に、山城國に今木連、又今木など云姓はあれども、宇治のあたりに、此地名古書に見えたることとなし、さてかの今木大神と申すは、後に平野に遷し奉り賜へり、或人云、平野の今木神を、世に仁德天皇なりと申しならはして、家隆卿の哥などに、難波津に冬隱りせし花なれや、平野の松にかゝる白木綿、ともあれど、誤なるべし、萬葉九の哥によれば、宇治若郎子なるべし、と云るは、さもあるべきことなり、さて事の因に云む、平野を平氏の氏神とすることの由は、桓武天皇の御產土神に坐が故なるべし、其は、續紀に、寶龜六年三月、置酒田村舊宮、群臣奉觴上壽極日盡歡とあるを思ふに、田村舊宮は、光仁天皇の、いまだ白壁王と申せし時の御宅にて、今木大神は、其地に鎭坐し神なり、かくて桓武天皇も、其處にて生坐つれば、御產土神なるべし、されば、こそ延曆元年に、分て位階をも授奉り賜ひ、遂に平安京に移祭り賜へるなり、此大神を、平安京、平野に移奉られしも、延曆年中のことなり、其よし類聚三代格に見えたり、さて又萬葉一の哥に、菟道乃宮子とあるは、此若郎子の宮に因て云るか、又は、天皇の幸の行宮につきて、云るにもあるべし）○故大雀命云々、書紀仁德卷に、元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊、即天皇位、

如し）さては應神天皇の太子に坐し時に、斯言に、御子は既崩、（此は後を以て、かく書べきことなり）とあるのみなれば、字に義あるにもあらむか、若然らば、此王は太子に坐て、殊に天津日嗣所知看べく定まり坐るが故にやあらむ、さて此王の、早く崩坐しこと、此記の趣はたゞ何となく、崩坐ぬと聞ゆるを、書紀には、太子曰、我知不可奪兄王之志、豈久生之煩天下乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊、聞太子薨以驚之、從難波馳之到菟道宮、爰太子薨之經三日、時大鷦鷯尊、摽擗叫哭、不知所如、乃解髮跨屍、以三呼曰、我弟皇子、乃應時而活、自起以居、爰大鷦鷯尊語太子曰、云々、太子啓兄王曰、云々、乃進同母妹八田皇女曰、云々乃且伏棺而薨、於是大鷦鷯尊、素服爲之發哀、哭之甚慟、仍葬於菟道山上とあり、（解髮跨屍云云は、上代に死人を呼活す法なるべし、谷川氏が、是我邦招魂之法也と云る、我邦とは、漢意の言ざまなり）諸陵式に、宇治墓、菟道稚郎皇子在山城國宇治郡、兆域東西十二町、南北十二町、守戸三烟、（兆域のこよなく廣きは、山なる故なるべし、此御墓、山城志に、在朝日山、云々、墓畔有寺、曰興聖寺、近年永井心齋者、削平兆塋所建、舊名神明山と云り、或說に、宇治離宮は、此王を祠ると云り、又離宮は、式なる宇治神社なりと云り、續後紀九に、云々、於是中納言藤原朝臣吉野奏言、昔宇治稚彥皇子者、我朝之賢明也、此皇子遺教、自使散骨、後世效之云々、これは據ありて奏されたるか、いと心得ぬことなり、骨を散すなど、當昔にあるべき事に非ず、思ふに後世に火葬と云るが事始りて、世に普くなりぬる世に、此王の御事をも、然云なせる說の出來しなるべし、形もなき虛說とこそ聞えたれ）萬葉九（三十一丁）に、宇治若郎子宮所歌とて、妹等許、今木乃嶺、茂立、嬬待木者、古人見祁牟、とあり、

と訓べし、書紀の訓も然り、さて此母能加良は、常に云辭のものから（思ふものから、云ぬものからのたぐひ、）とは異にして、物は己が物にて、（辭に非ず、）加良は、字の如く因ての意なり、古今集（戀四）に、己が物から形見とや見む、是と同くて、加良の意は姑く異なり、（此なるは、己が物に因ての意、古今集なるは、己が物ながらの意なり、）さて此諺は、まづ尋常には、己が無き物の欲くて得がたきにこそ泣ならひなるに、此海人は、己が有物を、人に獻ることの得がたきを、愁泣は、常のならひとは反さまなる事なる故に、其意を以て、世中に、己が物を人に與へむと欲ふに、與へがたきことありて、愁ふる者の譬に云るなり、其にとりて、海人乎と云ること、二の訓によりて、意異なりと云は、那禮夜のときは、古の海人なればにやと、其愁る者のことを云なり、又母夜のときは、たゞ海人よと此時の海人のことを呼出して云なり、されど諺の凡ての意は同じければ、何れにてもあるべき中に、書紀に、有海人耶と有字を添て書れたれば、那禮夜の方に依べきなり、（那禮夜は、爾阿禮夜の切れる詞なる故に、有字を添られたるなり、）書紀に云、時有海人貢鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、太子令海人曰、我非天皇、乃返之令進難波、大鷦鷯尊亦返以令獻菟道、於是海人之苞苴、鯘於往還、更返之取他鮮魚而獻焉、讓如前日、鮮魚亦鯘、海人苦於屢還、乃棄鮮魚而哭、故諺曰、有海人耶、因己物以泣、其是之緣也、○然とは、上の各讓天下、云々を承て云るなり、○早崩、抑字遲王に崩と記せる事、加牟佐理坐と云言は、必しも天皇に局らず、薨字をも訓つれば、此記はたゞ其言に依て、字には拘らざるにもあるべし、されど、又記中に、此字を書るは、天皇を除奉ては、五瀨命、倭建命、（此二柱は殊なる由あり、其處々に云るが

ての語のと、のひわろし、必兄は弟はとあるべきなり、故此辭は讀まじとは云なり、辭てふ言は、上の一方に云ば、下へも應くことなり、文字はたゞ意を以て、二方共に、辭と書るにこそあれ、訓は必此方の語のさまに依るべきなり。）○經多日は、阿麻多比閇奴と訓べし、（師は、ヒ。サ。ハ。ニ。ヘ。ヌと訓れたれど、わろし、古言に、物の多きを佐波と云は、さることなれども、事によるぞかし、日數の多く經ることなどを、佐波爾とは云ることなし、）萬葉九（三十一丁）に、不遭日數多、月乃經良武などあり、又比麻泥久那理奴とも訓べし、萬葉十七（三十八丁）に、和可禮奈波、見奴日佐麻禰美、孤悲思家武可母、又（四十六丁）美之麻野爾、可良奴日麻禰久、都奇曾倍爾家流、十八（卅丁）に、月可佐禰、美奴日佐麻禰美、故敷流曾良、云々十九（十六丁）に、於夜能御言朝暮爾、不聞日麻禰久、安麻射可流、夷爾之居者、又（二十三丁）不相日麻禰美、念曾吾爲流、これら皆日數の多く重なるを、麻泥久と云り、（佐とあるは、例の眞の意なり、さて、右の哥どもによれば、九の卷なる哥の數多なども、まねくと訓べきなり。）○一二時は、一多毘二多毘と訓べし、一度二度に非ずとは、數度なるを云、○疲往還は、彼方へ此方へと、幾度となく、往還る故なり、（宇遲王は宇治に坐し、大雀命は難波に坐て、其間遠き路程なり。）○海人乎は、阿麻那禮夜と訓べし、書紀の訓も然り、又阿麻母夜とも訓べし、其は近飛鳥宮段、大御哥に、意岐米母夜、萬葉二（十一丁）に、吾者毛也、などありて、母は助辭、夜は、上卷に、我那邇妹命乎、とありて、其處（傳五伊邪那美命御石隱の段）に云る如く、呼出す辭にて、余と云に同じ、（故母余とも云て、同意なり。）さて那禮夜と訓と、母夜と訓と、其意異なり、其事は次に云べし、○因己物而は、意能賀母能加良

の誤なり、）また（河内國皇別）蓁原譽田天皇皇子、大山守命之後也、

於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱。各讓天下之間。海人貢大贄。爾兄辭令貢於弟。弟辭令貢於兄。相讓之間。既經多日。如此相讓非一二時故。海人既疲往還而泣也。故諺曰。海人乎因己物而泣也。然宇遲能和紀郎子者。早崩。故大雀命治天下也。

各讓は、阿比由豆理賜と訓べし、次に相讓とあると同くて、互に讓りあひ給ふなり、書紀云、既而與宮室於菟道而居之、猶由讓位於大鷦鷯尊、以久不即皇位、爰皇位空之、既經三載、（そも〳〵宇遲王の、宇治に居坐しは、本よりのことなりけるを、これに今始めての如く、既而云々と記されたるは、心得ず、若もとより宇治に居坐ずは、大山守命の、宇治に攻來坐しは、何の由とかせむ、又此に居坐しは本よりなれども、今は其宮室を造改め給ふなりとも云むか、されど大雀命に讓り賜ひて、御位には即賜はぬ御心ならむに、此時しも宮室を造改賜ふことは、あるべくもあらず、）○海人の下に、伊てふ助辭を讀附べし、語の調のためなり、（此助辭のこと、既に上に云り、）○大贄は、上に出（傳此卷吉野國主の條下）○兄は、大雀命、弟は、宇遲若郎子なり、○弟辭の辭は、讀ずて、此に又と云言を讀添べし、（其故は、此の語は、必兄者云々、弟者云々と、者てふ辭あるべき勢なり、然るに、兄は辭て云々、弟は辭て云々、と讀ては、下の辭と云言、者てふ辭に叶はず、語ととのはぬさまなり、若二方共に辭といはゞ、必弟もと云べき語なり、然れども弟もと云ては、凡

比淤伎とも云、地名、國々に多し、(和名抄に、伊勢國一志郡日置比於木、能登國珠洲郡日置比岐、越後國蒲原郡日置比於木、但馬國氣多郡日置比於岐、この外なほ多し、さて右の中に、能登國なるは比岐とありて、其外は比於岐とあるは無し、そも〳〵此地名諸國に多くあるを思ふに、いかさまにも故あることゝは聞ゆれども、いかなる由の名にか、未考得ず、又日置と書を思へば、幣伎と云は訛のごと聞ゆめれど、此記に、既に然あれば、返て是ぞ正しき唱なるべき、さて元幣伎ならむには、日置と書ことはいかなる由にかあらむ、又幣伎を正しとせば、比於伎とあるは、文字に就てや、後のさかしら訓にやあらむ、右の伊勢國なるも、比於木とあれども、近世には、戸木村と云、其外にもへきと唱る地名、今も多きを思へば、國人などは、古より皆然唱へ來つるなるべし、) 此は何國のとも定めがたけれど、蓁原土形と云、遠江國にあれば、彼國ならむか、今城東郡に、比木村と云あり、然るに又和名抄に、丹波國多紀郡に、榛原郷、日置郷あれば、是にてもあらむか、氏は、姓氏録に、(右京皇別) 日置朝臣、應神天皇皇子、大山守王之後也とあり、○榛原君は、(榛は波理と訓、萬葉に波里波良、又借字に、針原などかけり、) 和名抄に、遠江國蓁原(波伊波良)郡、蓁原(波以八良)郷あり、是より出たるか、(其隣なる城飼郡に、土形郷あり、又今比木村と云もあること、上に云るが如くなればなり、さて榛と蓁とは同じくて、波理なるを、波伊と云は、後の音便なり、) 又右に引る丹波國なるより出たるか、決めがたし、(此地名は、なほ餘國にもあれど、右の二國の内なるべし、) 姓氏録に、(津國皇別) 榛原公、息長眞人同祖、大山守命之後也、(息長眞人は、稚渟毛二俣王の後なるに、其と同祖とあるは、まぎれ

妹らを指ていはゞ、曾許袁、許々袁と云はでは叶はず。）又伊良那祁久も、加那志祁久も、共に上の君と妹とを合せて、一に詔へるなり、（此はた分て見るはわろし。）かゝれば、木方末方、其此など、二に詔へるは、何れもたゞ哥の文のみにこそあれ、必しも君と妹とに分て當たるには非ずかし、○伊岐良受曾久流は、伊は同く發語にて、不伐ぞ來るなり、來るは、宇治より訶和羅前まで來るにて、大山守命を、宇治にて即殺さむと思ひしかども、君の御事、妹の事を思出て、いらなく悲くて、え殺しもやらず、此處まで追流しつゝ、來たり、と云ことを、かの川邊に立る檀木を、得伐取らずして、來つるに譬給へるなり、○阿豆佐由美、句麻由美、上に同じ、かく上なることを再云て結るは、古哥のつねなり、○那良山、此地上に出、（傳廿五本牟遅和氣御子の條下）山は、萬葉一（十三丁）に、青丹吉、奈良能山乃、又（十七丁）青丹吉平山越而、などなほ卷々に多く見えたり、○葬は、書記に、乃葬于那羅山、とあり、此は那良山の內、いづこばかりなりけむ、詳ならず。（大和志に添上郡荒墳一在南都猿澤池東鬼園山、相傳大山守皇子墓、又名鬼冢、と云れど、若其處ならむには、那良山とは云べからず、なほ那良の北方なる山にあるべくおぼゆ、○思ひ出たるまゝについでに云む、記中に、葬字を、墓と作る處多し、何れの本にもあり、其は寫誤れるには非ずして、古ことさらに、畫少く、便よく、如此書ならへりしなるべし、さる類ありしことなり。）○土形君は、書紀にも、大山守皇子是土形君、榛原君、凡二族の始祖也、とあり、和名抄に、遠江國城飼郡土形、（比知加多）鄕あり、此地に因れる姓ならむか、（土形てふ地名は、他國にもあれど、榛原も遠江國にあればなり。）此姓、姓氏錄には見えず、○幣岐君、日置と書て、幣伎とも、比伎とも、

にも叶はざるなり、又思ひ出ることの甚しき意かとも云べけれど、さては又かなしけくと並べて詔へるに、叶はざるなり、さて又字鏡に、頹瘵瘦、三形同、无髮也、伊良加奈志と云ることもあれど、此には由ありとも聞えず、又稻掛大平は、伊良は、郎子郎女などの伊良にて、人を親みめぐく思ふ意にて、那祁久は、はしたなくなどの那久の如く、添たる辭ならむかと云り、なほよく考ふべきなり、〕契沖云、那祁久は、那久なり、祁字あるは、古語なり、〔久を祁久と云は善く惡くをよけくあしけくと云類なり、然るに露けくと云のみは、傍の例なき言なり、こは事のついでに云のみなり、〕○曾許爾淤母比傳は、其に思出なり、書紀には、傳字無し、○加那志祁久は悲けくなり、○許々爾淤母比傳は、此に思出なり、書紀には、是も傳字無し、古は、曾禮を曾許、許禮を許々、と云ること多し、〔曾禮故にを、曾許故にと云、此を思へばを、許許思へばと云る類なり、必しも、其處此處と云意には非ず、〕さてこは、曾許も許々も、意は同じことなるを、〔凡て上を指て、曾禮、又曾能と云ても、許禮、又許能と云ても同じことなる事多し、たとへば、山城の宇治川云々と上に云て、下にそれを指ては、其川と云ても、此川と云ても、同きが如し、〕伊良那久と、加那志久とを分て、二に詔はむとて、言を替て、曾許許々とは詔へるのみにて、曾許も許々も同く、共に上の本方末方を合せて、一に指て、詔ふなり、〔然るを契沖が、曾許とは上の君を指、許々とは上の妹を指なりと分て解るは、古の意に非ず、萬葉長哥などに、曾許云々、許々云々とあるも、多く上の指事は一にして、二は無きを以て知べし、又本へ末へを指と云ずして、君と妹とを指と云るも、精しからず、さては、爾てふ辭に叶はず、〕爾てふ辭は、本方末方に就てと云意なり、〔若君と

哥に依てよめるなるべし、）此言、是を除て古書には見えず、言の意詳ならず、中昔の書どもには、往々見えたる中に、大和物語に、吾さまのいらなくなりたるを思ひはかるに、いとはしたなくてとあるは、容貌のいみしく衰へやつれたるを云るなれば、此の意もや、近く聞ゆ、契沖も此を引て、玄をれて稜もなくなるを云か、和名抄云、苛、和名伊良、小草生刺也、とあるに依らば、無苛の意か、（以上契沖の言）と云、師も、苛無にて利心もなしと云に同じかるべし、と云れつる、（字鏡に、南木芒、木乃伊良々、源氏物語、橋姫巻に、寒げにいら〳〵ぎたるかほして、河海抄に、寒き時鳥肌立を云なり、手習巻に、こは〳〵しくいら〳〵ぎたる物ども服たまへる、古今著聞集に、いら〳〵しき者にて云々、これは今世にも心のいらつと云と同じ、右は何れも苛の意に叶へり、是に對へて思へば、いらなきは、無苛にてもあるべし、）まことに、物の哀くて、心の打玄をれたるにて、萬葉に、思ひしなえ、又心も玄ぬに、などあると同じさまにやあらむ、（然るに宇治拾遺物語に、いらなき大刀をみがき、云々、又むしり綿をきたるやうに、いらなく白きが云々、大鏡に、此史ふむばさみに文はさみて、いらなくふるまひて、此おとゞに奉る、つれ〳〵草に、數珠おしすり、印こと〴〵しく結び出などして、いらなくふるまひて、云々、などある、これらはけやけく甚しき意と聞えて、俗言にけしからぬなど云が如し、又今賤者の言に、えらいと云にも通ひて聞ゆ、えらいは、即いらないの訛れるにや、右の書どもに云ると合せて思へば、大和物語なるも、俗にけしからぬさまと云意、此なるも、兄王をまのあたり殺さむは、あまりけしからぬ玄わざぞとおもほす意にや、とも聞ゆれども、さては思出の出てふことに叶はず、又右の萬葉十七の哥

伊弊乎於毛比涅、などもあり、出を、伊を省て云こと、古哥に多し、(此は、思の比に、伊の韻あれば、さらなり、) さて契冲、君は應神天皇なるべしと云り、然なり、〇須惠幣波は、(舊印本には、此二句脱たり、其餘の本には皆あり、) 末方はなり、本方末方は、かの檀木の本と末とにて、譬へたる、木の本末に託て、君と妹とを詔へるなり、本の方を伐むとすれば云々、末の方を伐むとすれば云々、と云むが如し、(契冲、此を一には、二にはと云むが如し、と云り、意ばへはさも注すべきことなり、又、本へ末へ共に、弓の縁なりと云るは、上を弓のごとく見たるよりの非なり、そも〳〵本へは云々、末へは云々とは、その伐取むとする物に就てこそ云べきことなれ、本末は、弓の縁なればとても、人を射むとして、彼方のうへを思ふよしを、此方に持る弓の本末に就て云むは、由なく、事たがへり、此御哥は、大山守命を、檀木に譬てよみ給ふにて、彼王の御うへをあはれにおもほすよしなれば、其譬へたる檀木に就て詔へるにてこそ、よく叶へれ、此けぢめをよく辨ふべし、) 書紀繼躰巻哥に、駄開能以矩美娜開、余嚢開、漢等陛嗚磨、莒等儞都俱唎、須衛陛嗚磨府曳仁都俱唎、萬葉十三に、三諸者、人之守山、本邊者、馬醉木花開、末邊方、椿花開、(これは、山の本末にて、麓と山上となり、) 〇伊毛袁淤母比傳は、妹を思出なり、契冲云、大山守、皇子の同母妹に、大原皇女、澇田皇女あり、此皇女たちを勞り賜へるか、若は此二人の皇女の内を、太子の妃とし賜へるかと云る、まことに然聞ゆ、又は大山守命の妃を詔へるにもあるべし、(古に、妹と云稱は、廣ければ、右の内何れならむ、今定め難し、) 〇伊良那祁久は、萬葉十七 (二十六丁) にも、可奈之家口許己爾思出、伊良奈家久、曾許爾念出、奈氣久蘇良、須夜家久奈久爾、とあり、(こは、此の御

を、立る梓弓など、は、いかでか云む、又此、二句、梓、木と檀、木と、二種の生立るを詔へるかとも思へど、若然らば、たゞ梓とのみこそあるべけれ、梓弓とては、弓のことなり、且大山守、命一柱を譬へ給へるなれば、二種には非ず、かの白檮原宮段の哥の譬に、あめつゝ、ちどりましとゞ、と四種を云るとは、ことのさま同じからず、此はたゞ梓弓をば枕詞の如く見て、麻由美を、檀樹と見れば、事もなく易く聞ゆるをや、）○伊岐良牟登は、伊は發語にて、伐むとなり、（契冲が將、射斷となり。斬は殺すなり、と云るは、上を弓と見たるより、誤れるひが説なり、射切とは、かの扇的など云たぐひをこそ云もせめ、射殺すことを、いかでか射斷とは云む古言に、さることとあるべくもあらず、）○許々呂波母閇杼は、心者雖思なり、萬葉に多し、（心には思へどもの意なり、）凡て思を、淤を畧きて云こと、古哥に多し、○伊斗良牟登は、是も伊は發語にて取むとなり、かの生立る檀、木を、伐取むと思へどもと云ことを、伐と取とを分て、かく（きらむと云々、とらむと云々と、）二に云は、古哥の文にして、常多し、（契冲が、將射取、となりと云るは、又非なり、射取と云ことも、古言にあらず、そも／＼此いきらむ、いとらむは、上に梓弓云々とあるから、誰も惑ひて然思ふめれど、なほよく味ひて、伊は皆發語なることを悟るべし、又此、二の伊を、射と見るから、いよ／＼上の麻由美をも弓の事ぞとは、思惑へるぞかし、）さて此の四句は、大山守、命を、殺さむとは思へども云ことの譬なり、○母登幣波は、本方者なり、（幣は清音なり、書紀にも弊を書り、濁るべからず、）○岐美袁淤母比傳は、君を思出なり、（傳字は濁音なり、書紀にも、涅とあり、而の意には非ず、）萬葉十七（十八丁）に、吉美乎念出、多母登保里伎奴、又廿（三十四丁）に

(三言一句)立るにて、渡瀬のあたりの岸に、生立あるを云り、書紀神代巻に、門前所植湯津桂木、所植此云多底婁、○阿豆佐由美は、(五言の句なり、契沖、上なる多弖流をも、上へ屬て、八言句とし、此次の麻由美をも、此句へ屬て、八言とせるは、皆わろし、)梓弓にて、たゞ弓なり、(此は、梓には意なし、)和名抄に、孫愐切韻云、梓木名、楸之屬也、和名阿豆佐とあり、其木桐に似て、葉も似たり、梓弓は、此木を以て作れる弓なり、かくて古へは、弓には多く此木を用ひたりし故に、何の木となく、たゞ弓のことをも、常に梓弓と云なれたりき、(品を分て云ときには梓木以て作れるを云なれども、常には然らず、)○麻由美は、(三言一句)檀木なり、和名抄に、唐韻云、檀、木名也、和名萬由三とあり、弓に作るに良き材なるを以て、眞弓の木とは云なり、色白き故に、白檀とも云り、さて此は、此樹の河邊に生立るを見賜へるまゝに、即其を以て大山守命を譬へて、よみ賜へるなり、其に取て、此二句心得あり、(よくせずはまぎれぬべし、)まづ上の梓弓は、枕詞の如くにて、(されば多弖流梓木、とつゞきたるには非ず、多弖は檀木の立るにて、梓弓は、其樹を云に非ず、たゞ弓の意にて、枕詞の如くなれば、哥の意には關からず、と心得べし、)梓弓の眞弓、と云詞のつゞきなり、されば、麻由美は、梓弓よりの詞のつゞきの意は、弓にて、哥の意は、檀木なり、(然るに此二句、立る梓弓とつゞきたる故に、梓木の立る如くにも聞え、又梓弓眞弓と並びたれば、梓木の弓と、檀木の弓と、弓二の如くにも聞えて、かにかくに紛らはしかめるを、よく味ひて辨ふべきなり、契冲、これを得辨へずして、梓弓眞弓、共に弓のことに注して、此は、伏兵の弓なり、と云るは、非なり、弓に立と云詞はあれども、其は事のさまにこそよれ、伏兵の弓持て射向ふ事

て思へば、甲の古名と云説いはれて聞えたり、信に龜甲と同く、訶和羅と云べき物のさまなり
されば若此説に依るときは、此の地名をかわらと鳴し故に負りと云は、別に一の傳にて、實は
鉤を甲に繫て出したるを以て、負せつるなるべし、書紀に、甲を脱し故に、名とあるも、古名とし
てよく叶へり、彼は、或説に、甲をぬぎてかわらかになれると云由なり、源氏物語に、かわらかなりと
云語あるに同じ、と云るは、いかゞ、又思ふに、甲をかわらと云しも、其本の起は、此の故事にて、か
わらと鳴しを以ての名かとも云べけれど、なほ然にはあらじ、)○骨は加婆泥と訓べし、大山
守命の御屍なり、古此骨字を、屍のことに通はし用ひたりしなり、(そは、もと屍の年を經て、骨
のかぎりになれるを云るより出たるなるべし、今世に、死骸と云骸字も、骨のことなり、)書紀、
顯宗卷に、御骨埋處、欽明卷に、骨積於巖岫、などあるも、屍なり、萬葉十八(二十一丁)に、海行者
美都久屍、山行者草牟須屍、○掛は、加伎と訓べし、搔の意なり、(鉤に掛て出す意にはあらず、)
上卷に、掛出胷乳、とある處に云るが如し、(傳八天石屋戸の段下)書紀云、然伏兵多起、不得著
岸、遂沈而死焉、令求其屍、泛於考羅濟、時太子視其屍、歌之曰云々、○知波夜比登、(比は清音な
り、濁るは訛なり、書紀にも、清音の假字を書り、)冠辭考に見ゆ、○宇遲能和多理遲、上なると同
じ、○和多理是遲は、渡瀨になり、河にて彼方へ渡る處を云、萬葉十二(三十二丁)に、倭路度瀨
別、十七(四十九丁)に、波比都奇能可波能和多理瀨などあり、渡る瀨ともよめり、(わたると
云は用言なるを、わたり瀨と云ば躰言なり、)是、書紀には、涅とあり、(涅は、萬葉に、走出の堤、出
立の淸きなぎさ、などある出の意なるべし、契冲、渡出とは、岸際を云べしと云り、)○多弖流は、

せて、(ことさらに射ずして、)追流すなるべし、(此言上の隨水流下、と云より係て見べし、)そも〳〵早く射殺さむとこそすべきに、故らに放して流しやれるは、これ宇遲王の御心にて、其由次なる御哥に見えたり、○訶和羅之前は、書紀崇神卷に云々、故時人號其脱甲處、曰伽和羅とあるは、山城國綴喜郡にて、今河原村と云ある地なり、と云る、其と一にて、名の由縁は、傳への異なるなり、かくて此地の在所は、宇治川の末の、(此河は、宇治郡と、綴喜郡との堺を流れ、それより宇治郡と、久世郡との堺を流れ、紀伊郡に入、末にて泉河と一になりて、淀川と云、又綴喜郡と、乙訓郡との堺を流れて、河内國に至るなり、)綴喜郡と、乙訓郡との堺を流るゝあたりの(此あたりにては、淀川なり、)川邊にて、綴喜郡の方にあるなるべし、(かの崇神卷なる趣も、然て地理よく叶へり、)○沈入は、大山守命、終に遁得ず、溺沈みて御亡賜へるなり、○鉤は、加岐と訓べし、(今世に鳶口など云物の類のさまなり、)書紀皇極卷に、木鉤と云見え、欽明卷に、鉤戟と云も見ゆ、○甲は、鎧なり、○訶和羅鳴は、訶和羅とは、甲に鉤の觸て鳴たる音を云なり、(新井氏、訶和羅は、甲の古名なりと云て、此段、及かの書紀の崇神卷を引、又龜甲を、俗にかめのかわらと云も、同意なり、と云り、今按に、式なる筑後國三井郡、高良玉垂命神社は、建内宿禰を祠りて、高良は、かわらと唱ふ、是若は韓國御言向の時に、彼大臣の服給ひし甲にやあらむ、伊勢國奄藝郡、丹波國氷上郡などにも、加和良神社ありて、式に出、出雲風土記にも、意宇郡に、式外に、加和羅社あり、これらも甲に依れる名にぞあらむ、又屋を葺く瓦は、韓語なりと云も、さることなれども、若は此も龜甲と同意にて、本より此方の言にて、和の波に轉りたるにもやあらむ、此らを合せ

聞えたれ、宇遲王の御方の哥とは聞えず、又此は、上に云る如く、彼王水中の事を得て、浮出て、ことさらに流れつゝ、逃賜ふなれば、必哥よみ賜ふまじきにあらず、上代の人の哥は、實の情より出つれば、かゝる時にもなどか出來ざらむ、後世の如く、かにかくに思ひめぐらして、造り出る哥と、同じつらには云がたし、然るを、ひたぶるに溺れて流れ賜へることゝのみ思はれたるから、疑はあるなり、又若見字の脱たるにて、宇遲王の御方の約の哥ならず、於是弟王見流、などあらでは、語足はず、さは聞えがたし、神武天皇の時の事を例に出されたれど、彼とは前後の語いと異なり、考合せて知べし、又大山守命の御哥としては、哥と文とつゞかずとあれど、伏兵の起れるは、別に約ありて起れるなるべければ、大山守命の御哥としても、文へのつゞき、こともなく、よく聞ゆるをや、） ○伏隱云々は、宇治王の御方の兵士にて、上文に、以兵伏河邊とある、是なり、○彼廂此廂は、加那多許那多と訓べし、其由は、水垣宮段に、其廂人とある處、（傳廿三建波邇安王の條下）に、云るが如し、○一時共は、母呂登母邇と訓べし、（記中に、たゞ一時とのみあるをも、かく訓り、此は、登母邇と云言に當て、共字を添て書るなり、） ○興、此は、豫て約束ありて、興れるなり、（其約束の事は、殊なることもなきを以て、省きて記さゞるなり、必しも右の哥を聞て興れるには非ず、此伏兵の興るは、傾其船墮入水中とある處に續きたる事なり、） ○矢刺而は、上卷にも有て、其處に云り、（傳十手間山段下） 弓にさしつがふことなり、○流、こと少し言足らぬこゝちすれど、（矢を河中へ射入るゝ如聞ゆれど、然するを、流すとは云まじく、又矢を流しやるべき由もなし、） 大山守命の、流れて逃賜ふを、矢刺つがひて、射留めむとする狀を見

登と古と横通ひて、許なりとのみ思ふは、精しからず、）さて此句、契冲が、御方に速き者あらば、吾許に助けに來るべし、と詔へるかと云る、其意なるべし、棹取にとは、吾を乘すべき舟を設てと云むが如し、（或人此を疑ひて、此王若水中の事を得て、溺れ給ふことなからむには、舟をよせずともあるべければ、如此は詔ふまじきことにこそと云るも、一わたり謂れたれども、此時河岸には、宇遲王の兵士の、矢刺て追奉るに因て、終には得遁れ給はで、沈沒たまひしを思へば、必御方の助けを待賜ひけむは宜なり、さて契冲が又云るは、水練などに長じて、太子の御方の人に向ひて、自贊し給へるかとも云り、然云る意は、舟を傾て、吾を墮入れども、吾は溺れず、かくの如くよく浮て遁るゝを、若其方に輕捷き人あらば、此處に來て吾を捕へよ、されど得捕へじとほこり賜へるよしなり、是もさもあるべく聞ゆれど、さては棹取にと云ることいかゞなり、若そは、さ踊かと思へど、斗字清音にて、書紀にも、同く清音の刀字を用ひられたれば、踊にはあらず、さて又此御哥の事を、師の考へに、思ひかけず河に墮入て、水中にて哥よみ給はむこと、あるべくもあらず、且かく哥ひ給へるまゝに、伏兵起りて、矢刺して流すとあるは、太子の御方の伏兵なれば、是を大山守命の御哥としては、哥と文とつゞかず、此はかの神武天皇の、大室屋の建を討給ひし時の如く、太子の御方の約ありて、哥を聞て起れるなれば、此哥は、太子の御方の約の哥なり、さればもと即見流歌曰、とありけむを、見字の脫たるなり、若くは、大山守命の御哥とのみ思ふ人の、さかしらに見字を去きしにもあらむ、と云れしかど、此考は中々に非なり、まづ此哥は、此記のみならず、書紀の趣も、たしかに大山守命の御哥にて、哥も趣も、彼王のとこそ

なり、(さて此船を傾けたらむには、宇遲王も、同く共に墮入たまふべきを、其は、かねて如此謀たまへる事なれば、溺賜ふまじき設ぞありけむ、) ○爾の下に、諸本に今字あるは、衍なるべし、今は延佳本に無きに依れり、(若は、イマハと訓て、初には沈入しが、今は浮出と云ことゝかとも思へど、わろし、なほ爾字と形の似たるから、衍れるなるべし、) ○浮出隨水流下は、此王水中の事を得賜へりとおぼしくて、沈溺れ給はず、よく浮出て、水に任せて流れつゝ、川下の方へ逃賜ふなり、(水に溺れて、おのづからに浮流れ給ふには非ず、此所よくせずはまがひつべし、) 書紀云、時太子設兵待之、大山守皇子、不知其備兵、獨領數百兵士、夜半發而行之、會明詣菟道、將渡河時、太子服布袍、取檝櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟、至于河中、誂度子、蹈船而傾、於是大山守皇子墮河而沈、更浮流之歌曰、云々 ○知波夜夫流は、書紀には、知波椰臂苔とあり、共に宇遲の枕詞にて、冠辭考に見ゆ、(但彼考に知波夜の知を、稜威と一に解れたるは、違へり、稜威は、別言なり、) ○宇遲能和多理邇は、宇治の渡になり、(渡とは、渡る處を云、) ○佐袁斗理邇は、棹取になり、(契沖、棹取に歟と云て、又萬葉十九に、榅野爾左乎騰流雉、云々、此、さをどるは、狹踊なれば、輕捷なる者をのたまふ歟、とも云るは、かなはず、) 此句は、結の許牟と云へ係れり、○波夜祁牟比登斯は、契沖、將速人なり、斯は助語なりと云り、(はやけむは、早からむの意、) ○和賀毛古邇許牟は、吾許所に來むなり、書紀垂仁卷、清寧卷、欽明卷などに、左右、皇極卷に、床側などを、毛登古と訓り、許所の義なり、(登古呂を省きて、古と云は、宮所を美夜古と云と同じ、) 又垂仁卷に、左右を、毛登古毘登とも訓るは、許所人なり、かくて此は、其登を省きて、毛古と云り、(然るを、

あらじ」○不得は、延々受と訓べし、さて右の問答は、既に撈出て舟中にての事なり、次ノ文に、渡到河中とあるにて知らる、(そも〳〵大山守ノ命、宇遲ノ王は、御同母にこそ坐ね、御兄弟に坐ば、むげに御面を、見知給はぬことはあるまじきに、かばかりおしかへし物言かはし賜ふまであり
ても、終に其と知賜はざりしは、いかにぞや、上ツ代には、御兄弟とは申せども、異御母は、さばかり疎く坐しにや、又書紀には、密接度子とあれば、此問答などは、同列の檝者のせしにて、王は御面見ゆまじく構へて、傍に坐しにもあるべし、又或人疑ひて云く、宇遲ノ王は、他所に隱れて窺ひ坐て、此檝取には他人をしたて給はむに、何てふことかあらむを、御身づから敵の乘る船にしも立坐るは、いと〳〵危きわざならずや、これ何の謀にか、心得ず、と云るは、一わたりは然ることなれども、古ヘの人は、凡て勇たるを、優きことゝはして、貴人といへども、人に使めてあるべきわざをも、御躬づから爲給ひしことなれば、後ノ世の心以て、強て疑ふべきにはあらずなむ」○令傾其船は、令とあれば、王の御親ら爲賜ふにはあらで、同列の檝取などに、豫て仰せ置て、令爲賜へるなり、(そも〳〵如此ては、かの五味を簀椅に塗置たるは、何の用ぞや、いたづら事と聞ゆ、若くは、その簀椅を踏て仆るべく構へおきつれども、此ノ謀はづれて、仆れ給はざりしに因て、如此はしたまへるか、然らば、是もかねての定めにぞありけむ、然れども、然るにては、初ノ謀のはづれし事などを云では、言足らぬこゝちす、又思ふに、かの五味の事は、舟を傾けたらむ時に、若簀椅の浮たるに乘て、遁れむとすることもあらむ時の設などにやあらむ、なほよく考ふべし、書紀には、かの五味の事などは無きは、心得ずおぼして、省かれたるにや」○墮入は、大山守ノ命を

怒猪、書紀雄略卷にも、嗔猪とあるなどは、其時に方りて、怒れるを云るなれば、さることとなるを、此は其時にあたりて云に非ず、其猪の恒のさまを語る處なれば、忿怒と云ことといかゞに聞ゆれど、伊加理猪と云稱のあるを以て思へば、たゞ其猛きことをかくは云ならへるなるべし、さてかく猪の事を問給へるは、此猪を取に來坐るさまに思はせむとてなり、○答曰の曰字、諸本に白とあれど、今は眞福寺本に依れり、次にも答曰とあればなり、(是以白の白は、檝者の詞なれば、異なり、) ○不能也は、延々多麻波士と訓べし、上の延は語、(得云々せじと云得なり、) 下の延は、猪を獲るを云、伊勢物語に、五條わたりなりける女を、えずなりにけることゝ、云々又女のえ得まじかりけるを、云々などあると同じ、○何由は、伊加那禮婆と訓べし、○時々也は、余理余理と訓べし、(也字は、讀べからず、此字は、いかなる意にて置るにか、次なるも同じ、) 持統紀にも、然訓り、又崇峻卷に、三度、推古卷に兩度、持統卷に、六齋、など訓る余理と同じ、衰理々々、と通音にて、本同言なり、(漢籍にても、時をより〱と訓は古言の遺れるなり、允恭紀、哥に、等枳等枳ともあれど、此は然は訓まじきなり、) ○往々也は、登許呂登許呂爾斯弖と訓べし、續紀八に、往々陂池、卅四に、京中往々屋上、などある類なり、(文選などにも、然訓る處あり、但し此は正しく處々の意と聞ゆれば、往々の字は、いさゝか叶はざるめれど、たゞつねに然訓字を書るなり、師は、さき〲と訓れたれど、時々さき〲とは、云べくもあらず、又ゆく〱と云言もあれど、此には叶はず、又續紀九の宣命に、時々狀々爾從而、ともあれば、此も狀々の誤ならむかとも思へど、なほ然にはあらじ、) ○雖爲取は、取むとする者あれどもと云意なるべし、(自言には

なるなり、）○隱伏は、二字を加久志と訓べし、さて此は他處に伏して、設置よしには非ず、兵士の裝束を隱すを云て、（伏字には泥むべからず、）次なる衣中服鎧とある、是なり、○鎧は、和名抄に、唐韻云、鎧甲也、和名與路比、釋名云、甲似物之有鱗甲也とあり、與呂布と云用言を、躰言になして、身をとりよろふ由の名なり、（即後世の言にも、甲を服ることを、與呂布と云り、又具足と云も、意同じ、さてついでに云む、今世人、甲を加夫登、冑を與呂比と心得たるは、反さまなり、）萬葉一に、取與呂布天乃香具山、○衣中服は、許呂母能宇知爾伎世弖と訓べし、服は、兵士等に令服るなり、如此云て、王の御躬づからの裝束も、同く然ることは、此語に、含めり、又服を伎弖と訓て、王の服賜ふを云言として、兵士を其に含たりと見むも違はじ、下卷穴穗宮段にも、衣中服甲とあり、さて如此爲給ふは、攻むとする狀を隱して、宇遲王をおこたらしめむためなり、○嚴は、師の伊加米志久と訓れたるに依べし、其由は、上に嚴餝其家とある處（傳卅二）に云り、さて此嚴餝之處は、かの其山之上張絁垣云々、とある處なり、○望は、美夜理弖と訓べし、倭建命の御哥に、奈留美良平、美也禮波止保志、云々、（熱田社寬平緣起に出）萬葉十（十三丁）に、吾者見將遣君之當波、○以爲弟王坐其呉床は、かの舍人を、宇遲王ぞとおぼすなり、○執檝而の而字、多くの本に無し、今は眞福寺本、又一本に依れり、（無きも惡くは非ず、）○都は、加都弖と訓べし、萬葉四（四十三丁）に、花勝見、都毛不知、戀裳摺可聞、（此都、花勝見と序に云れば、必加都弖と訓べし、）書紀にもかく訓り、又萬葉十（十九丁）に、木高者、曾木不殖、○執檝者は、字の隨に、加遲斗禮流母能と訓べし、（此はかぢとりと訓むはあしけむ、）○忿怒之大猪、大后段にも、大

○滑は、那米と訓べし、(師は、那米理と訓れたる、其もさることなれども、古く然云る例を未見ず、此言用には那米良加と常に云、躰には、萬葉にも、常滑など云、今俗言にも、那米と云り、) 五味は、すべていみしく滑のある物にて、今世にも、水に漬し置て、梳るに用る物なり、(故美男葛とも、美人草とも云り、又ふのり葛と云國もありとぞ、) 故思ふに、佐那てふ名も、眞滑の省なる、べく、佐泥と云も、那米を切めて、泥と云なるべし、(師の、萬葉考別記に云れたる説も、同意に落めり、) ○箐椅、箐字は、簀を誤れるなり、(箐は由なし、然れども、諸本皆同く此字を書る故に、今も字は姑然てあるなり、延佳本に、簀と書るは、改めつるなるべし、又彼本に、椅をみな土偏に作るは、非なること、前に云るがごとし、) 須婆志と訓べし、竹などを簀に編たるを打渡し置て、船中此方彼方と歩渡る便としたる物なるべし、玉垣宮段に、(本牟遲和氣御子の條下に) 黑樔橋あり、考合すべし、○蹈廳仆は、布美亘多布流倍久と訓べし、(蹈は、布米婆、或は布麻婆など訓て、ことわり憚なるが如くなれども、其ははたらき過して、後の言めきたり、且此は、大山守命の、必踏給ふべく構へたるなれば、布美亘と訓ぞ宜き、) ○王子は、宇遲王なり、○賤人は、夜都古と訓べし、但し、此は王に對へて、凡人を臣と云、(白檮原宮段に、五瀨命の、負賤奴之痛手と詔へるは、王に對へて臣を云、夜都古なり、この事傳十八にくはしく云り、) とは異りて、字の如く、下賤者を云なり、(夜都古とは、王に對て臣を云からおのづから、下賤者を云ことにもなれるなり、)
○執檝、こゝは、河の渡舟なれば、檝は、佐袁と訓べきが如くなれど、(下の御哥にも、佐乎斗理邇とあり、) なほ加遲と訓て宜し、(舟を進る具をば、何にても、總て加遲といへば、棹のことにも

も、天津日嗣所知看べき御子に坐々せば、朝廷の百官の仕奉むも、然るべきことなれども、此はたゞ皇太子に屬たる司々を云るにもあるべし、(百官の字には泥むべきに非ず、下卷若櫻宮段に、御弟水齒別命の、曾婆加理を欺き給へる處に、賜大臣位、百官令拜、とあるは、こゝろばへ異なるべし、其由は、彼處に云む、)○恭敬は、韋夜備と訓べし、(又韋夜麻比と訓むもあしからず、)うや〳〵しくと云意なり、(宇夜と、韋夜とは、同言なり、)書紀に、禮神、禮賢などあり、○往來は、師の由伎加布と訓れたる宜し、○既は、盡なり、此はさながらと云に通へり、(さながらも、盡の意なり、)下なるも同じ、○如は、碁登斯豆と訓べし、如くに爲ての意なり、爲てとは、然爲るを云、○兄王は、大山守命なり、○渡河は、攻來たらむ時の事なり、○爲、此字諸本に脱たり今は眞福寺本延佳本に依れり、○船檝者は、者字は、亦字を誤れるなるべし草書は相似たり、然云故は、船檝とこそ云べけれ、檝者をば、此には云べきに非ず、且餝と云るも、檝者には似つかはしからず、さて此次に、亦と云言は、必あるべき處なればなり、故布泥加遲と訓て、者字は、下に屬て、麻多と訓べし、書紀神武卷にも、備舟檝とあり、○佐那葛は、和名抄に、蘇敬本草注云、五味、皮肉甘酸、核中辛苦、都有鹹味、故名五味也、和名作禰加豆良とあり、字鏡には、藉左奈葛、また木防己、佐奈葛などあり、萬葉哥にも、多くは佐奈葛とよめり、山佐奈葛とも(十の卷に、)よめり、又二卷に、狹根葛、十一卷に、核葛ともあり、(十二に、眞玉葛とあるは、まだまづらとこそ訓べけれと、田中道麻呂は云りき、さて此物、後の哥には、さねかづらとのみよめり、)○春は、師の宇須爾都伎と訓れたるに從ふべし、(爾を省きて、うすづくと云は、漢籍訓なるべし、)萬葉十六に、辛碓爾春、碓子爾春、

えたれ、且舍人より刀禰には、轉るまじく思はる、若本一ならば、舍人と云は、刀禰よりぞ出つらむ、然れども、なほよく思ふに、此は本より別なる名なるべし、さて又舍人をも、理を略きて、刀禰と云しこともありしかとおぼしき由あり、書紀に、欽明天皇の御子に、舍人皇女と申すあるを、此記には、泥杼王とあるは、杼泥を下上に寫誤れるか、杼字は濁音なれば、疑はしけれど、なほ舍人を、刀禰とも云しとは聞ゆるなり、さて當時御子たちの御名は、多く其御乳母の姓を取られたれば、此も然るべし、姓氏錄に、等禰直、又舍人と云姓あり、さて又後世の書どもには、彼總名の刀禰の事を、舍人と書ることとあり、此は何となく混れて書るか、はた舍人をも、刀禰とも云から、借て通はし書る物か、）○爲王は、宇遲王と見ゆる狀にしたてたるなり、○露は、よく見ゆる處になり、（敵の方より、此處とよく見ゆべくかまへたるなり、）○吳床は、師の、阿具良と訓れたる宜し、下文にも見え、又朝倉宮段に大御吳床とも、御吳床ともあり、上卷天若日子段に、胡床さあると同物なり、（胡と吳との字にはかゝはらぬことなり、又和名抄に、牙床、久禮度古、と云もあれど、其にはあらず、）大神宮儀式帳、荒祭宮裝束に、吳床一具、（漆塗、長二尺三寸）とあり、なほ此物の事、彼胡床の下に云るが如し、（傳十三天若日子の段下）○坐は、麻世弖と訓べし、（麻佐世を切めて麻世と云ること、上に云り、）こは、舍人なれども、王に爲したるところなれば、かく崇みたる言以て云り、○百官は、都加佐豆加佐と訓べし、續紀九、宣命に、官々、（また百官人ともあり、）大祓詞に、天皇我朝廷爾、仕奉留、官官人等、などあり、書紀に、百官、百僚、有司など、皆如此訓り、（又もゝのつかさとも訓り、）さて天皇既く崩坐て、宇遲王未位には即賜はざれど

女爾至萬弖、云々、龍田祭祝詞にも、かくあり、續後記九に、公卿百官及刀禰等、また諸祝刀禰等、西宮記五月五日條に、內辨云、刀禰召せ、少納言唯出召、王卿以下列入、また、釋奠條に、上卿宣云、刀禰奉入禮與、諸大夫以下入自南門、また九日宴條に、云々、大節大夫稱刀禰、云云、仰召刀禰、云々、神樂弓立哥に、伊世之末乃安萬乃止禰良可太久保乃許、大神宮儀式帳に、二箇郡司子弟、及諸刀禰等、中右記に、嘉保二年云々、大原刀禰等、爲兩院下部、不隨行事所召炭、又西七條刀禰、申同爲下部、不進行事所召針、事など見え、伊勢神宮の書どもに、宇治鄉刀禰、沼木鄉惣刀禰、諸鄉刀禰、小俣村惣刀禰職、射和村刀禰職などあり、後拾遺集、神祇部詞書に、里の刀禰ともあり、散位をも、刀禰とよみ、命婦官人などを、比賣刀禰と訓り、凡て刀禰とは、もと上中下に亘りて、公に仕奉る者の總名にて、甚賤き品の者までを云り、故後にはおのづから賤き稱の如くにもなれるなり、神樂哥に海人の刀禰とあるも、海人は公の御贄を捕事を仕奉る故に、云り、里刀禰は、村長などを云なるべし、吏部王記に、百官主典以上、稱刀禰也、とあるは、主典は最下き官なる故に、云るにて、是は百官に就て云るなり、されば主典より下をば、刀禰とは云ずとにはあらず、さて主典以上とあれば、上は大臣までをも云こと知べし、然るに或は六位を云と云、或は六位以下を云と云る說などは、皆非なり、西宮記に、刀禰召とありて、王卿以下列入とあるを以ても、王卿以下みな刀禰なることは著きものをや、さて刀禰てふ名の義は、伴之部なるべし、母を省て、能辨は禰と切れり、さて舍人と、此刀禰とは、本は一名なりしが、後に別れたるものかの疑あり、師は、刀禰は後の稱にて、もと舍人より轉りたるものなり、と云れしかど、然には非ず、刀禰もいと古き名とこそ聞

續紀八に、舍人親王に、內舍人二人、大舍人四人、衞士三十人、新田部親王に、內舍人二人、大舍人四人、衞士二十人を賜へること見えて、其舍人、以供左右雜使、衞士、以充行路防禦、とあり、臣の家には、此稱無し、續紀五に、左大臣舍人見えたるは、後の事なるべし、）此は、宇遲王の舍人なり、名義は、殿侍か、（能波閉を切むれば、泥となる、侍の意は、上卷傳十四大國主神國避の段に云るが如し、萬葉二、日並皇子尊宮舍人等哥に、東の、たぎの御門に、伺侍へど、昨日も今日も、召こともなし、又今一の考もあり、其は、下に云べし、師は、殿守と云意なり、と云れしかど、殿守は、本よりとのもりと云て、別なり、）書紀に、帳內、官者、兵衞などもあり、（漢國にて官者と云物は、皇朝には無し、されど、仕奉るさまは登禰理と似たることあり、又兵衞は、登禰理に正しく當らず、さて舍人の字を、むねと用る故は、漢書注に、舍人、親近左右之通稱也、後為官と云る、此意を以てなり、舍人と云稱は、周禮にも、史記、秦始皇紀などにもあれど、此方に登禰理に用るは、右の漢書注に云る意を以てなり、後為官と云るさへ、よく合り、）又やゝ後に、大舍人と云あり、（此名書紀雄畧卷より始て見えたり、職員令に、左右大舍人寮ありて、大舍人八百人と見ゆ、集解に、弘仁十年に、減じて四百人に定められし由見ゆ、）內舍人と云もあり、（同令中務省の下に、內舍人九十人掌帶刀宿衞、供奉雜使、若駕行、分衞前後、とあり、大寶元年に、始て置れしこと、續紀に見ゆ、久安四年、內舍人六十人に定められしこと、百錬抄に見ゆ、漢國にても、隋官に太子內舍人と云あり、太子の官なり、）又東宮職員令にも、舍人監ありて、其下に、舍人六百人とあり、さて又刀禰と云稱あり、此は舍人とは、本より別なり、（廣瀨大忌祭祝詞に、王等臣等百官人等、倭國乃六御縣能刀禰、男

巻にも、伏兵とあり、○其山は、宇遲山なり、○絁垣は、絁を長く引延て、垣の如く立隔つるを云、大神宮儀式帳、新宮遷奉儀式行事に、人垣立弖、衣垣曳弖、蓋刺翳等捧弖幸行、とあり、（今世にも、遷宮に、絹垣とて、此物あり、）○帷幕は、阿宜波理と訓べし、和名抄に、四聲字苑云、幄大帳也、和名阿計波利、書紀齊明巻に、張紺幕於此宮地、とあり、（繼躰巻に、帷幕を、キヌマクと訓、和名抄にも、幕和名萬久、とあれども、此は字音とこそ聞ゆれ、又帷、和名加太比良とあれど、此は帷と幕と二には非ず、二字を連ねて一物に訓べきなり、つねに帷幕とつゞきたる字なる故に、かくは書るのみなり、帷も、字書に幕也、と云注あり、）又斗婆理とも訓べし、和名抄に、唐韻云、幌帷幔也、和名止波利とあり、（そも〳〵和名抄には、帷は加太比良、幕は萬久、帟は比良波利、幄は阿計波利、幔は萬多良萬久、幌は止波利、帳は俗音長、などくさ〳〵擧たれども、そはやゝ後のことにて、古へはさしもあらじ、字も、漢國にても、通用ること常なれば、此の訓も、右の字どもには泥まず、たゞ古き名に依て訓べきなり、阿宜波理は、幄字を用ひて、屋の如く、上に張る名とは聞ゆれど、又横をも通はしても云べし、横より上へかけて張故にもあるべし、かくて此は上なる絁垣ぞ、今世の幕のさまなる物なれば、帷幕は即後世の幄にてもあるべし、）○舎人は、左右近く親く仕奉る者なり、書紀仁德巻に、近習舎人、武烈巻に、近侍舎人、顯宗巻に、左右舎人などもあり、（これらもたゞ舎人なり、別にかゝる稱どもゝあるにはあらず、）さて此者、此記書紀に見えたるを考へわたすに天皇及王たちの使ひ賜ふ物にて、（萬葉哥によめるさまも、皆皇子に仕奉るよしなり、十三巻に、朝者召而使、夕者召而使、遣之舎人之子等者、行鳥之群而侍、有雖待不召賜者、云々、

命と、大雀命と、宇遲能和紀郎子と、三柱、太子に、御詔別の大命なり、○讓は、大雀命も、共に皇太子に坐が故なり、此言を以ても、三柱ながら皇太子に坐しことを知べし、(もし書紀の如く、宇遲王のみ太子に坐むには、天下はもとより其王の治すべければ、大雀命の、讓たまふと云ことと由なし、共に太子に坐が故に、讓り賜ふなり、) 由豆流とは、ところ避るを云、(三柱御子、共に皇太子にて坐せば、何れも天下所知看べし、然れども、天皇の大命有に因て、宇遲王に地避り聞え給ふなり、) 佛足石哥に、由豆利麻都良牟、書紀仁德卷初云、時太子菟道稚郎子、讓位于大鷦鷯尊、未即帝位、仍諮大鷦鷯尊、云々、大鷦鷯尊對言云々、固辭不承、各相讓之、(此相讓賜へる御言の文長し、さらに當昔の語にあらず、皆例の漢意の潤色の文にて、いとうるさし、) ○大山守命者云々、書紀云、是時額田大仲彥皇子、將掌倭屯田及屯倉、云々然後大山守皇子、每恨先帝廢之非立、而重有是怨、則謀之曰、我殺太子、遂登帝位、(是怨とは、倭の屯田屯倉の事なり、額田大仲彥皇子は、御同母兄なるがゆゑなり、) ○弟皇子は、宇遲王なり、さて御子を皇子と書ること、記中に此を除ては例なし、(玉垣宮段、又此下にも、弟王兄王など書、又王子と書ることとは處々ありて、此下文にも然書れば、此ももとは王子なりけむを、書紀に目なれたる後の人、ふと寫誤れるにこそ、) ○竊は、師の志怒比爾と訓れたる宜し、○兵は、師の伊久佐毘登と訓れたる宜し、下なるも皆同じ、○爾大雀命云々、書紀云、爰大鷦鷯尊、預聞其謀、密告太子、備兵令守、○遣使者は、宇遲王の御許に、山城國宇遲に遣すなり、(此王は、宇遲に住坐しこと、上に云るが如し、)
○河邊は、宇遲川の邊なり、○伏は、加久志と訓べし、下に伏隱河邊之兵、とある、是なり、書紀天武

不能也。渡到河中之時。令傾其船。墮入水中。爾乃浮出。隨水流下。即流歌曰。知波夜夫流。宇遲能和多理邇。佐袁斗理邇。波夜祁牟比登斯。和賀毛古邇許牟。於是伏隱河邊之兵。彼廂此廂一時共興。矢刺而流。故到訶和羅之前而沈入。訶和羅三字以音故以鉤探其沈處者。繋其衣中甲而。訶和羅鳴。故號其地謂訶和羅前也。爾掛出其骨之時。弟王歌曰。知波夜比登。宇遲能和多理邇。和多理是邇。多弖流。阿豆佐由美。麻由美。伊岐良牟登。許許呂波母閇杼。伊斗良牟登。許許呂波母閇杼。母登幣波。岐美袁淤母比傳。須惠幣波。伊毛袁淤母比傳。伊良那祁久。曾許爾淤母比。加那志祁久。許許爾淤母比傳。伊岐良受曾久流。阿豆佐由美。麻由美。故其大山守命之骨者。葬于那良山也。是大山守命者。土形君。幣岐君。榛原君等之祖。

天皇崩は、書紀に、四十一年春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮、(一云崩于大隅宮、)とあり、(大隅宮は、難波にあり、二十二年の處に見ゆ、) ○天皇之命は、佐伎能意富美許登と訓べし、天皇を字のまゝに訓ては、此は、上なると重なりて、煩はしければなり、さて此は、上に見えたる大山守

給ひしことなるべし、手酔は、さる御手ずさみし給ふことゝ、足酔は、其處はかとなく幸行せるこ
となり、くめるは心得ず、のめるの誤か、さて此を夜行の誦文とせる意は、堅石すら走避つる如
く、いかなるおそろしき物も、我を恐れて逃避て、近づかじ、との意にぞあるべき、

故天皇崩之後。大雀命者。從天皇之命。以天下讓宇遲能和紀郎子。
於是大山守命者。違天皇之命。猶欲獲天下。有殺其弟皇子之情。竊
設兵將攻。爾大雀命。聞其兄備兵。即遣使者。令告宇遲能和
紀郎子。故聞驚。以兵伏河邊。亦其山之上。張垣垣立帷幕。詐以舍人
為王。露坐吳床。百官恭敬往來之狀。既如王子之坐所而。更為其兄
王渡河之時。具餝船檝。者舂佐那（此二字以音）葛之根。取其汁滑而。塗其
船中之簀椅。設蹈應仆而。其王子者。服布衣褌。既為賤人之形。執檝
立船。於是其兄王。隱伏兵士。衣中服鎧。到於河邊。將乘船時。望其嚴
餝之處。以為弟王坐其吳床。都不知執檝而立船。即問其執檝者曰。
傳聞茲山有忿怒之大猪。吾欲取其猪。若獲其猪乎。爾執檝者。答曰
不能也。亦問曰何由。答曰時時也往往也雖為取而不得。是以白

るこそ、常多し、(契冲が、咲苦きなりと云るはいみしき非ぞ、) 師云、大御酒に醉賜ひて、御心の萬の御思も和さみ坐、咲榮坐よしなり、○如此之歌 (之字、例なき置ざまなり、師は、歌之を下上に寫誤れるなりと云れしかど、其も書紀には常のことなれど、此記には例なきさまなり、) 歌は、宇多波志都々と訓べし、乍字は無けれども、必然あるべき勢なる處なり、(上なる之字、若くは下に在て、乍の誤か、) ○幸行は、大御酒に醉給ひて、御心うき立て、何處を許ともなく、すゞろに幸行すなり、故其處を何處とも云ざるなり、○大坂は、玉垣宮段に出て、大和國より、河内國へ越る坂なり、彼處に委云り、(傳廿五本牟遲和氣御子の條下) ○大石を打賜ふは、醉坐る故の御態なり、○走避は、痛く打れ奉らじとて、情ある物の如くに、逃避るなり、(避は、打給ふ御杖をよくるなり、) ○諺は、上卷に出、(傳十三天若日子の段下) ○堅石は、師の迦多志波と訓れたる、宜し、書紀雄略卷に、堅磐此云柯陀之波、とあり、さて此は、たゞ石と云ずして、堅としも云るは、石はいかに打るれども、痛むこともなく、傷ふこともなき堅き物なる、其堅き石すらと云意なり、かくて諺に云る意は、凡て酒に醉亂れたる人は、正心ならねば、如何なるひがわざせむも測りがたければ、堅き石すら恐れ避るなれば必恐れて避べきものぞ、との譬に引て、云りしなり、(凡て諺とて擧たるは、皆たゞに其時の事を云るのみには非ず、物の譬に引て云ることなり、其由上卷なる、雉之頓使、玉垣宮段なる、不得地玉作、などの諺の下にも云るが如し、考合すべし、) 袋册子に、夜行途中誦文の哥、かたしはや、つかせゝくりに、ためる酒、手ゑひ足ゑひ、我醉にけりとある是も此の御故事をよめりと聞ゆ、(二の句つかは、つゑを誤れるか御杖もて大石を打

り。）○迦美斯美岐邇は、釀し御酒になり、○和禮惠比邇祁理ば、吾醉にけりなり、萬葉六（二十八丁）に、大夫之禱豐御酒爾、吾醉爾家里、○許登那具志は、事和酒なり、和は、慰むを云、萬葉八（五十二丁）に、情奈具夜登、十一（廿丁）に、念之情、今曾水葱少熱十五（十三丁）に、安我毛敝流許己呂奈具也等、十七（四十八丁）に、許己太久母、之氣伎孤悲可毛奈具流日毛奈久、十八（卅丁）に、左加美都伎、安蘇比奈具禮止、などある、皆慰むなり、（風などの和ぐと云も、もと同言にて、意同じ。）又丹後國風土記に、天女八人降來云々、爰天女善爲釀酒、飮一盃吉萬病除、云々復至竹野郡船木里奈具村、即謂村人等云、此處我心奈具志久、（古事平善者云奈具志）乃留居此村、斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇賀能賣命也、（此は釀酒と、奈具志久とは別事にて、相關らぬさまなれども、この哥と合せて思へば、實は釀酒事も由あらむも知らず、神名式に、丹後國竹野郡奈具神社、さて大神宮儀式帳に、味酒鈴鹿國とあるは、伊勢國鈴鹿郡なり、枕詞に、味酒と云るは、此の須々許理てふ名の須々と由あることには非るにや、又其郡内に、名串村と云あり、神名式に那久志里神社あり。）さて此御句は、諸の憂事哀事の和さむ酒と云意なれば、許登那具久志なるを、具久と同音の重なれるを、一は省けるなり、（凡て同音の重なれる言は、一省く例常多し、上に云り。）久志を酒とすることは、大后御段の御哥に、久志能加美とある下に擧たる、横井千秋の考に依れり、（傳卅一）考合すべし、（此御句を、契沖、許登は言なり、那は乃なり、具志は苦しなり、として、大御酒きこしめして、物仰せらる、ことの苦しきと詔ふなり、と云るは、いみしき非なり。）○惠具志爾は、咲酒になり、飮ば心おもしろく、咲榮る酒と意云なり、咲を、惠と云

紀釋、顯宗卷、旨酒餌香市下に、私記曰、師說、高麗人來住餌香、市、時人競以高價買飲、故云、と云るは、此須々許理が事などを、傳へて云るには非じか、）○等とは、秦造祖、漢直祖、仁番などを云なり、○參渡來、これも秦造祖より、三人の事なり、（此人々は、百濟國より貢上れる內には非ず、たゞ此御世に自參渡來つるなり、

故是須須許理釀大御酒以獻。於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒而。宇羅宜三字以音御歌曰。須須許理賀。迦美斯美岐邇。和禮惠比邇理。許登那具志。惠具志爾。和禮惠比邇理。如此之歌幸行時。以御杖打大坂道中之大石者。其石走避。故諺曰堅石避醉人也。

宇羅宜は、すゞろに心おもしろく、浮立を云と聞ゆ、若櫻宮段にも、於大御酒宇良宜而、大御寢坐也と見え、出雲風土記（仁多郡三津鄉條）に、大神大穴持命御子、阿遲須伎高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之、辭不通、爾時祖神、御子乘船而、率巡八十嶋、宇良加志給鞆、猶不止哭之、ともあり、（宇羅宜は、おのづから然るをいひ、宇良加志は、令宇羅宜を云て、此は、哭を止て、宇羅宜給ふべくするなり、契沖云、世に幼き兒を、てうらかすと云も、此宇良加志に、手を加へて、手うらかすにや、）○須須許理賀、（契沖、此名を、此若和語ならば、煤凝なるべし、其故は、久しき家には、煤の凝れるなり、古事記云、櫛八玉命云々と云るは由なし、煤に凝と云ことは緣あれども、然りとて、煤の凝ること、此人に何の緣かあらむ、又此人、仁德天皇段、幷姓氏錄にも、見えたりと云るも違へ

主之後也、）續後紀一に、山田造古嗣、大藏忌寸横佩、内藏忌寸秀嗣等、並賜宿禰姓、就中横佩秀嗣之先、出自後漢靈帝、曾孫阿智王、泊譽田天皇馭寓之年、歸化者也、三代實錄六に、大藏伊美吉廣勝、賜姓宿禰、後漢孝靈皇帝四代孫、阿智使主後與坂上大宿禰同祖也、また坂上伊美吉能文、坂上伊美吉斯文等九人、賜姓坂上宿禰、後漢孝靈皇帝四代孫、阿智使主之裔、與坂上大宿禰同祖也、など見ゆ、なほ姓氏錄に、此同祖の氏々、彼此あり、（醫の名高き丹波氏も、坂上氏より出たり、）○知釀酒とは、世に勝れて善釀を云るにて、知は巧手なるよしなり、（下卷にも、上手なることを、知と云る例あり、）○仁番は、爾富と讀べし、（上の照古卓素西素などの例に、此も字音のまゝ、に、ニ。ン。ホ。ンとも讀べけれど、凡てンの韻は、正しからざる聲なるを以て、古より省く例多きを、是は殊に二重なりて聞苦しければ、韻をば省きてよむべきなり、其にとりて、師は、番を波と讀れたれど、此字も、蕃字も、記中に、ホ。の假字に用ひ、附袁反なれば、呉音ホ。ン。なり、）○須々許理、此人の事、書紀にも、其餘の古書にも見えず、但姓氏錄酒部公條に、云々、大鷦鷯天皇御代、從韓國參來人、兄曾々保利、弟曾々保利二人、天皇勅、有何才、皆有造酒之才、令造御酒、云々、（此文の事、傳廿六神櫛王條下に委云り、考合すべし、）とある曾々保利と、同人の如聞ゆるを、（須々と曾々と通ひ、許と保と横に通へり、）仁德天皇御代とあるは、傳の異なるなるべし、（又字鏡に、酬須々保利とあれど、其義詳ならず、又同書に、酬醬也、佐々加利、これも須々許理と音通へども、酬は醉怒也、醬は酒失也、と注したれば、此に叶はず、又姓氏錄に、工造、呉國人、太利須々之後、また上勝は百濟國人、多利須々之後也、また高安漢人、貊國人、小須々之後也、などあるも、似たる名なり、又書

民、積年累代、以至于今、今在諸國漢人、亦是其後也、臣苅田麻呂等、失先祖之王族、蒙下人之卑姓、望請改忌寸、蒙賜宿禰姓、云々詔許之、坂上、內藏、平田、大藏、文、調、文部、谷、民、佐太、山口等忌寸十姓、一十六人、賜姓宿禰、（十姓とあるは、十一姓の一字脫たるなるべし、此姓ども、皆阿知使主の後にて、坂上氏は、書紀欽明卷に、東漢坂上直子麻呂、推古卷に、倭漢坂上直、天武卷に、坂上直國麻呂、坂上直熊毛、坂上直老など見えて、此も漢直の內なる故に、天武天皇十四年に、忌寸になれる內なり、かくて續紀廿五に、坂上忌寸苅田麻呂、賜姓坂上大忌寸、さて今宿禰になれるより、此苅田麻呂の流をば、大宿禰と云り、大忌寸の大をやがて宿禰へうつして賜へるなるべし、さて文氏は、上なる文首の處に云る、倭漢文直と云氏にて、皇極紀孝德紀に、其人見えたり、さて天武御世に、倭漢直の連になり忌寸になれる時、此文直も其內にて、連になり、忌寸になれるなり、なほ此氏の事、上の文首の處に見えたり、考合すべし、內藏宿禰、平田宿禰、文忌寸、谷宿禰、佐太宿禰、山口宿禰など、皆姓氏錄に見えて、坂上大宿禰同祖とあり、調連、民首は、共に、百濟國努理使主之後也と見え、大藏氏は見えず、）姓氏錄（右京諸蕃漢、）に、坂上大宿禰、出自後漢靈帝男延王也、（續後紀七に、坂上忌寸豐雄、改忌寸賜宿禰、）續紀卅二に、坂上大忌寸苅田麻呂等言、以檜前忌寸任大和國高市郡司元由者、先祖阿智使主、輕嶋豐明宮馭宇天皇御世、率十七縣人夫歸化、詔賜高市郡檜前村而居焉、凡高市郡內者、檜前忌寸及十七縣人夫、滿地而居、他姓者十而一二焉云々、（姓氏錄に、檜前忌寸、坂上大宿禰同祖、阿智王之後也、）卅七に、倭漢忌寸木津吉人等八人言、吉人等、是阿智使主之後也、云々除倭漢二字、爲木津忌寸、許之、（姓氏錄に、木津忌寸、後漢靈帝三世孫、阿智使

末の事なりけむが、(其時都加使主は、いと幼かりけむ) 紛ひて、此らも應神御世と誤傳へたるにぞあらむ、(凡て此御世には、異國より參來れる人々多かりし故に、仁德御世に來歸れるをも、混へて、此御世と傳へたるなり、かの雄略御世に參れりし、呉國服織の事も、此御世に紛ひつる類なり、思合すべし、) さて此氏の事、書紀雄略卷に、十六年冬十月、詔聚漢部、定其伴造者、賜姓曰直、一本云、賜漢使主等、賜姓曰直、(賜字二つあるは、衍には非ず、上なる賜は、漢部を賜ふなり、) さて氏人は、欽明卷に、東漢氏直糠兒、(氏字は衍か、) 崇峻卷に、東漢直駒、東漢直福因、東漢直縣、孝德卷に、倭漢直比羅夫、天武卷に、(六年六月、詔東漢直等曰云々、) 十一年五月、倭漢直等、賜姓曰連、十四年六月、倭漢連、河內漢連、賜姓曰忌寸、(河內漢連は、十二年九月、川內漢直、賜姓曰連とあり、是なり、推古卷に、河內漢直贄と云人見ゆ、そも〳〵) 此氏の先祖は、誰ならむ、未考へず、若此も共に阿知使主の後ならば、此記にも、書紀にも、阿知使主を倭漢直祖とあるは、混らはし、倭とては、河內なるは、其後には非ること聞ゆればなり、若くは河內なるは異人の後にやあらむ、なほ考ふべし、姓氏錄河內諸蕃に、火撫直、後漢靈帝四世孫、阿知使主之後也と云あり、) 續紀卅八に、坂上大忌寸苅田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫、阿智王之後、漢祚遷魏、阿智王因神牛敎、出行帶方、忽得寶帶瑞、其像似宮城、受建國邑、育其人庶、後召父兄、告曰、吾聞東國有聖主、何不歸從乎、若久居此處、恐取覆滅、即携女弟迂興德及七姓氏、歸化來朝、是則譽田天皇治天下之御世也、於是阿智王奏請曰、臣舊居在於帶方、人民男女皆有才藝、近者寓於百濟高麗之間、心懷猶豫、未知去就、伏願天恩遣使追召之、乃勅遣臣八腹氏、分頭發遣、其人男女擧落隨使盡來、永爲公

又懷風藻にも見ゆ、）十四に、詔授造宮錄正八位下秦下嶋麻呂從四位下、賜太秦公之姓、幷云云、以築大宮垣也、（宇豆麻佐をば、此にも名と云、姓氏錄にも號とあるを以て、姓には非ることを知べし、然るに姓氏錄に、太秦公宿禰と標られたるは、何の御代に姓には賜ひけむ、さて秦下とある下は忌寸の誤か、）三代實錄七に、山城國葛野郡人秦忌寸春風、秦忌寸諸長等三人、賜姓時原宿禰、其先秦始皇之後也、四十四に、左京人秦宿禰永厚、秦公直宗、山城國葛野郡人秦忌寸永宗、右京人秦忌寸越雄、左京人秦公直本等、男女十九人、賜姓惟宗朝臣、永厚等自言秦始皇十二世孫、功滿王子、融通王之苗裔也、云々率百二十七縣人民、譽田天皇十四年歲次癸卯、是焉內屬也、（此氏の宿禰になりしことは見えず、續後紀承和三年處に、宿禰と云るあれば、其より前になれるなるべし、）○漢直之祖、漢は阿夜と訓、（凡て漢を阿夜と云こと、いかなる由にか詳ならず、漢織を、書紀に、穴織ともあるを以て思へば、阿那と云と同く、此も阿夜と歎く聲より出たるか、新井氏は、漢字音を訛れる如く云れども、信られず、）此祖は、阿智使主、及其子都加使主なり、書紀に、二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子、都加使主、並率己之黨類十七縣、而來歸焉とある、是なり、（倭と云は、河內漢直もある故に、其に分てなり、河內漢直の事、下に云べし、）然るに若櫻宮段の初に、倭漢直之祖、阿知直、書紀にも、其處に、漢直祖阿知使主、云々と見え、又雄略卷、清寧卷に、東漢直掬見えたるは、いと疑はし、（應神天皇廿年より、履中天皇御世の初までは、百十餘年を經つれば、阿知使主甚く長壽かりしにや、又此二十年より清寧天皇御世までは、百九十餘年なれば、都加使主存在べきに非ず、掬は即都加なり、）故思に、此父子が來歸しは、仁德天皇御世の

稚武、天皇謚雄略、御世、普洞王、時秦氏總被劫略、今見在者十不存一、請遣勅使撿括招集、天皇遣使小子部雷率大隅阿多隼人等、搜括鳩集、得秦氏九十二部一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛篚詣闕貢進、如丘如山、積畜朝庭、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈大藏於宮側、納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、天平二十年在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、(仁德御世云々の事は、書紀には見えず、其四十一年四十三年の處に、百濟王之孫酒君とあるは、秦酒君の紛ひたるには非るか、さて此に秦氏とあるも、みな秦民の誤なるべし、又禹豆麻佐の義を云るに、有利益之義とは、麻佐を益の意に見たるひがことなり、古語拾遺に、隨積埋益也と云るは、殊に俗説なり、大藏の事、古語拾遺にも見えたり、此といさゝか異なり、又欽明紀に、秦大津父と云人を、拜大藏省と見え、召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數、惣七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造とあり、此大藏掾は、秦大津父なるべし、伴造は、其部の長なり、)なほ秦氏これかれ見えたり、書紀推古卷に、秦造河勝云々、因以造蜂岡寺、(此寺同卷に、葛野秦寺ともあり、山城國葛野郡太秦村にあり、太秦、又河勝が事、種々の説あれども、佛徒の云出たる例の妄説なり、)皇極卷に、葛野秦造河勝などありて、山城國葛野郡本居なり、同卷哥に、此河勝がことを、禹都麻佐波云々とよめり、續後紀五に、山城國人秦宿禰氏繼、改本居貫附四條三坊、天武卷、十二年九月、秦造賜姓曰連、十四年六月、秦連賜姓曰忌寸、持統卷、十年五月、秦造綱手賜姓爲忌寸、續紀八に、秦朝元賜忌寸姓、(印本に、朝字下に臣字あるは衍なり、秦朝元、十一卷、

處々見ゆ、賜姓は、賜號とこそあるべけれ、禹豆麻佐は、姓には非ず、此後も姓はなほ秦なるにや、さて此號の意、禹豆は、今言にも、物を多く積たる貌などを、宇豆高しと云に合り、萬葉十五に、名爾於布奈流門能宇頭之保爾と云るも、高き潮ときこゆ、母利と云るも、盛又森などの意と、同く通ひて聞ゆ、麻佐は、即百八十種勝部とある勝なるべし、姓氏錄諸蕃に、勝と云姓も、あり、又上勝、不破勝、茨田勝など、戸にもありて、即秦勝と云もあり、是らみな加知と訓は誤にて、麻佐と訓べきなり、其は韓國にて一種の號にぞありけむ、其に此方にて勝字を用るは、麻佐流と云訓を取たる借字なるべし、さて禹豆麻佐に、太秦の字を書は、何時よりのことならむ、）右の姓氏錄、太秦公宿禰條に、云々、仁徳天皇御世、以百二十七縣秦氏、分置諸郡、即使養蠶織絹貢之、天皇詔曰秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟溫煖如肌膚、賜姓波多公、秦公酒雄略天皇御世、絲綿絹帛委積如岳、天皇嘉之、賜號曰禹都萬佐、（秦氏の氏字は、民の誤なるべし、秦王は、融通王を詔へるなり、）肌膚賜姓波多の六字、印本には如次登召志とあるは、誤字と見えて、解がたし、今は古寫本に依れり、但此寫本も、此は私に改めつるかの疑はあれど、必かくさまにあるべき處なり、さて溫煖肌膚云々は、古語拾遺にも、所貢絹綿、軟於肌膚、故訓秦字、謂之波陀、とあれど、若これらの義ならば、溫、或は軟の言を取てこそ名くべけれ、肌と云言を取べき由なし、新井氏も此說を信ずて、波陀は、韓國の語なりと云り、古語拾遺右のつゞきに、仍以秦氏所貢絹、纏祭神劔首、今俗猶然、所謂秦機織之緣也矣、と云ことも見ゆ、）又秦忌寸條に云々、男眞徳王、次普洞王、（古記曰浦東君、）大鷦鷯天皇謚仁徳御世、賜姓曰波陀、今秦字之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒、大泊瀬

其東界の地を割あたへたるなり、故に秦韓とも云り、其地北方濊貊と相接す、さて始皇三十二年、蒙恬をして兵三十萬人を發して、長城を築しむ、卅五年、太子扶蘇をして蒙恬が軍を上郡に監せしむ、卅七年、始皇崩、宦者趙高亂を起し、胡亥を立て、扶蘇に死を賜ふと云り、然れども、我國の秦氏、始皇三世孝武王の後なりと云に依ば、扶蘇死せず、ひそかに逃れて遼を度り來れるにや、又は子ありて其亂を避て、遂に濊貊の地に君たりしを、孝武王と云しにや、さてかの長城の卒の、扶蘇父子の間從ひ來れる者ども、馬韓東界の地を得て舊君に服屬せしが、功滿融通の時に、隣敵のために國を亡ひて、百濟に屬し、遂に國人を率て、我國に來れるなり、晉大康の後辰韓の朝貢絶たりとあるも、秦氏我國に來れる時と合り、）又（山城國諸蕃漢）秦忌寸、太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也、物智王弓月王、譽田天皇諡應神十四年來朝、上表、更歸國、率百二十七縣狛姓歸化、幷獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之焉、男眞德王、次普洞王、（古記曰浦東君、）云々、（此次の文は、下に引べし、物智王は、功萬王を寫誤れるには非るか、狛字は、百を誤れるなるべし、新井氏云、百二十七縣の百字は、狛の誤なり、又功滿王は、狛王と云ことなり、功滿融通は、もと濊狛の君にぞありけむと云り、これらの說いかゞ、）かくて書紀雄略卷に、十二年秦酒君云々、十五年秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂而、仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民、賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹縑、充積朝庭、因賜姓曰禹豆麻佐、（一云禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也とあり、秦民とは、弓月君が率て來つる百廿七縣の民なり、仕字は、白などの誤か、又此字の上に文脫たるか、秦酒公は、姓氏錄に、なほ

秦造之祖、秦は波陀と訓、此祖は、弓月君なり、書紀に十四年、是歳弓月君、自百濟來歸、因以奏之曰、臣領己國之人夫百二十縣而歸化、然因新羅人之拒、皆留加羅國、爰遣葛城襲津彦而、召弓月君之人夫於加羅、然經三年、而襲津彦不來焉、十六年八月、遣平群木菟宿禰的戸田宿禰於加羅、仍授精兵詔之曰、襲津彦久之不還、必由新羅人拒而滯之、汝等急往之擊新羅、披其道路、於是木菟宿禰等進精兵、莅于新羅之境、新羅王愕之服其罪、乃率弓月君之人夫、與襲津彦共來焉、（こゝに弓月君、是秦造之始祖也、と云ことのあるべきに、無きは漏たるなり、）古語拾遺此御世段に、秦公祖弓月、率百廿縣民而歸化矣、姓氏錄（左京諸蕃漢）に、太秦公宿禰、秦始皇帝三世孫、孝武王之後也、男功滿王、仲哀八年來朝、男融通王、（一曰弓月王、）應神天皇十四年來朝、率二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、仁德天皇御世、云々、（此次文は、下に引べし、さて此に秦始皇三世孫孝武王と云て、弓月を其孫とす、然るときは、弓月は始皇が五世孫なり、此外の氏の條にも、五世孫と云るあり、然るに秦始皇の終の年は、孝元天皇五年にあたりて、應神天皇元年まで、四百八十年なれば、時代合ず、若は孝武王は、十三世孫なるを、十字の脫たるにて、弓月は十五世孫か、一の秦忌寸條に、始皇帝十四世孫尊義王之後也、とある、尊義王は、功滿王が兄弟か、此世數ぞ年數に叶へる、さて又功滿王仲哀天皇御世來朝とあるも、傳の誤なるべし、さて弓月王とは、一秦忌寸條にも王とあり凡て漢韓人は、其王には非るをも、王の族なる者をば、某王と云る例常に多し、弓月と融通とは、一言の轉れるなり、二十七縣は、二上に百字の脫たるなるべし、さて弓月君の歸化れること、新井氏云、三韓の中の辰韓は、もと秦の亡人苦役を避て、來て韓國に逭れるを、馬韓

たるなり、かの雄略卷に、以弟媛爲漢衣縫部、とあるにても心得べし、弟媛は呉より來つるを、漢と云り、かゝれば、是も此記に、漢服と云は、無きぞ正しかりける、）此處は、此記に、百濟より貢れりとあるぞ、正き傳なりける、然るに呉服としも云ることは、後に雄略の御世に、始て呉國より參れる服織の、めづらしくて、もてはやされつるまゝに、其名高くなりて、遂に異國の服織をば、凡て呉服織と云ならはせるから、此御世に百濟より貢りしをも、後の稱を以て（呉服とは語り傳へたるなり、（今世まで、呉服と云稱のあるも、此稱の殘れるなり、又呉藍と云ば、必しも呉國のには限らず、紅色の名となれるも同じことにて、からくれなゐと云ばとて、漢より來つる呉國の藍には非るをも、准へ思ふべし、さて書紀に、此呉服を、呉國より來つる如く記されたるも、呉と云稱に因て、かの雄畧の御世のと亂ひつるなるべし、又書紀に、四婦女とあれども、呉服は、此記に名西素とあるは、男の名とこそ聞えたれ、そのうへ、穴織は、即漢織にて、其は即呉服のことなれば、四人とせられたるも違へり、さて呉を久禮と云ことは、かの久禮波久禮志が導せし國なる故か、又呉國の導せしを以て、彼二人の名は負るか、本末知がたし、或人は、久禮は呉字の音の轉れるなりと云れど、其は例の强説なり、）○二人は、卓素と西素となり、さて百濟より貢れるは、此までなり、

又秦造之祖。漢直之祖。及知釀酒人名仁番亦名須須許理等。參渡來也。

志二人、爲導者、由是得通呉、呉王於是與工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女、四十一年春二月、阿知使主等自呉至筑紫、時胸形大神、乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也、既而率三婦女以至津國、及于武庫、而天皇崩之不及、即獻于大鷦鷯尊、是女人等之後、今呉衣縫、蚊屋衣縫是也、とあれども、此は雄略天皇の御世の事なるが、混ひたるものにて、(同雄略卷に、十二年夏四月、身狹村主青、與檜隈民使博徳、出使于呉、十四年春正月、身狹村主青等、共呉國使、將呉所獻手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、云々、以衣縫兄媛、奉大三輪神、以弟媛、爲漢衣縫部也、漢織呉織衣縫是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也とあると、事のさま痛く似たるを思ふべし、將來つる四人の名稱全同じく、兄媛を神に奉れる事も同きにや、されば、呉國に行て、此手人等を將來つるは、右の雄略天皇の御世の事なりしを、此應神天皇の御世に、百濟より貢りし服部の事に、傳誤りたるなり、されば、かの久禮波久禮志が導せしとあるも、雄略の御世の時のことなるべし、凡て呉國と通ひ初しは、彼御世とこそおぼゆれ、仁徳天皇の五十八年に、呉國朝貢とあるも、おぼつかなし、そも／＼雄略天皇のころは、呉は既に滅びし後なれども、三韓などにては、云なれたるまゝに、なほ其地をば呉と云りしなり、さて又書紀に、呉織漢織とて、此を二人にせられたるも、誤なり、實は一人にて、漢織と云も、即呉織のことなり、其故は、まづ漢と呉と分て云ときは、漢とは彼三國の時、魏の有てりし地を云、呉とは江南の地を云り、然れども、皇國などにて、呉をも合せて一に漢と云ること多し、書紀に呉國人の後をも、漢某と云、姓氏錄、諸蕃にも、漢の内に呉をばこめたり、されば呉織を、或は漢織とも云しを、二と心得て、別に擧られ

後也、など見ゆ、職員令内藏寮、下に、典履二人、掌縫作靴履鞍具、乃撿挍百濟手部十人、掌雜縫作事、大藏省下にもかく見えたる、(共に事字は、革の誤か、又事上に、革字脫たるか、)手部も、弖毘登と訓べし、手人は、諸の物作る工を云稱なり、(今俗に職人と云物なり、)内藏寮式に、雜作手造御櫛手二人、夾纈手二人、臈纈手二人、暈繝手二人、造油絁手二人、織席手一人、また染手五人、などある手も、みな手人の意なり、さて此は、韓鍛冶と呉服とを指て云り、○韓鍛、鍛は、加奴知と訓べし、上卷(傳八天石屋戶段下)に見ゆ、今加遲と云は、加奴知を訛れるなり、さて韓國の鍛冶の渡參來てより、皇國に元よりあるをば、倭鍛と云て分てり、(倭鍛部、書紀綏靖卷に見えたるは、後より云る稱なり、さて皇國のと、韓國のとは、鍛の法異なることあるにや、又彼國には、諸器物など、殊に巧に造れるを以て、召たるにや、いかにも後まで倭韓と分れたるは、異なる事ありしなるべし、今世の鍛冶は、何れの流にかあらん、刀鍛などの法は、もとより倭鍛の流にぞあるべき、)續紀九に、云々近江國韓鍛冶百嶋、云々、丹波國韓鍛冶首法麻呂、云々、播磨國韓鍛冶百依、紀伊國韓鍛冶杭田、云々等、合七十一戶、雖姓渉雜工、而尋要本源、元來不預雜戶之色、因除其號、並從公戶、廿九に、讃岐國寒川郡人韓鐵師毘登毛人、韓鐵師部牛養等、一百廿七人、賜姓坂本臣、四十に、播磨國美嚢郡大領韓鍛首廣富云々、○呉服は、久禮波登理と訓、(波登理は、機織の約まりたるなり、登を濁るは誤ぞ、)呉國の服織人なり、(されば、波登理を、服とのみ書るは、服部の部字を畧けるなり、)さて此事書紀には、三十七年春二月、遣阿知使主都加使主於呉、令求縫工女、爰阿知使主等、渡高麗國、欲達于呉、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮

祓詞と云は、式の大祓詞の末に載たる、謹請皇天云々の文にて、義解に謂文部漢音可讀者とあり、さて此氏人が、如此刀を獻り、詞を讀ことは、其本國の傳事なるべきを、何れの御代よりか、雜へ用始め賜ひけむ、さて此文部とあるを、フヒトベと訓は、非なり、フヒトベと訓べきは、史部にて、別なり、其は學令に、東西史部とありて、義解に、前代以來、奕世繼業、或爲史官、或爲博士、因以賜姓、總謂之史也、とありて、此は某史と云戸の氏々の、倭河内に居者を云り、文首文直の事には非ず、思混ふべからず、さて又右の神祇令の義解に、東漢文直、西漢文首とある漢は、共に漢國人の末の氏なる故に云り、凡て漢國より來たるを、漢某と云り、然るに又別に漢直と云氏もありて、混ひやすし、心得おくべし、但皇極紀に、倭漢書直縣、孝德紀に、倭漢書直麻呂、など云人見えたる、これらは、倭文直は、漢直より別れたる氏なるを以て、漢と云るなり、義解に云る意と異なり、さて又文字、阿夜とも訓故に、かの漢直と紛ひて、文首文直の文を、アヤと訓ることもあり、非なり、凡て此文首氏のことは、右の如く、種々混亂やすきことゞも多し、よくせずは誤るべし、）さて和邇吉師が後は、姓氏錄に、文宿禰などの外にも、武生宿禰、櫻野首、栗栖首、古志連などあり、皆文首よりぞ別れつらむ、○手人は、諸本並人手と作れども、其は下上に寫誤れること決ければ、今改めす、（師は人手と作るまゝにて、互毘登と訓れしかど、てびとを、人手と書べき由もなく、又さる書さまは、此記の例に非ず、）書紀雄略卷に、吉備臣弟君、還自百濟、獻漢手人部衣縫部宍人部、また百濟所獻手末才伎、また西漢才伎、また百濟所獻今來才伎、仁賢卷に、遣日鷹吉士、使高麗、召巧手者、また日鷹吉士、還自高麗、獻工匠須流枳奴流枳等、今倭國山邊郡額田村熟皮高麗是其

書連賜姓曰忌寸、續紀四十、文忌寸最弟等上表に、文忌寸等、元有二家、東文稱直、西文號首、相比行事、其來遠焉、今東文擧家既登宿禰、西文漏恩、猶沈忌寸、云々於是最弟及眞象等八人、賜姓宿禰、姓氏錄(左京諸蕃漢)文宿禰、出漢高皇帝之後鸞王也、また文忌寸、文宿禰同祖、宇爾古首之後也、(さて此氏にまぎらはしきことゞも多し、其はまづ此氏の外に、別に文直と云氏あり、其は和邇が後には非ず、漢直より別れたる氏にて、尸も直にて、姓氏錄に、文忌寸、坂上大宿禰同祖、都賀直之後也とあり、書紀に、其氏人もこれかれ見えたり、首と直との尸を以て辨ふべし、さて其氏人は、世々倭國に居りし故に、倭文直と云、此和邇が後なるをば、河内文首と云り、右に引る續紀などに、東文とあるは、倭文直なり、西文とあるは、河内文首にて、東西を即やまとかふちと訓ことなり、學令に、東西史部とある、義解に、居在皇城左右、故曰東西也とあり、但し此注はまぎらはし、皇城の左右には拘らず、河内は西、倭は東なる故に、東西と云なり、たとひ皇城の左に居ても、倭國なるをば東と云るにや、さて天武天皇の御世に至て、文首も文直も、共に連になり、又忌寸になれるより、兩氏いよゝ紛はしければ、たゞ東西を以て辨ふるなり、續後紀三に、左京人文忌寸歲主、同姓三雄等、賜姓淨野宿禰、河内國人文忌寸繼立、改忌寸賜宿禰焉、歲主三雄繼立等之先、並百濟國人也、とある、繼立は、河内人とあれば、西文なるべく、歲主等も一に擧たれば、西文なるべし、さて文氏の先は、漢國人なれども、百濟を經つれば、其國人と云るもたがはず、)神祇令に、六月十二月晦日大祓、東西文部、上祓刀、讀祓詞、義解に、東漢文直、西漢文首、祝詞式大祓詞終に、東文忌寸部獻横刀、時呪、西文部准之、(此文部の刀を奉り、祓詞を讀儀は、四時祭式に見えたり、その

されたる物とぞ思はるゝ、又或人東國通鑑に依て、百濟國には、仁德天皇六十二年にあたれる年より、始て文字書記はありしに、其より先に、其國より書籍を貢れりと云ことを、いかゞと疑ひたるは、中々にひがことなり、皇朝へ此時に書籍を貢りしことは、慥にて、論なければ、百濟には既に有しこと著し、然るに誤り多きかの東國通鑑をば疑はずして、返て此事を疑ひたるは、例の漢泥ぞ、○續紀四十津連眞道等上表に、眞道等本系出自百濟國貴須王、云々、輕嶋豐明朝御宇應神天皇命上毛野氏遠祖荒田別、使於百濟搜聘有識者、國主貴須王、恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王、一名智宗王、隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文敎之興、誠在於此、云々、從此而別始爲三姓、各因所職、以命氏焉、葛井船津連等即是也、云々、伏望改換連姓、蒙賜朝臣、勅因居賜姓菅野朝臣、これ和邇吉師が事と同くて、別なるは、辰孫王も、和邇と同時に、同列に參來つるが、此記書紀などに、其傳へは漏たるなるべし、姓氏錄に、菅野朝臣、出自百濟國都慕王十世孫貴須王也、葛井宿禰、菅野朝臣同祖、云々、津朝臣、菅野朝臣同祖、云々、船連、菅野朝臣同祖、云々、○即貢進の即字は、以の誤か、○此和爾吉師、(爾字一本に邇と作り、上にも邇と作れば、此もさるべきなれども、今は諸本に依れり、爾と邇とは、全同じさまに用ひたる例なればなり、又延佳本に、吉字無きは、さかしらに削けるなるべし、其由は上に云り、諸本皆あり、)

○文首 (布美能意毘登と訓べし、) は書紀に所謂王仁者、是書首等之始祖也、古語拾遺に、博士王仁是河內文首始祖也、など見えて、氏人は、書紀雄略卷に、河內國古市郡人書首加龍、齊明卷に、河內書首、(闕名) 天武卷に、書首根麻呂など見え、同卷十二年九月、文首賜姓曰連、十四年六月、

帝が時に至てぞ、韻を次て、全くはなりぬれば、世に廣まりて、百濟あたりまでも傳はりけむは、又其後のことなるをや、梁武帝は、武烈天皇より、欽明天皇の御世までに當れり、或說に秦商鞅が千字文と云物あり、此御世に渡來つるは、其なりとも云れど、非なり、たとひさる物はありとも、其には非ず、たゞかの鍾繇が作れるにて、即今の千字文を云るにこそあれ、）されば、此は實には遙に後に渡參來たりけめども、其書重く用ひられて、殊に世間に普く習誦む書なりしからに、世には應神天皇の御世に、和邇吉師が持參來つるよしに、語傳へたりしなるべし、古より世に重く用ひられしことは、三代實錄廿七に、貞觀十七年夏四月廿三日、皇太子始讀千字文、從五位上守右少辨兼行東宮學士橘朝臣廣相侍讀、親王公卿畢會、宴飲極歡而罷、五位已上、幷侍陣頭六位賜祿、各有差、（後には、皇太子の御讀書始は、必孝經と云書に定まれる如くなるを、古へはさも非りしにこそ、）うつほの物語樓上卷に、大臣此君ひとり千字文ならはし奉り給ひしかば、やがて一日にき、うかべ賜ふ、榮華物語玉臺卷に、又或僧坊を見れば、うつくしげなるをのこゞども、千字文を誦しならひ、孝經をよむなどあるを以知べし、さて皇朝に漢籍の渡參來て、文字あるは此時ぞ始なりける、（其由傳首卷にも云るが如し、日本紀竟宴哥に、王仁を、橘直幹、和多津見野千倍野四羅奈身古江天沽曾、八嶋乃國爾布箕波都太不禮、そも〳〵此時の事、書紀には、只太子習諸典籍於王仁、とのみありて、書籍を貢りし事の見えざるは、彼紀は、凡て甚く漢ぶりを飾りて撰ばれたるほどに、文字書籍は、神武天皇の御世にも、既くより有しぶりに記されたれば、上代に文籍なかりしと云ことを、あかずおぼして、此御代に始て渡來し事をば、忌隱

子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、（王仁は、續紀に、其祖父を王狗とあれば、王は姓なるべし、然れども、此記に和邇とあると照して、わにとこそ讀べけれ、字音のまゝに、わうにむと讀習へるは、いかゞなり、）續紀四十に、文忌寸最弟武生連眞象等言、云々有勅、責其本系、最弟等言漢高帝之後曰鸞、鸞之後王狗、轉至百濟、久素王時、聖朝遣使、徵召文人、久素王即以狗孫王仁貢焉、云云、（久素王は、即貴須王なるべし、）古語拾遺に、至於輕嶋豐明朝、百濟王貢博士王仁、云々至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻、奕世無絶、齊藏之傍、更建内藏、分收官物、仍令阿知使主、與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部、（應神天皇十六年より、稚櫻朝元年までは、百十餘年を經つれば、王仁其御世まで存つらんとは、甚く長壽くやありけん、疑はし、若くは王仁が子孫を云を、傳へ誤れるにや、さて河内志に、王仁墓、在河内國交野郡藤坂村東北御墓谷、今稱於爾墓と云り、）○論語千字文、論語はさることなれども、千字文を、此時に貢りしと云ことは心得ず、此御代のころ、未此書世間に傳はるべき由なければなり、（其故は、集註千字文序云、晉武帝承魏之後、始在路州城、大夫鍾繇、造得此文、上天子、帝愛不離其手、晉被宋文帝逐、移向丹陽避難、其千字文在車中、路逢雨、車漏濕千字文、行至丹陽、藏書篋中、晉治天下、得十五帝、共一百五十年、宋文皇帝劉裕承位、治天下、開晉帝書庫、中見此千字文、雨亂損失其次第、使右將軍王羲之次韻、不得、宋帝治天下凡六十年、齊承位治丹陽、亦無人次得、齊七帝治三十年、梁武帝承位、乃命周興嗣次韻、得千字文、と云り、此集註は、梁の李暹と云人の作れるなり、抑かの晉武帝と云は、應神天皇と同時にあたれば、此時既に千字文成きはしつとも、いまだ世には弘まらず、其後次第亂れ損ひて、讀がたかりしを、遙の後梁武

始祖也と見え、天武卷に、十二年冬十月、阿直史賜姓曰連、姓氏錄に、安勅連、百濟國魯王之後也、續後紀三に、阿直史福吉同姓核公等三人、賜姓淸根宿禰、核公之先、百濟國人也、○亦貢上橫刀及大鏡、こは阿知吉師に附てには非ず、異時の事なり、亦と云る、其意なり、さて橫刀も鏡も、皇國に有物なるに、貢れるは、必尋常ならず、めづらしきさましたる物なるべし、(鏡は、大とあれば、殊に大にて、めづらしきなるべし、) 此事書紀には、神功卷に、五十二年秋九月、久氐等從千熊長彥詣之則獻七枝刀一口、七子鏡一面、及種々重寶、云々とあり、(七子鏡、漢籍にも見えたり、こは周に七の子ありて、俗に九曜紋と云物の如き狀したる鏡にやあらむ、) かの大后攝政の御世と云は、即此天皇の御世なれば、此に記せるを、御代違へるに非ず、○百濟國は、科賜へ係れり、(若有賢人者へ係れるにはあらず、) 科は、仰なり、○賢人は佐加志毘登と訓べし、書紀に、賢、賢人、賢哲、賢良、明哲、君子など、然訓り、上卷八千矛神、御哥に、佐加志賣、書紀仁德卷に、賢遺、此云左河之能莒里、など見ゆ、(又さかしきひとゝも、かしこきひとゝも訓べし、) 萬葉三に、古之、七賢、人等毛、○和邇吉師は、(眞福寺本延佳本には、吉字無し、但し眞福寺本には、次なる細書の所には、此字あれば、此處になきは、誤て脫せるものなり、然るを延佳本は、上の阿知吉師を、書紀に阿直岐とあるに依て、吉をば上に屬て、師を一字離して、みふみよみと訓るに准へて、此をも同く然訓むために、さかしらに、吉字をば削きたるなるべし、今は多くの本、及書紀釋に引るにも、皆吉師とあるに依れり、) 書紀に、十五年云々於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰有王仁者是秀也、時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟、仍徵王仁也、十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郞

直岐、令掌飼、故號其養馬之處、曰厩坂也、阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、(此阿直岐と、直支王とを、一に心得たる人あり、誤なり、直支王は、八年細書に、百濟記云、阿花王云々、遣王子直支于天朝、以脩先王之好也、十六年、百濟阿花王薨、天皇召直支王謂之曰、汝返於國以嗣位、仍云々、二十五年、百濟直支王薨とあり、八年より十六年まで皇朝に參來居たりと見ゆる趣なり、東國通鑑に、阿莘王薨、太子腆支質倭國、云々、倭王以兵百人衛送腆支、云々、國人迎立為王と云る、この腆支を、直支とも云るよし、彼國の三國史記に見えたり、倭主云々の事も、書紀と合り、さて直支を、書紀にとし。と假字を附たり、腆支と直史と、音相近し、又支は、き。の音なり、集韻に、祇の音をも注したれど、其はたゞ地名のときのみにこそあれ、常の音に非ず、又此間にて、き。の假字に用るは、伎字の偏を省けるものにて、別なり、直支王は、大かた右の如くなれば、阿直岐を、此と一つに混ふべきに非ず、或は、腆はあつしと訓字なる故に、此方にて阿直岐と、書りなど云も、ひがことなり、さて又東國通鑑には、かの腆支王の元年は、晋義熈元年とあれば、履中天皇の六年に當りて、書紀と年代大く違へり、されば上にも云る如く、書紀は傳の亂にて、阿花王、直支王は、此御代に非ず、後の御代のことゝ、おぼしければ、阿直岐と、直支王とは、別人なることさらなり、)○阿直史は、阿知伎能布美毘登と讀べし、(直字を書れば、濁音にてもあらむか、今は阿知吉師の名に依て、知を清音とはせるなり、又史は、淡海公の名など、不比等とも書れば、美を省て、布比登とも訓べし、)阿直は姓なり、祖名に依れるなるべし、史は、書人の意にて、戸なり、此外にも、船史、壹伎史、楊候史など、なほ姓氏錄諸蕃に、史の戸の氏々多し、さて書紀にも、阿直岐者、阿直岐史之

へ見えたるに、今返て彼より貢りしは、殊なる良馬にぞありけむ、○阿知吉師、此名書紀に、阿直岐とあり、又子孫姓を、阿直史と云などに依に、正しくは、阿知伎吉師なるを、同音の重なる故に、一省きて云ならへるなるべし、(書紀に、阿直岐とありて、アトキと讀れば、トキを切めて、知と云るか、とも思へど、然には非じ、) 吉師は、伎志と讀べし、次の和邇吉師も同じ、(然るを、延佳本に、吉をば上へ屬て、師をミフミヨミと訓るは、非ず、凡て某師と云稱は、例なきことなり、) 書紀に、吉士某、また某吉士某など云る名多し、(そを、まれに吉師とも書り、) 是なり、此はもと新羅國の官、十七等の中の第十四を、吉士と云よし、漢籍(北史)に見えたれば、皇國にても、其を取て、藩人の品に用ひられたりと見えて、繼躰卷に、吉士老、敏達卷に、吉士金子、吉士木蓮子、吉士譯語彥、また安康卷に、難波吉士日香蚊、雄畧卷に、日鷹吉士堅磐固安錢、難波吉士赤目子、など、なほ卷々に多く見えたり、(其居地を以て、某吉士と云るなり、さて後には、やがて姓となれりと見ゆるもあり、) さて此吉士と云者の事を記せるを考るに、或は韓國に遣す使、或は韓人の朝れるを接待ふ事など凡て藩國の事に仕奉れり、是を以て思に、もと韓國より歸化居る者を、此品になし賜ひて、子孫も其職を繼りと見ゆ、此阿知吉師、和邇吉師も、其類なり、(但し、此人々、書紀には、吉士とは見えざるを思ふに、此御世にはいまだ吉師と云稱は無かりけむを、やゝ後に、かの吉士と云ものにならひて、此人々をもおして吉師と語り傳へたるにやあらむ、此時は、いまだ新羅の官名を取用ひらるゝことなどあるまじければなり、されど此はいかゞありけむ、今決めがたし、) 書紀云、十五年秋八月、百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹、即養於輕坂上廐、因以阿

て、此御世（應神）には及ばざりしが如くなれども、大后の御世と云るほども、此記にては、即此天皇（應神）の御世なれば、違ふことなし、（されば馬を貢り、阿知吉師を貢りしなれどは、大后御世と云るほどにて、かの五十五年、肖古王薨、とあるより、前の事にぞ有けむ、）然るを、書紀には、十五年（應神）の處に、百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹、云々とあるは、此時彼國阿花王と云が世なれば、傳の異なるなり、（書紀云、三年、百濟國殺辰斯王、以謝之、紀角宿禰等、便立阿花為王而歸、十六年、百濟阿花王薨、とあれば、十五年は、阿花王の時なり、此記に、照古王とあると合ず、阿花王は、肖古王の曾孫なり、さて東國通鑑などには、阿花を、阿華と作て、其元年は、晉大元十七年とあれば仁德天皇八十年にあたり、其薨たるは、其十四年とあれば、履中天皇六年にあたれば、書紀と百廿年ばかり違へり、そも〱東國通鑑などは、信がたきこと多しといへども、此年代は、彼書の方よろしかるべし、書紀は傳の亂にて、年代違へりと見ゆ、此天皇の御代は、彼國は肖古王貴須王の時なるべし、さて阿花の花字は、華なるべく、莘は、華を誤れるものなるべし、）○牡馬は、袁麻、牝馬は、賣麻と訓べし、萬葉五に、美麻、（御馬なり、）書紀に、土馬、驢などあり、（上に連云言あれば、多く宇を畧きて、麻と云例なり、）○壹疋は、比登都と訓べし、書紀に、馬幾匹とある、皆此例に訓り、雄略卷に、馬八疋とありて、其哥に、宇麼能耶都擬とあるは、即八疋と云ことにやあらむ、詳ならず、（今世に、布帛の類、又獸などの數の疋を、比伎と云は、馬より出たることにて、一牽二牽と云ことにやあらむ、又疋字の音の訛れるにもあらむか、）さて馬は、御國に、神代よりある物にて、書紀欽明卷に、百濟の使人の國に還る時、良馬七十疋を、彼國に賜ひし事さ

照字の假字を、しやうとするも非ぞ） 書紀神功卷、四十六年の處に、百濟背古王と見え、四十九年の處に、其王肖古と見え、五十五年に、百濟背古王薨と見えたる、背字は、皆肖を寫誤れるにて、此王なり、（肖と照と、音同きまゝに、通はし書るなり、さて肖古王は、東國通鑑に依れば、百濟第六世の王にして、其元年は、後漢桓帝永康元年にして、成務天皇卌七年にあたり、神功皇后の新羅を征賜ひし年、此王の卅四年に當れり） 又欽明卷に、百濟聖明王曰、昔我先祖速古王貴首王之世、安羅加羅卓淳旱岐等、云々、とあるも、彼大后の御世の事にして、速古王即肖古王なり、此は、肖と速と、彼國音相通ひて、書りと見ゆ、（又速字は、逍の誤かとも思へど、然には非じ、姓氏錄百濟の氏々の中にも速古王之後也、と云る多し、其を一本には、みな肖古王とあれども、そは中々に後人のさかしらに改めつるにて、元より速古なるべし、又速古王ともある、其も速の誤なるべし、又近速王と云るもある、其も古字の脫たるにて、近肖古王と同人なるべし、近肖古王の事は、次に云） さて續紀四十に、津連眞道等上表言、眞道等本系、出自百濟國貴須王、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、云々降及近背古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕嶋豐明朝御宇應神天皇云々、國主貴須王云々と見ゆ、（これも肖字を背に誤れり、さて此は、肖古王なるを、近肖古王とあるも、混れつる誤なり、近肖古王は、肖古王とは別にして、其元年は、東國通鑑などに依に、仁德天皇の三十四年に當りて、遙に後なり、さて貴須王は、書紀に、肖古王の子にして、大后の六十四年に薨と見ゆ、貴首とも作り、東國通鑑には、仇首王とあり、又姓氏錄に、近貴首王と云も見えたり） これらに依れば、此王は、大后攝政の御世に

を混らかしたるか、又朱蒙即東明と心得て記せるか、何にまれ當れることなるべし、さて朝鮮の東國通鑑には、百濟始祖高温祚王と云、其より世々を記し、以扶餘爲氏といひ、始祖元年を、漢成帝が鴻嘉三年に當れりとせり、垂仁天皇の十二年なり、）かくて息長帯比賣大后の御時より、皇朝には歸服て、世々殊に親く忠に奉仕來けるを、（故其國人の、參來て、皇國に留れる多く、世々の王の子孫も多くして、姓氏錄諸蕃に、其氏々多かり、）齊明天皇御世卅六年に、新羅と唐とに國を滅されたり、義慈王と云が世なりけり、（其時義慈王の子、豐璋と禪廣と二人、皇國に參入居たりしを、豐璋をば、國に還されて、云々せられ、禪廣は皇國に留れるを、持統天皇御世に、百濟王と云號を賜ひてより、其子孫これを相繼て、姓となりて、百濟は姓にて、王は尸なり、許爾伎志と訓べし、意富伎美と訓は、いみじき非なり、さて右の二人を、書紀に、余豐璋、余禪廣ともある、余は、彼國王の姓なり、又善光とあるは、禪廣と同きか、別なるか、詳ならず、さて禪廣が子昌成、其子良虞、南典、良虞が子敬福、此外も、百濟王某と云る人、世々の史に多く出たるは、皆此氏人にして、何も官位を賜はりて、全ら皇朝の諸臣の列なりき、此氏今京に至てもありて、姓氏錄右京諸蕃に載れり、河内國交野郡に、此氏の居趾とて、今もありとぞ、其處に百濟寺と云もあり、西宮記に、百濟王を、交野撿挍と云になされしことも見えたり、）〇照古王は、（師は、芭蕉などの例に、せをこわと訓れたるも、さることなれども、此記、書紀にあまた出たる韓人の名ども、凡て皆其ふりにも讀がたければ、今はたゞ字音のまゝに、世宇古和宇と讀つ、但し、それも、後世の如く、音便に、しよおこをおとは誦べからず、假字のまゝに、世も和も二の宇も、正しく讀べきなり、又

處々に見えたり、(その和朝臣、百濟朝臣、百濟公などの條に、印本に、孝慕王とあるも、古本には、都慕王なり、からぶみ後漢書に、夫餘國云々、初北夷索離國王出行、其侍兒於後娠身、王還欲殺之、侍兒曰、前見天上有氣、大如雞子、來降我、因以有身、王囚之、後遂生男、王令置於豕牢、豕以口氣噓之、不死、復徙於馬欄、馬亦如之、王以爲神、乃聽母收養、名曰東明、東明長而善射、王忌其猛、復欲殺之、東明奔走、南至掩滯水、以弓擊水、魚鼈皆聚浮水上、東明乘之得渡、因至夫餘而王之焉、と云り、さて北史百濟傳に、右の後漢書に載たる事を記して、云々、東明之後有仇台、篤於仁信、始立國於帶方故地、漢遼東太守公孫度、以女妻之、遂爲東夷強國、初以百家濟、因號百濟、と云り、又後漢書に、高句麗をも夫餘の別種とありて、魏書には、高句麗者出於夫餘、自言先祖朱蒙、朱蒙母河伯女、爲夫餘王閉於室中、爲日所照、引身避之、日影又逐、既而有孕生一卵、大如五升、夫餘王棄之與犬、犬不食、棄之與豕、豕又不食、云々、遂還其母、其母以物裹之、置於暖處、有一男破殼而出、及其長也、字之曰朱蒙、其俗言朱蒙者善射也、云々、夫餘之臣、又謀殺之、朱蒙母陰知、告朱蒙曰、云々、朱蒙乃與烏引烏違等二人、棄夫餘、東南走、中道遇一大水、欲濟無梁、夫餘人追之甚急、朱蒙告水曰、我是日子、河伯外孫、今日逃走、追兵垂及、如何得濟、於是魚鼈並浮、爲之成橋、朱蒙得渡、云々、遂至普述水、云々、至紇升骨城、遂居焉、號曰高句麗、云々、北史にも、如此記せり、此朱蒙が故事、かの後漢書の、東明が故事に、甚よく似て、別なるは、傳の異にて、實は一事と聞えたり、續紀に、河伯女云々とあるも朱蒙が事に合へり、思ふに、都慕と、東明と、朱蒙と、音や、近ければ、韓國の音にては、殊に近く通ひて實は同人なるべし、梁書には、高句麗者、其先出自東明、とて、かの東明が事を記して、高句麗の祖とせるは、朱蒙

池なるを、百濟池とも云るか、若然らば、初に名けたる、意は、書紀の如く、諸の韓人にても、此記の如く、新羅人にても、韓人とは云べければ、同じことなるを、其名を後に百濟のことに取て、百濟池とも云るにや、又は、韓人を役て作れるに因て、本の名は韓人池なるを、百濟の地に在を以て、百濟池とも云るにや、何れにもあれ、右の考の如くなるときは、此記と書紀との異、たゞ新羅人とあると、諸韓人とあるとのみにして、池は一なり、又は、此記と書紀とは、もとより傳異にして、池も別なるか、大和志に、韓人池をば、城下郡唐古村に在て、今は柳田池と云よし記したれど、唐古てふ村名につきてのおしあてにはあらざるか、例のおぼつかなし、

亦百濟國主照古王。以牡馬壹疋牝馬壹疋。付阿知吉師以貢上。此阿知吉師者。阿直史等之祖。亦貢上橫刀及大鏡。又科賜百濟國。若有賢人者貢上。故受命以貢上人名和邇吉師。卽論語十卷千字文一卷并十一卷。付是人卽貢進。此和邇吉師者。文首等祖。又貢上手人韓鍛名卓素。亦吳服西素二人也。

百濟國主、國主は、許爾伎志とも、許伎志とも訓べき由、神功皇后段（傳卅）に云るが如し、百濟國も、彼處に出たり、（傳同卷）此國王の先祖は、續紀四十に、百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感日精而所生、また夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、などあり、都慕王は、姓氏錄にも、

郡とは並べり） 又舒明巻に、以二百濟川側一爲二宮處一云々徙二於百濟宮一とあるは、三代實錄卅八に、大和國十市郡百濟川云々とある處にして、川は、廣瀨郡との堺なり、（今も廣瀨郡に百濟村あり、此川に近し、古に、百濟大寺と云ありしも、此なり、舒明紀三代實錄を考合すべし、天武紀に、繕二兵於百濟家一とあるも、こゝなるべし） 萬葉二（三十五丁）に、百濟之原、とよめるも、此なり、八（十六丁）に、百濟野とあるも、同じかるべし、（大和志に、廣瀨郡に、百濟池を擧て、百濟村西、廣四百畝、と記せり、此池にやあらむ） さて此は、新羅人を役て、處々の堤及池を修り、及百濟池を作れり、と云ことゝなるを、而とあるに因て、少しまぎらはしく聞ゆれど、（堤は、即百濟池の堤のごと聞ゆれど、然には非ず、然ては、上なる池字あまればなり、若而字を除きて、又字に換れば、文義明らかなるに似たれども、然ては百濟池を作れる事は、新羅人の役に係らずして、別に一件となる故に、又とは云ざるなり） 而は、新羅人を役へることを、此池作れるまでに係て云る辭なり、さて此事、書紀には、七年秋九月、高麗人百濟人任那人新羅人並來朝、時命二武內宿禰一、領二諸韓人等一作レ池、因以名レ池號二韓人池一、とあり、（是につきて又論あり、まづ此記に、百濟池とあるは、若此池名にはあらで、たゞ池名ならば、新羅人を役て作れゝば、新羅池とこそ號くべきを、百濟池としも云る故は、書紀に、韓人池とあれど合せて思ふに、百濟國は、殊に親く仕奉し國なるが故にや、諸の韓國の中にも、取分て、彼國を韓人と云ることゝあり、書紀欽明巻、十七年の處に、韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉とありて、言二韓人一者、百濟也と注し、また一本云、云々、韓人高麗人云々、これ高麗に對へて、百濟を、韓人と云り、然れば、韓人と云と、百濟と云と同意なる故に、もとは韓人

馬立伊勢部田中神と云見ゆ、此は三社の名なるべし、〕○劒の池は、既に上〔傳二十二境原宮段のをはり〕に出たり、然れば、此は舊より有しが、頽はれたるを、修理ひ直されたるを、作とは云ならむ、〔然る例他にも見ゆ、〕書紀にも、十一年冬十月、作劒池輕池鹿垣池廐坂池、とあり、○堤池は、堤と池となり、堤は、川及池などの堤を築事、池は、池を掘事なり、さて都々美は、水を包みて、外へ漏し溢らさぬ由の名なり、萬葉三〔二十七丁〕に、彼山之堤有海曾、などあり、和名抄に、隄又作堤、和名豆々美、○爲役之、役字、諸本並渡と作るは、誤なるべし、今は延佳本に從へり、高津宮段にも、役秦人作茨田堤及茨田三宅、とあればなり、さて此〔爲役之〕三字を、延陀多世弖と訓べし、〔爲字は、陀多世の世にあてゝ、書るなり、記中此例多し、之字は、新羅人を指るにて、許禮袁と云意にて書るなれど、此は讀まじきなり、〕延陀知は役立なり、〔延は、役字の音には非ず、本よりの古言なり、傳廿三水垣宮段、役病の處、考合すべし、〕延は、充の約りたる言か、詳ならず、陀知は、民の其事に發趣くを云、萬葉十四に、於保伎美乃、美己等可思古美、可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、欲太知伎努可母、こは延陀知を、東言に、欲太知と云り、十六〔二十二丁〕に、課役徵者、〔今本に、エ。ダ。ス。と訓るは、わろかめり、〕さて此は、建内宿禰の、新羅人の參來つるを引率て、役使て、處々の堤を築き、池を掘らせなどせらるゝなり、○百濟池は、此の外には、古書に見えたることなし、百濟は、たゞ池の名か、〔此事下に論あり、〕又其地名か、百濟てふ地は、和名抄に、攝津國百濟、〔久太良〕郡あり、又河內國錦部郡百濟鄕あり、書紀敏達卷に、宮于百濟大井、皇極卷に百濟大井、家などあるは、此なり、〔同卷に、石川百濟村とあるは、一か別なるか、錦部郡と、石川

などあるも、皆海部の屬なり、〇山部、書紀顯宗卷に、云々、嘖二讓於上道臣等一、而奪二其所レ領山部一と見え、(安閑卷に、筑紫國膽狹山部とあるは、豐前國に、諌山郷あれば、其處の部にて、膽狹の山部にはあらじ、)山部連と云姓もあり、なほ次に云、〇山守部は、山を守るを職とする一種の部の民なり、(大山守命、此等の部を督賜ふ、上に爲二山海之政一とありし是なり、後の山部連と云姓も、此部を掌れる由なり、)書紀に、五年秋八月、令三諸國定二海人及山守部一とあり、顯宗卷に、云々、小楯謝曰、山官宿所レ願、乃拜二山官一、改賜二姓山部連氏一、以二吉備臣一爲レ副、以二山守部一爲レ民、(以二山守部一爲レ民は、小楯と吉備臣と二方にわたれり、)また、狹々城山君、韓帒宿禰云々、充二陵戸一、兼守レ山、削二除籍帳一、隷二山部連一など見ゆ、これらの趣を思ふに、山部と、山守部と、二はあらず、同物と聞ゆるを、此に別に擧たるは、いかにぞや、書紀に、山部は無きぞ正しかるべき、萬葉二に、神樂浪乃大山守者、爲誰可、山爾標結、君毛不有國、三(四十二丁)に、山守之、有家留不知爾、其山爾、標結立而、又山主者、蓋雖有、六(廿丁)に、大王之、界賜跡、山守居、守云山爾、七(二十五丁)に、山守之、里邊通、山道曾、(二卷に、大山守とよめる大は、さゝなみの山は、大津宮の邊なる山にて、殊なる由を以て、此山守を稱て云なり、大御巫などの大の如し、)續紀五に、初充二守山戸一、令レ禁三伐諸山木一、(初とは、そのかみ此部絶て無かりしを、又更に初て充られしにや、)〇伊勢部は、玉垣宮段に、定二河上部一、(傳廿四)下卷高津宮段に、定二葛城部一、若櫻宮段に、定二伊波禮部一など、其地の部と名を負せて、其地々に置る、者多き、其は皆其由縁ありてなるを、此伊勢部は、何の故に定められしにか、知がたし、書紀には此事見えず、(他書にも、伊勢部と云物見えたることなし、三代實錄十四に、大和國

又實に然爲るか、此笛の事、なほよく考ふべし。」小右記に、寛弘八年正月一日乙亥云云、無國栖奏、依不參上也、近年如之、是大和守頼親時被調、已不參上云々、と見えたれば、このほどより、國栖人の參入て仕奉る事は絶たるなり、(此後江次第、其外の書どもにも、節會に、國栖於承明門外奏歌笛と記したるは、眞の國栖人に非ず、たゞ其まねびのみなり、公事根源、元日節會條に、今の國栖の奏とて、哥をうたひ、笛を吹ならすは、吉野より年始に參りたると云こゝろなり、近代年中行事細記、元日節會條云、次國栖奏云々、私云、謂國栖者、樂人一人、候南階砌下、奏歌笛義也、笛雙調、音取、また白馬節會條云、次國栖奏、音取平調、また踏歌節會條云、國栖奏、音取壹越調と云り、樂人笛の音取を吹て、其まねびをするなり、

此之御世。定賜海部山部山守部伊勢部也。亦作劒池。亦新羅人參渡來。是以建內宿禰命引率爲役之堤池而。作百濟池。

此之御世は、下の亦名須々許理等參渡來也、と云までに、廣く係れる語なり、○海部は、阿麻と訓べし、(部字を、別に辨とよむは非なり。) 和名抄に、尾張紀伊などの郡名の海部も、阿末とあり、さて海部は、下卷甕栗宮段御哥に、斯毘都久阿麻など在り、上卷又此下、又書紀萬葉などに、海人と書り、又書紀萬葉に、白水郎、萬葉には、泉郎、磯人、海夫、海子、なども書り、和名抄に、辨色立成云、白水郎、今按日本紀云、用漁人二字、一云用海人二字、和名阿萬とあり、(白水とは、泉字を分て云なるべし、即泉郎ともあり。) また漁子、(和名伊乎止利。) 漁父、(無良岐美。) 潛女、(加豆岐米。)

にしたるなどを云にやあらむ、栖字、儀式一本には榴、一本には栖と作り、) 宮內省式に、凡諸節會、吉野國栖獻御贄、奏歌笛、毎節以十七人爲定、(國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城國綴喜郡、) 其十一月新嘗會各給祿、(有位調布二端、無位庸布二段、) また、凡諸節賜群官饗者、正月一日十六日、九月九日等三節、親王已下云々、國栖笛工、正月七日十七日、五月五日、七月二十五日、十一月新嘗會等五節、親王已下云々、國栖笛工、民部省式に、凡吉野國栖、永勿課役、政事要畧二十七、十一月三、清涼記、中辰日節會事云々、吉野國栖、於承明門外、奏歌笛、(其詞云、賀芝乃云々、) 進御贄、など見えたり、此政事要畧に、其詞云とて載たるは、此の哥の訛れるにて、賀芝乃不爾與古羽須遠惠利天賀女多於保美岐、味良居於世古世丸賀朕、とあり、(國栖が世々を歴て、傳來て、かくは歌ひ訛れるなるべし、されど中昔まで歌は傳へて、絶ず仕奉れりしは、いと〳〵めでたきわざなりしを、其後國栖參らずなりて、此歌うたふ事絶ぬるは、いと〳〵くちをし、賀女多は、釀たると云ことなるべし、居字は寫誤れるものか、又氣と歌ひたるまゝか、於世は假字亂れたり、古世は、萬葉に多き許曾か、そを今京になりての哥には、許世とよめる例あればなり、朕は、知を訛りて、チンと歌ひたる故に、此字を書るにや、然らずは、此字は書まじくや、) さて右の書どもに、奏歌笛と云て、笛の事も見えたるに、此記にも、書紀にも、笛を吹たる事は見えざるは、爲伎と云にこめたるなるべし、(笛はやゝ後に添たる事かとも云べけれど、然には非じ、元來の事なるべし、さて其笛は、櫓笛工と見えて、上に云るが如くならむかと思はるゝに、北山抄大嘗會條に、國栖奏古風五成、承平記云、其笛似以指摩孔とあるは、只其音の然るさまに聞えたるよしか、

俗云阿良萬岐とあり、(大嘗と言の本は一なれども、事は異なり。) 國栖の貢進しは、書紀に見えたる如く、栗菌年魚などにぞありけむ、(其色目は、後の書に見えたることなし。) 時々は、時毎にと云意なり、○詠之歌者也、姓氏錄(大和國神別)に、國栖出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、云々、爾時詔賜國栖名、然後孝德天皇御世、始賜名人、國栖意世古、次號世古二人、允恭天皇御世、乙未年中七節進御贄、仕奉神態、至今不絶、(此文、神武天皇御世の事は、彼御段に引つれば、此には畧きつ、さて孝德の德字は、誤ならむか、允恭天皇より先にあればなり、又號世古の號字は、乎の誤なるべし、神態とは、此口鼓を打、伎をなし、歌ふを云、古風なる故に、神態とは云るなり、さて國栖人の、物に見えたるは、續紀卅一に、正六位上國栖、小國、授外從五位下。) 弘仁內裏式元正儀に云々、觴行一周、吉野國、栖於儀鸞門外、奏歌笛、獻御贄、(若有蕃客不奏、他皆倣此。) また七日會式に、一觴之後、吉野國栖獻御贄、奏歌笛、また十六日踏歌式、十一月新嘗會式などにも、此事見えたり、貞觀儀式、大嘗祭儀に、宮內官人率吉野國栖十二人、楢笛工十二人、(並著青摺布衫。) 入自朝堂院南左掖門、就位奏古風、云々、其群官初入、隼人發聲立定乃止、訖國栖奏古風五成、次云々、同辰日儀に、一觴之後、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、并獻御贄、また新嘗會儀、元日儀、同七日儀、同十六日踏歌儀、などにも、右の如く見え、又九月九日儀に、一兩觴之後、吉野國栖於承明門外奏風俗と見ゆ、(儀鸞門は、豐樂院の正門、承明門は、內裡の正門なり。) 大嘗祭式卯日儀に、宮內官人引吉野國栖十二人、楢笛工十二人、(並青摺布衫。) 入自朝堂院、東掖門、就位、奏古風、(太政官式にも、大嘗條に、吉野國栖奏古風とあり、楢笛とは、いかなる笛を云にか、若は楢木葉を卷て、笛

懿哉麻呂古云々とあるを引たるは、吾子と云意としてなるべし、されど同巻に、朕子麻呂古ともあれば、此は勾大兄皇子の亦御名とこそ聞えたれ、此外にも、麻呂古と云彼此見えたり、但し其名もみな吾子と云意以てつけたるにはあらむか、さて師説に、自麻呂と稱ふことは、かしこきをかどありと云に對へて、かどなく、まろなりと云意にて、拙く愚なる由の稱なり、と云れたるは、古の物言とも聞えず、漢意めきてこそおぼゆれ、）知は、人を尊みて云稱にて、上巻、阿斯訶備比古遲神の下に云るが如し、（傳三） 此は吾君と云意にて、（必しも父と云意に申せるには非ず、父と云も、尊みて云なれば、其中の一にはあれども、直に父と心得ては、言の意の本末たがへり、父には局らぬ稱なり、然るを契冲、直に父として解たるは、委しからず、天子は民の父母なるが故に、云なるべしと云るは、まして漢意なり、さらにさる意以て云るにあらず、又師は、此時國栖人は、君と云言をば知らで、父を天下の尊稱とせしなるべし、と云れたるも、いかゞ、）天皇を指て申せるなり、書紀に十九年冬十月、幸吉野宮、時國樔人來朝之、因以醴酒獻于天皇而歌之曰、云々歌之既訖、則打口以仰咲、今國樔獻土毛之日、歌訖即擊口仰咲者、蓋上古之遺則也、夫國樔者、其爲人甚淳朴也、每取山菓食亦煮蝦蟆爲上味名曰毛瀰、其土自京東南之隔山而、居于吉野河上、峯嶮谷深道路狹巘、故雖不遠於京、本希朝來、然自此之後、屢參赴以獻土毛、其土毛者、栗菌及年魚之類焉、○獻大贄之時々、恒云々、大贄は、朝廷に貢進る御饌物なり、此御段に、海人貢大贄ともあり、書紀仁德巻に、有海人賚鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、また、猪名縣佐伯部、獻苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對言牡鹿也、和名抄に、唐韻云、苞苴裹魚肉也、日本紀私記云、於保邇倍、

岐許志母知袁勢は、所聞以食なり、以は添たる言なり、(契冲が、母と米と通ひ、知と之と同韻にて通へば、きこしめしをせなりと云るは、強解なり。) さて袁須は、賣須と同く云へば、所聞看せと云ことなり、又飲をも、袁須と云ることは、詞志比宮段、大后御哥にも見えたり。(此二句よ、己が獻る酒をしも、如此申せるぞ、人の眞心にはありける、凡て古には、神に物を獻るにも、其物を美稱へ、人に物を贈るとても、身の勞をのべ、志の深きさまを云やれりしことにて、中昔までも、哥にはみな其趣によめりき、然るを後世には、反覆になりて、人に物を贈るにも、饗るにも、たゞへり下る詞をのみよきことにするは、漢國の俗のうつれるにて、眞心に非ず、うはべの虚言なり、たとへば、人の得させたる物は、少く惡きをも、多きさまに好きさまに謝詞し、我が人に贈る物は、美く大なるをも、麁く小きさまに云やる、凡て彼方より得させたると、此方より贈ると、其物は全同じほどなるに、云やる言のうらうへなるは、僞言なること、目の前にあらはなれども、世のならひとなりぬれば、其をよきことゝ、思ふめり、此國栖か哥なども、後世人ならましかば、かくはよみてましや、さばかり山奥なる賤者の、いとも畏き大御前に獻むには、いかばかりかへりくだり言申さましを、美味らにきこしめせとしも申せる、古人の心の直かりしほどを思ふべし、後世人は、心の内には、いみしき物ぞと思ひほこりながら、言にはいたくへりくだる、これらにても、漢國意の、よろづ眞實ならぬ事多きをさとるべし。) ○麻呂賀知は、麻呂は、我己など云が如し、(此稱いと古きを、奈良よりあなたの書には、此より外には見あたらず、今京となりての物には、常多く見えたり、古くも人名には多きも、此よりぞ出けむ、契冲、こゝに繼躰紀に、

歌笛とのみありて、舞は諸書に見えたることなく、此記にも、儛とは書ずして、伎字を書るなど、彼此を考ふるに、儛と云べき態には非りしなるべし、）書紀に、打口以仰咲とある是なり、（仰て咲ふは、實に可笑くて然るには非ず、ことさらに其態を爲るなる故に、爲伎とは云るなり）

○加志能布邇は、白檮之生になり、神名帳に、大和國吉野郡川上鹿鹽神社ありて、（今は大藏明神と云といへり、）今も樫尾村と云あり、國栖と相近し、此地なり、そも〳〵此地名は、もと白檮樹の生たりしよりぞ負たりけむ、かくて鹿鹽といへるに依て思ふに、本は加志布と云けむを、（布と富とは通音、）此は哥なれば、調のために、之を添て云るか、又はもと加志能布なりけむを、や、後に、之を省て、加志富とはなれるか、（古に之と云しを、後に省き云例多かり、）其間は、今決めがたし、（契冲が、上文に白檮上とあるに就て、國栖が詞も訛れりと聞ゆれば、上を布と通はし云るか、白檮は地名か、又白檮の木を敷たる其上を云か、又按に、古事記の今本、生字を誤て上に作れるかと云るは、地名かと云るは、生を上に誤れるかと云るはよろし、其餘は皆わろし、）

○余久須袁都久理は、横臼を作りなり、（許字を切めて久と云るなり、）○余久須邇は、横臼になり、○迦美斯意富美岐は、釀し大御酒なり、書紀には、美斯を綿盧とあり、（迦美斯と云と、迦米流と云とは、意いさゝか異れるを、此は何れにても宜きうちに、迦米流の方、いさゝか勝れり、凡ての言、此二の格、差別あることとなるを、今人は、其けぢめを辨へず、一に用ふめり、）○宇麻良爾は、美味くと云に同じ、書紀顯宗卷、室壽御詞に、新墾乃十握稻之穗、於淺甕釀酒、美飲喫哉、美飲喫哉、此云于魔羅儞烏野羅甫屢柯佞也、（をやらふるとは、いかに云るにか、心得ぬ言なり、）○

しなり、(或人は、上古の酒は、一夜酒とて、米を水に一晝一夜ひたして、臼にて挽たるものなりと云り、米をと云るは違へり、米には非ず、飯をひたすなり、又臼にてひきたりと云るも、上代のわざにあらず、) 萬葉十六 (十三丁) に、味飯乎、水爾釀成とあり、さて右に引る哥に、歌ひつゝ儛つゝとあるは、臼にて舂たゞらす時のしわざなり、大神宮儀式帳、淸酒作物忌職掌に、陶内人作進甁三口仁、碓舂白御酒、備儲供奉、とあるにても、舂しこと知べし、(貞觀儀式大嘗條酒の事の中に、陶臼と云物あるは、此料か、大嘗會式にも、陶臼三十口、と見えたり、又臼四腰、杵八枝とあるは、御酒の料の米を舂具と聞えたり、さて又思ふに、此時に獻し御酒は、書紀に、醴酒とありて、一夜酒なる故に、臼には舂しか、儀式帳なるも、白御酒とあり、然らば、上代にも醴酒をこそは臼に舂けめ、なべて然るには非るか、かの訶志比宮段なるも、醴酒にやありけむ、但し上代の釀法は、惣て如此くなりけむを、書紀には、哥に横臼にとあるに依て、推て醴酒とは書れたるも知難し、) さて酒を造るを、迦牟と云とは、上に云り、(傳九八俣袁呂智段) ○擊口鼓は、書記には、打口とあり、今世に、舌鼓を打と云しわざか、又上下の唇を彈て、音をなすを云か、(又擊と云によらば、口を開て、喉より聲を出し、掌を以てこれを打を云かとも思へど然には非じ、擊とは、鼓と云からの言のみなるべし、) いかにまれ、然する意は、酒を飲て、甘美き貌をなるべし、(書紀に仰咲とあるも、酒を飲て、心樂く咲榮えたるさまをなすなり、) ○爲伎は、和邪袁那志弖と訓べし、(師は麻比袁那志弖と訓れたり、己もさきには、下卷朝倉宮段、大御哥に、麻比須流袁美那、とあるに依て、麻比志弖と訓つ、然れども、よく思ふに、書紀にも舞の事は見えず、後までも、國栖は

又於吉野之白檮上作横臼而。於其横臼釀大御酒。獻其大御酒之時。擊口鼓爲伎而。歌曰。加志能布邇。余久須袁都久理。余久須邇。迦美斯意富美岐。宇麻良爾。岐許志母知袁勢。麻呂賀知。此歌者。國主等獻大贄之時時恒。至于今詠之歌者也。

此に國主等と云ざるは、上を承て、又と云にこめたるなり、○白檮上は、上字は歌に依に、生を誤れるなるべし、(又は檮の下に生字脱たるにて上、は宇遲野上などある、上かとも思へど、然には非じ、又白檮と云地名にて、哥に布とあるは、布閇通音にて、上と云意かとも思へど、白檮とのみ云地名も、いかゞなるうへに、上を布と云る例もなきことなり、) 故加志布と訓べし、なほ歌の下に云を考合すべし、○横臼は、哥には、余久須とあれども、なほ余許宇須と訓べし、(哥は、調によりて、延ても切めても云ことなれば、凡ての言、必しも哥には、泥むまじきこともあるなり、) されど哥のまゝに、訓むもあしくはあらじ、さて横とは、形狀に就て云名なるべし、今世に、竪臼と云があるを以て思ふに、形の高きを、竪臼と云、立たる臼と云意には非じ横臼に對ひたる名なればなり、) 低きを横臼と云なるべし、(契沖は、横臼とは、臼は木を縦にこそ穿くぼめたるを、是は横さまに穿たれば云にや、と云れど、然にはあらじ、) ○釀大御酒は、訶志比宮段の哥に、許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須邇多弖々、宇多比都々、迦美祁禮加母、麻比都々、迦美祁禮加母、云々などもありて、酒は上代には、飯を水に漬したるを、臼に入て、舂たゞらして釀

清爾亂友、白檮原宮段歌に、許能波佐夜藝奴、萬葉十（三十八丁）に、荻之葉左夜藝、秋風之、吹來苗丹、○佐夜佐夜は、清々なり、（上句よりのつゞきは、木葉のさわぐ音、哥の意は、清々にて、意別なり。）御大刀の身の勝れたるさまを見て、稱美申せる言にて、後世の言に、拔ば玉ちる、氷の刄など云こゝろばへなり、（師は、萬葉に、劒後玉纏田井、とつゞけたる如く、古の大刀は、尻鞘に美玉を多くゆひたれたるを、末振といひ、振と古木と言をひゞかせ重ね、さて古木の枯枝に嵐の吹渡る音の如く、さや〳〵とかの玉の相觸て鳴るを云り、上代にして巧につゞけたるものなり、と云れたれど、いかゞ、大刀を譽とて、玉の音を云むもいかゞなるうへに、玉と云ざるを、推て玉とせむもいかゞ、玉の音ならば、必玉といはでは聞えぬことなり、且大刀の尻に飾れる玉は、鞘に著たれば、動く物に非ず、いかでか相觸て鳴ことあらん、又さや〳〵と鳴も、枯枝にてはいかゞ、葉ありてこそさる音はあらめ、又志多と云言の意もきこえず、）さて上に本と云、末と云るは、本より末までの意にて、本より末まで都流藝（利くすぐれたる意）と見えて、振ればいと清けく見ゆと云意なるを、本と末とを二方に分て云るなり、（されば本はつるぎ、末はさや〳〵と云には非ず、本末共につるぎへもさやさやへも係れり、）然るは、古哥の常にて、萬葉一に、船並弖旦川渡、船競夕河渡、などあるも、並も競も旦川夕河共に二方に係れり、（旦は並、夕は競と云には非ず、）又三に、朝獵爾、鹿猪踐起、暮獵爾、鶉雉履立、とあるも、朝獵には鹿猪、暮獵には鶉雉と云には非ず、（朝獵暮獵に、獸をふみ起し、鳥をたてと云意なり、）此らを以て准へてさとるべし、

段の哥に、みまきいりびこはや、と云上に、先古波夜とある類なり、）〇布由紀能須は、冬木如なり、（師は古木如なり、と云れつれど、いかゞ、）那須を能須と云る例は、萬葉十四（十三丁）に、奈美爾安布能須、（浪に遇如なり、）安幣流伎美可母又（十四丁）許奈良能須、麻具波思兒呂波、又（二十七丁）多可伎禰爾、久毛乃都久能須、廿（三十九丁）に、白玉乎、手爾登理持て、見る乃須母、家なる妹を、又見ても、や、などなほあり、（那須は、稻掛、大平が云る如く、似すと云言なれば、能須とも云なり、似るは、能流とも活き云言なればなり、さて萬葉に、春の枕詞に、冬木成と云ること、處々にあり、此は冬木盛を寫誤れりとの師說、まことに動くまじく、然るべきこと、思はるゝを、此に正しく布由紀能須とあれば、彼も疑ひなきにあらず、こはなほ考ふべきことなり、）さて此冬木如は、たゞ枯と云言のうへにのみ係れる枕詞なり、（加良賀志多紀と云句の意までは係らず、）〇加良賀志多紀能は、枯之下樹之なり、枯を加良とも云は、高津宮段に、枯野、（哥に加良怒とあり、）などあるが如し、さて此枯は、上なる御哥の枯しと同意にて、葉の落亡るを云、下は、出雲國造神賀詞に、彌高爾天下乎所知食牟事志太米、（玄ためは下所見にて、その下かたの見えたるを云、）とある志太と同くて、下かたなど云意にて、俗語に云ば、葉の落下地と云ことなり、（延佳も契冲も、上の句の終の須を、此句の頭に屬たるは非なり、されば、伊勢神寳の、須我流横刀を引たるも、此には叶はず、）さて此二句は、次の佐夜々々を云む料の序にて、樹葉の落散むとするほど、（俗に云散下地、）木枯の風に動搖ぐ音の、さや〳〵と鳴る意につゞけたるなり、高津宮段歌に、那豆能紀能佐夜佐夜、萬葉二（十九丁）に、小竹之葉者、三山毛

酒を醸て獻るとある、其同時の事か、又何時にてもあるべし、○本牟多能は、(此御名多字みな陀とあれば、濁るべし、)品陀天皇之なり、○比能美古は、日之御子なり、此御稱の事、倭建命、段の哥に見えたる下に云り、(傳廿八)○意富佐邪岐は、大雀命なり、同言を重ねて云は、古哥の常なり、○波加勢流多知は、所佩大刀なり、○母登都流藝は、本劒なり、本と云る由は、下に云を待べし、都流藝は、上巻都牟刈之大刀の下(傳九)に云る如く、都牟賀理の約まりたる名にて、もと刀の物を利く截斷貌を云る言なり、故刀の利きを稱て、都流岐能刀とも、都流藝陀知とも云、都流藝とのみも云て、利き刀の名にもなれるなり、かくて此は、其初の意に云るにて、此御刀を稱美たる言なり、(刀の名に云るには非ず、師云、此御大刀は、上代の御物なれば、昔の劒と云意にて、本劒とは云なり、萬葉に、もと郭公と云るが如し、と云れたるは、いかゞ、郭公は、去年も逢つる由にてこそ、母登とは云れ、古代の劒をもとつるぎとは云べくも非ず、且本とは、次に末と云ると對ひたる言にこそあれ、)○須惠布由は、末振なり、末とは、上の本に對へて云るなり、其由は、下に云むを待て知べし、布由を振なりと云由は、先振を、布久と云こと、上巻に、伊邪那岐大神の、十拳劒を、後手に布伎都々、云々、とあるを、書紀に、背揮と書れたり、さて書紀に見えたる須佐之男命の五世孫、天之葺根神と、此記の大國主神の御父、天之冬衣神と、同神と聞えて、是大刀に由縁ある名とおぼしければ、(此事傳九大國主神御祖の段下に云り)布久を布由とも云て、共に布流に同じ言なり、又思ふには、布由は、次の布由紀の頭を先言出て、言を疊みたらるにもあらむか、(凡て上代の哥は、詠ひつる物なれば、然るさまのことも、をり〳〵例あるなり、水垣宮

古事記傳三十三之卷

本居宣長謹撰

明宮中卷

又吉野之國主等。瞻大雀命之所佩御刀歌曰。本牟多能。比能美古。意富佐邪岐。意富佐邪岐。波加勢流多知。母登都流藝。須惠布由。布由紀能須。加良賀志多紀能。佐夜佐夜。

又と云は、上に御哥どもを擧て、又哥を擧むとすればなり、○吉野、上に出、（傳十八のをはり）○國主は、白檮原宮段には、國巣と書り、書紀には、皆國栖と書り、然るに此に主字を書るは、めづらしく異さまなり、抑此は、白檮原宮段にも云る如く、久受と呼は、後の音便にて、本は久爾須なりけむを、爾須と奴志と通ひて、近く聞ゆる故に、如此も書るなるべし、（國主は、久爾奴志なる、其爾奴は、おのづから、切まりて、奴となる故に、久奴志なる、其奴志と爾須と近く聞ゆればなり、師は、久爾奴志の意にて、奴を畧き、志を須と轉し云か、宮主も、奴を畧ける例なり、と云れき、久爾奴志の意とは、此名を、國主字の意と心得られたるにや、何れにまれ、此主字は、たゞ借字にて、此意の名には非ず、）音を取れるには非ず、さて國巣の事は、彼白檮原宮段（傳十八のをはり）に云り、なほ下にも云べし、○瞻大雀命之所佩御刀、こは、次に大御

久、今し悔しも、此と同じ、又四（五十四丁）に、吾妹子賀、念有四久四、面影爾見由、七（十三丁）に、玉拾之久、常不所忘、八（四十二丁）に、來之久毛知久、十（二十六丁）に、戀敷者、氣長物乎、廿（五十三丁）に、故非之久能、於保加流和禮波、などあるも皆同じ、（右の內、宿之久、拾之久、來之久、などは、斯は過去しことを云斯の如く聞ゆれど、然らず、さては、右の戀之久、過去し方を云るに非れば、聞えがたし、又此戀之久は、常に戀しく思ふなど云之久にも非ず、されば右何れも、之久は、別に一格の助辭なり、）下の斯も母も助辭なり、（哀斯叙とつゞきたる例は、常多し、叙母云々と云るは、萬葉十三に、汝乎曾母、吾丹依云、吾叫曾毛、汝丹依云、十五に、比等余里波、伊毛曾母安之伎、などあり、）○宇流波志美意母布は、愛み思ふなり、書紀には、意字無し、萬葉十五（三十一丁）に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎、書紀神代卷に、我愛之妹、又愛也吾夫君、又友善、（友の交りに云も、男女の間に云と、本は同意なり、）

古事記傳三十二之卷終

乎、今日見鶴鳴、十一（二十八丁）に、天雲之、八重雲隱、鳴神之、音爾耳八方、聞度南、（これらはただ音にのみ聞の序なり、）○阿比麻久良麻久は、契沖云、相枕纏なり、相枕とは、繼躰紀勾大兄皇子哥に、伊慕我提嗚倭例儞魔柯絁毎、倭我堤嗚磨伊慕儞魔柯絁毎、とよませ給へるに同じと云り、（相枕とはと云るは非なり、相枕と云言には非ず、阿比と讀て、麻久良麻久と讀べきなり、）此意なり、相は互になり、枕と云名は、もと卷より出たり、卷とは、袖を卷て、（古の袖は、横にいと長ければなり、）枕とすれば云、さて其を本にて必しも袖を卷てせねども、枕にすることを、凡て卷と云、手を卷とも、手枕卷とも云が如し、（されば枕を卷とては言重なるが如くなれども、其も哥をうたふ、舞をまふなど云類にて、體用を重ね云こと常なり、）上卷哥に、多麻傳佐斯麻岐、（男女互に手をさし交して枕にするを云、）倭建命御哥に、多和夜賀比那袁、麻迦牟登波、阿禮波須禮杼、萬葉二（四十一丁）に、布栲乃、手枕纒而、劔刀、身二副寐價牟、若草、其嬬子者、又（四十二丁）色妙乃、枕等卷而、（四十四丁）に、家有者、妹之手將纒、十二（四丁）に、玉釧卷宿妹母、又（三十四丁）玉釧卷寐志妹乎、（此二の卷は、枕を交すを云り、）十（四十四丁）に、妹之袖、卷牟久山之などなほ多し、○古波陀袁登賣波、書紀には、（下の）波字無し、（無き方まさりて聞ゆ、）此御哥は、上なる御哥に盡ざる御情を、又今一首によみ賜へるなり、故初二句全く同じ、○阿良蘇波受は、不爭にて、不聽み背かずして、諾ひ從ひ奉れるを詔ふなり、○泥斯久袁斯叙母、書紀には、母字無し、泥は寢なり、斯久は助辭なる內に、一格にて、萬葉七に、吾背子を、いづちゆかめと、辟竹の、背向に宿之久、今し悔しも、十四に、かなし妹を、何ちゆかめと、山菅の、背向に宿思

故なり、(又は諸縣郡を指て詔へりとも云べし、此郡は日向國の南の極なり、和名抄に擧たる、彼國の郡の次第も、北より初まりて南に終れり、又伊勢國にて度會多氣飯野三郡を、神三郡と云、又云道後と、神宮雜例集と云物に云る、是も彼三郡は、彼國の南極にて、京より下る道後なればなり、されど此はなほ廣く日向國とするぞまさるべき、) 萬葉十一 (七丁) に、路後、深津嶋山とあるは、備後を云り、(又十七に、美知乃奈加とあるは、越中なり、) ○古波陀袁登賣袁は、初瀨孃子、可刀利乎登女、(難波壯士なども、) など云る類にて、古波陀は、日向國の地名にやあらむ、(今諸縣郡のあたりに、此地名はなきにや、國人に尋ぬべし、) 又稱美たる言にもあらむか、若然らば、細肌などの意にもやあらむ、(物の精細きをもこまやかと云、色の濃きをもこまやかと云ば、細やかと濃きとは通へり、されば精細なる肌を、古波陀と云つべし、さて相枕纒とあるに、肌を詔はむことと似つかはし、萬葉二に、嬬乃命乃、多田名附、柔膚尙乎、劒刀、於身副不寐者、十四に、仁必波太布禮思、古呂之可奈思母、などもあり、神名帳に、大和國宇陀郡岡田小秦神社と云あり、此はヲハダと訓べくて、由なきことにもあるべけれど、筆のついでに驚かしおくのみなり、) 袁は結句へ係て心得べし、又余の意とせむも可けむ、○迦微能碁登は、如神にて、神は雷なり、○岐許延斯迦杼母は、雖所聞なり、書紀には、母字なし、さて如此詔へる意は、日向國なれば、たゞ遙によそなる物に所聞看たるよしなり、(名高く所聞たる意にはあるべからず、) 萬葉十二 (十九丁) に、如神、所聞瀧之、(これは、音高く聞ゆる由にて、此とはいさゝか意異なるべし、) 六 (十一丁) に、鳴神乃、音耳聞師、三芳野之、七 (五丁) に、動神之、音耳聞、卷向之、檜原山

古を集にしてか、此紀に、集をうこなはると訓り、吾思ひの彌集りに集りたる由か、など注せらるも、いみしきひがことなり。）〇伊麻叙久夜斯岐は、今ぞ悔しきなり、書紀には此句無し、（無くてはいかゞなる如くなれど、萬葉にも、爾斯弖と結びたる哥あまたあり、詞玉緒七巻に引るが如し。）〇一首の意は、大雀命の下延賜へる事を、今まで知らずして、吾使はむと思ひし心は、裒許なりけりと、（其事を聞て。）今ぞ悔しきとなり、さるは實に然所思したる由には非ず、凡て宴席の興に戯れて詔へる御哥なり、さて此御哥、書紀には、於是大鷦鷯尊蒙御歌、便知得賜髮長媛、而大悅之報歌曰とありて、大雀命の御哥なるは、傳の誤なるべし、（大雀命の御哥としては、凡て此時の事に叶はざるなり。）〇如此歌而賜也、上に既に賜其太子、とありて、又此にかくあるは、同じことの重なりて煩はしきさまに、今人は思ふめれど、古の語は、皆かゝることぞ、〇被賜は、多麻波理弖と訓べし、凡て多麻布とは、與ふる方に就て云言なるを、多麻波流とは、受る方に就て云言なり、故古書には、多く被字を添て書り、（こゝは天皇の賜ふを、太子の受賜へる方より云言なる故に、多麻波流なり、今人は、賜ふと賜はるとを、一に心得て云は、みだりなり、又古言に、賜ふを約めて多夫とも云を、是も受る方より云には、多婆流と云り。）〇歌曰は、此は余美多麻閇流と訓べし、書紀に、大鷦鷯尊與髮長媛既得交殷勤、獨對髮長媛歌之曰とあり、〇美知能斯理は、道之後なり、凡て道前道後の事は、黑田宮段（傳廿一の末）に云り、此の道後は、日向國を指て詔へるなり、其は京より下る道の次第に因て、筑紫の國々は、北なるを前とし、南なるを後として、（筑前筑後、豐前豐後、肥前肥後、皆然り。）日向（大隅薩摩）は、筑紫の南極なるが

は、吾心にて、志は助辭なり、叙は契冲も衍文かと云り、信に然るべし、下に今一叙とあればなり、(凡て叙てふ辭を重ぬる例なし、) 書紀には、和を阿とあり、叙字なし、○伊夜袁許邇斯弖、書紀には袁を于とあり、伊夜は、白檮原、朝、段の大御哥に、伊夜佐岐陀弖流、とある伊夜と同くて、(彌の意とは少異なり、) 最なり (最を伊夜と訓べきこと、傳六の夜見國の段下に云り、) 袁許は、中古の書どもに、袁許なりとも、袁許がましとも、袁許の者とも云る、是なり、袁加志と云と同言にて、意も同じ、(袁加志伎は、即袁許志伎なり、) 此は今世の俗言に、あはうらしと云意なり、又三代實錄卅八に、右近衛内藏富繼、長尾末繼、伎善散樂、令人大咲、所謂鳴呼人近之矣、(印本には、鳴呼を嶋滸と作り、今は古本を以て引り、此事西宮記にも見えたる、其には鳴呼者也とあり、所謂と云ことはなし、) 此は可笑き伎をする者を云るなり、(漢籍にも、後漢書に、烏滸蠻と云國ありて、烏滸人ともあり、文選、呉都、賦などにも見えたり、文粹、辨散樂、村上天皇、御製、文に、嶋嵪來朝、自爲解頤之觀、とあるも、漢國の事なり、嶋嵪、字は、鳴滸の誤なるべし、かゝれば、袁許と云言は、もと漢籍より出たるかと思ふ人もあるべけれど、然には非ず、既に、此天皇の大御哥にあれば、元よりの古言なり、然るを後に、漢籍にも鳴呼、烏滸と云ことのあるに因て、かの三代實錄の文などは、混ひつる物とこそ聞ゆれ、古言の袁許は、かの鳴呼、烏滸などとは、本より異ことなり、中昔に、をこなり、をこがまし、をこの者など云るも、古言の袁許なれば、鳴呼、字などを當るは非なり、又書紀に、于古とあるを、尾籠也と釋に云るは、借字に如此書ならへるなるべし、さてこそ後世に、其字音に、びろうと云言も出來つらめ、されど、此字に依て意を云る説は非なり、又契冲が、于

べけれど、さては調ひわろし、如何と云に凡そかく事を二並云には、必二方同じさまに句を調へることなるに、若尊云々は二句にて、菱がら云々は三句にては、韋具比宇知の句、無用に一句あまりて、尊の方一句たらず、されば韋具比宇知までは、二方に係れることなり。）かくて譬賜へる意は上に同じ、又思ふに、譬は菱がら云々までにて、延けくは譬に非ずて、尊くりは、たゞ延の枕詞にもあらむか、女を思掛る事を、延と云り、（此事は下に云べし。）かく見るときは、凡ての意は、堰杙を打者の、水中に菱殼の有て足を銜ことを知ずて、降立たる如く、吾も大雀命の、此孃子に、下延給ふを知ずて、使はむと思ひしことよと詔へるなり、見む人好ましからむ方を取べし、然るに、書紀には、此二句依網池にの次に在て、其趣此記と異なり、（書紀の趣は、譬は二共に、延けく刺けくまでにて、不知は、譬の方に係れる言に非ず、依網池に操る尊の延たる如く、川俣江の菱がらの刺が如く、大雀命の思掛給ふことを不知なり、此記の趣は、不知も譬の内の言なることと、上に云るが如し、但尊くりを枕詞とし、延けくを譬に非ずとするときは、不知も、下なるは譬に非ず。）さて女を思懸て、妻問することを、波閉と云るは、下巻高津宮段哥に、許母理豆能、志多用波閉都々、由久波多賀都麻、（志多用は下從なり、都麻は夫なり。）萬葉九（三十六丁）に、阿我志に、隱沼乃、下延置而、十二（二十五丁）に、玉葛、令蔓之有者、年二不來友、十四（七丁）に、多婆倍乎、許知豆都流可毛、又（八丁）伊多良武等曾與、阿我之多波倍思、十八（二十九丁）に、之多波布流、許己呂之奈久波、今日母倍米夜母、（廿に、住吉の濱松が根の之多婆倍豆わが見る小野の草な刈そね、これは妻どひには非れども、意は同じ。）など見えけり、〇和賀許々呂志叙

ためなどに、竹柴などをからみて堅むるを、葦世伎と云、其を支持しむる料に打並つるを、葦具比とは云なり、○比斯賀良能は、菱殼のなり、此句諸本並に賀ノ一字のみありて、比斯と良能と四字皆脫たるを、今は書紀に依て、其を補へて一句とす、本のまゝにては、もはら聞えず、落たることと灼ければなり、(書紀には、此上に伽破摩多曳能とあれば、其句も落たるかとも思へど、さては上に伊氣能とあるより、語のつゞきと、のはず、又宇知とあるも、宇都とあらでは叶はず、此記は書紀とは異にして、もとより川俣江之と云ことは無かりしなり、)○佐斯祁流斯良邇は、(祁字、舊印本良に誤れり、諸本皆祁なり、)刺ける不知なり書紀には、流を區とあり、依網池の堰杙を打とて、水中に降立ば、底なる菱殼の足裏を刺衝を、然る事をも知らで、降立つる由にて、譬賜へる意は、大雀命の、はやく下に髮長比賣を思ひ懸賜へる事の有けるを、所知看ざりしよしなり、○奴那波久理は、蓴を云、和名抄水菜部に、野王按蓴水菜也、蘇敬本草注云、自三四月至七八月、通名絲蓴、味甜體軟、霜降以後至二月、名環蓴、味苦體澁、和名沼奈波とあり、(俗に蓴菜と云、)契沖云、名は沼に在て繩の如く長き物なれば、沼繩の意なりと云り、萬葉七(三十四丁)に、浮蓴、邊毛奧毛依勝益士、さて久理とは、添て云名にて、三稜草などの久理と同くて、操依せて採物なる故の名なるべし、(蔓草類を、某豆良と云類なり、)若是を蓴を操意としては、調ひわろし、其由は次に云、)○波閉祁久斯良邇は、延けく不知なり、此もかの堰杙を打者の、水中に蓴の延たるを知ずて、降立て足に纏ふよしなり、(又上の葦具比宇知と云は、たゞ菱がら云々の二句に係れるのみにて、蓴云々までへは係らず、蓴云々は、又別に蓴を操よすとて、延たる意ともす

て、爾良は延の誤りとして解つるを、後によく思へば、皆わろかりき、彼哥も、爾字は余とあるぞ宜くして、余良斯は此と同く、好かるべきさまなりと云意なりけり、）さて此二句、書紀には、一句にて、伊弉佐伽婆曳那とあり、（萬葉十八、橘長哥に、霜於氣騰母、其葉毛可禮受、常磐奈須、伊夜佐加波延爾、ともあれば、此は孃子を、酒をすゝめて榮えしめんと詔ふにや、されどこの御哥、すべて此記ともはら同じさまなるに此句の意のみいたく異ならむこと、疑はしければ、伊弉佐伽婆は、是もいざなはばの意にて、曳はよからむの意か、されどさては萬葉哥に云ると合ず、猶考ふべし、）○一首の意、此紅顔孃子を、汝の誘はゞ、好かるべきさまに思はるゝ（俗言に、よさけうなど云意）などに、娉ひて逢へかしなど大雀命に對はして、詔へるなり、○又御歌曰は、たゞ麻多と訓べし、此も天皇の大御哥なり、○美豆多麻流は、水渟るにて、池の枕詞なり、萬葉十六にも、水渟池田乃阿曾我云々などよめりと契冲云り、又十三に、蓮葉爾、渟有水之などもあり、○余佐美能伊氣能は、依網池之なり、書紀には、能を珥とあり、此池、水垣宮段に出（傳廿三の末）○韋具比宇知は、堰杙打なり、書紀には、宇知を菟區と有て、次に伽破摩多曳能と云一句あり、（されば、彼は此記と意異にして、此句はたゞ川俣の枕詞なり、）宇鏡に、杙井久比とあり、（杙は杙の誤か、）又堰井世久とあり、凡て韋とは、物に用る水の在處を云て、田に水を引溝をも云、（今世に、此を由とも云は、韋と通ひて同じ、韋傳を由傳とも云り、又湯種と云も、此韋に漬置たる稲種なり、今世に此溝を由美叙と云り、）井も是なり、（されは古へは川などにも井と云ることあるは、水を汲取る處を云るなり、）さてその韋の岸を崩れざらしめむため、或は其水を湛へむ

ひたつる言に、伊邪佐世賜閉と云ると同じ、されば此も誘はゞと云意にて、大雀命の、此孃子を、いざ〳〵と誘ひ聘び給はゞと詔ふなり、萬葉一（廿丁）に、吾妹子乎、去來見乃山乎、（これ妹をいざなふ由の枕詞なり、いざ見むと云つゞけにはあらず、）七（八丁）に、波禰縵、今爲妹乎、浦若三去來率去河之、〇余良斯那は、（舊印本又一本などには、余字を爾と作り、今は眞福寺本延佳本に依れり、）好かるべきさまに思はると云むが如し、良斯は、志具禮降良斯など、常に云良斯にて、俗言に某らしきと云言と全同じ、（されば、時雨降らしは、俗言に時雨が降らしき、時雨が降さうなと云ことにて、時雨の降さまに思はるゝなり、凡て此辭はみな此意なり、）されば余良斯は、俗言に好さゝうなといふ意なり、白檮原宮段の哥にも、伊麻宇多婆余良斯とあり、同じ意なり、（傳十九）那は、つけていふ辭にて、長息の意あり、（うつりにけりな、どの那なり、さて契冲、此句を、爾良斯那とある本に依て、似らしなの意か、いざ汝を此孃子が夫と指ば、似つかはしからむとにやと云るは、似らしはさも云べし、其餘は云に足らぬひがことなり、夫と指を、たゞ指とのみ云ことやはあるべき、又師は、書紀に依て、此の二句をも、下の佐は迦の誤り、爾は衣の誤りにて、伊邪佐迦婆衣良斯那なりとして、橘の榮によせ給ふか、されど上に酒の事ありて、哀登賣哀とあれば、酒以て祝賜ふなるべし、酒は榮の意なりと云れき、橘の榮によせ賜ふ意は無し、枯しと云言もあればなり、又衣字も、記中に、假字に用ひたる例なし、さて己も初には、書紀に依て、下の佐は迦の誤とし、爾良二字は延の誤、斯は衍にて、伊邪佐迦婆延那なるべしと思ひて、白檮原宮段なる哥に、伊麻宇多婆余良斯とあるをも、余は爾とある本に依て、此と相照し

さて其實の盛に熟ひたるをば置てなり、初たるほどの狀をしも詔へる故は、殊にめづらしきを賞るよしなるべし、さて初より是までは、次句の阿迦良の序なり、萬葉十八（十一丁）に、安加良多知婆奈、（廿に、安可良我之波ともあり、）十九（四十三丁）に、安可流橘などある意にて、實の赤らめる由なり、（橘實は、初より黃にして、やゝ赤みたる故に、本都毛理とても、阿迦良とつゞけり、契冲、髮長媛の盛なるを、中枝にたとへ、形のとゝのほれるを、橘の熟するにそへ給へりと云れど、さる意はなし、さては府保語毛理とあるに違へり、たゞ凡て橘のうるはしきによそへ賜へる意はあるべきなり、）○阿迦良袁登賣、袁は、赤ら孃子をなり、書記には、阿迦例蘆塢等咩とあり、女の美麗きをかく云るは、萬葉十（二十五丁）に、朱羅引色妙子と見え、又七（二十六丁）に、雜豆臘漢女、十（十五丁）に、左丹頰經妹、又（二十三丁）丹頰合妹、又（二十五丁）丹穗面、十六（二十四丁）に、赤根佐須君、五（九丁）に、久禮奈爲能意母提（一云爾能保奈須）なども云る、皆同意にて、師說に、艶やかに、色づける顏を云て、他國にも紅顏など云が如しとあり、（紅葉なとにも、さにつらふとよめり、）○伊邪佐佐婆は、人を誘ひ起るを、伊邪佐須と云、萬葉十四に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登母、安須伎西佐米也、伊射西久騰許爾、（こは男の夜女の許に行たるに、女の麻を績居たるを、早く寢むといざなひたる哥にて、麻を今夜さまで麻笥に多くうまずともありぬべし、又明日の日もあれば、明日、のどかに績給へ、今夜はいざ〱小床に入て寢むとなり、四の句は、明日の日の來らざらむや、明日もあるものをと云意なり、）この伊射西は、伊邪佐世にて、いざ〱小床にと女を誘へる言なり、中昔に、人を誘

花橘乎、末枝爾、毛知引懸、仲枝爾、伊加流我懸、下枝爾、此米乎懸、○本都毛理は、書紀には、府保語茂理とあり、(契沖云、含隱なり、神代紀に、含字をフヽムと點せり、布と保と通へり、つぼめるほどを云)萬葉十四(三十五丁)に、由豆流波乃、布敷麻留等伎爾、十八(十六丁)に、佐具良波奈、伊麻太敷布賣利、廿(三十一丁)に、古乃豆加之波能、保々麻例等、など見えたる、此らと、都頰牟これも中古より見えたる言なり)と云言とを合せて思ふに、布本美都頰麻理の意にて、約めて本都毛理とは云なるべし、(延佳云、寠守也、碩果不食乎と云るは、寠は蔕と同くて、和名抄に、保曾とあるを、俗言にほぞとも云を思ひてなるべけれど其は保曾の訛なれば、保受の假字にこそあらめ、都には叶はず、碩果云々も、此に由なし、又師は、萬葉に、兒手柏のほゝまれど、もあれば、都字は保、若は裒の誤にて、ほゝもりなるべしと云れたるは、言はさもあるべけれど、保も裒も、記中には假字に用ひたる例なし、又己さきに思ひけるは、書紀に依に、本の上に布字脫たるか、又は布本を切めて本と云るにて、都字は許の誤にて、此も布本許毛理ならむかと思ひしかど、記中、隱の假字は、許母理とのみ書て、毛字を書る例もなく、又隱ならば、書紀の如く、許は濁るべき例なるに、清音の許字は書べきに非れば、此考も非ず。)殊に此は、わづかになり初たる橘實の狀をよみ賜へるなれば、都頰牟と云言よく當れり、今世にも、物の聚て、形のかつ〴〵圓になるをも、然云ばなり、(花に云も、形によりてなり、されば含むと事は一にて、言の意は別なり、さて都頰牟と云は、古言に非じかと思ふ人あるべけれど、圓なるを都夫良と云て、都夫と云る例多ければ、都頰牟とも云ざらむ、古書に此言の見えざるは、たま〳〵漏たるにこそ、)

葉九（廿丁）に、最末枝者落過去祁利、十（六十一丁）に、末枝梅乎、十三（二十四丁）に、橘末枝乎過而、十九（四十八丁）に、青柳乃保都枝與治等理、などあり、上巻石屋戸段に、上枝中枝下枝と見え、下巻朝倉朝段哥に、本都延那加都延志豆延とよめり、○登理韋賀良斯は、鳥居枯なりと延佳云り、萬葉九（二十二丁）霍公鳥哥に、橘の花乎居令散ともあり、（契沖が、採令居枯なり、花を折置てめでゝ、枯るゝまでさて置、故に、居枯しとは云り、萬葉十八橘長哥に、云々、香具播之美於枳弖可良之美、これ今の意なりと云るは、ひがことなり、折て置ことを、いかでか居とは云む、且さては次句に、人取枯しとあると同じさまなるをや、此に鳥居とあるに對へて、次に人取とは詔へるにこそあれ、）さて此枯しは、（鳥の常によく集る木の枝は、よく枯るゝ物なれども、其意には非ず、）右の居令散と同くて、花實を散らし無くなしたるを詔ふなり、次の人取枯しも同じ、萬葉十四（十九丁）に、垣内柳末摘枯し、吾立待む、などあるも、葉を摘取て、無くなすを云り、凡て花にまれ、實にまれ、葉にまれ、枝にまれ、無くなるを、枯とは云、冬枯など云も是なり、さて書紀には、次なる二句前に在て、此二句は其次にあり、○志豆延波は、（志字諸本友に誤れり、延佳本に支と作るは、さかしらなるべし、記中、支は假字に用ひたる例なし、今は朝倉宮段哥に依て、志と定めつ、）下枝者なり、書紀には、辭豆曳羅波とあり、萬葉五（十八丁）に、和我夜度能烏梅能之豆延爾、七（三十五丁）に、向岡之若楓木下枝取、九（廿丁）に、下枝爾遺有花者、十（六十一丁）に、梅之下枝、○比登登理賀良斯は、人取枯しなり、書紀には、比等未那等利とあり、○美都具理能は、三栗のにて、枕詞なり、上に出、○那迦都延能は、中枝のなり、萬葉十三（六丁）に、

にや、其は此物はすぐれて臭き物なる故に、次なる香と云言に係て詔ふなるべし、されどかの私記に云る如き意には非ず、香の好惡きにはかゝはらず、たゞ香と云言に係れるのみなるべし、これ古意なり、○和賀由久美知能は、吾行道之なり、書紀には能を珥とあり、(能なれば、花橘へ係り、珥なれば、直に次句へ係れり、)橘に道は、萬葉二(十六丁)に、橘之蔭履路乃八衢爾、六(三十七丁)に、橘本爾道履云々などあり、さて此御哥、初より本都毛理までは序なるうちに、此句までは、又橘の序なり、(さて此までの語の詔ひざま、初にいざこどもとある御言の末果さぬ如聞ゆるは、いざ子等野蒜つみに行むと誘ひて、摘にゆく道のと云意を約めて詔へるなり、)○迦具波斯は、香細なり、久波志は、師の宇流波志を宇良久波志の約りたるなりと云れたる如くにて、宇流波志と同意なり、(字は細、また妙、また書紀に微妙、又萬葉十三に、麗妹など書り、)故古言には、麗しと云べきを、久波志と云る多し、此は名細し、花細しなどの類にて、香の美きを云、(後にかんばしとも、かうばしとも云は、此かぐはしの音便に頽れたるなり、波を濁るは、凡て音便の下は、多く濁る例なり、)又香ならでも云る例、萬葉十八に、香具波之君、十九に、香吉於夜能御言、廿に、可具波志伎都久波能夜麻などあり、これらは、香の美きを云より轉れるにや、(神樂哥に、榊葉の香をかくはしみとあるは、賢木に、香とはめづらし、)○波那多知婆那波は、花橘者なり、書紀には、下の波字なし、橘の事は、玉垣宮段に委云り、(傳廿五の末、)萬葉十(二十一丁)に、香細寸花橘乎、十九(十六丁)に、花橘乃香吉、廿(二十七丁)に、多知波奈乃之多布久可是乃可具波志伎、○本都延波は、(都を濁るは非なり、)上枝者なり、本は秀の意ぞ、萬

志波とは云るなり、比羅傳と云器も、書紀に、葉盤と書れたる如く、葉以て造れる物なり、又膳夫と云も、飲食の葉を執あつかふからの名なり、伊勢物語に、海松を高坏に盛て、柏をおほひて出しけるとある類も、古のさまの遺れるなり、(今世にも、食物の器には、木草の葉を敷きも覆ひもする事あり、)○賜其太子は、髮長比賣を賜ふなり、○御歌は、天皇なり、書紀云、十一年有人奏之曰日向國有孃子名髮長媛、即諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悅之心裏欲覓、十三年、天皇遣專使以徵髮長媛、秋九月中髮長媛至自日向、便安置於桑津邑、爰皇子大鷦鷯尊及見髮長媛、感其形之美麗、常有戀情、於是天皇知大鷦鷯尊感髮長媛而欲配、是以天皇宴于後宮之日、始喚髮長媛因以上坐於宴席時、撝大鷦鷯尊、指髮長媛、乃歌之曰、云云、○伊邪古杼母は、率子等なり、書紀には、伊弉阿藝とあり、古杼母とは、己に屬たる子弟或は僕從などを云り、萬葉一(二十六丁)に、去來子等早日本邊、三(廿丁)に、去來兒等倭部早、廿(五十六丁)に、伊射子等毛多波和射奈世會、○怒毘流都美邇は、野蒜摘になり、書紀には、怒珥比蘆菟彌珥とあり、蒜は、上に出、(傳廿七倭建命東方言向の條下)此は、野におのづから生たる蒜なり、(漢國にも、野蒜と云一種あり、或說に、ぬびるは、和名抄に、澤蒜、和名禰比流とある物なりと云れど、いかゞ、)○比流都美邇は、蒜摘になり、(契冲云、私記云、師說先稱臭氣物者、欲稱芬芳物之發語也、今按此說の意まではなくて、たゞ是にて端をひらき給ふなるべしと云るも、さもあるべきことなれども、又思ふに、此はたゞ橘を詔むためのみの序なれば、道は何れにゆく道にてもあるべきに、野に物を摘にゆく道を詔ひ、又野に摘物は多かるに、蒜をしもよみ賜へるは、なほ蒜に意あるべき

新嘗の節會に限れるが如くにて是を豊明節會と云り〕○大御酒柏は、酒を受て飲葉なり、貞觀儀式大嘗會儀中に、云々、次神服男七十二人、着青摺布衫、幷日蔭縵、所謂各執酒柏、酒柏者、以弓弦葉挾白木、四重、別四枝在左右、また午日儀に、次神祇官中臣忌部、及小齋侍從以下、番上以上、左右分入、造酒司人別賜柏、即受酒而飲訖以柏爲縵而和舞、など見ゆ、大嘗祭式にも見ゆ、此柏の事なほ委くは、下卷高津宮段に、大后爲將豊樂而、於採御綱柏云々とある處、(傳三十六の始)又同段に、將爲豊樂之時云々大后自取大御酒柏、賜諸氏々之女等云々、とある處(傳卅七)に云むを考合すべし、抑酒を柏に受て飲事は、いと〳〵上代のわざなりしが、定まれる禮となりて、豊明などには、必其事ありしなり、萬葉十九(二十四丁)に、皇祖神之、遠御代三世波、射布折、酒飲等伊布曾、此保寳我之波、催馬樂、美濃山哥、美乃也萬爾之々爾於比多留太萬加之波、止與乃安可利爾、安不加多乃之左也、安不加太乃之左也、(これ御酒柏に用ひらるゝを云り)さて加志波と云は、もと一樹の名には非ず、何樹にまれ、飲食に用る葉を云り、故書紀仁德卷に、葉字を書て、此云箇始婆とあり、然るに又某賀志波は名負たる樹も、古より彼此とあるは、あるが中に常によく用ひたるどもを、然は名けたるなり、(古書どもに、加志波に、柏字を用ひたるは、いかなる故にかあらむ、和名抄には、槲字を出して、和名加之波とあり、此は何の木を云るにかあらむ、おぼつかなし、若は今世にもはら加志波とと云木ある、それにや、)凡て上代には、飲食の具に、多く葉を用ひしことにて、(後にも、萬葉二に、家有者、笥爾盛飯乎、草枕、旅爾之有者、椎之葉爾盛など、もあり、)飯を炊くにも甑に葉を敷もし、覆ひもして炊きつるから、炊葉の意にて、加

かの登余本岐本岐云々、或は神集爾集、伊都乃千別爾千別弖など云格の語なるが、即其宴の名とはなれるなり、(そも〱顏の赤きは、面の榮えにて、神代の哥に、朝日の咲榮えとあるも、朝日の赤根さし出る如くと云るなり、又酒と云名も、師說の如く、佐加延の切れるにて、是を飲めば、心も面色も榮ゆる故なり、されば豊明とは、天皇を始奉り、人皆も大御酒を食て、顏を赤らめて、咲樂むよしの名なりと知べし、然るをかの大嘗祭祝詞の、豊明爾明坐牟とある師の考に、豊明を冠辭として、豊明節會は、卯日の祭の事はてゝ、辰日の夕に、豊樂院にて宴聞食を云、其は夜にて、庭火立あかしなど、おびたゞしくかゞやく故に、豊明とは云、凡ての夜宴をも、公なるを、豊明と云は、これに同じ、豊は大なることなり、と云れたるはいかゞ、明坐牟をば、御顏の赤きことと云ながら、豊明を、庭火立あかしなどの明のこととせられたるは、心得ず、此は上に云る如く、神集爾集など云類の語なれば、上の明と下の明と、別事なるべき由なきをや、又かくつゞけ云る豊明は、たゞに御顏の赤れるよしを云る言にこそあれ、宴を指て云にはあらざるを、宴のことにして解れたるは、言の本末たがへるをや、) 續紀廿六に、今日方大新嘗乃猶良比能、豊明聞行日仁在、卅に、今日方新嘗乃猶良比乃、豊乃明聞許之賣須日仁在、萬葉十九 (四十二丁) に、豊宴、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、嶋山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎保伎、吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴左、うつほ物語、藤原君卷に、七日七夜とよのあかりして、打上げあそぶ、(うちあげは、宴なり、) さて此は、大嘗新嘗には限らず、何時にても云名にて、此處なるも然り、類聚國史に、天長四年正月、踏歌、宴をも、詔に今日乃豊樂理とあり、(然るを、後世には、

た讌、宴樂、宴會、宴饗、肆宴などあるを訓り、豐は、例の稱辭、(豐之と之を添たる例も、萬葉に、豐之年とよみ、後に豐之御禊などもいへり、)明は、もと大御酒を食て、大御顏色の赤らみ坐を申せる言にて、大嘗祝詞に、天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾云々千秋五百秋爾、平久安久聞食弖、豐明爾明坐牟、皇御孫命能、云々、中臣壽詞に、(台記の大嘗會別記に載れり、)悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠、大倭根子天皇我、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁所聞食弖、豐明仁明御坐弖、云々、などある是なり、新年祭、祝詞などに、赤丹穗爾聞食、とあるも同じことにて、御酒を食て御顏の赤るを申せること、續紀廿六に、黑紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多末倍惠良伎、(儀式大嘗祭儀、新嘗會儀、又三代實錄四十六などにも如此あり、)とあるを以知べし、(師は、右の明坐をも、赤丹穗をも出雲國造神賀詞に、赤玉乃御阿加良毘坐とあるを引て、御病おはしまさずして、大御顏の赤く坐こと、注せられたり、かの神賀詞なるはまことに然るべし、然れども右の書どもなるは、たゞ常の御顏を申すには非ず、御酒を食て、赤らみ坐よしなり、右の續紀の文にて知べし、又大嘗祝詞には、御食とのみありて、御酒の事は云ざるにも、豐明爾云々とあるはいかにと云に、凡て御食と云ば、御酒も其中に具れるうちに、大嘗は殊に御酒を重くし給ふこと、云もさらなり、中臣壽詞の文を以知べし、さて御病坐さずして、赤らかに坐も、御酒を食て赤らみ坐も、御顏の赤く坐ことを申すは同くて、又顏の美麗ことをも赤ると云、即此の御哥にも、阿迦良袁登賣とよまし賜ひ、萬葉にも、丹穗面などあり、これはた顏の赤き由を云ことは同じ、)されば豐明と云は、(もと豐明爾明坐と云て、)

之、云々、問曰誰人、對曰諸縣君牛是年耆之雖致仕、不得忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之、即喚令從御船とあり、○太子、古は太子は、一柱には限らざりしこと、上に云るが如くにて、大雀命も、太子に坐しゝなり、(師の、此を太子とあるは、後人の誤なり、御子とあるべきなり、と云れたるは、中々にあたらず、) ○難波は、上に云り、(傳十八) ○泊とは、船の到着を云、西の國々より上る船は、皆難波津に泊ること、今も古も同じ、さて此太子は、難波に坐ける故に、其處に泊たる時に見賜へるなり、○委容は、加本と訓べきこと、上に云るが如し、(傳十三天若日子の段下) ○端正は、余伎と訓べし、此も上に云り、(傳廿三活玉依毘賣の條下) ○誂、上に出、(傳廿四沙本毘古の條下) ○告は、詔なり、(つぐるには非ず、) ○令賜は、賜は天皇に係り、令は大臣に係れる言にて、(中古の物語文などに、たゞ賜ふことを、多麻波須と云とは異なり、) 天皇の吾に、賜ふべくせよと云意なり、○請大命とは、上卷に二柱神云々、共參上請天神之命とあるに同くて、太子の誂給へる狀を申して、其を許諾賜ふ詔命を請願ぐを云、○其御子、此段上にも下にも、みな太子とあるを、此のみ御子とあること、殊なる意はあるべからず、但し太子とあるは、太子なる故に書る字にして、其をもみなたゞ美古と訓べきことを知らせて、此に一如此書るにもあらむか、(記中さる例多し、) ○所賜狀者とは、其比賣を太子に賜へる時の狀を云なり、○豐明は、登余能阿迦理と訓、下卷若櫻宮段に、坐大嘗而爲豐明之時云々、又同段高津宮段、朝倉宮段などに、豐樂とも書、萬葉十九には、豐宴とも書り、(明は、言のまゝに書るにて、字の意にかゝはらず、樂又宴などは、義を以て書る字なり、) 書紀には、宴ま

日向は上卷に出、○諸縣君は、和名抄に、日向國諸縣郡牟良加多とある是なり、(何れの古書にも、みな諸縣と書たるを思へば、本は毛呂賀多なりけむを、牟良とはや、後に訛れるも知がたけれど、姑和名抄に依て訓り、賀多は、阿賀多なれば、必濁るべし、) 姓は、舊事紀に、豊國別命日向諸縣君祖と云るより外、物に見えず、(豊國別王は、景行天皇の御子にて、此記には、日向國造祖とあり、若諸縣君も、此王の後ならば、此髮長比賣の父は、此王の御子、もしは御孫なるべし、) 書紀景行卷に、既に諸縣君泉媛と云人見えたり、さて高津宮段には、上云日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣とあるを、此に姓をのみ擧て、名の無きは、脱たるなるべし、其名書紀には、牛諸井、又細書の説には牛とあり、淡路國風土記にも、諸縣郡牛とあり、(郡字は、君の誤なるべし、) ○髮長比賣、名義は字の如くなるべし、但書紀景行天皇の妃にも、日向髮長大田根と云あるを思へば若くは地名ならむも知がたし、又は、彼は此名より紛れたるか、(又此天皇の妃に、日向之泉長比賣と云もあり、書紀景行卷に、諸縣君泉媛と云もあり、) ○顏容麗美は、加本余志と訓べきこと、上に出て云るが如し、(傳十六大山津見神祖の段下、廿伊須氣余理比賣の下) 其を曾禮と訓べき由も、同處に云り、○將使は、都加比賜波牟登斯弖と訓べし、(師はミツカヒモテと訓れたれど、然らず、) 使ふは、今世にも、人をつかふと云つかふなり、上卷 (傳十六) に、使石長比賣者とある處、玉垣宮段に、云々故宜使也とある處 (傳二十四) に云るが如し、○喚上は、玉垣宮段に出、(傳廿五比婆須比賣の條下) 書紀 (細書には) 一曰、日向諸縣君牛仕于朝庭、年既老耆之不能仕、仍致仕退於本土、則貢上己女髮長媛、始至播磨時、天皇幸淡路嶋而遊獵

即誂告建內宿禰大臣。是自日向喚上之髮長比賣者。請白天皇之
大御所而。令賜於吾。爾建內宿禰大臣請大命者。天皇即以髮長比
賣賜于其御子。所賜狀者。天皇聞看豐明之日。於髮長比賣令握大
御酒柏。賜其太子。爾御歌曰。伊邪古杼母。怒毘流都美邇。比流都美
邇。和賀由久美知能。迦具波斯。波那多知波。本都延波。登理韋
賀良斯。志豆延波。比登登理賀良斯。美都具理能。那迦都延能。本都
毛理。阿迦良袁登賣袁。伊那佐佐婆。余良斯那。又御歌曰。美豆多麻
流。余佐美能伊氣能。韋具比宇知。比斯賀良能。佐斯祁流斯良
邇。奴那波久理。波閇祁久斯良邇。和賀許許呂志叙伊夜袁許邇斯
豆。伊麻叙久夜斯岐。如此歌而賜也。故被賜其孃子之後。太子歌曰
美知能斯理。古波陀袁登賣袁。迦微能碁登。岐許延斯迦杼母。阿比
麻久良麻久。又歌曰。美知能斯理。古波陀袁登賣波。阿良蘇波受。泥
斯久袁斯叙母。宇流波志美意母布。

みはしより、まひにはあてずまでは、序の如くにて。）麗美く眉畫垂て、顏好き孃子の、昨日道に過しを見賜ひて、いかで彼女を得て、彼せまほし、此せまほしと所念看し、其女に、今日大御盞取らせて、轉宴して、一席に如此て向居ることよ、配居ることよと、甚く樂く所思看て、歡娯坐るよしなり、○如此御合云々也は、加久弖美阿比坐弖宇美坐流御子叙、宇遲能和紀郎子爾坐祁流と訓べし、其故は、上段に、此御子に天津日繼所知せと詔ひて、其つぎに此矢河枝比賣の事を記せるは、此一段凡ておのづから和紀郎子の初を語る如くに聞ゆるは、右の如く讀ば、其意になればなり、（然るを此段、若たゞ何となく、矢河枝比賣の事を記せりとして、此處の訓も、御子宇遲能和紀郎子袁宇美坐伎など訓ときは、上に既に此御子の御事を記せると、前後の次第違へる如くにて、いかゞに聞ゆるぞかし、さて自宇下云々の注は、此御名の初て出たる處にこそあるべきことなれ、此にあるはいかゞ。）○此段を以見れば、丸邇比布禮臣の家は、木幡村の近きあたりなりけむ、さてぞ此矢河枝比賣の生奉し御子も、宇遲には住坐けむ、（宇遲と木幡とはいと近し。）又其弟の袁那辨郎女の生奉し御子をも宇遲之若郎女と申せるも、宇遲に住坐ける故と聞ゆれば、共に外祖父の家近き手依にて、宇遲には住坐るなりけり、（古は子は母の家に生立ことにぞありける、

天皇聞看日向國諸縣君之女名髮長比賣。其顏容麗美。將使而。喚上之時。其太子大雀命。見其孃子泊于難波津而。感其姿容之端正。

の如く必五七五七とこそあらざれども、六言七言の句の、四句までつゞきたるは見えず、其間には、必四言五言の句もあるべければなり、）いと心得がたきを、強て思ふに、轉宴にと云ことにて、宇多々の多を一省き、（同音の二重なる言は、一省く例多きこと、上に云るが如し、）又宇多宜の宇を省きたるにて、（頭の宇を省く例も常多し、）宇多陀氣邇なりけむを、陀氣を下上に誤れるものなるべし、さて若宴ならば、陀を清、氣を濁るべきに、此清濁の違へるは、如何と云に、多宜の多は、轉より續く故に陀と濁り、陀を濁るに因て、宜をば返て氣と清る、是古の音便の唱にして、上卷に、豐久士比泥別とある、士比の清濁の例と同じ、其事彼處に委云るが如し、考合すべし、（傳五の大八嶋成出の段）さて訶志比宮段の哥に、宇多陀怒斯とあるも、轉樂なり、と彼處（傳卅一）に注したるを考合すべし、轉の多を一略けることも、陀を濁る例も同じ、彼處も此處も、共に宴の時の御哥なることも同きを思ふべし、轉の意と、彼哥の下にも云る如く、彌進みて盛なるなり、（契冲云、宇多々氣陀邇は、多氣二字、誤りて倒に寫せるにて、宇多氣多陀邇にて、宴直にか、酒宴の席にて、直目に見給ふとなりと云るはいかゞ、宴に直にを、宴直にと云ては、語とゝのはず、又師は、轉氣にだになり、轉は物の重なり過るを云ば、此もあまりなるまで、かく近くなる、ことよとよみ給ふなり、と云れつれど、轉氣の氣てふ言、上代のふりに非ず、又陀邇と云辭も叶ひ難し、）○牟迦比袁流迦母は、向居哉なり、○伊蘇比袁流迦母は、伊は發語にて、副居哉なりと契冲云り、蘇比とは、並び配ふを云り、今世言に、夫婦にてあることを蘇布と云と同じ、なほ黑田宮段に、二柱相副而とある處（傳廿一）に云るが如し、○一首の意は、（初はな

五（七丁）に、可爾迦久爾、十六（十九丁）に、左毛右毛などある迦と迦久となり、（彼此とも、左右とも書るが如し、中昔よりは、迦をば登と云て、登迦久、登爾迦久爾など云り、今世の言には、杼宇迦宇といへり、）されば此も迦母賀迦久母賀と連きてあるべきを、二に分て詔へるにて、（其は古の長哥の常のさまぞ、）其はいかで此孃子を得て、彼せまほし、此せまほしと、あらましに所思欲しよしなり、（たとへば、大御酒盞を取らせて飲まゝほし、手携へて歩行かまほし、手枕まきて寢まほしなど、さま〴〵におもほし欲しにて、俗言に、どふせまほし、かふせまほし、と思ひしと云意なり、又前に思ひしは、迦は彼にて、彼孃子もがなと御思したりしこと、迦久は、遂に其孃子を得賜へる今のさまを詔へるにて、如此あらまほしと思ひしと詔ふならむと思へりき、かくの如く見れば、聞え易きが如くなれども、迦と迦久と相對いて聞ゆれば、なほ其意にはあらず、上に云る意なり、又契沖は、此句の頭の迦を、上なる句の尾に屬て、吾見し兒ら歟とし、此句を雲歟となりと注して、雲客など詩にも作れりと云るは、えもいはぬひがことなり、人を雲かと見賜ふことやはあるべき、）○阿賀美斯古邇は、吾が見し兒になり、兒は兒等と同じ、）（吾を、上には和賀、此には阿賀とあり、上には古良、此には古とある、如此同じことを、前と後と少しつゝ、言をかへて云は、古哥の例なり、）○宇多氣陀邇は、（諸本多字二重なりてあり、今は延佳本に依れり、こは延佳が、さかしらに一は削れるかの疑もあれども、なほ多多と作るは、一は衍なるべし、一字を誤りて重ね書る例、これかれあるなり、こゝは必五言の句なるべき處ぞかし、若此句を六言とすれば、此所六言六言七言七言となる、そも〴〵上代の哥の句ならびは、後

り、昨日此木幡の衢に遇りしことを詔へり、さて女を、袁牟那、袁宇那など云は、後に音便に頽れたるにて、正しからず、古はみな袁美那と云て、下巻朝倉宮段の大御哥にも然見え、萬葉廿（十五丁）にも、乎美奈とあり、（をんなどと云は、女子なり、をなごは、をんなごの畧なり、又嫗は、老たる女なり、女と、袁と於とを以て分てり、なほ嫗の事は、上巻傳九八俣遠呂智の段下に委いへり、さて袁美那と云を、麻を績よしの稱なりと云はあらず、）○迦母賀登は、迦の事は次に云べし、母賀は、欲し願ふ辭にて、下にも母を添て、母賀母とも云る同意なり、（後には、云々母賀那と云り、）下巻朝倉宮段の哥に、和紀豆紀能、斯多能伊多爾母賀、書紀雄畧巻哥に、伊能致謀、那我倶母鵝騰、萬葉三（二十五丁）に、花爾欲得、又如此毛欲得跡、五（三十八丁）に、千尋爾母何等、慕久良志都、又（三十九丁）千年爾母何等、意母保由留加母、六（十三丁）に、如是霜願跡、天地之、神乎曾禱、（契沖、此句を鴨歟となり、綠黛をのたまふなり、と云るは、いみしきひがことなり、眉の色の綠なればとて、人を鴨かとは、いかでか詔はむ、）○和賀美斯古良は、吾見し兒等なり、見しは、昨日のことなり、（次なるも同じ、）女を兒等と云るは、萬葉に多し、三（二十一丁）に、燒津邊、吾去鹿齒、駿河奈流、阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳、五（二十一丁）に、麻都良流、多麻之麻河波爾、阿由都流等、多多世流古良何、伊幣遲斯良受毛、（良とは、必しもあまたを云に非ず、一人にも云り、東哥には、多く兒呂といへり、）○迦久母賀登は、上なる迦（迦母賀の迦なり）と、此迦久と、相對たる言にて、萬葉二（十八丁）に、彼依此依、又（三十三丁）彼往此去、三（四十一丁）に、左右將爲、四（三十四丁）に、云々意者不持、又（三十六丁）鹿煮藻闕二毛、

りぬなど云る、重き例なり。）さて此二句は、和柔なる日影にあて、乾たる事を知らさむ料にて、（故日影の爍なることをのべて、其にはあてずと詔へるなり、若然らざれば、たゞ日にあてざる意のみにては、用なく聞ゆ。）和やかなる日に乾て、粉になして、黛に用ひたる由なり、萬葉十六（蟹の長哥の中）に、足引乃、此片山乃、毛武爾禮乎、五百枝波伎垂、天光夜、日乃異爾干、佐比豆留夜、辛碓爾春、云々とあると似たるさまなり、さて初より是までは、次の眉畫の序の如し、○麻用賀岐許邇は、眉畫濃になり。（契沖、許邇を次の句の頭に屬たるは、非なり。）眉は、古は眉某と下に重なる言ある時は、多く麻用と云り、書紀仲哀巻に、美奴之睩、隊此云麻用弭枳、萬葉五（九丁）に、惠麻比麻欲毘伎などの如し、（毘伎とは、長く引たる貌を云。）さて字鏡に、黛青黒色也、婦人餝眉黒色也、萬與加支と見え、和名抄には、説文云、眉目上毛也、和名萬由、また説文云、黛畫眉墨也、和名萬由須美などあり、許邇は、濃き色にと云意にて、濃くと云に同じ、（されば邇は辞なるを、契沖丹と注したるは誤なり。）○加岐多禮は、畫垂なり、畫とは、彼土の、土を以て眉を餝り造れるを云、（源氏物語末摘花巻に、面に紅粉をつくることをも、加伎都氣と云り。）垂とは、眉の形は三日月などの如く、細く曲りて、端の垂たる故に云、萬葉六（二十九丁）に、三日月之眉根とも、十四（二十九丁）に、麻欲婢吉能與許夜麻とも、十九（卅丁）に、於吉都奈美、等乎牟麻欲比伎（とをむはたわみたるを云。）とも云る、皆其形の似たればなり、さて女の顔の美麗を云に、眉を主と云るは、萬葉十二（七丁）に、吾妹子之、咲眉引、面影懸而、十九（二十二丁）に青柳乃、細眉根乎、咲麻我理など猶多し、（漢國も同じことぞ。）○阿波志斯袁美那は、遇し、女な

土との中間なる土を云、此土ぞ黛に色宜き故に、取用るなり、(契冲埴とゝは土との中ほどには、青き土のあればと云れども、是も必然定まりたる物には非ず、たゞ丸邇坂の土のさまに就て詔へるなり、又よしや彼坂の土、實に然るには非ずとも、たゞ構出ても詔ひつべし、)さてかく上下中を擧て、中を取ること、書紀此御卷の大御哥に、下枝は云々、上枝は云々、三栗の中枝のとある類なり、此外にも、物を種々と擧て、惡きを捨て、終に好きを取れるは、上卷なる八千矛神の御哥などにもあり、然初に惡きを擧て捨るは、終に好きを擧て取る爲の序のみなり、○加夫都久は、頭衝なり、と契冲云り、又云、頭槌、劒を、神武紀の哥に、句鷟都々伊、神功紀の哥に、句夫菟智とあり、又兜も、加夫は頭、(にて、登は、鋭る義か、)被も、頭(入の略語、)なりと云り、(此說のうちに、登は鋭る義と云、入の略語と云るは非なり、又蕪の加夫をも云るはあたらず、) 又書紀神代卷に、垂頴を、かぶ。。して。と訓るも、頭伏なり、さて此句の意は、熾に照日の影にあたれば、頭を衝が如くなるを詔ふなり、(契冲が、日の痛く照に久しくあたれば、頭の痛む故と云るは、いさゝか違へり、又師は、上附なりと云て、日の天にある意に取られたれど、わろし、) ○麻肥邇波阿弖受は、(記中、肥は火の假字に用ひ、日には比字をのみ書る例なるを、此は決く日なるに、肥字を用ひたるは、とりはづしてのゝわざなるべし、) 契冲、眞日には不當なり、萬葉十四に、眞日久禮底とよめり、つよき日にあつれば、青き土の色變る故に、あてぬなりと云り、眞日は、熾りに照由にて、眞と云るにて、頭衝とあると同意にて、此言重し、(かの萬葉十四なる眞日は、眞にさしも意はあらず聞ゆ、凡て眞てふ言は、輕く添ると、重さとあり、萬葉廿に旅と云ど眞旅にな

れたりと云るは、皆非なり、此は波邇を波都邇の中略と心得たるから、其に叶へむとての强說なり、まづ波邇は、波都邇の略にはあらず、別言なり、又上土は、必黃又赤きに定まりたることには非ず、地によりて異ありて、返て上土は然らずして、下土の黃赤なる地も多きものなり、此御哥は、たゞ丸邇坂の土のさまに就て、詔へるにこそあれ、必何處も如此有とには非ず、）○志波邇波は、（眞福寺本に、志波の波を、婆と作るは、誤なるべし、）底なる土はと云ことにて、志波とは、物の終を云と聞えたり、年の終の月を志波須と云て、極月と書、これ其例なり、（此も初土に對へて、終土とせむは、殊に由ありて聞ゆ、）又萬葉十一（三十二丁）に、師齒迫山、責而雖問、汝名者不告と云るも、志波世を究極終へて責る意に取て、責の序とはせりと聞ゆ、（若然らずは、たゞ世と云一言は、責の序とすべくも非ず、又師齒を、ゑば〳〵の意にとるもいかゞなり、）さて契冲云、俗に、地を掘て底より黑き土の出るを、志保土と云、これ志波土を然云なせるにやと云り、（同人又鹽土老翁を引出て、此も鹽土なるを、通はして志波邇とは詔へるかと云るは、さらに叶はず、又師は、志波は、波は多と通へば、下土なりと云れたる、此もわろし、）○邇具漏岐由惠は、契冲土黑き故なりと云るさもあるべし、土黑きとは、同黑色にも、さま〳〵ある中に、土めきたる黑さにて、光華なきを云にや、又思ふに、邇は鈍にてもあらむか、（鈍める黑さなり、）其も光華なき意は同じさて此まで四句は、初土の赤らけきも、終土の土黑きも、黛に宜しからざる故に、取らざる由なり、○美都具理能は、三栗之にて、中の枕詞なり、其說は冠辭考に見ゆ、○曾能那迦都邇袁は、（眞福寺本には、曾能の下に、今一ッ曾能とあり、）其中つ土をなり、初土と終

土なり、）赤土を赭、赤丹、（丹もも赤土より出たる名なり、されば赤色を丹と云は、末なり、）白土、埴、又八百丹、（丹は皆土の借字なり、）など云り、（契冲、和珥狹野土と云るは非なり、古へは野をば怒とこそ云れ、能と云ることとなし、且野としては、其下に之と云辭なくては、とゝのはず、大和志に、添上郡に、和珥狹野と云處の、今もある如く記したるは、いみじきみだりごとなり、又師は佐字を泥の誤として、泥は野なりと云れしかど、記中、泥はねの假字にこそあれ、ぬに用ひたることとなし、又哥なれば、訓を取て、借字とすべきにもあらず、佐は坂なること決し、）さて處は多かるに、丸邇坂としもよみ賜へるは、當昔黛に好き土の、殊に此地より出しなるべし、（又此孃子丸邇氏の女なれば、其由をもおもほしてにや、）○波都邇波は、初土者にて、掘初る上方にある土なり、○波陀阿可良氣美は、膚赤らけみなり、波陀とは、上方の土は、土の膚なれば云、（されば此は初土は膚にて赤らけしと云意なるを、さは云がたき故に、波陀阿可良とは詔へるなり、初土の膚と云意には非ず、阿可良氣の氣は、寒けし、暑けしなどの氣にて、赤らけし、赤らけきなど活用く辭なり、）美は風疾み、道遠みなど云類の美にして、次の土黒き故とある故と同意にて、赤らけき故にと云むが如し、（契冲、此美を次の句の頭に屬たるは、いみしきひがことなり、）さて赤らけきは、眞赤なるには非ず、いさゝか赤ばみたるをも、黄ばみたるをも云て、（あから橘、あから柏など云る類多し、）此は眉書の料に採土なれば、青黒き土なるが、いさゝか赤ばみたるなり、（契冲云、凡そ地を堀には、大抵上土は、或は黄に或は赤ければ、萬葉に黄土赤土とかきて、共に波邇と訓り、和名集云、云々、波邇とは、波都邇の中略なること、此御哥にて知ら

十六に見ゆ、(契冲、此二句を齒並者如椎として、斯は助辭なり、齒並のうつくしきこと、椎をならべたるが如しとなり、詩云、齒如瓠犀、これ似たることとなりと云て、此孃子の齒のことゝしたるは非なり、又師も同く其意にて、志比々は、下の比は濁りて、美に通ひて、椎實かと云れたるもわろし、先是若此孃子の齒を、ほめて詔へるならば眉畫の次にこそあるべけれ、此に在てはいかゞなり、其故は、先眉と齒とに云むに、次第も、眉は先に、齒は後にあるべく、又たとひ其は齒を先に詔ふとも、若然らば、先なる方にこそ序詞はあるべきことなるに、先なるには序なくて、ふとたゞ齒並はと詔ひ、出て、返て後なる眉に、長き序詞あること、あるべくもあらず、凡て長き序は、初にこそあることなれ、左右に、是を孃子の齒にしては、俄に出たるこゝちぞする、たとひ上と一御哥ならむにても、齒はなほ俄なり、且斯の助辭も甚穩ならず、決て助辭を置べき處には非るをや、) ○伊知比韋能は、櫟井之にて、地名なり、書紀允恭卷に、到倭春日、食于櫟井上、とある地にて、大和國添上郡なり、(今も櫟本村、櫟枝村など云ありて、共に和爾と相近し、契冲、これを齒並は椎の如くとつゞけて、又椎の如くなる櫟とつゝけさせ給へるなりと云るは、一の那須を、上へも下へも用ひたる、古の哥に、さるくだ〳〵しきこともあらむやは、) ○和邇佐能邇袁は、(眞福寺本には、邇と袁との間に、今一佐能邇三字あり、詠ふ物にはさること多くして、記中哥にも例あり、わろからず、) 丸邇坂之土をなり、丸邇坂、氷垣宮段に出、(傳廿三) 書紀、其御卷に、和珥武鐰坂とあるも是なり、古は此あたり、櫟井と云地の内にぞありけむ、さて坂を佐とのみも云由は、上卷天之狹土神の下に云り、(傳五) 邇は、土の惣名にて、靑土を靑丹、(丹は借字にて、

に、悲呂可聞、(五に、多布刀伎呂可儛ともあり、)などあり、さて此呂迦母と云辭、他の例、何れも一首の結にのみ在て、中間に置るは無し、此の大御哥も、是を結にて、次は又別首なるべし、其趣も一御哥とは聞えず、(もし一首とするときは、阿波志斯袁登賣云々と、云々阿波志斯袁美那と、同じ事の二處にありていかゞ、こはことさらに重ねて詔へるさまにも非るなり、又眉畫を後にして後方を先に詔ふべきにもあらず、)次なるは、當日の御心をよみ賜ひ、此までは、昨日の事を追てよみ賜へるにて、二首なるべし、(記中に、かく二首を一首の如く、一つゞけに記せる例、他にもあり、)○波那美波志は、齒並嘴にて、齒の並生たる觜と云ことなり、○比々斯那須は、菱如なり、(比字、一は若くは衍か、延佳本には無し、されど諸本共に比比と作れば、延佳はさかしらに削りたるも知がたし、今云菱をも、古は布々伎と云し類に、菱をも、古比々斯とも云しも知がたし、和名抄に、欵冬を、夜末不々木とも、夜末布木ともあり、)和名抄に、菱子、和名比之とあり、さて此二句は、次の一句を隔て、和邇の序なり、(句を隔つる序の例、にほどりのあふみの海に潜せなの如し、)そは丸邇てふ地名を、鰐魚に取て、此魚の齒の勝れて利き由なり、和名抄に、麻果切韻云、鰐似鼈有四足、喙長三尺、甚利齒云々と見ゆ、(文選注にも如此云り、そも〳〵此魚のさま、吾は未よくも識ざれども、喙長三尺とあれば、魚ながらも喙と云つべし、魚に喙はいかゞなれば、波志は、波は者にて、志は助辭とも云べけれど、序の詞に、者と云むこと、此にはいかゞなり、)菱は、書紀此御卷、大雀命の御哥に、伽破摩多曳能、比辭餓羅能、佐辭鷄區などありて、鋒の如く甚く尖りて、刺突く物なる故に、齒の鋭きを譬へ給へるなり、菱萬葉哥にもよめり、七又

ば、何の輿趣みもおはしまさぬに、ふと所念もかけず、美麗孃子の行遇奉れるは、殊にめづらしくて、御輿趣みの一際優れたる由なり、夜てふ辭を置賜へるにも、其御意見えたり、心を著て味ふべし、(若然らざれば、たゞ道を行給ふことのみにて、事足ぬれば、伊岐豆岐も、須久々々登も、用なき御言となるをや、)〇許波多能美知邇は、木幡之道になり、〇阿波志斯袁登賣は、遇し、孃子にて、上詞に、麗美孃子遇其道衢とある是なり、(遇は、彼方より遇なり、天皇の孃子に遇賜ふ意に見るは、雅文の格に非ず、此事は、上にも例を引て委云りき、)〇宇斯呂傳波は、後方者なり、傳は、都閇の約りたるにて、都は之に通ふ辭、閇は方なり、淤母弖の弖も同じ、(淤母弖は面つ方なり、又前は目方、後は尻方にて、これらも、都と云ざるのみの差にて、閇は同じ、)此外俗言にも、山の方を山弖、海の方を海弖など云類多きも、弖は、都方にて同言なり、(又道之長手、繩手などの手は、道の意にして、異なり、思混ふべからず、　さて契沖此句を、後手者なり、手は附たる辭なり、矢河枝姫のうしろ姿なりと云り、大形を以て云ば然なり、さて前方をおきて、後方をしも詔へるは、行遇奉り、別罷去る後方を御見してなり、且面貌の事は、次の御歌にあればなり、〇袁陀弖呂迦母は、袁陀弖は、小楯なり、呂と母とは、助辭にて、迦は哉にて、歎美辭なり、(後世に、迦那と云に同じ、)小楯の如くなる哉と云むが如し、そは此孃子の後容儀の、いさゝかも屈みわろびれたることなくして、楯を立たるが如く、平かに直きを見送坐て賞美賜へるなり、さて呂迦母と云る例は、下卷高津宮段、大后の御身に、淤富岐美呂迦母、又天皇、大御哥に、他賀多泥呂迦母朝倉宮段の哥に、登母志岐呂加母、書紀仁德卷大后御歌に、箇辭古耆呂箇茂、萬葉三(五十九丁)

をすご〳〵とと云詞なりと云るは非なり、さては、上に息衝とあるに叶はず、○上の序に、蟹の速來とあると、此須久々々登とを相應して見べきなり。）○和賀伊麻勢婆夜は、吾行坐者なり、夜は、助辭にて、余と云むが如し、さて行坐ことを、伊麻須と云るは、萬葉三（三十八丁）に、好爲而伊麻世、荒其路、四（三十二丁）に、彌遠、君之伊座者、十五（四丁）に、大船乎、安流美爾伊太之伊麻須君、又（五丁）多久夫須麻、新羅邊伊麻須、廿（四十四丁）に、安之我良乃、夜敝也麻故要弖、伊麻志奈婆、など多く見ゆ、此はたゞ坐を、伊麻須と云と、意は異なれども、言は一なり、其證は、古今集、詞書に、法皇西川におはしましたりける日、などある類多きは、行坐ことをおはし坐と云り、おはし坐も、たゞ坐を云と同じ言なればなり、（又今世の言に、其處に御座らせらると云は、其處に坐と云ことを、其處へ御座らせらると云は、行給ふと云ことにて、意は異なれども、言は一なり、されば此は坐ことに云言を、行坐ことにも通用ること、古も中昔も今世も、おのづから同じことなりけり、又俗言に、某處に御出なさると云は、坐と云こと、某處へ御出なさると云は、行坐ことにて、是はた一言を通用る例同じことなり、然るを契沖も誰も此伊麻須を、伊爾坐の略なりと云て、たゞ坐を云とは、別言と心得たるは非なり、若然らば、かの西川におはしましどは、何とか解む、萬葉十七に、和我勢古我久爾幣麻之奈婆、とさへあるは、伊を略きて、たゞ麻之とも云り、これらを以ても思ひ定むべし。）さて伊岐豆岐より是までの意は、此志那陀由布、佐々那美路を、（苦しさに。）息衝つゝ、須久々々と、吾行坐者と次第て見べし、そも〳〵かく伊岐豆岐、また須久々々など、道を苦みいそぎ坐さまに詔へる所以は、然苦き坂路を、いそぎて幸せ

なれば、跡よりつゞく浪のおそき意か、又陀由布は、絶るか、又萬葉十三に、師名立、都久麻左野方云々、築摩は、近江國坂田郡にあれば、級立さゝ浪の築摩とつゞく意か、然らば此も段々に立小浪と云なるべし、と云るは、佐々那美を、浪のことゝ心得て地名なることを知らず、又志那は、坂路なることをも知らず、たゞ階級のことゝのみ心得たるから、志那陀由布を解かねて、かくくだ〳〵しきひがことゞもを云るなり、佐々那美は、たゞ地名にして、浪によれることなく、志那は、坂路なること、これら師說明らかなるものなり、又契沖、源氏物語、早蕨卷の哥に、志なてるや、にほの水海、とよめるに引て云る說もかなはず、彼哥は、本にほとりのあふみの海に云々とあるを、心得誤りて、近江海の枕詞に、にほてると云ことのあると、志なてると云ことゝを、一に混らかし誤りてよめるなれば、もとよりとかく論ふに足らぬことなるをや、さて志那陀由布を、師は志なひたゆふ篠靡と云意の冠辭なり、と云れたるは、然もあるべきことなり、然れども、なほよく思ふに、伊岐豆岐よりつゞきたるなど、坂路の苦しきさまと聞ゆれば、枕詞には非ず、即今幸す道のさまを詔ふなり、○須久須久登は、俗言に、受加々々登と云言にて、滯らず速に行貌なり、竹取物語に、(かぐや姫のことを、)此兒やしなふほどに、すく〳〵と大きになりまさる、(速に成長るを云り、)狹衣に、それよりやがて火の光見ゆる方へ、すく〳〵とおはすれど、などあるに同じ、此外物語書どもなどに、すか〳〵しくとも、すかやかにともある、皆同言にて、用ひたる意も同じ、(されば此らの言も、須加の加を濁るは訛なるべし、淸々しとは別言なり、又俗言の、ずか〳〵とも、すか〳〵とを訛て、須を濁れるなり、さて契沖が、此の須久々々登

佛經の譬を、解る說にならひたる癖なめり。）萬葉五（廿六丁）に、加久能美夜、伊吉豆伎遠良牟、又（卅八丁）夜波母、息豆伎阿可志、○志那陀由布は、志那は坂路のこと、（其由は、師の冠辭考しなてる、又しなざかるの條に見ゆ、此事なほ上卷傳五の諸神生坐の段に云り。）陀由布は、平ならずて、高く低く、上り下りつゝ、行坂路のさまにて、（俗言に宇泥流と云さまなり。）多由多布と同言なり、（多由牟も、本は同言なるべし、また俗に、多流牟と云言も同じ。）そは萬葉七（五丁）に、海原絕塔浪爾、十一（四十五丁）に、天雲之、絕多不心、など多く云る、皆落居定まらざるを云、二（三十三丁）に、大船猶豫不定と書る字にても知べし、（船に云は、浪にゆられて、落居定まらざるなり、かの雲も浪も、みな靜に定まり居ずして、動く物なる故に云、人の心に云るも同じ、）さて坂路の多由布も、平に定まりたる道ならで、高くも低くもありて、上りもし、下りもしつゝ、定まらざる意、同じことなり、（かの海原の浪などは、形さへ全同きぞかし。）○佐々那美遲袁は、佐々那美は、近江國の地名にて、上に出、（傳卅一の始）遲は、道にて、佐々那美に往來ふ道なり、倭へ上る道を倭路、筑紫へ下る道を筑紫路、など云類なり、（されば、佐佐那美なる道と云ことには非ず、萬葉四に、倭道の島の浦廻、などよめるにて心得べし、倭國には、島浦はなし、何國にもあれ倭へ上る道の間をば、倭道と云るなり。）此は、近江の佐佐那美に幸す時からなる故に、如此詔へり、其は宇治より山科のあたり、小坂ども有て、まことに志那陀由布道なり、（萬葉十三に、師名立、都久麻左野方、とあると同じさまなり、契冲が、志那陀由布を、佐佐那美の枕詞とし、佐々那美を、小浪として、浪の段々に立依來るを、級と詔ふか、陀由布は、たゆむにて、小浪

り、さては下へのつゞきいかなる意とかせむ、聞えぬことなり、見し間には、云にも足らず、又師は、斗岐を、速行の略かと云れたれど、此は御目のあたり見給ふ蟹につきて詔ふなれば、來さこそあるべけれ、行にてはかなはずなむ、）さて此句より、次の一句半を隔て丶、伊岐豆岐へ續けり、初よりの意を惣ていはゞ、此蟹よ、數多の處々を經傳て來る、遙の角鹿より此處（木幡）に來むとて、疾くといそぎつゝ、伊知遲嶋美嶋に來て、息衝と詔ふなり、○美本杼理能は鸊鷉之にて、上の忍熊王の御哥に、邇本杼理能とあると同くて、其處（傳卅一）に云るが如し、かくて此も迦豆岐の序なり、○迦豆岐伊岐豆岐は、潛息衝にて、迦豆岐は、又伊岐豆岐の序なり、其は、海人の潛して、浮出ては、長く大に息を衝く物なればなり、（又鸊鷉の水中に入て、浮出て、息を衝、こと丶せむも、さることなれども、なほ然には非じ、美本杼理は、たゞ迦豆岐の序のみにして、美本杼理の如く海人の潛すと云つゞけなり、枕冊子に、海人の海の底より出たる事を云る處に云、舟のはたをおさへて、放ちたる息などこそ、まことにたゞ見る人だにしをるゝ、に、云々、）潛の事も、上（傳卅一忍熊王の御歌の下）に云り、さて此の息衝は、道をいそぎて、疾く歩行けば、苦くて息の堪難くなれば、休ひつゝ、長息を衝を詔へるにて、上よりのつゞきは、蟹の道をいそぎ來て、息衝と云序にして、さて此言より、やがて御自の御上に詔ひ移して、佐々那美路を、息衝つつ幸すよしなり、（契冲云、爾保鳥の浮出て息をつくは、休むなれば、道をおはしますを潛くに寄せ、御息をつぎて休ませ給ふを、浮によせてのたまふかと云るは、いとくだ／＼しき非なり、すべて此人は、萬葉、哥を解るなども、此さまにて、譬をあまり細にあてたるひがことの多きは、

如此横去ふとは云むが如き意ばへなり、○伊豆久邇伊多流は、何處に到るなり、此、二句は又問にて、次なる二句此答なり、○伊知遲志麻は、地名なるべし、○美志麻邇斗岐は、美志麻も、地名なるべし、此、二の地、何處ならむ、詳ならず、角鹿より、木幡に來つる道の意を以て詔へるなれば、近江の湖なる嶋々にやあらむ、(契冲が、越前にあるにやと云るは、角鹿より山城へ來る間の道の、越前のほどを云るならば、ひがことには非れども、二ながら嶋と云名は、なほ湖のあたりとこそ聞ゆれ、若又越前の海の嶋と見て云るならば、非なり、)斗岐は、速來なり、(斗は、辭にはあらず、記中、辭のトには、登字をのみ用ひて、斗をば用ひず、さて記中、又萬葉などにも、利速の假字には、必斗又刀を用ひたり、登字などは書ず、)蟹の行は、勝れて疾き物なるに就て詔へり、さて斗久と云べきを、斗とのみ云は、早く來つを、波夜來つとも云に同じ、但し、此はたゞ速來と云意のみに非ず、速く行むといそぎて來たる意なり、速くといそぐことを、斗と云る例多し、萬葉十(六丁)に、夜之不深刀爾、十五 (三十三丁) に、古非之奈奴刀爾、(これら、夜のふけぬほどに、戀死なぬほどに、早くといそぐ意なり、)十九 (三十六丁) に、行得毛來等毛、船波早家無、(これは、船路は、往さまにも、歸來るさまにも、いかでとくといそぐ物なる故に、其を行得來等と云るなり、)又書紀繼躰卷哥に、于魔伊禰矢度儞、儞播都等喇、柯稽播儺倶儺梨、萬葉廿 (三十三丁)に、佐久良波奈、知利加須疑奈牟、和我可敝流刀禰、(禰は爾に同じ、これらは、鷄のいそぎて早く鳴、櫻花のいそぎて早く散むと、此方の心に然思ふ所なり、)これらなり、(契冲が、此句を三島に速きか、又見し間に速きかと云るは、三嶋はさることなれども、斗岐を、たゞ速きと云は非な

但し、いづれも角障經と三字にのみ書るを、經字の無きは、本は有けむを、百傳と誤れるから、經字は衍と心得て、後に削れるか、又此字はなくともあるべし、さてこの百傳磐余をも、冠辭考に、右の八十之島廻と同く、百に數へ傳ふ五十の意とせられたるは、又非なり、）○都奴賀能迦邇は、角鹿之蟹なり、角鹿は、上（傳三十一）に出、古に此浦の蟹、名產にぞありけむ、（蟹は越前の名物にて、他國よりすぐれて大なるがある由なり、と契沖が云るは、信に然りや、なほよく其國人に問聞て、定むべきなり、又同人云、處しも多かるに、角鹿の蟹と詔ふは、此帝笥飯大神と、御名を易させ賜へることさへあれば、其故など侍て詔ふにやと云れど、其由まではあるべからず、）さて角鹿に、百傳と詔ふゆゑは蟹の彼浦より、多くの處々を經傳來つる由なり、（次々なる御言にて知べし、然るを、たゞ角鹿は、多くの山路を傳ひ行處なる故とのみ心得むは、くわしからず、若然らば、角鹿よりもなほ遠き國處は多ければ、他地にも、此詞を置ることもあるべきに、さる例無きを以て、たゞ角鹿の遠き由を云るのみには非ず、蟹の來つる事に依れることをさとるべし、又或人、百傳角鹿とは、何處までも、遠く傳ひゆく蘿と云意のつゞきなり、天智紀の童謠に、眞葛原、何の傳言、と云るも、葛の傳ひゆく意にて、傳へ云つゞけたると同きを以て知べし、古は、蘿、綱、角をば、通はし云り、と云るも、さることゝ、聞ゆめれど、百傳と云る例、皆一意なるに、此のみ異なるべきには非ずかし、）○余許佐良布は、橫去なり、佐流を延て、佐良布と詔へり、去は、行と同じ、蟹の橫さまに行を詔ふなり、（夫木集に、源仲正哥、權走る葦間の蟹の雪ふれば、あな寒げにやいそぎ隱る、）さて次の句への言の連き、佐良比とあるべきが如くなるを、布とあるは、

て飲しことなり。）○許能迦邇夜は、此蟹乎なり、夜は、余と云むが如き辭にて、上卷に、此口乎、不答之口、などあるに同じ、和名抄に、野王按蟹八足虫也、和名加仁、また蟛蜞、稻春蟹之類也、また蟛蜎、葦原蟹、形似蟹而小也、また石蟹、生海際石下、故以名之、和名以之加仁、○伊豆久能迦邇は、何處之蟹なり、（何處は、萬葉五にも、伊豆久とあり、是を伊豆許と云は、やゝ後の言なり。）さてかく蟹の事を賦し給へるは、契沖も云る如く、此時御饗の御肴に、此物の有つるに寄てなるべし、白檮原朝段の、大御哥に、鯨をよまし賜へるに同じ、（其事は、傳十九に出。）さて古に、蟹を大御饌に用ひしことは、萬葉十六なる、爲蟹述痛長哥にて知べし、（三代實錄卅五に、云々、攝津國、蟹胥、陸奧國鹿腊、莫以爲贄奉御膳。）さて此御哥、初九句半は序にして、上八句は、蟹のうへを二句づつの問答のさまによみ賜へり、先此二句は問にて、次の二句此答なり、（契沖が、答を、蟹の答へと云るもわろし、たゞ自問て自答へたるさまなり。）○毛々豆多布は、百傳にて、百と多くの處々を經傳行よしなり、と冠辭考に見ゆ、下卷近飛鳥宮段、大御哥に、阿佐遲波良、袁陀爾袁須疑弖、毛々豆多布、奴弖由良久母、（これも同意と、冠辭考に見ゆ。）書紀神功卷に、百傳、度逢縣、（これも遠く道を經傳ひ渡り行意と、同書に見ゆ。）萬葉七（四十丁）に、百傳、八十之島廻乎、榜船爾、（九卷にも、同じつゞけあり、此も遠く傳ひゆく由にて、同意なり、然るに冠辭考に、是をば、百に數へ傳ふる八十と云意なり、とあるは、例に違ひて非なり、又萬葉三に、百傳磐余池、とある百傳は、角障を寫誤れるものなり、凡て磐余の枕詞は、書紀繼躰卷、又萬葉三、卷に今二、十三、卷に二見えたる、何れも皆角障經とありて、百傳と云るは、一もあることなきを以て、誤なることを知べし、

も、阿賀君とも、阿勢とも、阿賀勢ともいへば、此も訓は阿賀古にてあるべし。○嚴は、下にも、嚴餝之處と云ことあるを、師の伊加米志久と訓れたる、此も然訓べし、書紀舒明卷に、嚴矛此云伊箇之保虚、皇極卷に、重日此云伊柯之比、また古書どもに、伊加志に茂字を多く書り、右の三字を合せて心得べし、物語書どもに、事の壯に大きに麗きことを、伊加米志と云る、是なり、(俗言に、結構なることも、嚴重なるとも、理都波なるとも云に當れり、又佛書に、物の餝りを莊嚴と云り、茂字も、壯にしげき意を以て書るなるべし。) ○候待者は、佐母良比麻弖婆と訓べし、(一本に、待字を待と作るも、候のつゞきには由あれども、なほ待なるべし。) 萬葉廿 (三十四丁) に、難波爾伎爲弖、由布之保爾、船乎宇氣須惠、安佐奈藝爾、倍牟氣許我牟等、佐毛良布等、和我乎流等伎爾など多く見えて、伺ひ待意なり、なほ此言上卷 (傳十四大國主神國避の段下) に委云り、○明日は、此は麻多能比と訓べし、(上なるは、御言なる故に、阿須と訓つるを、此は地詞なれば、然は訓べからず、又上卷に、來日とあるに依て久流比と訓る處もあれど、此はさは訓まじくおぼゆ。) 物語書どもに、翌日を然云り、(又の年などもあり。) ○大御饗、上に出。(傳十四のする、同十八の始、十九の弟宇迦斯の條下) ○矢河枝比賣命、此命、字は、次なる令字と紛れたる衍なるべし、此名何處にも、命と云ることなければなり、○大御酒盞、上に出、(傳十一宇伎由比の段、同廿八の始、) ○任令取は、登良志米那賀良と訓べし、天皇未其御盞を取賜はず、孃子の捧持る隨にてなり、取とは、捧持を云り、(中昔の物語文などに、御盃取とあるも、多くは指ことを云り、さて今世には、酒盃は、前に置たるを、取擧て飮ことなれども、古へは然らず、捧持て獻る人の手より、直に取

名帳に、山城國宇治郡許波多神社、諸陵式に、巨幡墓、在山城國宇治郡、萬葉十一に、山科、強田山、馬雖在、歩吾來、汝念不得、などあり、（木幡村今もあり、）倭より近江國へ往來ふ大道なり、○道衢は、知麻多と訓べし、上巻に、道俣神と書る字の意にて、道の分る、處なり、八衢とも云は、方々に分る、道の多きを云、○麗美孃子と云ことは、上處々に見ゆ、（下巻朝倉宮段に、天皇丸邇佐都紀臣の女を婚に、春日に幸せる時、其女の道に逢る事のさまも、丸邇氏の女なることも、此に似たり、）○明日は、阿須と訓べし、○還幸は、加幣理麻佐牟と訓べし、○委曲は、上巻（天若日子段にも、言委曲如天神之詔命とあり、○父答曰、答とは、女の委曲に語とある中に、明日入坐むとあるは、如何し侍らむ、と問たる言あるべければ、其に答たるなり、されど、答曰二字を、伊比祁良久と訓べきなり、○坐那理は、上巻に在祁理、また有祁理、また坐祁理と見え、また伊多久佐夜藝弖阿理祁理と云こと、上巻にも、白檮原宮段にもあるをば、二ながら祁を那に誤れる、其は決く非なる由、彼處（傳十三の始）に云るが如し、されば、此も那字は誤にて、祁理なり、そは鹵簿、何くれのさま、女の語るを聞て、凡人に非りしことを空に知て、天皇に坐々けるかなと、驚歎きたる辭なり、（そも〳〵此事を以て、上代の萬の事の、いと大らかなりしほどを知べし、後世ならむには、大行幸の過給はむを、其道なる郷人の、知奉らであることの有べきかは、）○恐之は、記中に、多く人の仰せを承り諾ふ辭なるを、（此事傳九八俣遠呂智の段に云り、）此は其人に白す言には非れども、意は同じ、○我子は、たゞに己が子と云とは、いさゝか意ばへ異にて、吾君吾兄など云類に、親みて云にて、阿碁と云に同じ、（然れば、たゞに阿碁とも訓べけれど、阿藝美と

き物なれば、其枕詞なり、下野國に千葉郡あるも、さる意以て名けたるか、○加豆怒袁美禮婆は、葛野を見ればなり、契冲云、加豆は、加豆良の下畧なり、(葛字の音と心得るは非なり、後に加度能と云は、加豆怒の轉れるなり、) ○毛々知陀流、毛々は、物々にて、諸の意なり、毛呂毛呂は、物呂物呂にて、呂は助辭なり、(數の百も、もと諸の意より云り、故百と云て諸の意なる多し、漢國にてもおのづから同じ、百官は諸の官なる類これなり、さて此の如き毛々を、直に數の百と心得ては、本末の違ひあり、同意ながら、數の百に就て云には非ず、たゞ諸の意と心得べし、) 知陀流の事は、上卷に、登陀流天之御巢とある下(傳十四)に云るか如し、(千足の意には非ず、) ○夜邇波母美由は、家庭も見ゆにて、此二句は、多くの民の家居の見ゆる由なり、さしも廣き葛野の平原の內には、村々多かるべし、(契冲が矢場かと云て、然るべき者の住家多くて、梁など構へて射ることを習ふ弓場も見えて、兵士多からむことを悅び給ふかと云るは、いみじきひがことなり、又師は、今京の地、古へより一國の都會なりけむと云れたれど、今京のあたりは、宇遲より見渡すべきにあらず、) ○久爾能富母美由は、倭建命の御哥(傳廿八に出)に、久爾能麻本呂婆、とあると同じ、師の云れたる如く、久爾能富とは、山の周れる中にある平原なる地を云なり、なほ委くは國號考(夜麻登の條)に云り、葛野(愛宕葛野乙訓紀伊四郡のうちつゞきたる平原)は、東北西に山立廻りて、山城國の奧區なれば、實に國の富なり、(契冲か然るべき家居など多きを、國の華と思召すかと云るは、當らず、) 書紀云、六年春二月、天皇幸近江國、至菟道野上而歌之曰とて、此の御哥あり、全同じ、(木幡村云々の事は、凡て見えず、) ○木幡村は、神

までの幸と聞えたり、辛崎など、後世まで禊しにゆく處なり、）○宇遲野上、野上は、怒能宇閇と訓べし、萬葉廿（十五丁）に、多可麻刀能、秋野乃宇倍能、又（六十一丁）多可麻刀能、努乃宇倍能美也波、六（四十丁）に、多藝乃野之上爾など見ゆ、宇遲は上に出、野はたゞ其あたりの野なるべし、（今其處と指て云べきに非ず、）○御立は、美多々志豆と訓べし、萬葉二（二十九丁）に、御立爲之嶋乎見時、（なほあり）五（二十三丁）に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志乎多禮美吉、十九（三十六丁）に、船騰毛爾、御立座而、○葛野は、御哥に依て、加豆怒と訓べし、此地の事上卷に出、（傳十二大年神御子等の段下）彼處に垂仁紀を引て云る如く、古は乙訓のあたりをも、葛野と云しことあれば、なほ葛野乙訓紀伊、三郡にわたりて、其平原なる地を、廣くすべて云し名なるべし、（延暦十三年十月の詔に、今京の事をも、葛野乃大宮地とあり、）されば宇遲より望給ふこと宜なり、（或説に、此の葛野は、久世郡なる富野村の舊名なり、葛野郡とは別なりと云るは、宇治より葛野郡までは遠ければ、望賜ふべきに非ずと思ふから、御哥のもいちだるやにはとある詞に依て、富野てふ名に附會たるものなるべし、そは葛野と云は、古には廣き名なりしことを知ざるからのひがことなり、）○望は、師の美佐氣坐豆と訓れたるに從ふべし、萬葉一（十三丁）に委曲毛、見管行武雄、數々毛、見放武八萬雄、三（五十二丁）に、去左爾波、二吾見之此埼乎、獨過者見毛左可受伎濃、（此左可受とあるに依らば、見放武をも、美佐加牟と訓べきに似たれど、布理佐氣見るとも云へば、なほ佐氣なり、）佐氣は、振放見るとも云て、遠く見やることなり、○知波能は、契沖云く、千葉之なり、葛は葉の繁

夜。伊豆久能迦邇。毛毛豆多布。都奴賀能迦邇。余許佐良布。伊豆久邇伊多流。伊知遲志麻。美志麻邇斗岐。美本杼理能。迦豆伎伊岐豆岐。志那陀由布。佐佐那美遲袁。須久須久登。和賀伊麻勢婆夜。許波多能美知邇。阿波志斯袁登賣。宇斯呂傳波。袁陀弖呂迦母。波那美波志。比[比]斯那須。伊知比韋能。和邇佐能邇袁。波都邇波。波陀阿可良氣美。志波邇波。邇具漏岐由惠。美都具理能。曾能那迦都邇袁。加夫都久。麻肥邇波阿弖受。麻用賀岐許邇。加岐多禮。阿波志斯袁美那。迦母賀登。和賀美斯古良。迦久母賀登。阿賀美斯古邇。宇多氣陀邇。牟迦比袁流迦母。伊蘇比袁流迦母。如此御合生御子。宇遲能和紀（自宇下五字以音）郎子也。

一時は、阿流登伎と訓べし、〇近淡海は、師のたゞ阿布美と訓れたるに從ふべし、(上にもたゞ淡海ともあれば、此も近字はよまぬぞよけむ、) 〇越幸とは、倭より淡海國へは、山 (那良坂逢坂など) を越て行處なる故に云り、(さて此幸は、前にもありし如く、御禊し賜ひにやありけむ、次なる御哥に、佐々那美遲袁と見え、木幡へたゞ一宿經て還り坐るなどを思ふに、佐々那美

不悦之色時、大鷦鷯尊預察二天皇之色一以對言長者多經寒暑既爲成人、更無悒矣、唯少子者、未知其成不、是以少子甚憐之、天皇大悦曰、汝言寔合二朕之心一、是時天皇常有レ立二菟道稚郎子一爲二太子一之情、然欲レ和二二皇子之意一故發二是問一是以不レ悦二大山守命之對言一也、云々、立二菟道稚郎子一爲レ嗣、即日任二大山守命一令レ掌二山川林野一、以二大鷦鷯尊一爲二太子輔一之令レ知二國事一、（そも〳〵此段、天皇の、御母尊き兄御子たちをさしおきて、御母卑き弟御子を立賜へる御事、又大雀命の御答への、天皇の御心に阿順給へるなどを、いかゞと論ふは、漢國風のさだなり、凡て上代の事に、然るさかしだちたる論はあぢきなし、）

一時天皇。越幸近淡海國之時。御立宇遲野上。望葛野。歌曰。知婆能。加豆怒袁美禮婆。毛毛知陀流。夜邇波母美由。久爾能富母美由。故到坐木幡村之時。麗美孃子遇其道衢。爾天皇問其孃子曰。汝者誰子。答白。丸邇之比布禮能意富美之女名宮主矢河枝比賣。天皇即詔其孃子。吾明日還幸之時。入坐汝家。故矢河枝比賣委曲語其父。於是父答曰。是者天皇坐那理。此二字以音恐之。我子仕奉云而。嚴餝其家。候待者。明日入坐。故獻大御饗之時。其女矢河枝比賣命令取大御酒盞而獻。於是天皇。任令取其大御酒盞而御歌曰。許能迦邇

政とある下（傳十五）に云り、白賜は、萬葉二（三十五丁）に、吾大王之天下、申賜者、（此大王は、高市皇子尊を申せり、）五（二十五葉）に、余呂豆余爾、伊麻志多麻比提、阿米能志多、麻乎志多麻波禰、美加度佐良受弖、又（三十一丁）愛之盛爾天下、奏多麻比志、家子等、續紀十七に、御世々々爾當天、天下奏賜比、廿二に、明久淨岐心以弖、御世累弖、天下申給比、朝廷助仕奉利などありて、白は即政を執持て奉仕るを云なり、萬葉十九（四十丁）に、古昔爾、君之三代經、仕家利、吾大王波、七世申禰、續紀卅一に、自今日者、大臣之奏之政者、不聞看夜成牟、などもあるが如し、（さて又、上たる人のために爲る事に添ても云り、萬葉五に、美夜故摩提意久利摩遠志弖、これ送奉てと云と通ひて、敬て添たる言なり、今俗間の文に、云々申と、何事にも附云も同じ、）さて此二柱御子に御任の事、大山守命は御兄命と聞えたれば、勝るべきものなるに、返て劣りて、大雀命にしも、重き天下の政を任し給へる所以は、御答の、天皇の大御心に違へると、合へるとに依れるなり、○天津日繼は、上卷に見ゆ、（傳十四大國主神國避の段）○故大雀命者云々、こは後に大山守命の、此大命に違給ひしに對へて申せるなり、下にも、故天皇崩之後、大雀命者、從天皇之命、以天下讓宇遲能和紀郎子、於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、云々とあり、（此には、其大山守命の違賜ひし事をば云ざるゆゑは、此は此御詔別を專と云段なる故に、此大命に隨給へる方をのみ云るなるべし、）○勿違は、多賀比麻都良耶理伎と訓べし、（勿字は、記中不の意に用ひたる例なること、首卷に云るが如し、）書紀云、四十年春正月、天皇召大山守命大鷦鷯尊問之曰、汝等者愛子耶、對言甚愛也、亦問之、長與少孰尤焉、大山守命對言不逮于長子、於是天皇有

山部連と賜ひ、吉備臣を副として、山守部を以て民とすとある、又韓袋宿禰云々、兼守山隷山部連などあるも、皆同じ類なり。) 但し書紀には、令掌山川林野とあるは、傳の少異なるにて、海の政は任賜はぬにやあらむ、此記にては、林野をば山に攝、川をば海に攝て、山海と云なるべし、但し書記は、凡て漢文の餝多ければ、字に就て細なる事は云がたし。) さて大山守と申す御名は、海人部山部山守部を領せる中の、一に就て、負賜へるなり、(御自山を守給ふ由には非ず、山守の督なる由なり。) 大は御名に就たる稱言なり、(山につけて云にも非ず、山守につけて云にも非ず、同じ言ながら、萬葉二に、神樂浪乃大山守、とある大は、山守を稱へたるにて、此の御名とは同じからず、其由は下に云べし、○書紀仁德卷初に、額田大仲彥皇子、將掌倭屯田、云々、是屯田者、自本山守地、是以今吾將治、云々、然後大山守皇子每恨先帝廢之非立、而重有是怨、云々、この額田大仲彥皇子とあるを疑ひて、大山守皇子ならむと思ふは、中々に非なり、此は釋に、額田大仲彥皇子、大山守皇子、同母之兄也、故以屯田稱山守之地者、可爲弟、大山守田地之由也、と云る如く、大仲彥皇子は、大山守命と同母兄弟なる故に、山守の地なれば、吾治むと詔へるなり、古は同母兄弟は、甚々親きこと、父子の如くなりしかばなり、さて大山守命の、重有是怨とあるも、同母兄弟なる人の、望みし事の遂ざりし怨なり。) ○食國は、上卷(傳七の始)に出たり、天皇の所知食す天下を總言稱なり、○執——以白賜は、(白字、舊印本延佳本に、自と作るは誤なり、其餘の本どもには、みな白とあるをや。) 登理母知弖麻袁志多麻閇と訓べし、(白字を自と作る本に就て訓る訓どもは、論にたらず。) 執以と云る例は、上卷に、次思金神者、取持前事爲

意なり、波曾と重ね云る例は、萬葉六（三十六丁）に、吾者叙退、遠杵土左道矣、十二（十丁）に、不相念、公者雖座、肩戀丹吾者衣戀、君之光儀、（六の十二丁長哥にも有り）○未成人は、伊麻陀和訶祁禮婆と訓べし、（伊麻陀と云て、受又奴など云ざるも、常のことなり、此言は、必受奴など云こと、心得たるは、未字に泥めるひがことなり、さて此下なる是字は、讀べからず、上なるも同じ、）和訶伎は、即未長らざるにて、書紀などに稚と書、又幼字をも訓り、（中昔の物語書などにも、幼稚きことを、和訶志と云ること多し、）○佐邪岐阿藝は、雀吾君にて、大雀命を指て詔ふなり、阿藝のことは、訶志比宮段の哥に、伊奢阿藝とある下に云り、（傳卅一）○詔別は、上卷（傳七）御宇氣比段にも、云々、如此詔別也とあり、大祓詞にも、云々平天津罪止法別氣弖、（こは國つ罪と、天つ罪とを告分るを云り、法は借字なり、）○山海は、宇美夜麻と訓べし、（そを反さまに山海と書るは、漢文の格なり、此類日月、晝夜、男女、山野など、此方と漢國と云ざま異れること多し、）○政、此言の意、白檮原宮段（傳十八）に云るが如し、○爲は、麻袁志多麻閇と訓べし、（字のまゝに訓ては、古言に叶はず、）次に白賜とあると同意なればなり、（記中同事を二三記すに、一をば古言のまゝに、一をば漢文ざまに書て、互に相照して訓べく書たる例多し、此事初卷に云り、）さて此職は、下文に、此之御世、定賜海部山部山守部、と見え、書紀にも、五年秋八月、令諸國定海人及山守部、と見えて、此等の部の民を定賜て、其業々を奉仕るを、大山守命には、此部々を統領ることを任し賜ふなり、（書紀此御卷に、阿曇連祖、大濱宿禰を、海人之宰とし給へること、又顯宗卷に、吉備上道臣等が、山部を領れりし事、また來目部小楯を、山官に拜て、姓をも

袁とも訓べし、萬葉八（廿丁）に、春山乃、於保束無毛所念可聞、十（廿丁）に、今夜乃、於保束無荷、又、（十丁）春去者、紀之許能暮之、夕月夜鬱束無裳、山陰爾指天、などあり、又師は、伊布加志美那志と訓れたり、此もよし、（但し、いかに訓とも、無は那伎袁と訓べきなり、）萬葉四（三十九丁）に、言借吾妹、十（四十丁）に、鬱三、妻戀爲良思、十一（二十三丁）に、下言借見思有爾、又下伊布可之美、念有之、妹之容儀乎、などあり、（大かた伊夫世志、伊布加志、意富都加那志、又意富々志、此四は本一言と聞えて、意も同じ、故萬葉に通はして共に鬱悒と書り、其訓は、上下の語に隨ひて、右の四の異あるべし、今本は、互に誤りて、惡く訓る處々多し、又ユ。カ。シと訓るなども非なり、さて右の四言、後世には、各少しづゝ意異なるが如くなるは、後におのづから然分れたるなり、さて伊布加志の布、又意富都加那志、意富々志の富、共に後世には濁て讀めども、萬葉に皆清音に書り、さて伊布加志に准ふるに、伊夫世志の夫も、清音なるべく思はるれども、萬葉十八に、夫字をかき、十二に、蜂音と書るも、濁と聞ゆれば、此は今も濁としつ、）又書紀にも、此の文無悒矣とありて、伊伎杼本理那志と訓る、其もよし、神功卷の哥に、淡海之海、瀨田の濟に潛く鳥目にし見えねば異枳廼倍呂之茂、萬葉十九（十一丁）に、伊伎騰保流、心の裏を思ひ延、などあり、（伊伎杼本流とは、後世には、たゞ心の怒をのみいへど、怒を云のみには非ず、此も悒字の意なり、悒は、字書に、不安也とも、憂也とも注せり、）下卷朝倉宮段に、不忍於悒ともあり、○弟子者、此者の下に、曾と云辭を添て、波曾と讀べし、此は必曾と云辭あるべき處なり、（者は、兄子者云々に對へて、未成人へ係たる辭、曾は、愛きへ係たる辭にて、）兄子と弟子との中に、弟子曾愛き、と云

人とある成人を、ヒトヽナレリとは訓べければ、兄子をば然も訓まじきこと明けし、又延佳本に、イロエノコ、イロトノコと訓るなどは、みだり訓なり、さては己が兄弟の子と聞えて、甥の事となるをや、又師は兄子をセコ、弟子をテゴと訓て、萬葉にてごと云ることあり、はてこの意なりと云れたれど、是も皆當らざる訓なり、萬葉なる手兒は、いまだ母の手を放れざる由の稱なり、又せことは、吾兄兒などこそ云れ、子の中の兄なるを、然云る例なし、）○愛は、波斯伎と訓べし、（次々なるも同じ、）玉垣宮段に、孰愛夫與兄とあり、此言の例、彼處に云り、（傳廿四）○所以發是問者は、加久登波志祁流由惠波と訓べし、（此の細書を、師は後人の注なりと云れき、發是問の三字、書紀の文と同きなどは、疑なからずしもあらねど、なほ本よりの注なるべし、後人の爲とは見えず、）○愛兄子とは、あるべき理のまゝに申給へるなり、○知は、書紀に、豫察天皇之色とある如く、早くさとり賜ひてなり、○成人は、比登々那理都禮婆と訓べし、萬葉五に、何時可毛、比等々奈理伊弖天、云々、續紀卅詔に、白壁王波、諸王乃中爾、年齒毛長奈利などあり、（師は、ヒタシナレヽバと訓れたれど、わろし、）○無悒は、伊夫世伎許登那伎袁と訓べし、萬葉四（五十六丁）に久堅之、雨之落日乎、直獨、山邊爾居者、欝有來、八（二十五丁）に、隱耳、居者欝悒、又（四十丁）雨隱、情欝悒、出見者、九（三十五丁）に、牢而座在者、見而師香跡、悒憤時之、十一（三十四丁）に、水鳥乃、鴨之住池之、下樋無、欝悒君、今日見鶴鴨、十二（十二丁）に、得田價累心欝悒、又（十六丁）母我養蠶乃、眉隱、馬聲蜂音石花蜘蟵荒鹿、異母二不相而、十八（二十九丁）に、手枕末可受、比毛等可須、末呂宿乎須禮波、移勢美夫等、情奈具左爾、などあり、又意富都加那伎許登那伎

發是問者。宇遲能和紀郎子。有令治天下之心也。爾大山守命。白愛兄子。次大雀命。知天皇所問賜之大御情而白。兄子者。既成人。是無悒。弟子者。未成人。是愛。爾天皇詔。佐邪岐阿藝之言。自佐至藝五字以音如我所思。即詔別者大山守命。爲山海之政。大雀命。執食國之政以白賜。宇遲能和紀郎子。所知天津日繼也。故大雀命者。勿違天皇之命也。

問大山守命與大雀命詔、（此詔字は、讀べからず、こは漢文に、問某曰とかく曰字の格にて書るなれど、其格に讀ては、わろきことゝ首卷に云るが如し、）此天皇御子たちはあまた坐ます中に、此事を此二柱御子にしも問賜ふゆゑは、此二柱と、和紀郎子と三柱は、本より日嗣御子に坐るが故なり、（大山守命は、御母高木之入日賣命、大雀命は、御母中日賣命にて、共に御母尊くませば、太子に坐けむこともとより由あり、宇遲能和紀郎子は、御母は尊からざれども、天皇の御愛の殊なりしことゝ、此段にて知らる、）上代には、太子は一柱には局らざりしことゝ、日代宮段（傳廿六天皇之御子等の下）に委云るが如し、さて三柱の本より太子に坐し由の事も、彼處に云るを考ふべし、○兄子は、阿爾那琉古、弟子は意登那琉古と訓べし、（此を書紀に、長與少とあるに依らば、ヒト、ナレルトワカキトと訓べきに似たれど、兄子弟子と書るは、其意には非ず、子の中には、兄なると弟なると云意なり、書紀の長少も其意なり、其うへ次の文に、兄子者既成

具漏比賣の事見えず、此腹の五柱の御子も見えざる、其ぞ正しかるべき、(故思ふに、此五柱も、皆二俣王の御子なるが、まぎれつるにぞあるべき、)○川原田郎女、地名に由れる御名なるべし、○玉郎女、ほめたる御名か、○忍坂大中比賣は、此段末、若沼毛二俣王の御女に同名あり、其處(傳三十四)に云べし、此は其がまぎれたること、右に云るが如し、)○登富志郎女、これも二俣王の御女の、琴節郎女と同人なるべきこと、右に云るが如し、なほ彼處(傳三十四の末)に委云べし、(彼名と合せて思ふに、此は登の上に、許字の脱たるかとも思へど、若然らば、彼と同く琴節と書べきに、假字なるは、此はもとより許はなくて、登富志とぞ傳へたりけむ、)○迦多遲王、地名にやあらむ、○葛城之野伊呂賣、野も、伊呂も、例多き名なり、並上に出、(師は、賣の上に比字脱つらむと云れしかど、某女と云名も例多かり、)○伊奢能麻和迦王は、高木之入比賣命の御腹の御子たちの中に、既に出たるに、又あるは誤なるべし、是を入ては、併廿六王、男十一、とある數にも合ざるなり、(師は、上に出たるを衍として、此なるをば除くべからずと云れき、其は、御母を擧て、此王一柱なれば、此は衍なるまじく、上なるは五柱の中なれば、衍なるべし、となるべし、然れども此は何方を衍と云ことは決めがたし、まづ御母の御名、入比賣と、伊呂賣と似、又葛木と高木とも、やゝ似たれば、何れにまれ、此よりぞまぎれつらむ、されば實は野伊呂賣の腹なりけむを、高木之入毘賣の御腹と誤れるか、又は入比賣と野伊呂賣とは、名の傳への異にて實は一人なるを、別人と心得て、其御子をも別に擧たるにもあるべし、

於是天皇。問大山守命與大雀命。詔汝等者。孰愛兄子與弟子。天皇所以

にも、）〇大羽江王、小羽江王も御名、義未思得ず、（光榮、或生などの意にもや、）書紀安寧孝昭孝安卷に、磯城縣主葉江、顯宗卷に、黄媛、（黄此云波曳、字書に、草木初生貌と云り、）など云名見ゆ、書紀云、次妃日向泉長媛、生大葉枝皇子、小葉枝皇子、〇幡日之若郎女、上の例に依らば、此上にも、妹とあるべきことなり、御名義未思得ず、地名にや、（機の梭に由れるかと思へど、仁德天皇の皇子の御名にも負坐れば、梭にはあらじ）さて此女王は、仁德天皇の御女にて、御母日向髮長媛なるが、日向泉長媛の名の似たるに因て、まぎれて此にも入たる物と見ゆ、書紀に、此處には、此女王は無きぞ正しかるべき、〇迦具漏比賣は、倭建命の御曾孫にて、日代宮段（傳廿六）に出たり、さて彼天皇（景行）の、此比賣を娶たりとあるは、此應神天皇の娶たりと云るが紛れつるものにて、其由彼處に云るが如し、かくて此に此天皇の娶りとあるも、又紛れたる傳にて、實は若沼毛二俣王の御妃とこそ聞ゆれ、其故は、此段末に、若野毛二俣王、娶弟日賣眞若比賣命、生子、云々とある、此弟日賣を、書紀及上宮記には、此天皇の妃とせり、（此まぎれの事、上に委く云り、）かくて此に迦具漏比賣の生る御子、忍坂大中比賣と申すは、二俣王の、彼弟日賣の腹の御女に、同名なるあり、（又登富志郎女も、同王の御女の、琴節郎女と同人と聞ゆ、なほ彼御女たちの事、此段末、傳卅四に出て、其處に委云を、考合すべし、）又かの弟日賣も、同く倭建命の御曾孫にて、其父の御名長日子王を、書紀には仲彦とあると、此迦具漏比賣の父の名、大中日子と同じ大かた右の趣どもを以て考るに、此迦具漏比賣と云は、彼弟日賣と一なりけり、（故此天皇の妃にはあらで、二俣王の妃なるが、まぎれたるなりとは云なり、）されば書紀には、此迦

て此氏は、河内の櫻井に住居て、田部を掌りつる氏なり、書紀安閑卷に、以櫻井屯倉、與每國田部、給賜香々有媛、また云々、以河内縣部曲、爲田部之元、於是乎起、（これらも、日代宮段に委曲に引て云り、考合すべし、河内縣は、河内郡なり、）とある、此氏これらに由あるべし、（萬葉三に、櫻田部云々と云哥あるは、尾張國の佐倉と云地の田なれば、此にはさらに由なし、思ひ混ふべからず、）さて此氏は、誰の子孫と云こと、物に見えたることなければ、（姓氏錄にも載らず、）先祖知りがたし、たゞ國造本紀に、穴門國造、纏向日代朝御世、櫻井田部連、同祖邇伎都美命四世孫、速都鳥命、定賜國造、とあれば、此邇伎都美命と云が末とは聞ゆれど、此名も未物に見あたらず、なほ考ふべし、天武紀に、十三年十二月、櫻井田部連、賜姓曰宿禰、三代實錄に、氏人これかれ見ゆ、（讚岐國にもあり、）○嶋垂根、嶋は地名か、垂根と云例は、伊邪河宮段に出、（傳廿二讃岐垂根王の條下、）○糸井比賣、地名なるべし、神名帳に、大和國城下郡糸井神社あり、此地なるべし、姓氏錄大和國諸蕃に、絲井造あり、（續紀廿九に、絲井部と云姓も見ゆ、和名抄に、但馬國養父郡糸井鄕伊土井、）書紀安寧卷にも、糸井媛見え、敏達卷に、絲井王と云も見えたり、○速總別命、御名隼に由縁ありしなるべし、和名抄に、鶻和名八夜布佐、隼訓同上とあり、下卷高津宮段、哥に、多迦由久夜波夜夫佐和氣云々、此王の御事、なほ彼段（傳三十七）に出、書紀云、次妃櫻井田部連男鉏之妹糸媛、生隼總別皇子、○日向之泉長比賣、泉は、和名抄に、薩摩國出水（伊豆美）郡、これなるべし、（古に大隅薩摩までかけて、日向と云しこと、上に云るが如し、）さて書紀景行卷に、諸縣君泉媛と云名も見ゆ、）長は、いかなる由ならむ、詳ならず、（書紀孝安卷にも、長媛と云見ゆ、神功卷

神天皇なり、經字は寫誤なり、母恩の間に、姉もしくは弟、字脱たり、恩己は、息長の誤なり。」とあ
りて、此名御弟の弟比賣とまがへり、（まづ此記には、倭建命段に、咋俣長日子王の御女三柱見
えて、息長眞若中比賣は第二、弟比賣は第三女なり、又此段の末に、若野毛二俣王、娶其母弟百師
木伊呂辨、亦名、弟比賣眞若比賣命、生子大郎子、とありかゝれば、弟比賣は、若野毛二俣王の御妻
なるを、書紀及上宮記には、此天皇の妃として、二俣王の御母とし、又上宮記には、中比賣をば其
御妻とせり、かくて書紀には、二俣王の御妻の事も見えざれば、御母を弟比賣とせるも、異なる
傳としてあるべきを、上宮記はいさゝか心得ず、其故は、まづ中と云、弟と云名にて、中比賣は御
姉なりしことは論なきに、御母の御姉を御妻とし賜はむことは、いかゞなればなり、古は母の
弟をば妻とせし例、これかれあれども、母の姉を妻とせむことは、あるべくもおぼえず、されば
此は此記の傳へぞ正しかるべき、抑此まぎれは、中比賣をも、息長眞若といひ、弟比賣をも弟比
賣眞若と云れば、眞若の同じきよりぞまぎれけむ、）○若沼毛二俣王、御名義、若沼毛は、成務天
皇の御子に、和訶奴氣王ありて、其處（傳廿九）に云るが如し、二俣は地名ならむか、其地考ふ
べし、（神名式に、周防國都濃郡二俣神社あり、）此段の末に、此王の御子たちを擧たり、○櫻井
田部連、櫻井は、和名抄に、河內國河內郡櫻井鄕あり、是なるべし、（なほ此地の事は、傳廿二建內
宿禰の子等の條下、櫻井臣の下に云るが如し、）書紀崇峻卷に、河內國言、於餌香川原、云々、爰有
櫻井田部連膽渟所養之犬、云云、これ彼國に此氏人のありし據なり、田部は、屯家の御田を佃ら
しむる料に、定め置る、民の部なり、此事日代宮段（傳廿六の末）に委く云り、考へ見べし、かく

れども、是も和紀子とも云しから、かゝる說もあるなり、）郎子は、伊良都古と訓べきこと、郎女に對へて知べし、郎女の訓、又伊良の意など、皆上に出たり、（傳廿一廿二）郎子と申す御名の例は、仁徳天皇の御子に、波多毘能大郎子、繼躰天皇の御子に、大郎子などあり、さて此王の御事、末に出たり、なほ其處に云べし、○八田若郎女（若は、御兄の例に效ひて、和紀と訓べし、田は淸てよむべし、高津宮段の大御哥に、夜多とあり、）は、和名抄に、大和國添下郡矢田郷、神名帳に、矢田坐云々神社もあり、此地なるべし、此女王の事、高津宮段に出、（傳卅六）○女鳥王、御名、雌鳥に由縁ありしなるべし、此女王の事も、高津宮段に見ゆ、（傳三十七）其處なる大御哥に、賣杼理能和賀意富岐美とあり、書紀云、次妃和珥臣祖、日觸使主之女、宮主宅媛、生菟道稚郎子皇子矢田皇女、雌鳥皇女、（舊事紀には、此王たちの御母を、物部多遲麻大連女、香室媛と云ひ、又五卷には、山無媛と云り、）○哀那辨郎女、名義、書紀に書れたる字の如きか、（舊事紀には香室媛、弟、小甂媛と云り、玉垣宮段に、袁邪辨王と申すあるも、邪字は、那を誤れるにて、同名なるべし、）○宇遲之若郎女、これも宇治にぞ住居坐けむ、（其由あり、下に云べし、）此女王の事、高津宮段にも見ゆ、書紀云、次妃宅媛之弟、小甂媛、生菟道稚郎姬皇女、小甂此云烏儺謎、（此謎字に依てヲナメと訓は非なり、謎字、此は漢音を取て、べの假字なり、仲哀紀にも、御甂此云彌那倍とあり、）○咋俣長日子王は、上に出、（傳廿九）○息長眞若中比賣も、上に出、書紀には、河派仲彥女弟媛、生稚野毛二派皇子、派此云摩多、とあり、又釋に、上宮記曰、一云、凡牟都和希王、娶經俣那加都比古女子名、弟比賣麻和加、生兒、若野毛二俣王、娶母恩己麻和加中比賣、生兒大郎子、（凡牟都和希王は、應

は、和珥臣祖、日觸使主とあるに就て、意富美は、使主ならむかの疑あるべけれども、然らず、凡て此意富美と臣と、大臣と、使主と、混ひたる例、彼此あり、此まぎれの事、及使主の事など、傳四十宍穗宮段、都夫良意富美の下に委云べし、さて此名、下卷廣高宮段、師木嶋宮段にまぎらはしきあり、其事も其處に云べし、(傳四十三) ○宮主矢河枝比賣、(河字を、阿と作る本どもあり、誤なり、) 宮主は、(師はミヤジと訓れしかど、そは後に宮主と云職ありて、然呼故なめれど、此は字のまゝに、美夜奴志と訓べきなり、) 上卷にも、稻田宮主云々と云名あり、(彼は然云べき由顯なるを、) 此はいかなる由にて負けむ、詳ならず、八河江比賣と云名も、上卷にあり、名義其處に云るに同じ、(傳十一のをはり) さて天皇の、此比賣に初て御娶坐し事、下に見えたり、○宇遲能和紀郎子、和名抄に、山城國宇治郡宇治郷、久世郡宇治郷とあり、(二の宇治郷、一地にて、二郡にわたれるなり、) 此王菟道宮に坐し事、書紀仁德卷に見ゆ、(山城風土記に、謂宇治者、輕嶋豐明宮御宇天皇之子、宇治若郎子、造桐原日桁宮以爲宮室、因御名號宇治、本名曰許乃國矣、とあるは、本末たがへり、此王の御名は、此地に住坐るに因て負給へるにこそあれ、凡て出雲風土記などにも、某神の住坐しに因て、某と號くと地名を說るには、此本末の違なるも多く見ゆるなり、) 和紀は、若なり、凡て若をば、和紀とも、和久とも通はし云り、(鴨別雷神も、若雷の義なり、和紀と訓べし、又佐衣物語に、篠のわきばと云ことあるも、若葉なるべし、又若子をば、和久碁と云、若產靈を、和久產巣日とあり、さてかく和加和紀和久通へども、此王の御名は、和紀とあるに依て訓べきを、和加郎子とよむはわろし、古語拾遺に、稚子を腋子と云說は、云にたらぬことな

皇子、○阿倍郎女、阿倍地名なり、此地の事、境原宮段、阿倍臣の下に云り、（傳廿二）○阿具知能三腹郎女は、阿具知は書紀に淡路とあれば、具字は波の誤り、（草書はを似たり、）かと思へど、阿波知は、記中に處々見えたる、皆淡道と書たるに、此は假字なるは疑あり、（若くは本は阿波知なりしを、古記に、波字を具と誤書たりしを、阿禮も其まゝに誦唱へしからに、如此は書るにやあらむ、）故姑本の隨にてあるなり、されど阿具知てふ言いかゞなれば、訓は書紀に從ひつ、和名抄に、淡路國三原、（美波良）郡、○木之菟野郎女、紀伊國伊都郡に、宇野と云處今もあり、此なるべし、（書紀欽明卷に、河內國更荒郡鸕鷀野邑と云見えたれど、此は木之とあれば、其には非じ、）○三野郎女は、美濃國に因れる御名か、書紀には、皇后弟弟姬、生阿倍皇女、淡路御原皇女、紀之菟野皇女、とありて、此女王は無し、（但し是天皇男女、併二十王也、とある數足らず、十九王見えたれば、三野郎女一柱、後に脫たるなるべし、然るを一本に、三野郎女と云あるは、又後人の補へたるなり、郎女をば、書紀には、みな皇女と改めて記されたる例に違へればなり、さて舊事紀五には、弟日賣命の御腹には、菟野皇女の次に、大原皇女、滋原皇女ありて、合せて五柱なり、）○五柱は數違へり、（若は一柱の御名の脫たるかと思へど、然らず、）下に女王十五とあるにも合ず、五は四の誤なるべし、さて此中日賣命、弟日賣命の御腹の女王たちの御名に、畿內にもあらざる紀國、又淡路などを負せるは、いかなる由にかあらむ、○丸邇之比布禮能意富美、丸邇は姓なり、此姓、伊邪河宮段の始に出、（傳廿二）比布禮は名なり、名義は未思得ず、意富美は名の下に附て云一の號なり、此事委くは下卷穴穗宮段、都夫良意富美の下に云べし、（此名書紀に

天皇の御子に、同御名あり、(傳廿三の始に出) ○大原郎女、大和國高市郡に大原あり、萬葉二に歌あり、(大原乃古爾之郷爾、云々、こは天武天皇の、藤原夫人に賜へる大御歌なり、藤原夫人、字曰大原大刀自、と萬葉八に見えたり、今も大原村あり、) ○高目郎女、此御名師の許牟久と訓れたるに從ふべし、高字は、記中に高志など、コの假字に用ひたる例なり、(目は母久とも訓べし、されど卷向をも、萬葉などに、卷目とも書たれば、牟久にてよろし、) さてこは地名にて、和名抄に、河內國石川郡紺口鄉、神名帳に、咸古神社もある、此なり、書紀仁德卷に、十四年掘大溝於咸玖、云々、書紀云々、先是天皇以皇后姉高城入姬爲妃、生額田大中彥皇子、大山守皇子、去來眞稚皇子、大原皇女、澇來田皇女、(今本に、澇來田の來字脫たり、澇は字書に、潦と同くて、積水也とも、淹也とも注せり、仁德紀に、將防北河之澇、築茨田堤、などあり、) ○木之荒田郎女、神名帳に、紀伊國那賀郡荒田神社あり、此地に因れる御名なるべし、(和名抄、同郡に荒川鄉ある、川字は、田を誤れるには非るか、) ○大雀命、書紀仁德卷に、初天皇生日、木菟入于產殿、明旦譽田天皇喚大臣武內宿禰、語之曰是何瑞也、大臣對言吉祥也、復當昨日臣妻產時、鷦鷯入于產屋、是亦異焉、爰天皇、曰今朕之子與大臣之子、同日共產、並有瑞是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名子、爲後葉之契也、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰とある、是御名の由緣なり、和名抄に、鷦鷯和名佐々木、文選鷦鷯賦云、鷦鷯小鳥也、生於蒿萊之間、長於藩籬之下、字鏡に、鷦加也久支、又左々支、高津宮段の哥に、佐邪岐登良佐泥、○根鳥命、御名義未思得ず、此王の御子たち、末に見ゆ、書紀云、二年春三月、立仲姬爲皇后、后生荒田皇女、大鷦鷯天皇、根鳥

生子品陀眞若王、此王之女三柱、女王、一名云々などあるべきが、此にあるは、例に違へり、然れども又後に書加へたる物とは見えず、本よりのまゝとぞ見えたる、○故高木之入日賣命之御子は、諸本に命字無し、師は命生御子とあるべきを、命生二字の落たるなりと云れき、今次々の例を考るに、中日賣命之御子云々、弟日賣命之御子云々、とあれば、此も必命字あるべきなり、故補へつ、(生字は、次の二柱女王の處にも無ければ、此も無くてあるべし、然るに又師の云れしは、此處三柱女王と云るより、伊奢之眞若命と云までの文、先々の例に異なるは、亂たりし本を、後に如此は書なしたるなるべし、三柱みな之御子とある、之は生とあるべき例なりと云れき、まことに此處の記しざま、娶某之女某、生御子某々と云はず、又細注のさまなども、凡て他の例には異なれども、亂れたる文にも非ず、後に書なせるさまにも非ず、本よりかくぞありけむ、かくてもあしくは非ず、又此記しざまにては、何れも生と云ことは無くてもありぬべきなり、)また御子二字も、多くの本に無きを、眞福寺本に子とあり、延佳本にのみぞ御子とはある、(御字は新に補へたるか、とまれかくまれ、次の例の如く、御子とあるべき處なり、)○額田大中日子命、額田は地名にて、彼此にある中に、和名抄に、大和國平群郡額田、(奴加多)郷、これか、書紀仁徳卷に、額田大仲彦皇子、將掌倭屯田云々の事あり、(此を大山守命を誤れるなりと云は、中々に非なり、)又六十二年に、此御子闘雞に獵して、氷室を見賜ひし事も見ゆ、又和名抄に、河內國河內郡額田、(沼加多)郷、これにてもあらむか、河內は御母方に由あり、(今額田村に、此皇子の社ありと或人云り、)○大山守命、御名の事、下に出たる處に云べし、○伊奢之眞若命、崇神

陀に住居坐るなるべし、(此地の事、傳卅の始に云り、さて仁賢天皇の御子にも、眞若王と申すあり、) ○三柱女王、この女王たちの御母は、眞若王の御母の妹なりと舊事紀に云り、(次に引) ○一名、一柱之御名波と訓べし、○高木之入日賣命、景行天皇の御女に、高木比賣命あり、(其を書紀には、高城入姬皇女とあるは、此女王の御名とまがひつるなるべし、) ○中日賣命、弟日賣命、何れも御名義ことなることなし、○細注、五百木之入日子命は、景行天皇の御子にて、彼御段に見ゆ、(傳廿六の始) ○尾張連上に出、(傳廿一掖上宮卷の始) ○建伊那陀宿禰は、舊事紀に、建稻種命とあり、饒速日命の十一世孫、乎止與命の男にて、母は尾張大印岐が女、眞敷刀婢とあり、(但し尾張連の祖は火明命なるを、饒速日命とせるは僞なること、既に上に辨へたるが如し、) ○志理都紀斗賣、名義地名か、書紀安閑卷に、備後國後城、和名抄に、備中國後月(七豆木)郡、(こは同地なるべし、共に後字を書るは、本は志理都紀と唱へけむ、七字を書るも、たゞ志と云とは異なるべし、) 姓氏錄に、尻調根命 (同氏なり) 見ゆ、斗賣上 (傳八天岩屋戸の段下) に出、舊事紀に、饒速日命十二世孫、建稻種命、邇波縣君祖大荒田女子玉姬爲妻、生二男四女、十三世孫、尻綱根命、妹尻綱眞若刀婢命、此命嫁五百城入彥命、生品陀眞若王、次妹金田屋野姬命、此命嫁甥品陀眞若王、生三女王、則高城入姬命、次中姬命、次弟姬命、此三命、譽田天皇並爲后妃、誕生十三皇子、と云り、是に兄妹共に尻綱とある、綱字は、調を誤れるなむらか、(尻綱根命は、即右の姓氏錄の尻調根命なるべく聞ゆればなり、さて神名帳に、備前國御野郡尾治針名眞若比女神社あり、) さて此の細注の事は、他の例に依らば、日代宮段に在て、五百木之入日子命娶云々、

長眞若中比賣。生御子。若沼毛二俣王。柱一又娶櫻井田部連之祖。嶋垂根之女。糸井比賣。生御子。速總別命。柱一又娶日向之泉長比賣。生御子。大羽江王。次小羽江王。次幡日之若郎女。柱三又娶迦具漏比賣生御子。川原田郎女。次玉郎女。次忍坂大中比賣。次登富志郎女。次迦多遲王。柱五又娶葛城之野伊呂賣。此三字以音生御子。伊奢能麻和迦王。柱一此天皇之御子等。幷廿六王。男王十一。女王十五。此中大雀命者。治天下也。

此天皇後の漢様の御謚、應神天皇と申す、〇輕嶋は、大和國高市郡の輕なり、此地既に境岡宮段(傳廿一)に出たり、嶋とは、必しも海中ならねども、周れる限のある地を云こと、秋津嶋師木嶋などの例の如し、(此事なほ國號考秋津嶋師木嶋の下に委く云り、)〇明宮は、續紀卅二に、輕嶋豐明宮馭宇天皇、御世四十に、輕嶋豐明朝、攝津國風土記に、輕嶋豐阿岐羅宮御宇天皇世など見ゆ、(山城風土記、古語拾遺、靈異記序などにも、豐明宮とあり、此記と書紀とには、豐とはいはず、さて右の津國風土記に依て、明は阿伎良と訓べきこと著し、あかりと訓は非ず、さて三代實錄十六に、大和國朝日豐明姫、拔田神と云神名見ゆ、) さて書紀には、たゞ、四十一年に天皇崩于明宮、とのみありて、初此宮に遷坐と云事の見えざるは、漏たるなり、〇品陀眞若王は、河内國の品

古事記傳三十二之卷

本居宣長謹撰

明宮上卷

品陀和氣命。坐輕嶋之明宮。治天下也。此天皇。娶品陀眞若王、品陀二字以音之女。三柱女王。一名。高木之入日賣命。次中日賣命。次弟日賣命。此女王等之父。品陀眞若王者。五百木之入日子命。娶尾張連之祖。建伊那陀宿禰之女。志理都紀斗賣。生子者也。故高木之入日賣命之御子。額田大中日子命。次大山守命。次伊奢之眞若命。伊奢二字以音次妹大原郎女。次高目郎女。五柱中日賣命之御子。木之荒田郎女。次大雀命。次根鳥命。三柱弟日賣命之御子。阿倍郎女。次阿具知能此四字以音三腹郎女。次木之菟野郎女。次三野郎女。五柱又娶丸邇之比布禮能意富美之女。自比至美以音名宮主矢河枝比賣。生御子宇遲能和紀郎子。次妹八田若郎女。次女鳥王。三柱又娶其矢河枝比賣之弟袁那辨郎女。生御子。宇遲之若郎女。一柱又娶咋俣長日子王之女。息

后の御事のつゞきに記して天皇とは申さず、なほ太子と記せるなどかくの如く、さはやかならざるぞ、當時の實のありかたのまゝにはありける。）然るを、書紀に、此大后の御巻を立て、攝政の御世とし、其紀年を以て記されたることは、彼紀は凡て上つ御代々々をも、漢國の例後世の定の如くに記しなされたる書なれば、此間をも必きはやかにせざることあたはず、是彼紀のおのづからの勢なり、さるはなほ義を以て、正さむとならば、大后の御世をば立ずして、（近世に水戸中納言光國卿の撰ばれたる史など然り。）かの攝政元年とせられたる年を、直に應神天皇元年とせむも可かるべけれど、其も彼も共にみな後世より強て定むるにこそあれ、固の事には非れば、何れにてもあるべき中に、彼書紀の定めも、天皇とは書さずして、なほ皇大后と書し攝政とせられたるなどうけばりたる、其御代には非るけぢめ著き記しざまにて、皆理あり實のありかたにはた甚く背かず、（攝政と云稱、又其間の紀年を殊に立られたるなどは、そのかみのありかたにはあらざれども、うればりて天皇には坐まさゞる差をあらはさむとするには、攝政など云稱をも立ざることえず、又既に一御世と立るうへは、その年をも紀ずはあるべからず、若かの攝政元年をたゞに應神天皇元年とするときは、返りてまたまことのありかたにたがふかたもあれば、此間の記しざまは書紀の趣もみな謂れたることとなりかし。）また正史にてもあるなれば、さてあらむも何てふことかあらむ、

古事記傳三十一之巻終

ずからなほ太子の如くに坐々て、大后ぞおのづから天皇の如くには坐々ける、(故津國風土記などには、此大后を天皇としも記せることもあるぞかし、然れども、又眞に其御代と申すべきにはた非ず、又攝政など云稱もそのかみは無かりしことなり、然るを世の物知人どもも、ひたぶるにきはやかなる、漢國の例、後世の定めにのみ泥みて、かにかくに、この是非を論ひ、儒者など或は、大后御位を貪り惜みてぞ、太子に讓り賜はざりけむ、なども申すなるは、あなかしこ、上代のありかたの、よろづ然きはやかなることは無かりしことを、思ひはからざる漢意のひがことなり、實はもとより御子の御世にして、大后の御世には非れば、何をかは讓り給はむ、かの攝政の御世など云ことは、後世より定めたるものぞと云ことをわきまへなば、凡てかゝる論ひはあらじをや、抑萬の事漢國の如くきはやかなるは、正しくうるはしきか如く大らかなるはしどけなく、みだりなるに似たれども、實は然らず、大かた人の世は、何事ももとより然きはやかなることは無き物にて、たゞ大らかなるぞ、眞のありかたにはありけるを、かの漢國などは、もと人の心惡くて事の亂れの多かりしから、其を防がむためにこそ、萬をこまかにきはやかには定めつるなれ、こは何れの國も、世降り人の心惡くなりみだりなる事多くなりゆきてゆくまに〳〵、萬の定はいよゝます〳〵きはやかになりゆくを以てはかり知るべし、)然れども又實には、本より此御子ぞ、天皇には坐々て、大后の御世と申には非るが故に、此記には、其御世をば立ざるなり、(然れども、大后の世に坐々けるかぎりは、おのづから其御代の如くにして、御子はなほ太子の如くに坐々ける、故に、其間の事をば、越國の角鹿に幸行し事などをも、大

月廿日、諸卿定申、神功皇后、山陵樹木燒亡、同廿一日被仰廢朝三箇日、〕○此記息長帶比賣命の御世をば立ず、(その御事をば、仲哀天皇御段の末に記せり、)仲哀天皇御段の次は、直に應神天皇なるを、書紀には、其間に此大后の御卷を立て、仲哀天皇崩坐し明年を其攝政元年とし、其六十九年と云に崩坐までをば、其御世として、其明年をなむ、應神天皇の元年とはせられける、(是に、世の識者くさ〴〵の論あり、)今此異を論はむに、先此記の趣は、當昔の實のありかたの傳のまゝに記せるもの、書紀は、漢國の例、後世の意を以てきはやかに定められたるものなり、(さるは、古書にも其趣に記しなせるが有しに依られたるか、はた撰者の意か、其はしらず、)然云故は、凡て上代のさまは天皇崩坐ぬれば、即其太子の御代にて、太子又即天皇に坐り、(然るを、某年某月某日即位など、きはやかに、界を立て定め申すは、もと漢國にならへる、後の事にこそあれ、上代には、凡て然る事はなかりき、)されば、仲哀天皇既に崩坐ては品陀別命御腹內より、おのづから天皇に坐々て、其御代にそありける、(胎中天皇と申す、御稱のありしなども、此故なり、又忍熊王と戰の處に、大后御方とは云ずして、太子御方と云るなども、此太子の御世なるが故なり、但し天皇と申さずして、なほ太子と申せる由は次に云べし、又太子と申す御稱も某年月日立爲皇太子、など云、きはやかなることは、上代にはあらざりき、)然れども未生坐さず御腹內に坐々しほどは、臣連八十伴緒こと〴〵に、大后に仕奉り、(其間に、新羅國の事など大業あり、)生坐ても初く坐しゝほどは、さらにも申さず、成長坐て後も、大后の世に坐々ける限りは、大御親に坐ませず敬ひ仕奉り賜ひて、よろづ其御心に隨賜ひつべければ、御子はおの

と書るをや、されば此細書は、後世になりて、書紀に依て書入たるものなり、上なる壬戌年云々、などの例の細書はそのさま、書紀と大異なることを比べて、此は古に非ることを知るべし、然るに、延佳本には、彼壬戌年云々の例のをば、皆除きて此の皇后云々をのみ入れたるは、書紀と同じきを悦べるにて、中々にひがことなり、凡て何事も書紀と合へるを悦びて、異なるを嫌ふは、世の學者の、漢意の癖ぞかし、彼紀といさゝかにても異なるこそ、一の古の傳説とは聞ゆれ、）故今は除きつ、然れども、此大后は大かた一御代の天皇の如くに坐々しかば、此にも天皇の御例のまゝに申しはしつべし、書紀に、六十九年夏四月辛酉朔丁丑皇大后崩於稚櫻宮、（時年一百歲）冬十月戊午朔壬申葬狹城盾列陵、是日追尊皇大后曰息長足姫尊、是年也大歲己丑と見ゆ、（是日追尊云々は、いと心得ず、此は漢國にて、葬りて謚を著る例に效て書なされたる例のしわざなるべし、）御年或書には、一百十一とあり、御陵は諸陵式に、狹城盾列池上陵、磐余稚櫻宮御宇神功皇后、在大和國添下郡、兆域東西二町南北二町守戸五烟とあり、此御陵の事、成務天皇の御陵の處（傳廿九）に云るが如し、（續後紀に、承和十年夏四月、楯列陵守等言、去月十八日食時山陵鳴二度、其聲如雷、即赤氣如飄風、指離飛去申時亦鳴其氣如初、指兌飛亘、遣參議正躬王、加撿察、伐陵木七十七株、至楮木等不可勝記、云々、使參議藤原朝臣助掃部頭坂上大宿禰正野等、奉謝楯列、北南二山陵、依去三月十八日有奇異、捜撿圖錄、有二楯列山陵、北則神功皇后之陵南則成務天皇之陵、世人相傳以南陵為神功皇后之陵、偏依是口傳、毎有神功皇后之祟空謝成務天皇陵、先年縁神功皇后之祟所作弓劔之類誤進於成務天皇陵、今日改奉神功皇后陵、百練抄に、永保三年五

も其在所に拘るべきにも非ず）さて此御陵河内志に、在丹南郡岡村陵畔有冢六と云り、（岡村は、續紀に、志紀郡とし、今も其郡界に近し、又かの長野神社も、今は丹南郡に入て、葛井寺村に在て、此岡村に近き地なり、又允恭の御陵より西方なれば、西陵と申すにも叶へり、然れどもなほ思ふに、惠賀と云地は、志紀郡の東邊と聞えたるに、岡村はやゝさかりて西方なり、殊に長江又長野と云は、惠賀の内の小名なれば、其地さしも廣くはあるまじきに、二御陵共に同じ長江長野なれば、西陵も岡村よりは、今少し東にて、北陵と相近き地にあるべく思はるゝなり、されど己いまだ此あたりの地理をよく知ざれば強ては云がたし、さて又俗に錦部郡長野莊上原村にあるを、此御陵なりと云て廟陵記などにも然記せるはいみしきひがことなり、其は地方の甚く違へるを、長野と云名によりて誤れるものなるべし、又筑前國大保村と云に、大靈石神社と云あり、此天皇を祀ると云り、其社の前に冢のあるを、此天皇の御陵なりと云なるは、宍戸豐浦宮に遷し奉むとするほど、少時殯奉し跡などにやあらむ、おぼつかなし、又播磨國明石郡にもあるは、香坂王忍熊王の造給ひし陵なるべし、其事は、書紀に見えたるが如し）〇諸本共に、此次に皇后御年一百歲崩葬于狹城楯列陵也と云、十六字の細書あり、後人のしわざなりと師の云れたる、此は決なく然り、文のさま此記の例に非ず、又御代々々段終の細書の例にも異なればなり、（そはまづ皇后と申すことも下卷に至ては二所に見えたれども、此卷には例なき文字なり、又凡て御世々々の天皇の御年の數、多くは書紀と異なるに、此一百歲は彼紀と同きも、中々にいかゞ、又狹城楯列も書紀の文字のまゝなり、此紀には、狹木又沙紀と書多他那美

は七年に當れり）又月日も書紀にては、二月五日なれば合ず、これらも古の一の傳なるべし、

○河内惠賀之長江、賀惠は、應神天皇の御陵も、惠賀之裳伏岡と見え、書紀雄略卷又顯宗卷に、餌香市、（續紀三十に、任會賀市司と云ことと見ゆ）崇峻卷に、餌香川原、天武卷に、衞我河などある處なり、（餌香川は、石川とも云て石川郡より北へ流れて、古市郡を經、志紀郡の東堺を經て、大和川に入る川なり）長江は、允恭天皇の御陵も、惠賀長枝とある同地なり、さて此御陵書紀には、神功卷に二年冬十一月丁亥朔甲午葬天皇於河内國長野陵と見え、諸陵式には、惠我長野西陵穴門豐浦宮御宇仲哀天皇、在河内國志紀郡、兆域東西二町南北二町陵戸一烟守戸四烟とあり、かくの如く書紀にも式にも、長野とありて、彼允恭天皇の御陵も、書紀には長野原式には、惠我長野北陵とありて、共に長江とは見えず、（さて又二陵共に式には、惠我とあるを、書紀には、共にたゞ長野とのみにて、惠我と云ことも無し、長野と云地名は、神名式に、志紀郡長野神社もあり、さて續紀十八に、遣使於大内山科惠我直山等陵云々と見えたる、惠我は、西陵か、北陵か、さだかならず、）このあたりに長江と云地名の他に見えたるは、神名式に、志紀郡志紀長吉神社あり、此吉字延と訓て、同地ならむか、（師は、書紀式共に、長野とあるに依て、江字は、沼の誤かと云れつれど、允恭の御も、長枝とあれば誤字に非ず、又かの長吉神社は、或説に、今丹北郡長原村にある、日蔭明神これなりと云り、若然らば、此長江は別なるべし、彼日蔭明神社も、志紀郡堺には近けれども其西方なるに、意賀は應神允恭の二御陵共に志紀郡の東邊にして、惠賀川も東堺なればなり、然れども、長吉神社を、かの日蔭明神なりと云も、さだかなる證はなければ、必し

が如し、其例みな凡此とあれば、(倭建命段にも、凡此倭建命云々とあり、)こゝも許能と云ことを讀添べきなり、○伍拾貳歳は、伊蘇遲麻理布多都と訓べし、(五十をば、伊と云る例にて、伊蘇と云ることは古くは見あたらねども、如此さまに、物の數をたしかに云ときは、伊とのみにてはいかゞなる故に、姑伊蘇と訓り、そも〳〵三十より九十まで、みな、蘇と云を、五十のみは、其例に違ひて、伊とのみ云はいかなる由にか、なほよく考ふべきことなり、又五は、伊都と云て、伊と云る例はなきに、五百をば伊富と云て、伊都富とはいはず、此はおのづから、都の省りて然も云べきことながら、五十とまぎらはし、こはついでに云なり、また二十は、二より轉たること、おぼしければ、是も波多蘇と云べきに、蘇と云ぬはいかなる由にか、こもついでに云なり、)此御壽數書紀(細書)も同じ、(書紀に依るに、此天皇九年に崩坐て、御年五十二なるときは生坐るは、成務天皇の十九年にあたれるに、其年は大御父倭建命、景行天皇の四十三年に崩坐てより三十六年後なるはいかにぞや、凡て書紀の紀年の彼此合ざること、かくの如し、或は此違ひに因て、此天皇を倭建命の御子には非じなど、疑ふは中々に非なり、そは疑ふべき方をば疑はずして、疑ふまじき方を疑へるものぞ、彼紀の紀年の違ひ多きはめづらしからぬことなるをや、又稚足彥天皇四十八年立爲太子時年三十一とあるも、一年の違ひあるなり、)○舊印本眞福寺本又一本などに、此間に壬戌年六月十一日崩也と云十字の細書あり、此例の細書の事は、上(傳二十三)に論へるが如し、さて壬戌年は、書紀にては、成務天皇の五十二年なれば、十八年差へり、(又成務天皇段の細書に、乙卯年崩とあれば、其明年を、此天皇元年として、壬戌年

（御哥に常世に坐す云々とある、其常世國にしてかの）鼓（と云物）を、臼の邊に立置て撃て、歌ひつ、舞つ、慇懃に壽祝て、（大嘗會の稻舂哥など皆其事を祝てよめれば、酒釀時の、哥舞も其、酒を祝稱へけむことを准へて知べし、）釀ける故にや、（其壽詞の驗ありて、）此、御酒の、飮まに〳〵彌益々に、樂さの益り侍ることよ、佐々所聞食せ所聞食せとなり、○酒樂は、佐加本賀比と訓べし、本賀比は、本岐を延たる言にて、（泥具を延て、泥賀布と云と同じ、）宮内省式に、大殿祭、此云於保登能保加比、とある是なり、（祝詞式に載れる、大殿祭詞、即大殿壽の詞なり、）字鏡には、祠保加布とあり、（祠字を訓るは、少し心得ねど、保加布と云言の一の據なり、）書紀に、皇大后擧觴以壽于太子、とある壽をも、サカホガヒシタマヒと訓り、さて此に樂字を書るは、宴樂の時にうたふ歌なる故なり、（本賀比と云言は樂字の義にあたらざれども、かの大殿祭のたぐひなり、祭字も本賀比には當らざれども、彼祭に讀詞なる故に、やがて祭字を書り、師は、サカヱラギと訓れたる、其は樂字には當りたれども、なほ然にはあらじ、新猿樂記にも、酒祝と云り、此は後世の書なれど、ホガヘと云詞は其ころの詞に非ず、いと古ければ、古へより傳はれりし、稱なりけむ、）さて上にも云る如く、（倭建命段思國哥の處）記中の例、二首以上を云ときは、此二歌者此三歌者、などあるを、此には然云ざるは、酒樂之歌と云は、一首にや、されどなほ上の御歌をも併せて云るごと聞ゆ、

凡帶中津日子天皇之御年伍拾貳歲。御陵在河內惠賀之長江也。

凡は、須倍互許能と訓べし、か丶る處に、凡と云ること、白檮原宮段（傳二十の末）に、委く云る

阿夜邇と六字一句なるべし、と云るはあらず、）○宇多陀怒斯佐々は、（諸本に、多字を脱せり、今は眞福寺本に依れり、）轉樂佐々なり、轉は、上卷須佐之男命の、惡御行を轉とある下（傳八）に云る如く、事の彌進みて甚しくなるを云言にて、宇多弖とも、宇多々とも通はし云り、（宇多々陀怒斯と云べきを同音の重なる言は一省く例にて、多を一省けるなり、）さて此は、此御酒の、飲めば飲むまに〳〵彌益樂しと云なり、（契冲が、宇多は宴の下略なるべしと云るは非なり、又師は、哥樂なり、哥とは上の御哥を云と云れたれど、さては御酒のあやにと云よりつゞきたるに叶はず、）佐々は、書紀釋には、枳沙とあり、（今本、又類聚國史共に、作沙とあれば、枳は後の寫誤かと思へど、注に古事記陀怒斯佐々とあれば、寫誤には非ず、古事記と異なる故にかく注したるなればなり、）枳は、上の祁禮加母（鷄梅伽墓にても同じ、）の辭の結なり、（陀怒斯とのみにては、加母の結になりがたし、祁禮加母多怒斯伎と云にて、てにをは上下と、のへり、）さて佐々を佐とのみ一云も、かの伊句臂佐の例の如し、又佐々として、上は陀怒斯にても、辭違へるには非ず、其時は上の祁禮加母にて語絶て、加の辭下へは係らず、然る格も例あることなり、（辭のと、のひをよく辨ふべきなり、）さて、此佐々は、太子の御自所聞食すとて祝賜ふ詞としても宜しく、又此、哥は、太子の御答へながら、御傍より、建内宿禰の代奉て歌はれしなれば、上の御哥なると同くて、共々に太子に進め奉る詞としても通ゆるなり、（哥の凡ては、自飲つゝ、よめるさまなる、其も太子の御自の意としても宜く、又此、宿禰命も共々に飲たるべければ、作者の自の意としても聞ゆるなり、）○一首の意は、誰にまれ、此御酒を醸ける時には、

らむと云るにやあらむ、如此く見れば、此時に鼓をよめることも疑なく、又其と云辭も指とこ
ろ有てよく叶ふべきにや、）○宇須邇多弖々は、臼に立てなり、鼓を臼の邊に立置てうつを云、
契冲これを、酒造る米を舂時の事なりと云るは、釀と云へつゞきたる詞なることを忘れたる
にや、米を舂を、加牟とはいかでかいはむ、）明宮段に、吉野之國主等於吉野之白檮上作横臼而
於其横臼釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇余久須袁都久理余久須邇
迦美斯意富美岐宇麻良邇岐許志母知袁勢麻呂賀知、（余久須は、横臼なり、）ともありて、上代
には、臼に酒を釀しなり、其事彼處に云べし、（傳卅三）○宇多比都々は、歌ひ作なり、儀式大嘗
會儀に、造酒童女先舂御飯稻、次酒波等共不易手且舂且歌（歌詞當時制之、）とあるは、稻を舂
時の事なれど、釀時も准へて思ふべし、○迦美祁禮加母は、釀けれかもなり、祁禮加母は、祁禮婆
爾夜と云意なるを、かゝる所の婆を略ける例古哥に多し、（詞の玉緒七卷に、多く出せり、）萬
葉十七（三十一丁）に、孤悲家禮許曾波（此も戀ければこそはなり、）ともあり、此の句書紀
には、伽彌鷄梅伽墓とあり、（梅は、メの假字なり、ムに非ず、）○麻比都々は、舞作なり、○迦美祁
禮加母、書紀には、以上二句なし、（今此哥をよく誦味ふに、此二句なくては、甚く劣れり、書紀に
は脫たるにこそ、）○許能美岐能は、此御酒之なり、○美岐能、（三言一句）如此上なる句の詞
を、二たび復し重ねて歌ふ例多し、倭建命段の哥に、那豆岐能多能伊那賀良爾伊那賀良とあ
る類なり、書紀には此句なし、○阿夜邇、（三言一句）此言のことは上卷、阿夜訶志古泥神の下又
沼河比賣の哥の下に云り、（傳三神代七世の段、又十一の八千矛神御妻問の段下、契冲、美岐能

名、皆以應節次第取名也、（これは古本に依れり、今本は今案と云より小皷と云まで十一字異にして、一云、四乃豆々美、今案細腰皷とあり、さて古に凡て皷と云しは、今世の大皷のことにて、今皷と云物は、皷の中の一種なり、又和名抄に、大皷とあるは、今の大皷の一種なり、但し今も、雅樂に大皷と云物は、かの大鼓なり、俗間に大皷と云物は、古の皷なり、又猿樂に、大皷小皷と云あり、其は今世に云皷の中の大小なり、古に大皷小皷といへるは是にあらず、凡てこれら、古と今と名のかはりあることを辨ふべし、よくせずはまぎれつべし、）また槌、一名、枹字亦作桴、所以擊大皷也、俗云、豆々美乃波知、また摺皷、俗云、須利都々美、また鞨皷、和名不利豆々美、また腰皷、俗云三乃豆々美、本朝令云、腰皷師腰皷讀久禮豆々美、今呉樂所用是也、（右の外に、鉦皷、鞨皷、など見えたれど、和名なし、）などあり、或人云、都豆美は、都曇の字音なり、唐書禮樂志に、天竺伎有都曇皷あり、白孔六帖に、都曇答臘、本外夷樂、都曇似腰鼓而小、答臘即蜡皷也、とありといへり、（都曇と云も、答臘と云も本其音によりて著たる名と聞ゆ、さて皇國にて、都豆美と云は、阿豆美を、阿曇と書る例などを思ふにも、まことに、都曇の字音なるべく思はる、然らば皇國に、本より有し物には非ず、外國より來つる物なるべければ、此大后の御世には未有まじき物なるに、此の歌によめるはいかに、故つらつら按ふに、此時皇國に、皷ありしには非ず、此はさきに、新羅國御征の時に、此宿禰命も彼國にて、此物を擊を初て見聞て、甚めづらかに所思しを、今思ひ出てよまれたるなるべし、さてこそ其皷とはよまれけめ、其とは、大后の御歌に、常世に坐すとあるを承て、其常世國と、指るにて、其常世國人のかのめづらかに見聞し、皷と云物をうちはやして釀つ

佐あ佐あと云は、又飲食の祝言より轉れるなるべし、(但し、かの石屋戸の神樂に、大御神の出坐むことを催しいざなひ奉りし意に、就て見れば、飲食のみならず、萬の事に云むもとよりなり、さて、契冲が今の俗にも、物を強る時、佐々と云と云るは、つくさず、此は今も凡て、事を催しいざなふ言にして、必しも、強る時には限らざるにや、又契冲、今世女の詞に、酒を、佐々と云は、此御歌の遺風にやと云るはあらず、其は酒の、佐を重ねて云なり、凡て今兒女の言には、頭の一言を、重ねて云こと多し、鳥を登々、尿を志々、香物を香々、と云たぐひなり、其外飯を、麻々乳を知々、手を弖々、と云たぐひなほ多し、) ○獻二大御酒一、上に釀二待酒一以獻と云て、此に又如此云るは、言重なりて煩はしく拙きに似たれど、然らず、此はたとへば、造二某物一以獻二大御饌一など云む語と同くて、上の待酒は其品を云、此の大御酒は定まりて御酒所聞食すを云て、御膳と云むたぐひなり、されば、大御酒爾と、爾を添てよむ意に心得べし、○爲二御子一爲は、美多米爾と訓べし、書紀敏達巻に、大伴金村大連奉二爲國家一云々、崇峻巻に、奉二爲護世四天王一云々、天智巻に、奉二爲天皇一云々、萬葉七(二十七丁)に、妹御爲私田苅などあり、さて此時太子は、未幼坐が故に代りて答奉れるなり、○許能美岐袁は、此御酒をなり、○迦美祁牟比登波は、釀けむ人はなり、(祁流といはずして、祁牟と云るは、其人誰となき故なり、大后の御歌に、少名御神の獻賜ふとあるを承て、誰が釀たりとも、其人は知られぬさまに、かくは云るなり、) ○曾能都豆美は、其鼓なり、凡てか丶る處に、其と云こと、古歌に多かるは、皆上に指事あるを、此は指ること詳ならず、(是に一の考あり、次に云、)鼓は、和名抄に、鼓和名、都々美、また、大鼓和名、於保豆々美、今案俗或謂二之四鼓一、又小鼓有二一二三一之

樂稱₌沙佐之庭₋也と注せるに合せて、祝語にや、(以上契冲說)と云り、先萬葉に、佐々と云に神樂とも樂とも書るは、神樂に、佐々と唱ることある故なり、佐々那美を、神樂聲浪と書る、聲字を以て知べし、(神樂浪樂浪なと書るは聲字を略きたる物なり、) 此事の由は上卷石屋戶段(傳八)に云り、考合すべし、(私記に、謂樂也と注せるは、萬葉をあしく心得て佐々をやがて、樂のことゝ、思へるにや、其は非なり、樂を佐々と云ことは無し、さて、出居神樂稱₌沙佐之庭₋也と云る、此も神樂には佐々と唱ることある故に、然稱るなるべし、是を沙庭の注に引たるは非なり、沙庭の義は異なり、) さて其神樂に唱る佐々と、今此の佐々と、本一なるべし、其は、彼石屋戶の時の吉例に依て、凡て神樂の時は更にも云はず、人に酒食を進むるにも、自飲食にも祝て佐々と云るなるべし、(抑かの石屋戶の爲は種々の幣を獻り、神樂をして、天照大御神の石屋を出坐むことに、催しいざなひ勸め奉れる、爲態なりしかば、其例に依て、飲食の祝言となりけむこと宜なり、されば、彼私記に、唱進義也と云るも、祝言になれる方には叶へり、然れども此は、た沙庭の注には由なし、此文を契冲が、此處に引たるは、謂れたることぞ、) 書紀崇神卷に活日と云人の、御酒を天皇に奉る哥の結に伊句臂佐伊句臂佐とあるも、己名を白して佐々と勸奉れるなり、(伊句臂は、作者の名、二の佐は、即此の佐々と同きを、離して二たひに云るなり、凡ての歌のさまの此の御歌と同きを以ても知べし、然るを、私記にも、契冲も、これをば、幾久なりと注したるは非なり、祝て、幾久と云むは、いたく後世の語なるをや、萬葉にも、幾久と云ことはあれど、そは意異にして、祝語にはあらず、) さて今世には、飲食のみならず、何事にも人を催し誘ふに、

無くなりて、涸るを、阿須（阿勢阿須流と活く。）と云ば、令涸を、阿佐須と云べし、（俗言にいへば、あせさすなり、萬葉十四に、駒を令馳を、はさせてと云り。）されば、阿佐佐受は、不令涸なるを、同音の重なる言は一省きても云例（旅人を、たびと、留るをとまると云類多し、此事上にも云り。）にて、阿佐取とは云るか、若然らば、御盃を乾涸さず、引續々々飲賜ふの意なり、又書紀の私記に、師說、阿布佐須と釋るは、（契冲、いまだ其意を知らずと云へれど。）不放の意と聞えて、此も謂れたる說なり、阿布佐受は、波布良佐受にて萬葉十九（三十九丁）に、四方之人乎母安夫佐波受愍賜者、（夫字を、本には、天に誤れり。）光仁紀宣命に、大臣之家內子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟、源氏物語玉葛卷に、落し阿布佐受取去たゝめ給ふなどある、皆同じことなり、若此意ならば、なほざりに放らさず賞て飲賜へとなり、（延佳は、不餘と傍に注したり、いかゞ、又契冲は、佐と加と同韻にて通へば、不飽かと云れど、不飽を、あさずとは云べきに非ず、又師は、不淺なりと云れしは、淺からずの意か、おほつかなし。）袁勢は、飲めなり、明宮段國主人の歌にも、云々意富美岐宇麻良爾岐許志母知袁勢とあり、食ふをも飲をも、共に、袁須と云り、書紀神代卷に、飲食、景行卷に、飲其水などあり、佐々は、書紀私記に、謂樂也、萬葉集、神樂佐々、樂浪佐々奈美訓と云、又契冲、同書の審神者の釋に、沙庭云々、師說、沙者唱進之義也、言出居神樂稱沙佐之庭也、云々と云るを引て、佐々は、私記に、唱進之義也、と云、今の俗にも物を强るとき、佐々と云へば、其義か、されども、古事記には答歌の終にもあれば、おほつかなし、但し其は、自所聞食むとの詞とも云べきか、萬葉に、神樂浪をさゝなみと訓、略去て、樂浪と書ても同く訓たれば、私記に、出居神

入かはれり、○登余本岐は、豊壽なり、豊は豊樂豊榮登（豊御禊とも云り、）などの、豊に同じ、（これら、事に云る例なり、物に云るはなほ多し、）○本岐母登本斯は、壽令廻なり、まづ廻るを、母登本流と云は、古言の常なるを、（既に上に出）、母登本須と云は、（もとほらすにて、）廻らすなり、さて廻るを俗言に、麻波流と云、廻らすに、麻波須と云て、萬の事に一に定まらず、此をも彼をも、此處をも彼處をも、爲廻るを、麻波須と云事多し、（撫まはす、扣きまはすなどの類なり、）又思ひまはす、言まはすなど云も、左右に思ひ考へ、左右に言めぐらして、善さまに云なすを云、かくて、母登本須も、此俗言の麻波須に當りて、（契沖が、今の俗語ならば、祝ひまはりなりと云る、さることなり、但し母登本理と母登本斯との差あれば、此は祝ひまはしと云に當れり、）さま〳〵に壽意にて、上の玖流本斯と同じさまのことなり、（甕栗宮段、哥に、斯麻理母登本斯とあるは、直に廻らすことなり、）宇治拾遺物語に、翁伸あがり屈まりて、舞べきかぎりすぢりもぢりゑい聲を出して、一庭を走りまはり舞ふとある、此さま玖流本斯母登本斯に近く似たり、さて以上二句、書紀には、加牟菩岐の上にあり、○麻都理許斯は、獻り來しなり、獻るを、たゞ麻都流とのみも云り、萬葉一（十九丁）に、山神乃奉御調等、十八（三十二丁）に、萬調麻都流などなほ多し、さて此は、少名毘古那神の、常世國より（又登許余を、常とはの意とするときは何處にまれ、此神の御許よりなり、）獻りて來つるよしなり、（來しは、少毘古那神の來坐るとには非ず、御酒の來たるなり、凡て、遣せたる物にも、來と云は、古も今も常のことなり、）○美岐叙は、（三言一句）御酒ぞなり、○阿佐受袁勢佐々は、阿佐受は、阿佐々受か、其はまづ、池川などの水の

さまにて、古語をおもはざりしなるべし、）など見ゆ、加牟は、神集神議神祝などの、神と同じ、菩岐は、大殿祭祝詞に、言壽、古語云許止保企、萬葉十八（三十七丁）に、知等世保久等曾、十九（四十三丁）に、千年保伎保伎吉等餘毛之惠良々々爾仕奉乎見之貴左、（吉字は、言の誤か）又（四十八丁、）千年保久等曾、六（二十八丁）に、禱豐御酒爾吾醉爾家里、（倭姫命世記に、云々止國保伎白支、また云々止國保伎給支、などもあり、さて此の御哥に、本岐と云言四ある、三は皆本岐と書るに、此一のみ菩字を書るは、唱へにけぢめあらむかとも思へど、然しも非じ、師も此字に心を著て、濁音ならむと云れつれど、此字上卷神名に用ひたるも清音なり、さて此言岐の清濁の事此記に、岐字は首卷に云る如く、清にも濁にも書たれば、定めがたきを、萬葉十八十九に共に、保久とあれば、岐清音にやありけむ、許登本岐を後世に、許登夫伎と云も、夫を濁り伎を清むを思ふにも、伎は本より清音なりし故とぞ思はる、、然れども今はなほ姑く尋常に唱ふる如く、濁音とす、なほよく考ふべし、）さて、本岐を延て、本加比とも云り、其事は次なる、酒樂の下に云べし、○本岐玖流本斯は、壽今狂なり、萬葉四（五十三丁）に、相見而者幾日毛不經乎幾許久毛久流比爾久流必所念鴨、凡て、久流布とは物の定まり靜まらずして、左右に動き蕩ふを云、此は左右に事を悉してさまざまと壽を詔へり、（さて、久流本斯は、久流比と云とは、加はりて其事をくるはしむるなり、）萬葉六に、打酒歌、燒大刀之加度打放大夫之禱豐御酒爾吾醉爾家里、（打酒は、祈酒の誤なるべし、禱もホグと訓べし、ホグ又ノムなど訓るはわろし、又初の二句は、誤字あるべし、）此初二句も、壽態をよめるなるべし、さて以上二句、書紀には、次の二句と、前後に

常とはの意はなく、常とはの意とするときは、常世國の意は無きなり、何れにまれ一方に見べし、上代の哥の意は、ひたぶるにてかくさまのことを二方を兼ることなどはなかりき、さて又常世國の、常世は借字にして、此字の義に非ること上に云るが如し、〇伊波多々須は、石立すなり、多々須は、多都を延たるにて、(上巻に訓立云多々志)立賜ふと云むが如し、さて此句の意契沖云、私記云、言如石之立、今按たゝすとは、立ておはしますにはあるべからず、常磐に坐を云なるべしと云り、こは立を輕く見たるなり、私記の意も石の立るが如くにて坐と云なるべければ、同く常磐に坐意におつめり、壽歌なれば然もあるべきことなり、又神名帳に、能登國羽咋郡、大穴持像石神社、同國能登郡宿那彦神像石神社あり、又傳十二(少名毘古那神の段下)に引る、文徳實錄八、齊衡三年云々の事などを思ふに、此二柱神に、石は彼此由緣あれば、常世國に於て其御靈の石にて立賜ふにもあるべし、(又常世國に坐とは、此神の大凡を詔ひ、石立は、皇國にて處々に御像石にて立給ふことを、詔へるにもあるべし、又とこよにいますを、常とはの意とするときは、石立し常世に坐すとつゞく意にて、御像の石にて立給へば、常とはに坐と云にもあるべし、神名帳に、大和國添上郡天乃石立神社と云もあり、こは何れの神ならむ、しらず、)〇須久那美迦微能は、少名御神之にて、少名毘古那神なり、萬葉七にも少御神とあり、御神と云る例は、大御神、萬葉十七に、久爾都美可未、十八に、於伎都美可未など見えたり、〇加牟菩岐は、神壽なり、出雲國造神賀詞に、神賀吉詞奏賜波久登奏、持統紀に、天神壽詞、(これも神壽とつづけて訓べし、天神のと訓はわろかめり、今に、天神之と、之字を添て書れたれど、其はたゞ漢文

比都藝家良久云々などあるが如く、本を此二柱神に係て云ことと多し、）書紀崇神卷にも、天皇以大田田根子令祭大神、是日活日自擧神酒獻天皇、仍歌之曰、許能彌枳破和餓彌枳那羅孺椰磨等那殊於朋望能農之能介彌之彌枳伊句臂佐伊句臂佐、如此歌之宴于神宮、ともある如く、酒の本を此二柱神に係て其首長たる神の獻り賜ふ御酒ぞとよみ賜へるなり、（以上千秋考）と云り、此考宜く聞ゆ、久志の事なほ彼應神天皇大御歌の下（傳卅三）に云を考合すべし、（契冲は、奇の神なりと云るを、師は、奇は用語なれば、之と云べからず、藥之神なり、須理の約志なりと云れたり、信に奇之とは云はぬことぞ、又藥の神と云むも然ることにて正しき由あり、此は御酒を祝て詔ふなれば殊に由ありておぼゆ、然はあれども、神の假字に美を用ひたる例なければ、なほ上の、千秋の考にぞ從ふべき、又萬葉七に、櫛上二上山と云ことあり、此櫛上も若くはクシノカミと訓て、此と同じからむかとも思ひしかども、此はもとより異事なるべし、さて酒の首長と云ことゝ、今俗に物の首長の所を水上と云、水上と源と同じければ、此神を酒の源、酒の首長と云意にも通ひて聞ゆればいよ〳〵當れることゝおぼゆ、さて私記に、少彦神是造酒神也、今有其遺迹云と云るは據あるか、又たゞ此御歌に依て云るか、又遺跡はいづくにあるにか、此も云と云るは詳ならぬことゝ聞ゆ、）○登許余邇伊麻須は、常世國に坐なり、上卷に云々、然後者其少名毘古那神者、度于常世國也とありて、此神は、常世國に坐神なり、其國の事は、彼處（傳十二）に、委く云り、（又思ふに、此は彼常世國を云には非で、常とはに不變坐意にてもあらむか、常とはに變らぬを常世と云る例も傳十二同處に云るが如し、さて常世國とするときは

和賀美岐那良受は、非吾御酒にて、吾醸て獻る御酒には非ずと云意なり、次々の詞にて知べし、書紀崇神卷の哥にも首に此二句あり、(次に引り、)日本後紀に、延暦廿二年遣唐使藤原葛野麻呂に、御酒を賜ひて大御哥、許能佐氣波於保邇波阿良須、多比良可爾何陪理伎末勢止伊婆比多流佐氣、○久志能加美は、酒之上なり、そは横井千秋云、久志は、酒の本名にて、應神天皇の大御哥に、須々許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比邇祁理とある、二の具志これなり、(こは上より連ける言ある故に、具と濁れり、)さて御酒白酒黒酒など云伎は、此久志の約まれる名なり、(そを、佐氣とも云は、亦名にて縣居大人の説に、酒を、佐氣とも云は、是を飲ば心の榮ゆる故の名にて、佐加延の約りたるなりとあるが如し、)加美は、上なり、長子を、子上と云、書紀に、長首魁帥尊長などを、ヒトコノカミ、座長を、タラガミ、氏上を、コノカミ、氏長を、ウヂコノカミなど訓、又諸司に各其長官を加美と云、これらの、加美と同くて、酒の首長と云意なり、(此の加美を、人皆神と心得たるそれもこともなく穩に聞ゆれども、吾大人の考への如く、記中、神の假字はみな、迦微と書て、美字を用ひたることなければ、此は神には非ず、)さて少名毘古那神を如此稱し賜ふは、此神殊に酒を掌賜ふ事は物に見えざれども、大穴牟遲神と相並ばして、國土を作堅め給ひ、書紀に、大巳貴命與少彥名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴とありて、凡て萬の事も物も此二柱神の恩賴なれば、(萬葉六に、大汝少彥名能神社者名著始鷄目云々、七に大穴道少御神作妹勢能山、十八に、於保奈牟知須久奈比古奈能神代欲里伊

曰。許能美岐波。和賀美岐那良受。久志能加美許余邇伊麻須。伊波多多須須久那美迦微能。加牟菩岐。本岐玖流本斯。登余本岐。本岐母登本斯。麻都理許斯。美岐叙。阿佐受袁勢佐佐。如此歌而獻大御酒。爾建內宿禰命。爲御子答歌曰。許能美岐袁。迦美祁牟比登波。曾能都豆美。宇須邇多弖弖。宇多比都都。迦美祁禮加母。麻比都都迦美祁禮加母。許能美岐能。美岐能。阿夜邇宇多陀怒斯佐佐。此者酒樂之歌也。

還上坐は、太子の、角鹿より倭の京（書紀に、三年春正月立磐田別皇子、爲皇太子、因以都於磐余、是謂若櫻宮、とあれば、此京なるべし、）になり、○御祖、記中凡て御母をば、御祖と申せる例なり、○待酒は、物より來る人に飲しめむ料に釀儲て待つ酒なり、萬葉四に、太宰帥大伴卿贈大貳丹治縣守卿遷任民部卿歌、爲君釀之待酒安野爾獨哉將飲友無二思手、（此は、縣守卿、大貳にてありしほど、京に上られたることありしに、即民部卿になりて、筑紫へは還られざりし時に、帥の京へ贈られし哥なり、）又十六に、味飯乎水爾釀成吾待之代者曾無直爾之不有者、（直爾之不有者とは、待人の直に來ねばなり、）是も待酒なり、書紀に、十三年云々太子至自角鹿、是日皇太后宴太子於大殿、皇太后擧觴、以壽于太子、因以歌曰、云々、○許能美岐波は、此御酒者なり、○

訓れたり、其は能宇ハ、奴と切りて、都奴賀に音近し、されど又宇と奴とも相近くして、通ふ例多けれは、なほチウラとぞよむべき。）〇都奴賀は、血浦の轉れる名なり、（又血之臭のうつれるにやとも聞ゆ。）又書紀垂仁卷には一云、御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也云々とあり、異なる傳なり、此二の傳何れか正しからむ知がたけれど、應神天皇の大御哥に既に都奴賀とよまし給へれば、（若初は、血浦と云たらむには、其名の由縁、即此天皇の御目のあたりの事なれば、即血浦とこそよみ賜ふべけれ、又彼御世のほどは、此名の始より、いまだいくばくも經ざれば轉りて、都奴賀と云には、至るまじければなり、）書紀の方や正しからむ、（但かの額に角ありし人の名を都奴賀阿羅斯等と云とあれば、角鹿は、此人の名に依て負る地名の如く聞ゆれども、彼名は皇國言の如くなれば、本よりの名には非ず、此間にてつけたるなるべし、此も額に角ありしに因てぞ、然はつけつらむ、本よりの名は、亦名とて記せる方なるべし、さて額に角ありしとは、實の角には非じ、頭に冠りたりし物の形を角と見たるなるべし。）さて此名又後には、都流賀と云、和名抄に、越前國敦賀（都留我）郡これなり、書紀武烈卷に、角鹿之鹽の事見えたり、國造本紀に、角鹿國造志賀高穴穗朝御代、吉備臣祖若武彦命孫、建功狹日命定賜國造、神名帳に、敦賀郡角鹿神社、萬葉三（三十四丁）に、角鹿津乘船時笠朝臣金村作哥、越海之角鹿之濱從云々、後撰集別に、我を君思ひつるがの越ならばかへるの山は惑はざらまし、（二の句、思ひ出るを敦賀に云かけたり。）

於是還上坐時。其御祖息長帶日賣命。釀待酒以獻。爾其御祖御歌

仲哀天皇二年にも笥飯宮とあるなどは、後の名を以て語り傳へたるものなり、さて此御社は、神名帳に、越前國敦賀郡、氣比神社七座並名神大、（或説に七座を、御食津大神仲哀天皇應神天皇神功皇后建内宿禰若武彥命建功狹日命なりといへり、おほつかなし、若武彥命と、建功狹日命とは、國造本紀に依て云るなるべし、）持統紀に、六年九月越前國司獻白蛾、詔曰獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封笥飯神二十戶、通前、續紀卅に、云く奉幣帛於越前國氣比神、卅四に、始置越前國氣比神宮司、准從八位官、續後紀四に、坐越前國正三位勳一等氣比大神祝禰宜、准鹿嶋能登兩大神祝禰宜、令以把笏、八に、承和六年十二月、奉授越前國正三位勳一等氣比大神從二位、文德實錄二に、嘉祥三年十月授越前國氣比神正二位、三代實錄二に、貞觀元年正月、奉授越前國正二位勳一等氣比神、從一位、寬平五年十二月廿九日格に正一位勳一等氣比大神宮とあり、（萬葉十二に、飼飯乃浦爾依流白波、三に、飼飯海乃庭好有之、これら此浦をよめるか詳ならず、飼字も心得ず、笥と思ひたがへて書るにや、又十七に、赴參氣比大神宮、云云とあるは、氣多を氣比に誤れるなり、氣多社、能登國羽咋郡にあり、）○其入鹿魚、（其字舊印本、又一本に、毀鼻と作るは誤なり、）○鼻血は、（鼻字舊印本、又一本に、其と作き、又一本に、其鼻血と作り、並誤なり、）鼻の毀れたる疵より出たる血なり、○臭は、（臭の俗字と字書に云り、）久佐加理伎と訓べし、字鏡に、嗅臭同久佐之、また臭久佐志とあり、此は、一浦に依れる甚許多の入鹿なれば其血の氣も一浦に薰り滿てぞ臭かりけむ、故浦の名には負るなるべし、（書紀皇極卷に、茨田池、水、大臭小魚臭如夏爛死云々、茨田池水漸變成白色、亦無臭氣、）○血浦は、知宇羅と訓べし、（師はチノウラと

云なり、○御食之魚は、美氣能那と訓べし、(又魚を、麻那とも訓べし、上卷に、眞魚とあると同じければなり、)大神の御饌の料の魚なり、(又御食を、太子へ係て、太子の御饌の料の魚と見ても通ゆ、天皇は凡て己命の御うへにも御某と詔ふこと常なれば、太子も准へて御自も御氣と詔ふべし、されど於我とあるよりのつゞきを思ふに、なほ大神の御食の魚と見る方まさるべし、)魚は、食料にするをば、凡て那と云例なり、(此事上に既に出、)さて如此我に御食の魚給へりとある、一言に、大神の御惠を深く辱み喜び謝し賜ふ意おのづから備はりて聞ゆ、(古語は簡にして、かく美かりき、かの書紀の漢ざまの潤色の語の多くうるさきと思ひ比ぶべし、)

○故亦亦とは、既に己命(太子)の、御名を獻り賜へるうへに、又此御名を稱奉賜ふを云、○御食津大神と申す號、(津の下に、之を附てよむは非なる由既に上に云るが如し、津即之の意なれば、津之と重ね云例なきことなればなり、)外宮儀式帳天照大御神の御誨言に、我御饌都神等由氣大神、神名式に、神祇官坐御巫祭神八座の中に御食津神、(祈年祭祝詞に、これを、大御膳都神とあり、)大膳職坐御食津神社、三代實錄二に、河內國恩智大御食津比古命、神恩智大御食津比咩命神、此外もなほあり、皆同神には坐まさゞるめれども、御食に由れる神をかく申せり、今此大神も御膳の料の魚を、太子に獻り給へるに因て、此御號を稱奉るなり、○氣比大神、御名義氣は食なり比は、產靈などの靈なるべし、(靈の事傳三卷に云り、書紀に、笥飯と書れたれども、此字の義にはあらず、)御食津大神と稱奉れるに因て、其意を以て食靈大神と申すなり、さて又此御號に因て此大神の坐す地名をも、氣比とは云なり、書紀垂仁卷に、既に此地名見え、又

獻り給ふ由なり、(その令捕賜ふは、幽事なれば、人の目には見えず。) さるは古に此魚を捕るには、鼻を銜てぞ捕つらむ、故鼻の毀れてはありしなり、(甕栗宮段、御哥に、志毘都久とあり、萬葉の哥にも然よめり、鮪は今世にも口を銜て捕と云り、入鹿はいかにして捕にかしらねども、此段を以て思ふに古へ必鼻を銜て捕しなるべし、紀國の熊野浦の漁人の語りけらくは、此魚多くは長八九尺ばかりあり、中に最大なは一丈二三尺ばかりなるもあるなり、入鹿の千本づれと云て、頭をもたげておびたゞしく群來る物なり、逃ことヽと早くして、船をいかに早くこぎても追及がたし、故これを捕るには、毛理と云物に、夜那波とて四十尋の縄をつけ、其端に泛を付て、その毛理を投る、此毛理を負ながらなほにぐるを、又二の毛理を投て捕なり、さて一ッ捕れば必二捕らるゝなり、其故は、一ッが毛理を負て逃るに後れぬれば、友をあはれむにやあらむ、群の内の今一ッ必後れて遠くは去らざる故に、それをも捕なりと語りき、抑毛理は虚空へ高く投上げたるが、魚の上に至りてそらより、まくだりに、落降りて其魚を銜物なり、かくて入鹿は、鼻の、上に向ひたればその鼻を銜べきなり、然らざれば、毀鼻と云こと由なし、谷川氏が、蓋此魚鼻向上面有聲故云毀鼻と云るは心得ず、こはから書に海豚、鼻在腦上作聲噴水直上と云るに依て云るなれど、其は凡て此魚の常なれば分て殊に、毀鼻と云べきに非るをや、さて鼻毀と書ずして、毀鼻と書るは、鼻を毀りて捕たる由なり、然れども、今太子の見賜ふところは、既に鼻の毀れたるなれば、ヤブリタルとは訓ず、ヤブレタルと訓べきなり。) ○令白、太子は、いまだ幼坐せば御親は白し給はず、太子の命として、建內宿禰の申すなるべし、故たゞに白とは云ず令白と

る物には、マヒとも訓れども、此はまひとも云べきに非ず、なほゐやじりと云ぞよく當れる、）○獻は、大神より太子になり、○其且は、都登米豆と訓べし、夜ありし事を云て、其明旦のことを然云り、白檮原宮段高倉下の處にも、此言あり、物語書に常多き詞なり、○幸行于濱は、（于字諸くの本になし、無もあしくは非ず、今は、書紀釋に引ると、眞福寺本とに依り、）太子なり、○毀鼻入鹿魚、毀鼻は、波那夜夫禮多流と訓べし、（又加氣多流とも訓べし、）此事は次に云む、入鹿魚は和名抄に、鮮鯑臨海異物志云、鮮鯑大魚色黑一浮一沒也兼名苑云、鮮鯑一名鯆䱐一名鱁鮷、野王按一名江豚、和名伊流可、出雲風土記嶋根郡南入海所在雜物中に入鹿あり、字鏡には、鮪伊留加と記せり、貝原氏、海豚を此魚に當て、長さ六尺許色黑く形海鰌の如く又豚に似たり、ひれありて足に似たり尾に岐あり鱗なし、背は鱵魚の如く上下共に長くして尖れり、皮厚く、油多き魚なりと云り、（今漁人に問こゝろみるにも、此説の如く云り、）さて漢籍を考るに、鮮鯑も江豚も海豚も一物と聞えたり、）○既依一浦、（眞福寺本には、浦字を津と作り其もあしからず、）既は、太子の到坐るより先に早既になり、一浦とは浦に滿たるを云、（俗に、浦一坏と云意なり、）書紀神代卷に、盛一箕とあるも、箕に充滿たるを云て同じ、うつほ物語に、いかき者ども、一山にみちて、大和物語に、一寺求めさすれど、更に逃て亡にけり、（一寺は、寺の内ことぐ〵なり、）源氏物語（須磨）に、一宮のうち忍びて泣あへり、蜻蛉日記に、一京なども、あり、涙を、一目浮てとあるも、目に滿るを云り、さてかく此魚の依れるは、大神の太子に、御饌の料に獻り給へるにて、即是かの易名の幣の物なり、さて今此魚の悉く鼻の毀れたる所以は、大神の既に捕らしめて

此も又同じく夢に見えて詔ふなるを、夢と云ざるは、上に既に夢とあれば准へておのづから著ければなり、○明日之旦は、阿須能阿斯多と師の訓れたる宜し、（萬葉十五に、安久流安之多ともあり、又書紀に、明旦をクルツアシタなど訓れど、此は然るべからず、）○濱は、角鹿の濱なり、○應幸は、太子になり、○易名之幣は、那加閇能韋夜士理と訓べし、（俗言に云ば改名の祝儀の音物なり、）易名とは、大神の御名を更賜へるを云、日本紀竟宴集に、得木兎宿禰、（源兼似、）都玖數久禰須女羅加美許珥那加幣世流許己路波幾瀰遠伊婆布奈理氣利とあるは、互に相易給へるなり、（これに泥みて、此の易名を思ひ混ふべからず、必しも、互に相易されども、名を易るを易名と云り、）幣を、韋夜士理と訓由は、師の遣唐使時奉幣祝詞に禮代乃幣帛乎云々とある考に、代とは、其奉る物實を云、古事記、安康段に、爲其妹之禮物、令持押木之玉縵而貢獻、崇神天皇紀に、取倭香山土、裹領巾頭、祈曰是倭國之物實云云、又出雲國造神賀詞に、神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久登奏、云々とある考に、神乃禮自利は、穗日命より次々の神たちの、禮物なり、臣能禮自は國造が禮物なり、利を畧けるは唱の調のためならむ、さて上に禮代と書たるにて、大よそは聞ゆれども、其を自利と云る利は、留志の約にて、禮のしると云ことなり、紀に物實を、ものしろと訓るも同意なり、（是まで師の考、）とあるに依れり、此は殊に神より君、（太子）に獻り給ふ、幣なればかの神乃禮自利と、全同じければなり、（そも〳〵、幣字は、常には、ミテクラ、又ニギテなどのみ訓ど、其は大かた神に獻る物に云り、神に獻るも君に獻るも意は同じけれど、神より君に獻給ふ物を然云むは何とかや似つかはしからず、聞ゆ、又人におく

に後までも、品陀天皇と申奉れば此御名には非ずて大鞆和氣の方を讓奉賜へるならむ、（然れば此より後は、此御子は大鞆和氣命とは申さゞりけむ、）然れば此大神の御名本は、伊奢沙和氣大神と申せりしを、此時よりは、大鞆和氣大神とぞ申しけむ、（然るにたゞ氣比大神とのみ申して此御名の世に傳はらざるはたまたま物に見えざるにて、かの出雲の熊野大神の御名、櫛御氣野命、三輪大神の御名、櫛甕玉命、など申すも、かの神賀詞をおきて他には世に知れる人なきと同じことぞ、）然るを、書紀應神卷に、一云初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿笥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也未詳とあるは、一書の誤なり、（此一云は、一書の說にして、此記の傳と似たれども、此記の趣なる傳へを心得誤りて記せるものなり、さて然則と云より下は、撰者の論ひなるを、此論もなほ此記の趣をよくも心得ずて、たゞ大よそに見られたる故に疑はしかりしなり、此記をよく辨ふるときは、義理明らけきものをや、）〇白之は、麻袁志伎と訓べし、此段は太子の未幼く坐まして、建內宿禰命牽とあれば、言禱も御答へも皆太子の御自白し給ふには非ず彼宿禰の白給へるなればなり、（さて、事の次序を思ふに、易奉と申せるは、先にして、言禱は、其後に申すべきを言禱てを先に云るは、次序たがへるが如くなれども、然らず、かく云も文の一の格にて、次序は易奉むと白して、言禱白しきと云意なるを、然云ては、白と云こと煩はしく重なる故に、言禱を先に云るは返りて古文のめでたきなり、）〇亦其神詔、上の言禱云々は、かの夢に見え賜ひし明朝の事なるべければ、此は又其日の夜詔へるなるべし、さて

と、萬葉五（十丁）に、奴波多麻能用流能伊味仁越都伎提美延許曾などなほ多し、さて此は太子の御夢には非で御供人の夢なるべし、（そはまづは建內宿禰命のならむか他人のにてもあるべし、）太子ならむには、御夢とあるべければなり、○以二吾名一欲レ易二御子之御名一は、阿賀那袁美古能美那遲加幣麻久本斯と訓べし、かく詔へる意は吾名を更て、御子の御名を賜はりて、吾名にせまほしとなり、易は、吾名を更るにて互に相易むとには非ず、（以二吾名一とある字面に依るときは、吾名を以て、御子の御名とせむと云意も有て互に相易むと詔ふ如く聞ゆれど、然には非ず、以字はたゞ袁と云辭に當て書る例なれば拘るべからず、たゞ吾名をかへむにて、御子の御名を易むと云意は無し、思ひまがふべからず、互に相易ることは上巻に各相二易佐知一欲用とある如く、文のさま異なり、見くらべて別まふべし、）○言禱は、許登本岐弖と訓べし、大殿祭、祝詞に、天津璽乃劔鏡乎捧持賜天言壽（古語云二許止保企一言壽詞如二今壽觴之詞一）宣志久云々、書紀持統卷に、壽詞などあり、本具てふことは、下なる御哥に、加牟本岐云々とある下に云べし、此は此大神の御易名の事を壽白すなり、（師は、この言禱二字を此處に由なし、此は御子答白之とありて、言禱は下なる故亦と稱二其御名一との間に入べしと云れつれど、本のまゝにてもなてふことかあらむ、）○恐は、速に諾して承る言にて上巻に見えて其處に例どもを引て云り、（傳九八俣遠呂智の段下）○易奉は、御子の御名を大神の御名に讓獻むとなり、然爲るは、大神の御名を易るなれば易とは云なり、（必しも互に相易るには非ず、）さて此御子の御名は、大鞆和氣命亦名品陀和氣命とあるを、今此大神に讓奉給ふは、此二の內何れならむと云

べし、其由も上に云り、(傳廿五同じところ) ○伊奢沙和氣大神之命は、氣比大神の御名なり、(龍田大神を、天御柱命國御柱命と申し、出雲國造神賀詞に、彼國の熊野大神を、櫛御氣野命、大三輪大神を、倭大物主櫛𤭖玉命と申せる類なり、) さてかく何となく神御名を擧るに、之命と云る例は無きことなるを思へば、此命は御名に附たるには非で、夢に見えて詔へる御言を謂るにもやあらむ、さて此段書紀には、十三年春二月命武內宿禰從太子令拜角鹿笥飯大神とあれども、此記の趣は上に云る如く、此浦に御禊し給はむとて、此處には到坐るにて、(此大神を拜賜はむとには非ず、) さて此地に來坐るに因て、此大神は夢に見え賜へるさまなり、何の傳か正しからむ決めがたし、(書紀に依て云はゞ、此記の文は誤あるか、越前まで御禊しに幸行むはあまり遠くていかゞなればなり、又此記に依ていはゞ、書紀は、此記の如く記せる古記を心得誤て記されたるものか、此大神をしも拜に幸行しも何の由とも聞えざればなり、) さて此神社を仲哀天皇を祀ると云說 (帝王編年記仲哀天皇段に、今氣比大明神此天皇也といへり、) は信がたし、(此說は書紀仲哀卷に二年二月幸角鹿即興行宮而居之是謂笥飯宮とあると、此太子の拜に參坐るとあるとを合せて心得誤れるより起れるなるべし、) 如何なる神にか詳ならず、(承和六年に、遣唐使の船の歸著難にせしに依て、住吉神と此氣比神とに幣を奉て、歸著むことを祈賜ひし事續後紀に見えたり、住吉と同じく此事をしも祈賜ひしを思へば、いかさまにも、異國の事に故ある神なるべし、其に就て書紀垂仁卷の、都奴我阿羅斯等が事、又天日槍が事にいさゝか思ひ依れる事もあれど詳ならねば云がたし、) ○夜夢、夢を夜夢と云るこ

に云々解除てましを、往水に潔てましを、十一に玉久世の清き川原に身祓して齋命は妹がためこそ、（さて又、一處にも限らず數處を重ねても爲しなるべし、（齋王の、伊勢に赴き給ふ路の間にて六處の堺川の御禊あり、又京に歸坐時は、難波に下坐て、三處の御禊あり、これら上代の式の遺れりしなり、又後世に大七瀬小七瀬靈所七瀬と云て、禊する定まれる處あり、大七瀬は、難波田蓑嶋河後大嶋橘小嶋佐久那谷辛崎なり、小七瀬は、皆鴨川にて川合一條土御門近衛中御門大炊御門二條等の末なり、靈所七瀬は、耳敏川河合東瀧松崎石影西瀧大井川なり、河海抄に見えたり、これらも上代に數處を重ねて物せし爲ののこれるに依て定めたるものなり、源氏みをつくしの卷に、源氏君難波にて、七瀬の祓の事見ゆ、又源氏の君難波にて祓の事明石卷の末にもあり、）されば此も、淡海の海、又若狹の海邊などにて、御禊しつゝ、經歷賜ひしなるべし、○於高志前之角鹿、高志は、越國にて上卷（傳十一の始）に出、其前は越前國なり、前の事上（傳廿一大吉備津日子命の條下、）に云り、和名抄に越前、古之乃三知乃久知とあり、角鹿の事は下に出たり、さて此の文のさま云々之時とあるは、高志前と云處も、淡海若狹の內にある如聞ゆれども、此は古文のさまにて、淡海若狹を經て、高志前に到坐る時に其國の角鹿にと云意なり、經歷とあるにて、（閇斯と訓べし此斯は過し事を云辭なり、）淡海若狹は、既に經過しことと知らる、（さては、淡海若狹を經歷と云こと用なきに似たれども、かく云て、此國々を經て處々に御禊ゑつゝ、幸行る由を顯したるものなり、）さて越前國に到坐るもなほ御禊のためなるべし、○假宮は上に出、（傳廿五本牟遲和氣御子の條下）○坐は、麻世麻都理伎と訓

御名號御食津大神。故於今謂氣比大神也。亦其入鹿魚之鼻血臰。故號其浦謂血浦。今謂郡奴賀也。

率は、韋弖麻都理弖と訓べし、(師は、弖を除きて、韋麻都理と訓れき、まことにことわりを以思へば、ゐてまつるとは云べきに非ず、他言に然弖てふ辭を添弖、てまつると云例もなければなり、然れども此はいかなればか、古より、ゐまつるとは云はず、弖を添て、ゐてまつると云る例なり。) 書紀清寧卷に、小楯等奉億計弘計到攝津國、孝德卷に、皇太子乃奉皇祖母尊間人皇后云々往居于倭飛鳥河邊行宮、また奉皇祖母尊間人皇后赴難波宮、これらの奉を皆然訓、又物語書等にも、ゐてたてまつると云り、(尊みて、云云奉と云奉を古言には、麻都流と云るを、中古よりは、多弖麻都流と云り、さればゐてたてまつると云るは、古言のゐてまつるに當れり。)

○禊は、上卷に出、(傳六御身滌の段下) 御を添て美美曾岐と訓べし、(さて此は、太子をして、御禊せしめ奉らむとするなれば、禊セサセマツラムトシテなど訓べきに似たれど、なほ禊セムトシテと訓て宜しかるべし。) ○經歷淡海及若狹國、そも〳〵此御禊は何事に因てと云ことを知られず、按ふに上代には禊祓は、貴きも賤きもいさゝかも心にかゝる罪穢、又禍事又祈願ふ事などある時は固にて、又何となき時にも爲しにぞあらむ、さて其輕き禊は郷里近き海川にてし、重きはやゝ遠き國の海邊に行ても物せしなるべし、(萬葉四に、君により言の繁きを故郷の飛鳥の川に潔身しにゆく、一尾云龍田こえ三津の濱べに潔身しにゆく、六に其佐保川

辭なるを、此那はたゞ自然せむと欲ることにのみ用ひて、他のうへには云ぬ辭なり、是牟との差なり〕書紀の此上なる哥に、伊裝阿波那とあるも逢むなり、此にても知べし、(契沖が勢那はせむな、なり阿波那は、あはむな、なりと云るは違へり〕○一首の意は、今は左ても右ても遁れがたきに、建振熊になほ迫られて、其が痛手を負て苦目見むよりは、吾はひたふるに、此海に落入て早く死む、いざ〳〵吾君も諸共に然爲よと詔ふなり、○共は、伊佐比宿禰と共になり、書紀に、則共沈瀨田濟、而死之于時武内宿禰歌之曰、阿布彌能彌、齊多能和多利珥伽豆區苔利、梅珥志彌曳泥麼異枳廼倍呂之茂、(末の二句は、二人の屍の見えざるをいふせみたるなり〕於是探其屍、而不得也、然後數日之出於菟道河、武内宿禰亦歌曰、阿布彌能彌齊多能和多利珥介豆區苔利、多那伽彌須疑氐于泥珥等邏倍菟、(とらへつと云言は、鳥の由なり、攝津志に、河邊郡中山寺村、中山寺、寺後有荒墳曰鍵塚、相傳忍熊王墓、

故建內宿禰命率其太子。爲將禊而。經歷淡海及若狹國之時。於高志前之角鹿造假宮而坐。爾坐其地伊奢沙和氣大神之命。見於夜夢云。以吾名欲易御子之御名。爾言禱。白之恐隨命易奉。亦其神詔。明日之旦應幸於濱。獻易名之幣。故其旦幸行于濱之時。毀鼻入鹿魚。既依一浦。於是御子令白于神云。於我給御食之魚。故亦稱其

者謂之鷁鵜大者謂之鷁鷈とあり、今かいつぶりと云鳥なり、處によりては、今も遖本とも美本とも云、さて此は、次の一句を隔て、、迦豆岐の枕詞なり、(後世の哥に、にほてるや近江の海とよむは、此哥のつゞきに依て此句を直に次句の枕詞と心得、又にほとりを、にほてると誤れるものなり、又近江の湖をにほの海とよむも此枕詞の誤より出て、青丹よし國内押照宮など云類なれど、遖本は、此海に由なきことなり、抑此にほてるや、又にほの海にさまざまの説あれども、皆強説なり、本を考へて知るべし、)書紀と合せて知べし、又明宮段大御哥にも、美本杼理能迦豆伎云々、萬葉十四(九丁)に、爾保杼里能可豆思加和世乎、(此も潜く意の云かけなり、)四(五十丁)に、二寶鳥乃潜池水などあり、(なほ師の冠辭考を考見べし、)○阿布美能宇美遖は、淡海之海になり、(淡海即湖なれども、國名となりては其淡海國の湖と云意にて、かくは云なり、)書紀の建内宿禰の哥に、阿布瀰能瀰とよめり、(宇を省く例多し、)さて書紀には、此一句は無し、○迦豆岐勢那和は、潜爲む吾なり、(吾者とあるべきなれば、和の下に、波字脱たるかと師の云れつるは、書紀の此上なる哥に、伊裝阿波那和例波などあるに依てなるべけれど、吾とのみにても宜し、)書紀には、和字なし、潜は、頭衝と云意の言にて、頭を衝入れて逆に水中に沈むを云、故水鳥の水中に沒をも、海人の魚捕に海に沒をも云り、(然るを、後世にはたゞ、海人のしわざのことにのみ、心得たるはひがことなり、)此は海に沒て、死むと云ことなり、勢那は、勢牟と云に同じ、牟を、那と云る例、書紀萬葉の哥に多し、是も、詞瓊綸にあまた出せり、披見てさとるべし、(但し、牟と云は、己がうへにも、人のうへにも、物のうへにも、廣く用る

哥にも、伊裝阿藝とある皆吾君なり、祟神卷に、號叩頭之處曰吾君とあるは、神名帳に、和伎とある地なり、（山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社これなり、此社を今涌出宮と申すは、もと吾君の意なることを知らで、妄に涌とせるひがことなり、）是を以て知べし、臣をも子をも對ては、君と呼こと常なり、（契冲吾子とせるは、非なり、）此は、伊佐比宿禰を詔へるなり、書紀には此次に伊佐智須區禰と云句あり、○布流玖麻賀は、振熊之にて、太子の御方の將軍の名、上に出たり、書紀には此句、多摩枳波屢于知能阿曾餓句夫菟智能と三句なり、○伊多弖淤波受波は、不負痛手者なり、痛手の事は白檮原宮段に、五瀨命於御手負登美毘古之痛矢串、故爾詔云々負賤奴之痛手とある處に云り、（傳十八）さて、此不負者は、負むよりはと云意なり、是古語の一格にて、萬葉の哥に廿餘首此例あり、已さきに詞瓊綸（七卷古風部）に、皆引出て云るが如し、何れも皆かくあらむよりは、如此こそあるべけれと云ことを、如此あらずは云々と云り、（其中の一首を以て今云む、二卷に、如此許戀乍不有者高山之磐根四卷手死奈麻死物乎とあるは、かくばかり戀つゝあらむよりは死むものをなり、餘も皆此に同じ、然るに此格を世によく心得たる人なくして、哥ごとにさま〴〵むつかしく解れども皆明らかならず、此の哥をも契冲、痛手を負ては身もかなはねば入水もなりがたからむ、さまでの疵をも被らずばと詔ふなりと云る、いと心得ず、今死むとする際に、さまでの疵を被らずばと云むはさらに聞えぬことなり、負むよりはと見るときは、甚明らかなる物をや、）○邇本杼理能は、鸊鷉之なり、和名抄に、郭璞方言注云、鸊鷉野鳧、小而好沒水中也、和名邇保、（此文誤あり、楊子方言に野鳧其小而好沒水中

り、○出は、眞福寺本に依れり、此字、諸本皆於と作り、(出と於と草書はいとよく似たる故に誤ることあり、出雲風土記を本ども挍見るにも、此二字相誤れるところ多し) 於とあるに依るときは、上の敗へ回りて沙々那美爾敗旦と訓べし、(沙々那美にて敗るなり、書紀此御卷哥に、于泥珥等邏倍菟とある類なり、彼も宇治にて捕へつなり、又思ふに敗字は、到の誤にもあらむか、) 然れども此は出と云、おもしろし、其はまづ、山城の宇治より、山科を經て逢坂までは山合處なるに、逢坂山を東へ越離るれば、沙々那美の地にて、湖に向ひて打晴たるは、まことに出と云つべき地形なり、右に引る萬葉の哥に、逢坂乎打出而見者云々などあるをも思ふべし、又後に此あたりに、打出濱と云名あるも其意なり、(拾遺集に、近江なる打出の濱の打出て云々、)
○其軍は、忍熊王の軍なり、書紀云、忍熊王知被欺謂倉見別五十狹茅宿禰曰、吾既被欺、今無儲兵、豈可得戰乎、曳兵稍退、武内宿禰出精兵而追之、適遇于逢坂以破、故號其處曰逢坂也、軍衆走之及于狹々浪栗林而多斬、於是血流溢栗林、故惡是事、至于今其栗林之菓不進御所也、(狹々浪栗林は、催馬樂の鷹子に、安波川乃波良乃美久留須乃とある處なるべし、栗津原は志賀郡にて、大津より、勢多にゆく間にあり、書紀に、沈瀬田濟而死とあるによくかなへり、此あたり、古へは沙々那美の地なり、) ○浮海は、陸路をば追迫られて行べき方なき、(瀬田濟の岸に到迫れるなり、) 故に、海に浮べるなり、書紀に、忍熊王逃無所入則喚五十狹宿禰、而歌之曰、云々とあり、
○伊奢阿藝は、率吾君なり、伊奢は人を誘ひ起す詞にて此は結の迦豆岐勢那と云へ係れり、阿藝は、明宮段、天皇の大御言にも、佐邪岐阿藝 (佐邪岐は、大雀命を詔へるなり) 書紀同卷、大御

安席高枕專制萬機、則顯令軍中、悉斷弦解刀投於河水、忍熊王信其誘言、悉令軍衆解兵投河水而斷弦、爰武内宿禰令三軍出儲弦、更張、以佩眞刀度河進之、○逢坂、名の由縁書紀に見えて次に引り、孝德紀大化二年詔に、凡畿内東云々、南云々、西云々、北自近江狹々波合坂山以來、爲畿内國とありて、山城と近江の堺にて近江に屬り、(今大津の西なる、坂路是なり)萬葉六(三十五丁)に、大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時便超相坂山望見近江海云々、木綿疊手向乃山乎今日越而、(手向山、即逢坂山なり)十(五十五丁)に、吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸、十三(六丁)に、相坂乎打出而見者淡海之海白木綿花爾浪立渡、又未通女等爾相坂山丹手向草麻取置而、十五(三十五丁)に、和伎毛故爾安布左可山乎故要弖伎弖、○逃退は、忍熊王の軍なり、○對立は、又留りて、太子の御軍に向ひ立なり、○亦戰、是にて戰ふこと三度なり、○追迫敗は、太子の御方よりなり、上に追退と云、次に追擊と云、此に至て追迫と云る漸に迫る次序なり、(凡て世牟と云は、令迫なり、故此記に、多く迫字を書り、)上卷に、建御名方命云々、逃去、故追往而迫到科野國之洲羽海、將殺時云々、○沙々那美は、近江國の地名にて、其由師の冠辭考に委く說れたるが如し、(志賀は、古より廣き名にて、郡名にもなれるをなほ古は、沙々那美は志賀よりも廣き名にやありけむ、萬葉の哥どもに沙沙那美の志賀と多くよみて、志賀の沙々那美とよめるはなし、又九卷には、樂浪之平山ともあれば、比良のあたりまでかけたる名にぞありけむ、綺語抄に、今按近江國志賀郡さゝなみ山あり、志賀のさゝなみと云べきを、さゝなみや志賀のと云傳へたるはあるやうあるにやあらむ、)明宮段大御哥に、佐々那美遲(遲は路なり)ともあ

たるとの差こそあれ、此も、宇佐由弦の外ならねば、一名云々と注して分てるなるべし、宇佐由豆留をば、一名と云ときは、直に然は訓まじきことと知らるればなり、かくの如く見るときは、此注必しも、後人のさわざとも、決めがたくなむ、）故姑、諸本の隨に記しつ、宇佐由弦は掛替に儲置弦なり、書紀仁德卷大御哥に、于磨臂苫能、多莵屢虛等太弖、于磋由豆流、多由磨莵餓務珥、奈羅陪弖毛餓望、（うま人は、貴人を云、契冲物部のことにとれるは非なり、首の此二句は、宇佐由弦に係れる事には非るをや、虛等太弖は、躰言に讀べし、太字は、濁音の例なり、萬葉十八に、世人能多都流許等太弖、これも同じ、同卷に、大伴等云々、立流辭立、これは用言に云り、上下の語以て辨ふべし、さて此御哥の意はたとへば、弓弦の絕たる時の掛替に、宇佐由弦のある如く、貴人の立る事立なれば、后妃を並べ置まほしと詔ふなり、）又此段には、儲弦とありて、ヲ。サ。ユ。ヅ。ル。と訓り、（袁は、宇と殊に近く通音なり、さて此訓たゞ、仁德紀にのみ依れるならば、直に、ウ。サ。ユ。とこそあるべきに、ヲ。サ。ユ。と云も訓るは通はして然も云る古言の世に遺れるに依れるなるべし、契冲此名を釋て、藏弓弦の畧なるべしと云り、藏と云むことといかゞ、）軍防令に、凡兵士（云々）每人弓一張弓弦袋一口副弦二條と見え、江家次第（賭射條）に、射手（云々）若弦斷者以替弦掛之當弓場柱張之、又（射場始條）射手弦斷者跪地以替弦懸之云々、（中右記、弓場始下に、替弦從懷中取出懸弓云々、）など見えたり、書紀云、時武内宿禰令三軍悉令推結因以號令曰各儲弦藏于髮中、且佩木刀、既而擧皇后之命、誘忍熊王曰、吾勿貪天下、唯懷幼主從君王者也、豈有距戰耶、願共絕弦捨兵與連和焉、然則君王登天業以

あれば、何れをも、宇佐由弦と云むに違ふまじければなり、然れども此記の例を思ふに、若宇佐由豆留と讀べくは、假字に書べく、若其を、設弦とかゝば、訓云宇佐由豆留と注すべきに、然は注せず、彼此を思ふに、なほ然は訓まじきにこそ、)○註に、一名宇佐由豆留とある眞福寺本には、此注なし、師も後人の所爲なりと云れたり、(かく云れたる意は、思ふに本文の設弦を、即ワサユ。ヅル。と訓べければ、かゝる注あるべき由なしと思はれたるなり、)其も謂れたることなり、(其故は、宇佐由豆留と云名は、仁德紀の、大御哥に見えて甚古ければ、直に本文に然云べきことにこそあれ、かく一名とて、注にすべきに非ず、若又此名の外に、麻氣豆留など云、古名ありて、其を以て記すとならば、此一名をば注するまでもあるべからず、されば本文の、設弦即宇佐由豆留なるを、後人然は得知らで彼大御哥を思ひて、別に如此は注したるなりとも云べければなり、)然れども、猶思ふに、本文は定れる、宇佐由弦に非ること、右に云るが如くなる故に、設弦と、書て、其分を知らせたれども、世人なほ定まれる宇佐由弦に思ひ混へて、然訓むことを恐ひて、然は訓まじきことをなほ慥に示さむために、一名と注して、分てるにもあるべし、(或人疑て云、もし設弦を、宇佐由豆留とは訓まじきことを示すとならば、宇佐由弦とは、別なる由をこそ注すべけれ、一名云々とては、たゞ同物と聞ゆるはいかに、答そはまことに、さることにて、いとまぎらはしき注のさまなり、今人ならばかくは注せじを、古へは凡てかゝる物の注のさまなども、然こまやかにはあらで、大らかなりしかば、今人の聞ては、慥に當らざる如く聞ゆること常多し、されば、此注も其意を得て見れば、如此もあるべきものなり、其故は、顯に設くるを隱し

ふべし、又波自伎とも訓べきか、萬葉十四に、美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎弖とある、是弦を弭し置くを云り。）〇藏兵とは、拔持たる刀を鞘に入れなどする類を云、〇頂髮中は、多藝布佐能那加と訓べし、書紀に、此を髮中とあるを然訓、又景行卷に、箭藏頭髻、崇峻卷に、作四天王像置於頂髮などあるをも、皆然訓り、多髮は、髮を揚たるを云、布佐は、其揚て集めたる髮の繁きを束ねたる處を云、總又物の多きを統集むるを、布佐と云など、同言なり、（萬葉に、髮たぐと多くよめり、揚ることなり、又物の多く繁きを、布佐と云。）されば、頂髮は、後に云、本取のことなり、（故師は、即モトドリと訓れつれど、其は中古よりの名とこそ聞ゆれ。）さて是よりは、太子の御方の事なり、〇設弦は、麻氣多流都留と訓べし、（麻氣は、麻宇氣なり、麻宇氣と云は後に、音便に宇の添りたるにて、古言は麻氣なり、都留は、都良とも訓べし。）然るを師は、此を宇佐由豆留と、訓れたり、其も又さることなり、然れども、なほ熟思ふに宇佐由豆留は、尋常の定りにて、必儲くる物なれば、今敵を欺きて、弓弦を皆絶捨るほどならむには、其宇佐由弦をも必共に絶捨ずばあるべからず、（若然爲ずば、敵必疑ひつべし。）されば其定まれる、宇佐由弦は皆絶捨て、此は又別に隱して儲置たる弦なる故に、其を分むために宇佐由豆留とは記さゞるなるべし、（若宇佐由弦と記したらむには、かの定まれると紛ふが故なり。）ことさらに、髮中に匿したることをよく思ひて、定まれる、宇佐由弦とは別なることを知べきなり、（定まれる、宇佐由弦は隱す物には非ず、但し此下なる、註無き本に從はゞ、なほ宇佐由豆留と訓むもひがことには非じ、其故は、顯に設ると、別に隱して設けたるとの差別こそあれ、共に設けたるにては

記の趣は、然らず、大后も太子も、もとより一海路を上坐りと聞ゆ。〕○令云云々故無可更戰、さきに太子は、既崩と云たり、今は又、大后も崩坐ぬれば、王(忍熊)を除て他に君は坐まさねば、戰ふべきこと無しと云しめて、忍熊王に歸服ふまねするなり、(上文に、自其喪船下軍相戰とあるは、其時既に、實の喪船には非ることを顯したる如くにも聞ゆめれど然らず、若其時に、顯したらむには、太子の崩坐ぬ〔と云しは、僞なることを、其時に敵方にも既に知たるべきに、今又太后崩坐ぬと同じさまの、僞事せむには、敵よも信まじければなり、されば、今又如此權りたるは、かの喪船より軍を下したる時もなほ喪船は實の喪船として、其僞は、敵方には未知らずて、太子もさきに既に崩坐ぬと心得居る趣なり、書紀は此處の趣異なり、次に引るが如し。〕○弓絃は、絃字は、弦の誤かとも云べけれど、古は通はしてかくも書けむ。〕由豆良と訓べし、萬葉二(十一丁)に、梓弓都良緒取波氣、十四(十六丁)に、都良波可馬可毛などあればなり、(波久流は、弓に弦を懸るを云。〕されど、書紀仁德卷の大御哥に依に、由豆流と訓むもあしからず、(古は、都良とも都流とも、云しなるべし、草の葛をも、今は都流と云り、さて右の萬葉の都良緒を師は、連なり緒の意なりと云れつれど、いかゞあらむ。〕和名抄には、弦、由美都流とあり、○欺陽は、伊都波理豆と訓べし、(陽は、佯と同く玄て詐なり。〕○歸服は、麻都漏比奴と訓べし、○其將軍は、伊佐比宿禰なり、○既は、(舊印本に、誤りて帥と作るを、師は即字とせられつれど、諸本皆既とあり。〕盡の意なり、(此事上に云り。〕○信は多能美豆と訓べし、○弭は波豆志と訓べし、(此假字古書に見あたらねば、豆は、受ならむも知らねど、姑世に書きならへるに從へり、なほ考

き人にぞありけむ」姓氏錄、和爾部朝臣條に、彥柁津命三世孫、難波宿禰とある、此人のことならむかさて又、眞野臣條に天足彥國押人命三世孫、彥國葺命之後也、男大口納命男難波宿禰男大矢田宿禰後氣長足姬皇尊、征伐新羅、凱旋之日、便留爲鎭守將軍云々、(納字は、寫誤なるべし)とあるに依れば、難波宿禰は、彥國葺命の孫なり、(時代も右の趣大かた此に合へり、又彥國葺命の孫なれば、即彥柁津命の三世孫にあたれり、彥柁津命の事は、傳廿二伊邪河宮段の始、彥國葺命の事は、廿三建波邇安王の條下にいへり、)○追退は、上文の相戰とあるより續きて、其時に太子の、御方の軍の、忍熊王の軍を、追退たるなり、○還立は、忍熊王の軍、追れて山城國までは引退きつるが、山城國にて、留りて、又軍立して還向ふなり、書紀に、忍熊王復引軍退到菟道而軍之とある是なり、菟道は、山城の宇治なり、(但書紀は、此時までには、未戰ふことは無くして、ただ菟道まで、引退きし趣にて、此記と異なり、)○各不退とは、忍熊王の軍の此に到て、退かずして、又向ふに太子の御軍も、退かざるを云なり、書紀には、皇后南詣紀伊國、會太子於日高、以議及群臣、遂欲攻忍熊王、更遷小竹宮云々、三月、命武內宿禰和珥臣祖武振熊、率數萬衆、令擊忍熊王、爰武內宿禰等選精兵、從山背出之至菟道、以屯河北、忍熊王、出營欲戰とあり、(此に太子とあるは、三年の文と合ずいかゞ、されど此にかくあるぞ、古傳のまゝの文にはありける、書紀は、凡て漢文に傷はれたる中にをり〳〵取はづして、かく古傳のまゝなることのあるなり、さて此段彼紀の趣は、太子をば武內宿禰に抱奉らしめて、南海路へ廻りて、紀國に到らしめ、大后の御舟は、直に難波を指て上り坐しを、難波には泊給はで、紀國に詣坐て、太子と一に會賜へるなり、此

に坐々て、胎中天皇とさへ申せれば、況て生坐ては、固天皇にぞ坐々ける、然はあれども、大御母命世に坐々て天下の政所聞看し、且神武天皇より以來幼く坐々す天皇の御例も、いまだ坐まさゞりしかば、此ほどは猶姑く、日嗣御子とぞ申奉りけむ、(さて、長り坐々て後も大御母命の世に坐々しほどは、なほ初より申しならへるまゝに、日嗣御子と申奉りしか、はた、長坐々ては、天皇と申奉りしか、そは今知がたし、此次々にも、なほ御子とあるは、建內宿禰命奉とある文に依に、なほ幼坐まし〻ほどゝ聞えたり、そのうへ、大御父天皇の、御段の內なれば、此段には、天皇とは、記奉るまじきことわりなり、) 大かた此等の御事どもは、後の御代御代の御定をも、漢國の例をも忘れて、皇朝の上代のさまを、熟らにさとり得たる人ならずば疑ひつべきものなり、なほ末に委論ふべし、(書紀に、三年春正月丙戌朔戊子、立譽田別皇子、爲太子などあるは、例の漢めかしく記されたるものにこそあれ、皇朝の古のさまに非ず、其由は、上にも既に論へるが如し、) ○御方、日本紀畧にも、天慶三年十二月十九日庚戌、土佐國言八多郡爲海賊燒亡、合戰之間、御方人幷賊類多中箭死者、とあり、後世に、味方と書くは、由もなき非なり、(常にも、己が方さまの者を、美加多と云、其も軍に云、御方より轉れるか又は、其は身方の意にて、本より別なるか、) ○丸邇臣の事は、伊邪河宮段の始めに云り、(傳廿二) ○難波根子建振熊命、某根子と云名の例、孝靈天皇の大御名の下 (傳廿一) に云り、振の意は、未思得ず、熊は、猛き意か、さて、此人書紀に、此御卷には、和珥臣祖、武振熊と見え、仁德卷六十五年の下に、和珥臣祖、難波根子武振熊とあり、(書紀の、年立に依に、今年より、仁德天皇の、六十五年までは、百七十餘年を經たり、長壽

此舞も其吉師の舞なるを、新羅より傳へ來つる故に吉師舞と云か、さて其此舞を舞し人の子孫相傳へて、大嘗會ごとに、舞ける故に、其氏を吉師部と負るか、若然らばかの津國に吉志部と云、地名のあるは其氏人の鄉里なる故に負るなり、然れども又、吉師部と云を、地名より出たりとせば、彼舞も吉師部氏の祖なりし人の始めて舞て、其氏に傳へたる故に、吉志舞と云とも聞ゆ、)されば、此本末(地名より出たるか、舞より出たるか、)決めがたし、(さて又、書紀繼躰卷に、吉士老とあるを、始めて、卷々に吉士某と云名の人多く見えたるは、皆韓國の吉士に因れる稱にして、此氏人には非ず、是又、思ひ混ふべからず、)○伊佐比宿禰は、書紀に、五十狹茅宿禰、哥にも、伊佐智須區禰とあれば、比字は、地の誤か、(記中に、地字を假字に用ひたる例も、上卷神名にあり、)伊佐地は、名の例も彼此ありて、水垣宮段(傳廿三の始)に、擧たるが如し、然れども、此記には次にも比字を書れば決め難し、故比とあるに就て云ば、伊佐地は、勇都比の切れるにて、都は、例の助辭、比は彥姬などの比にて、(彥姬などの比の意は、傳三天地初發の段に云り、)其を伊佐比とも云はたゞ其助辭の都を省きて云るのみの異にやあらむ、(助辭の都は添ても省きても云る例多し、)さて、此人は、右に引る、姓氏錄に依るに、大彥命の子孫なるべし、(此人の時は、いまだ吉師部と云姓には非ず、子孫を吉師部と云しは遙に後のことなるべし、)○將軍は、書紀に、伊玖佐能伎美と訓り、(古のかゝる類の、稱の例に依らば、伊玖佐能宇志とも云べし、)此稱、高津宮段にも(將軍山部大楯連、)見え、書紀には、崇神卷より初て見えたり、○太子、此御子は、大后の御腹に坐々しほどに、旣く大御父天皇は、崩坐ぬれば、實には御胎內よりして、天皇

れど空船と云こと其意には非じ、）○下軍は、陽は喪船のさまに裝ひられども、隱して乘せ置たる、軍士を船より出し陸に下すなり、書紀には、時麛坂王忍熊王聞天皇崩亦皇后西征幷皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣皆從焉、必共議之立幼主、吾等何以兄從弟乎、乃佯爲天皇作陵、詣播磨、興山陵於赤石、仍編船絙于淡路嶋、運其嶋石而造之、則毎人令取兵、而待皇后、於是犬上君祖倉見別與吉師祖五十狹茅宿禰共隷于麛坂王、因以爲將軍、令興東國兵、時麛坂王忍熊王、共出菟餓野、而祈狩之曰、若有成事必獲良獸也、二王各居假庪、赤猪忽出之、登假庪咋麛坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事大怪也、於此不可待敵、則引軍更返屯於住吉、とありて、此時に、戰ひし事は見えず、○難波吉師部、此難波は、吉師部の鄕里を云るなり、姓には非ず、故書紀には、難波とはあらでたゞ吉師とあり、（書紀卷々に難波吉士と云姓の人多く見えたるは別なり、思ひ混ふべからず、）吉師部は、姓なり、姓氏錄攝津國皇別に、吉志、難波忌寸同祖大彥命之後也、（難波忌寸大彥命之後也とあり、）とあり、此なるべし、大彥命は孝元天皇の御子にて阿部氏の祖なれば、（上に見ゆ、）此氏も阿部氏の支別なるべし、さて吉師部と負ることは、本地名より出たるか、（今も嶋下郡に吉志部村あり、是此氏の鄕里なるべし、かくて、此地名はもと、吉師の住けるより負るか、吉師と云者の事は、傳三十三明宮段阿知吉師の下に、委云べし、）はた、吉志舞より出たるか、續紀十一（四天王寺に、食封を施入せられし時、）に、攝津職奏吉師部樂とある是なり、（阿倍氏の人昔新羅國より、大嘗會の日に歸參りて、始て吉志舞を奏し事、傳廿二の始に云るが如し、さて吉志舞と名けし由は先吉志と云稱は、もと新羅より出たれば、

り、書紀に、二王各居假庪、赤猪云々とあると、合考ふべし、其さま似たり、故姑是字を、美多麻布爾と訓つ、○怒猪は、師の伊加理韋と訓れたる宜し、（俗に云、手負猪なり、）書紀雄略卷に、嗔猪從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、拾遺集物名、（きさの木）哥に、いかり猪の石をくゝみて嚙來しは象の牙にこそ劣らざりけれ、朝倉宮段に、一時天皇登幸葛城之山上、爾大猪出、即天皇以鳴鏑射其猪之時、其猪怒而宇多岐依來、故天皇畏其宇多岐登坐榛上云々、○堀は、（掘字にて、手偏なれども、昔より土偏に書來れり、漢ぶみにも、堀を掘と通はし用ひたる例もあり、）此は、根を掘發して、僵すを云り、○咋食は、書紀に、咋而殺焉、とあるが如し、○不畏其態とは、祈狩に、如此くなるは甚不吉怪なれば、畏むべきことなるに、猶畏まざるを云、（たゞ猪を畏まずとには非ず、）○待向、向は、迎の意なり、（迎を向と書る例上卷にもあり、）白檮原宮段にも、登美能那賀須泥毘古、興軍待向以戰とあり、さて書紀には、引軍更返屯於住吉とあれど、此記のさまは然は聞えず、進出たる斗賀野近きあたりにて、待迎へたりと聞ゆ、○空船は、牟那志布泥と師の訓れたる宜し、（牟那志伎船といはでは、言とゝのはざるか如くなれども、古言には如此云格多し、哀き妹を、加那志妹麗き妻を、久波志賣と云類なり、）軍士の乘らざるを云なり、さるは是を、實の喪船と思へるから、（上に云る如く、御子の崩坐ぬると云ことを忍熊王の方には、實に然りと信たるさまなり、）軍士無く空くて攻易からむとして先此船を攻破らむとするなるべし、（又凡て何事にも實ならず、僞なるを空某といへば、此空船も、空喪船の義にもやあらむ、若然らば其僞なるをば知らず、實の喪船と思ひて、御柩を奪取むとて、先此を攻るにや、さ

古は人の心々に當て書つれば、彼此と異なること多ければ、漢名に依ては定めがたし、されど此歷木も櫪とは聞ゆれど其ば何樹にあてたりや慥ならず、かの風土記に、棟とあるも、書紀の歷木と傳への異なるにはあらで、たゞ記者の當たる漢名の異なるにこそ、）萬葉十二に度會大河邊若歷木、吾久在者妹戀鳴、（此は、旅の哥にて、吾此旅の日數の久くなりなば、家なる妹が吾を、戀しく思むかとなり、）此上句は、吾久と詞を疊む料の序なれば、歷木は必比佐岐なること著ければなり、（本には此をも、クヌギと訓たれど、さては若と吾と、詞の疊なるのみにて、久に緣なし、此哥は、久と云ことと主たるを思ふべし、又同四に、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈焉云々、此小歷木をば、シバと訓る、まことに然訓べし、こは、何木にまれ、柴なるを云なり、故小字を加へて知せたり、然れども其を歷木としも書る意は、一種の木を思へるなるべけれど、何木とも知りがたし、河岸に多かる木なるべし、）比佐岐は、同六にも久木生留清河原などもあれば、河邊も由あり、今も川邊などにもよくある木なり、和名抄に唐韻云、楸木名也漢語抄云、比佐木とありかゝれば、此記書紀などの歷木も比佐岐ならむも知がたけれど、姑書紀の訓に依る、○騰坐、朝倉宮段大御哥に、和賀爾宜能煩理斯阿理袁能波理能紀能延陀、坐は、伊麻志と訓べし、其樹上に坐すなり、（たゞ騰賜ふと云意に添て云る坐には非ず、）○而是は、此まゝにては、語つゞかず、（もし、而字は、於と草書や、似たれど、於是かとも思へど、然には非じ、）又たゞ歷木に騰坐とのみにては何の由とも無ければ、而字の下に文脫たるか、（かならず騰坐而云々と云ことと、あるべければなり、）又思ふに、是字は見の誤か、そは樹上に坐て御狩人の、獸を狩るを、觀居賜ふな

紀に、祈狩と書て、此云于氣比餓利とありて、曰若有成事必獲良獸とある此意以て云名なり、書紀に、息長足姫尊の、若有成事者、河魚飲鉤と詔ひて、年魚を釣し、と同心ばへにて、上代に此類の事なほ多し、○歷木は、書紀景行卷に、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有僵木、長九百七十丈焉云々、天皇問之曰是何樹也、有一老夫曰是樹者歷木也云々、天皇曰、是樹者神木、故是國宜號御木國、とありて、公望私記曰、按筑後國風土記曰三毛郡云々、昔者倲木一株生於郡家南、其高九百七十丈云々、櫟木與倲木名稱各異故記之、（倲字は楝を寫誤れるか、）仁徳卷に、當荒陵松林之南道、忽生兩歷木、挾路而末合、これら、久奴木と訓り、（或人、景行天皇此木に依て、其地を御木國と名けられたれば、久奴岐は、國木の意なるべしと云るは非なり、）かくて、和名抄には、本草云、釣樟、一名烏樟、和名久沼木、また本草云、擧樹、和名久沼木、日本紀私記云、歷木、（釣樟と擧樹と、共に久沼木と記しながら、別に出せるは名同くて異物か、はた、別に出せるは誤か、）字鏡には櫪櫟同久沼木とあり、古書どもに、歷木と書るは、櫪の意にて、例の偏を省けるなるべし、（漢ぶみにも櫪を通はして、歷と作ることあり、又櫪と櫟と通はし書る例もあり、されど同物には非ず、）さて久奴岐は、今も久奴岐とも久能岐とも云木なり、（契沖くぬぎは、今もくのぎと云てつるばみのなる木なりと云り、橡を久奴木の實とせるは違へり、そは和名抄にも、橡櫟實也とあるに依れるなれど、橡は伊知比の實なり、久奴木の實には非ず、伊知比を櫟と書り、此字に依て混ふべからず、）されど此記書紀の、歷木は久奴木に當て書りや非ずや決め難き故あり、（傳二十五、玉垣宮段なる、葉廣熊白檮の下にも云る如く、凡て魚鳥草木などの名の漢字は、

るほどなれば）必其は隱すべき事なれば、隱せるが、おのづから漏たるさまに云せしなるべし、さて如此計賜ふゆゑは、香坂王忍熊王の心を、弛べ怠らしめむがためなり、○如此上幸、書紀には、爰伐新羅之明年春二月皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京云々、時皇后聞忍熊王起師以待之命武內宿禰懷皇子、橫出南海、泊于紀伊水門、皇后之船直指難波、とありて、此記と異なり、（此記の趣は、大后も御子も、共に同海路を直に上幸すなり、）○香坂王忍熊王、上に出、（傳卅の始）○聞而は、大后の上幸す由を聞てなり、さて太子の崩坐ぬと云ことは、此王等も實に然りと、信給へる趣なり、其さま次に見ゆ、○待取は、待迎へて擊なり、此取は、擊を云、（此事上に例どもを引て、委く云り、）○斗賀野は、書紀仁德卷に、三十八年秋七月、天皇與皇后居高臺而避暑時每夜、自菟餓野有聞鹿鳴其聲寥亮而悲之云々、（菟字、此はトの假字なり、ツと讀はわろし、）攝津國風土記に、雄伴郡有夢野、父老相傳云昔者刀我野有牡鹿云々故名此野曰夢野、などある、野なり、雄伴郡と云るは、何郡ならむ詳ならず、（和名抄に、西成郡に、雄惟鄉ある、惟字は、寫誤と見ゆれど、是雄伴にて、古は郡なりしにや、若然らば、斗賀野は西成郡なり、或書にも、西成郡と云り、仁德紀に、豬名縣佐伯部が、かの夜々鳴し、牡鹿を苞苴に獻りつとありて、爲奈鄉は、河邊郡にて、同郡に雄上鄉と云もあり、されど、其野に鳴つる鹿の聲の難波宮のあたりまで聞えたりしは、河邊郡には非じ、其は遠ければなり、なほ國人などによく尋ぬべし、又萬葉十一に、吾妹兒乎聞都賀野邊能云々、とあるは此野か、別なるか、）○進出は、大和より、津國まで進出たるなり、（出の下なる、於字なき本もあり、同じことなり、）○宇氣比獦は、書

一名云字佐由豆留更張追撃。故逃退逢坂。對立亦戰。爾追迫敗。出沙沙那美。悉斬其軍。於是其忍熊王。與伊佐比宿禰共被追迫。乘船浮海。歌曰。伊奢阿藝。布流玖麻賀。伊多弖淤波受波。邇本杼理能。阿布美能宇美邇。迦豆岐勢那和。即入海共死也。

因疑人心は、人能心宇多賀波志伎爾余理弖と訓べし、(師は、人の心ヲウタガヒオモホセバと訓れき、其もあしくはあらねど、宇多賀布と云ば、疑ふまじきをも疑ふにもなるを、宇多賀波志と云は實に疑ふべき由のあるさまなり、) 香坂王忍熊王の不服ざるべきさま、又諸人の其に服はむことなど測りがたく疑はしきに因てなり、○喪船は、柩を載たる船なり、(書紀孝徳卷に、轜車をキクルマと訓る例に依らば此も、紀市泥と訓べきかとも思へど、こはなほ母布泥と訓てあるべきなり、) ○一具は比登都曾那幣弖と訓べし、(一をモハラと訓るはひがことなり、) 一は、一艘を云、具は、構設るなり、さて此は實は喪船には非るを、謀にて其狀に艤ひ成たるなり、(もし書紀に依ていはゞ、此喪船即天皇の御柩を載奉れる船にて、さて御子をも其船に載奉れるなりとも云べけれど、此記の趣は然には非ず、此記の傳には、天皇の御喪船のことは畧きて云ざるなり、) ○御子は、新に生坐る、品陀別命 (應神天皇) に坐、○先とは、豫て先だちて物するを云、○崩と申すこと宇遲能和紀郎子の下 (傳卅三のすゑ) に云べし、○令言漏は、俗に云いひふらさするなり、漏としも云故は、たとひ御子實に崩坐とも、(此時世中定まらざ

古事記傳三十一之卷

本居宣長謹撰

訶志比宮下卷

於是息長帶日賣命於倭還上之時。因疑人心。一具喪船。御子載其喪船。先令言漏之御子既崩。如此上幸之時。香坂王忍熊王聞而。思將待取。進出於斗賀野。爲宇氣比獦也。爾香坂王騰坐歷木而是。大怒猪出。堀其歷木。即咋食其香坂王。其弟忍熊王不畏其態。興軍待向之時。赴喪船將攻空船。爾自其喪船下軍相戰。此時忍熊王。以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍。太子御方者。以丸邇臣之祖難波根子建振熊命爲將軍。故追退到山代之時。還立各不退相戰。爾建振熊命權而。令云息長帶日賣命者既崩故。無可更戰。即絕弓絃。欺陽歸服。於是其將軍既信詐。弭弓藏兵。爾自項髮中探出設弦。

古事記傳三十之卷終

然には非じ、筑前國宗像郡に、勝浦と云處あり、神功皇后新羅に勝てかへり給ひ、此浦にあがらせ給ふ故に、かつらと名くと里人云傳へたり、かつら潟、名所にて、歌あり、勝浦村の西方、昔は遠く干潟なりしが、寛文十一年に、その潟を新田に開きて、今は潟はなしとぞ、こゝに勝門比賣と云名は、肥前の玉嶋なれども、若はこの筑前の勝浦と、傳のまがひたるには非るにや、）○故四月上旬之時、云々、こは既に暦日を用ひらるゝ世になりての（暦日を用ひ初賜ひしは、推古天皇の御世よりとおぼゆ、）語と聞ゆれば、月名はもとよりにて、其上旬を月立と云るも、當時の言なるべし、（これらの事、眞暦考を見て辨ふべし、）○女人云々、此は此大后の御故事を思奉て、ことさらに然爲る事のありしなるべし、（只何となく、其ころ年魚を釣るとには非ず、四月上旬のころ、年魚釣ることはめづらしからず、何處にも常の事なればなり、さて玉嶋川に、今世にも、此事遺りてありや、國人に尋ぬべきことなり、）萬葉五に、松浦川川の瀨光り、鮎釣ると立せる妹が裳の裾ぬれぬ、松浦なる玉嶋川に年魚つると、立せる子等が家路知らずも、遠つ人まつらの川に若年魚釣る、妹が袂を吾こそ纏め、若鮎つる松浦の河の川浪の、並にし思はゞ、吾戀めやも、（此哥どもよめるも、次なる詞を以て見れば、四月上旬の事なりき、）書紀云、夏四月壬寅朔甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉嶋里小河之側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緡、登河中石上、而投鉤、祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者、河魚飲鉤、因以擧竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、布見物也、（希見此云梅豆邏志、）故時人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛焉、是以其國女人、每當四月上旬、以鉤投河中捕年魚、於今不絕、唯男夫雖釣、以不能獲魚、

取て釣緡にし賜ふを云、(古今集に、藤衣はつるゝ糸はわび人の涙の玉の緒とぞなりける、)○飯粒は、伊比煩と訓り、(煩の清濁は、未考へざれども、姑常に云に從ひぬ、)書紀安閑卷に、人名にも、飯粒と云ありて、然訓り、播磨國の郡名揖保、伊比保と(和名抄に)あるも、飯粒の意の名なるべし、(神名式なる揖保坐天照神社を、臨時祭式には、粒坐とあり、)俗に云めしつぶなり、(靈異記に、粒、ツ。ヒ。とあるは、つぶと通ふか、)御食し賜ふ、其御飯の粒を、即取用ひ給ふなり、○餌は、和名抄に、四聲字苑云、餌、以食誘魚鳥也、和名惠○年魚は、和名抄に、鮎本草云、鮧魚、蘇敬注云、一名鮎魚、和名安由、楊氏漢語抄云、銀口魚、又云細鱗魚、崔禹錫食經云、貌似鱒而小有白皮無鱗、春生夏長、秋衰冬死、故名年魚也とあり、天智紀童謠に、美曳之弩能曳之弩能阿喩、々々擧曾播云々、○註小河、書紀に、玉嶋里小河とあり、小は、小長谷、小筑波など云小にて、稱云辭なり、(必しも小き由には非ず、)小河と云る例も多し、小田小野小濱など云類なり、(萬葉に、小國、小里、小林、小峯などもあり、)○勝門比賣、(舊印本、延佳本には、勝の下に騰字あり、そは勝字を誤て、又別に加はりたるなるべし、一本には、騰字ありて、勝字なし、今は眞福寺本、又一本、又一本などに依れり、)名義は、書紀に、此時大后祈ひ給ひしことありつれば、其意以て新羅に勝賜へる由にて、後に名けたるにやあらむ、門は、處の意か、比賣とは、尊みて稱たるならむ、(或人、勝門をヨ。ド。と訓べし、萬葉に、松浦川七瀬の淀は、云々、神名式に、肥前國佐嘉郡與止比女神社あり、今浮嶋と、玉嶋川との間一里ばかり川上に、淀姫大明神と云社あり、是なり、浮嶋は、源氏物語玉葛卷に見ゆと云り、今按に、勝門をヨ。ド。と訓べき由なし、若しよどひめならば、勝は誤字とすべし、されどなほ

十二月みながらは、未考得ざれば、今云ず、なほよく考へて云べし、）○上旬は、波士波能許呂と訓べし、又都紀多知能許呂とも訓べし、（かみのとをかと云ことは、信明集の哥にもあれど、なほ上代の言には非めれば、然訓はわろけむ、）都紀多知は、月立なり、（後に朔字を當て、ついたちと云、つきをついと云は、音便なり、）そも〳〵上代には、一年をば、たゞ春夏秋冬と四に刻み、又其四時を、各初中末と三に刻み云るのみにして、後の如く十二月と定めて、某月某月と云ことは無かりしかば、（一年を十二月と刻み定めて、其月々の名をもつけられたるは、仁徳天皇の御世などにやありけむ、）此御代のほども、なほ然なりけむ、其由は、己さきに眞暦考と云物を著はして、委辨へ云り、考へ見て知べし、されば此に四月上旬とあるは、當時然言しには非ず、後の名を以て語傳へたるなり、○磯は、書紀に、石上と書れ、（此をイソノウヘと訓るは、此紀に依れるなるべし、）萬葉五の哥にも、伊志とあれば、石なるべきを、磯と書るは、古は、石を伊蘇とも云りと聞えて、いそのかみを石上と書、萬葉などにも、磯を通はして石とも書ること多し、されば、此の磯は借字にて、石にぞありけむ、萬葉五に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志遠多禮美吉、（三四の句は、魚釣すと、御立しせりしなり、結の吉字は、志の誤には非るか、或人云、今玉嶋川の岸に、大なる石あり、方七尺ばかりなり、俗に紫石と云り、此此大后の釣し給ひし處なりと語傳ふと云り、又或人は、此紫石の在所を浮嶋と云處と、玉嶋川との間の松原にありと云、方五尺ばかりと云り、又今も此石上にて、女の釣すれば、年魚を多く得るを男の釣れば、得ることなしといへり、）○拔取御裳之糸とは、其地の織たる糸をはつして、拔

ひしは、御船發のをりには非ずと云なり、次に冬十月、津嶋の和珥津より、新羅に渡坐き、書紀に記されたる次第右の如し、然れども、此次第は、必しも悉く泥むべきにも非れば、詣橿日浦云々は前の事にて、此松浦に到坐るは其後にて、これ即御船發の時なりけむは知がたし、四月と十月とも、もとより泥むべきに非ず、又和珥津より發しゝは、此松浦より發して、伊伎を經て、津嶋に到坐し、津嶋よりの御舟發なり、今も津嶋上縣郡に、鰐津鰐浦と云ありて、秋冬のころ、朝鮮國に渡るには、其處より船出し、春夏のころは、佐須奈浦と云より出ッと彼嶋人云り、と或人いへり）然るを此記に、此に記したるは、前事を追て、別に記せる物ぞ、（されば此は筑前にして御子産給ひし次へ續きたる事には非ず、亦と云るにて、別段なることはしるし）○其河邊は、萬葉五に、松浦川とも、玉嶋川ともよめる、是なり、多麻之末能許能可波加美爾、又麻都良我波奈々勢能與騰波、云々など、なほ多し、次に引り、○御食は、美袁斯世須と訓べし、倭建命段（傳二十八）に、到坐尾津前一松之許、先御食之時云々、とある下に云るが如し、世須は、爲を延たる古言にて、爲賜ふと云むが如し、○之時の三字は、袁理志母と訓べし、（をりしもあれ、年魚を釣べき佳き時節に當れるよしなり、）○四月は、宇豆紀と云、然名けたる意は、未考得ず、（凡て月々の名ども、昔より說どもあれど、皆わろし、其中に、たゞ三月を彌生なりと云るのみはよし、又師の考に、七月は穗含月、八月は穗發月、九月は稻刈月なり、と云れたるなどは、さもあるべし、其餘はいかがあらむ、又九月は稻熟月にてもあらむか、但賀を濁るは、刈にても、熟にてもいかゞなるは、音便にて濁るか、はた異意か、決めがたし、此外にも、己も考出て、さもあらむと思ふ彼此はあれど、

地をよめる歌は、同五（二十三丁）に、伎彌乎麻都、麻都良乃宇良能、又、（二十四丁）毛々可斯母由加奴麻都良遲、又、（二十六丁）吉民萬通良楊滿、なほ多し、次にも引り、さて同十五（二十三丁）に、多良思比賣、御船波弖家牟、松浦乃宇美、とあるに依れば、新羅より還渡坐る時も、御船此浦に泊しなるべし、さて此より筑前に到坐て、御子は產賜へりしなり、さて是に准へて思ふに初に新羅へ御船發ありしも、此浦にぞありけむ、（さるは、初に御船發ありし地も、泊し地も、何地と云ことは、此記にも、書紀にも見えざるを、萬葉に、かく此浦に御船泊つるよしよめるは、然語傳へたることとありしなるべし、凡て古韓國へ渡るには、多く此浦より船開せしにや、萬葉五に見えたる、佐用比賣が故事など思ふべし、）○玉嶋里、名の由知がたし、（土佐風土記に、吾川郡玉嶋、或說云、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下嶋、休息磯際、得一白石、圓如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲嶋名、とあるに准へて思ふに、此松浦の玉嶋も、さるたぐひの由緣などありてや名けけむ、）萬葉五に、比等未奈能、美良武麻都良能、多麻志末乎、美受弖夜和禮波、故飛都々遠良武、○到坐は、書紀に依れば、かの初御船發の時の事に非ず、又還坐て、御船泊し時の事にも非ず、此は御船發より前に、別に筑前より筑後を經て、此地に幸し、事のありしなり、（此事書紀に、まづ三月云々、其處曰御笠、これは、筑前、御笠郡なり、次に、其處曰安、ことも、筑前夜須郡なり、次に、至山門縣、とあるは、筑後、山門郡なり、さて次に夏四月に、此松浦縣に到とある故に、筑後を經て幸せりとは云なり、かくて又次に、詣檀日、浦云々の事あるを以見れば、其時は又筑前へ還坐つと聞ゆる故に、此浦に到坐て、年魚を釣賜

多くの年を經れば、漸に大になること今もつね然るをや、

亦到坐筑紫末羅縣之玉嶋里而。御食其河邊之時。當四月之上旬。爾坐其河中之礒。拔取御裳之糸。以飯粒爲餌。釣其河之年魚。其河名謂小河。亦其礒名謂勝門比賣也。故四月上旬之時。女人拔裳糸以粒爲餌釣年魚。至于今不絕也。

筑紫末羅縣、末羅は、（名の由緣は、書紀に見えて、次に引り、）肥前國なるに、肥國と云ずして、筑紫と云る、此筑紫は西海九國の總名と見れば、事もなけれど、なほ然には非じ、肥前の域は、もとは筑紫國の内にて、肥國に屬たるは、や、後かとおぼしきことあるなり、（その由は、上卷傳五にいへり、考へあはすべし、）和名抄に、肥前國松浦（萬豆良）郡とあり、縣は、賀多とよむべし、（コホリと訓はわろし、又マツラノアガタと訓もわろし、萬葉の詞に、松浦之縣とあるは、漢文なれば、云べきにあらず、）萬葉五（二十三丁）に、麻都良賀多とある是なり、（此我多を潟と心得るは非なり、此哥、松浦がた、さよひめの子が、比禮ふりし、山の名のみや、聞つゝ居む、とあるを思ふべし、佐用比賣が鄕里を云りとしても、又下なる山へ係ても、潟は何の由もなし、縣なることしるきをや、）なほ縣の事は、志賀宮段（傳廿九のすゑ）に委云るが如し、末羅も、古御縣にぞありけむ、（凡て此記に、某縣とあるは、古の稱のまゝにて、實に阿賀多と云し地なり、書紀などに、郡と通はして、撰者の意以て書れたるとは異なり、）萬葉十六にも、松浦縣とあり、さて此

當誕生。登時取此二顆石、插於御腰、祈曰、朕欲西堺來著此野、所娠皇子、若此神者、凱旋之後誕生、其可遂定西堺、還來即產也、所謂譽田天皇是也、時人號其石曰皇子產石、今訛謂兒饗石、(朕欲の下に字脫たり、) 萬葉五に、筑前國怡土郡深江村、子負原、臨海丘上有二石、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆橢圓、狀如鷄子、其美好者、不可勝論、所謂徑尺璧是也、(或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當占而取之、) 去深江驛家二十許里、近在路頭、公私往來、莫不下馬跪拜、古老相傳曰、往昔息長足日女命、征討新羅國之時、用茲兩石、插着御袖之中、以爲鎭懷、(實是御裳中矣、) 所以行人敬拜此石、乃作歌曰、可既麻久波阿夜爾可斯故斯多良志比咩可尾能彌許等可良久爾遠武氣多比良宜弖彌許々呂遠斯豆迷多麻布等伊刀良斯弖伊波比多麻比斯麻多麻奈須布多都能伊斯乎世人爾斯咩斯多麻比弖余呂豆余爾伊比都具可禰等和多能曾許意枳都布可延乃宇奈可美乃故布乃波良爾美弖豆可良意可志多麻比弖可武奈何良可武佐備伊麻須久志美多麻伊麻能遠都豆爾多布刀伎呂可儛、(反歌) 阿米都知能等母爾比佐斯久伊比都夏等許能久斯美多麻志可志家良斯母、(怡土郡に、今も深江村ありて、肥前の唐津へ通ふ道の驛なり、子負原は、深江の西方にあり、古夫と夫を濁りて唱ふ、石は二ながら盜人のぬすみ持去て、今は無しと、彼國人云り、久志美多麻とよめるは、石を稱て、奇き御玉と云るなり、御魂にはあらず、さて此石は、長一尺餘もありけるを、御腰にはいかで著給ひけむと疑ふ人もあるべけれど、彼大后の御世より、奈良宮のころまでは、五百年あまりも經つる時なれば、小さかりしが、然大になりけむこと、何か疑はむ、石も

取五百枝賢木、立于船舳艫、上枝挂八尺瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劍、參迎穴門引嶋獻之、天皇勅問阿誰人、五十跡手奏曰高麗國意呂山自天降來、日桙之苗裔、五十跡手是也、天皇於斯譽五十跡手曰恪乎、(謂伊蘇志、)五十跡手之本土、可謂恪勤國、今謂怡土郡訛也、(右二書共に、此地名伊蘇國なるを、伊斗と云は訛れるなりとあれど、今思ふに、かの五十迹手と云名も、此地名に因れる如く聞え、又からぶみ魏志の皇國傳に、伊都國と云るも、正しく此地のこと、聞ゆるを、彼は此大后の御世のころのさまを傳聞て記せる趣なるに、既に伊都とあれば、訛には非るか、)さて彼石の事は、書紀にも、秋九月云々、爰卜吉日而臨發有日、云々適當皇后之開胎、皇后則取石挿腰而祈之、曰事竟還日產於茲土、其石今在于伊覩縣道邊と見え、(開胎を、本にウムガツキと訓たれど、右にも引る推古卷に、懷妊開胎之日とあるも、產坐むとする際を云るなれば、此も其意なり、)筑紫風土記に、逸都郡子饗原、有石兩顆、一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白而便圓如磨成、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅國、軍之際、懷娠漸動、時、取兩石挿著裙腰、遂襲新羅、凱旋之日、至芋湄野、太子誕生、有此因緣、曰芋湄野、(謂產爲芋湄者、風俗言詞耳、)俗間婦人忽然娠動、裙腰挿石、厭令延時、蓋由此乎、(子饗原は、萬葉に、子負原と書て、故布乃波良とあり、さて俗間婦人云々の事、或人云く、今も筑紫の俗に、婦人の產むとする時、傍より力をつけむとては、未異國は治まらぬぞと云ことありと云り、)筑前風土記に、怡土郡兒饗野、(在郡西、)此野之西、有白石二顆、(一顆長一尺二寸、太一尺、重卅一斤、一顆長一尺一寸、太一尺、重卅九斤、)曩者氣長足姬尊、欲征伐新羅、到於此村、御身有姙、忽

坐と訓べし、(ワ。タ。リ。マ。シ。とのみ訓ては、何とかやことたらはぬこゝちすればなり、)○阿禮坐は、生れ給ふなり、此事白檮原宮段(傳廿日子八井耳命たちの下)に委云り、○謂宇美、書紀にも皇后從新羅還之、十二月戊戌朔辛亥、生譽田天皇於筑紫、故時人號其產處曰宇瀰也とあり、應神卷に、生於筑紫之蚊田とあれば、其處の舊名は、蚊田とぞ云けむ、さて今も筑前國糟屋郡に、宇瀰村ありて、宇瀰神社もあり、(八幡大神を祭ると云り、愚管抄に、筑紫に還りて、うみの宮の槐にとりすがりて、應神天皇をば生奉り給ひけるとあり、今も植繼て、社內に、大なる槐樹ありとぞ、又帝王編年記には、還筑紫、誕生譽田皇子、其產處、筑前國那珂郡宮崎濱也と記し、或說に、宮崎は、應神天皇の胞衣を、宮に入て、此地に埋みたる故に、宮崎と名く、其玄るしの松、宮崎宮の邊にありと云り、宮崎の松をよめる哥、拾遺集にあり、玄るしの松とよめるも、新拾遺集にあり、抑宮崎には、種々の說ありて、さだかならず、されど、此御子に由緣ある地にてはあるべし、神名式に、筑前國那珂郡八幡大菩薩、宮崎宮、名神大、さて又次に引る筑前風土記の趣は、宇美も、子饗原と同處にて、怡土郡と聞えたり、なほよく國人に問聞て、考へ定むべきなり、)○伊斗村は、(斗字、諸本に計と作るは、誤なり、今は延佳本に依れり、)和名抄に、筑前國怡土、(以止)郡、是なり、(續紀十九に、始築怡土城、令大宰大貳吉備朝臣眞備、專當其事焉とあり、宗像郡にも、怡土鄉あれど、其にはあらじ、)書紀仲哀卷に、筑紫伊覩縣主、祖五十迹手、聞天皇之行、云々天皇卽美五十迹手、曰伊蘇志、故時人號五十迹手之本土、曰伊蘇國、今謂伊覩者訛也、筑前風土記に、怡土郡、昔者穴戶豐浦宮御宇足仲彥天皇、將討球磨噌唹、幸筑紫之時、怡土縣主等祖五十跡手、聞天皇幸、拔

米爾は、登斯弖とも訓べし、（登斯弖と訓とき、賜牟も、賜布と訓べし。）此政竟て還坐まで、勿生坐そと祝賜ふとてなり、書紀崇神巻に、以忌瓮鎮坐於和珥坂上、（萬葉三、又十三などに、忌戸乎齋穿居。）萬葉十九（四十二丁）に、遣唐使に、御酒を賜ふ大御哥に、虚見都山跡乃國波、水上波地往如久、船上波床坐如、大神乃鎮在國曾、云々、（同巻に、大舶爾眞梶繁貫、此吾子乎、韓國邊遣、伊波敝神多智、とあるを以て鎮在の訓を思定むべし。）同反哥、四船早還來等、白香著朕裳裾爾、鎮而將待、これらの鎮字、伊波比と訓べき例なり、（然るを何れも今本は、訓を誤りて、凡て此字を、○○イハヒと訓べきことを知らず。）さて伊波布てふ言は萬葉十五に、眞幸くと妹が伊波伴伐、奥つ浪千重に立とも、障あらめやも、又栲衾、新羅へいます、君が目を、今日か明日かと、伊波比弖侍む、又家人は、還早來と、いはひ嶋、伊波比侍らむ、旅行我を、又白妙の、我衣手を、取持て、伊波敝吾兄子、たゞに逢までに、十九に、立別れ、君がいまさば、敷嶋の、人は我玄し、伊波比弖待む、などなほ多し、○取石、次に引る萬葉五の哥の端書に依れば、肥前國彼杵郡平敷と云地の石を、占へるに因て、取用ひ給へるなり、（或人云、平敷と云は、今長崎に近き浦上村平野宿と云處にて、今も赤石白石の美好きが多く出るを、火打石にも、又磨て緒結と云物にもするなり。）○纒御裳之腰、纒は麻加志弖と訓べし、（まき賜ひてなり。）其石を包みて、帶などの如き物以て、御裳の腰に引結著賜ふを云なり、（書紀には、挿腰、筑前風土記には、挿於御腰、萬葉には、挿著御袖之中、實是御裳中矣、とあり、其文どもは、皆次に引り。）さて此御裳は、御下裳を云なるべし、下裳の事上巻（傳六の御滌段）に云るが如し、○渡筑紫國は、韓國言向竟て、還渡來坐るを云、故渡を和多理伎

見ては、古に此三國の服從へりしことを疑ふ人もありもやせむと、いさゝかおどろかしおくなり、)

故其政未竟之間。其懷妊臨產。即爲鎭御腹。取石以。纒御裳之腰而。渡筑紫國。其御子者阿禮坐。阿禮二字以音 故號其御子生地。謂宇美也。亦所纒其御裳之石者。在筑紫國之伊斗村也。

其政とは、韓國御征の事を云なり、凡て麻都理碁登と云は、臣連八十伴緒の、朝廷に仕奉る事と云義なる由、白檮原宮段(傳十八のはじめ)に委云るが如し、故此は古へは皆仕奉る人に就てこそ云れ、君に係て云る例はなきに、此に如此あることは、此度の御征は、天照大御神の大命を蒙賜ての御擧なるが故に、(其由は上に見ゆ、)大御神に仕奉り賜ふ事なり、○未竟之間は、未果し遂給はざる程にと云意なり、竟は、倭建命段に、所遣之政遂とある遂と同じ、(未竟といへば、其事十の七八は既に竟て、今少し全くは竟ぬ如く聞ゆれども、取石云々の御事いまだ新羅に渡幸さぬ以前なれば、其意にはあらず、)○懷妊臨產は、波良麻世流御子阿禮坐牟登斯都と訓べし、(師は、四字を、ミコアレマシナムトスと訓れつれど、然のみにては事足はぬこちす、必波良麻世流と云言もあるべき處あり、書紀推古卷に、皇后懷妊開胎之日云々とあるは、其御子の御事を云處なる故に、かくのみ訓て宜きなり、)これはいまだ新羅國に渡坐ざりし前、筑紫國にての事なり、○爲鎭は、伊波比賜牟多米爾と訓べし、伊波比は、志豆米とも訓べく多

とは、門字の次に在て、次に即以云々とありけむ語を、阿禮が誦うかべたりし間などに、次序を誤りやしつらむ。」○此大后の韓國を征伐賜へりし事を、儒者どもなどの論ひて、新羅そのかみ皇國に寇せしことも聞えず、何てふ罪も無かりしに、故なく征給ふは、只寶貨を貪賜へるにて、不義の擧、無名の軍ぞなど申すなるは、たゞ己が私の心小き智を以て、物の義理を定むる例の漢國意にして、眞の道を知ざるものなり、抑此御征伐は、皇神の御心より起りて、悉に神の御所爲なれば、必如此あるべき義理あることにて、其義理は甚も微妙なる物なれば、さらに人の能測識べき限に非るを、左右言論ふは、いとも可畏く負氣なき非なり、(神の御所爲なりと云を、虚誕妖妄なりと云む、これ又漢國の私智をのみ恃むならひにて、まことの道を知ことあたはざる者の常言なり、又垂仁紀に見えたる事に因て、任那の爲に征給ふなりなど云も、漢意にへつらひて、かの無名不義と云難を、強てのがれしめむとする私論にて、神の御誨なることをば忘れたるものなり、さて又朝鮮の三國史記東國通鑑など云書に、百濟新羅高麗の世々を記せる中に、皇國の事を凡てたゞ同等の國のごと卑めて記して、此大后の征伐の事をば記さず、彼三國共に服從ひ朝貢しさまを、凡て記さゞるは、忌て隱したるものなり、三國史記に、新羅の阿達羅尼師今二十年夏五月、倭女王卑彌乎遣使來聘、また助賁尼師今三年夏四月、倭人猝至圍金城、王親出戰、賊潰走など記せるは、ほのぼのことよりて聞ゆれど、賊潰走など云るは、あまりなる僞なり、東國通鑑には、これらの事をすら除きて記さず、凡て彼書どもは、ひがごと僞のみ多くして、論ふにたらざれども、世人は、戎書とだにいへば、信用るならひなれば、此らの書を

之弟長媛令祭、亦表筒男中筒男底筒男三神誨之曰吾和魂宜居大津渟中倉之長峽便因看往來船、於是隨神教以鎭坐焉、則平得度海、と云ことも見えたり、(此みな前に御誨ありし神たちなり、皇居の居字、本に后と作は誤なり、帝王編年記に、居とあるぞ宜き、廣田は、神名式に、攝津國武庫郡廣田神社、名神大、月次相嘗新嘗とありて、世に西宮と申す社なり、活田は、同國八部郡生田神社、名神大、月次相嘗新嘗とありて、生田杜と云是なり、長田は、同郡長田神社、名神大、月次相嘗新嘗とあり、大津渟中倉之長峽は、和名抄に、同國兎原郡住吉郷ある、其處にて、今も住吉村と云、本住吉とて神社もあるなり、住吉村、古名ぬなくらの里と云しとぞ、此地は武庫山の支別の、南方へ長く引延たる尾崎にて、まことに長峽と云つべき地なり、今海邊へは、村より七八町あり、さて今の住吉郡なる住吉は、後に移されたるところにて、此渟中倉之長峽とある地には非ず、今の地にては、神功紀に云々、直指難波、于時皇后之船、廻於海中以不能進、更還務古水門而卜之、云々則平得度海、とあるに叶はず、兎原郡の住吉にてよく叶へり、傳六に、是を今の住吉の地として云りしは、精しからざりき、)さて今地に移し奉られし事の考は、高津宮段に云り、(傳卅五墨江之津の條下)○還渡也とは、新羅國より海を渡て還坐しを云、(此事上に云る如く、墨江大神の御荒魂を鎭祭と云下にあるは、いかゞなるを、なほ強て助けて云ば、彼荒御魂を鎭祭給へるは、長門國の事なるを、其より此方も、難波まで海路を還上坐つれば還渡とは、大倭國に還坐るまでをかけて云る語なる故に、下にあるなりとも云べけれど、なほさは聞えがたくして、新羅國より皇國の地に還渡坐りとこそ聞えたれ、されば、此はもと還渡と云こ

斯豆米麻都理豆と訓べし、(鎮は、萬葉七に、鎮齋と見え、其外にも、必伊波布と訓べき處々あれば、此なるも然訓べきかとも思へど、なほ此は)鎮と、今までは御船上に令坐奉しを、社を建て、其處に鎮坐しめ給ふなり、(鎮まるは、止まる意なること、上に云るがごとし、)書紀には、於是從軍神、表筒男中筒男底筒男、三神、誨皇后曰、我荒魂、令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則以踐立為祭荒魂之主、仍祠立於穴門山田邑、とありて、神名帳に、長門國豊浦郡住吉坐荒御魂神社三座、(並名神大)とある是なり、(三代實錄に貞觀元年正月、奉授長門國從五位下住吉荒魂神、從五位上、同十七年十月、授長門國從五位上住吉荒御魂神、正五位下、同十二月、授長門國從四位下住吉荒魂神從四位上、仁和二年十一月、授長門國從四位上住吉荒魂神、正四位下、とあり、編年集成に、豊浦住吉とあり、此神社今も山田村と云にあり、)然るを此記に、還渡也と云文の上に在て、新羅國に鎮祭給ふ如くに聞ゆるはいかゞ、(國守神、と云るも、韓國をたゞに國とのみ云むは、其國にての言なり、若皇國に還坐て、長門にて云むには、韓國守神などこそあるべけれ、されば是を長門の住吉のことゝするときは、國守とは異國を防きて、皇國を護賜ふ義とすべし、又長門なるとは別に新羅國にも、鎮祭り給へるかとも云べければ、なほ然にはあらじ、)さて書紀には、皇后之船、直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照大神誨之曰、我之荒魂、不可近皇居、當居御心廣田國、即以山背根子之女葉山媛令祭、亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭、亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛、

躰の御靈の社とては無きも、何事かあらむ、さて又何神にもあれ、社を建て、和魂とも、荒魂ともなくて、此處にも彼處にも祭ることある其も同じ御靈なり、必しも和魂荒魂と云に限れることには非ず、但同神といへども、其祭る社に隨ひて、其御魂もほど〳〵に尊卑、大小けぢめなどはある、此彼火を分取るに、燭薪にまれ、其餘何にまれ、著る物の大小多少に隨ひて、うつれる火も、其けぢめあるが如し、さて又神に御靈ある如く、凡人といへども、ほど〳〵に、靈ありて、其は死ぬれば、夜見國に去るといへども、なほ此世にも留まりて、福をも、禍をもなすこと、神に同じ、但其人の位の尊卑き、心の智愚なる、强弱きなどに隨ひて、此世に魂ののこることもけぢめありて、始よりひたふるに無きが如くなる者もあり、又數百千年を經ても、いちじろく盛にて、まことに神なる者もあるなり、さて然夜見國に去れる魂の、此世にも殘るは、如何なるさまぞと云に、彼本火を他處へ將去往に、其光はなほ本の跡へも及びて、しばしは明きが如し、然れども將去る火の遠ざかるまゝに、及べる本の跡の光は、やうやうに微になりて消行如く、數多の年を經て、久しくなれば、殘れる靈と滅ゆくを、尊神などは、黃泉國に去坐るも、此世に殘坐御魂の、恒常に衰ることなく、熾なるは、火大なるが故に、持去て他處に到著ての後も、本跡へ及ぶ光も、なほ盛にして、かはること無きが如し、〕○國守神は、久爾麻毛理坐神と訓べし、（字のまゝに、久爾毛理能神とも訓べけれど、神の守り給ふを、山守野守、道守渡守などの類と同じさまに申さむも、いかゞなれば、なり、されど古は一に云しも知がたし、若さもあらば、字の隨に訓べきなり、）韓國を鎭めて、背くことあらせず、遠永に皇朝に服ひ朝貢るべく護賜ふ神なり、○祭鎭は、

には非ず、嚮に或人此二御魂のことを問へりしに、己火に譬へて答たりしことあり、其はまづ一の火あらむに、其を分取て、燭と薪とに、著れば、燭にも薪にも、移りて燃れども、本の火も亦滅ることなく、減ることもなくして、有しまゝなるが如く、全體の御靈は、本の火にして、和御魂荒御魂は、燭と薪とに移し取たる火の如し、(然るを世人此義を知らず、全躰の御魂を、此二に分て、其片つ方荒魂なれば、今片つ方をば、おして必和魂と心得るは、非なり、たとへば伊勢の荒祭宮は、大御神の荒魂に坐せども、然りとて本宮は和魂と申す物にはあらず、全躰の御魂に坐り、又津國の廣田神社も、天照大御神の荒魂なり、如此同神の荒魂の、一に限らざるも、彼火をいくつも薪に分取たらむが如し、又大和の大三輪は、大國主神の和魂なるに、狹井神社は、其大三輪神の荒魂なるは、和魂神に、又荒魂あるなり、此は彼分取たる燭の火を、又分取て、薪に移したらむが如し、さてかく大國主神は、大和國に和魂も荒魂も坐せども、出雲國杵築大社も、亦同神の御魂に坐は、本の火もなほ本のまゝなるが如し、是又三輪の和魂なるに對へて、おして杵築を荒魂とせむは、非なり、杵築は全躰の御靈に坐こと、上に引る神賀詞の文のさまにても知べきなり、或人問、書紀に、住吉大神の御魂は長門國に、和魂は攝津國に祠給ふとある然らば其全躰の御靈は、何の社ぞや、答、社を建て祀ると不るとは、此方の事にて、彼方の御靈のうへにはあづからず、されば、神代に尊き神たちの中にも、其主とある社は、無きも多し、ざりとて其神は御靈無しとは云べからず、且此度住吉大神を祭賜へるは、其和魂荒魂の御ちはひによりて、功成し故に、其を祭賜ふなり、かくて和魂荒魂とて、別物には非ず、即其神の御靈なれば、其外に、別に全

孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、云々、大神宮儀式帳に、荒祭宮、稱二大神宮荒御魂宮一、神名帳に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社、(神祇令鎭華祭集解に、狹井者、大神之麤御靈也、)此名の古書に見えたる、大方右の如し、凡て爾岐と、阿羅とを對言こと多し、和多閇荒多閇、和稻荒稻、和海布荒海布、毛柔物毛麁物、(爾碁は、爾岐と同言なり、)などの如し、此和荒に、種々の意ありて、荒金荒玉などの類は、物の生れるまゝにて、未修治を加へぬを云、其に對へて、修治たる物を、和某と云、(右の荒稻和稻なども是なり、此は生熟の字の意なり、爾岐多豆と云地名を、熟田津と書り、)又物の麁きと精きとをも云、強きと柔なるとをも云、又人家などの、荒るゝと、饒ふと、(此饒も同言ぞ、)又浪風の騷ぐを荒ると云、靜まるを和ぐと云、神の心なども荒ると云和むと云、(那具那岐那碁牟なども、爾岐爾碁爾碁牟などと同言なり、)さて又物の間隙の間遠なるを麁しと云、(大間麁籠、あらゝ、松原などの類なり、)遠放るを荒げと云、(萬葉に、あらぶる君、又あらびなゆきそなど云る是なり、)分散をあらくと云、(此に對へて、和云々と云言は、未思ひ得ず、大かた爾岐阿羅の右のくさぐさを、漢字にていはば、生熟、精麁、疎密などに當れり、其中に、疎を阿羅と云ことは多けれども、其對に密を爾岐と云ことは未思得ず、爾岐波布など是に近し、又剛柔の柔をば爾岐と云へども、其對の剛を阿羅と云ることはなし、柔の對の阿羅は、強暴などの字に當れり、)右の種々を思ひわたして、和御魂、荒御魂てふ名の義を度り知べし、さて神の御靈を、此二に對言は、ただ其德用を云名にこそあれ、全體の御靈は御靈にして、必しも此二に分れたる外、無き

賜へることに、百濟に局りて云る故は、三韓諸國の中にも、彼國は後まで殊に忠信の親く奉仕りしかば、屯家國とも、取分てぞ云けむかし、○御杖は、書紀には、所杖矛とあり、上に云る如く、古への矛は種々ありて、木のかぎりにて身無きも常なれば、其杖の如くつくをば、即杖と云も違はず、(杖即矛なり、)○門は、加那斗と訓べし、遠飛鳥宮段(傳三十九)穴穗太子御哥に、加那斗加宜、(門蔭なり、)とあり、萬葉に、金門と書る意なり、なほ彼御哥の下に云べし、○衝立、かくのみにては、事の意足はぬこゝちす、其意書紀に記されたる如くにやあらむ、(次に引が如し、)書紀に云、遂入其國中、封重寶府庫、收圖籍文書、即以皇后所杖矛、樹於新羅王門、爲後葉之印、故其矛今猶樹于新羅王之門也、爰新羅王波沙寐錦、即以微叱己知波珍干岐、爲質、仍齎金銀彩色、及綾羅縑絹、載于八十艘船、令從官軍、是以新羅王、常以八十船之調、貢于日本國、其是之緣也、(封重寶云云の二句は、例の漢文の潤色と聞ゆ、)○墨江大神と上に見えたる、底筒男中筒男上筒男三柱神なり、此大神を墨江に祠られたるは、此より後なれども、始此後の名を以て語傳ると、常の事なり、○荒御魂、和御魂、荒御魂の事、書紀此御卷に、此大神の御誨に、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船とありて、和魂此云珥岐多摩、荒魂此云阿邏瀰多摩と注し、出雲風土記に、天神千五百萬、地祇千五百萬、幷當國靜坐三百九十九社、及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給、云々などあるを以て、二御魂のさまを知べし、(書紀神代卷に、幸魂奇魂とあるは、共に和御魂の德用をいへる名なり、その由は、上卷大國主神段、傳十二に云るがごとし、然るを幸魂を荒魂に、奇魂を和魂に當たるは、非なり、(又出雲國造神賀詞に、大穴持命乃申給久、皇御

多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、然今付使者尋貢獻耳、於爾波移還告志摩宿禰、便自卓淳還也、四十七年百濟王使久氐彌州流莫古令朝貢、時新羅國調使與久氐共詣云々、かゝれば、百濟國の朝貢初しは、同御世ながら、遙に後の事にして、新羅國を言向賜へる同時よりの事には非ず、されば此記に、定渡屯家とあるも、後の事なるに、新羅を定御馬甘と云る因に、此段に一に連ては語傳へたるなり、其王云々と云ことの無きも、此故ぞかし、又高麗國の朝貢しことは、百濟に准へて思ふに、書紀應神卷に、七年秋九月、高麗人百濟人任那人新羅人並來朝とある、是や初ならむ、假令此初には非ずとも、應神天皇の御世に至ての事なりけむ、されば此大后の御世の事に非るか故に、此記には、此に其國の事を云ざるなるべし、大かた百濟高麗などの朝貢初し事は、右の如くなるぞ正しき傳なるべきに、書紀に、此段に二國王云々とあるは、例の撰者の私に加くられたることとこそ聞ゆれ、(若然らずは、彼四十六年の趣と、同御世の中にして、忽前後相違へるは、如何ぞや、かの四十六年の文は、甚委曲にして、實に古記の趣と聞えたり、況や高麗國は、百濟より千餘里北方なりと見えて、皇國の路程百餘里距て、新羅へはまして遠ければ、此大后の新羅を征賜ふ事を傳聞て、さて人を遣て伺はせて、其人の還て後、其王新羅の御營まで參らむには、速くとも六七十日を經べし、然るに大后は十月三日に津嶋より御船開し給ひて、十二月十四日には、既に筑紫に還坐て、御子生坐りとあれば、新羅國に止坐し間は、いくばくもあらじを、其間に彼王といかでかは御營に得參らむ、此らを以ても、かの此段の高麗百濟二國王云々は、撰者の加語なるほどをさとるべし、) さて又屯家と定

のころまでも參れり、それかみ狛人と云しは、此渤海國のことなり、さて古への高麗朝鮮三韓などのあたり、今は皆一に合せて、朝鮮の域なり、又漢國は、推古天皇の御代より、大御使を遣し、彼國王よりも、使を奉りて、こと通ひ初たり、此は皇國に參る諸戎の中には、殊に大なる戎國なり〕然れば此記にも、高麗百濟二國王云々の事をも記すべきに、高麗事は凡て見えず、百濟も其王云々と云ことも無くて、只ふと定渡屯家とのみあるは、卒にして由なく聞え、又屯家と定賜ふも、書紀の趣は、三國にわたりて聞ゆるを、〔繼躰卷に、夫住吉大神、初以海表金銀之國、高麗、百濟、新羅、任那等、授記胎中譽田天皇、故大后氣長足姬尊、與大臣武內宿禰、毎國初置官家、爲海表之蕃屏、其來尙矣、また、夫海表諸蕃、自胎中天皇、置內官家、云々、欽明卷に、奏海表諸彌移居之事、敏達卷に、新羅滅內官家國、これ任那を云り、推古卷に、任那是元我內官家云々などある、皆百濟に局らず、官家と云り、萬葉十五に、新羅國に往ことを、須賣呂伎能、等保能朝廷等、可良國爾、和多流和我世波、云々ともあり〕たゞ百濟に局りて云るなど、一わたりは如何なる如く聞ゆれども、此は書紀を熟考るに、此御卷四十六年の下に、遣斯摩宿禰于卓淳國、卓淳王告斯摩宿禰曰、甲子年、百濟人久氐彌州流莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國、而遣臣等令朝其貴國、故求道路、以至于斯土、若能敎臣等、令通道路、則我王必深德君王、時謂久氐等曰、本聞東有貴國、然未曾有通、不知其道、海遠則乘大船、僅可得通、久氐等曰、然當今不得通也、更還備船舶、而後通矣、仍曰、若有貴國使人來、必應告吾國、如此乃還、爰斯摩宿禰即以傔人爾波移、與卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟肖古王深歡喜而、云々便復開寶藏、以示諸珍異、曰吾國

後漢書に句驪一名貊耳と云、又其別種に、小水貊と名る者もあり、されば貊と云は、其あたりの凡ての舊名にやありけむ、さて書紀を考るに、三韓の域に、右の三國を除て、外になほ數ありし國國は、まづ崇神垂仁御卷より、任那國見ゆ、こは皇朝より負せ賜へる名にて、即彌摩那とあるは同じ假字なり、應神より末の卷々にも見えたるを、欽明天皇御代、新羅に滅さる、其處に云、一本云、二十一年任那滅焉、惣言任那、別言加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嵯國、古他國、散半下國、乞飡國、稔禮國、合十國とあり、其後も復建られつれども、終に滅たりと見ゆ、加羅國と云は、任那の舊名にて、崇神天皇の御代に、外國の始て參りしは此國なり、故西方諸外國の大名となりて、三韓をも漢國をも、みな加羅と云なり、然るに此をたゞ三韓のみに限れる名と心得て、漢國などを然云を、誤なりと云は、中々に非なり、萬葉十九に、漢人とも見え、又同卷に、遣唐使のことを、韓國邊遣とも、韓國爾由伎多良波之弖ともあるなどをば知らずや、さてかの十國の中の加羅國は、任那の内に舊名を遺したる一國にて、神功卷よりして、次々にも見えたり、安羅國、多羅國なども、同御卷より見ゆ、其外には、卓淳國南加羅國㖨國など云もあり、繼躰卷に、始て耽羅國見えて、齊明卷より、次々にも見ゆ、後世の書に、度羅嶋と云るは是なり、肅愼國、欽明卷より次々見ゆ、こは把婁とも、靺鞨とも云て、高麗の東北方に在て、其東邊は蝦夷と隣き國なり、又聖武天皇の御世、神龜五年に、勃海國と云より使を奉遣しまつろひ參れり、此は高麗の別種にて、姓は大と云、高麗滅て後、其あたりの國を有ち、勢大なりし者なり、からぶみ唐書五代志などに傳あり、皇朝に始めて參りしは、大武藝と云し王が時なりき、其後相續きて、今京になりて、延喜

但地は弁辰の内なれども、もと辰韓の種なりと云ことか、とまれかくまれ、弁韓の國なり、若辰韓とするときは、其南につゞきて弁韓あれば、東又南に海をうけたるに叶はず、又魏志に、馬韓の五十餘國の中にも、駟盧國と云あれど、其には非ず、さて百濟國は、後漢書に、伯濟とある國なるべし、魏志に、馬韓五十餘國の中に、伯濟國あり、是なり、北史にも、百濟、馬韓之屬也と云り、新羅の西北方に在て、西方南方に海をうけ、北方にも小海あり、皇國へは新羅より參るよりも遠し、書紀の巻々に見えたるさまも、然聞えたり、さて高麗國は、高勾麗とも云て、古の朝鮮の北方にあり、三韓と、皆其朝鮮より南方なれば、高麗は本は三韓の内の國には非ず、故後漢書魏志などにも、三韓とは別に擧たり、然るに高麗百濟新羅、おの／＼其旁なる國々をも併せなどして、やう／＼に此三國ぞ強く大になれるに依て、後にはおのづから此三國を三韓と云ことにはなれるなり、漢國の南北朝のころよりの史どもにも、もはら此三國の傳あり、然れども神功皇后の御世のころは、未此三國を並べて三韓と云ることはなかりしを、所謂三韓也と記されたるは、後の稱を及ぼしてなり、又今の朝鮮の東國通鑑と云書に、百濟を馬韓、新羅を辰韓、高麗を弁韓としたるは、百濟のみ然ることにて、餘は違へり、新羅の辰韓に非ず、弁辰なることは、上に辨へ云るが如し、又高麗は遙に北方なる物を、南極なる弁韓にしも當たるは、いかなる妄説ぞや、高麗や、後に南旁なる國々を併せて、強大になれりし世とても、其域なほ弁韓には及ばず、弁韓は新羅の有なるをや、凡てかの東國通鑑と云物、取にたらざるひがことのみ多し、さて高麗は、皇國にては、古麻と云、其名、義未考得ず、又字も狛とも書、こは、彼隣國に穢貊と云國あり、又

卷、高麗王が言に、寡人聞百濟國者、日本國之官家、所由來遠久矣、欽明卷に、百濟造丈六佛像、製願文曰、云々天皇所用彌移居國、倶蒙福祐、云々、また、謀滅百濟官家、必招後患、孝德卷に、詔於百濟使曰、始我遠皇祖之世、以百濟國、爲內官家、云々などあり、書紀曰、於是高麗百濟二國王、聞新羅收圖籍降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而欵曰、從今以後、永稱西蕃不絶朝貢、故因以定內官家、是所謂三韓也とあり、(西蕃を、ニシノトナリと訓、又他卷に、蕃屛を、カクレマガキと訓るなど、皆訓べきかたなさのひが訓なり、隣は元より隣なるを、今更に稱隣など云むこと、何の由ぞや、又かくれまがきも、字につきて強たることにて、さらに當らず、蕃を古へはいかに云けむ、其稱傳はらざれば、知がたし、今事の意を以思ふに、字には拘らずして、美夜都古久爾と訓べし、御臣國の義なり、さて三韓の事、漢國の代々の史どもを合せて考るに、先後漢書に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰とあり、弁辰をば、弁辰韓とも、弁韓とも云り、卞韓と云も是なり、かくて馬韓は西方にあり、三韓の中に、大にして、五十餘國あり、辰韓は、其東方に在て、十二國あり、弁韓は、辰韓の南方にて、此も十二國あり、魏志には、弁韓辰韓合二十四國と云て、其擧たる國名は、二十六あり、此は辰韓と弁韓とを合せて云るか、まぎらはし、凡て彼書に、三韓の事を記せる、統理なくくだ〳〵しきこと多し、さて新羅國は、弁韓の中の一國にして、東方南方に海をうけて、皇國に最近き國なり、魏志に弁辰韓廿六國を擧たる中に、新盧國と云あり、是なり、唐書にも、新羅弁韓苗裔也と云り、然るを北史に、新羅者其先本辰韓種也と云るは、誤なるべし、辰字によりて、辰韓と、弁辰とを思ひまがへたること、他書にも彼此あり、

聞東有神國謂日本、亦有聖王謂天皇、必其國之神兵也、豈可擧兵以距乎、即素旆而自服、素組以面縛、封圖籍降於王船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船柂而、春秋獻馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以毎年貢男女之調、則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那禮河返以之逆流、及河石昇爲星辰而、殊闕春秋之朝、忍廢梳鞭之貢、天神地祇共討焉、一云、於是新羅王宇流助富利智干參迎跪之、取玉船、即叩頭曰、臣自今以後、於日本國所居神御子、爲內官家、無絕朝貢、○百濟は、久陀羅と訓り、(此名の古書に正しく見えたるは、和名抄に、攝津國郡名、百濟、久太良、續紀卅二に、縣造久太良と云人名なり、此百濟の謂なるべし、)名義未考得ず、(こは久陀羅と云名のことなり、百濟と云名は、からぶみ北史に、初以百家濟、因號百濟と云り、)書紀繼躰卷に、扶余(扶余は別に一國なりしを、百濟は扶余別種とあれば、後に百濟の名にもせしなるべし、又百濟王の姓は、多く餘と云るを、唐書には、夫餘と云れば、此も是國名を取れるにこそ、)とも見え、雄畧卷に、尉禮國とあるも是なり、)ネギラフクニと訓るは、甚妄なり、是もクダラノクニとこそ訓べけれ、東國通鑑に、慰禮は百濟の舊名なるよし云り、)さて此國王の先祖、其餘の事も、明宮段に云べし、(傳卅三國王照古王の條下)○渡屯家は、師の和多能美夜氣と訓れたる宜し、海を渡りゆく彼方に在るを以て、渡とは云なり、(凡て海を和多と云も、渡る意なり、)書紀欽明卷に、海表彌移居、海北彌移居などあり、(此海表海北などをも、ワタノと訓べし、表字北字などは、意を以添たる物なり、)屯家の事は、日代宮段(傳廿六のすゑ)に云り、抑外國なる百濟をしも、如此定められたるは、皇國內なる屯家に准へ賜へるなり、書紀雄畧

奉仕之情達奴、出雲國造神賀詞に、明御神能大八嶋乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟、云々、○無退は、登許登波爾と訓べきなり、(此無退、又右に引る書紀の無窮など、たゞ意を以て漢文ざまに書るなれば、字には拘りがたし、退字は、佛書に退轉などつねに云る退の意以て書るか、又思に、遏字を寫誤れるにもあらむか、若然らば、たゞに夜牟許登那久と訓べし、) 凡て此新羅王が祈白せる詞を讀見るに、麗く華やかに調をとゝのへたる文なれば、其意を得て、祝詞などの如く訓べきなり、(書紀なる誓詞も同じさまなり、或人、こはもとより新羅國の語に非ず、此間の語に譯せる物なれば、さしも文を修るべきにはあらじかと云に答ふ、彼國語を譯せるは、もとよりのことながら、凡てかくさまの詞は、祝詞などの如く、麗く言し例と聞えたり、されば彼國王が申せし詞のさまはいかにもあれ、皇國の古言以て、當時に例の如く、麗く譯して語傳へたる雅詞なるを、なほざりに訓過すべき物かは、) ○定御馬甘、かく定賜ふことは、彼王が祈白せし語の中にあれば、此は本彼方より申出たる事か、但其上文に、隨天皇命とあれば、此方より仰せ賜へるを、諸奉て申せるのとも聞えたれど、命の隨とは、凡てに係りて、服從ふべき由を申せるにて、御馬甘とならむとは、なほ彼方よりぞ申出つらむ、抑あるが中にも殊に卑き此職をしも、仕奉むと申せる故は、ひたぶるに、深く厚く服從ふ由なり、(續紀十五に、免天下馬飼雜戸人等、因勅曰、汝等今負姓、人之所恥也、云々、) 書紀云、新羅王於是戰々栗々、厝身無所、則集諸人曰、新羅之建國以來、未嘗聞海水淩國、若天運盡國爲海乎、是言未訖之間、船師滿海旌旗耀日、鼓吹起聲、山川悉振、新羅王遙望、以爲非常之兵、將滅己國、讋焉失志、乃今醒之曰、吾

之とあり、(然れば柂は多伊之にて今世に云梶なり、櫂は今云艫、又加伊の類なり、) 然れども、師の祝詞考にも、古哥に多伊之をよまず、(萬葉に、八十梶懸、又眞梶繁貫などあるにて、今云梶には非ることを知るべし、) 佐哀加遲とよめるは、多伊之は、句調もかなはざればなり、祝詞も調をと・のふる物にて、哥に同じと云れたる如く、調をなすべき語には、佐哀加遲ども、加遲佐哀とも云るぞ古言なる、(字は、たゞ船をやる具をば、彼此通はして、さま〴〵に書るなれば、泥拘るべきに非ず、字に泥みて、タ。イ。シ。カ。ヂ。など訓むは、ひがことなり、(書紀推古卷、新羅任那二國王の表に、天上有神、地有天皇、除是二神、何有畏乎、自今以後、不有相攻、且不乾船柂、毎歲必朝、持統卷に、新羅元來奏云、我國自日本遠皇祖代、並舳不干櫂、奉仕之國、續紀十八に、新羅王子金泰廉等拜朝、幷貢調、因奏曰、新羅國王言日本照臨天皇朝庭、新羅國者、始自遠朝、世々不絶、舟檝並連、來奉國家、云々、卅六に、新羅使獻方物、仍奏曰、新羅國王言、夫新羅者、開國以降、仰賴聖朝世々天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調、年紀久矣、云々、(書紀天智卷に、賜新羅王輸御調船一隻と云ことも見えたり、) ○共與天地は、天地能牟多と訓べし、(天地登共爾と訓むも、あしきには非ず、) 萬葉二 (十八丁) に、浪之共、彼緣此依、又、(三十四丁) 風之共、靡如、四 (三十四丁) に、浪之共、靡珠藻乃、九 (三十三丁) に、神之共荒競不勝而、十 (七丁) に、峰上爾、靈置雲師、風之共、此間散良思、十二 (三十七丁) に、風之共、雲之行如、十五 (十九丁) に、可是能牟多、與世久流奈美爾、又 (三十七丁) 君我牟多、由可麻之毛能乎などある、みな與共と云ことを、能牟多と云り、古言なり、書紀神代卷に、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、萬葉二 (二十九丁) に、天地與、共將終登、念乍、

に依れり、淤遲訶志古美弖と訓べし、○以後は、由久佐伎と訓べし、○隨天皇命而は、意富伎美能命能麻爾々々と訓べし、(マニ〳〵と云下に、而字を添て書る由は、首卷に云り、)○御馬甘は、(かひに甘字を書ことは、傳廿五の鳥甘部の條下に云り、)穴穗宮段にも、馬甘と見え、書紀雄略卷に、典馬此云于麻柯毘と見え、飼部馬飼などもあり、(外宮儀式帳に、御馬甘內人と云もあり)○毎年は、師の登志能波爾と訓れたるに從ふべし、萬葉五(十七丁)に、得志能波爾、波流能伎多良婆、十六(六丁)に、彌年之羽爾、十七(三十六丁)に、伊夜登之能波爾、淤母布度知可久思安蘇婆牟、又、(四十丁)伊夜登之能波爾、十九(四十三丁)に、如是許曾、見爲安伎良目米、立年之葉爾六(十丁)に、毎年、如是裳見牡鹿、十九(十六丁)に、毎年爾云々、(毎年謂之等之乃波)などあり、又十八(三十四丁)に、年能波其登爾ともあり、○雙船は、此は布泥那米而と訓べし、萬葉一(十八丁)に、船並弖、旦川渡、○船腹は、布那波良と訓べし、(フチノハラと訓てもあるべけれど、次なるサヲガチと對へて、語の調よく讀べきなり、)腹とは、兩旁より下、水に沒る處をかけて云、魚などの腹の如し、○不乾は、書紀に、ホサズと訓る宜し、乾く間もなく、御貢物獻らむの由なり、○柂檝は、(柂字、延佳本には舵と作り、同じことなり、今は眞福寺本、又一本に依れり、)佐袁加遲と師の訓れたる宜し、萬葉三(十七丁)に、竿梶母、無而佐夫之毛、榜與雖思、又十(三十二丁)に、檝棹無而、祈年祭祝詞に、青海原者、棹枚不干、舟艫能至留極、書紀敏達卷に、檝櫂などあればなり、和名抄には、檝使舟捷疾也、和名加遲、また在旁撥水曰櫂、字亦作棹、漢語抄云、加伊、また檔棹竿也、刺船竹也、和名佐乎、また舵正船木也、楊氏漢語抄云、柁、船尾也、或作柂、和語云多伊

百濟王のみにして、新羅高麗などの王には訓を附ず、然れば此は百濟王に局れる稱にぞありけむ、さて朝鮮國の三國史記と云物に新羅の世々の王を記したるを見るに、始のほどのは皆某尼師今とあるを、東國通鑑と云物には、皆改めて某王と記せり、然れば新羅王の號と、尼師今と云しなるべし、然れども此號は、書紀の私記、又釋、又今本の訓などにも見えたることなければ今たやすく用ふべきに非ず、故姑百濟王の號を取て訓るなり、垂仁卷に、任那王、新羅王子など訓る例もなきには非ればなり、さて又書紀釋に、王后、太子、私記曰、古爾於留、又古爾世之並百濟之語也と云り、此私記の文は、世之の下に牟字脱たるなるべし、書紀今本の訓、大后に斤於流、コ。ム。ヲ。ル。コ。ニ。ヲ。ル。王后にもコ。ニ。ヲ。ル。太子にコ。ニ。セ。シ。ム。コ。ム。セ。シ。ム。など附たり、コ。ニ。ともコ。ム。とも云は、王に就たる號と聞ゆ、王子には、セ。シ。ム。と附たり、又大夫人に、ハ。シ。カ。シ。、夫人にハ。シ。カ。シ。とも、オ。リ。ケ。とも、オ。リ。ク。とも附たり、その中に、高麗のを云るもあり、北史、百濟傳に、王妻號於陸、夏言妃也と云るに依らば、オ。リ。ケ。とあるは、ク。をケ。に誤れるにや、さて又百濟國主を、ニ。リ。ム。と訓る、往々あり、其外にも異なる訓ども見えたれども、寫誤などもありと見えて、さだかならず、又雄略卷に、百濟王の弟の名に、軍君と云あるを、コ。ニ。キ。シ。、又コ。ム。キ。シ。と訓、細注に、崑支君也と云るし、百濟新撰と云書を引たるにも、琨支君とあり、王號と同じきはまぎらはし、同卷に、昆支王と云名も見えたり、抑三國の中に、百濟のみ其國言の號どもの彼此傳はれるは、百濟は、中にも殊に親しく奉仕れる故なるべし、）さて新羅の王の先祖などの事は、輕嶋宮段末に云べし、（傳卅四のはじめ）○畏惶、諸本に惶字無し、今は眞福寺本延佳本

如意珠にやありけむ、さだかならず、若神代の珠ならば、其珠の後まで宇佐宮に在ことは、此大后の持し給ひし由緣なるべし、然れども、彼如意珠も、韓國御言向の時に、功のありつればこそ其を得給へりしことをば語り傳へけめ、何の功もなく、いたづらならむには、いかでか如意珠と名けて、其を得賜ひし事を語傳ふべき、然ればそのかみ大后の持賜ひしは、かの如意珠にて、後まで宇佐宮に在るは、其珠なるを、誤て神代の二珠とは申し傳へたるにはあらむ、但し宇佐宮緣起に、借干珠滿珠於龍王云々、投此珠于海而、三韓降服云、二珠奉納于肥前國佐嘉郡河上宮と云り、こは宇佐宮なるを、強て神代の珠とせむために、かくは云るにや、されど神代の珠の、彼宮にしも留在る由緣こそおぼつかなけれ、抑此は、神代の珠と、如意珠との間のまぎらはしきを云にこそあれ、よしや其は何れにもあれ、今如此御船の浪の國半まで押騰りしことは、まことに其珠の功なるべし、奇く靈き神の御所爲、申すもさらなり、書紀云、冬十月、從和珥津發之時、飛廉起風陽侯擧浪、海中大魚、悉浮扶船則、大風順吹、帆舶隨波、不勞櫓楫、便到新羅、時隨船潮浪、遠逮國中、即知天神地祇悉助歟、(飛廉云々の二句は、例の漢文の潤色にてうるさし、)一云、皇后爲男束裝、征新羅時神導之、由是隨船浪之遠及于新羅國中、○國主、主字諸本並王と作るを、今は師の改められたるに依れり、記中の例、皆國主とあればなり、(明宮段末、又遠飛鳥宮段などに見ゆ、明宮段に、百濟國主ともあり、國王と云る例と見えず、書紀には、國王とも、國主ともあり、)許爾伎志とも、許伎志とも訓べし、(からぶみ北史、又杜佑通典などに、百濟王號於羅瑕、百姓呼爲鞬吉支、夏言並王也と云り、今書紀を考るにも、コニキシコキシ訓を附たるは、

其海をばあふみの海と云るに非ずや、次に引る萬葉三卷の哥なるも、シ。ラ。ギ。ノ。ク。ニ。ユ。とこそ訓べけれシ。ラ。ノ。ク。ニ。ヨ。リ。と訓むはいかゞなり、さて此處一本に、新羅木國とあれど、木は之を誤れるなり、新羅木と書る例なきをや、）鷄林とあるも、此國のことなり、さて新羅の初は、書紀神代卷に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、云々、（また韓鄉之嶋とあるも是なり、）とあり、（其後に、少名毘古那命の、天降坐て三韓をも、漢國をも、其餘の諸國をも、皆經營賜へるなるべし、かくて漢籍どもに云る三韓の事ども、かの周武王が朝鮮を箕子に封せしなど云も、皆其より遙に後の事ぞかし、）萬葉三（五十四丁）に、栲角乃新羅國從、云々、續紀十二に、新羅使金相貞入京、云々新羅國輙改本號、曰王城國、因茲返却其使、○押騰浪に押と云る例は、難波の枕詞に、淤志亘流と云を、師說に、襲立る浪とつゞけたるなりとあり、（淤志を襲として、オ。ソ。ヒ。の約りたるなりと云れたるはわろし、たゞに押なり、）○半國は、久爾那迦良麻傳と訓べし、（師は、ク。ニ。ノ。ミ。ナ。カ。ニ。と訓れつれど、半字を書る、其意とは少異なり、）國の半分まで浪に沒たるよしなり、（書紀釋に、潮滿瓊、潮涸瓊大問云、此二種在何處哉、先師申云、元曆之比、宇佐宮監行之時、本宮注文、滿瓊涸瓊二種、在當宮之由注進之、然則留宇佐宮歟、重仰云、神功皇后征伐三韓之時、新羅海潮、滿彼宮庭、若令持此瓊御歟、如何、先師申云、宇佐宮者、應神天皇、姬神、大帶姬三所鎭坐也、二種瓊已在當宮、皇后征伐三韓之時、就新羅海潮滿宮庭、思之、定令持此瓊御歟、然而無慥所見、凡神功皇后有得如意寶珠於海中之由、見彼皇后紀耳と云り此にまぎらはしきことあり、此大后の持し賜ひて、韓國言向賜ひし珠は、かの神代の二珠にやありけむ、將かの海中より得賜へる

疑、卷に、そのわたりの人の家々、大きなるちひさきわかず、云々、さて此處、書紀に、海中大魚とあるは、小字の脫たるか、又本より大魚のみか、）○負御船とは、御船の腹に集著て、背を以て擡持つが如くにして行を云、○順風は、淤比加是と訓べし、書紀に、大風順吹とあるに依れり、淤比風は、負風の義なるべし、（又追風かとも思へど、なほ然には非じ、何れにまれ、假字は淤比なり、）此名萬葉などには見えざれども、（たま〳〵漏たるなるべし、）後の言とは聞えず、萬葉廿（六十三丁）に、青海原風浪奈妣伎由久佐久佐都々牟許等奈久、船波早氣牟、○大起は、佐加理邇布伎弖と訓べし、（師は、ミサカリニフキテと訓れき、又順風を、マカゼと訓れたるは、いかゞなり、）○從浪は、師の那美能麻爾々々由伎都と訓れたるに從ふべし、（又字のまゝに、那美爾志多賀比都とも訓べし、）書紀に、隨波不勞榜楫とある意にて、浪のよせもてゆくに任せたるなり、○御船之波瀾とは、御船を寄せたる浪を云り、○新羅は、斯良岐と訓り、名義は、即字音を用ひたるなるべし、姓氏錄に、新良貴と云姓あり、出雲風土記に、栲衾志羅紀乃三埼、遠飛鳥宮段に、新良、書紀に新羅なども書り、（或人、新羅は、斯良と訓べし、岐は、具爾の約りたるにて、斯良岐は、新羅國の謂なれば、斯良岐之國とは云べきに非ずと云り、是も一わたりいはれたることなり、斯羅新良なども書、漢籍に、斯盧國とも云れば、斯良と云むこともあるべし、然れども、皇國言に、正しく斯良と云る例を未見ず、又百濟高麗を、久陀良古麻岐と云る例もなければ、斯良のみ、國を岐と云むもいかゞなり、然れば、岐はたとひ本は國の謂にもあれ、久陀良古麻と並べて、斯良岐と云來つれば、斯良岐之國と云むに、なでふことかあらむ、國名の淡海は即淡海なれども、

雙は、都羅那米豆と訓べし、連並べてなり、萬葉十九(廿丁)に、布勢乃海爾、小船都良奈米、眞可伊可氣、伊許藝米具禮婆、とあるに依れり、(たゞ那良倍豆と訓むも、こともなけれど、此は調うるはしく、語の勢あるさまに訓べき處なり、師はアトモヒテと訓れたる、其も萬葉に多く出て、古言なれども、雙には當りがたし、)又十五(十三丁)に、安麻能乎等女波、小船乘、都良々爾宇家里、などもあり、攝津國風土記に、美奴賣松原、今稱美奴賣者、神名、其神本居能勢郡美奴賣山、昔、息長足比賣天皇、幸于筑紫國時、集諸神祇於川邊郡内神前松原、以求祉福、于時此神亦同來集、曰吾亦護治、仍諭之、曰吾所住之山有須義乃木、各宜材採、爲吾造船、則乘此船而可行幸、當有幸福、天皇乃隨神敎、遣命作船、此神船遂征新羅、(一云、于時此船大鳴響如牛吼、自然從對馬海、還到此處、不得乘、仍卜占之、曰神靈所欲、乃留置、)還來之時、祠祭此神於斯浦、幷留船以獻、亦名此地曰美奴賣、○魚不問大小は、宇袁杼母意富佉那流知比佐佉と訓べし、(上卷海宮段にも此の如くあるをば、ハタノヒロモノハタノサモノと訓つれど、此は然訓べきには非ず、さて不問の字に依らば、大ナル小キヲイハスと、書紀仁德卷に、不問日夜、續紀卅一に、夜日不云と見え、萬葉哥にも然あり、されど此は、下に悉ともあるを、不問を讀ては、あまり語重くなりて宜しからず、此二字は讀までも、おのづから其意はあるなり、書紀推古卷に、無大小ともあり、さて此を、トホシロキトホヒロキなど訓るは、書紀神代卷、海宮段に、大小之魚とあるをトホヒロクヒキイヲドモと訓るに依ればなれど、彼訓心得ぬうへに、此は殊に然るさまに訓べき處に非ず、)書紀神武卷に、魚無大小、悉醉而流、雄略卷に云々、事無巨細、並付皇太子、(榮華物語

故備如教覺。整軍。雙船。度幸之時。海原之魚。不問大小。悉負御船而渡。爾順風大起。御船從浪。故其御船之波瀾。押騰新羅之國。既到半國。於是其國主畏惶奏言。自今以後。隨天皇命而。爲御馬甘。每年雙船。不乾船腹。不乾柂檝。共與天地無退仕奉。故是以新羅國者。定御馬甘。百濟國者。定渡屯家。爾以其御杖衝立新羅國主之門。即以墨江大神之荒御魂。爲國守神而祭鎭。還渡也。

如は、碁登久斯弖と訓べし、斯弖と、爲而の意にて、上文に、於天神地祇云々、散浮大海とある、種々の事を爲てなり、(斯弖と云ざれば、如と云こと、整軍云々へ係りて、意違へり。) ○整軍、登々能布は、呼立る意なり、萬葉二 (三十四丁) に、御軍士乎、安騰毛比賜、齊流、皷之音者、三 (十二丁) に、網引爲跡、網子調、流、海人之呼聲、十 (三十九丁) に、左男牡鹿之妻整登、鳴音之、十九 (三十九丁) に、物乃布能、八十友之雄乎、撫賜、等登能倍賜、廿 (十八丁) に、安之我知流、難波能美津爾、大船爾、末加伊之自奴伎、安佐奈藝爾、可故等登能倍、由布思保爾、可遲比伎乎里、安騰母比弖、許藝由久伎美波、又、(三十八丁) 奈爾波都爾、船乎宇氣須惠、夜蘇加奴伎、可古登々能倍弖、安佐婢良伎、和波己藝涅奴等、などあるにて心得べし、(からぶみ、詩大雅に、爰整其旅、と云るに依て、書る字かと思ふ人あるべけれど、然には非ず、もとより登々能閇と云る古傳の言なり。) ○雙船、

にくぼてなどさす、山より榊もてまゐれり、相模家集に神山の柏のくぼてさしながら、おひなほる身の榮ゆべきかな、）○多作とは、箸と比羅傳とを云る如くなれど、多は、眞木灰納たる瓠をもかけて云るなり、○皆々、たゞ皆と云よりは、如此重ねて云ば、勢ありて甚しくなるなり、又々、猶々などの類なり、○散浮、そも／＼此物どもを、如此爲ることは、如何なる故、何のためと云こと知かたし、さるは、當時にはよく知れたる事なりしか、又は神の御はからひなれば、本より其所以は知がたきことなりしか、此も又知がたし、（眞木灰云々を、師は船中の占かと云れつれど、此は神の然せよと敎へ給ふなれば、占は由なし、若くは灰も瓠も、輕くてよく水に浮む物なれば、御船の沈むことなくて、輕く速く行べき意の祝事にもやあらむ、比羅傳は、師は魚の食を盛るかと云れつれど、いかゞ、箸と比羅傳とは、海神に御食を手向るにやあらむ、比羅傳をいへば、物盛ことは云はでもしるし、）播磨國風土記に、息長帶日女命、欲平新羅國下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命者國造石坂比賣命敎曰、云々、如此敎賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆桙、建神舟之艫舳、又染御舟裳、及御軍之著衣、又攪濁海水、渡賜之時、底潜魚及高飛鳥等不往來、不遮前、如是平伏新羅已訖云々、（神舟の神字は、御の誤か、舟裳は、後世の幕の類なるべし、人の裳を着たる狀に似たる故に、云ならむ、）又書紀に、皇后還詣橿日浦、解髮臨海、曰、吾被神祇之敎、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭滌海水、若有驗者、髮自分爲兩、即入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮而爲髻、因以謂群臣曰、云々、吾婦女、暫假男貌、云々と云こともあり、○可度は、韓國になり、

物者、大膳職所、備、多加須伎八十枚、（高五寸五分、口徑七寸、無蓋、折足四所云々、）並居葉椀、（久菩弖、）覆以笠形葉盤、（比良弖似笠形、）以木綿結垂裝餝、比良須伎八十枚、（高及口徑裝餝、與多加須伎同、但足不折云々とあり、此は物を盛たる葉椀を、多加須伎に居るなり、多加須伎を、葉椀に居るには非ず、さて比良須伎と云は、足なき故の名なり、足不折とは、折足無き由なり、かくて比良須伎に居る物も、同く葉椀に盛て、葉盤を覆ふなるべし、其事を云ざるは、裝餝與多加須伎同と云にこめたるべし、）延暦廿年の御制の祓物の中（上に引り、）にも、柏十五把、（枚手六十枚料、）柏十把、（枚手四十枚料、）柏五把、（枚手二十枚料、）外宮儀式帳に、大御饌爾供奉御枚手五十六枚、また、湯貴進御枚手、合千二百六十枚、など見ゆ、（字鏡に、蒧葮蒧蘲などの字を久菩天、又比良天とあるは、いと心得ず、）比羅傳と云は、久煩弖に對ひたる名にて、淺く平なる由なり、其形右の式に、笠形とあるにても、凡てを知べし、さて其は書紀に、葉盤と書れたる如く、葉を刺合せて作れる物なり、（書記釋に、葉盤柏葉爾盛物也、とあるは、いさゝかたがへり、此にも作とあれば、たゞに柏葉に盛を云にはあらず、）神樂歌、韓神に、也比良天乎、天耳止利毛知天、（愚按抄に、やひらでは、八枚の平盤なり、柏葉にて刺て、神供を、盛る物なり、）惠慶僧哥（新勅撰集に出、）に、霜枯や楢の廣葉を、八葉盤に、刺とぞいそぐ、神のみやつこ（刺は、刺作るなり、今世大嘗祭に用ひらるゝ、葉盤も、柏葉を竹針にて盃の形に刺作りたる物なりとぞ、○葉椀は、葉盤と同じ物にして、たゞ形の窪く深きが異なるなり、うつほ物語俊蔭巻に、さまざまの物の葉をくぼてに刺て、椎栗柿梨芋野老などを入て云々、又嵯峨院巻に、神樂のいそぎの所に政所

り、水垣宮段に、定奉天神地祇之社云云、又於坂之御尾神、及河瀨神、悉無遺忘、以奉幣帛也とある類なり○幣帛は、上卷に出、(傳八天石屋段下)○我之御魂は、三柱大神のなり、書紀には和魂と荒魂とを分て申せるに、此にはたゞ御魂とあるは、惣て申せるなり、○船上は、韓國に渡幸す御軍の船中なり、○坐は、麻世弖と訓べし、其由は、上に云るが如し、萬葉十九に、墨吉乃吾大御神、舶乃倍爾宇之波伎座、舶騰毛爾御立座而、(上にも引たり、)書紀云、既而神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神敎而拜禮之、因以依網吾彦男垂見、爲祭神主、(玉字は、王の誤ならむか、)また撝荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎭、○眞木灰、此眞木は、書紀神代卷、又神武卷に、柀此云磨紀、和名抄に、玉篇云、柀木名、作柱、埋之能不腐者也、日本紀私記云、末木とある(今世にも麻紀と云物なり、)木か、又檜か、又たゞ佳木と云ことか、辨へがたし、灰は和名抄に、灰、波比、○瓠は、和名抄に、瓢瓠也、匏也、可爲飮器者也、和名奈利比佐古、また、杓斟水器也、和名比佐古とあり、(比佐古は本瓠の名なりしが、水を斟器に作るに依て、其器の名にもなりて、木もて作れる杓をも、同く比佐古と云から、瓠をば那理比佐古と云か、又本斟水器の名より出て、瓠をも云か、其本末は未思得ず、いづれにまれ、那理比佐古と云は、蔓になる故の名なり、今世に、ひしやくと云はひさこの訛なり、又ゑやくとのみ云も、ひゑやくの略なり、杓字の音には非ず、○異稱日本傳と云物に、韓國の書に、瓠公云々、瓠公、本倭人、初以瓠渡海而來、故號焉、と云ることあるを引て、今按瓠公云々非也、傳會神功皇后征伐故事也とて、此記の此段を引たるは、却りて附會なり、)○比羅傳は、書紀神武卷に、作葉盤八枚、盛食饗之、葉盤、此云毘羅耐、大嘗祭式に、凡供神御雜

聞えず、御名の顯るゝとは、先度に命を請奉りし時には御名告無く、何神とも知られざりしを、此度問奉りしに依て、始めて如此御名告し賜へるを云なるべし、水垣宮段（傳二十三）に、大物主大神、顯於御夢曰、是者我之御心とある顯に同じ、彼處と考合すべし、（又は、顯とは、此大神は、萬葉六にも、住吉乃荒人神とよめる荒は、現にて、御形の人と現れ坐るよしなり、朝倉宮段に、葛木一言主神の事を記して、彼時所顯也と見え、書紀景行卷、雄略卷などに、現人神とあるも、人と現れ坐る神にて、此と同じ、又津國風土記にも、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而、巡行天下云々、宇佐八幡宮緣起にも、皇后將征異國、于時白髮老人來而奉導、云々、老翁者、住吉大明神也と云り、此緣起の中には、いかゞなる事ども、あれど、現人神と申すを思へば、いかさまにも、此時に御形現坐りし古き傳說ありしなるべし、されば此に顯とあるは、御躰を現して出給へる謂かとも思へど、此は御名者とあれば、その事にはあらず、）さて天照大神の御名の顯れ賜へることをば申さずて、此三柱大神をのみ申せるも、此度の事に主と坐が故なり、（書紀に、和魂服玉身、荒魂爲先鋒などあるも、何神ともいはで、此神の御事なるも、同じ心ばへなり、）○其國は、三韓なり、○天神地祇臨時祭式に、遣蕃國使時祭云々、右擬發使者、惣祭天神地祇於郊野、云々、書紀推古卷に、來目皇子爲擊新羅將軍、授諸神部とあるも、諸神を祭るためにやあらむ、○河海は、宇美加波と訓べし、抑天神地祇といへば、其中に山海河の諸神もあるべきに、如此別に擧たるは、天神地祇と云は、後に神祇官帳に載れる諸神社の如く、定まりて幣帛奉給ふ神社のこと、山神河海神と云は、其外にて、此度韓國言向に幸行すと、歷賜ふ道すがらの山海河の諸神な

底筒雄、如是稱三神名、且重曰、吾名向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也、時天皇謂皇后、曰、聞惡事之言坐婦人乎、何言速狹騰也とありて、(速狹騰尊は、天照大御神にて、伊邪那岐大神天御柱以て天上に送上奉給ひて、天上に騰坐る由の御名なり、萬葉にも指上日女之命とあるが如し、さて是を聞惡事と詔ふは、早く騰ると云ことを忌てなり、貴人の死坐を、阿賀理坐と云故ぞ、)彼、二神の御名告は見えず、抑天照大御神は、殊に坐せば、申すも更なり、此をおき奉ては、住吉大神ぞ、此度の事は專行ひ賜ひつれば、此記には、下文にも、其荒御魂を祭り賜へる事のみ殊に見えたり、書紀繼躰卷に、夫住吉大神、初以海表金銀之國、授記胎中譽田天皇、とあるも、此事を專此大神に係て云り、式、遣唐使時、奉幣祝詞に、皇御孫尊乃御命以弖、住吉爾辭竟奉留、皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無弖、播磨國與理船乘止爲弖、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以弖、船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮波、悅己備嘉志美、禮代乃幣帛乎、官位姓名爾令捧賷弖、進奉久止申、臨時祭式に、開遣唐舶居祭(住吉社)云々、右神祇官差使向社祭之、萬葉十九、(三十六丁)贈入唐使歌に、墨吉乃吾大御神、舶乃倍爾宇之波伎座、艫毛爾御立座而、佐之與良牟磯乃崎々、許藝波底牟泊々爾、荒風浪爾安波世受、平久率而可敝理麻世、毛等能國家爾などあり、凡て異國に關れる事は、主と此大神の所知看すなり、(又さらでもなべて海路の平安をも、主と此大神に祈れり、萬葉廿に、須美乃延能安我須賣可未爾、奴佐麻都利伊能里麻乎之弖、奈爾波都爾船乎宇氣須惠、云々など見ゆ、今世にも、海路の守神と齋祭ること同じ)○註に、此時云々とある十三字、師は後人の加へたるなりと云れつれど、必さしも

(亦と云辭によりて見れば、然るべきか、書紀の趣も、此差別は見えず、) 書紀には、云々、請曰、先日致天皇者、誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命焉、亦問之、除是神、有神乎、答曰、幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居之有也、問亦有耶、答曰、於天事代、於虛事代玉籤入彥嚴之事代神有之也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、於是審神者曰、今不答而更後有言乎、則對曰、於日向國橘小門之水底所居而、水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、遂不言、且有神矣、時得神語、隨教而祭とあり、(撞賢木は、齋賢木にて、伊豆の枕詞なり、神祭る賢木は、忌清むる物なる故につゞく、伊豆は、上卷御禊段に云る如く、清淨き意なり、さて天照大御神は、伊邪那岐大神の御禊し給ひて、清まり坐る時に生出坐る故に、伊豆之御靈なり、天疎向津媛と申すは、此國土より天日を仰瞻奉る意の御名なり、幡荻穗出吾也は、心得がたし、吾字寫誤には非るか、尾田云々も、何國の地名ならむ、未思得ず、さて所居の下之有の上に、神名脫たり、前後の例もて知べし、其脫たる神名は、下文に天照大神の荒魂は、廣田國に、事代主尊は長田國に、表筒男等三神の和魂は、大津渟中倉之長峽に祭れとある處と、相照して思ふに、彼處には天照大神の次、事代主尊の上に、稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國とあるを此には、其神無ければ、稚日女尊なり、橘小門は、伊邪那岐大神の御禊したまひて、彼三柱神の生出坐る地なり、) 此記に右の神たちの中に、於尾田云々所居とある神(稚日女尊なるべし、)と、事代主、神とは無きは、略ける傳なり、書紀細書にも、未知誰神、願欲知其名時、神稱其名曰、表筒雄、中筒雄、

身は、即神の御身に坐ばなり、○何子歟は、那爾能美古叙母と訓べし、皇子か、皇女かと問奉る由なり、事が中に、先此事を問奉れる故は、天皇新崩坐て、よくせずは國の難も起りつべきをりふしなれば、此御子あはれ皇子に坐せかしと欲する心の、切なればなるべし、(さらぬなべての時すら、腹なる兒は、まだきより男女の知らまほしきは、世のならひなりかし、) ○男子也は、比古美古叙と訓る宜し、○欲知は、斯良麻久本志と訓べし、(凡て欲字を、今人は、皆本理須と訓ども、然訓てはあしきも多し、たゞ牟と訓て宜きも多し、此事前に委く云り、又本志と、本理須とは、意は同じけれども、用ひざま異なり、たとへは、哀しと云と、哀しむと云とのけぢめの如くにて、本志と云は哀しと云が如く、本理須と云は哀しむと云が如し、此差別を辨へて訓べきなり、) 催馬樂、我門に、和可奈乎之良末久、保之加良波とあり、○天照大神、(師は、大下に御字脱たるかと云れつれど、白檮原宮段にも、如此御字は無くてあり、されど、何れもオホミカミとは訓べし、) ○御心、すべて某神之御心といふことは、水垣宮段に例どもを、ひきていへり、(傳廿三) ○底筒男、中筒男、上筒男、三柱大神は、上巻御禊段に出たまへり、(傳六) さて此に天照大神には、御心者とありて、此三柱大神には、御心と云ことなきは、差別あるか、(若差別ありとしていはば、次文に、我之御魂云々とあるは、專此三柱、神の御魂なれば、凡て此神託の詔は、此三柱、神の詔へるにて、天照大神之御心者とあるも、此三柱、神の詔へるとせむか、若然らば、此度の事、專此三柱神の行ひ賜ふ其本は、天照大御神の御心にて、其大御命を、此三柱、神の奉承給ひて、執行給ふよしを、詔ふ謂にや、) 又たゞ同じことなるを、上なる御心を此へも響かせて、此には略ける文が、

にぞありけむ、かくてまた神に奉仕る人を云稱となれるも、神託のために設くる人よりうつれるなるべし、以千繒高繒云々、かく琴頭琴尾に繒を置は、神の命を請奉る時の常の禮なるべし、波多とは、布にまれ絹の類にまれ、凡て織たる物を云名なり、志豆波多と云も、倭文布のことなるにても知べし、されば、繒を訓るも當れり、機具を波多と云は、波多を織る具なるから云にて、末なり、)[illegible]

爾建內宿禰白。恐我大神。坐其神腹之御子。何子歟。答詔男子也。爾具請之。今如此言敎之大神者欲知其御名。卽答詔。是天照大神之御心者。亦底筒男中筒男上筒男三柱大神者也。(此時其三柱大神之御名者顯也。)今寔思求其國者。於天神地祇。亦山神及河海之諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上而。眞木灰納瓠。亦箸及比羅傳(此三字以音)多作。皆皆散浮大海以可度。

我大神とは、其神に對ひて申す詞にて、我大君など申すに同じ、下卷朝倉宮段に、天皇の葛城神に對賜ひても、恐我大神と申賜へり、萬葉(十九)に、墨吉乃吾大御神、(廿に)須美乃延能安我須賣可未なども見ゆ、○其神腹、其字は、坐字の上にある意に見べし、(坐神腹其御子と云意なり、其神と云にはあらず、)さて神御腹としも申せる故は、此大后は、今神の著らせれば、其御

有國、金銀爲本云々とありし事をも、又更に先の如くに諭し給へりと云にや、又は其事は再返詔ふべきならねば、たゞ凡茲天下は、彼天皇の所知看べきには非ずて、彼天皇は、一道に向ひ給ふべくて、崩坐ぬと云ことを、先の如く諭し賜へりと云にや、さて如久爾弖と訓ゆゑと、次の凡此國者云々とある語、即先の如く諭し給へる其語より繼けて詔ふ語なればなり、○此國は、上文に、茲天下者とありしと同くて、皇國なり、(書紀に、汝不得其國、唯今云々、其子有獲とあるに依れば、三韓を指るが如くにも聞ゆれど、然には非ず、かの書紀の汝不得其國も、此記には茲天下者云々とこそはあれ、)○汝命、抑此神の命は、大后に託坐て詔ふなるに、其大后を汝命とあるは、少しいかゞなる如くにも聞ゆれど、天皇崩坐て、今は大后ぞ君主に坐せば、神の命を請奉るも、大后の請奉給ふなれば、其詔言も、大后に敎覺し賜ふなれば、如此有べきものなり、○所知國者也、上卷に天照大御神之命以、豐葦原之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也、また、科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國言依賜、とあるに同じ、書紀には、御腹に坐御子の御事は、先度の神託(仲哀卷)の命にありて、(上に引るが如し、)此には無し、此(神功卷)には、時皇后傷天皇不從神敎而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑、三月、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主爲審神者、因以千繒高繒置琴頭尾而請曰、先日敎天皇者、誰神也云々とあり、(親爲神主、こゝのさまを以て思に、神主と云稱は、もと此段の如く、神の命を請奉る時に、其神の託て命のりあるべき人を、初より定め設くる其人を云稱

一人、率中務式部兵部等省、申見參人數、百官男女、悉會祓之、臨時大祓亦同、など見ゆ、なほ朱雀門前、大祓の儀、貞觀儀式に見えたれど其中に、祓の儀はたゞ云々立定、神祇官頒切麻、訖、中臣趍就座讀祝詞、稱聞食、刀禰皆稱唯、祓畢行大麻、次卜五位已上切麻、既而散去とあるのみなり、(刀禰と云は、百官のことなり、さて此中に、頒切麻、行大麻など、古の祓のさまとは聞えず、後世の事なるべし、令の時既に文部が漢文の祝詞をよむことと、卜部の解除することなどありて、古に非る儀ども雜りつれば、其後世々に轉變りぬるほど、思ひはかるべし、中昔よりこなた、大方祓は陰陽家の職の如くなりて、江次第などにも、六月十二月晦日にも、禁中の儀さまぐ〜の事あり、況て私の祓は、凡て陰陽師にせさすることとゝなれり、伊勢物語に、陰陽師かむなぎ召て、戀せじと云祓の具してなむゆきける、祓へけるまゝに云々、戀せじとみたらし川にせしみそぎ、云々などあるを見ても知るべし、さて又大祓の漸に衰へたることは、小右記に、天元五年六月廿九日、今日大祓所、公卿一人不參、仍以右少辨惟成為上代被行之、内侍等稱障不向祓所、仍以女史為内侍代、とあるにて知らる、天元は圓融天皇の御代なり、世人ひたすら、佛事にのみ心をよせて、神事をばなほざりに思ふから、祓は己身々の祓なることをも忘れたるなり、あなかしこ、あなかしこ、かくて參らぬを咎め賜へることも聞えぬは、これ又神事をなほざりにおもほせるからなるべし、)○亦は、復再なり、請神之命までへ係れり、○具、上卷八千矛神の御哥に麻都夫佐爾とあり、○如先日は、佐岐能如久爾弖と訓べし、(日字は讀べからず、若日字をもよまむとならば、先日を比登比と訓べし、)上卷に、爾反降、更往迴其天之御柱如先とあり、さて此はかの西方

ありつるか、されど天武天皇御世に、二度七月の初にもありつると、文武天皇の御代始にも、此六年十二月晦日の事の見えぬとを思へば、此は大寶元年の御定とぞすべき、其後の紀には、定例なる故に、略きて記されぬなり、大寶二年十二月晦日には、廢られしは、是月太上天皇崩坐し故なり、然るに文部が解除は、から國の流にて、皇朝の神事ならざれば、諒闇の中ながらもありしなり、）抑諸國の大祓の儀は、記せる物なけれども、朝廷にて行はるゝ、式にて、准へ知べし、神祇令に、凡六月十二月晦日、大祓、東西文部、上祓刀、讀祓詞、訖、百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部爲解除、（文部かよむ祓詞は、義解に、文部漢音讀者也とありて、此詞も式の大祓詞の末に載られたり、師の考に、こは文部が遠祖の時より傳來たる文とは聞えず、遙に後のさまなれば、漢國或は百濟などの祝巫の唱る詞に依て作れるにぞあらむ、もとより皇朝には由なきことなり、又卜部爲解除も、上代の事に非ず、只令のころの定めなるべし、此事大祓詞の終の文に論あり、）續紀に、養老五年七月、始令、文武百官率妻女姉妹、會於六月十二月晦大祓之處、（令に、百官男女とある女は、女の官人なり、官人の妻女などには非ず、然るに式に、妻女姉妹のことを云はざるは、百官男女と云内にこめたるか、又思ふに、令の百官男女と云文は、養老五年の時に、改められたるにて、これも妻女姉妹をこめて云るにもあるべし、）四時祭式に、六月晦日大祓、（十二月准此、）云々、右晦日申時以前、親王以下百官、會集朱雀門、卜部讀祝詞、（卜部讀とあるは、決く後人の改めたるひがことなり、祓詞は、中臣こそ讀ことなれ、式文にかゝるひがことあるべくもあらず、）太政官式に、凡六月十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下、五位以上、就朱雀門、辨史各

もの、種々許多に顯れ出るを云なり、(古人は、心直かりしかば、身に犯ある者は、大方隱さず顯はし申せしなり、顯し白せば、其罪祓に除こり淸まり、顯さゞれば、淸まらざればなり、)

○國之大祓、國と云、大と云義は、國之大奴佐の下に云る如く、國中悉の祓なる由なり、(毎年の朱雀門前の大火なども、國中には非れども、百官悉にするを以て、大祓と云、) 書紀天武卷に、五年八月、詔曰、四方爲大解除、用物則云々、(上に引り、) また、七年、是春將祠天神地祇、而天下悉祓禊之云々また、十年七月、令天下悉大解除云々、(上に引り、) また、朱鳥元年七月、詔諸國大解除、續紀に、文武天皇二年十一月、遣使諸國大祓、また、大寶二年十二月壬戌、廢大祓、但東西文部解除如常、また、慶雲四年正月、因諸國疫、遣使大祓、文德實錄に、嘉祥三年四月辛亥、爲除凶服、先遣大中臣氏人於五畿內七道諸國、以修大祓、(大嘗祭式に、凡大祓使者、八月上旬卜定差遣、左右京一人、五畿內一人、七道各一人、下旬更卜定祓使、差遣、左右京一人、五畿內一人、近江伊勢二箇國一人、在京諸司、晦日集祓、如二季儀、) 癸丑、帝吉服、大祓於朱雀門前、三代實錄に、貞觀七年七月廿九日戊申晦、先是武德殿前有人死、仍大祓於建禮門前、以攘邪氣也、(小右記に、天元五年四月廿一日、作物所板敷下在犬死、云々、廿三日、有大祓事、賀茂祭間、內裏有穢之時、先例被行大祓云、) など見えたり、(師の祝詞考云、大祓の事、神代より傳はりて、橿原宮に初國しらし、御代にも、絕ず行ひ賜ひけむを、上代の記に、古事記の外には漏れて、後に天武天皇記に見えたり、持統天皇紀にすべて見えぬは、漏たるならむ、天武天皇御代、始の紀には、臨時大祓見ゆ、大寶元年に至て、六月十二月晦日の事、令條に擧られたり、かく定例となりぬるを思へば、はやくより此二度の大祓も

る事にても、凡て厭ひ惡むべき凶事をば、皆都美と云なり、(然るを世人罪字に泥みて、たゞ惡行をのみ云と心得て、都美てふ言の本義をわきまへざる故に、祓の罪條の中に、心得かねて、解を誤れるが多きなり、罪字は、たゞ惡行の一に就て當たるものにて、都美と云總ての意には當らざること多し、ゆめ此字に勿泥みそ、物語書などに、人の容貌のわろき處なきを、罪なしと云ること多し、これら中昔まで古意ののこれるなり、然るを前世に惡業の罪なき故に、容貌美く生れたる意なりなど解なせるは、いみしき強説なり、又災に遇ふなどを罪とせるをも、已がなしたる罪ある報に災にあふなりと云も、同じ強説なり、皆罪字になづめるからの誤ぞかし。)類とは、如此擧たる條々のみに局らず、餘にもなほ多かるを、包云言にて、かの大祓詞などに、許々太久乃罪出武とあるに同じ、(彼文も、擧たる外に、略ける罪條なほ多き由にて、かく云るなり。)さて此に國津罪どもを擧たる條々を按ふに、たゞ奸の屬をのみ馬牛鷄犬まで一別に具に擧て、奸に非る他の罪の種々多かるをば、一も擧ざるは、(いかゞなる如くなれど、)是ぞ古文の巧の美きなりける、其は他の罪をば故らに一も擧ず、奸屬一を種々具に擧て、此に准へて、他の罪ども、一屬ごとに各種々多かることを思はせたるものなり、(他の罪の一條も無きに心を著べし。)されば此の類と云は、上の婚等の同類と云には非ず、常に此婚等と類へ連ねて、言擧るくさ〴〵の罪ども、と云意なり、○種々求とは、國中の人等の、天津罪國津罪の種々の中、何れにまれ犯したることあるを、(穢災なども、其事のあるが、犯したるなり。)探り、求むるを云、かくて大祓詞などに、許々太久乃罪出武とあるは、然探求むるまゝに、犯したる罪ど

犯せるなりとして、皇朝の人は、母子相奸し事などは假にも聞えざれば、白人胡久麗は、母子相奸事にかけて云るなり、とあるは心得ず、まづ美字を麗の誤とは云がたし、儀式にも、故求彌、伊勢儀式帳にも、古久彌とあればなり、さて皇朝人は、母子相奸し事聞えずとても、此事無しとはいかでか定めむ、民間には、此事ありとても、何のついでもなきに、さる内々の細事までを、古記には書すべきならねば、聞えぬを以て、此事無りし據とはし難きをや、）貞觀儀式には、右の條々の内の、高津神乃災、高津鳥乃災二無くて、餘は同じ、大神宮儀式帳には、國都罪止所始志罪波、生秦斷、死秦斷、己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人、古久彌、川入、火燒罪乎、國都罪止定給弖、犯過人爾、種々乃令祓物出、天祓清止定給支、（これに、白人古久美は、己母犯罪云々より下にあるを以て、新羅高麗人には非ること明けし、さて川入は、川に溺れて死ぬること、火燒は、火に燒れて死ぬることにて、此らも穢なり、或説に、カハイレホヤキと訓て、人を川に沈め、火に燒きて殺すことゝするは、穢を罪とすることを知らざる例のひがごとなり、さて國都罪止所始志罪波とあるは、天都罪に效ひて思ふに、此罪條どもは、御孫命の天降坐て後、此種々の罪を犯し始めし事のあり（つるに因て、永く國罪の條目にはなれるにぞあらむ）〇罪類、凡て都美は、都々美の切まりたる言にて、古語に、都々美那久、又、都々麻波受など云る都々美と一にて、諸の凶事を云、（都々牟は、都々志牟と一なるを、つゝしむは、凶事あらじ、あらせじとする方に云、つゝむは、凶事を露さじと隱す方に云つゝ、みなくなどは、凶事なきを云、これら末は各異なるが如くなれど、本は一なり、）其は必しも惡行のみを云に非ず、穢又禍など、心と爲るには非で、自然にあ

美と云言の意を得ず、たゞ罪字に就て思ふが故なり、先都美と云言の意は、次に委く云べし、考へ見て知べし、かくて此に擧たる國津罪どもの中に、穢と、惡行と、災との三の差別ありて、生膚斷より胡久美までは、穢なり、生膚云々も、膚を斷て傷きたる穢にて、殺したる罪を取には非ず、白人は白癜の類、胡久美は瘜肉の類にて、共に和名抄に見ゆ、これらも穢き物なるが故に入れり、儀式大嘗祭條に、可ㇾ忌事六條中に、預二穢惡一事とありて、細書に、祓詞所ㇾ云天罪國罪之類皆神之所ㇾ穢所ㇾ惡也、とあるにて、此條々の中に、穢を取れることあるを知べし、次に己母犯罪より、畜犯罪までは、惡行なり、昆虫、高津神、高津鳥は災なり、高津神の災とは、雷にうたれて死る類を云なるべし、高津鳥は、虛空飛鳥と云ことにて、昆虫と云たぐひなり、大殿祭詞に、天乃血垂飛鳥乃禍無久、とあるにて知べし、高は虛空を云なり、上代には、民の屋舍などいとかりそめにて、野山にまじり住る故に、鳥虫の難多かりしこと、神代紀に大己貴命與二少彥名命一、爲ㇾ攘二鳥獸昆虫之災異一、則定二其禁厭之法一、とあるなどを以て知べし、さて災も罪なることは、次に云を見て知べし、次に畜仆云々は、又惡行なり、此一條上なる惡行の條々のつゞきに擧ずして、災の條々を隔て、こゝに別に擧たるは、上なるとは類異なるが故なるべし、上なるは人凶くする行には非るを、是は正しく人を凶くする行なればなり、さて右の三の差別は、即文を變て云るにても知らるるなり、其は穢なる條々をば、たゞ云々とのみ云て、罪といはず、惡行なるをば、云々罪と云、災なるをば云々災と云て、三種に分けたり、文を考へて知べし、師の考に、白人胡久美を、新羅人高句麗なりとして、美字を麗の誤とし、己母犯より下四條の罪を、彼國人どもの、皇朝に參居たるが、

むためなり、凡て此四種を言別たるさま、古語の優たるものなり、後世人は、かくは得言とらぬことぞ、）親子婚といへば、四種にわたりて聞ゆ、○馬婚は、宇麻多波祁、○牛婚は、宇斯多波祁、○鷄婚は、登理多波祁と訓べし、（上卷八千矛神の御哥に、迦祁とあれども、此は訓ては似つかはしからず、此鳥は、たゞ鳥と云も常のことなり、東の枕辭にも、とりがなくと云を、萬葉に、鷄之鳴とかけり、）○犬婚は、伊奴多波祁と訓べし、凡て上生剝より此までの種々の擧ざま、皆其罪の名目なれば、何れも其意を以て、體言に讀べし、（剝、離、埋、戸、婚、みな用言なれども、名目になきときは、凡て躰言になる格にて、其音讀も變るなり、抑罪條を名目に呼ことは、今世にも、人殺し、火放け、贋銀爲、關所破りなど云が如し、此の罪條どもゝ、皆其こゝろばへに讀べし、さて又阿離などは、畔を離ちと云こゝろ、馬婚などは、馬に婚けと云意なれども、凡て名目に呼言は、袁爾などの助辭をば除きて云ことと、古も今も同じく定まりなり、たとへば、舟に乘る事を舟乘、山に伏すことを山伏と云たぐひなり、故此に離阿などは書ずして、阿離と書き、於馬婚、婚馬などは書ずして、たゞに馬婚など書けり、名目に訓べきことを、是を以ても知べし、）さて右の四種の畜は、人家に養て、常に親近きからに、（天武紀に、制に、莫食牛馬犬猿鷄之宍、）奸けし者もありけらし、（日本紀略に、應和二年四月十九日丙午、齋院禊、今日出雲守橘泰胤宅下男一人與犬通婬と云ることあり、）大祓祝詞に、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、畜仆志、蠱物爲罪、許々太久乃罪出武、（此國津罪の條々、昔よりさま／＼解說あれども、見當らざること多し、其は皆古意を知らず、且都

此に擧たる種々の罪、皆其名目なれば、此も必名目なるべきに、字に隨ひて訓ては、餘の例に違ひていかゞ、又親と子とのことを、上下と云むも、古言にあらず、されば字は事の意を以て書るにて、言は字に拘るまじきなり、婚字の、上通の下には無くして、下に一あるも、上通下通をば、一に合せて、次なる四種の婚の名目と同じさまに讀べきが爲なり、）多波祁は、交合まじき人に交通なり、字鏡に、姧犯婬也、太波久、（また、婬は太波留とも見え、萬葉廿に、多波和射などあるも、本同言なり、）と見え、書紀に、婬字姧字通字、又娶字婚字などをも、交まじくて、交通るをば、皆多波久と訓り、さて此罪は、儀式又大祓祝詞などに己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪とある四種を合せて云る名目なり、（但し種々の罪條の內畧きて云こと多ければ、彼四種の內の上二種を云るにて、下二種には渉らずとも云べし、大神宮儀式帳などには、上二種をのみ擧て、下二種をば畧けり、されば此は四種と見ても、二種と見ても、違ふことなし、さて上通とは、己母犯罪にあて、書、下通とは、己子犯罪にあて、書るなり、子與母犯罪は上通に母與子犯罪は下通に兼べし、さてかの四種の內、母與子犯罪と云は、交會たる婦人の女子をも犯すを云、母とは、其女子に對へて云なり、此を、師は他人の母を姧し、又其が子を姧すなりと云れつれど、他人の母と云ては、人の母たる婦人を犯す罪の如く聞えていかゞ、其意には非ず、若他人の母ならば、人母とこそ云べけれ、たゞ母とのみにては聞えず、次に子與母犯罪と云は、交會たる婦人の母をも犯すを云、子とは、其母に對へて云なり、仁賢紀に、住道人山寸、上姧玉作部鯽魚女、とあるは此罪なり、さて上の二種に、己母己子と、己と云ことを添たるは、此下の二種の母又子に別

て、物に着置を、幣理著ると云も此なり、(昔より此戸を幣と訓べきことを知らず、古語拾遺細注に、以屎塗戸など云るは非なり、其他字に依て、戸の意に解る、皆あたらず、師は、處の意にて、屎處にするよしなりと云はれしかど、屎處とみ云ては、言足らず、そのうへ此に擧たる罪條の名目は、皆其所爲を以て云り、剝、埋、離、婚などの如し、然れば此も其例に、必屎をして穢す其爲を以て云べきことと決し、此一ッ異なるべきにあらず、)さて生剝より是までは、皆須佐之男命の犯賜ひし罪にて、上卷に見えたり、考合すべし、(傳八の初、)大祓詞に、國中爾成出武天之益人等我、過犯家牟雜々罪事波、天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝逆剝、屎戸、許許太久乃罪乎、天津罪止法別氣弖、(これら皆天上にして犯し賜ひし罪なるが故に、天津罪と云、儀式にも、此種々を擧て、已上天罪とあり、師の考に云、此七の罪は、須佐之男命の犯し給ひしを以て、後に國人の犯すをも、此類なるをば、天津罪と云なり、)大神宮儀式帳に、天都罪止所始志罪波敷蒔、畔放、溝埋、樋放、串刺、生剝逆剝、屎戸、許々太久乃罪乎、天都罪止告分天、古語拾遺に、所謂毀畔、(古語阿波那知、)埋溝、(古語美曾宇女、)放樋、(古語斐波那知、)重播、(古語志伎麻伎、)刺串、(古語久志佐志、)生剝逆剝、屎戸、(生剝より下、古語云々と云ことなきは如何、)○上通下通婚は、(舊印本、又一本などには、下通二字脫たり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、其にとりて、上通の下にも、婚字ありしが脫たるかとも見ゆめれど、婚字は、元より下なる一ッなるべし、)意夜古多波祁と訓べし、(此記の書ざまの例をもていはば、意夜古多波祁ならば、祖子婚などこそ書べけれ、上通下通などは、書べくも非ず、されば猶ほ訓べき言あらむとも思はるれども、なほよく思ふに、

此罪條には入む」とあるが如し、(但し死たる獸皮を剝は、常の事にて云々とあるは、心得あるべし、此罪は、死たるにまれ、生たるにまれ、獸皮を剝を以て罪とせるには非ず、生ながらに皮をはぎたる馬を以て、忌服屋を穢せるを以て、罪とはするなり、)古語拾遺にも、生剝逆剝とありて、細注に、逆剝生駒とあり、(かゝれば、生剝之と、之を添て讀べき意なれども、此天津罪國津罪の條々は、皆罪の名目に云るにて、皆言短きを、此のみ生剝之逆剝と云ては、他の例に違ふゆゑに、おのづから二事の如くに云ならへるなり、)逆剝とは、尾の方より、首の方へ逆に剝故に云り、(獸皮を剝は、皆かくの如くにて、尋常なれば、たゞ剝と云ても同じことなるを、殊に如此云は、例の言の文なり、)書紀神代卷に、剝天斑駒云々、一書に、逆剝斑駒云々、一書に、生剝斑駒云々、○阿離溝埋は、書紀神代卷には、春則重播種子、且毀其畔、秋則放天斑駒使伏田中、云々、一書に、春則塡渠毀畔、又秋穀已成、則亘以絡繩、云々、一書に、春則廢渠槽、及埋溝毀畔、又重播種子、秋則挿籤伏馬などあり、此如種々の事あるを、此には略きて、たゞ一二を擧て、餘をば包たるなり、○屎戸は、久曾幣と訓べし、(屎をクソと訓るは、くそと云ことを惡み避たるなれど、後世のことなり古はさることなし、書紀にも、送糞此云倶蘇摩屢、とこそ見えたれ、戸を斗と訓るもわろし、)此は上卷に、並其於聞看大嘗之殿、屎麻理散、とある是なり、戸は、(字は借字)幣理の理を省けるにて、(かく活く理を省く例常多し、知を斯、渡を和多、と云類なり、)即麻理散を云、和名抄に、痢、久曾比理之夜萬比、(又放屁、和名倍比流と見え、また、嚔、これらの比流も、本同言なり、又俚言に、屎の滑なるを、毘理屎と云、)此比理と通ひて同言なり、即今俗語に、小虫などの卵を生出し

戸座御火炬、奸物忌女、及觸穢惡事、預御膳所、幷忌火等祭齋日、歐祝禰宜、及預祭事神戸人、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科中祓、輸物如右、一下祓料物二十二種、刀子一枚、木綿六兩、麻六兩、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒四升、米四升、稻四把、鰒六兩、堅魚六兩、雜腊六兩、鹽四合、海藻六兩、滑海藻六兩、食薦一枚、薦一領、坏二口、盤二口、匏一柄、柏五把、楉二枚、右闕怠雜祭祀事、及齋日歐祝禰宜、幷預祭神戸人、犯諸禁忌者、宜科下祓、輸物如右、以前祓右大臣宣偁、承前神事有犯、科祓贖罪、善惡二祓重科一人、條例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今弛張、立例如件、其歐傷若重者、祓淨之外、依法科罪、齋外鬪打者、依律科決、不在祓限、又祝禰宜等與人鬪打、及有他犯事、須科決者、先解其任、即決罰、神戸百姓、有犯失者行齋之外、決罪如法、今具奏状奏聞、奉勅依請、と類聚三代格に見えたり、右の內に、大祓とあるは、大上中下と定められたる祓の品にして、國之大祓など云大祓の謂には非ず、思ひ混ふべからず、齋宮式にも、凡雜色人已上、與人毆鬪者、科上祓、凡寮官諸司、及宮中男女、修佛事、和姧密婚者、科中祓、など見え、三代實錄十一に、內膳典膳雀部朝臣祖道、隱匿司中人死之穢、仍科上祓、これは神事には非れども、穢事の罪なる故に、祓を科せたるなり、日本紀略に、寛弘七年九月廿五日庚子、大原野社邊有葬送輩、仍預等負大祓了など云ことも見ゆ、〇生剝逆剝、(生は伊伎と訓べし、伊氣と訓は非なり、)師の祝詞考云、古事記に、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而所墮入、とある是なり、生剝は、生ながら皮を剝なり、逆剝も一なるを、かく重云は、古文の文にて、かくさまに云例いと多し、生剝の逆剝と心得べし、(或人逆剝を、死たる皮を剝なりと云るは、ひがことなり、古も今も死たる獸の皮をはぐは、常の事にて、罪とせざればさてはいかでか

は、例の大祓に、戸別人別など、祓物を出すことは無かりつと見えて、貞觀儀式、延喜式などにも、其事は見えず、儀式に、神祇官陳祓物於朱雀門前路南、分置六處、但馬在其南方北向、とあれども、此はたゞ神祇官より設置のみなり、四時祭式(六月十二月晦日大祓條)に擧られたる種々物、これかの六處に分置祓物なるべし、又別に、大麻切麻と云物あれども、古のさまに異なり、(上に云るが如し) 但し神官神事に犯ある人には、臨時祓を科せて、物を出さしむる事は、中古まで其法ありき、(延暦廿年五月、太政官符、定准犯科祓事、一大祓料物二十八種、馬一疋、大刀二口、弓二張、矢二具、刀子六枚、木綿六斤、麻六斤、庸布六段、鍬六口、鹿皮六張、猪皮六張、酒六斗、米六斗、稻六束、鰒六斤、堅魚六斤、雜腊六斤、鹽六升、海藻六斤、滑海藻六斤、食薦六枚、薦六領、坏六口、盤六口、柏十五把、匏四柄、楉四枚、席一領、右闕怠大嘗祭事、及同齋月内、弔喪問病、判署刑殺文書、決罰食宍、預穢惡之事者、宜科大祓、所輸雜物、具如前件、官人有犯、兼解見任、一上祓料物、二十六種、大刀一口、弓一張、矢一具、刀子二枚、木綿三斤、麻三斤、庸布三段、鍬三口鹿皮三張、酒三斗、米三斗、稻三束、鰒三斤、堅魚三斤、雜腊三斤、鹽三升、海藻三斤、滑海藻三斤、食薦三枚、薦三領、坏四口、盤四口、柏十把、匏二柄、楉三枚、席一領、右闕怠新嘗祭、鎭魂祭、神嘗祭、祈年祭、月次祭、神衣祭等事、闕伊勢大神宮禰宜内人、及穢御膳物、幷新嘗等諸祭齋日、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科上祓、輸物如右、一中祓料物、二十二種、刀子一枚、木綿一斤、麻一斤、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒一斗、米一斗、稻一束、鰒一斤、堅魚一斤、雜腊一斤、鹽一升、海藻一斤、滑海藻一斤、食薦二枚、薦二領、坏四口、盤四口、匏一柄、柏五把、楉二枚、右闕怠大忌祭、風神祭、鎭花祭、三枝祭、鎭火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園韓神春日等祭事、闕物忌

麻既而散去とあり、次字の下なる字、己が見たる本、何れもさだかならず攝、若くは撥などにやあらむ、行大麻と云ことと、いかにしけるにか、おぼつかなし、江次第同條に、次行大麻とありて、細書に、神祇官人以下執之、上卿以下、座前引之、上卿辨大夫諸司、料各異、西宮抄曰、上卿、料祐曳、とあり、又古今集、歌に、大麻の引手あまたになりぬれば云々、顯昭云、大麻は、祓するに陰陽師の持たる串にさしたるしでなり、祓はてぬれば、是をおの〳〵引よせつゝ撫る物なれば云々と云り、此説によらば、引手あまたとよめるは、江次第に座前引之とあるとは別事なり、思ひ混ふべからず、又公の大祓の大麻と云名をかりて、私の祓にも、大麻と云るか、大てふことあたらず、但し師の冠辭考に、引手あまたとよめる大麻は、大きなるぬさなりと云れたるに依らば、儀式などに大麻とあるも、切麻に對へて、大きなる由の名にて、古の大奴佐とは本より別なるか、詳ならず、そはともあれかくまれ、古に大奴佐と云しは、中昔よりこなたのとは、其趣異なるものぞ、さて又神事に、榊枝に麻と紙とを垂たるをも、奴佐と云、紙は木綿の代なり、又神社より授る御祓大麻と云物は、木綿麻を串に挾みたる形にて、此も紙を代に用るなり、〇取とは、神祇令に、凡諸國須大祓者、毎郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雜物等、戸別麻一條、其國造出馬一疋、とある如く、郷戸々より、祓物を出さしめて取を云、(此如して其國中の人民の、身身の罪穢を祓ひ清むるなり、)天武紀に、五年八月、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且毎戸麻一條、また、十年七月、令天下、悉大解除、當此時、國造等、各出祓柱奴婢一口而解除など見えたり、然るに今京などになりて

云れたる、然もあるべし、(如此云ときは、うちまかせては、天下諸國のことなれども、此は筑紫の內の諸國にてもあるべく、又筑紫一國にてもあるべし、決めては云がたし、)國中のと云ことなり、大とは、大祓の大と同く、廣く國中より取ゆゑに云り、奴佐は、神に手向る物をも云、(萬葉哥によめるは、みな神に手向る奴佐なり、故幣とも、幣帛とも書たり、)又祓に出す物をも云、名義は、禱布佐にて、(泥疑布を切むれば、奴となる、)事を乞禱ぐとて出すよしなり、祓の奴佐も、其罪穢を除清め給へと禱ぐ意を以て出すなれば、神に獻りて禱ぐと、意ばへ一なり、さて布佐は麻なり、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語、麻謂之總也、今爲上總下總二國とあり、(麻を布佐と云しこと、此他には見えたることなけれども、總國と云名を思ふに、信に然ぞありけむ、)抑神に手向るも、祓に出すも、其物は種々ある中に、殊に麻をしも名に負るは、あるが中に主とする一種に就てなり、即麻と書くも、此故ぞかし、(下に引る神祇令にも、戸別に出す物は、麻一種なるを以ても、主とあることを知べし、大神宮儀式帳に、三祭十六日、西川原、祓の儀を記せる處に、各奴佐麻令持而、先宮東方皆悉令向侍而、人別之庤幷後家穢雜事令申明、然於御巫內人、各所持之奴佐麻一條分授、即御巫內人管集取持、其人別所申穢事、細令傳申明、云々とあるも麻なり、奴佐麻とは、奴佐に出す麻なり、奴佐と麻と二には非ず、)さて此の奴佐は、大祓に出す祓物なり、祓物の事は、上卷千位置戸の下(傳九の初)に云るが如し、考へ見て古への大奴佐の意を知べし、(然るに今京などになりては、大祓に、大奴佐と云物、たゞ名のみ存て、古へのとは其趣大く變りて、本意は亡たり、貞觀儀式大祓條に、神祇官預切麻云々、祓畢行大麻、次口五位已上切

散るにてもあるべし。)又萬葉二に、天皇大殯之時と見え、又日並知皇子尊殯宮之時云々、高市皇子尊城上殯宮之時云々、明日香皇女木瓱殯宮之時云々などもあり、(師の考には、天皇の餘に、別に殯宮は立られず、これらは一周まで御墓づかへする間を、凡て殯と云しなりとあり、今按に、天皇のほかは、殯宮無き證も見えず、又正しく殯宮ありし證も見えねども、既に殯宮之時とあるうへは、たとひ其宮は立られずとも、殯宮と云しことは明し、孝德紀の制に、凡王以下及至庶人、不得營殯とあるに依らば、皇子は殯せしなり、又此制より前には、王以下も殯せしなるべし、さて右の如く殯宮之時と云るは、御喪之時と云義にて、必しも殯宮に坐ほどのみを云に非ず、故端に右の如く標たる歌、いづれも既に葬奉れる後の事までをよめり、されば師の一周までの間を云と云れたるは當れり。)齊明紀に、皇孫建王八歲薨、今城谷上起殯而收、云々、詔曰、万歲千秋之後、要合葬於朕陵とある殯は、詔に依に、此天皇の崩坐て、合葬奉むまで、斂置奉るなれば、尋常の殯とは、こよなくぞありけむ、○坐は、麻世麻都理弖と訓べし、其由は、玉垣宮段に、御子者坐檳榔之長穗宮而、とある下(傳廿五)に云り、書紀には、於是皇后及大臣武內宿禰、匿天皇之喪、不令知天下、則皇后詔大臣及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連曰、今天下未知天皇之崩、若百姓知之、有懈怠乎、則命四大夫、領百寮、令守宮中、竊收天皇之屍、付武內宿禰、以從海路遷穴門、而殯于豐浦宮、爲无火殯斂、甲子、大臣武內宿禰、自穴門還之、復奏於皇后、是年由新羅役、以不得葬天皇也とあり、○更は、復更めてにて、請神之命と云へ係れり、○國之大奴佐、國は、次に國之大祓と、ある國と同く、諸國を云、但し此は筑紫國々を云るかと師の

もありしなり、大荒木森と云地名も、古の天皇の大殯宮の趾にぞありけむ、さて殯は、書紀などに、皆モガリと訓り、其は、或説に、喪あがりなり、仲哀紀に、无火殯斂此云褒那之阿餓利、とありと云り、さもあるべし、師は此仲哀紀の訓注に依て、殯を凡てアガリと訓れき、さて萬葉考に、阿羅紀は、阿羅は假の意、紀は加理の約まりたるにて、もと阿賀理と同言なり、と云れたるは、いかゞなり、阿羅紀と阿賀理とは、言は本より別なり、但し殯とあるをば、二の内何れに訓ても違はず、殯宮も、アガリノミヤと訓むもひがことに非ず、然れども、此も然訓むよりは、アラキノミヤと訓ぞ直によく當れる、用言に殯などある處は、アガリスと訓て宜し、さて阿賀理てふ言の意は、まづ天皇の崩すを、神上と申す、こは底津根國黄泉國に幸すと申すことを忌憚て、其反を以て、天に上坐と申しなせるものなり、かの僧を髮長、葦を余斯と反を云が如し、天皇のみならず、皇子等などにも、天所知など申し、事によりては、凡人にもさるさまに云ることとある、皆同じ、かれば、死し時の事をも、天に上るをりの事と云意にて、阿賀理とは云なり、師の遠江人は、今も人の死て第三日の事するを、三日のあがりすと云と云れたる、京などにては、是を志阿宜と云り、此も天へ送り上る事と云意にて、同じことなり、さてかく人の死るを上ると云より轉りて、凡て事の成果るを出來上る、成し畢るを爲上るなど云こと多し、又病の新に治ぎたるほどをやみあがり雨の晴たるほどを、あまあがり、と云類も多し、又下すと云べきを、上ると云ことも多し、膳を上る、又神へ供たる物の下しを、上りと云類なり、こは天皇の御位のことに就て、下す、下るは、忌言なる故に、例の反を云るにやあらむ、又事を終て退るを、あがると云こともあり、其は

驚懼は、天皇の忽に崩坐ぬるを驚き神の御祟を懼むなり、○殯宮も、阿羅紀能美夜と訓べし、其出は萬葉三に、左大臣長屋王賜死之後、倉橋部女王歌に、大皇之命恐大荒城乃時爾波不有跡雲隱坐、とある大荒城は、御喪の時を云て、同集中に、某尊殯宮之時、とある（下に引り）に同じければなり、（彼大荒城を、地名として解たるは、いみしき强説なり、時にはあらねど、は、大荒城仕奉るべき時ならぬを云、そは此長屋王は、謀反賜ふよし聞えありしによりて、窮問其罪、令王自盡と續紀に見えて、今世武家にて切腹仰付らるゝが如し、されば御命の限りにて、薨坐るには非ざりしを、時にはあらぬと云るなり、）かくて荒城と云意は、荒は鉄璞などの阿羅なり、其は新に死たるまゝにて、未何とも爲あへぬほどの意にて、今世にも其を阿羅某と云こと多し、（阿羅亡者、阿羅齋、阿羅火などのごとし、）城は墓の紀に同じ、されば新に死たるまゝにて、未葬りあへざるほど、且姑く收置處を阿羅紀と云て、天皇などのは、其宮を阿羅紀能宮と申せるなり、（今伊勢の己郷松坂の俗に、人の新に死たる家には、細竹或は葦などの長さ二三尺ばかりなるを、よきほど束ねて、竪に杙に結着て、二三日がほど門口に植置て、新喪の標とす、其名を阿羅加紀と云り、これ荒城のこゝろばへなるべし、かゝる事なほ諸國の俗を尋ねば、古き爲も名も遺れる事多かるべし、）書紀允恭卷に、殯宮大夫玉田宿禰云々、（大夫は、殯を主れる職なり、）また、參集於殯宮、敏達卷に、天皇崩、起殯宮於廣瀨、推古卷に、天皇崩、殯於南庭、云々誄於殯宮、舒明卷に、天皇崩百濟宮、殯於宮北、是謂百濟大殯、天智卷に、天皇崩、殯于新宮、天武卷に、天皇崩起殯宮於南庭などあり、（これらに依るに殯宮は、宮中にも造られ、又他處に造られしことを

幾久毛不有爾などある幾久毛は、今本の訓は、古言にかなはず、イクヒサ、ニモ或はイクバクヒサモなど訓べし、然れども此なるは、久を讀てはわろし、〕〇不聞は、伎許延受那理奴と訓べし、〔那理奴は、漸に絕たるなり、〕〇擧火は、字のまゝに訓べし、〔擧を師はトモシテと訓れたり上卷に燭一火などもあれば、其もさることなれども、此は、本よりも燈はありつらむを、近く取依せ擧て見奉れるさまに聞ゆるなり、但し沙庭には凡ては火は燭さぬ禮か、若然もあらばトモシテと訓べけれど、其は知がたきことなり、又燈は無くて、燎火なる故に、近く明して見奉むとて、新に燭せるか、とまれかくまれ、阿宜弖と訓て惡からじ、〕天武紀に、擧燭とあるも、近く取依せ擧る意なれば、阿宜弖とこそ訓べけれ、〇旣は、師の波夜久と訓れたるに依べし、〔俗言に、波夜と云意なり、〕此段、書紀には、〔かの、神託は八年の事にて、〕九年春二月、癸卯朔丁未、天皇忽有痛身而明日崩とありて、細書に、卽知不用神言而早崩、一云天皇親伐熊襲、中賊矢而崩也とあり、並異なる傳なり、〔有痛身を、本にはナヤミタマフコトアリと訓れども、たゞ御病ならむには、痛身とも書まじきにや、若くは大御體の痛坐しにやあらむ、〕

爾驚懼而。坐殯宮。更取國之大奴佐而。奴佐二字以音種種求生剝逆剝。阿離溝埋屎戶。上通下通婚。馬婚牛婚。鷄婚犬婚之罪類。爲國之大祓而。亦建內宿禰居於沙庭。請神之命。於是敎覺之狀。具如先日。凡此國者。坐汝命御腹之御子所知國者也。

あり、)中昔の物語書などにも、管絃をもはら御遊と云り、續紀十五に、皇太子の五節舞を舞賜へるを御覽て、太上天皇の詔に、今日行賜布態乎見行波、直遊止乃味爾波不在之弖、天下人爾、君臣祖子乃理乎、教賜比趣賜布止爾有良志止奈母所思須、(この遊字を、印本には、迹に誤れり、今は古本に依れり、さて君臣祖子之云々は、こちたき漢意なり、樂はたゞ遊なるこそ直き本の意にはありけれ、)さて哥舞管絃わざならぬ他の事にも、阿蘇婆須と云ことあり、其事は、下卷朝倉朝大御哥に見えたる、其處(傳四十二の始)に云べし、抑阿蘇夫と云言の本は、今俗にも云と同意なれば、何事にも云中に、哥舞管絃は、遊の至極なる故に、殊に其名を負るなり、○稍取依、稍は、速ならざるなり、取依は、押退賜ひしを、又取依賜ふなり、○那麻那摩邇は、生々にて、凡て生とは、物の未滿ひ熟らざるを云、物語書にも、なま〳〵のかむたちめ、なま〳〵の博士などあり、(奈麻強の奈麻も是なり、さて那麻々々、奈麻強、みな中々の意あり、俗言に那麻那加爾とも云り、中は半途にて、至るべき處まで未至らぬ意なる故に、生と意通へり、)此は御心に入て熟くも彈給はず、しぶ〳〵に、少しづゝ彈給ふさまを云り、(上に稍とあると相叶へり、)さるは、神の命を信賜はず、御琴も彈かじと所念せるを、人に強られて、御心ならず彈賜ふが故なり、○控坐、坐は伊麻志と訓べし、(たゞ控賜ふと云意に添たる坐にはあらず、)控て坐すなり、○未幾久而は、伊久陀母阿良受弖と訓べし、萬葉五(九丁)に、伊久陀母阿羅禰婆、十(二十七丁)に、左泥始而何太毛不在者、(あらねばは、あらぬにと云意なり、)などあるに依れり、幾程も無く、(俗言に間もなく、)と云意なり、(萬葉四に、不相見者幾久毛不有國、十一に、不相見而

なり、〇我天皇は、和賀意富伎美と訓べし、然申せること、日代宮段、朝倉宮段などの哥、又萬葉にも多し、凡て天皇と書たるにも、意富伎美と訓べきが萬葉などにも多し、天皇とあるをば、スメラミコト、又スメラギとのみ訓て、オホキミとは訓ぬことゝ心得たるは非なり、續紀四に、元正天皇を、我王、(こは元明天皇の詔に、聖武天皇を申し賜へるなり、又十に、聖武天皇の詔に、天皇をもかく申し給へり、)九に、我皇天皇、十に、我皇太上天皇などもあり、〇大御琴、上にも次にもみな御琴とあるを、此のみ大御とあるは、白す語なればなり、(これらを見ても、此記の古語を失はざることと知られて、いと貴し、又地詞と、人に對ひて云詞との差別をも辨ふべし、)〇阿蘇婆勢は、彈賜へと云むが如し、うつほ物語俊蔭巻に、仲忠例の曲の手をばひかで、思ひの外の物をひく、時にかくては御祿もいかゞはせむ、なほ少しこまやかに阿蘇婆世と切にのたまへば、調かへてひく、源氏物語處女巻に、大臣和琴引依せ賜ひて、云々猶阿蘇婆佐牟夜とて、秋風樂に掻合せて唱哥し給へる、(又明石巻に、阿蘇婆須よりなつかしきさまなるはいづこのか侍らむ、紅梅巻に、うちとけても阿蘇婆佐泥杼時々うけ給はる御琵琶の音なむ昔おぼえ侍る、云々、いで阿蘇婆佐牟夜、御琴まゐれとのたまふ、)などあり、阿蘇婆勢は、阿蘇倍を延たる例の古言にて、敬たる言なり、凡て歌舞管絃をば、皆阿蘇夫と云、躰言にして阿蘇備とも云り、上巻天若日子段に、日八日、夜八夜以遊也、(傳十三考合すべし、)と見え、石屋戸段に、爲樂とあるをも、阿蘇備斯と訓べく、(其由は、傳八同段に云り、考合すべし、)神遊東遊など云も是なり、(神遊は即神樂なり、此をかぐらと云ことは、古書には見えず、神樂哥を、古今集には、神あそびの哥と

臨四方宜繼朕位とあると意ばへ似たり、相照して曉るべし、道とは、向とあるに由れる御言なり、さて黃泉國は、根之堅洲國と云て、殊に片隅なる國なれば、一片なることさらなり、（堅洲は、片隅なること、傳七の須佐之男命御啼伊佐知の段下に云るが如し、考合すべし、源氏物語若菜下卷に、道異になりぬればとあるは、亡人の事を云るにて、此世とは異なる道に罷りぬる意なるべし、又萬葉十一に、斐太人乃、打墨繩之、直一道二、續紀廿七の詔に、一道爾志亘などあるは、一すぢにの意なり、）書紀には、天皇聞神言、有疑之情、便登高岳遙望之、大海曠遠而不見國、於是天皇對神曰、朕周望之、有海無國、豈於大虛有國乎、誰神徒誘朕、復我皇祖諸天皇等、盡祭神祇、豈有遺神耶、時神亦託皇后曰、如天津水影押伏而我所見國、何謂無國以誹謗我言、其汝王之如此言而遂不信者、汝不得其國、唯今皇后始之有胎、其子有獲焉、然天皇猶不信、以强擊熊襲、不得勝而還之とあり、又神功卷には、一云、足仲彥天皇、居筑紫橿日宮、是有神託沙麼縣主祖內避高國避高松屋種、以誨天皇、曰、御孫尊也、若欲得寶國耶、將現授之、便復曰、琴將來以進于皇后、則隨神言、而皇后撫琴、於是神託皇后、以誨之曰、今御孫尊所望之國、譬如鹿角以無實國也、其今御孫尊所御之船、及穴戶直踐立所貢之水田名大田爲幣、能祭我者、則如美女之睩、而金銀多之眼炎國以授御孫尊、時天皇對神曰、其雖神何謾語耶、何處將有國、且朕所乘船既奉於神、朕乘曷船、然未知誰神、願欲知其名、云々於是神謂天皇曰、汝王如是不信、必不得其國、唯今皇后懷姙之子、蓋有獲歟、是夜天皇忽病發以崩之ともあり、○白は、天皇に白すなり、○恐とは、神の御命を信給はず、返て誹謗りさへし奉り給へることを可痛みて、申す

り、此然には非ず、）後世の言に、押遣てと云に同じ、○默坐は、母陀伊麻志奴と訓べし、萬葉三（三十二丁）に、默然居而、四（二十三丁）に、默然得不在者、又（三十三丁）默毛有益呼、（十二、十三にも如此あり。）七（二十四丁）に、默然不有跡、十一（二十一丁）に、默然毛將有、十七（三十一丁）に、母太毛安良牟などある、（此言常にも母陀須と云へば、此も母陀志奴とも訓べけれど、古言に母陀須母陀志など云る例を未見ざれば、萬葉の云ざまに依て訓つ、伊麻志奴も、萬葉哥の居有にあたれり。）母陀と牟陀と、通ひて、徒然なる意なり、（徒の意、又空の意を、俗言に牟陀と云り。）されば此もなほ御琴を彈て神の命を承はり賜ふべきに、然はあらずて、徒に止て坐坐をいへり、○大恐あな可畏あな可畏、○凡は、此は意富加多と訓べし、○茲天下者云々とは、彼寶國を得賜ふことあたはざるのみならず、大かた此御國をも得所知看さじとなり、さるは此敎諭し給ふ神は、（其時にこそ未何神とも知られざりつれ、後に御名告ありつるに依れば）天照大御神に坐を、痛可畏、其大命を信賜はずて、爲詐神とさへ申給へれば、大く忿し賜ふこと宜なり、天下得所知看さぬも宜なり、痛可畏痛可畏、（世人よ世人よ、此をよく思ふべし、よく思ふべし、天皇のみにも坐まさず、天下には、誰しの人か此大御神の大御心に背奉ては、一日片時も得在べき、あなかしこ〳〵）○向一道とは、黄泉國に罷坐せとの謂なり、其は天下は諸道あり、黄泉國はたゞ一道なり、と師の云れたる如く、此食國天下は、四方八方を統て周徧きに對へては、何處にまれ、一國は、一方に片偏て、徧からざる故に、如此詔へるなり、書紀崇神卷に、豐城命と、活目尊との御夢を判斷給へる詔に、兄則一片向東、當治東國、弟是悉

と云る、なほ多し、賜とは、其國を賜ひて、蕃國とせむとなり、（たゞ尊みて云辭の賜にはあらず）抑此三韓國を附屬賜ふ事は、書紀神代卷に、素戔嗚尊曰、韓郷之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也云々とありて、既く神代より幽契のありけることなり、書紀云、八年云々居橿日宮、秋九月、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂之空國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睩、有向津國、眼炎之金銀、彩色多在其國、是謂栲衾新羅國、若能祭吾者、則曾不血刄、其國必自服矣、復熊襲爲服、其祭之、以天皇之御船及穴門直踐立所獻之水田、名大田、是等物爲幣也、（如美女之睩とは、萬葉六に、如眉雲居爾所見阿波乃山、とよめるが如く、其國の山の遙に然見ゆるを云、向津國とは、海の遠にはるかに望くる國を云、繼躰紀の哥に、武哿左履樓以祇能和駄喇ともあり、さて上に有寶國とあれば、有向津國の有字は、ナリと訓べし、彩色とは、錦繡綾羅の類を始めて、色美麗き種々物を云なるべし、天武紀に、新羅の獻物を、金銀霞錦綾羅金器屛風などあるが如し、孝德紀に、金銀錦綾五綵ともあり推古紀に、高麗僧曇徵能作彩色紙墨とある彩色は、何物を云るにか、）○唯有大海、御答の御言は是までなり、○爲詐は、伊都波理世須と訓べし、世須と、爲を延て云古言にて、（見を美須、聞を伎許須、立を多々須、など云と同格、）爲賜ふと云むが如し、萬葉十九（三十九丁）に、國看之勢志弖、（せしては、爲てなり、）（四十二丁）また、豐宴見爲今日者などあり、さて今世には、詐云、空言云といへども、古は詐空言などをば、云とはいはず、爲と云り、（中昔までも然り、）○謂は、淤母富志弖と訓べし、○押退、退は、曾氣弖と訓べし、（志理曾久と云は、後方へ曾久ことな

なるを用ひしめ賜ひ、遙の後に出初て、つぎ〳〵に彌多に出もて來て、近世に至ては、萬國に比なきまで多く出る、是皆初よりとあるもかゝるも、神の御心なれば、必然るべきことわりあることなるべし、(凡人の、よのつねの理以て測り云べきにあらず、)〇爲本は、師の波士米弖と訓れたる宜し、遠飛鳥宮段に、大后始而諸卿等云々、朝倉宮段に、大御刀及弓矢始而云々、續紀四の詔に、親王始而、王臣百官人等、などある始而に同じ、〇目之炎耀は、米能加賀夜玖と訓べし、(目之を、マノと訓はわろし、又目字、諸本に日と作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、)書紀に、眼炎とあり、俗言に、まばゆきかゝはゆきなど云意にて、物語書に、目もあやなりとある是なり、字鏡には、眩眴同、目女久留、又目加々也久とあり、(此は言の意は同じけれども、用る意異なり、)〇珍寶は、二字を多加良と訓べし、書紀神功卷、皇極卷などに、珍寶とあり、〇多在其國、(多在を、佐波那流と訓、那流は、爾阿流の切れるなれば、即多に有なり、)書紀に、即寶國とあり、神功卷にも、財寶國、財國、財土など見え、又百濟肖古王開寶藏、以示諸珍異、曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、(こは皇國の爾波移と云人に示て云るなり、)また新羅貢物者、珍異甚多など見え、欽明卷に、大將軍大伴連狹手彥、伐于高麗、盡得珍寶賄賂七織帳鐵屋、還來、なども見えたり、〇歸賜は、師の余世多麻波牟と訓れたるに從ふべし、余世は、令憑にて、憑從來らしむるなり、祈年祭祝詞に、遠國者、八十綱打掛弖、引寄如事、皇大御神能寄奉波とあり、又萬葉十四(十三丁)に、與西都奈波倍弖與須禮騰毛、云々とよめるも、女を此方へ依從來らしめむとすれどもと云ことなり、又十九(二十九丁)に、緑木積成將因兒毛我母、など、從ひ來ることを余流

金銀云々など見えたり、大かた用ふるかぎりの金銀、皆韓國より渡せるなり、然るに續紀二に、文武天皇五年三月、遣凡海宿禰麁鎌于陸奥冶金、同月、對馬嶋貢金、建元爲大寶元年、八月、先是遣大倭國忍海郡人三田首五瀬於對馬嶋冶成黄金、云々とある、此らぞ皇國に金の出たる始なる、さて同十七に、天平二十一年二月、陸奥國始貢黄金、奉幣以告畿内七道諸社、(かの大寶元年のは、いまだ黄金成ざりしにや、貢りしこと見えざるを、此に至て始て貢りしなるべし、又彼年既に對馬より金を貢とあるに、此に始貢とあるは、陸奥より貢し始と云ことか、はた彼對馬より貢りしは、たゞ金とありて、八月云々の處に、冶成黄金とあるを思へば、未熟く黄金に成りとゝのはざる金なりし故に、此なる陸奥のを始とするか、此時の詔に、此大和國者、天地開闢以來爾、黄金波人國用理獻言波有登毛、斯地者無物止念部流仁、聞看食國中能東方、陸奥國守從五位上百濟王敬福伊部内少田郡仁黄金有奏弖獻、云々と見え、萬葉十八に、賀陸奥國出金詔書と云長哥あり、右の詔書のことなり、稱德紀にも、天平年中云々、陸奥國馳驛貢小田郡所出黄金九百兩、我國家黄金、從此始出焉とあり、)と見え、銀は天武紀に、三年三月、對馬國司守忍海造大國、言銀始出于當國、即貢上、由是大國授小錦下位、凡銀有倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇、亦周賜小錦以上大夫等、(持統紀に、五年秋七月、伊豫國司田中朝臣法麻呂等、獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩、鉚一籠、續紀三に、紀伊國云々、但阿提飯高牟漏三郡、獻銀也、などあり、次々に處々より出けるなり、)と見えたり、(顯宗紀に、銀錢のこと見えたれども疑はし、たとひそのかみ銀錢を用ひし事ありとも、其は韓國より渡せる銀なるべし、)さてかく金銀の有ながら、古は出ずして、異國

向などの言と同くて、事なり、(言は、皆借字なり、凡て古は字に拘らぬうちに、殊に言と事とは常に多く通書たり、) 下文にも、言教之大神者云々、龍田風神祭祝詞に、皇神乃辭教悟奉處仁云々、鎭火祭祝詞に、云々止事教悟給支、遣唐使時、奉幣祝詞に、皇神命以弖、船居波吾作牟止教悟給比支教悟給比那我良、船居作給部禮波、云々、〇西方有國とは、書紀に、即此御論命に、新羅國と見え、此記にも下に御船之波押騰新羅之國云々とあれば、新羅を主として、三韓に渉るべし、〇金銀、金は、萬葉十八(廿丁)には、久我禰とあれど、和名抄に、和名古加禰とあるに依て訓べし、諸書にも常にも、然のみ云ればなり、名意は、黄金なり、黄を許としも云は、木をも、木陰、木末などの時は、許と云、其格ぞ、(其外荷を荷前、火を火影など云たぐひ、皆第二音を、第五音に轉じ云、同格なり、) 銀は、和名抄に、和名之路加禰とあり、萬葉五に、銀も金も玉も何せむに、勝れる多可良子に及めやも、さて古には、皇國には金銀も出ざりし故に、(書紀神代卷に、採天香山之金とあるは、高天原にての事なれば、云べくもあらざれども、是も黄金を云るには非ず、たゞ加泥にて、其品は鐵なり、) 今其多に有國を附屬賜はむとなり、三韓のことを、書紀神功卷、繼躰卷に、金銀之國、顯宗卷に、金銀蕃國、武烈卷に、銀郷、(こは金字の脱たるにやと思へど、上下を見るに、四字づゝにと、のへたる、漢文なれば、本より金字は無かりしと見ゆ、いかゞはしき文なり、) などあり、かくて其國服歸ひてより、代々調物に、必金銀あり、推古紀に、高麗國大興王、聞日本國天皇造佛像、貢上黄金三百兩、皇極紀に、高麗國所貢金銀等云々、天武紀に、新羅調物金銀云々また新羅貢調金銀云々、別獻天皇皇后太子金銀云々、また新羅進調云々、金銀云々、持統紀に、新羅調賦

九志賀宮卷の始) そも〳〵天皇大臣の、如此御親仕奉給ひしを以ても、古には神事を重みし、賜ひしほどを知べし、○沙庭は、神を降し請せ奉て、其御命を請ふ場にて、齋清めたる由にて、清場の切りたる名なり、(佐夜も佐と切まる、) 書紀(神功卷)に、爲審神者とあるは、清庭に候ふ人を云るなり、(されば此審神者は、サ。ニ。ハ。ビ。ト。と訓べきなれども、其意にて、其人をたゞに佐爾波と云むも違はず、釋に、公望私記曰、云々、今代號撫琴人爲沙庭と云るは、そのころも、此稱の遺れりしなるべし、) ○居とは、たゞに居るのみを云には非ず、清庭に居て神の命を請奉り、其命を受賜はり、又推復して問奉るべき事あれば問奉りなど凡て神に對ひ奉て物するを云、下にも如此ある、彼處の形狀を以て知べし、(たゞ居のみをいはゞ、天皇の御琴彈給ふも、同く清庭に坐てのことなるに、かく殊に取分て一人を云るは、神に應對奉て物するを、殊に沙庭に居と云なり、) ○請神之命とは、云々の事吉さ凶さ如何と問奉りて、敎諭し賜はむ御言を乞求奉るを云、此と熊曾を言向賜はむことを問奉るなり、(上に云るがごとし、) 續紀十四に、天平十四年十一月、大隅國司言、云々空中有聲如大鼓、野雉相驚、地大震動、遣使於大隅國、撿問、幷請聞神命、○歸神は、此も迦牟賀加理志弖と訓べし、上なるは、其ころの平常を先云おけるにて、此も其內にも正しく今敎覺給ふ事あるを、分て云るにて、俗に託宣ありてと云が如し、(されば上なると文は同じけれども、意はいさゝか異なることあり、然るを此をも上なると同じさまに訓ては、同じことの重なりて煩はしきのみならず、意の差別も分りがたければ、必言のさまをかへて訓べきなり、) ○言敎覺詔者は、許登袁志幣佐登志賜比都良久波と訓べし、言は、言依言

例）に、以十五日夜乃亥時第二御門仁、御巫内人仁御琴給弖、大御事請弖、以十六日從宮西河原仁退出云々、また、（九月神嘗祭條にも、）以十五日云々以同日夜亥時御巫内人乎第二御門爾令侍弖、御琴給弖、請天照座大神乃神教弖、即所教雜罪事乎、自禰宜館始、内人物忌四人館別解除清畢云々、（また御巫内人職掌條にも、三節祭、十五日夜、以亥時第二御門令侍、木綿蘰御琴給弖、請大神御命云々、同宮年中行事、六月御祭、十五日條に、御巫内人自外幣殿鵄尾御琴請、件御門外、東方候御殿向、先詔刀申、其詞云、云々等不淨事疑、於御前御占清淨令占定給恐々申、次以笏御琴搔三度、度毎有警蹕、次奉下神、其御哥、阿波利矢遊波須度萬宇佐奴阿佐久良仁天津神國津神於利萬志萬世、阿波利矢遊波須度萬宇佐奴安佐久良仁奈留伊賀津千毛於利萬志萬世、阿波利矢遊波須度萬宇佐奴安佐久良仁上津大江下津大江毛摩伊利太萬江云々、御巫内人以同詞又申、御琴搔、内嘯、件嘯音鳴以清知、以不鳴不淨知也、云々、其後又御巫内人三度御琴搔、警蹕之後、奉上神、御哥如本、但所奉下神御名申、今度歸御申云々とあるも、儀式帳に見えたると同度の事なり）とあるは、上代の禮の遺れりしなり、（何事も漢樣を學ぶ世になりては、上代の禮儀は多く亡て、たゞ後世までも、神事にぞかつ〴〵も殘れる事はありけれ、今世にも古き神社には、琴の板とて、板を叩きて神を降奉るかたを行ふ事、往々あり、かの萬葉の神依板思合すべし、抑此の神の御命を請奉る事、上代には人心直かりしかば、正しき御諭の必有しを、後にはなまさかしき漢心になりて、神の御命をも、疑ひて信ぬこと多くなり來ぬるまゝに、正しき御諭も無きが如くなれるなり、○建内宿禰大臣は、上に出、（傳二十二）大臣の事も上に云り、（傳二十

して甚も貴き靈き此神歸の事をしも漏し賜へるも、いかにぞや、漢めかぬ事なればなるべし、漢國に此大后の御事を、傳に聞奉りて、其國籍に、事鬼神道、能以妖惑衆、など云るは、あなかしこ戎人神道の正しく妙なることを得知ずて、例の漫に云る狂語なり。）さて如此託坐る神は、下段に、今如此言教之大神者、欲知其御名とあれば、何神とも始のほどは知られざりしなり、かくて右の如く問奉りし時に、其御名告はありて、彼處に見えたり、○熊曾國、上卷に出、（傳五大八島成出の段下）○天皇控御琴、天皇とは、上にあれば此に又かくあるは、煩はしきに似たれども、此は天皇は云々、建内宿禰は云々と、其御事を分て申す處なれば、かくあるなり、琴の事は、上卷天詔琴の下に云り、（傳十根堅洲國段下） 抑不服國を言向給はむとして、如此御琴を彈して、云々し賜ふことは、凡て上代にも、何事を爲賜ふにも、先神の御心を問して、其命を承行ひ賜へることなれば、此も此御伐の吉けむ凶けむを神に問し給ふとなり、（此所書紀はいさゝか異にして、此方より請問給へるには非ずして、神の皇后に託して、御諭のありし趣なり、然れども此記の趣は、控御琴云々とあること、此方より請給へるさまなり、さて其は熊曾を伐賜はむことを問賜ふとせざれば、然神の命を請給ふこと、何の所以ともなし。）書紀には、神功卷に、皇后親爲神主、則命武內宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主、爲審神者、因以千繒高繒、置琴頭琴尾、而請曰、云々とあり、さて然神の命を請ふには、必琴を彈ことにて、其琴上に其神の降來坐て、人に託りて命をば詔ふなり、此事彼天詔琴の處にも云るが如し、考合すべし、なほ萬葉九（二十六丁）に、神南備神依板爾爲杉乃、とある神依板も、此にて、神の託坐料の板なり、大神宮儀式帳（六月

ざまあたらず、凡て皇國にては、當字を、今と云意、此と云意に用ひて、今時を當時、今日を當日、此處を當處、此國を當國と云類、皆あたらず、當は大氏曾能と云にあたりて、當時は其時、當日は其日、當所は其所、當國は其國と云意なり、）さて其時とは、西國に坐々しころほひを汎く指て云り、其由は次に云、○歸神は、迦微余理賜閇理伎と訓べし、（歸字は、記中に、余理と云に多く用ひたり、又萬葉に、神依板と云あれば、余流と云こと古言なり、）又余理は、加々理とも訓べし、大后に、神の託著坐るなり、なほ其狀は、上卷石屋戸段に、爲神懸而とある下（傳八）に云るが如し、（彼神懸は、上に爲字ありて、躰言なり、故加を濁りて訓るを、此は余理にても、加々理にても、用言なり、加濁るべからず、但し下なる歸神は、加牟賀加理と訓べきなり、其由は彼處に云べし、）さて下にも大后歸神とあるを、此處にもかく同じことの有て重れるは、此なるは徒なる如く聞ゆめれど、然らず、此大后に神の託て坐々る事は、下文に大后歸神云々とある時のみには局らず、大凡其前後の常の事なりし故に、此は其前後の平常を先言おくなり、當時と云るも、此故ぞかし、（若然らざれば、當時と云ること、徒なり、又此に此事を先言おかざれば、下文の神歸、たゞ其時にのみ歸り給へる如く聞ゆるなり、抑書紀に見えたる、海中より如意珠を得給ひしなども、直なる事に非ず、其ほどよりして、神の託坐し故にぞありけむ、）さて天皇崩坐て後の段の神歸も、大后とはあらざれども、此の語彼處まで響きて、此大后と聞ゆるなり、抑此大后にかく神の託し賜へりしは、尋常の細事には非ず、永く財寶國を言向定め賜へる起本にしあれば、甚も重き事ぞかし、（然るに書紀に、此皇后、御卷初に、幼而聰明叡智、貌容壯麗とのみ記

此之御世。定淡道之屯家也。

書紀に、二年二月云々、即月定淡路屯倉とあり、淡道は、淡路國なり、屯家の事は、上（傳廿六のをはり）に委く云り、

其大后息長帶日賣命者。當時歸神。故天皇坐筑紫之訶志比宮。將擊熊曾國之時。天皇控御琴而。建內宿禰大臣居於沙庭。請神之命。於是大后歸神。言教覺詔者。西方有國。金銀爲本。目之炎耀種種珍寶多在其國。吾今歸賜其國。爾天皇答白。登高地見西方者。不見國土。唯有大海。謂爲詐神而。押退御琴。不控。默坐。爾其神大忿詔。凡茲天下者。汝非應知國。汝者向一道。於是建內宿禰大臣白。恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴。（自阿至勢以音）爾稍取依其御琴而。那麻那麻邇（此五字以音）控坐故。未幾久而。不聞御琴之音。即擧火見者。既崩訖。

當時は、曾能加美と訓べし、其時と云が如し、（後世人、そのかみを、たゞ昔と云こと、心得たるは違へり、既往の事を語るとて、其時にと指て云言なり、昔と云とは異なり、さて又書紀に、今時と云べき處に、當時と書れたるありて、タヾイマと訓り、訓は其處に叶ひたれども、當字の用ひ

其證は、書紀應神卷初に、初天皇在孕而、天神地祇授三韓、既產云々、（此にかの鞆如る御肉の事を云むとての端に、授三韓としもあるを思ふべし、）神功卷に、神託の言に、汝不得其國、唯今皇后始之有胎其子有獲焉、（汝とは、仲哀天皇を詔ふなり、其國は、三韓なり、上文にて知らる、）また、汝王必不得其國、唯今皇后懷妊之子蓋有獲歟、また、繼體卷に、夫住吉大神、初以海表金銀之國、高麗百濟新羅任那等、授記胎中譽田天皇、また、自胎中之帝、置官家之國、（官家之國は、三韓を云）また、夫海表諸蕃、自胎中天皇置內官家、云々、宣化卷詔に、海表之國、云々自胎中之帝、洎于朕身云々などある皆三韓國を得賜ひし事を。（神功皇后には係ずして、）此胎中之天皇に關て申し、又其胎中天皇と申す御稱は、韓國御言向の事に局りて申す御稱なり、（韓國の事に非ずして、たゞ天下所知看ことに、此御稱を申せる例なきを以ても、此に國と云は、皇國には非ることを知るべし、）又鞆如る御肉も、もはら御征伐に因れる表なり、（鞆は、何となく平日に負る物には非ず、又軍には凡人も負る物なれば、國所知看し表には由緣なし、）大かたこれらを以て、國は三韓を指して云ることを知べし、定とは、下文に故是以新羅國者、定御馬甘、百濟國者、定渡屯家、などある定にて、征伐服從へて、蕃國とし賜へるを云なり、書紀にも、新羅王、云々高麗百濟二國王云々、永稱西蕃、不絕朝貢、故因以定內官家などあり、知は、彼御肉のありしに因て、此御子御腹中に坐々ながら、韓國を征伐定賜ひしことの、生坐る時に知られたるなり、

煩はし、そも漢文を訓むには、か〻る類はいかさまに訓てもあるべけれど、世人たゞ那豆久と云をのみ雅言と思ひて、名を著、名に著など云をば、俗言のごと心得たるめる、故に辨へおくなり、)○是以は、生坐る時に、鞆の形したる御肉のありしを以てなり、○知坐腹中定國也は、美波羅奴知爾坐々弖、久邇佐陀米賜閇理斯許登斯良延多理、と訓べし、國字の上なる定字と、諸本に無きを、己今補へつ、然る故は、まづ此に字の脱たることは決し、(本のまゝにては、義理通えがたく、如何とも訓べき由なし、)かくて其は何の字とも今知がたけれど、舊印本に、ミクニサダメ玉ハムコトと訓るを思ふに、若定字無からむには、サダメ玉ハムとは思ひ寄て訓べくもあらざれば、古本に此字ありて然訓りしが、其字は脱て、訓の殘れりしなるべし、さて定とありて、義理もよく當れり、故此に依て補へつるなり、(延佳本には、知字を補へて、依下文補之と云り、師も其に依られたり、依下文とは、神の御諭しに、凡此國者、坐汝命御腹之御子所知國者也、とある是なり、されば知字にてこともなく聞えて、誰も然思ふべきことなれども、なほ熟思へば、然には非じ、其由は次々に云、)さて腹中を美波羅奴知と訓るは、書紀、仁德卷歌に、于池能阿層餓波邏濃知波、云々、(濃はヌの假字なり、)とあるに依れり、(萬葉五、又十七に、國中をも、久奴知とあり、其は、爾字を切めて奴と云なり、)國とは、何の國となく、泛く云る言にて、指處は三韓國なり、(皇國を云には非ず、よくせずは紛ひぬべし、抑外國をしも、たゞに國と云むは、いかゞと疑ふ人もあるべけれど、此は指ところは三韓なれども、言はたゞ何れの國とも無くて云るなれば、妨なし、たとへば、國あり、國なし、など云む類の國なれば、外國にてもなどか然云ざらむ、)

美古と詠へると、品陀天皇の日御子と申すことなり、○太子、上に見ゆ、○初所生時、初とは即生坐る時を指て云るなり（波士米と訓べし、波士米豆と訓ては、いさゝか意異れり、）○如鞆宍生御腕故は、美多陀牟伎爾鞆那世流斯志阿理斯由惠爾と訓べし、腕は、和名抄に、腕和名太々無岐、一云宇天とありて、上卷沼河比賣の哥に、斯路岐多陀牟岐と見ゆ、鞆は、上卷に出、（傳七の御宇氣比の段下）宍は、和名抄に、玉篇云、肉肌膚之肉也、和名之々とあり、宍は肉の古字にて同じ、さて此は、御胎中より既く此御肉の有て生坐るなり、知坐腹中定國也、とあるにて知べし、（生坐たる時に出來たりと云にはあらず、）故生字は、阿理斯と訓べきなり、白檮原宮段に、生尾人とあるも、尾の有る人なり、（其も元よりあるを生と書り、其時に出來たるにはあらず、）書紀應神卷に、初天皇在孕而、天神地祇授三韓、既産之宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝之負鞆、故稱其名、謂譽田天皇、とあり、此は謂大鞆別尊と云べきを、亦御名と紛らかして、謂譽田天皇と誤りたる傳なり、（又右の文の次に、細書に、上古時、俗號鞆謂褒武多焉、とあるは、かの譽田天皇は、傳へのまぎれにて、大鞆別なることを辨へずして、推當に注せられたるひがことなり、いと上代より、鞆と登母とのみこそ云れ、さらに褒武多と云しことは無きをや、）○著其御名とは、鞆を御名に負せ奉りしを云、（つねに名云々とある名字を、ナヅクと訓も、名を著と云ことなり、物語書などには、名といはで、云々とつけてなども云、今世の言にも然言なり、然るにかのナヅクと云訓にのみ泥みて、命名などあるにも、ナヲナヅクと訓たぐひは、ひがことなり、既に名と云うへは命もたゞツクとこそ訓べけれ、名を名著とてはいと

禰、仲哀天皇、皇子、譽屋別命、之後也、また間人造、間人宿禰同祖、譽屋別命、之後也、また、蘇宜部首、仲哀天皇皇子、譽屋別命之後也、などあり、書紀繼躰卷の初に、今足仲彦天皇五世孫、倭彦王、在丹波桑田郡、云々とあると、何の皇子の御末なりけむ、是も此品夜和氣命の御末にやあらむ、(和名抄に、丹波國天田郡に、土師郷、丹後國竹野郡に間人郷もあれば、彼間人宿禰などの先祖には非るか、若香坂王、忍熊王などの御末ならむにと、彼時に擇出べくも非ず、)○大鞆和氣命、御名の由、次に見ゆ、○品陀和氣命、書紀に譽田別尊と書り、品陀と地名にて、今河内國古市郡に、譽田村あり、是なり、(卽此村に此御陵あり、さて此地名古書には見えざれども、古き名なるべし、今世には、こんだと呼へども、其は後の訛なり、譽字を書にて、本牟陀なること決し、古は志紀郡に屬けり、)御若かりしほど其地に居住しなるべし、此品陀天皇、品陀眞若王の御女を娶たること、彼御卷(傳卅二のはじめ)に見えたるも、此地に居住しに由あり、(品陀眞若王と申す名も、此河内の譽田に住坐しより負るなり、さて品陀和氣命も、其地に居住てぞ其御女をば娶たりけむ、)さて崩坐て、此地に葬奉りしも、初居住りし由縁にやありけむ、抑此御名の事、御兄王の御名と甚近きに就ては、地名には非じかの疑もありて、上に云るが如し、(彼河内の譽田と、此天皇御陵あるに因て、後に負たる名にて、元よりの名には非じかの疑もなきに非ず、書紀雄略卷に、此御陵を、譽田陵とあるは、譽田天皇の陵と云ことにて、地名の謂には非るべし、地名は、蓬蔂丘とあればなり、其外譽田と云る地名、古書に見えたることなし、然れどもかの品陀眞若王の品陀は、決く地名と聞えたれば、決めかねてなむ、)吉野の國巢等が哥に、大雀命を、本牟多能

國に崩坐ぬる故に、豐浦宮、又訶志比宮に天下治すとは申せるなり、○大江王、大中津比賣命、共に日代宮段に出、(傳廿六のはじめ仝廿九若建王の條下) ○香坂王、香坂は、地名なるべし、(香字、書紀に麛と書れたるに依て、加碁と訓べし、麛は、說文に、鹿子也と云り、) ○忍熊王、例に依に、此上に次字脫たるか、忍熊は地名か、大和國添下郡に、今押熊村あり、是にや、(其村にある神社一座は、押熊神、一座は麛坂神と申すとかや、) 此王、姓氏錄 (和氣朝臣條) には、忍熊別皇子とあり、書紀孝德卷に、中臣連押熊と云人も見ゆ、書紀云、云々、先是娶叔父彥人大兄之女大中姬爲妃、生麛坂皇子、忍熊皇子、○息長帶比賣命と、伊邪河宮段に出、(傳廿二のをはり) 此御名を、書紀に、追尊皇大后、曰氣長足姬尊、と崩坐て後の御謚のごと記されたるは、心得ぬことなり、續紀十八には、氣長足媛皇太后と見え、津國風土記には、息長足比賣天皇とあり、さて此は他の例の如くならば、娶息長帶比賣命、生御子、云々とあるべきに、娶と言斷たるは、此大后は、世に殊に坐が故にやあらむ、○大后は、皇后なり、(其由白檮原宮段に委く云り、) ○品夜和氣命、(品と本牟二音を合せての假字なり、次なる品陀の品も同じ、共に牟を慥にムと唱ふべし、ホンと唱るは、後に頹れたる音便にて、正しからず、書紀に、譽と書れたるにても知べし、今世にすら、譽をば、本牟とこそいへ、ホンとは云ぬに非ずや、) 品夜は地名か、但し御弟王の品陀と甚近きを思へば、品は共に同じ稱名にて、夜と陀とを以分たる御名にもあらむか、されど其品の義も、夜陀の義も、未思得ず、和氣の意は、上 (傳廿六大帶日子天皇の御子の條下) に云り、書紀には、次娶來熊田造祖、大酒主之女弟媛、生譽屋別皇子、とあり、傳の異なるなり、さて姓氏錄に、間人宿

香椎廟、以為征新羅調習軍旅也、續後紀一に、天長十年夏四月、遣和氣朝臣眞綱、奉御劔幣帛於八幡大菩薩宮、及香椎廟、告新即位也、とあり、抑此廟は、仲哀天皇なりとも申し、神功皇后なりとも申して、決らざる由なり、右の續紀の趣に依るに、神功皇后なるべし、兵範記にも香椎大多羅志姫宮とあり、さて此をば神社と申さずして、古書に廟とのみあること、他に例なきことなり、又神名帳にも載らず、いかさまにも所以あることなるべし、故思ふに、まづ漢國の意を以て云ば、諸の神社はみな廟とも云べき物なれども、然云る例なく、凡て皇國に廟と云ることは無きに、此をのみ殊に廟と云は、神功皇后の征け賜ひし後、三韓國ひたぶるに服從ひ參來し御代に、彼國より此皇后の御靈を奉齋れる宮にやあらむ、されば皇國の凡ての神社の例に非ず、異國より奉齋れる宮なるが故に、其例を別むために、廟とと號奉り賜へるにやあらむ、此はこゝろみに、推度りて云のみなり、さて後世の哥に、香椎宮とよめるは、此廟の御事なり、又宇佐八幡宮縁起に、嵯峨天皇の御世、神功皇后の託宣に因て、弘仁十四年に、勅して新に大帶姫宮を造らしむるよし云ると、式に豊前國宇佐郡大帶姫廟神社とある社なるべし、宇佐宮三座の一なり、是をしも廟と申とは、香椎廟に效ひての稱なるべし、）書紀に、八年春正月、幸筑紫、云々入岡浦、到儺縣、因以居檀日宮、とあり、（岡浦は、筑前國遠賀郡の浦なり、儺縣と、神功卷に儺河、宣化卷に、那津などある、同處なり、齊明卷に、娜大津とありて、改此名曰長津と見えたり、那珂郡は、即是か、但し長の賀は濁音、珂は清音なれば、別か、）かくて神功卷初に、九年春二月、足仲彥天皇、崩於筑紫檀日宮、とあり、抑此天皇、書紀に依るに、二年二月越國紀國と幸しゝより、倭國にと還坐ず、遂に西

豐浦(止與良)郡、此地なり、(豐受神を登由氣と申す例に效はゞ、此も古へは登由良とや云けむ、なれど慥に然云るを見ねば、和名抄のまゝに訓つ、浦は、宇を省きてもいへばなり、)宮の地は帝王編年記に、長門豐浦郡北樹林是也と云り、(北字の上、或は下に、字脱たるなるべし、)源貞世が道行ぶりに云、長門國府になりぬ、北濱とて東南に向て家居あり、此里一むら過て、神功皇后の御社の前に出たり、御社は南に向たり、云々此御社は、穴門豐浦郡の大内の跡にて侍るとかや、(國府は和名抄に、在豐浦郡と見ゆ、今世に長府と云處なり、此地豐浦宮の跡なりと今も云なり、)書紀に、二年二月、幸角鹿、即興行宮而居之、是謂笥飯宮、三月、天皇巡狩南國、至紀伊國、而居于徳勒津宮、是時熊襲叛之不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則浮海而幸穴門、夏六月、天皇泊豐浦津、且皇后從角鹿而行之、秋七月、皇后泊豐浦津、九月興宮室于穴門而居之、是謂穴門豐浦宮、とありて、八年正月まで此宮に御坐ける趣なり、其明年天皇筑紫宮にて崩坐て、竊收天皇之屍、付武内宿禰、以從海路遷穴門而、殯于豐浦宮、と見え、神功卷に、伐新羅之明年、春二月皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京とあり、(推古卷に見えたる豐浦宮は倭にて、異なり、)○訶志比宮は、和名抄に、筑前國糟屋郡香椎(加須比)郷、此地なり、(志を須と云るは、後の訛なるべし、さて椎と書き、又書紀にも橿日と書れたり、加志比なること決し、)書紀神功卷に、橿日浦ともあり、萬葉六(二十二丁)に、香椎潟の哥(三首)あり、香椎廟、今も香椎村にあり、(續紀廿二に、天平寶字三年、八月、遣太宰帥船親王於香椎廟、奏應伐新羅之狀、廿四に、同六年十一月、遣參議藤原朝臣巨勢麻呂、散位土師宿禰犬養、奉幣于

古事記傳三十之卷

本居宣長謹撰

訶志比宮上卷

帶中日子天皇。坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮治天下也。此天皇。娶大江王之女大中津比賣命生御子香坂王忍熊王。二柱又娶息長帶比賣命。是大后生御子品夜和氣命。次大鞆和氣命。亦名品陀和氣命。二柱此太子之御名。所以負大鞆和氣命者。初所生時。如鞆宍生御腕故。著其御名。是以知坐腹中。(定)國也。

此天皇、後の漢樣の御謚、仲哀天皇と申す、○穴門の事、日代宮段（傳廿七穴門、神の條下）に委云り、此は其國名にて、今の長門國なり、此國の名、書紀崇神卷、欽明卷などにも、皆穴門とあり、孝德卷にしも然あると、其頃までは長門とは云ざりしにこそ、（長門とは、何御代に改められしにか、詳ならず、かの穴戸の間長き故に、長門と名られしなるべし、）彼御卷に、詔に、今我親神祖之所知穴戸國中、云々とあるは、即此仲哀天皇の坐々しことなり、○豐浦宮は、和名抄に、長門國

古事記傳卷之二十九終

列二陵の西北方にある陵を是なりと云り〕となり、盾列二陵彼續後紀に、南北とあるに依らば、若くは、今云神功皇后御陵は、まぎれつる物にして、今寺間陵、高野陵とする二の内の一や神功皇后ならむ、又成務天皇御陵も、今其とする方か、神功皇后とする方か、二の內辨別へがたくや、又池尻と云名、池の北の謂ならば、かの世人口傳〔北ハ成務南ハ神功〕の方や返て正しからむ、〔式は承和より後の書なれども、かの世人口傳に隨ひたるころの稱のまゝに、池後と擧られたるにもあるべし、又此池後といふ稱、なほ古きことならばいよゝ世人口傳の方正しかるべくや、〕されど、其は京より遠なる方を〔後とは〕云ることもあるべければ、此はた決ては云がたし、かにかくに、右の佐紀の四陵、互に紛らはしくこそ思はるれ、〔宣長いまた、彼あたりの地形を、得精くは考へ知らざれば、かにかくに決めては論ひがたし〕なほよく考へ明らむべきことなり、

而を、多々那米豆ともよましたまへり) 諸陵式に、狹城盾列池後陵、志賀高穴穗宮御宇成務天皇、在大和國添下郡、兆域東西一町、南北三町、守戸五烟と見ゆ、池後とは、續紀十に從楯波池、飄風忽來、吹折南苑樹二株、即化成雉とある此池の後にて、後とは北邊を云なるべし、又は京より遠き方を云るか、若然らば (此は、平城宮のころの稱と聞ゆれば、) 平城の西なれば、西邊なり、(さて此池は書紀垂仁卷に、三十五年作狹城池とある池か、別なるか、詳ならず、今常福寺村の邊に大なる池あり、是などにやあらむ、○前皇廟陵記に、扶桑略記に康平六年、興福寺僧靜範此池後山陵を發て、寶物を盜取れるに因て、同黨の犯人等十六人と共に、流罪に行はれし事を記せるを引り、百練抄にも其事を記して、十二月十五日、盾列山陵修復、并返納盜賊所取之寶物、廢朝有宣命と見えたり、) 又諸陵式に、神功皇后の御を狹城盾列池上陵とあり、此二の盾列 (池後と池上と) 御陵なりと、今云御陵昇寺村の西北方に在て、西なるは成務天皇、東なるは神功皇后と申して間近し、(其成務天皇御陵と申すをば、里人は石塚と云、其西方に山陵村と云あり、神功皇后御陵と申すをば御陵山と云) 然るに續後紀十三に、承和十年、云々捜撿圖錄、北則神功皇后之陵、南則成務天皇之陵、世人相傳以南陵爲神功皇后之陵、偏依是口傳、每有神功皇后之祟、空謝成務天皇陵、今日改云々 (今文を省きて引り、全くは神功皇后御陵の下に引べし) とある、今世に云と方位合はず、いかゞ、(此には南北とあるを、今世に云二御陵の方位は東西なればなり、) 抑佐紀鄕內に、凡て四陵あり、垂仁天皇の大后、比婆須比賣命の寺間陵 (傳廿五のをはりに出たり、大和志に、在常福寺村と云り、) と、此盾列二陵と、稱德天皇の高野陵 (今云盾

に大縣小縣ともあれば、こは其縣の大なるを云るにもあらむか、(若然らば、大は其縣に附たるにて、縣主には係らず、) さて此に縣主を定賜ふとあるも、初めて此職を置れたりとには非ず、かの國造を定賜へると同じことなり、

天皇御年玖拾伍歲。御陵在沙紀之多他那美也。

御年九十五歲、書紀には六十年夏六月己巳朔己卯、天皇崩、時年一百七歲とあり、(大御父天皇の四十六年、立爲太子、年二十四とあるに依らば、六十年は九十八歲なり、いかゞ、又景行卷には、五十一年秋八月立爲皇太子とあり、これ又前後違へるはいかゞ、又武內宿禰と同日に生とあるにも合はず其故は、六十年崩百七歲ならば、景行天皇の十四年に生坐るなり、然るに同廿五年に、遣武內宿禰、令察北陸及東方諸國云々とあるは、此人年十二歲にあたればなり、) 或書には、百九とあり、又九十八ともあり、(九十八と云るは、彼太子に立賜へる年と合せて云るなるべし、) ○舊印本、眞福寺本、又一本などには、此間に細書に、乙卯年三月十五日崩也と云十字あり、此例の細書の事、水垣宮段末(傳廿三)に云るが如し、乙卯年は、書紀にては、四十五年なれば、十五年の差あり、又月も日も合ず、此も古への一の傳なりけむかし、○沙紀之多他那美、沙紀は、玉垣宮段に、狹木とある地なり、(傳廿五) 書紀仲哀卷に、稚足彥天皇六十年崩、明年秋九月壬辰朔丁酉、葬于倭國狹城盾列陵、盾列此云多々那美とあり、(盾を多々と云は、稻をいな、船をふなと云など、同くて、下に言の連くとき、第四音、第一音に轉る格なり、神武天皇の大御歌に、楯並

書れたる故に、古の世々の文字用ひなど、詳に知られがたく、文字に因て紛らはしきこと常多し、其心して讀べきなり、又縣字をも、コホリと訓る處多くあり、此はた孝德より前の巻々なるは、然は訓まじきなり、彼御世の後の巻々なるは、然訓てよろし、〇縣主は、倭國內なるを始め、國々に在る縣を掌れる者の號なり、(此縣は、上に云る如く、朝廷の御料の縣なり、此御世のほどなどは、たゞ何となき、なべての地を縣と云ことは、いまだあらざりき、されば、縣主と云物も、凡ての地にあるにはあらず、)其記中に見えたるは、高市縣主、師木縣主、十市縣主などあり、書紀神武巻に、給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主、(こは倭國十市郡なる、猛田にて其邑を賜ひて其處にある御縣の司とし賜へるなり、同き猛田の內に、御縣の地と、此人に賜へる地とあるなり、此文に依て、縣主と云は、たゞ其地を領ける者ぞと勿思ひまがへそ、)弟磯城、名黑速、爲磯城縣主など見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、さて此も國造君直別などの類なる者にて、日代宮段に、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣、及稻置縣主とあり、(書紀安閑巻に、津國の三島縣主、飯粒が良田四十町を、天皇に奉獻しこと見ゆ、又天武巻に、高市郡大領、高市縣主許梅と云人あり、孝德御世の御制よりして、縣主なども、郡司に任しがありしと聞えたり、)此も其職を、子孫世々に傳ふるからに、某縣主と云、即姓なり、(縣主の姓は、此記にも、書紀にも、見えたる、いと少し、姓氏錄に出たるも甚少し、御縣にのみありし物なればなるべし、姓氏錄に、たゞ縣主とのみの姓もあるは、然る由ありけむ、)伊邪河宮段に、旦波大縣主、朝倉宮段に、志幾之大縣主と云もあり、此は臣に大臣、連に大連と云如く、大を加へて稱へたる物か、又思ふに、此

ごとして、古へより國造、別、直、君、稻寸、縣主などの、治め來つる地をも、ことごとく公に收められて、國ごとに國司を任、郡ごとに郡司を置る、類聚三代格、弘仁二年の詔に、郡領者、難波朝廷置其職、とある是なり、然るに書紀の雄略卷、安閑卷、欽明卷などに、郡司と云者の見えたるは、例の撰者の文のみにこそあれ、當時の稱にはあらず、）某國の某許富理と云なり、（許富理と云は、古へよりありし名には非ず、新井氏云く、こほりは韓語より出たり、今の朝鮮語に、郡縣をこほると云と云り、此說さもあるべし、書紀繼躰卷に、韓國の地名に、熊備己富里、また背評と云あり、評は彼國の方言にて、郡を云、故コホリと訓り、漢籍梁史にも、新羅俗、其邑在內曰啄評と云ることあり、さて皇國にても、韓言にならひの、郡に評字を用ひたりしことあり、續紀一に、衣評督、衣君、縣助督、衣君弖自美とあり、衣評は、薩摩の穎娃郡なり、又廿五に、氷高評とあるは、紀伊國の日高郡なり、又廿八にも評督とあり、大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立評給時云々、新家連阿久良、督領磯連、牟良助督仕奉云々、また評督領仕奉など見えたり、督また督領とあるは、大領、助督とあるは、少領と聞えたり、さて郡と云ことを定められたるは、上件の如く、孝德天皇の御世より始まれることなれば、書紀に、其より以前の卷々に、郡とあるは、當昔の稱に非ず、たゞ撰者の文なれば、字に拘るべからず、訓もコホリとは訓べからず、アガタと訓べきなり、但し孝德御世の以前よりも、既く縣と通はして、かつ〴〵郡字をも用ひしこともあるまじきに非ず、又韓國と往來しげかりしころ、其國言を聞なれて、おのづから此間にても、許富理と云こともありつらむ、されど其はたしかならざることなれば、云がたし、凡て書紀は、ひたぶるに漢文の字面を修ひて

封建と云は、皇國の上代に、國々に國造などありて治めつるが如く、彼國にも、古へは諸侯と云者ありて、各國を治めつる是なり、然るに秦始皇、その諸侯どもをば皆滅して、漢國中を悉く己が料にしたる、これを天下を郡縣にすと云り、其より前にも諸侯の、他國を取て、己が料にせしことを縣にすと云ることあり、かくて漢代も、その郡縣の制のまゝなりき、故皇國にても、初は其意を以て、朝廷の御料の、阿賀多に就て、縣字をば當たるものなり、然るに、漢國かの秦よりして、封建の制は永く廢て、代々皆郡縣の制なりしから、郡と云も、縣と云も、おのづから、たゞ國内の小分の名となりて、某郡某縣と云る、又其に效ひて、此方にてもやゝ後には、凡て國の小分の名に用ひらるゝことになれるなり、）かくて後、孝德天皇の御世に至りて、其ほどまで縣と云しほどの地を、みな、郡と名けて、（此は漢國にて、州を分て郡とせる代もありし、其制に因て、縣を郡とは改められたるなり、抑漢國にては、郡と縣とは等しからず、大かた郡を分て縣としたれば、郡は大にして縣は小し、然れども、此方にては、此御世に、郡と定められたるは、大かた舊は縣と云しほどの地なれば、大小の異あるに非ず、たゞ同じことなり、故書紀に、彼御世に、郡と定められたる後の卷々にも、國縣と云ること、所々にあり、そは古より云なれたる隨に記せるにて、意は國郡と云と同じことなり、）天下悉く國を分たる名を、郡と定められて、（孝德紀に、凡郡以四十里、爲大郡、三十里以下四里以上、爲中郡、三里爲小郡、云々、これに里とあるは、村里の數なり、此途程を云には非ず、さて類聚國史にも、延暦十七年の詔に、昔難波朝廷、始置諸郡と見えたり、此御世には、凡て萬の御制を改められて、漢ざまになれる事多し、諸國の定めも、かく國を分て郡

て、種々の物を貢進れりし地と聞えたり、書紀推古巻に、蘇我大臣、奏于天皇曰、葛城縣者元臣之本居也、是以冀之常得其縣以欲爲臣之封縣、於是天皇詔曰、云々然今當朕之世、頓失是縣、後君、曰愚癡婦人臨天下以頓亡其縣、云々とあるにて、縣は御料なることを知べし、さて後世まで、諸國の司人の、其任國を指て縣と云も、古に京より國々の御料の縣に、官人などの往來しころの名目の遺れりしなり、萬葉七に、青みづら、依網原に、人もあはぬかも、石ばしの、淡海縣の、物語せむ、此歌遠江國司の下る道に、參河國の依網原にてよめるにて、淡海縣とは、任國の遠江をさして云るなり、又古今集、端詞に、文屋康秀が參河掾になりて、縣見には得出たゝじやと云やれりける、土佐日記に、或人縣の四とせ五とせはてゝ、云々などあるも、縣とは其任國を指て云るなり、然るに此らの縣を、たゞ田舍を云とのみ心得來つるは非なり、たゞに田舍のことを、縣と云ることとなし、さて又縣召と云ことも、御料の縣の官人を任すよしの名目なり、たゞに田舍の官を任すと云意にはあらず、）かくて漢字を用る世になりて、此阿賀多に、縣字を當て書きならひて、やゝ後には、必しも朝廷の御料ふ地ならねども、彼漢國にて、縣と云にあたる程の地をもば、凡て某縣と云ことになれるなり、（や、後に、縣と云ほどの處をば、元は其をも、國と云しなり、阿賀多と云は、もとは朝廷の御料地に限れる名なり、されば上に引たる、書紀の景行巻、神功巻、應神巻などに、某縣と云名の、多く見えたる、中には、當昔は縣とは云ざりし、地をも、撰者の意以て、やゝ後の稱に隨ひて、縣と記されたるもまじれりと見ゆ、書紀には然ること常に多し、其心して見べし、さて阿賀多に縣字を書ことは、まづ漢國にて、封建の制、郡縣の制と云ことあり、

ども、右に擧たる如く、古は海なき國々の地名にも、某縣と云るが多きをや、(さて祈年祭ノ祝詞に、御縣爾坐皇神等前爾白、高市葛木十市志貴山邊曾布登、御名者白弖、此六御縣爾生出、甘菜辛菜乎持參來弖、皇御孫命能長御膳能遠御膳、登聞食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、(月次祭ノ祝詞にも如此あり、又廣瀬ノ大忌祭ノ祝詞にも、倭國能六ノ御縣乃山口爾坐、皇神等ノ前爾母、皇御孫ノ命能宇豆乃幣帛乎云々とあるは、秋の稻の爲の御祭なれば、六ノ御縣には、御田もあるなるべし、六ノ御縣の事は、書紀ノ孝德ノ巻にも、其於倭國六縣被遣使者、宜下造戸籍并校田畝上と見ゆ、此六ノ縣ノ神名帳に、をの〳〵御縣ノ神社あり、並大社にて、月次新嘗にも預り給へり、右の六縣の外に、高市ノ郡の内に、久米ノ御縣ノ神社もあれども、其は別なるべし、小社なり、)これに甘菜辛菜云々とあるを思ふべし、(なほ種々の陸田物あるべきを、甘菜辛菜とは其中を擇出て、一ツ二ツ云るのみなり、)此六ノ御縣は、殊に近く京畿に在て、朝廷の御料ふ陸田物を作りて、貢進る地なるが故に、其神を重く祭り賜ひて、かく祈年の祝詞もあるなり、かゝれば縣と云は、もと御上田より起れる名にて、又其に准へて、諸國にある、朝廷の御料ふ地をも云、此に大縣小縣とあるは是なり、(上ノ巻に佐那縣、神功皇后ノ段に、末羅縣、書紀ノ神武ノ巻に菟田縣、崇神ノ巻に茅渟縣、景行ノ巻に長峽縣、直入縣、子湯縣、八代縣、高來縣、八女縣、仲哀ノ巻に儺縣、神功ノ巻に度逢縣、山門縣、應神ノ巻に川嶋縣、上ツ道縣、三野縣、波區藝縣、花縣、織部縣などゝ見え、又對馬の上ツ縣、下ツ縣などゝ、皆國々にありし縣なり、但し右の縣どもの内に、書紀に見えたるは論あり、次に云べし、さて國々にて同き御料にても、御田は別に有て、屯田と書る是なり、その屯田の事は、傳廿六の末に委ク云るが如し、縣は陸田物を始

多くは、阿は省く例なれば、此も意富賀多、袁賀多とも訓べし、）大小は、大國小國の例と同くて、（後の制の大郡、上郡、中郡、下郡、小郡などの謂には非ず、）たゞ縣々と云むが如し、さて阿賀多は、上り田にて、元は畠のことなり、（書紀仁賢巻に、暵此云波阿該、和名抄に、暵、耕麥地也、また畠一曰陸田、和名八太介、）田と云は、田をも畠をも統たる名にて、其中に、水のつかぬを畠とも、上田とも云、水田よりは高く上りたる由なり、（書紀神代巻に、陸田種子、水田種子とあるは、田に成物と、畠に成物とを分て云るなるを、すべて云ときは、二共に多那都母能と云にて、田は畠をも包たる名なることを知べし、今俗にも、田地と云ば、畠も其中に包たるが如し、）神代巻に、高田、萬葉（十二）に、上爾種蒔などあるは、水田の高きを云るなれど、是高處を阿宜と云證なり、さて阿賀多は、元畠のことなりと云據は、上巻八千矛神の御歌に、夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐云々、下巻高津宮段、大御歌に、夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母云々、などある夜麻賀多は、山阿賀多の謂なるに、（郡名の山縣などにて知べし）求し茜蒔る青菜などあるを以て、山なる畠なることを知べし、（されば諸國に地名の下に、別に附て云縣にはあらで、たゞ縣とも、又某賀多とも云地名、河内に大縣、美濃に方縣、山縣、信濃に小縣、但馬に二方、安藝に山縣、日向に諸縣など云郡名其外郷里の名にも多かる、皆本は畠より負るなり、さて地名の下に附云も、其外も、上に言を連ねて言ときの縣の唱は、上代のは多く阿を省きて、賀多と云りと聞ゆ、右に引る郡名ども、又年魚市縣、松浦縣など云類是なり、然るにや、後には、海邊の潟と混れて、かの年魚市縣、松浦縣などの縣をも、たゞ潟とのみ心得て、後にはたゞ、海邊の地名にのみ云ことのごとくなれ、

内に在て狹ければ、其廣狹に因て、おのづから大小き名となれるなり、さて又牟良と佐刀との差別は、牟良は大かた後に云も同じほどの名と聞え、佐刀は大にも小くも通はして、廣く云名と聞えたり、京を美佐刀と云、又奈良京の時にも、奈良、里とも、云、舊都を布流佐刀と云などを以て知べし、牟良はかくさまに、京などを云ることは無し、名の義も牟良は、人家の群りある意、佐刀は居住所の意なり、）さて後にも一國を二に分、又二國を一に合せなど、御世々々に彼此變りしもありつるを、嵯峨天皇御世、弘仁十四年に、越前國を割て、加賀國を建られて、六十八國（此内に壹岐と對馬とをば島と云て國とはいはず、）に定まれる後、今の如くにして、永く革れること無し、（世に國々の名を、一字を取て、某州と云ことあるは、中ごろなまさかしき者の、漢國の定めに效ひて、云初たる私ごとにして、公の御制にあらず、皇國には、州と云御制はなきことなり、故古の正しき文書には、かりにも某州と云ることあることなし、凡てかゝる稱なども、公の御制にはづれて、かにかくに、心に任せて私ごとするは、可畏きわざぞかし、又近世に儒者など、孝德天皇御世より、天下郡縣の治なるに、某國と云は、當らざる名なりと云者あるは、中々に非なり、彼御世には萬を漢ざまにならひて、改め給ひながら、國をばなほ國と定め賜ひて、舊のまゝなるは、古意にて、いとめでたきはさらにもいはず、たとひ漢國の意を以て云むにも、かかる事は、かにもかくにも其定むる王の心なれば、必一むきに云べきに非ず、故彼國にても、後世には、國郡の分ざま、前代に例なき名なども次々多かれど、必其を當らずとも云ぬにはあらずや、況や皇朝の御制は、戎國の例に泥むべきことかは、）〇大縣、小縣、（凡て某縣と云ときは、

山陽道、山陰道、(成務卷に、山陽山陰とあるは、此二道を云るに非ず、)又東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫、と六道並て見え、(此に北陸の入ざるは、いかなることにか、)文武紀に、七道と見えたり、さて諸國の總ての數は、古へに幾許とも云ること物に見えず、(舊事紀の國造本紀に擧たる國々なども、なほ漏たるも多かるべければ、據としがたし、)これも孝德天皇の御世には、慥に定まりつらむ、(大凡諸國の古への分ざまは、後世の國を分て郡とし、郡を分て鄕とせられたる如くに、際々しくはあらで、國の內なる地をも、又國と云るたぐひ多し、此記に陸奥石城國、造、常道仲國、造などあるが如き、陸奥も國なるに、其國內なる石城をも、同く國と云、常道の國內の仲をも同く國と云、又書紀繼躰卷の歌に、春日國、萬葉に吉野國、初瀨國なども云るが如し、是後に郡と定められたるほどの地などをも、通はして同く國とも云しなり、然れば天下なる國の數、都て若干國などきはやかに定め云ることもなかりけむ、然れども大形を以て云ば、國と云名は廣くして、縣など云しは、國より小く、又里村など云は、縣より又小し、つねに某國之某縣と云、又神功皇后段に、末羅縣之玉嶋里、書紀、崇神卷に、茅渟縣陶邑、景行卷に、八代縣、豐村などあるを以て、其稱の大なる小きを辨ふべし、後世の分屬と、大かたは違はざるなり、さて縣と郡との事は、下に委く云べし、鄕と里とは、共に佐刀なれば、古へは一なり、字に就て後の分ちをいはゞ、孝德紀及令などに里とあるは、即鄕のことなるに、出雲風土記などにては、鄕內に里あり、其外にも某鄕之某里と云ることとあり、又鄕を通はして里と云ることもあり、さて古へに國又縣と云は、其凡ての地を云名、牟良又佐刀などは、人居を云名にて、元其趣異なるを、凡ての地は廣く、人居は其

御世なり。）○國々之堺、書紀に五年秋九月云々、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面云々（加宜登母は影都面、曾登母は背都面なり、共に都淤を切めて登と云。）とあり、抑上代の國境の御制は、細なる事は、詳に知がたけれども、古書どもに、事にふれて往々見えたる趣に就て考るに、後世の如く、際やかなることこそ無かりつらめ、大方には、元よりも國々の堺限などもありはしけむを、此御世になほ又慥に定め賜ひしなり、（此より先には、堺もなかりしを、初めて定賜ふとには非ず。）此後にも、姓氏錄に、坂合部大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連、また孝德紀に、大化二年、詔宜觀國々境堺、或書或圖、持來奉示、國縣之名來時將定云々、また天武紀に、十二年遣伊勢王羽田公、八國多臣、品治中臣連大嶋、幷判官、錄史、工匠者等、巡行天下、限分諸國之境堺、然是年不堪限分、十三年遣伊勢王等、定諸國境、また續紀十三に、天平十年令天下諸國造國郡圖進、など云ことを見えたり、漸にぞ精くなりけむ、さて天下の國々の分屬の、古書に見えたるは、水垣宮段に、高志道、（後の北陸道なり）東方十二道、（日代宮段にも見ゆ、東海道なり、十二は國の數ぞ。）書紀同御卷に、北陸、東海、（崇峻卷に、北陸道、東海道と見ゆ。）西道、（山陽道なり）また四道、（古の北陸東海西道と丹波となり）景行卷に東山道十五國など見え、孝德卷に、畿內の定め見えて、（此は後の定めとは、其界限いさゝか異なることありき、又此より前、崇神卷、仁德卷、欽明卷などにも、畿內と云ことは見えたれども、其はたゞ文のみなり。）持統卷に、四畿內と云こと處々に見え、（こは後の五畿內と同じ、當昔河內和泉は、一國なればなり。）天武卷に、

君稻寸など、尊卑き差等ありつと見ゆれども、其次序は、今詳に知りがたきを、國造は其中には、最上なりしとは見えたり、又必しも右の五品に局れるにも非ず、其外にもなほ國々に、此彼と長の號はありしなり、）然るに孝德天皇の御世に至て、古への御制をば皆改められて、國造等をば擇びて其國々の、郡の、大領少領などに任されしこと、書紀の彼御卷に見えて、其より後多く然なり、（三代實錄五に、孝德天皇世、爲國造之號永從停止とあるは違へり、彼御世に、其制を改められたるにこそあれ、國造と云號は、なほ其後も國々にありしをや、又世に國造と國司とを、一物の如く心得たるも非なり、國造は、世々其職を傳へて、其國に在し者、國司は、京より下されて、年の限ありて替る者にて、趣異なるをや、又孝德御世に、國造を改めて、國司とせらると云も違へり、其は國造の治を改めて、國司の治にせらるとこそ云べけれ、さて又後世に、國造と云號の、まれ〳〵に神社に遺れることは、まづ古へは、神事國政一なりしを、孝德の御世より國政は國司の知こと、なれ、ども、國の神事は、なほ元のまゝ、に、國造の知行ふ御制にて、續紀二に、爲班大幣、馳驛追諸國國造入京なども見え、其外にも、國造の神事に預かること、諸書に多く見えたり、されば、其御制の遺りて、後終には、全神職の如くなれるなり、故既く類聚國史にも、此を神祇部にぞ收られたりける、）天武紀に、天皇崩坐し時に、國國造等隨參赴、各誄之、仍奏種々歌舞、とあるなどは、猶古への儀の遺りて、然る時にも參上て、かゝる禮典にも仕奉りしなりけり、續紀廿八に、陸奥國大國造と、國造とを任し給へりしことも見えたり、（同紀廿九に、常陸國上野國など の釆女を、其國の國造になされしこと見えたり、いと異さまなるわざなりかし、高野天皇の

長、是爲中區之蕃屛也、五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表とあるは、文をひたぶるに漢ざまに書なされたる故に、國造縣主など云名は見えざれども、實は此記の如く、國造縣主の類を定め賜へる謂なり、(右の文中に、造長とある造と稻置とのみは、古の號にて、其他は皆、たゞ意を得て漢文ざまに書れたるものにして、國郡縣邑などあるも、皆漢文なり、古の實の名には非ず、たゞ意を取て、文には拘るまじきなり、並賜楯矛爲表と云ことは、古の傳なるべし、)舊事紀なる國造本紀と云物に、國々の國造を擧たるにも、多く此御世に定賜へる事を云り、(此國造本紀、全くは信がたき事もあれども、ひたぶるに由なき事とは見えず、據はありけむかし、書紀推古卷二十八年、皇太子嶋大臣共議之、錄天皇紀及國記臣連伴造國造百八十部、幷公民等本紀とある中に、國造本紀もあれば、此名を取て記せるなるべし、續紀二に、詔定諸國國造之氏、其名具國造記とある書には、諸國の國造の姓名など、正しくぞ記されけむ、)さて國造と云物を、此時初めて定賜ふには非ず、是より前にも有つれども、此時に更に廣く多く定賜へりしなるべし、さて國造とのみ云て、是に其同類の、君直別稻置などをも包たり、凡て伴造國造など云るも、國造に此等を包て云るなり、皆國々にある御臣なればなり、かくて其國造等(國造君直別稻置等)の古のさまは、傳七卷の末に云るが如し、(然れば、總てはこれを國造と云、分て云ときは、國造君直別稻置などなり、是漢國の古に、諸侯を公侯伯子男と、五等に定めたると、おのづからよく似たり、然るを後世人は、たゞ國造をのみ、漢國の諸侯と似たる者と心得て、其餘はたゞ姓の尸とのみ思ふめるは、精しからず、古に昧きなり、さて國造直別

に非ず、古の官名ののこれるものなり、さて八十件緒と云しは、即漢籍に百官と云が如し、然れども、かの戎國の、時々に、あらぬ人を擇び擧て、官に任すとは、大く異にして、皇朝の上代には、各其職を世々に傳えて、仕奉りし故に、其家の職を、即姓氏に負るぞ多かりける、かゝれば、官職は神代よりしてありつるを、後世とそのさまの異なるを以て、後人官職なることを知らず、上代には、官職なかりしが如く思ふめり、さて上代には、末の品々の官職はありしかども、主たる天下の大政の官の名は無りしなり、其は如何と云に、末の種々の官職こそ、各其名はあるべきことなれ、大政を執り申す人におきては、天下の諸の事を統掌て、何と局れる事なければ、其と分て、官名はあるまじきことわりなればなり、故御世々々に、其人はありながら、其官名はなかりしなり、書紀に、景行天皇の御世に、建内宿禰を、爲棟梁之臣とあるなども、官名には非ず、其由傳廿二に委く云るが如し、又大臣大連も、上代のは官名に非ること、上に云るが如し、舊事紀に記せるは、論ふに足らざることなり、）さて此大臣と爲給ふと云ことは、別に一條にして、次なる事には係らず、○大國小國とは、たゞ國々と云ことを、文に云るのみなり、（後世に、大國、上國、中國、下國など品を云るとは異なり、されば、何れは大國、何れは小國など定まれるにもあらず、又萬葉に、初瀬小國などある小國は、ちひさき謂にはあらず、異意なり、）祝詞に、奥山乃大峡小峡、また遠山近山爾生立流大木小木平などある大小の如し、次なる大縣小縣も同じ、（國も縣も、さま〳〵大なるも小きもあるを、總て云る言なり、）○國造上巻に出、（傳七の末）○定賜書紀に、四年春二月、詔之曰、云々自今以後國郡立長縣邑置首、即取當國之幹了者、任其國郡之首

は、一人も見えざるを思へば、此人の子孫に限れりし如くにも見ゆれども、大連の一氏には限らざりしを以て思へば、大臣も、彼人の子孫の氏に限れることにはあらざりけむを、御世々々の間に、他の氏人のなれるが見えざるは、遇然のことなりけむ、其は彼人の、殊なる世の長壽忠臣にて、御世々々を重ねて、政申し給ひし餘烈にて、其子孫の氏々、殊なる威勢にてありしかば、御世々々に大臣になるべき人は、おのづから此子孫の内の氏々の人にぞありけむ、其が中に、蘇我氏の殊に世をかさねてなりしも、又其時の、おのづからの勢なり、されば此孝德の御世に、阿倍氏の人のなれるは、なほ古の例に違へることなきなり、同御世、大化五年夏四月、巨勢德陀古臣、爲左大臣、大伴長德連、爲右大臣、この長德連は、臣姓に非るを、（連姓なり）大臣とせられしは、古の意に非ず、（同御世、此より先にも、既に中臣鎌子連、爲内臣、こは大臣には非れども、連姓の人に、此號を賜へり、此人つひに、天智天皇八年に、内大臣とし給へり、）同十年春正月、以大友皇子、拜太政大臣、以蘇我赤兄臣、爲左大臣、以中臣金連、爲右大臣、これ太政大臣の始なり、抑皇子にして、大臣になし賜へること、王と臣との差別なく、いよ／＼古の意は亡はてたり、（されど後々はまた、親王の大臣になり給ふことは停ぬ、さて古王と臣との差別のこと、傳十八にいへるがごとし、○官職のこと、神代より此ありて、宮之首膳夫、齋主などあるたぐひ、皆官也、又五部祖神は、いはゆる文官、大伴連、久米直二氏、祖神などは、いはゆる武官なり、又中臣忌部など云稱も、即官職なり、さて大倭京となりて、ます／＼品々の職見えたり、某部某部と云ものゝ中に官職なる多し、後世の官の中にも、辨、掃部、大炊、主殿、主水、靫負など云は、後にまうけたる名

も、然呼ふことは、固のことぞかし」さて此號は、此を始にて、此後書紀に見えたるは、雄略卷初に、以平群臣眞鳥爲大臣、以大伴連室屋、物部連目爲大連、(これ大臣と大連と並置れしことの、物に見えたる始なり、是より)大臣大連、相並びて政を申せり、(大臣と大連との列は、何れ上とも定まれることはなかりしと見えて、大連を先に列ね云る處もあり、其時其人によれるにや」清寧卷元年、云々平群眞鳥大臣爲大臣、並如故、繼躰卷元年、云々、許勢男人大臣、爲大臣、並如故、宣化卷元年、云々、又以蘇我稻目宿禰爲大臣、欽明卷初に、云々、及蘇我稻目宿禰大臣、爲大臣、並如故、敏達卷元年、云々、以蘇我馬子宿禰爲大臣、用明卷初に、云々、崇峻卷初に、云々、(此より後は大連は見えず)舒明卷初に、云々、當此時、蘇我蝦夷臣爲大臣、皇極卷元年、以蘇我臣蝦夷、爲大臣、如故、孝德卷初に、以阿倍内麻呂臣、爲左大臣、蘇我倉山田石川麻呂臣、爲右大臣、(阿倍内麻呂臣は、倉橋麻呂とも云し人なり」是左右の大臣を置れし始なり、(大臣の號、何時よりともなく、やうやくに官の如くなり來つるを」此時より全く官名となれり、然れども、なほ此人たちも、臣姓の人にてありしを、(これまで、他の尸の人の、大臣になれる例なし、然るに舊事紀に、尾張連の祖、建諸隅命、孝昭天皇御世に、大臣となり、其後にも、其氏人大臣になりしことを記し、又物部連の祖、出石心大臣命も、同御世に大臣となり、又同氏の欝色雄命も、孝元天皇の御世に大臣となりしよし記せるは、皆古を知らぎる者の、妄なる僞なり、又此記、遠飛鳥宮段に、大前小前宿禰大臣と云あり、物部氏の人なり、こは大使主の紛れたるにて、大臣には非ること、彼處に委く辨ふるが如し、さて皇極天皇御世までの大臣を考るに、皆建内宿禰の子孫にして、其他の氏人

和名抄に、大臣の訓、於保伊萬宇智岐美、太政大臣は、於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美とあるは、後の制なり、凡て麻宇知岐美と云は、麻閇都岐美の、音便に頽れたる唱なり、萬豆岐美は、侍從の訓にも、於毛止比止萬知岐美とあれば、麻閇都岐美の、閇を略きたる唱なり、さて御宇知岐美を、北山抄江次第などに、末不千君とあるは、宇の音を誤りて、不と假字を書るなり、此はもと音便なれば、必宇と書べき例なるをや、さて魔幣菟耆彌と云ことは、書紀景行卷の歌に見えて、前君の意にて、天皇の御前に候ふ公と云ことにて、臣等のことなり、萬葉一に、物部之大臣とあるは、オホマヘツギミと訓べし、こは和銅元年、天皇の大御歌なり、そのかみ既く如此唱へしにこそ、さて後世には、大臣をおとゞと云、そは殿舍をも云と一にて、大殿の訛れるなり、又物語書などに、おほいどのといへるも大殿なり、）書紀に三年春正月、以武内宿禰為大臣也、初天皇、與武內宿禰、同日生之、故有異寵焉とあり、さて大臣と云號は、師も云れたる如く、後世の如き官名には非ず、たゞ臣と云に、大てふ美稱を加へて、尊み賜へるにて、（漢籍に大臣と云ことあるを取れるなりなど云は、古を知らぬ者のみだりごとなり、）連姓の人に、大連と云號を賜へると同じ、（大連も官名には非ず、故此號は、連姓の人に限れることなり、なほ大連の號の事は、下卷玉穗宮段、荒甲大連の下、傳四十四に委云べし、なほ尸に大てふ言を加へたる例は、伊邪河宮段、又朝倉宮段に、大縣主と見え、續紀には、大國造、大忌寸、大宿禰など云も見ゆ、）されば此號は、古は何れの御代のも臣姓の人に限れり、（建內宿禰は、いまだ姓氏を云ること見えざれども、其子等の子孫、皆、臣姓なるを以て見れば、必此人も臣と云しなるべし、そは必しも、姓に著たる尸ならで

とは、たゞ多と奴との異なるのみなればなり、さて此を書紀に依て云はゞ、此、和訶奴氣王と申すは、彼若建王にて、健建命の御子なるを、此記には誤りて別として、此天皇の御子とせるものなり、又此記に依ていはゞ、彼倭建命の后、弟橘比賣の御父は、忍山宿禰には非るを、此天皇の忍山垂根の女、弟財郎女を娶て、和訶奴氣王を生坐る其御母と御子の名の、彼弟橘若建と似たるから紛れて、書紀には誤りて、忍山を彼弟橘比賣の父とし、此和訶奴氣王を、彼若建王のことゝして、此天皇には御子無しとせるものなり、此二の傳、何れの方か正しからむ、決めがたし、なほ書紀に依ていはゞ、若此天皇に御子坐ましたらむには、必其御子ぞ御位を嗣坐べきに、倭建命の御子の嗣坐るを以て思へば、此天皇には、御子坐ざる傳の方や正しからむとも云べけれど、倭建命は、景行天皇の殊なる大御愛子に坐て、誠になべてならず、世に勝れたる御威德坐まして、父天皇の詔にも、是天下、則汝天下也、是位、則汝位也などもあれば、たとひ成務天皇の御子は坐ましたらむにても、御位は必彼命の御子の嗣坐べき故ぞありけらし、又此、和訶奴氣王は、早く薨坐しも知がたし、されば倭建命の御子の、御位を嗣坐るを以て、此天皇には、御子坐まさずとは決めがたきことになむ。)

故建內宿禰爲大臣。定賜大國小國之國造。亦定賜國國之堺。及大縣小縣之縣主也。

建內宿禰は上に出、(傳廿二) ○大臣は、意富淤美と訓べし、(古の大臣は、皆、如此訓べきなり、

中越とて、近江の坂本へ越る間なり、）高と云は、高き地なる由か、はた宮號に稱へたるにもあるべし、（石上廣高宮など云る類あり）○穂積臣は、上に出、（傳廿二のはじめ）○建忍山垂根、忍山は地名か、神名帳に、伊勢國鈴鹿郡忍山神社あり、（同國朝明郡に穂積神社もあり）垂根の事は、上（傳二十二）大筒木垂根王の下に云り、さて倭建命の后、弟橘比賣命の御父を、書紀に、積穂氏忍山宿禰とあるは、即此人か、別なるか、紛らはし、女の名の弟財も、彼弟橘と似たるは、兄弟か非るか、此はたゞいさゝか紛らはし、なほ次に云べし、又書紀繼體巻にも、穂積臣押山と云人見えたり、（此を韓國の書に、委意斯移麻岐彌と云る由見ゆ、）○弟財郎女、名義、弟はかの、弟橘比賣の弟の如し、（廿七弟橘比賣命の條下）財は、美稱へたる名なり、萬葉十六（八丁）に、女をほめて、寶之子等と云るが如し、郎女は事の、上（傳廿一常根津日子伊呂泥命の條下、仝二十二河上之摩須郎女の條下）に云り、仁賢天皇の御子にも、財郎女、反正天皇、又敏達天皇の御子にも、財王（寶王とも書り）と申すあり、皇極天皇の御名をも、寶皇女と申せり、○和訶奴氣王、御名義、奴は主か、又出雲國造神賀詞に、若水沼間能彌若叡爾御若叡坐と云こともあれば、さる由か、氣は、食か、應神天皇の御子にも、若沼氣二俣王と申すあり、（神武天皇の御名、若御毛沼命もやゝ似たり、）○さて書紀には、此天皇には、御子坐まさず、其に就て考るに、此は御外祖父の名、及御母の名も似たるに因て、倭建命の御子の、若建王と紛れて、此記と書紀と、傳の異はありしにやあらむ、（其紛れと云は、彼若建王の御外祖父を、書紀に、穂積氏忍山宿禰とあると、此王の御外祖父と、姓も名も同く、又御母の名も似たるうへに、王の御名も、和訶多氣と和訶奴氣

志賀卷宮

若帯日子天皇。坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也。此天皇。娶穗積臣等之祖建忍山垂根之女名弟財郎女。生御子和訶奴氣王。一柱

此天皇後の漢様の御謚、成務天皇と申す、○志賀は、和名抄に、近江國滋賀、(志賀) 郡これなり、(今も志賀と云地もあり、郡は、南は勢多の川より、北は、比良山の北まで亘れり、古より廣き名にぞありけむ、) 萬葉一 (十七丁) に、樂浪之、思賀乃辛崎、また左散難彌乃、志我能大和太、二 (十五丁) に、近江、志賀山寺、また (三十七丁) 神樂浪之志賀左射禮浪、三 (二十二丁) に、志賀乃大津、七 (二十四丁) に神樂浪之、思我津乃白水郎者、などなほ多く見え、後の歌にも多くよめり、(後の哥に、志賀の故郷とよむは、天智天皇の、大津宮の跡なり、萬葉一の、長哥其反哥を以て知べし、然るに、是を此高穴穗宮の跡と心得るは非ず、) ○高穴穗宮、書紀景行卷に、五十八年春二月、幸近江國、居志賀三歲、是謂高穴穗宮、六十年冬十一月、天皇崩於高穴穗宮、と見えたり、(成務卷には、都を遷されたること見えず) 然れば景行天皇の幸て、此宮にて崩坐しより、此天皇も、御從に侍ひ坐りしが、即其宮に坐々しなり、此宮の地は、神明鏡に、今の志賀寺これなりとあり、姓氏錄に、志賀穴太村主と云姓もあり、朝野群載十一に、穴太驛見ゆ、(其文云、右辨官下近江國、右衛門府生正六位上國造恒世云々、右爲賜渤海客多時服、差使者、云々、今日發遣於越前國、云々、差件人等、至于穴太驛家、云々、延喜二十年三月廿二日) 今も穴太村と云あり、(京より山

どあるべきに、然はあらで、たゞに其御子たちの御名を擧て、かく云るは、右の二柱の御子等、御名高ければなるべし、かくて其王の御祖と申すときは、仲哀天皇の后に坐ことは、申さねどおのづから炳きなり、

此大帶日子天皇之御年壹佰參拾漆歲。御陵在山邊之道上也。

御年一百三十七歲、書紀には、六十年冬十一月乙酉朔辛卯、天皇崩於高穴穗宮、時年一百六歲とあり、(崩於高穴穗宮よしは、五十八年春二月幸近江國、居志賀三歲、是謂高穴穗宮とある是なり、さて大御父天皇の三十七年に、立爲皇太子、時年廿一とあるによらば、百四十三歲なるべきに、一百六歲はいたく差へり、若崩の年に百六歲ならば、彼太子に立賜ひしころは、未生坐ざる前なるをや、) 或書には、百十三と云り、(こはかの太子に立賜ひし年、廿一とあるより計へて、百四十三と云るが、後に四字の落たるにこそ、) ○山邊之道上此地の事、崇神天皇の山邊道勾之岡上御陵の下(傳廿三) に云り、書紀成務卷に、二年冬十一月癸酉朔壬午、葬大足彥天皇於倭國之山邊道上陵、とあり、諸陵式に、山邊道上陵、纏向日代宮御宇景行天皇、在大和國城上郡、兆域東西二町、南北二町、陵戶一烟、大和志に、在柳本村東、稱御陵、陵畔有冢六と云り、(或は云、山邊郡上總村の東にあり、里人王墓山と云て、此あたり山邊城上二郡の堺なりと云り、大和志には、此をば荒墳の中に收て、かの柳本村の東なるとは別なり、何れか此御陵ならむ、詳ならず、) 此御陵の事も、なほかの勾之岡上御陵の處に云り、考合すべし、

五百木之入彦命と紛ひて、脱たりけむこと、上に云るが如し、然れば、此なる大江王の御女の大中比賣も、其五百木之入彦命の御孫の、中津比賣と紛れて、此御父の大江王も、彼中津比賣の御父、品陀眞若王と紛れしこともあるべし、若其紛あらば、此銀王は、五百木之入彦命の御女にて、品陀眞若王の庶妹ならむも知難し、）強て明らめがたし、且名のさまも聞つかぬこゝちするは、若くは字の寫誤にもやあらむ、（師は、銀は鏡字を誤れかとも云れたり、又思ふに、鐸字をうちとけ書の草に釈と書るは、寫誤れるか、若然らば、奴弖と訓べし、其は大江王の異母兄弟に、沼代郎女と申すありて、上に見えたるを、奴能斯呂とは訓つれど、此若は奴弖にもあらむか、その事傳廿六にいへり、考あはすべし、されど此らもなほ決め難ければ、姑く銀字の隨に、志漏加泥と訓てあるなり、）○大名方王、名方は長田と同くて、（允恭天皇の御女、長田大郎女をも、書紀には各形大娘と書れたる例のごとし、）地名なるべし、攝津國八田部郡の長田にやあらむ、（此地名なほ國々にもある）○大中比賣命（延佳本に、中の下に津字あるは、訶志比宮段に、然あるに依て、さかしらに補へたるなるべし、すべて中津といふ名、津字をば省きても書る例、常のことなれば、この字無きも何てふことかあらむ、今は諸本に無きにしたがへり、さて此次にいでたる、この御名延佳本誤りて、比賣二字を脱せり、）書紀には、叔父彦人大兄女とあり、これぞ正しき傳なる、（その由は傳廿六はじめに云るがごとし）仲哀天皇の后となり坐り、彼御段に見ゆ、○香坂王忍熊王の事は、訶志比宮段に云べし、（傳卅）○御祖、凡て古言に、御母を御祖と申せりしこと、上巻（傳十手間山の段下）に云るが如し、さて此は、爲帶中日子天皇之后な

は、異なるが故なり、然るに、息長田別王も、子孫の姓を擧たるに非ず、此と同例なるに、彼をば先に擧たるは、いかにと云に、彼は上に擧たる次第のまゝにて、例に違はざる故に、上の次第のままに擧たるなり、されど猶次第を正さば、かの息長田別王云々の下に擧べきことなり、然れども、又思ふに飯野眞黑比賣の事も、息長田別王云々と、先前に云はではいかゞなり、）○飯野眞黑比賣は、若建王の御甥の子なり、○須賣伊呂大中日子王は、上に出、（傳廿六）○柴野入杵、（柴字諸本此等二字に誤れり、其は等をうとゝけて、ホと書ことのあるより誤り初たるなり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、女名の柴字も同じ、）柴野は、近江の地名なるべし、（今彼國に此名無しや尋ぬべし、）入は伊呂と通ふ、其由、上傳廿一常根津日子伊呂泥命の條下に云り、杵は君なるべし、崇神天皇の御子に、大入杵命と申す坐り、○柴野比賣、名義上に同じ、○迦具漏比賣命、上に出、（傳廿六）○大帶日子天皇娶云々は、傳の紛にて、上に論あり、（傳廿六のはじめ）考合すべし、○大江王も、上に出、（傳廿六）此は日子人之大兄王なるが紛れつることも、上に云るが如し、（江を上には枝とかけり）○庶妹は、麻々伊毛と訓べし、（アラメイロトなど訓るは非なり）字鏡に、盯萬々妹也とあり、（盯字は心得ず）凡て庶をば麻々と訓べきこと、白檮原宮段に、庶兄とある下（傳廿）に云るが如し、（庶字にはかゝはらず、たゞ異母のよしなり、）○銀王、景行天皇の御子には、此記にも書紀にも、凡て此名は見えず、但し此族かにかくに、紛ありとおぼしくて、大江王、なほ疑はしければ、（まづ大江王は、日子人之大兄王のことなるを、其日子人之大兄王は、書紀には、仲哀卷に見えて、此御卷には見えざるは、御兄の

云こと、上なる訶具漏比賣の下（傳廿六）に云り、さて此兄弟三柱の女王の中に、此一柱のみ命とあるは、いかなる由にか、（次に出たる處には命字なし）○息長眞若中比賣、中は那加都と訓べき例なり、（此例津字は添ても省ても書り）第二の御女なる故に、中比賣と云り、應神天皇の妃になり坐て、彼御段に出たり、猶其處（傳卅二）に云べし、○弟比賣、御名殊なることなし、若沼毛二俣王の御妻にて、明宮段の末にいづ、なほ其處（傳卅四）にいふべし、○三柱、諸本に二柱とあるは、寫誤れるなるべきを、延佳本に三柱とあるは、改めつるなるべし、今も其に依れり、

故上云若建王。娶飯野眞黑比賣生子。須賣伊呂大中日子王。自須至呂以音此王娶淡海之柴野入杵之女柴野比賣生子。迦具漏比賣命。故大帶日子天皇娶此迦具漏比賣命。生子大江王。一柱此王。娶庶妹銀王生子。大名方王。次大中比賣命。二柱故此之大中比賣命者。香坂王忍熊王之御祖也。

上云、かく云る例、輕嶋宮段の末にあり、又伊邪河宮段に、上所謂ともあり、さて此は、息長田別王までは、上に擧たる次第の隨に擧たるに、此若建王を此處に云は、上の次第に異なるが故に端を改めて如此云るなり、（抑上の次第に差ひて、若建王を此に云るは、其子孫の姓を擧る例と

田連と云あれど、こは布伎多には非ず、吹字は、次の誤りにて、須岐多なるを、音便に須伊陀と云るなり、三代實錄六に、次田連とある是なり、）但し此もおぼつかなくはあれど、（若布伎ならむには、吹或は振などこそ書べけれ、揮字は、此記の文字用ひの例にあらぬこゝちせらるゝを、又吹振などの字の誤りとも見えず、）他に考へ無く、漁田にては如何とも訓べき由なければ、（舊印本にスガタと假字を附たるは、スナトリと云訓を思ひて、妄にスナダと訓る本のありしを、ナをカに誤れるなるべし、延佳本にも、スガタと訓るは、訓べきさまを知ざりしによりて、舊印本のまゝに附おきたるなり、皆云に足らず、）姑く布伎多と訓てあるなり、なほよく考ふべし、○上件の外にも、倭建命の御末の氏は、姓氏錄に、縣主、和氣公同祖、日本武尊之後也、また聟木倭建尊三世孫、大荒田命之後也、（木字一本には本とあり、）などあり、

次息長田別王之子。杙俣長日子王。此王之子。飯野眞黑比賣命。次息長眞若中比賣。次弟比賣。三柱

杙俣長日子王、名義、杙俣は地名にて、和名抄に攝津國住吉郡杭全、（久末多）鄕これなり、（久末多とあるは、久の下に比字の落たるなるべし、本より久ならむには、抗字を書べき由なければなり、されば和名抄に依て、此の杙をも久と訓むは、中々にひがことなり、此記は、殊に久に杙字など書べき例に非ず、下には咋字を書るをや、）○飯野眞黑比賣命、飯野は和名抄に、伊勢國飯野郡、又神名帳に、同國河曲郡飯野神社などあり、これらの内の地名にやあらむ、女名に黑と

備麻呂同姓、吉備繼等朝臣姓と見え、(此氏初は別の尸なりしが、君になり、宿禰になりしこと此より先にありけむ、)三代實錄三十に、宮道朝臣彌益てふ人見え、(此は醍醐天皇の御外祖母の御父なり、)新國史に、延喜十一年、山科神二前依宮道氏內藏少允宮道良連等解、爾伴氏神、按醍醐天皇外祖母、宮道氏之祖とあり、神名式に、山城國宇治郡山科神社二座、並大月次新嘗とあり、此社勸修寺村に在て、宮道大明神と云、若は建貝兒王などを祭るにやあらむ、)○足鏡別王、例に依るに、此上に次字あるべし、脫たるにや、○鎌倉之別は、和名抄に、相模國鎌倉、(加末久良)郡鎌倉これか、姓は考なし、(舊事紀には、葦敢竈見別命、竈口君等祖とあり、)○小津石代之別、かくの如く地名を二重ねたる姓は、記中に例なければ、(國名を連ねたるは別なり、)小津の下に君字脫たるか、はた石字君の誤にて、代字の上に字脫たるか、何れにまれ、小津君一の姓なるべし、次に引る舊事紀に、尾津君あればなり、さて小津てふ地名は、彼此にある中に、此は神名帳に、近江國野洲郡小津神社ある、此地などにやあらむ、詳ならず、姓も他と考なし、石代は、紀伊國日高郡の磐代か、(萬葉一二七に哥もあり、)此も詳ならず、姓も考無し、若又石字は君の誤にて代の上に字の脫たらむにては、殊に考ふべき由なし、○漁田之別、漁字は決く寫誤なり、然れども、何字の誤ならむ、考ふべきたづきなし、たゞ舊事紀に、稚武彥命、尾津君揮田君武部君祖とある、稚武彥命は、例の御兄弟の間の分れにて、此揮田ならむか、尾津君も由あればなり、(若此ならば、布伎多なり、皇極紀に、揮劔と見え、此記神代卷に、於後手布伎とあるを、書紀に、背揮と書れたり、布理を古言に布伎と云り、さて萬葉九に、振田向宿禰と云姓も見えたり、又姓氏錄に、吹

書紀は誤て、登袁之別を別に一柱の御子の名（十城別王）として、伊豫別君を、其末とせるなり、（若然らば、登袁は必地名なり、其地なほよく考ふべし。）若又書紀に依て云は、十城別王を此記には誤りて、登袁之別と云姓として、伊豫別君をも、共に建貝兒王の末とせるなり、（若然らば登袁は御子の名なれば、必地名とも決めがたし。）此は何れか正しからむ決め難けれど何れにまれ、彼（御名の）十と此登袁と元一ことゝぞ思はるゝ、（前には、袁字は寫誤にて、陸奥の國の登米郡か、備後國奴可郡の斗意郷か、筑前國志麻郡の登志郷か、など思ひよれりしは非ず。）○麻佐首、（麻字、眞福寺本には鹿と作れども、佐字假字なれば、上も假字ならではいかゞ「若上なる字、鹿ならば、佐字誤なるべし、されど其も思ひよれる事もなければ、本のまゝにてあるなり。」地名も姓も考なし、○官首之別官首は、二字ながら決く寫誤なり。（書紀孝德卷に、宮首阿彌陀と云人見えたれど、そは首は尸なり、又續後紀四に、宮人朝臣と云姓の人見えたる、首は、續紀に必登ともあれば、是かと思へど然らじ、又常陸國鹿島郡に宮前郷、又續紀四十に、居に依て宮原宿禰と云姓を賜ひしこともある、これらの地名にやとも思へど、皆然らじ。）宮道なるべし、其據は、舊事紀に、稚武王、近江建部君、宮道君、祖とある是なり、さて其は此記と相照して思ふに、稚武王と云るは、例の御兄弟の間の傳への紛れにて、宮道君、祖は、武貝兒王なるべし、（景行天皇の御子に、宮道別皇子と申すも、書記に見ゆ、此はた彼十城別王の類にて、宮道之別の紛れには非るか。）さて其地は、和名抄に、參河國寶飫郡宮道、（美也知）郷ある是なり、（宮道山と云も此地なり）かくて此姓は、（姓氏錄には見えざれども）續後紀四に、賜宮道宿禰吉

き魚の大なるが住て、往來の船をなやましけるを、倭建命の御子、此國に下り來て、討平賜ひて、やがて留まりて國主となり賜へる故に、讃留靈王と申奉る、これ綾氏和氣氏等の祖なりと云ことを記したり、或は此を、景行天皇の御子神櫛王なりとも又は大碓命なりとも云傳へたり、讃岐の國主の始は、倭建命の御子、武卵王の由、古書に見えたれば、武卵王にてもあらむか、今とても國內に變事あらむとては、此讃留靈王の祠、必鳴動するなりと、近きころ、彼國の事ども記せる物に云り、今思ふに、讃岐國造の始ならば、神櫛王なるべし、然れども倭建命の御子と云、又綾君和氣君等の祖と云るは、武卵王と聞ゆるなり、さてさるれいと云は、いかなる由の稱にかあらむ、讃留靈と書は、後人の當たる文字なるべし）○伊勢之別、こはもと伊豫之別君なりけむを、豫を勢に誤り、君を脱せるなるべし、（そは後に寫誤れる物とは見えず、中ごろ傳へ誤れるか、はた阿禮が誦たりしほどに誤れるか、何れにまれ此記撰へる前よりの誤と見ゆ）其故は、和名抄に伊豫國に和氣（和計）郡あり、又次に引る、書紀の十城別王の事を考合せて、知べく、姓氏錄にも、（右京皇別）別公、建部公同氏、（建部公、日本武尊之後也とあり）又（和泉國皇別）和氣公、犬上朝臣同祖、倭建尊之後也などあればなり、さて此別は地名なれば、必下に君とあるべきなり、（某之別とのみありては、別と云こと尸になるなり）○登袁之別、（袁字諸本赤に誤れるを、今は眞福寺本、延佳本に依れり、記中に、袁を赤に誤れる例なほあり）此地名未物に見あたらず、思ふに、書紀に武卵王の同母弟に、十城別王ありて、是伊豫別君之始祖也とあるは、此記と傳への異なるにて、其は此記に依て云ば、武卵王、登袁之別伊豫別君之祖とありしを、

多祁と唱へ來つれば、凡てのはなほ多祁倍と訓べきなり、）美濃國多藝郡建部、石津郡建部、出雲國出雲郡建部、美作國眞嶋郡健部、備前國津高郡健部、神名帳に、近江國栗太郡建部神社など見ゆ、（此外にも猶有べし）さて建部君氏も處々に有りとおぼしき（舊事紀に、稚武王、近江建部君祖、武田王、尾張國丹羽建部君祖と見え、又同書五に、阿努建部君と云もあり、こは伊勢のなるべし、）中に、此の建部君は、何國のならむ定めがたし、姓氏錄に、（右京皇別）建部公、犬上朝臣同祖、日本武尊之後也と見ゆ、（氏人は、續紀十七に、建部公豐足、廿七に近江國志賀郡人、建部公伊賀麻呂賜姓朝臣、續後紀十七に、肥後國飽田郡人、建部公弟益、男女等五人賜姓長統朝臣、貫附左京三條など見えたれど、何れの族ならむ詳ならず又續紀廿五に、健部公人上等十五人賜姓朝臣とあるは、垂仁天皇の御子の後にて異姓なり、其由同紀卅八に見えて、傳廿四沙本穴太部之別の條に引るが如し、）○讃岐綾君、綾は和名抄に、讃岐國阿野綾郡これなり、（今は綾北條、綾南條とて、二郡に分てり、）姓は書紀にも、武卵王是讃岐綾君之始祖也と見え天武卷に、十三年十一月、綾君賜姓曰朝臣とあり、續紀四十に、讃岐國阿野郡人、綾公菅麻呂等言、己等祖庚午年之後、至于己亥年、始蒙賜朝臣姓、是以和銅七年以往、三比之籍、並記朝臣、而養老五年造籍之日、遠校庚午年籍、削除朝臣、百姓之憂無過此甚、請據三比籍及舊位記、蒙賜朝臣之姓、許之、續後紀十九に、讃岐國阿野郡人、綾公姑繼、綾公武主等、改本居貫附左京六條三坊、（靈異記に、讃岐國香川郡坂田里有一富人、夫妻同姓綾君也、）などあり、姓氏錄には、見えず、（讃岐國鵜足郡に讃留靈王と云祠あり、そは彼國に讃留靈記と云古き書ありて記せるは、景行天皇廿二年、南海に惡

祖也。

犬上君、犬上は和名抄に、近江國犬上、(以奴加三) 郡これなり、萬葉十一 (三十三丁) に、狗上之、鳥籠山爾有、不知也川云々、さて此王の御母、近江國人なれば、此姓由縁あり、書紀にも、其兄稲依別王是、犬上君、武部君、凡二族之始祖也と見えて、氏人は、神功卷に、犬上君、祖倉見別、推古卷に、犬上君御田鍬、孝德卷に、犬上健部君、(此健部は名か) 齊明卷に、犬上君白麻呂など見ゆ、天武卷十三年十一月、犬上君賜姓曰朝臣、姓氏錄に、(左京皇別) 犬上朝臣出自諡景行皇子日本武尊也○建部君、まづ建部と云者は、書紀に、日本武尊化白鳥云々因欲錄功名即定武部也と見え、出雲風土記に、出雲郡健部郷、所以號健部者、纏向檜代宮御宇天皇、勅不忘朕御子倭健命之御名健部定給、爾時、神門臣古禰健部定給、即健部郎臣等自古至今猶居此處、故云健部、(此神門臣古禰は建部に定められたる中の一人なり、建部此一人に限れるには非ず國々に多く定められたるなり、) とある是なり、建と云は、即倭建命の御名を取れる稱なり、(此事傳廿四玉垣宮段、子代とある下に、例を引て委く云り、) さて稲依別王は、御子に坐故に、其御子孫此建部の輩を帥掌り給ふに因て、建部君と云姓を負給へるなり、かくて諸國に建部と云地の多きは、此建部の部の住居るより負る名にて、(右に引る出雲風土記にて、皆准へ知べし、) 和名抄に、伊勢國安濃郡建部、(此建部を太介無倍とあるは、多祁流倍を流と音便に無と云るなり、書紀にもタケルべと假字を附たり、これらに依らば、凡てタケルべと訓べきに似たれども、御名の倭建も

なり、其故は、仲哀卷に、元年十一月、越國貢白鳥四隻、於是送鳥使人宿菟道河邊時、蘆髮蒲見別王云々、天皇於是惡蒲見別王無禮於先王、乃遣兵卒而誅矣、蒲見別王、則天皇之異母弟也とあるは此王にて御名の傳のいさゝか異なるなればなり、(此に天皇の異母弟也と記しながら、其御兄弟を擧たる中に擧ざるは、前後合はず、故脱たるなりとは云なり、) 舊事紀には、即倭建命の御子等を擧たる中に、葦敢竈見別命とあり、(敢字、カムの音なれば、カミの假字に用ひたることさもあるべし、又髮字を誤れるにてもあらむ、) さて書紀に、宿菟道河邊時云々とあるは、此王御母山代國の人なれば、其御許にぞ坐けらし、○又一妻は、師の麻多阿流美賣と訓れたる宜し、此御段の初に、又妾之子ともありしに同じ、○息長田別王、息長は近江國の地名にて、上(傳廿二息長水依比賣の條下) に出、田の意は未思得ず、(息長之と、之を添ても讀べけれど、息長帶比賣命、其外も之と云ぬ例多ければ、今も其に效ひて訓り、) 書紀には此御子無し、○幷六柱、書紀には異ありて七柱なり、(其は此記に見えざる御子、布忍入姫命十城別王、稚武彥王ありて、息長田別王無く、足鏡別王も、此卷には出ざればなり、仲哀卷に出たる、蒲見別王を入るれば、八柱なり、さて舊事紀には、十五柱を擧たる其中に武卵王と、武養蠶命と、又五十日彥王と、伊賀彥王と、これらなどは、一柱を二柱としたる誤なるべし、

故帶中津日子命者。治天下也。次稻依別王者。犬上君。建部君等之祖。次建貝兒王者。讚岐綾君。伊勢之別。登袁之別。麻佐首。宮首之別等之祖。足鏡別王者。鎌倉之別。小津。石代之別。漁田之別

なるが、御名の似たるに依て混て、書紀の傳の方は一になれるか、はた一なるがまぎれて、此記の傳の方は、別になれるか、何れ正しからむ決め難し、）但し御腹は如何まれ、帶中津日子命の（中津日子と申す）御名に依に、此稲依別王は必御長子にぞ坐けむ、然るに此記に擧たる次第は、（御子の先後にはよらず）御母の尊卑に依れるものなり、○吉備臣建日子は、上に吉備臣等之祖、御鉏友耳建日子とありし人にて、其處（傳廿七日代宮の段下）に云るが如し、○大吉備建比賣と云は、兄名に因れるなり、○建貝兒王、貝字諸本みな見と作は誤なり、今改めつ、（書紀と相照して、貝字なること著ければなり、下卷他田宮段なる靜貝王、貝鮹王、小貝王などの貝字をも、見に誤れる例あり、）名義、卵或は蠶などに由ありしが、書紀には、又妃吉備武彥之女、吉備穴戸武媛、生武殼王、與十城別王とあり、（殼字、今本に鼓と作るは誤なり、即次に武卵王と書るにて、穀なること著し、舊事記に、別に武養蠶命と云をも擧たるも、別には非ず、此御名の字の異なるなり、さて殺字は、字書に卵甲と注せる意を以て、加比古に用ひたるなり、文選潘岳西征賦に、危素卵之累殼などもあり、又轂又㲉などもカヒコと訓ども、猶殼字なるべし、）○玖々麻毛理比賣玖々麻は、地名か（和名抄に、下總國市原郡に、菓麻と書て久々萬と云鄕名の例あり、又書紀仲哀卷に、來熊田造祖云々、）和名抄に、山城國久世郡栗隈（久里久米）鄕あり、（仁德紀推古紀に、山背栗隈縣とあり、）其を約めて（理を省く）も云るにや、詳ならず、毛理は守か森か、此もさだかならず、さて此媛は、姓も父の名も傳はらざりしにや○足鏡別王、足は阿斯と訓べし、（書紀に蘆と書れたればなり）名義未思得ず、書紀には、此御子無きは、脱たる傳へ

は坐まさで、第二御子に坐し故の御名なり、書紀には、初日本武尊娶兩道入姫皇女爲妃生稲依別王、次足仲彦天皇、次布忍入姫命、次稚武王とあり、異なる傳なり、(なほ此御子の次第の事、次なる稲依別王の下に云べし、)仲哀巻にも、足仲彦天皇、日本武尊第二子也、母皇后曰兩道入姫命、活目入彦五十狹茅天皇之女也とあり、○其入海弟橘比賣命、上(傳廿七)に見ゆ、其とは上に記せるを指て云り、加能と訓べし、(師は其入海の三字は、後人の注せるなり、削るべしと云れしかど、然らず、此記の文かゝる例多し、)さて此比賣命は、上にも后と見え、此にも比賣の下に命と云ことを加へたる、次なる御妻等のなみ〳〵の列に非るなり、○若建王、御名義ことなることなし、書紀には、右に引る如く、此御子をば兩道入姫命の御腹として、又別に次妃穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛、生稚武彦王とあり、異なる傳なり、(孝靈天皇の御子に、稚武彦命あり、其とまがひつるなるべし、)○近淡海之安國造の事は、伊邪河宮段に、近淡海之安直あり、其處(傳廿二)に云り、○意富多牟和氣、名義、多牟は地名にやあらむ、(倭に田身山と云例あり)伊邪河宮段に大多牟坂王と云あり、同人か詳ならず、其處(傳廿二)に國造本紀を引たる、考合すべし、○布多遲比賣、名義詳ならず、地名ならむか、○稲依別王、名義、稲は字の如くなるべし、依は宜なり、(其由は上に云り)舊事記に、別に稲入別命と云もあれど、別には非じ、(たゞ御名の傳のいさゝか異なるにて、同王なるべし、)大神宮儀式帳に、大歳神兒、稲依比女命と云も見ゆ、(こは同名の例なり)さて書紀には、此御子も右に引る如く、兩道入姫命の御腹にて、御長子とせるは、異なる傳へなり、(御母は、其御名に依てまぎれつるなるべし、其は實は別

御饗奉りしことなどを思ふべし、此倭建命の御平國の時など、諸の司司は多かるべき中に、此にかく殊に其職をのみ擧たるを以ても、其輕からざるほど知られたり、○従は、美登母と訓べし、玉垣宮段に、所遣御伴王等云々、

此倭建命。娶伊玖米天皇之女布多遲能伊理毘賣命。自布下八字以音生御子帶中津日子命。一柱又娶其入海弟橘比賣命。生御子若建王。一柱又娶近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女布多遲比賣。生御子稻依別王。一柱又娶吉備臣建日子之妹大吉備建比賣。生御子建貝兒王。一柱又娶山代之玖玖麻毛理比賣。生御子足鏡別王。一柱又一妻之子息長田別王。凡是倭建命之御子等幷六柱。

伊玖米天皇は、師木玉垣宮御宇天皇（垂仁）に坐、○女は、此は比賣美古と訓べし、○布多遲能伊理毘賣命、上（傳廿四の始）に出て、爲倭建命之后とあり、さて御姑に御娶坐し例、御母方のは、鵜葺草葺不合命の、玉依毘賣命、綏靖天皇の五十鈴依媛（こは書紀の傳なり、此記の傳は異なり、）などあり御父方のは、雄略天皇の波多毘能若郎女、（亦名若日下部命）舒明天皇の田眼皇女、（書紀の說なり）などあり、今京になりての代にも、阿保親王の伊登内親王なども然なり、○帶中津日子命、御名意、帶は足なり、中津日子とは、此御子第一には擧たれども、御長子に

言趣とある下(傳十三のはじめ)に云るが如し、書紀神代卷に、令平葦原中國、また以平國時所杖廣矛云々萬葉五(十三丁)に可良久爾遠、武氣多比良宜弖などあり、此は上件熊曾蝦夷などの事を、凡て云なり、○久米直、上卷に出、(傳十五のをはり)其氏にやあらむ、○七拳脛は、脛の長き人にて、此名は負るなるべし、越後國風土記に、美麻紀天皇御世、越國有人名八掬脛、其脛長八掬、多力大强と云る類もあればなり、書紀孝德卷に、高田首根麻呂、更名八掬脛、姓氏錄に、竹田連祖八束脛命などもあり、さて書紀には、蝦夷を平に幸行す處に、天皇則命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊、亦以七掬脛爲膳夫とありて、姓をば記されず、(尾張國氷上社の祠官、久米直氏にて、其系圖に大久米命十世孫、久米直七拳脛ありて、彼祠官の祖なり、其子に久米八甕あり、熱田社寛平緣起に、稻種公傔從久米八腹と云あるは此人か)○恒は、伊都母と訓べし、萬葉四(十三丁)に、伊都藻之花乃、何時何時、(十卷にもかくあり)など見ゆ、平國に幸行す每に、何時とてもなり、○爲膳夫は、加斯波傳登志弖と訓べし、膳夫遲弖と云意なり、(倭建命の、此人を膳夫と爲たまふと云意とは少し異なり、又膳夫となりてと云とも少し異なり、これら云もてゆけば一に落るに似たれども、語の意は、おの〳〵いさゝかけぢめあるなり、)膳夫の事は、上卷(傳十四の櫛八玉命の下)に出、さて膳夫と云へば唯賤き職の如聞ゆめれど然らず、上代には、凡て御膳を嚴重みせられつるからに、膳夫も其人を選ばれて、輕からざる職にぞありけむ、上卷櫛八玉神の事(傳十四)又書紀に景行天皇の、東の淡水門にて白蛤を得給ひし時に、磐鹿六鴈の膳夫仕奉し事、應神卷に吉備臣祖御友別が、兄弟子孫を以て膳夫として、

見賜ふらむ、などあるたぐひなり、）○飛行、（書紀に、上天とあるは、例の漢籍めかしく書れたる文のみにこそあらめ、實に天上へ登り坐るにはあらじ、ただ此記の如く見べきなり、さて和名抄に、和泉國大鳥郡大鳥郷ありて、神名式に、同郡大鳥神社あり、倭建命を祭ると云り、河内國より更に飛去たまへる時に、彼處にもしばし留まり賜ひし由など有けるにや、又式に同郡多治速比賣命神社あり、弟橘比賣命を祭ると云り、又源平盛衰記に、日本武尊白鶴に化して、西方に飛て讃岐國に至り、白鳥明神と爲と云り、和名抄に、讃岐國大内里白鳥郷あり、白鳥之呂止利とあり、此郡白鳥村に今も白鳥大神宮と云あり、海邊にていと〱大なる森なり、此森に、いみしく大なる白鶴の、昔より今に住る、長は七尺ばかの、頭の大さは人の頭の如くなり、をり〱森の外へも出居ることあるに、人あまた群來るに逢ても、いさゝかも怖るゝけしきなしとぞ、土人の云傳へたるは、倭建命此鶴に乘て、此地に來坐りと云傳りと、彼國人の說なり、或云此神社もとは、白鳥明神と申せしを、寛文のころ此、あたり領す、高松なる主の請奏されしに依て、大神宮と云號を賜へり、社領も二百石公より附らると云り、

凡此倭建命平國廻行之時。久米直之祖名七拳脛。恒爲膳夫以。從仕奉也。

凡は、須倍豆と訓てあるべし、その由は白檮原宮段のをはり（傳廿）に例ありていへるが如し、○平國は、久爾牟氣爾と訓べし、（國を牟氣にと云意にて、牟氣は用言なり、）牟氣の事、上卷

其處造陵、焉白鳥更飛至河內留舊市邑、亦其處作陵、故時人號是三陵曰白鳥陵、然遂高翔上天、徒葬衣冠、因欲錄功名、即定武部也、是歲天皇踐祚四十三年焉、(倭琴彈原は、允恭卷に琴引坂とあると同地にやあらむ、其御陵は、今葛上郡富田村と云に在て、今も白鳥御陵と申すなり、彼仲哀紀に、陵域之池に、白鳥を養て觀つゝ慰むと詔ありしは、此倭なる御陵のことにやありけむ、又仁德紀六十年、差白鳥陵守等、充役丁時、天皇臨于役所、爰陵守目杵忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰是陵自本空、故欲除其陵守而、甫差役丁、今視是怪者甚懼之無動陵守者、則且授土師連等とあるは、河內なる御陵なるべし、さて號是三陵云々とあるは、能煩野のをも、琴彈原のをも、皆白鳥陵と云となり、然れども此記の趣は、たゞ河內國なるをのみ白鳥御陵とは云如く聞えて、能煩野なるをも然云りとは聞えず、傳への異なるにや、さて徒葬衣冠とは、いかなる事にかあらむ、白鳥に衣冠はあるべくもあらざれば、別に此命の衣服などを將來て、琴彈原、又舊市の御陵にも埋收しにやあらむ、)此記には、倭の彈琴原の事は無きは、早くより漏たるなるべし、(そは阿禮が誦うかべたりしほどなどに、脫したるか、はた其より前に既に漏たりしか知べからず、此記錄さるゝ時は、既に此事無かりしと聞ゆる文のさまなること、上に云るが如し、されば後に寫脫せるには非るなり、)○翔天、此は阿麻賀氣理弖と訓べし、(前にありしとは、語の勢異なるべきなり、)出雲國造神賀詞に天翔國翔弖云々、萬葉五(三十一丁)に、久堅能阿麻能見虛喩阿麻賀氣利、(中古の物語書などに、死たる人の靈の、此世に物する事を、天かけりて云々と云り、うつほの物語俊蔭卷に、あまかけりても、いかにかひなく

此地の事、傳廿一の始に云り、考へ合すべし、）さて是を書紀には、留舊市村とあり、其は和名抄に、河内國古市郡古市郷ある是なり、古市郡は、志紀郡の南に連きて、今も古市と云地、志紀郡の堺より遠からざれば、上代には其あたりまでかけて、大名を志紀とぞ云けむ、されば舊市邑とあるも、志紀の内にて、異地には非じ、熱田社寛平緣起には、更飛至河内國志紀郡留舊市邑とあり、（さて舊市と云も、一邑の小名にて、本よりありし名か、又は其はや、後の名なるを、書紀は後の名を以て記されたるもあるべし、古は志紀郡なりしが、後には隣郡に屬たる地なほ彼此あれば、舊市も本は志紀の内なりけむことは決し、）○作御陵、此御陵今も古市郡古市にあり、（河内志云、陵上有祠稱伊岐宮、泉州大鳥神社流記曰、石津者孝德天皇造伊岐宮之日、其石從讃岐國運置此津、仍名と云り、伊岐宮とは、御陵をば作りながら、白鳥は生て坐神靈にて、其を祠れる宮と云意にて、生宮の謂にやあらむ、）○鎭坐とは、生て坐白鳥なる故に、葬奉れるには非るが故に、かく云るなり、さるは神社に、其御靈を祀る如くに、其地に鎭祭りしなるべし、（然るを神社と云ずして、御陵を作と云るは、此白鳥とも能煩野御陵に葬奉りし御屍の化賜ける故なるべし、）鎭坐と云言の意は、上卷（傳十一宇氣由比の段の末）に委云り、○白鳥御陵（白鳥は、讃岐國の地名は、和名抄に之呂止利とあれど、書紀萬葉などの訓に依て、斯良登理と訓つ、萬葉九なるは今本にはシロトリとあれど、其も六帖にはシラとあれば、古は然ぞ讀けむ、）御陵は、此は美佐邪紀と訓べし、其由は上卷（傳十七鵜羽產屋の段下）に云るが如し、さて彼河内の古市なる御陵、今も白鳥陵と申すなり、書紀云、於是遣使者追尋白鳥、則停於倭琴彈原、仍於

意以て考定めつるものなれば、中々にひがわざの多きぞかし〕さて御代々の天皇の大御葬に、此御哥等をしも唱ける所以は、まづ此倭建命は、仲哀天皇の大御考尊に坐々て、萬を天皇に准奉ることはさるものにて、神とも神と坐々て、世に比なき大功を立賜ひて、終に白鳥と化て飛去坐ぬるなど、都て尋常ならざるうへに、壯の御齢にして、旅行にしも崩坐ぬるほど、其悲哀さも又尋常ならず、此御歌どもはた、殊に優れて悲哀さの甚深きなど、彼此を以てなるべし、

故自其國飛翔行。留河內國之志幾。故於其地作御陵鎭坐也。即號其御陵謂白鳥御陵也。然亦自其地更翔天以飛行。

自其國は、伊勢國よりなり、〔上に向濱飛行といひ、飛居其磯など云るつゞきなるに、今さらに自其國飛翔とあるは、少しいかゞなるに似たれども、此は留河內國ことを云むとする處なれば、端を改めて、伊勢國よりと云むこと、さもあるべし、又思に、書紀に河內國より前に、倭國に留給ひし事あれば、此記にも此上に倭國の事のありけむが脱たるにて、其國とは倭を云るにやとも思へども、若上に倭の事あらば、自其國の上、若は下に、亦或は更など云辭のあるべきに、然る辭の無きは、此記にはもとより倭の事はなかりしなり〕〇飛翔、書紀仁德卷、歌に、破夜步佐波、阿梅珥能朋利、等弭箇慨梨、〇河內國之志幾は、和名抄に、河內國志紀郡志紀鄕あり、是なり、神名帳に、同郡志貴縣主神社、また志紀長吉神社などもあり、朝倉宮段に、志幾之大縣主の家の事見えたるも、此地なり、〔此地名、此記の例、倭國のをば師木と書、河內國のをば、志幾と書り、なほ

十三（二十八丁）に、朝裳吉、城於道從、角障經、石村乎見乍、神葬々奉者、伊勢物語に、崇子と申す親王うせ賜ひて、御はぶりの夜、其宮の隣なりける男、御はぶり見むとて云々○歌、凡て葬に歌をうたひしこそ、上卷に天若日子が死れる段に、日八日、夜八夜以遊也、とあるにても知られ、（傳十三天若日子の段下考合すべし）書紀武烈卷に、鮪臣が戮されたりし時、影媛が其戮されし處に追行てよめる歌、伊須能箇瀰云々、於是影媛收埋既畢云々、孝德卷に、皇太子聞造媛徂逝云云、野中川原史滿進而奉歌歌曰、耶麻鵞播爾云云、摸騰渠等爾云云、皇太子云云、乃授御琴而使唱、齊明卷に、皇孫建王八歲薨、今城谷上起殯而收、天皇云云、傷慟極甚云云、作歌曰伊磨紀那屢云云、伊喩之々乎云云、阿須箇我播云云、天皇時々唱而悲哭、などあるも（葬にはあらざれども）其たぐひなり、（漢國に挽歌と云も、葬にうたふ歌なり、）○其歌者は、此歌者と云べきに似たれども、倭建命の御葬に歌ひしを指て、其をは云るなり、○天皇之大御葬、凡て上代の御葬の儀式、天皇のも御子たちのも、其餘のも如何ありけむ知がたし、喪葬令に、親王諸王諸臣の定をいさゝか載られたれど、凡て令の御制は、漢事多ければ、上代の據にはなりがたきうへに、委き事は見えず、天皇のは凡て載らず（世に、文武天皇の御時に定められたる葬の式とて記せる物あれども、いみしき僞書なり、孝德天皇の御世より萬事多く漢をまねばれたるほどに、其後のは、葬も漢事多く雜り、其後は又おしなべて、佛法に依るほどに、上代の式は大かた亡はてたるめり、されど邊鄙には、今もなほ上代よりの事の、遺れりと見ゆることも多かるを、其も漸々に變りゆくは、いと惜らことなり、物知人の、是ぞ上代の式よとて行ふ葬の式は、後の漢

白鳥に化て飛去坐しかども云べけれど、書紀の趣、既に能煩野にも既に葬奉りしこと明らけく、此記も、次なる河內の御陵の處の文の例によるに、能煩野にも既に葬り奉りしことは決くこそ、)さて此の葬は、波夫理と訓べし、次なる大御葬も同じ、此は御屍を送遣奉る儀を云ればなり、凡て波夫理(波夫流と云も然り)とは、其儀を云り、(同き葬字も、葬其處などあるはカク。。シ。マツル。と訓べきこと、上卷傳五の伊邪那美命御石隱の段の末に云るが如し、)さて然云意は、遠飛鳥宮段歌に、意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆、續紀卅一の詔に、彌麻之大臣之家內子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟云云などある波夫流と本同言にて、放るなり、(今俗言に、物を擲るを富袁流と云も、波夫流の音便に頹れたるなり、又溢とも互に通へり、萬葉十四に、久爾波布利禰爾多都久毛乎とあるも、國に滿溢るゝを波布利と云り、十九に、食國之四方之人乎母安夫左波受愍賜者とあるも、放さずなり、今本に夫字を天に誤れるを、師は末の誤として、不餘なりと云れつれど、不餘と云は俗言なり、かの續紀の詔と合せて、不放なることを知べし、又物語書などにも、はふらかすとも、あふからすとも、通はしていへり、)葬は、住なれたる家より出して、野山へ送りやるは、放かし遣る意より云るなり、(萬葉二に、秋葉の黃葉を茂み、迷はせる妹を求めて、山道玄らずも、又かぎろ火の、もゆる荒野に、白妙の天雲隱、鳥じもの朝立いまして、入日なす、隱にしかば、三に、白妙の、袂を別れ、にぎびにし、家ゆも出て、綠兒の、哭をも置て、朝霧の、髣髴にあなりつゝ、山代の相樂山の山際を、往過ぬればなど、みな葬をよめるにて、放れ往さまなり、)萬葉二(三十五丁)に、高市皇子尊城上殯宮之時の歌に、言左敝久、百濟之原從、神葬々伊座而、

あり、伊蘇は此字なるべきか、されど此方の古書には、皆礒字を用ひたり、礒字には伊蘇の義は見えざれどもたゞ古書に隨ふべし、）さて濱從者不行とは、陸よりは行ずしてと云意、礒傳ふとは、海を行と云意にて、（陸海と云ずして濱と云、礒と云は、水際なればなり、又海の方を澳など云ざるも、遠く澳へは飛去給はず、渚近き處を傳ひ行給ふ故なり、右に引る萬葉十二の歌を以て、其さまをさとるべし、）然よみ賜へる意は、濱を飛行賜はましかば、追及もせましを、濱をば行ずして、礒傳ひ飛行賜ふ故に、水中は追行難くて、終に得及奉らざることよと、愁難き給ふなり、○四歌は、余宇多と訓べし、四首と云ことなり、高津宮段に、六歌者云々、遠飛鳥宮段に、此三歌者云々、また此二歌者云々、朝倉宮段に、此四歌者云々などある、皆同じ書紀神代卷に、此兩首歌辭云々、皇極卷に、謠歌三首、古今集序にも此ふたうたは云々、土佐日記にも、一うたにことのあかねば、今一などあり、皆幾首を幾哥と云り、（今人哥一首二首などを、一くさ二くさと云なるは、いみじきひがことなり、一二とは云ることとあれど、一くさ二くさなど云る例はなくことわりもなきことなり、其は古今集序古注に、大よそ六くさにわかれむことは云々とあるなどを、六首の義と心得誤れるにや、此は六種にこそあれ、）○其御葬とは、（葬字諸本多くは莖と作り、此次なるも、他所なるも同じ、其も寫誤には非じ、古より然書ならへるものなり、）此後に、河内國の御陵に葬奉る時に歌ひしを、後より如此云るなりと師の云れつる、誠に然るべし、（其故は、此御哥どもは、能煩野に既に葬奉て後の事なれば、かの能煩野の御葬の時歌けるには非ること、著ければなり、但し能煩野には、わづかに御陵を作れるのみにて、未葬奉らざるほどに

を云名にて、同きが如くなれど、精く云ば、いさゝか差あり、同き水際にても、濱は陸の方の名にて、磯は水の方の名なり、萬葉二（卅丁）に、水傳磯乃浦回乃、（これ磯は水の處にて、其磯のあたりの陸を浦回と云り、）六（十二丁）に、奧嶋荒磯之玉藻、云々（藻は水中に生る物なり）七（二十九丁）に、遠近、礒中在白玉、（中とあるは、水中なればなり、）十二（三十九丁）に、礒回從、水手運往爲、（こぐとあれば、水中なり、）など、みな水の方を礒と云り、又十五（十三丁）に、多麻能宇良爾、布禰乎等杼米弖、波麻備欲里、宇良伊蘇乎見都追、こは正しく濱と礒とを別てよめり、（舟を留めては、陸にあがりてなり、）又相通はして、陸なる物を、礒菜、水中なる物を濱菜なども云ることあれど、其も濱と云は、水中ながらも、陸の方に就て云、礒と云は、陸ながらも、水の方に就て云るなり、（衣通媛の哥に、海の濱藻のよる時々をとあるなど藻は水中に生る物なれども、陸によるに就て、濱藻とも云、萬葉に礒の室木などある類は、陸なれども浪のよする際にある意にて、礒のとは云なり、凡て此らに准へて心得べし、）此上に、居其磯とあるも陸なれども、歌に磯傳ふとあるに就て、此も水上を行方より云るにて、時時其水際に降息ひ賜へるよしなり、（字鏡には、濱、水涯也、水支波又伊曾又波萬、また涓、水際也、波萬又伊曾などありて、波麻と伊蘇と同きが如くなれども、然らず、漢字の濱涓などこそ、波麻とも伊蘇とも訓べけれ、波麻と伊蘇と同じとは云べからず、たとへば、歸字はユクとも、カヘルとも訓べけれど、さりとてゆくとかへると同じとは云がたきが如し、萬の言此に准りて知べし、和名抄には、唐韻云、濱水際也、和名波萬とのみありて、磯は見えず、玉篇に、磯、水中磧也と云、又字書に、石激水曰磯、など

ず。）さて上に、飛行とあるを、再此に飛と云るは、后御子等の事と分て、此は白智鳥の事なるを、知らさむためなり、（上に、於其小竹之苅杙云々、また入其海鹽云々と云る皆、后御子等の事なる故に、此處も飛と云はでは、同く后御子等の事に混るればなり。）其とは、其あたりのと云むが如し、磯の事は、歌の下に云べし、居は降集賜ふなり、○歌曰は、后たち御子たちのなり、○波麻都知登理は、（登は此には、清音字を書れども、上卷なる歌に、杼字を書、次に引る書紀なるも濁音字なり、萬葉十九にも、智杼利と書り、濁るべし。）濱つ千鳥なり、（都は例の之に通ふ辭にて、嶋つ鳥、野つ鳥、家つ鳥など云が如し。）書紀、神代卷、御歌にも、播磨都智耐理譽とあり、後の哥に、濱千鳥と云り、（又磯千鳥、河千鳥なども云り。）○波麻用波由迦受は、（舊印本、又一本、などには、由字を脱し、眞福寺本には、波字無く、延佳本には、用字無し、かく各互に一字少きを、今は彼此を合せて定めつ、眞福寺本も延佳本も、さても聞ゆれども、波も用も有方まさればなり、契冲が厚顏抄には、今定めたる如く書るは、舊印本と延佳本とを合せて、補つるなるべし。）從濱者不行なり、○伊蘇豆多布は、磯傳ふなり、傳とは、往たる處より、即又異處に移り往を云、此事上（傳二十五の始）に委云り、此は海の上を、渚近き處を傳ひ行なり、○此御哥は、先濱つ千鳥とは、下に濱云々、磯云々を云む料に、かの白智鳥を、千鳥に譬へてよみ賜へるなり、千鳥は、濱磯にむねと在る鳥なればなり、（されば、此哥に依て、彼白智鳥を千鳥ぞと心得るは非なり、彼鳥、千鳥なる故に如此よみ給へるには非ず、彼白智鳥は、何れの鳥にまれ、此はたゞ其を千鳥に譬へたるなり、よくせずはまぎれぬべし。）さて次に、濱と磯とを對へて云る事は、先濱も磯も、共に水際

多布ともよめる、同じことなるを以て、似たる意なることを知べし、さて似て同じからざるは、多由多布は、雲などにては、此方へ彼方へたゞよひて、專一方に定まりては進みゆかざるを云、人の心にては、とやせましかくやせましと思ひやすらひて、進まざるを云を、伊佐用布は、たゞやすらひて、進まざる意のみにして、左右に定まらざる意は無し、故月には、いさよふとのみ云て、たゆたふとは云ず、又猶豫不定などの字は、たゆたふに用ひて、いさよふには用ひたることなし、此らを以て其差を知べし、）此は、海中を追行むとすれば、腰まで潮に沒て、進み難き故に、海は得行ずてやすらひ賜ふとなり、（師の、上の那豆牟と同くて、滯るなりと云れたるは、いささか違へり、那豆牟は、物に障へられて、滯るなり、伊佐用布は、みづからためらひやすらひて、進まざるなれば、其意同じからず、此も潮に煩ける故にてはあれども、直に其を伊佐用布と云には非ず、其故に心とためらひやすらひて、進まざるを云なり、よくわきまうべし、）さて其、やすひ給ふ狀を、大河原の殖草と譬へ賜へる由は、海水の中に佪徘ひ立給へる狀の、川水、上へに生立る草の、水と共に流行きはせずて、浪にゆられ立るに似たればなり、（契沖、此意を得ずて、大河原をゆけば、又草の繁きに煩みて、海も河もいさよひて、行かぬるなりと解たるは非なり、上文に、入其海鹽而云々とこそあれ、河原を行給ふ事は見えず、又宇美賀波の賀字の、濁音なるを以ても、河の謂に非ることを知べし、且彼説の如くにては、詞のつゞきも穩ならざるをや、）○又飛居其磯は、白智鳥の事なり、又と云るは、下の歌曰へ係れる辭にて、又歌曰の意なり、（又飛と飛へ係ては見べからず、海上へ飛行坐しが、又飛返りて磯に居賜ふ意とも聞ゆめれど、然には非

中をば云ざれども、然らず、）然る例も多し、（萬葉七に、弓削河原之埋木之、十一に、大野川原之水隱など、これら水中を河原と云り、猶多し、）海原渡原なども云が如し、○宇惠具佐は、植草なり、生るを植と云なり、萬葉十四云、宇惠多氣能毛頭左倍登與美云と契冲云り、又萬葉三（二十五丁）に、東市之殖木乃、十九（二十五丁）に、吾屋戸能、殖木橘、廿（五十九丁）に、宇具比須波、宇惠木之樹間乎、奈伎和多良奈牟などある、皆同じことにて、宇惠は、師の生立てある謂なりと云れたるが如し、（宇惠と云ば、人の植たる木草と云如く聞ゆれども、必しも然のみには非ず、但し萬葉三に、春日里爾殖子水葱、十四にも、此つづけあり、是は植たる水葱と云こときこゆ、）さて此二句は、譬にて、大河原の殖草の如く伊佐用布とつづく意なり、（其由は次に委く云べし、凡て譬を擧て、其下に之如くと云意を含むること、古の哥はさらにも云ず、中昔の哥にもつねのことなり、此二句、當時に后御子たちの河原の草を分行賜ふ由にはあらず、よくせずは思ひまがへつべし、）○宇美賀波は、海者なり、○伊佐用布は佐は清音なり、凡て伊佐用布の佐は、萬葉などにも、皆清假字をのみ用ひたり、濁るはひがことぞ、）萬葉三（三十六丁）に、雲居奈須心射左欲比、又（四十丁）山之末爾、射狹夜歷月乎、又（四十八丁）山際爾、伊佐夜歷雲者、十四（二十七丁）に、安乎禰呂爾、多奈婢久君母能、伊佐欲比爾などありて、猶豫ふと似て、行前へ進まずためらひやすらふ意なり、（多由多布は、萬葉二に、猶豫不定とも、十一に、猶豫とも、賫、又四に今者不相跡絕多比奴良思、又吾背子之情多由多比不合頭者など見え、又十一に、天雲之絕多不心吾念莫國、十二に、天雲乃絕多比安心有者などある、其中に、雲に伊佐用布とも、多由

始メ)に出たり、さてこは、白智鳥の海へ飛行賜ふを、后たち御子たちの猶慕行で、其海鹽の中まで入て、追及むとし賜ふなり、○宇美賀由氣婆は、海行者なり、(契冲が、賀は加良なり、良字の落たるか、略語かと云るも、師の賀は隨にて、海のまゝにての意なりと云れたるも、皆わろし、)陸に對ひて、海を宇美賀とは云なり、共に賀は處の意にして、(在所、住所などの加、又坂岡などの加、又山里を夜麻賀と云も同じ、)陸は國處、海賀は海賀なり、(國なる處、海なる處と云意ぞ、)書紀、此御卷及崇峻卷に、北陸をクニガノミチともクヌガノミチとも訓、(此を崇神卷に、クヌガノミチとも訓る、メはヌを誤れるなり、又崇峻卷に、クルガノミチと訓、西宮記北山抄などにも、北陸道久流加乃道とあるは、奴を流と唱へ訛れるものなるべし、)欽明卷に、陸海をクメガウミと訓、孝德卷にも、水陸とある陸を、クヌガと訓り、此らに對へて、海を宇美賀と云ことを知ルべし、(然るを久奴賀と云稱は、後までのこりて、今に久賀と云を、宇美賀と云方は、早く亡て傳はらざりし故に、右の欽明卷なる陸海の海をも、たゞウミと訓たり、然るに此の御哥に、宇美賀とあるは、正しく陸に對へたる言なれば、凡て海陸水陸などある海又水は、ウミガと訓べきなり、但し右の孝德卷なる水陸の水は、海のみに云るに非ず、田又川などをすべて云るなれば、ミツと訓べし、同卷に又水陸とあるをば、タハタケと訓り、その用へるさまによるべし、其中に、海陸の意にいへる水陸の水は、ウミガと訓べきなり、)○許斯那豆牟は、上なると同意なるうちに、此は彼仁德卷の大御歌の如くにて、腰まで海潮に入て煩むなり、○意富迦波良能は、大河原之なり、かくて此は、水中を河原と云り、(つねには、河水のほとりの地をのみ河原とは云て、水

と云る是なり、那豆牟てふ言は、上卷蹈那豆美とある處（傳七御宇氣比の段下）にも云り、なほ萬葉二（三十九丁）に、石根佐久見手、名積來之、三（三十八丁）に、雪消爲、山道尙矣、名積叙吾來並二、四（四十六丁）に、不近、道之間乎、煩參來而、七（十七丁）に、山川爾、吾馬難、十三（二十六丁）に、君之歩行、名積去見者などいと多かり、此は、白智鳥の飛行方を追て行坐なれば、道も無く、小竹の腰まで、深く生茂りたる中を、分給ふさまにて、速々とも行やられず、滯り煩賜ふなり、○蘇良波由賀受は、（賀字、此は決く清音の處なるに、濁音字を用ひたるは、いぶかし、此事首卷に委云り、）契冲、虛空者不行なり、白智鳥は、虛空を行けど、吾等は虛空を行ねばとのたまふなりと云り、白鳥の虛空を行に對へて詔へり、（萬葉十四に、下野安素の河原よ、石ふまず、蘇良由と來ぬよ、汝心能禮と云るは、心のいそぐまゝに、虛空を行如くにて來つと云なり、）○阿斯用由久那は、從足行那なり、徒より行と云むが如しと契冲云り、從を古言に用と云ること、上（白檮原の段）に委く云るが如し、さて徒より、馬より、船よりなど云ぞ古言の例にて、足して歩行を、從足とは云なり、那は助辭にて、與と云に似て、いさゝか歎く意あり、此辭、萬葉に多かる中に、一（二十四丁）に、都良々々爾、見乍思奈、許湍乃春野乎、十三（二十八丁）に、珠手次、懸而思名、雖恐有、これらの那此の勢に似たり、此外四（二十四丁）に、吾者封戀名、云云、などと牟那とつゞきたる、なほ此彼あり、終にあるは、十（六十三丁）に、間使遣者、其將知名、○一首の意は、いかで追及むと勸けども、吾等は白智鳥の如く、虛空は得行ず、歩より行けば、小竹原に難澁て、すが〳〵とも得行やらぬことよとなり、○入其海鹽而云々、海鹽は宇斯本と訓べし、上卷（傳十の

斯伎理夜夫流禮杼母と訓べし、御足傷き給ふを云なり、(跰は、字書に、胼也とも、斷足也とも注して、足を斷離つことなれども、此は、たゞ、足伎流と云言の同きまゝに、此字を書るにて、さしも字義には拘らざることも、古へのつねなり、此は今世にも、手足に傷くを、手きる足きると云と同くして、たゞ疵のつくを伎理と云るなり、)○忘其痛、忘字忍と作る本ども、あり、其もあしからねども、今は延佳本、又一本に依れり、(眞福寺本には、忌と作るも、忘を誤れるなり、忍よりは、忘と云かた勝ればなり、)痛は伊多伎袁母と訓べし、(イタサヲイタミヲイタムヲなど訓むはわろし、)忘は、おぼえずと云むが如し、○哭追は、那久那久意比伊傳坐伎と訓べし、那久那久は、(俗に那伎々々と云ことなり、)哭乍と云に同じ、(凡て俗言には、言乍を、伊比伊比聞乍を伎々伎々と云を、雅言には、伊布々々、伎久々々と云り、此格みな同じ、)白智鳥を慕ひて、其飛行坐方へ追行給ふなり、○歌は、后たち御子たちの中に、よみ賜へるなり、次なる二首も同じ、○阿佐士怒波良は、淺小竹原なり、萬葉十一に、神南備能淺小竹原乃云々と云り、萬葉七に、妹所等我通路、細竹爲酢寸、我通、靡細竹原などもあり、さて歌の初句の六言なるは、記中又書紀には例なきを、(書紀雄畧卷哥に、首句、彌致儞阿賦耶と云あれど、こは中らに阿の音あれば、此例に非ず、)此なる三首、並びて皆、首句六言なるは、所由あるにや、○許斯那豆牟は、契冲腰煩なり、仁德紀の御製に注せり、此句にて切るべしと云り、仁德紀云々とは、書紀に那珥波譬苫須儒赴泥苫羅齊、許辭那豆彌、曾能赴尼苫羅齊、於朋彌赴泥苫禮、契冲云、許辭那豆彌は、腰惱にて、腰に至るまで水に沒て、御舟を引、なり、萬葉十三に、夏草乎、腰爾魚積云々、十九に、落雪乎、腰爾奈都美弖云々

と訓べし、(上巻には、訓小竹云佐々とあれども、此は然は訓まじきなり) 御歌に、士怒とあればなり、書紀神功巻に、小竹此云之努と見え、萬葉一(八丁)に、しぬひつと云借字にも、小竹櫃と書、又細竹とも書り、和名抄に、篠細竹也、和名之乃、一云佐々、俗用小竹二字謂之佐々とあり、(古は志怒と云るを、後には志能と云は、野角樂忍などの類なり、然るに、萬葉一に、人麻呂の哥に、四能とあるはめずらしきことなり) さて志怒とは、細竹を始めて、其外薄葦などにも云て、然類の物の、幹の總名なるを、(萬葉一に、旗須爲寸四能乎押靡などあるも、薄の幹を云り、しの薄と云も、たゞ薄のことなり、一種の名には非ず、又葦にも、葦の篠屋など云り) もはら小竹細竹など書は、主とある物に就てなり、(同く小竹と書けども、佐々と云は竹に限れる名、志怒は竹には限らず、) さて志怒てふ名の意は、なよゝかに靡ふよしなり、(俗に云、しなやかなる意なり、奴と能と那とは、よく通ふ例にて、心も志奴に思ふ、又戀志奴布など云志奴も、心のしなひをるる由なり、思ひしなえてとも多く云ると、合せてさとるべし、されば、小竹も其例と同くて、志那比と云意にて、志怒とは云なり、然るを繁き意とするは非なり、後世に、繁きことを志能爾と云へど、其は古は無きことなり) 此の小竹は、細竹にても、薄などの類にてもあるべし、○苅杙は、俗に苅株と云是なり、和名抄に、東宮切韻云、根株、草木本也、訓上禰、下久比、世(字鏡には、柵また櫪櫟、また杌などを久比是とあり、) と見ゆ、木を伐たる跡の株を、伎理久比と云り、(字鏡には、杌、橦也、支利久比とあり、) 萬葉十六(二十二丁)には、法師等之鬚乃剃杭、馬繫云々ともあり、(こは鬚を剃たる跡に、又短く生たるさまを、草木の株に准へて云るなり) ○雖足跐破は、美阿

たりを、富田と云は、登理傳を訛れるなるべし、大和國の琴彈原の地をも、富田と云る、同故事にて、同名なるを思ふべし、さて此鳥出神社、今は飛鳥社と云なりと云り、朝明郡は、三重郡の北なれば、能煩野より倭國を指て往坐むには、いよゝ方は迂遠し、然るに舊事紀に、日本武尊、平東夷還參、未參薨於尾張國矣と云る說あり、さて又尾張國愛智郡白鳥村に白鳥社ありて、此尊の陵なりと云傳ふ、一說には、此は天武天皇の御世に、かの白鳥三陵に准へて、彼尊の神靈を此處に祠り給へるなりとも云、何もさだかならぬことなれども、若くは能煩野御陵より出賜ひて、先初に、東北を指て、朝明郡の海邊に向て、飛行坐て、尾張國に至て留坐る地に、御陵を造れるが、愛智郡なる白鳥社にやあらむ、さて次に其御陵より又飛去て、倭國には往坐しにやあらむ、然るに書紀には、初に尾張國に飛行坐し事をば傳漏し、此記には尾張をも倭をも漏して、後の河內のみに傳へたるにや、さて舊事紀の說は、かの白鳥の留坐し地に御陵を造しを誤りて、彼國にて薨ぬと傳へたるにもやあらむ、これらは慥に云べき事には非れども、此記に、向濱飛行とあると、尾張國にも白鳥陵あると、舊事記の說と、かれこれを合せて思へば、若然ることもやありけむ、尾張國には、草薙劒を置て來坐つれば、神靈の先其國へ飛行坐むことも由なきに非ず、朝明郡の鳥出社も、尾張へ向ひ給ふには、由ある地方なれば、かれこれこゝろみに云のみなり、○於其の下に、地字或は野字など脫たるか、(其野ならば能煩野を指なり、) されど諸本に然る字あるは無ければ、姑く其字曾許那流と訓てあるなり、(眞福寺本延佳本には、其字を是と作り、されど於是と云べき處にも非ず、又下に係て、許能と云むもいかゞなり、) ○小竹は、志怒

は加へたるかとも思へど、智字以音と注まであれば、然にも非じ、故なほつら〳〵に思ふに、后等御子等の、千鳥に譬へて、波麻都知登理とよみ給へる哥につきて、推て此白鳥を白智鳥と呼るを始、へもめぐらして、然語り傳へたるか、彼哥に知登理とよみ給へる由は、哥の下に云べし、又彼仲哀紀に、御陵域の池に白鳥を養て、大御父王を戀慕ひ坐御情を慰めむと詔へるにつきて思ふに、當時其白鳥を、父鳥と天皇の呼へるに、世中にも傳へて然呼るを始、へもめぐらし及ぼして、白父鳥とは云るにやあらむ、智々を智とのみ云は、凡て同音の重なれる言は、一省きて云例多きなり、又明宮段の哥に麻呂賀知とよめるたぐひもあるをや、〇化は、葬奉りし倭建命の御屍の化爲たまへるなり、書紀云、即詔群卿命百寮、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化白鳥、從陵出之、指倭國而、飛之、群臣等因以開其棺櫬而視之、明衣空留而、屍骨無之、〇翔天、高津宮段歌に、比婆理波、阿米邇迦氣流、書紀仁德卷、歌に、破夜歩佐波、阿梅珥能朋利、等弭箇慨梨など見ゆ、(伊勢國鈴鹿郡なる石藥師寺を、高富山と號く、高富は、高飛にて、此あたりの舊名にて、石藥師驛も、舊名は高飛と云り、其は倭建命の、白鳥に化て、飛去坐しより起れる名なりと云傳ふ、)〇向濱飛行、こは書紀には、指倭國而飛之とあると異なるに似たり、(倭國は西方なるに、鈴鹿郡より海濱は東方に當ればなり、)されど回旋行坐むには、方にはさしも拘るべきに非ず、(鈴鹿郡、能煩野より、濱に向ひ往坐むには、奄藝郡河曲郡三重郡の内の海邊なるべし、鈴鹿郡の東南方より、東北方に亘りて、此三郡並て、海は其東なればなり、又神名式に、朝明郡に鳥出神社あり、或說に、此倭建命の白鳥と化て、飛出給ひし地なる故に、鳥出とは云なり、今は此あ

具佐。宇美賀波。伊佐用布。又飛居其磯之時歌曰。波麻都知登理。波麻用波由迦受。伊蘇豆多布。是四歌者。皆歌其御葬也。故至今其歌者。歌天皇之大御葬也。

八尋白智鳥、八尋は、記中に、八尋和邇などある類にて其大なり（鳥の八尋ならむは、よの常ならず、異に甚く大なりしなるべし、）白智鳥は、書紀には、白鳥とありて、此記にも、御陵の名は、白鳥とあり、（次に見ゆ）書紀仲哀卷に、詔曰朕未逮于弱冠而、父王既崩之乃、神靈化白鳥上天、仰望之情一日勿息、是以冀獲白鳥養之於陵域之池、因以覩其鳥欲慰顧情、則令諸國俾貢白鳥云々、越國貢白鳥四隻云々とも見ゆ、何鳥ならむ、詳ならず、萬葉四（卅丁）に、白鳥能、鳥羽山松之、（冠辭考に、此白鳥は、必しも鷺のみを云にはあらじ、仲哀紀に、獲白鳥養之とあるは鵠のことならむか、出雲國造神賀に、白鵠乃生貢とあるをも、しらとりと訓べければなりとあり、鵠の事は、傳廿五の始に委くいへり、）九（十丁）に、白鳥鷺坂山（こはたゞ鷺は白き鳥なる故に、かくつゞけたるか、又鷺の一名を白鳥とも云しか、決めがたし、漢ぶみ詩疏に、鷺謂之白鳥、とも云ることもあり、さて此の白智鳥を、即白鷺なりと云說もあるなり、）などもあり、さて其を此に、白智鳥としも云る由も、詳ならず、（白き千鳥を云るかとも思はるれど、千鳥にはあらべからず、千鳥ならむには、たゞに白鳥とは云べからず、右の仲哀紀の趣も、千鳥とは聞えざればなり、又此も元は白鳥とありけむを、次なる歌に、知登理とあるに依て、後人のさかしらに、智字

野老なり、其故は、野老は葉も葛も薯蕷に甚よく似て、まぎるばかりの物なり、さて薯蕷は、十月の初ごろまで葛ありて、其後は枯る物なるを、野老は、大方は薯蕷と同ころ枯るれども、物の陰などにあるは、冬も葉青くて、春までも殘るもある物なれば、まことに冬薯蕷と云つべし、萬葉七の歌に、いやとこしくに、とつゞけたるは、登許てふ言を重ねたるにもあるべく、又常葉なる故にもあるべし、九なる歌に、尋去とつゞけるは、此物葛を尋行て根を掘ればなりと云る、此考甚よく當れり、）拾遺集に、春物へまかりけるに、女どもの野べに侍りけるを見て、何わざするぞと問ければ、野老ほるなりといらへければ、春の野に、處求むと云々、返し、云々などあり、葛は俗云都流なり、凡て蔓草に某豆良と云名多し、葛の事、上卷（傳六夜見國の段下）に委云り、○此御歌、如此よみ賜へる意、契冲も云る如く、悲哀に堪ずて匍匐迴賜ふことを、其地なる田の稻莖に、薢の葛の蔓繞へるに譬へ賜けりとは聞えたれども、然るにては、末に言足らず、末の句を傳へ脫せるにやあらむ、（今こゝろみに云ばゝ、末に、伊波比母登富理、泥能美斯那久母、など云二句などあるべきなり、彼白檮原宮段の大御歌と照して考ふべし、）

於是化八尋白智鳥。翔天而。向濱飛行。智字以音爾其后及御子等於其小竹之苅杙雖足跳破。忘其痛以哭追。此時歌曰。阿佐士怒波良。許斯那豆牟。蘇良波由賀受。阿斯用由久那。又入其海鹽而那豆美此三字以音行時歌曰。宇美賀由氣婆。許斯那豆牟。意富迦波良能。宇惠

泥と云ることと多し、此は哭よりうつれるものなり、〕○那豆岐能、〔那豆岐は、用言なれば、之と云むことと、いかゞと思ふ人あるべけれど、萬の言、物名となりては、用言も躰言の如くなりて、之と承る例多し、此は殊にかく之と云では、句のと、ゝのひわろきをや、〕四言の句なり、〔次なる多能の二言を、此句に屬て、六言に讀はひがことなり、句の調を味ひて知るべし、此なる四首の內、次々なる三首みな、初句六言なるに依らば、此も六言ならむかとも思へど、此歌は然らず、〕○多能伊那賀良邇は、田之稻幹になり、書紀神代卷に、粟莖、〔字鏡に、秆稈、阿波加良と見えて說文に稈禾莖也と云り、〕萬葉十一に、吾屋戸之穗蓼古幹採生之實成左右二君乎志將待と見え、字書に、草木莖曰幹と云り、○伊那賀良爾、かく同言を返してうたふは古歌のつねなり、○波比母登富呂布は、蔓延迴ろふなり、此言、白檮原宮段の大御歌に見えて、〔傳十九〕上に引り、○登許呂豆良は、解葛なり、和名抄〔芋類〕に、崔禹錫食經云、薢味苦小甘無毒、燒蒸充粮、和名土古呂、俗用[艹+宅]字、漢語抄、用野老二字、今按所出並未詳、兼名苑注云、黃薢其根黃白而味苦者也と見え、大膳式に、[艹+宅]二合、また薢四葉などあり、萬葉七〔十一葉〕に、冬薯蕷葛彌常敷爾九〔三十六丁〕に、冬薯蕷都良尋去祁禮婆〔これらを今本に、サチカヅラと訓、六帖に、まさきづらとして出せるなど、皆誤なり、田中道麻呂云、萬葉七卷九卷なる冬薯蕷をまさきづらとするは心得ず、まさきは、冬薯蕷と云べき由なし六帖に右の歌を、まさきづらとあるは、萬葉の此冬薯蕷の訓をつくべきやうを知らざりしから、妄に然訓て、取たるものなり、又冠辭考にも、是をまさきづらと訓てまさきの說は精しけれども、その冬薯蕷に當るべき由は、さらに見えず、いかゞ、冬薯蕷は

波比は蔓延にて、匍匐には非ず、(其由も同巻大御歌の條下に云るが如し) 萬葉三 (五十三丁) 大納言大伴卿薨之時の歌に、若子乃匍匐多毛登保里、朝夕哭耳會吾泣君無二四天、又二 (三十五丁) に、鶉成伊波比廻、(伊は發語なり) 三 (十三丁) に、鶉己會伊波比回禮云々、○哭は、師の美泥那加志都々、と訓れたるに依るべし、(但し那加志は、師の訓は那伎なるを、今改めつ、那加志は、那伎を延たる古言にて、尊む言となる、) そは書紀欽明卷に、奉二哀於殯一、孝德卷に、阿倍大臣薨天皇幸二朱雀門一舉哀而慟云々、及諸公卿悉隨哀哭、天武卷に、咸著二喪服一三遍舉哀、などある奉哀哀哭舉哀など又發哀 (齊明卷天武卷持統卷) 發哭 (天武卷) 慟哭 (持統卷) などみな、美泥多弖麻都流と訓、又皇極卷に、蘇我臣蝦蛦及鞍作屍許二葬於墓一、復許二哭泣一、天武卷に、發哀など、これら泥都加閇泥都加布と訓る、泥は喪を悲哀みて哭に云て、美泥は視哭なり、其殯葬などのさまに視て哭よしなり書紀神代卷に、弔レ喪大臨とある臨を、美那伎と訓る (視て泣なり) と合せて、心得べし、(奉ると云事を云るは、上たる人のためにするを云るにて、尊みたる辭なり、故右に引る孝德卷なる天皇の舉哀をば、カナシミタマフと訓、天武卷に、十市皇女を葬たる處に、天皇臨之降二恩以發哀一、とある發哀をば、ミネシタマフと訓り、) さて泥は即泣ことなるを、泥那久と重言も常のことなり、(ねになく、ねのみなくなども云り、如此重言例は、寐は即寢ることなるに、寐寢とも云ひ、寐を寢ぬなども云是なり、同じ云ざまなり、) 泥は體言、那久は用言なればぞかし、(寐寢も、伊は體言、泥は用言なり、同意ながら、體用を重言例はなほ多し、歌をうたふ、儛をまふの類なり、さて泥那久の泥の音と心得るは非ず、又後世の歌に、涙を指て

蹟なりとも云なり、抑此能煩野、御陵の事上件の如く、古冢は處々にあれども、今何れを其とも慥には決むべき由なし、なほ當郡内をあまねく尋ねば、右の冢どもを除ても、古冢はなほ有べきなり、よく尋ね考ふべし。)○那豆岐田那豆岐は、上なる御歌の多々那豆久の那豆久と同くて、靡附なり、(岐は加伎久祁と活用言なり、さて那美は、那毘伎にて、藤那美又物の那美與流など云是なり。)人又鳥獸などの懐くと云も本同じ、(これらを以思に、和名抄に腦、頭中髓腦也、和名奈豆岐、これも頭中へ歸集まる意の名にやあらむ、されど此はさだかならず。)さればかの多々那豆久青垣山隱れるとあるも、四面にたゝなはり周れる山の其中なる國に靡附たるを云るにて、(中なる國より見れば、周れる山々は皆其國へ靡附たるが如し。)那豆岐田も其と同くて、四方の周に在て、御陵に靡附たる田を云なり(靡とは必しも其形は靡かねども、依附を云なり、さて又かの青垣山は、其形の委れる故に、多々那豆久と云るを、田は委れる物には非る故に、たゞに那豆岐とのみ云り、さて契冲は此那豆岐を地名なりと云れど非なり、其地之とあるにて地名に非ることは著し、又師は豆を助辭として稻と城田にて、稻城とあるあたりの田を云かと云れつれど、此も信られず、稻つとは云べくもあらず、稻城ならんには、直に伊那紀とこそ云べけれ、さて出雲風土記に、腦磯又腦嶋と云見えたり、こはいかなる由の名にかあらむ、腦は正字にや借字にやさだかならず。)○匍匐は、上卷に匍匐御枕方、匍匐御足方而哭とあるが如し、(傳五伊邪那美命の條)○廻は、母登富理と訓べし、此言白檮原宮段の大御歌に、波比母登富呂布、志多陀美能伊波比母登富理、云々とある下に云るが如し、(傳十九)但し彼

などにも、其氏人ありしかば、其人などを、遠祖の御陵邊を慕ひて、同此野に葬し墓などにもあらむか、其は何れにまれ此、武備塚、御陵には非るべし、又右の長澤村の少西南方の野中に、高さ一丈あまり周り十丈許もあらむと見ゆる古塚あり、東面の半腹の土の崩れたる所に穴ありて、石構の口顯れたり、口は狹くして、穴の内は奧へ八九尺、横七八尺ばかりにて、上は大石を覆ひ、横も石を重ねて構へたり、是を里人二子塚とも二子穴とも云り、其邊こゝかしこに大石どもの地に埋れたるが、いさゝか顯れたるも幾つもあり、此も此冢の石構の散たるなるべし、又此冢の西方にも今一冢あり、抑此二子塚は、正しく上代の貴人の墓とは見えたり、されど此も御陵とは定めがたし、或人大碓命小碓命雙生に坐ませば、此塚の名由あり、又長澤村に長瀨神社あり、其神像は背の長き御像なりと云も、倭建命御長一丈餘とあるに由あり、又此近きあたりに御門と云地もあるなど、彼此由ありて、聞ゆと云り、されど大碓命と雙生に坐まさむからに、其を御墓の名に負むこともいかゞとぞ思ふ、又龜山驛と莊野驛との間、大道の北方、名越村近き地に、丁子塚と云あり、周廿丈許なる圓き山にて、東方へ長く引たる尾あり、此形をもて丁子とは云なるべし、内に石構あり、土物を掘出ることもありとぞ、又其山の廻にやゝ離れて、小丘五ありと云り、此冢は未行て見ざれども、其形狀を聞に、是も上代の陵墓のさまにてはあるなり、又石藥師驛を西南方へ出はづれたる所、大道の右方に、日之坪と云小山あり、此も陵墓の形に似たり、此山後方は山上、即平地にて廣野なるを、かの大道より見上げたる頂の處は、後方より見るも一の塚なり、是を此御陵なりと云人もあれどいかゞあらむ、或は此は中ごろの城

らねど、高宮村と云に（莊野驛と石藥師驛との間大道の少し西方なり）丸山と云あり、茶臼山とも、經塚とも、白鳥塚とも云て、甚大に高く圓にして、周に堀の形などもかつ〳〵殘りて、全上代の御陵どもの狀なり、まづは此ならむとぞおぼゆる、（谷川氏も、今高宮村にひよどり塚と云あり、能煩野御陵は此なるべしと云り、此塚のことなり、又或人も御陵は此塚なりとして、此あたり高宮鄕にして高飛野と云、此白鳥塚のほとりの地に、王子田、寶冠塚など云字もあり、又七八町ばかり北方に、御所垣內と云田地の字もありて、土人懼を入などすれば祟ありと云傳へたる地などもあるなりと云り、然るに延佳云今鈴鹿郡長世鄕曠野中有陵墓、俗云多氣比塚、是能褒野墓而、多氣比此建部之訛乎と云るは、上代の陵墓のさまをよくも考へず、たゞ後世の心以て大方に思ひて云るものなり、此武備塚と云冢は、石藥師驛より二里餘西方、長澤村の地、村の北なる野中の林中にありて、高さ六七尺許の小冢にて、小木竹など生茂れり、前に社あり、又同林中其冢の後方に、車塚、又一町許東南方に、寶冠塚、寶裳塚など云もあり、並いと〳〵小き冢なり、大かた近きころは此武備塚を、能煩野御陵と定めて、世人も然心得たるめれど、此冢はさらに上代の御陵のさまに非ず、若これ御陵ならむには、假令遙の代々を經て崩れ缺て、今の如く小くなれらむには、必內なる石構の露れたるべきに、然る物もすべて見えざるをや、吾徒白子人坂倉茂樹が考にも、此武備塚は倭建命の御伴に從ひし吉備武彥或は大伴武日連などの墓ならむかと云り、さもあるべし、御伴せられし故を以て、此人々などをも、薨て後に此同能煩野の內に葬しにもあるべければなり、又倭建命の御末に建部氏ありて、後に此國の安濃郡

古事記傳二十九之巻

本居宣長謹撰

日代宮四之巻

於是坐倭后等及御子等諸下到而。作御陵。即匍匐廻其地之那豆岐田自那下三字以音而。哭爲歌曰。那豆岐能。多能伊那賀良邇。伊那賀良爾。波比母登富呂布。登許呂豆良。

后等は、倭建命のなり、此命は萬を天皇に准へ奉る故に、御妻をも后と申せること、上（傳廿七弟橘比賣命の條）に云るが如し、さて后と申すは、一柱に限らざりしかば、（此事傳十一宇伎由比の段廿のはじめなどに委云り）等と云り、下に此命の御子等を擧たる處に出たる御妻等の中に、后の班なる此彼ありけむ、其中に布多遲能伊理毘賣命は、玉垣宮段にも、爲倭建命之后とあり、○御子等は、同命のなり、○諸は、后等にも係れり、上巻に天神諸とある如く、上に屬る言なり、○下到は、倭より伊勢に下來坐るなり、○御陵は諸陵式に能襃野墓、日本武尊、在伊勢國鈴鹿郡、兆域東西二町南北二町、守戸三烟（續紀に大寶二年八月震倭建命墓、遣使祭之とあるは、此御陵なるべし、）とある是なり、能襃野の事は上（傳廿八）に云り、御陵は今はさだかな